收容書目

日本經濟叢書

卷五

日本經濟叢書刊行會

日本經濟叢書卷五目次

目次終

解題

山下幸內上書 幷附論

本書は著者山下幸內が、將軍德川吉宗に上りたる有名の上書なり、山下幸內は、一書に、山內廣內、又幸內に作る、何れか是なるを詳にせず、或人曰ふ、紀州の浪人にして、當時江戶靑山邊に居住したる者なりと、而して未だ其の傳を詳にせざるは編者の甚だ遺憾とする所なり

本書は當時の政治及世事を忌憚なく、直言批評したるものにして、其中我が經濟問題に關する事項は、幕府が徒らに奢侈を名として、頗ぶる淺薄狹隘なる小政策を弄することを非議し、例へば金銀箔類の使用を停止し、遊興玩弄物に無用の費用を投ずるとを禁ずるが如きは、却て金銀の融通を停滯せしめ、小民を救濟するの道にあらざることを痛言し、遂に吉宗が曾て紀州に在つて、一藩內に施したるが如き小政策は、天下の大局に適用すべからずと迄に極論

したるものなり、室鳩巣の兼山祕策（本叢書卷二に收容す）中本書の顚末を見るに足るべきものあれば、左に拔抄して參考に資す

一昨日は高倉屋敷へ罷出候時分、傳奏屋敷に居申人講釋承に罷出候人有ㇾ之、承候へば、一昨朝も未明より訴狀上げ申共（共はとての誤ならん）箱出申を相待罷在、箱出申と其儘打こみ申由に候（此の箱と云ふは此前月三日より毎日幕府評定所外の腰懸前に、所謂目安箱なるものを出して天下に直言を求めたるなり）右の人見申由に、浪人らしき者麻上下にて挾箱もたせ參候て、訴狀取出し入申を見申由に候（享保六年九月四日鳩巣が奧村源左衞門に宛たる書翰、兼山祕策第五册に載す）

此日麻布邊に居申候山下廣内と申謙信流の軍者、一册の諫書を目安箱へ入候て上申候、近年不ㇾ承直言の由承申候、勿論申所は謙信を聖人の樣に申候、畢竟軍術へおとし申主意と聞え候へば、信用には不ㇾ足候へども、いかにしても申度事只少も無㆓遠慮㆒申上候、委細は不ㇾ能㆓筆紙㆒候、然處御黑書院溜り、

の間へ御老中御列座にて寺社、勘定、町三奉行並其外諸役人とも被ㇾ爲ㇾ召被ㇾ仰渡候は、廣内事輕者に候處奇特被二思召一候、ケ樣の儀御聞被ㇾ遊御機嫌に被二思召一候、各事は其役人に候處終にケ樣の儀不二申上一候、夫に付右廣内諫言も御見せ被ㇾ遊候由、夫故三奉行方には寫置申由に御座候（同十二月九日山本基庸に宛てたる書翰） 當地青山に山下廣内と申者謙信流軍者にて候、先日日安箱へ一册の書投進申候、題は武門大和大乘と申候由、其書去方にて一遍ひそかに見申候、さて〳〵直言共にて御座候、去ども畢竟儒者にては治りがたく候間、日本は中國の風俗と違候由、又は儒佛神共に捨がたく候事、又謙信を聖賢の樣に稱し申事、是等にて御推察可ㇾ被ㇾ成不ㇾ足二信用一儀に候へ共、御當代事を少も不ㇾ憚論申候、其處にはいか樣尤成事も有ㇾ之候、明君家訓（當時世上にて吉宗の著作と噂せしもの）をも散々に申置候、かやうの小さ成事にて天下は治申事にて無ㇾ之由申候……右廣内書中には上の被ㇾ遊方は小器と申物に候、天下は左樣にては不二罷成一候、紀州を治られ候格

に被思召候へども、天下と國とは違申候：：追て廣内書中今一ツ尤成事は、古より明主名將終に金銀を大切に不仕候、不足申樣に候へども、近頃正雪ごときの者にてもあれ程の事を存立候へ共、金銀に心は懸不申候、天下の金銀は上の金銀にて候。其を必府庫にをさめられ度と被思召候事至て小き事の由申候。さて／＼申たる事と奉存候（同上十二月廿四日青地禮幹に宛てたる書翰）

鳩巣の此等の言に依て著者の爲人、上書の性質、及其當時、朝野の問題となれる狀況の一斑を推察することを得べし

本書の附論として、末尾に揭げたる數篇の論文は、其後松平樂翁が在職の折、上記山下幸內の上書を同僚に示して、各其の意見を求められたる答案なれば、參考の爲め本篇に附載せり、又樂翁の物價論は、此の上書には關係なく、其の前年に草し置かれたるものなれども、此時樂翁は、此の上書に添へて、同僚に批評を乞はれしものにして、編者の藏本には、此等の諸論を一纏めに綴

りあり、互に參照して、幸內の意見の價値を知るに足るべきを以て、一切其の儘に之を附載することとせり

山下筆記 幷追考

本書の著者山下宗節は遠州中泉の人とあるも、惜らくは編者未だ其の傳を詳にせず、追考の著者、永井行達は、山崎闇齋學派、佐藤直方門下の高弟にして、俗稱は三右衞門、一に隱求又誠之と名け、豐島處士又淳庵と號す、江戶の儒にして、元文五年五十二歲にて歿したる人なり、本書は追考と共に物價及貨幣に關する和漢の雜說を筆記したるものなり

町人囊 幷底拂

百姓囊

增補華夷通商考

以上三書は、西川忠英の著す所なり、忠英字は如見、求林齋と號す、長崎の人なり、博學にして著述多く、殊に天文に長ぜりと云ふ、享保九年卒す、年七十七、著す所は、此の三書の外に、四十二國人物圖說、虞書暦象俗解、天文義論、天文和歌注、日本水土考、長崎夜話草等あり
町人嚢は、町人の品位を有ち、町人の町人たる心得を記し、同底拂は其補遺なり、百姓嚢は農人の教となり、戒となるべき、一切重要の書を記したるものにして、前者は享保三四年に成りて、四年に出板し、後者は享保六年に成り、同十六年に出板せり
增補華夷通商考は、華は支那、夷は夷狄にして支那及同國に通商往來せる、諸外國の地理、物產、風俗等を詳記したるものなり、本書は元祿年間に刊行したる初板を、訂正增補して、寶永五年京都に於て、開板したるものなり

農家貫行

本書は蓑豐昌の著す所なり、豐昌字は商霖、相山と號す、通稱は笠之助と云ひ、猿樂家の子なり、至性仁慈にして學を好み、深く吏治に通じ、所謂地方巧者の名あり、德廟(將軍吉宗)の時、田中邱愚、川崎平右衛門等と共に、代官に擧げられ、任に相州に在つて頗ぶる治績ありと云ふ、本書は著者の記する所に依れば、或村方の名主某が、しるせし十二ケ條の心得書を、敷衍して書綴りたる由なれども、本書に就て見れば、其十二ケ條は、何々なるや條目は更に明ならず、全くその條目を何節にも分解して、著者の思ひの儘に、書き綴りたるものゝ如し、書中の內容は、專ら孝悌力田の事を訓誡的に示したるものにて、先づ大體に於て、五人組帳の主意を細說したるが如きものなり、漢文の序文は幕府の奧儒者、成島道筑の著す所、道筑は經濟學に長じ、幕府の民政に關し、獻替する所、少なからざりしと云ふ

本書の著作年月は詳ならざれども、贄規遐なる人の跋文に依れば、本書は元文元年、同人が著者に請ひて、出板したるものなり

田祿圖經

本書は紀州の人、陰山元質の著す所なり、元質少くして京師に遊學し、伊藤東涯に就いて古學を修め、最も經世の學に長ず、本書の由來は著者の叙文に依りて明なり、曰く庚辰（元祿十三年）之春、余在二京師一、講二三代分田制祿之遺法一因爲二諸生一、著二此書一、書凡五篇、先明二井地法一、次及二祿地法一原二孟子一、參二王制一、通二本國法一、以二平昔答問語一而終焉一と以て本書の内容如何を知るべし、元質字は淳夫、通稱源七、東門と號す、享保十七年、六十四にて歿せり

諸物直段考

本書は諸物直段考と題するも、其實直段考の外、大米大銀考、其他雜考類、數篇を合編したるものなり、著者有澤武貞は、有名なる加州藩の兵學者、有澤永貞の子にして、家學に通じ、著す所、本書の外に、樞密要論（兵書なり、

井上博士（哲二郎氏）之を藏す）あり、寛永十六年生れ、正德五年歿せり

勸農固本錄

井田圖考 并和漢度量權衡辨惑

此の二書は丹波篠山の人万尾時春の著す所なり、前者は鄉村諸事吟味之事、土地位付并作物仕付之事、檢見并取箇付之事、年貢收納之事、檢地仕樣之事、地普請之事、山林竹木仕立樣之事、公事訴訟之事、役人平日心掛之事の九ヶ條に付て詳細の心得方を說示し、終りに「井田和解之事」の一條を加へて、詳に支那の井田法を和解し、且つ日本の田法を、處々へ挿入解說して、全篇最も親切丁寧に論述したるものなり、後者は井田和解を更に詳細に解說したるものにして、陰山元質の田祿圖經と、本書とは、支那學流儀の田制を記せる、最も精細なるものにして、卷末に和漢度量權衡辨惑一篇を附刻せり、前者は享保十年、後者は其翌年に開板したるものなり

勸農固本錄第一序の作者謙亭は小見山昌世字は君延、李之進と稱し、太宰春臺の門人にして、田園類説（本叢書卷七に收むべし）の著者なり、第二序の作者平維章は篠崎東海と號し、享保元文の間に於ける碩儒にして、江戸に在つて蘐園の諸先輩と交り、京師に遊んでは東涯の門に入り、博學旁通を以て知られたる人なりと云ふ

富貴草 并 嗜草

此の二書は早川賢當なる人が、農工商の兒童の爲めに、處世の法を、繪入通俗的に、說き示したるものにして、所謂心學書に類したる俗本なり、二書は全く別本の樣なれども、共に享保十一年に成りたるものにして、其の翌年、京師の書肆萬屋より二册合刻して、發行したるものなり、著者の傳は詳かならず

地方一様記

本書の著者葛間勘一は其傳詳ならず、一様記とは田法は國々に依て各〻異同あるも歸する所其の要は一樣なりと云ふ意に基きて名けたるもの〻由、序文に見えたり、内容は左まで重要のものにあらず、殊に底本とせる原寫本、甚不完全にして、往々通じ難き所あれども、本書は古き田法書の一として、往往他書に引用しあれば、此に收採すること〻せり

大正三年十月　　　瀧本誠一

解題終

山下幸內上書

幷附論

山下幸内上書

山下幸内　著

乍レ恐奉二言上一事

恭白、天下の武將と備らせ給ふ御大將は、古より悉く奉レ撰二將器一、判段(斷カ)の明衡を以、名將愚將の堺を明らかに記錄して、武門の家には留たり、末世の鑑となし、尤異國へも事に振れては渡り候なれば、至て御身持御政道御耻ヶ敷御事に御座候、然に權現樣已來、珍敷も當將軍樣自然と御名將に御機備らせられ、先以て天下の萬民歡の色をなすは此節に御座候、依レ之乍レ恐一書を奉二献上一、猶當時の世上風聞を詳に奉二言上一、御心得の端にも罷成候へば、少しの儀にても一天下の闇に成候御事に御座候、尤隱し御目付等數多御出し被レ遊、世上の風聞上聞に達候と、是又風聞仕候得共、有の儘には不レ被二申上一候歟、又は面々の身を大切にかため候心故に、細事は御目付衆も不レ被レ存候と相見へ申候、恐多き申事に御座候得共、下拙申上候趣は一度御聞にだに奉レ達候得ば、天然自然の道理を以天下國家の御爲とは罷成候事、具に御感味可レ被レ遊候

衆人奉レ譽候品

一 紀州より御供の面々へ過分の御加増不レ被二下置一候事

一 法外の御物入御停、並御役人私欲不レ成事

一 猥りに人を御殺し不レ被レ遊候事

一 まひない、けいはく御嫌ひの事

一 下々奉公人、請人繼判御停止の事

一 諸國水損にて、田畑永否の場、國主、地頭の力に難レ及普請の場有レ之、訴出候得ば上よりも御力を御添可レ被レ遊趣の事

一 御目見以下の御家人與力迄、金銀を以て家督明渡し入替難レ成事

一 今般新に御定被レ遊候御高札之事

一 近代打絶候日本の武機御見付被レ遊候事

右の趣當御代の珍寶と稱し奉候、扨此上にも御爲に成候筋可二申上一と無我の思召、萬民世に難レ有御事に御座候、御爲と申は、天下國家の爲を指て御爲とは可レ申候、當時通言に成候御爲とは、金銀の御德用と成候を御爲と存込罷在候ものも多御座候、至て下賤の口ずさびにて、大夫以上の御耳には不レ入事

に御座候、下拙言上に御爲と申上候は、曾て金銀の御爲にあらず候、天下萬民國家の御爲、萬代不易の御寳を奉レ献候間、彼金玉の御爲と御くらべ、御感味被レ遊候而已、他事無二御座一候

一 右體の御器量に渡らせられ候得共、乍レ恐武門大道の御守、行末得と御熟得不レ被レ遊候歟、御政道思召儘に行屆かね、是のみ御身苦被レ遊、御工風御思案止時なく、是全天下を掌に治給ふに非ず、先初に御心を案じ、能々御心の治りたる以後ならでは、天下は全く治らざるものと承り申候、當時泰平の御代に御座候得ば、事不動せば能治りたる御代と可レ被二思召一候へども、四海泰平と申は、天下の萬民内外能服し奉りたるを、全御代の治りたると申候、上部は御威盛に恐れ服し顏にもてなし、心底には不レ奉レ服、縱ば竹を撓て我にしたがふといへども、撓の戻候時は元一倍反り申ごとく、何の用にも不レ立物に御座候

一 慮知思辨を以御治可レ被レ遊と被レ爲レ量候は、御守行御不足成證據にて御座候、人才の知慮を離れ、生得照命の儘にて、全天下國家治り、萬士萬民も左を脫て服し奉るの法、其道に御座候、則武門の大道と申候、奥にあら〳〵申上候、此儀は不レ及二申上一、被レ爲二御存知一候御事に御座候へ共、御守行の厚薄と、又は其流善惡御座候得ば、乍レ恐盲目蛇に不レ恐の事わり、只天下國家の御爲、萬民を安からしめん事の大願方寸の中にみち、賤しき文筆を奉レ捧、公聞に候は、其罪不レ少奉レ存候得共、萬士萬民の爲、一途に分別をはなれ、照命の御下知にまかせ、憚をも不レ顧奉二言上一候儀、良薬口に苦き習に御座

候得ば、尊意に不レ可レ奉レ叶候得共、尊意に當奉る所則御爲に御座候へば、彌恐を不レ顧申上候、依て只今まで御政道の衆評を可二申上一候、惣て惠知思辨方便はかり事を以てなせる事には、是非の差別御座候、御壹人の非は天下の困、天下の困は日本の悲、日本の歎は内への御不忠、大切至極の御事に御座候

衆人奉レ評品

一　金銀出入之公事御取上無二御座一候事を、天下德政被二仰出一と心得、一切借り方之者ども、大名小名下々に至迄、返辨不レ仕候に付、追て德政にては無レ之と被レ仰二分之一樣に被レ遊候事、天下之御觸事に間違の儀少しも御座候はゞ、御役人德なきと可レ申哉、をのづから上之御悲と成候事

一　右之被二仰分一にても、金子の公事御取上無二御座一候上は、曾て返辨金は不レ仕、依レ之新規貸金仕候もの無二御座一候、日本の寶すくみとなり、困窮の種となり候、縱ば流に木を横ふごとく、終に殃のはしと可レ成御事に御座候、金銀は通るを以たからと仕候、惡敷道には移り安き世の習に御座候へば、當時大名方の借り金京大坂は不レ及レ申、江戸の町人共の買懸り等迄、先年切金に成り候をも曾て不レ遣輩多く、古には無二御座一候大名の門に、妻子をつれたる町人共付しとひ、或は駕籠馬の尾に取付願ひかなしみ候といへども、其恥をも曾て恥とせず、名より利を取といふいやしき心の移り候は、上に御

しまつ多く、下より過料等多御取被レ遊候、其御心有によつて自然と下へ御風儀移り申候事、日月の光世界を照すごとく、善悪共に上より下へ移る事は、雷の坤竺へ響に同じ、うたがふべきにあらず、扨一旦借り人共徳をになふといへども、後の爲には又貸手のなきに困窮し、或國主郡主も悪事の報いは頭をめぐらさゞる習ひに御座候得共、國々風雨旱損の難儀、年月を經ずして大損仕候事、最早御心當りも可レ有二御座一候、また重ての徳政と申上は、大分之年數御座候もの故、徳政のあとは心安ものと承り傳へ申候、只いつとなしに金銀出入の公事御取上無レ之と御極被レ成候て、日本困窮の本と成候、かかる事をも委細に申上候御役衆も無二御座一候は、眞有人を御好不レ被レ爲レ遊と世以恐察仕候所に御座候、當分金銀の御徳附候事を申上るが御爲と存、亦上にも夫を尤と思召候は大成御違にて御座候、將軍様の御しまつ被レ遊金銀御溜め被レ遊候へば、一天下の萬民皆々困窮仕候、纔の問屋共賣物を〆候てさへ、其儘其物の高直になる、無上のつまり申にて御賢慮可レ被レ遊候、況や公儀に於て寶を御〆被レ遊下々の立可レ申哉、はたして此以後に五穀打つゞき不作仕候、火災水難等多可レ有二御座一候儀、是天性の化育と申事にて御座候、金銀はいか程澤山にても、金を喰ては一日も送らるゝ物にては無二御座一候、只大切成物は米穀に極り申候、當御風儀は米穀を輕く、金銀を重く被レ遊候と相見へ、乍レ恐紀州を御治被レ遊候御質失不レ申候、一國二國の主を初、一郡一村の地頭より下つ方の輩には、金銀だに澤山に御座候へば、米穀は他領より何程も調安物にて御座候間、金銀は重く米穀は次に仕候ても事濟候事、夫

さへ國主共備候人の心にはいやしき意地と、心有武士は可レ笑事に御座候、まして況んや一天下を治させ給ふ御身に於ては、金銀は有生不滅の世寶にて、いつ迄も不レ滅して天下に融通しめぐる物にて御座候へば、大名以下の心とは格別の違ひ、是第一の御事に御座候、米穀は一年切の物にて、惡年打續候得ば何方よりも入事なく、扨一日半日にても無て不レ叶御百姓(みたから)にて御座候、別て可レ賞は武門の源なれば、上の善惡田畑の善惡に移り候事稻光りのごとく、しかれば國主より以下の心と、天下一統の御大將の御心とは大に違御座候、此境をもあきらめず、唯銘々の分限を規矩として、天下國家の御政道に御助言申上候御役衆こそ、いと無二本意一奉レ存候得共、諸々の惡事の起るは朕が咎なり、今日を送りかねるより諸々の惡事はおこるものなりと、嵯峨天皇は被レ仰しとかや、今武家一統の御代にては、將軍樣の御心より諸々の善惡は出候、能々御思案被レ遊、乍レ恐御守行に被レ爲レ趣候はゞ、國土豐に水火の難漸々に絶可レ申、此御守行と申は爰にあら〳〵申上候、惣て人困候へば天地の德薄なり申候、天地の德薄ければ、五穀は不レ及レ申、千草萬木ともに育不レ申候、然ば重んぜらるゝとは相見へ不レ申候
昔大閤秀吉天下をしろしめして以後、兩度まで御藏拂被レ遊候由、金銀を大分藏に納置は、能士を籠へ押込にひとしきとて、金藏不レ殘明られ、天下の四民四通に悉被レ下候事二度に及候由、大閤の御代には朝鮮攻其外金銀大分入用多時すら、如レ此大勇を備へ給ふと語傳申候、尤成かな、天下の金銀は將軍の物なり、古より武將の金銀に御手支被レ遊たるを不レ聞、さらば御大事のあらん時は、海内

の寶はおのづから集る事的然なり、縱ば不足に候へ共、由井丸橋ごときは大望にさへ金には手をつかんずと承傳候、いはんや治國太平の御代に於て、金銀を〆萬民を困め給ふ御小機はいかなる事に候哉、當時諸大名の困窮は如何成故と被ニ思召一候哉、日本の金銀は不レ易日本に御座候へば、只すくむと能通るとの違にて、全此源を御考可レ被レ遊候事

一 御家人の御切米金子にて當年は御渡被レ遊、大分の難儀申計も無ニ御座一候、米にて定候御切米は、いつ迄ゐ米金にて定り候、御給金はいつ迄も金子にて御渡被レ遊候へば、いかほど損益御座候ても、上を恨み奉事無ニ御座一候、縱ひ上に御損被レ遊、金子にて御渡被レ遊候ても、不レ定事は天下の御仕置にも有ニ御座一間敷奉レ存候、殊更當年の被レ遊方、上に御德眼前に御座候へば、御家人下心には奉レ恨、色にこそ不レ出共、人情の習御賢察可レ被レ遊候、上に御德と申は、當春御張紙の直段より町の米相場は高く、當冬御張紙直段高く被レ遊候へば、其内を御借被レ遊候に付、明かに御德用相見へ申候、ケ樣の儀御仕置とて、日本の萬民可レ奉レ服哉、不レ服時四海掌に御治被レ遊候と申ものにては無ニ御座一候、第一御大切の御家人を纔の事にて御責被レ遊候へば、況下萬民の事において御憐愍の無ところ、乍レ恐下下の奉レ察事に御座候、御家人の難儀は御鉾先のなまりにて御座候へば、此一條に至りて御爲重き御事に御座候、御厚恩を蒙り奉る家人衆、心は附ながら御諫も不レ被ニ申上一、其無ニ甲斐一とや、無ニ本意一とや可ニ申上一、下々了簡におち不レ申候事

一　四季の御狩は武將の御役目にて御座候、其外御遊興一通りにて御座候得共、御用捨被ㇾ遊候事專一、江戸近在殊の外困窮仕候事、逐一に御存知不ㇾ被ㇾ遊候御事、是は御遊をさまたげ申候樣に似候得共、御鷹野より外に御樂に成候事餘にも可ㇾ有二御座一と奉ㇾ存候、只興を御慰に被ㇾ遊候はゞ、是より外に御遊興有二御座一間敷候、御遊山の爲に人民困め給ひ、御樂には被ㇾ爲ㇾ成間敷御事に奉ㇾ存候、人間の歡は天の御歡と承り候へ共、富るも不ㇾ奢、貧きも不ㇾ恨、下々のこと草迄武門の差景を照し給はんは、無上之御樂と乍ㇾ恐奉ㇾ存候、頃日世話の風說に、御鷹野は假令の御事にて、備立人數あつかひ等被ㇾ遊、采配を以御人數を御仕ひ御ならし被ㇾ遊候趣專風聞仕候、四季の御狩は軍ならし被ㇾ遊候由に御座候へば、乍ㇾ恐御尤千萬奉ㇾ存候、然共今之御采配にて御自由に御人數御仕ひ被ㇾ遊候は業の采配にて、生死の場に於て誠の御用には立不ㇾ申候、前々申上候人を捨て御仕ひ被ㇾ遊候にて御座候、眞の采配にあらざれば、眞服の人を仕ふ事不ㇾ成ものに御座候、則奉獻之采配を御流と御たくらべ御感味可ㇾ被ㇾ遊事

一　神佛をおろそかに被ㇾ爲ㇾ成候樣に申候、乍ㇾ恐國家を御保被ㇾ遊候道具の一部にて御座候を、御心得不ㇾ被ㇾ遊候と相見へ申候、士農工商の四民を以て國の機とし、神佛儒醫の四道を以國の慣として、天下は治るものに御座候、其眞理は御守行の上にて明に知申候事に御座候、機慣全甲乙なく揃はざれば、國病難治片荷を附る馬のごとく、つり合ざるものに御座候

一　金銀は片寄安きものにて、多有所へ段々集り、少くとぼしき所は間も無滅するものにて御座候へ

共、上より隨分融通自由に成候に御心を不ㇾ被ㇾ附候へば、兎角すくみ安きものにて御座候、是困窮と豐成の境にて御座候、只今新金、新銀、四寶銀等の御引替に付大分位の高下出來、其位違の所皆々上の御徳用と相成候、旁以金銀の通用不自由成折柄、又候金銀の公事御取上無ㇾ之、彌すくみと成候故、日本困窮仕、めた〳〵と間もなく世上つまりと罷成候、別て銀子のみの通用仕國々は、大名小名悉く手詰に相成、近年御奉公向の事に付て困窮仕たる大名は及ㇾ見不ㇾ申候、殊更に大名小名の困窮程公儀の御損は無ㇾ御座ㇾ候、近可ㇾ申上ㇾなれば、江戸惣門所々の御番所、或は京、大坂、駿府御番所等の御番人士列の者は大概家來にて、歩行以下の者共は皆々當分雇ひの日雇を以て番人に指置候事、萬一少少御急變も御座候時、何の御用にか立可ㇾ申、士計にて四具の羽翼調はざれば、羽ぬけ鳥のごとくにて、一虎口も持るゝものにては無ㇾ御座ㇾ候、いかに御靜謐の御代とは申ながら、平生戰場、戰場平生と御座候へば、餘り御油斷千萬不心掛の至に乍ㇾ恐奉ㇾ存候、一を以て萬を知るにて御座候へば、此外共に武備の薄成事御賢察可ㇾ被ㇾ遊候、歴々の武士たるもの、近年はちと身を持たる町人方へ文通仕候に、大概大方樣付の書通にて御座候、或は出會の節の挨拶等を承候に、互に殿付の口上に、武士町人の境も難ㇾ見分ㇾ、一座族間に御座候、是全く餘之儀にては無ㇾ御座ㇾ候、武威薄く成候證據にて御座候、何とやらん町人のかげにて武士も立候樣に覺、町人も我等が用を達するゆへに、武士も立候ほどと申族多、扨々苦々敷事と奉ㇾ存候、ケ樣の儀皆金銀を重く覺へ候故と、武家の困窮との二ッにて御座候

一　金銀箔類御停止被ㇾ遊、扨又子共手遊の大人形雛の道具等、結構成物の類御停止被ㇾ遊候の趣、乍ㇾ恐御器量せまく、則押付日本衰微の元にて御座候、乍ㇾ恐御評議を奉ㇾ察候に、世上奢申故困窮仕たると被ㇾ爲㆓思召㆒無益之子共手遊等に箔をつかひ候儀、金銀をついやし候も一途に御了簡被ㇾ遊候と奉ㇾ存候、ケ様の無益の物を高直に調申者は、貧賤の者の調ものにては無㆓御座㆒候、いづれも大身か内福ものもて遊ぶ事に御座候間、溜り金銀を出させ、小身なる細工人等へ金銀をはぶき、茲を以費の通用と罷成申候、縱ば水道をさらへるごとく、全く費の樣にて曾て費とは成不ㇾ申候、取も替るも、同日本の中を廻る金銀に御座候へば、更に無益にはあらず候、箔に成失せ候金銀はをしき事の様に御座候へ共、天運は是に限らず、西へ〳〵と入月日と思へば、東に出る月日、死失る人間とおもへば、人々人を産み、夜晝つかず流すたれる川水の盡る事もなく、一秋の五穀は一年に喰仕舞ても不足もなく、餘て捨し事もなく、金銀又土へ〳〵と落すたれども、又土より出る金銀、とかく世界は車の輪のごとく、行をとゞむれば、出るかたよはし、是天道の御律儀なる御よそほひにて御座候、しかるに右の被㆓仰出㆒、諸職人諸商人何を仕候ても賣れ不ㇾ申、其日を過しかね申候、扨こそ内福者の金銀動不ㇾ申、すくみ候故、おのづから世上困窮仕候、奢と申は下を困め、上たる者の婬逸遊興を悉く仕を奢ものとは申候、金銀澤山持たるものゝ高直成る物を調へ申候を奢とは不ㇾ申候、貧成る者の其日を暮しかね、なげき悲むは莫大の事にて、有福なるものゝ手遊び類結構成物無㆓御座㆒候とて、困事は曾て無㆓御座㆒候、然ば、

何成とも珍ら敷事を仕出し、內福者のすくみ置し金銀を出させ候が、通用自在の元にて、御靜謐成る御代の美景、武門の御手柄にて御座候、世上ヶ樣に次第〳〵驕成候は、全く寶のすくみに相極申候、人は小天地にて、天地全兼倶たる物にて、天地を以人の上に縱候に、毫厘も違不レ申候、寶のすくみたるを人の上において申候時は、血氣めぐらずして滯たるに御座候、氣血めぐらざれば腫物出來候は、輕分の煩敷物に御座候、眞そのごとく世上煩敷罷成候、前方に養生御加不レ被レ遊候は、腫物と成候ては身の內に疵付癒兼可レ申候、中々細成費等に御心を被レ爲レ附候て、天下の困窮止申者には無二御座一、却て夫に付て困窮仕候、如レ是を武門の小乘と申候て、格の內にかゝる自由自在曾て不レ成物にて御座候、武門の大乘ならずしては、一天掌を見るがごとくには不レ被レ爲レ成候、御守行の上にて明日にも相知申事にて御座候、とかく大上の御身においては、米穀を以て世界の本門と被レ遊、金銀を以手足と被レ遊候へば、其末あまねふして安く可レ有二御座一候、當時御風儀乍レ恐奉レ伺候に、金銀を以て本心と被レ遊、米穀を以支體と被レ遊候、此前後黑白して大切至極の御事に御座候、只今此前後によつて、金銀の手足餘程不レ叶樣に相見へ申候、しかし〳〵只今療治の眞最中と奉レ存候

一　近年井澤と申者の書に、明君家訓と申して上下二卷の書御座候、世俗專ら當將軍樣御直作の書とて、或は譽め、或は譏り、其評區々にて當時はやり申候、御上覽被レ遊候歟、愚には全井澤が自作と決定奉レ存候譯は、井澤が書に、武士訓と申書御座候、此文と質ひとしく御座候へば、全御上作とは

不レ奉レ存候得共、世俗御上作とてもてはやし申候、文體は御上作に眞似敷物に御座候、若御上作にも御座候はゞ、恐ながら御氣質の顯れ申書を御弘め被レ遊候事、心有武士は乍レ恐淺間敷奉レ存儀に御座候間、絶板に被二仰付一可レ然奉レ存候、此書の排は日本の弓箭と、漢傳の弓箭と相交り、一質に覺綴りたる書にて、日本正道の弓箭に對して大成無禮至極なる書にて御座候、總て百乘の漢士（七十五百人）に、一備の倭兵（武士五十騎、雜兵七百人也）を以我が對鬪とする事天然の素性、末代といふともかはるべからず、（神功皇后三韓退治、近大閤唐土攻、何も百乘三備の格を以て對鬪することと明也）然れば兵權の要法に於て、異國を使るは兵家失れあやまりにちかからんと、日本舊典を引て上杉謙信公宣ひしなり、都て異國の弓箭は人性の陰氣厚生付候故、謀作を以軍の利を得ん事を計り、不義にして帝王を殺奉り、下賤より十善の位に立、只荒強のみを武勇と覺申候氣質にて、言語いやしく。石淋をなめ、或は匹夫の勝を潛ても、後に功を建るは、其穢の消失る樣に覺て其質に落入、陽氣の延やか成を嫉し實相を穢す、其汚名末代といふとも除べけんや、日本は陽氣の武機應て政道の龜鑑とし、おのづから才智聰明にして滿直剛強成事、天竺震旦に勝れて速なり、日本武士にたとへ大國を可レ被レ下とて、小便を呑もの可レ有二御座一哉、日本の質にて下々の者にても、左樣成いやしきふるまひは、命は終るとも不レ仕候、是を以陽氣に屬したる證據に御座候、是神道冥加之大道成が故に、往古より惡人逆道の者數多御座候といへども、帝王をばいろひ不レ奉、是全義を專に守る國の印にて、唐土天竺に勝たる證據にて御座候、然る處日本に於て不義の漢傳を學び、何の爲にか柔弱修行、

すべく、井澤が書によつて質を見るに、異國の風俗に移り度下心明に見へ申候、是日本正道の弓箭の大道を不レ知が故なれば、敢て惡にもあらず候、しかし井澤ごときがいかほど工み候ても、たやすく日本の風俗替るものにても無二御座一、誠に子供たらしの草本、質美にて無二御座一候へども、井澤が作にさへ相極候は、其分に御捨置被レ遊候は惡敷ものにても無二御座一候、只口に計能事を言たる分にて、我に行事のならぬが今世學者の身持にて御座候へば、井澤が口賢書たる共、何の用に立ものにては無二御座一候、誰も少し學問を仕たるものは朝夕申事にて、賢人の口眞似と申ものにて御座候、ヶ樣の儀を勿體なくも上の御作などともて遊候事、乍レ恐氣の毒千萬に奉レ存候得共、天下の政道をしろしめす御大將は、御好きらひのしれざるを以て用とし、細か成事に御心をよせられぬを以體とし、爰を以名將の御機と奉レ稱ものにて御座候、凡權威の身さへ度量挾窟しては難レ叶と御座候へば、況や一天の武將に於て、乍レ恐愚案敬白御家人の御切米金子にて御渡し被レ遊、何も難儀仕段は逐一に御存知被レ遊候事も御座候を、押て金子にて御渡、剩莽給百俵の內、八兩づつ御借り被レ遊候段、是程の困窮を御存知被レ遊ながら、御構なく被二仰出一候は、源より御思案御座候事と乍レ恐奉レ察候、總て近年は武家武器おとろへ、內證の榮耀にのみほこり、花麗に世を送り、銘々身上の程も不レ顧、我不レ知に高ぶり候故に、自然と困窮仕候事を御賢察被レ遊、御家人身上をしまり申爲に、御切米を金子にて御渡、餘ほどの難儀身にこりて、法外のよそひ等難レ仕時節又は御切米之內御借り被レ遊とて、猶又賢こくこみちに世

をくらし申にて、次第／＼困窮のなをり申事御見付、是に隨て農工商の者共も程々にかへり見て、不益のふるまひを停止、段々ヶ様に成行は、おのづから我家も軍役をのみたしなみ、全盛なる物好もならず、つゞまやかに御代も治り可レ申と被レ爲レ量か、又は御軍用の爲に米にて多く御藏に被二差置一度、依レ之金澤被二仰付一候歟、此二ッと奉レ存候、乍レ憚右の御謀も幷を立越候御機乍レ恐奉レ感候、然ども奧に申上候要門大乘の眼より奉レ觀時は、かの慮知思辨より出る御方便全平には不レ參候、縱ば滿月の光のごとく、至極照かゞやきても日の光には不レ及が如く、しかも月には滿缺有レ之、一方よければ片片にあしき方御座候、此一條乍レ恐とくと御感味可レ被レ遊候、たとへ御家人衆に二三年の内に困窮もなをり、いや共に武機をもたしなみ申時に至りて、底意より眞服して御身に成候ものと賴母敷被二思召一候哉、御威光撓付られ恐聞の上にて直り候得ば、內に反て氣さし含候事明に御座候、縱ば作り木を好候者の異形に實木を曲げ、枝を撓、土をはせ拆して見事に作なし、是を樂の最上とするが如く、閒心の樂にて陰體にして眞に草木樂にはあふるゝ枝を切、或は指南して陽氣の延やか成を育て、勢の長ずるを樂の最上とするは本心の樂、身の養生に成りて、陽體にして登する類皆是に外ならず、何も手前の陽氣のかゝる事を不レ知にて御座候、扨御藏に米をたくはへ被レ遊候て、無上の米も直段上り、萬民の難儀に罷成候、御米より大切の士民困候得ば、御軍用には猶不レ成候、日本の米を日本の人喰候へば、御貯被レ遊候も不レ被レ遊候も同じ事に參り申候、人間の喰には限御座候て、亂國にても勝れ

て多食事仕ものにても無二御座一候、只士民の眞服が御軍用第一にて御座候、武門の小乘と大乘とを御見分可レ被レ遊候

右の品々御感德の上、御用捨の二ッを御治定可レ被レ遊事に御座候、誠や天に口なし、人を以いはしむるにて御座候へば、衆人の口は天の口と可レ被レ爲二思召一候

上書之外

山下幸內言

神儒佛はなれて外に御影なく
いつまでやみのありてはつべき

附論(一)

口上

山下幸內の上書かり出し候間、爲二御心得一入二御覽一候、右は有德院樣へ指上候由、實事の趣に御座候、扨時勢と申候はかはり候ものにて、隱目付被二差出一候類等、當時に符合の事も多御座候、大に心得に相成候儀、金銀のすくみ不レ申樣にとの儀は、大道術にておもしろき事に御座候、金銀かりかし

出入不レ取上ニ旨御代々被二仰出一、三年ほど過候て前々の通御取上に成候旨、御觸書に相見へ候へば、彌さしつかへ申候事哉と奉レ存候、右に付猶思召付も候はゞ、承知仕度奉レ存候

正月五日　　越中守

伊豆守樣

和泉守樣

彈正大弼樣

御答

山下上書甚面白き事に御座候、成程時世出合ふ儀不審成る程に奉レ存候、詠歌の趣あまり信向も無レ之物と奉レ存候得共、上書の儀は前後甚尤に存候、當時も心得に相成事多相見へ候、なを御考合も可レ有レ之、愚案も候は追て可二申上一候

正月五日　　伊豆守

乍レ序申述候、衣服の直段百五拾匁、三百匁の儀、當時世麁末成ものにて、只見つきのみかざり候故、三百匁の表は甚美々に有レ之候よし、享保の比は地合等よく候故、價の制にて甚事實にちがひ候と申說及レ承候、しかし又々觸をかへ候も嫌有レ之候、只縫入表と申は、りんずの儀染摸樣と有レ之は、

ふくさの儀と申事を達し候はゞ、縮緬等は百五拾匁を限候事に相成可ㇾ申哉、たとへ縫入候共、染模様の體にて可ㇾ通哉と奉ㇾ存候、御考も可ㇾ有ㇾ之哉と相認候

御答

和泉守

上書一覧格別の卓識と奉ㇾ存候、儒者にては有ㇾ之間敷候得共、何修行仕候者と相見へ候、米穀を重じ候儀、専心を用候處など卓量に御座候、明君家訓は水府黄門公の作とたしかに存罷在候べき、此家訓は別書に候哉、不審と奉ㇾ存候、猶考候儀も有ㇾ之候はゞ、可二申上一候也

別に申上候、明君家訓を尊侯の御作とて、此節もてはやし候やうに承り及候、是等までも符合候様にて、奇妙に奉ㇾ存候

伊豆殿御考の衣服直段の儀、成程有ㇾ之趣も承り及候、先當一ヶ年も御ためし候上、御考も可ㇾ有ㇾ之哉と奉ㇾ存候、何を申も享保度よりは、戸口幾倍と申事なくふへ申候故、米穀を重じ候も、金銀の融通も、先々此糸口を解申がたき哉に奉ㇾ存候

右上書此節世間に流布は不ㇾ仕候哉、只々御懐に仕置度事に奉ㇾ存候、口佞の輩亦々此書に付候て、さまゞゝの説をも可ㇾ申、夫も無ㇾ構事に御座候得共、御政事は下より不測の處あるも、又可ㇾ然事も御座候哉と奉ㇾ存候

すくみたる金銀をつかはせ候事尤の事に御座候得共、只今は時節早きかとも奉ㇾ存候、右のわけは外國の抜道に御制度を圖られし上にて、御良圖も可ㇾ有ㇾ之哉、不自由とは申ながら、まづ夫なり流し渡り申候分限を不ㇾ存物は、いかほど有ㇾ之候ても、不自由なるは金銀の姿にて、何ほど有ㇾ之ても、つかひ餘り困りたる事無ㇾ之候、節儉の被二仰出一にて、町人共困候由は申候得共、美食を飽まで食て病を生じたる如くに御座候へば、同く困窮にても饑たる者に、麁飯をあたへたる樣には人情無ㇾ之はづの事と奉ㇾ存候、困窮までも今の困窮は病根むつかしく奉ㇾ存候

右の通故、小兒に灸をすへ、病後に食をひかへ候やう成る以二果敢一御行ひ不ㇾ被ㇾ成候ては不二相成一かと奉ㇾ存候、只今も幸內如き者下にかくれ居可ㇾ申哉、まづは御時節を存可ㇾ出事と奉ㇾ存候、ケ樣の者を御勘定方取出し申度奉ㇾ存候、左候はゞ御手も廻り、御趣意よく下へ通し可ㇾ申と、古人をしたひ申事に御座候

正月六日

御答

彈正大弼

山下幸內上書一覽仕候、彼者は越後流の軍者と承り傳ひ候、文面所々越後流の唱相見申候

金銀全くすくまざる樣に融通の儀尤の事に御座候、穀を重じ金銀を次に致し候意是又尤に奉ㇾ存候、雇

者にて他借の用に不レ立趣尤の儀に御座候へ共、是を治する方剤愈々効驗あらはれし樣には、むつかしく可レ有レ之奉レ存候

金銀貸借の事は、享保の度にも無レ程元の姿に被レ復候由に御座候得ば、先只今のまゝにて御手を付られず、被ニ差置一候方可レ然哉と奉レ存候

金銀箔停止の事に付て、日月西に沒して東より升り、人死し人生れ、水流れ水流れて不レ盡類は、天地好生の理を述、無理に縮ては信服不レ仕事を申候、此段天地の德小異大同、寒暖遲速は有レ之候へ共、時をも不レ違花咲葉落申候、人欲は定りなき物にて、分に過て張時は國用不レ足、貧困して恒の心を失ふ、既に病痼疾になりたるは、全癒仕事は相成まじく候得共、飮食の快を賴て不レ待ニ天年一病死可レ仕哉、既に良藥口に苦のたとへ此内にも申候、此時に至ては只補劑のみになづみ候ては不レ可レ治歟、又中醫も藥を得ると申し、治療投レ匕候節の儀と奉レ存候、一端恨みたる者のいつ迄も內心不平なる事、是又無レ之事と奉レ存候、左候はゞ戰場の降參人いづれも油斷は成り申間敷候、敵候家がらもいつしかむつまじく、親類の間も互に不和なるも有レ之候、此うちにも德政とて借物をかへさず、一旦になふといへどもかすへ人のなきに困窮し、國々風雨旱損年を經ずして大損仕る由有レ之候、即天職は天の德に則り被レ行候事にてと奉レ存候へば、金銀何ほどつかひ候ても、地より生じ候と申は、一端聞たる儀大量快然の至候得共、日本の內計り廻りては居不レ申、制度なき時は國々虛し民困じ、却て天心に違ひ候事

哉と愚考仕候、短才の長文妨御案務〻候得ども、書付御見せ被〻成候故、存付候趣を認申候

正月九日

附論（二）

口上　　越中守

幸内の上書御廻しに仕候趣意は、兼て最初より御政事伺候、私見込は彈正殿御書取の如くに候處、幸内書面はなづ表裏同樣の事故別て私儀見込ちがひ候時は、宜候ともそれだけの御損に成候事、只々恐入御廻しに仕候處、各御論談の趣にては、私見込も符合仕安心仕候に付、一體見込通の處左に逸々認申候

米穀金銀御蓄は是非御相應には可〻有〻之儀、御たくはへ有〻之候と、おのづから天下の金不〻殘流通の基に相成り申候、享保の度米穀御蓄有〻之候故、西國蟲付の節西國を御救ひ有〻之、人命を被〻爲〻救西國諸侯屈服仕候、幸内の見の如に候はゞ、其節お手をつかせられ候事と奉〻存候、聚斂いたし吝嗇候

こそいかゞに候へ共、御入用を被ㇾ節御出入を平に被ㇾ爲ㇾ成、御遣ひ拂の餘いづれ不時凶年に被ㇾ爲ㇾ備候ほどには無ㇾ之ては、不ㇾ相濟ㇾ議論に不ㇾ及奉ㇾ存候

金銀はくり廻し宜候へば、おのづから御道理合ひよき御政事も出來いたし、御約信をも不ㇾ被ㇾ爲ㇾ違候間、天下の金銀上の物と相成候譯に有ㇾ之候事

金氣上に歸し又生じ候儀、彈正殿御答の如、日本の地下計りめぐり候てをり候儀には無ㇾ之、其證據に異朝にも漢の世金銀多く出、其後は彼地にても代々金銀出る事不ㇾ多候旨、衍義補にやら有ㇾ之樣に覺申候、萌孼の木有ㇾ之、材木にても無ㇾ制度ㇾ伐出し候へば、蜀山兀とし牛山躍々たりと申類にいたり申候

奢侈を禁じ町方不繁昌と申儀は、彈正殿御論に盡候へ共、猶々一體見込の事故相認申候

士農工商の四ッは、釣合宜しくいたし候儀永久の基に候、當時は士農おとろへ工商盛に相成候、古より末を抑へ本をすゝむと申候は、古來治法の目當にて、奢侈のものを禁候は富家計には無ㇾ之、旣に富家のものは却て右樣の事は不ㇾ致ものにて、世きそひて奢侈に至り候へば、借金いたし候てもおごり候ものにて、金有候が故におごり、金なきものは儉素にいたし候と申儀は理屈計りにて、左樣にまいり候へば申分無ㇾ之、治安も難かるまじき事と奉ㇾ存候

伊豆殿御普取中三百匁、百五拾匁の事、地合麁薄故今のかた美麗にあたり候との事申說有ㇾ之由、こ

れは不辨に奉存候、享保の比のさや、ちりめんの地はよく候ても、直段は今の方一倍も高く御座候、職手間幷に糸又は筆紙墨も、享保の比よりは高く候へば、同樣の事に御座候、但しりんず三百匁、ふくさもの百五拾匁は、あきなふの者も實は其心得の樣にて、享保の比もその元より出候事に御座候、彌下にてわきまへかね候はゞ、吳服師共へはその所町奉行より猶心得たがひ無之樣にと申聞せ候ても、可然哉と奉存候

幸内至ておもしろき人物と被存候、第一直言諱憚る所なきはめづらしき人物、末の歌も言外無爲の所をよみ候ものにて、禪家の歌にちかく、一書の論も至理至誠にもとづき可感儀に御座候、右てい理くつ口ごはに申直辭不諱の者は、三奉行其外大目付御目付抔には多有之樣にいたし度儀に御座候、書餘の儀はいづれも尤の儀、心得に成候事共多く御座候、長文御面倒御消閑之爲入貴覽候

正月十六日　　越中守

附論（二）

此書付は去冬中認置、序に可レ入二貴覽一存候へ共、御用の儀にも無レ之候間只さしおき候、此度幸内書付にて御評論共有レ之候間、物價の高直は奢りの一ッに止り候鄙論、別紙に添入二貴覽一候、此書餘儉素を貴び候處、利勘、利術、吝嗇の儀御政事に出候と人々ひすかしく成り、又々甚のついへを生じ候、信を重じ義を貴び、儉素質實に歸る樣に仕候事が肝要に奉レ存候

正月十六日

物價論

近年物價は何ゆへに高く成候哉、近年諸運上多成候間、物價高く成候と申候は彌左樣に候哉、答、成程左樣成る事も可レ有レ之候、利を以導き候へば利を以したがひ候間、自然と下に利にのみ走り候故に高價生じたるにて可レ有レ之候、只此價の高く成りたるは、その本と中々少なき事にはなく候へ共、歸する所三ッに止り、三ッは一ッに止り候

問、高く成りたる本は數多きことはいかなる事に候哉、答、大坂川口埋り荷物はしけ候間、右の賃銀を荷物の價にこめ候、又は昔は永代橋下へ元船つき候處、今はたなきによりてこれ又はしけの賃錢をかけ候とも申、又は地廻りの品には川々埋候間、棹錢など取立渡候名目有レ之候に付、右の賃錢も價にかけ候とも申、又は馬などにつけ候て下し候荷物は、割增錢を以價にかけ候とも申候、又は南鐐銀吹

出され候此は、丁銀をも吹潰して貳朱判になしたるにより、丁銀の位は數少なきを以高くなり、金の位は貳朱判金の通用をなし候間、金の數增候を以位をひきくす、いにしへは關東六拾日を壹兩とす、西國邊にては銀通用に定られしによりて、六十七八匁其餘にもしたり、此儀いかにして天下一統六十日通用になさんと難ずるものあり、ひごろ考候に、是深遠の神策誠に恐入候ほども難レ有事に候、しかるを辨へざるによつて二朱判を吹初て、つゐに金の位をおとしたり、その深遠の策といふは、關東にて六十日にて一兩の働なす寶貨を、大坂へのぼせば六十七八匁にもはたらきなすなり、故に關西の金銀關東へ多く流候樣になり、物の價も下直に成候、今は是に反して六拾日のはたらきなす金子一兩を、大坂へのぼせば五十四五匁のはたらきをなす、五十四五匁の品を江戸へ下せば、一兩の働きをなす、されば一兩の內にも左計の不足あるを立て、德有レ之樣にと計れば高價に成理なり、しかのみならず古は米至て安くあたり、いまにも奧州に定石代といふは、一兩に三石又は七石もあり、そのころはならし直段にて定りたりといふなり、いにしへ高直にて人々難儀成したるといへる米價は、今にては安きといふほどにあたりぬ、米古より高ければ、高きものくふて製する品々、高かるまじきことわりなし、その上鵞目至てやすく成たるは、所々にて鐚錢を鑄立眞鍮錢被レ行てより、おのづから錢をもてあきなふ品々は、價もおのづから高く成りぬ、夫運上といへるは何故ぞといふに、物價平準にする術なり、故に古より運上といへるは何にもありて、問屋中買等も近世はじめたるにはあらず、今にも問屋中買

なきしろ物は取〆不ㇾ宜、高低一致に至りがたし、よく其術をしりて有來りの運上冥加を取れば、生産のものもおのづから安く成り、狼戻騰貴の患もなし、しかるに民をあみして利を貪るもの、冥加を出してわが得分にせんといふものゝ多く成り來るによつて、自然好利の風みち渡、人々利をたくましうしてつゐに諸物も貴く成りぬ、米などいへるもの何故にかく計高成たるといへば、今は天下の米少なくして、いはゞその日ぐらしの身代なり、何故に米は少く成しなれば、酒造に費す米いか計か難ㇾ計、既に株有酒屋にて造り出す、米高の三分一をもてつくれと被ㇾ仰出ㇾしが、元祿のころの作り高よりは、今の三分一の方過半多きなり、ことにその米穀酒につひやすのみかは、近來小紋染物工みになりて、右につひやす計もはかり難し、そのうへつくり出す人は古の半ばにいたらず、つくるものもたばこ、又は草花なんど無用のものに土地をつひやしぬ、古より一人農をはなるれば、天下のその飢をうくるとかやいふなるに、すでに去る午年の人別帳をみるに、その以前のたゞし候人數にくらべしに、百四十萬人減しぬ、その前のとしよりそのまたまへの改をたゞしなば、いか計の減じにあたるべきも難ㇾ計、その百四十餘萬人の減じたるは死はてたるにはあらず、みな離散して帳外ものになり、僧俗に成り、盗賊になり、遊手無用の徒になりたるなり、一人農減じぬるも一人の飢をうくるなり、その減たる人、米はつくらでくひつひやす人となれば、貳人の減じともいふべく、日本小國なるに、午年の改のみにても貳百八十萬人の減たるは、少なき事にはあらず、されば生ずるものすくなく、ついやすも

の多く成たるに、人々利にのみ走れば、貴金賤穀の風きそひて、あるはたばこを造り、又はこがいし、又は藍紅花などつくりなんどして、地力を無用に盡し、常に勞なくして金を多くうる事をこのむによりて、米は彌すくなくなりぬ、其外農家とても今は多く米をくひ、酒もにごり酒はこのまず、かつ村ごとに髮結床などもそなはり、餘業をなして世をおくる事をはかるなり、こゝをもて見れば、米價はいまだおもふ程には高からざるなり、その高からぬは日本の作わりよりも猶ひきく、それは金銀つかえとて持こたへなくうるなり、目先の利のみばかりで、持こたへべきものもなければなり、その高からざる故に猶さら恐るべきなり、今天下の養米ある米といへるは、實は不足なり、そのうへ農家おとろへたる故に米は多く作らず、つくるとても糞力かいなく、又は力作をこのまず、多く怠慢し、かつ近年出水等多なれば、自然と豐作有年といへるはかぞふる計にて、多くは米年を逐て減じぬ、その減じぬるうへに不時の凶年あらば、いか斗りの難儀か可ㇾ生、これを恐るべきといふなり この恐るべき論は物價の論外なれば、ここにはぶきぬ 抑末年米價の騰貴したるは米妖なり、この方は深く論るも無益なり、未の春より高直にいたり、夏ごろ人心さはがしく成り行しなり、予勤役以前なる故に略す 出水の多と糞力の乏しき起りは、近年侈奢にきそひて土木のさかんなるうへ、さま〳〵無用成品に材木を盡すが故山林多くあれぬ、故に土砂川へ流入、大雨ありても木葉にさゝへざれば暴水もあり、そのうへ川々の普請の主意もあり この事深く論ずるに及ばず 治水のもとにくはしからざれば自然と出水も多くあり、殊に流作場も追々に出來、葭生れば葭の貢をさめ、草生ずれば草永をさむが故に、下流

をふさぎて上流の堤を築き、鑿牛かせわくなんどさまざま目先の普請をなすが故に、左を防げば右をやぶり、不ㇾ絶水損やまざるも理なり、これによつて其作毛を流すもいくばくぞや、ことに力作のとぼしきは、人々怠慢になりて、居ながら勞せずして金をもうくることをこのむよりおこりぬ、糞力のとぼしきは、第一中智の人々利をのみ好みて制度なきまゝに、九十九里の濱をはじめて、諸國の海濱漁家つらなりて、さまざま工みなるすなどりせし故、小魚をも取盡したるにぞ、獵もなくして次第に漁家おとろへぬれば、網も舟も今はなく、つくり連ねし漁家も絶果ぬ、すでにこの比は魚また濱邊にあつまりしといふなり、久しくおとろへたるうちに魚の生じたるなり、斧斤時を以て山林に入るは、その盛衰なからしめんが爲にて、網の目定たるは漁業の盛衰なからしめんが爲なれば、凡智の及ぶところにはあらず、殊に下ごへとても、むかしは利に心を用ゆる事淺かりけり、いまは廉恥の心遠ざかりて、捨べきものをもあたへ高きかたへとおもふなり、されば年々にあたへ高くなりたれば、こゝろのまゝに糞力を用ゆる事をえせず、作もとり實かひなく、田德いよいよ乏しきが上に、横歛苛政次第にましぬれば、彌本を捨て末のたのしくとめるにしたがふなり、惣て天下の財寶通用なすは、士農工商の位定りほどよくして、かたよらざるによつて融通をなす、今は工商さかんにして士農おとろへぬ、士農おとろへ行ば、かならず工商ものちにはくらしかたなく成行べし、農いまいふごとく減じぬれば、諸侯の身代も場所によりては半は亡ぶ所となる、その收納半は減じぬるうへに、何となく華奢の風に

馴て物事手重なれば、出入不平にして彌せんかたなきうへ、諸物もまた高直なれば、くらすべき道なきには、或は人を減じ、又は先納用金をいひ付、又はかいとゝのひしものへ直をあたへず、又は借金をしてかへさず、又は家中の祿を減ず、故に工商もおの／＼損をなすがうへ、武士かたよりも町人を責み、役儀格式をあたへなどするには、こゝろもおのづから高くなれば、分限をもわすれておごる心も生じぬ、諸侯かくのごとく人を減じぬるも、一とせにては少なからざることなれば、御府内の工商もかくのごとく士農おとろへ行ては、立行ざるやうになるべきなり、しかればともにその分限を守りて、正路の商永續の事をはかるべきに、左はなくして小池の鯉魚のたのしむがごとくして、只口にはなんぎをのみいひ、ひまを見て一己の利をのみなさんことをはかるぞなげかしけれ、かくのごとく士農おとろへては、諸物の價を高くすれば、おのづからかはず、たかくせざれば薪油米などかふべきこともなく、故に左のものを右へうつし、右を左へなし、隣どち取やりしてけふを暮す也、されど奢侈の風になれて博奕にもかちぬるか、又不時のあきものうれなんとすれば、いまやう流行する衣をきて、くひものあきなふ所へ行ば、その日は王侯の食をなす、かかる如くに成り行たれば、御府内輻輳の地なればいとゞ人の心さだまらず、けふをくらしぬれば、あすの事はおもはで、つねに産をうしなひ、無宿なんどになりて、彌天下の罪人とはなるなり、今油高し木めん高しといふ、はた菜たね不熟つゞきぬれば、問屋も仕入高減じぬるがうへ、船間を見て直を高くし、船の來るころ俄に直を下げて、田舍

荷物はふみ付てかふが故に、おのづから荷物下すものも少なく、ことに油ばかりにて、たとへ人々江戸の町々道の左右に夜みせはりて、だんごもちなんどいふもの商もの、享保の頃は絶てなきほどなりしといふに、今はくれごろになればかつぎ出て、道もせにおきつらね、橋の上までもならべてあきなふにぞ、あぶら火てらして夜をかさね、また賣女屋なんども近頃いやまして、これまた夜を日にあきなへば、近世に至りて油のついえもいくばくぞや、其うへ仕込かい入るべき問屋は不正になりてつとめず、費やす人は多くなり、種などかいゝるもの冥がなどいたして手ぜまに成りたれば、おのづからわき賣多くなりて、種物不足に至る故に、船間切れ目などいふ不束も生ずるなり、油を論ずるにはあらねども、ついやすもの多く、生ずるもの少なきをいわんが爲にかい留ぬ、尤油の事も灘目兵庫なんどより水車油をつみ下せば、直段下るべしともいふなり、是又こゝに略しぬ、凡物價の高くなるは、人氣にしたがふ故に高くなれば、初の直段にかへることなし、いかにといふに、中古米下直なりしころは、石一兩の直は人々悦べり、享保の處は四十四五匁にうるべしなど被仰出しなり、去午未の比は兩に貳斗、又は三斗などの高價ありしを覺ゆれば、石壹兩なんどいふは此うへなき下直の事とのみ思ふなり、すでに未の夏雨に貳斗などいひし比、秋に成て六斗に賣りしには、皆々息をしてよろこべり、かふものも咎めず、あきなふものも常に成りて、引上し直段はかへらざるなり、かふもの高しといかれども、日用のものはかふまじきともいふまじければ、いかりつゝかひ求てかへるなり、あす

又かひに行ば至て聊引下げぬれば、こたびはよろこびて買ひ求ぬ、きのふ高さにくらべて、非道ともいはざるなり、ましてあきなふものはさらなり、諸物皆如ㇾ此にして、いはゞ地ならしをなすどうつきの繩をいく人も引上ぬるに、そのうち壹人ふたりさげんと思ひても、引上し人多ければ、かへつてわらひをも得るなり、そのごとくに人氣高きになれぬれば、彌かたき勢とはなりぬ、是にても思ふべし、その高くなるべき道理さま〳〵あるが中に、歸する所は金銀錢の位を失ひたると、つくるものの多からず、ついやす者多きと、人氣の馴ぬるとの三ッなり、その三ッをおしたづぬれば、奢侈の一ッに歸す、いかにとなれば、金銀錢の位をうつしたるも、利勘、利術の私智より生じたるよりおこり、川の埋れしもかれが爲に、貨錢のましたるも土木さかんにして、川埋、山あれあるは人々本をすてゝ末に歸し、米をいやしみ、金をたつとみ、日夜目先の事のみおもひて、下々蓄積の手當なく、天下の勢ひ其日暮の身代のごとく成りしも、かけ直をなして無用のものあきなふも、身のほどしらずかい求るも、產を失ひて遊手に歸るも、みな世教すたれて奢侈の一ッに歸せしなり、其敎すたりたれば、下をさむる小吏輩も、その混亂のうちにひとゝなりて、あへて其事を驚にもあらず、かへつて敎をなし、制令をなすを異とするなり、遠く古に立かへる事はなくとも、せめて享保の比の半ばにもなりなば、諸物のあたへ平準して、おのづから士農工商の位そなはり、金銀錢の位平らかにもいたるべし、天下の勢ひ善を賞すれば惡は忍み、左をあぐれば右はさがるものにて、いづかたもよくなるべきものにあらず、

されば公論をよくしり、一條の俗説には目もかけず、遊手無用の徒は手足のおきどころなき程に至れば、玩物あきなふものはおとろへ行へし、田舍などにてもいまにてはたやすくくらしがたければ、こゝをさらず、この業を守るべしといふ心も生じ、奉公などなしていとま出しものも、まづは田舍へかへるべしといふめり、さればこれよりして末をもすて、本に歸するにも馴致すべし、されどもその教と令とは一紙に諭るもかたく、人情にしたがひ時勢の急を救ひ、寛猛すくひ合て、いつかしらずに世のふりもおし移るがごとくならねば、諸物の價平準にはいたりがたかるべし、工商主となり、士農客となれば、主客の勢ひ變じたれば、必かれにいたさるべし

問、論至て尤に聞ゆれども、物しりなんども左はおもわぬもの多し、この所はいかゞに侍るにや、答、世にして後仁ならんとはいはずや、ことに民はなるをともにして始をはかりがたしとはいふなり、舊染の汚をすゝがんには田疇を伍にし、衣冠をふくろにすと譏りけれども、つひには又よろこびしぞかし、巷説を以て其本を動かしなば、いつか又なるべけんや

酉十月四日

御答　　和泉守

幸內上書御廻し相濟候に付、御主意の所御書取の趣、無二殘所一珍重奉レ存候、右の趣銘二肝膽一置可レ申

候、御別紙面物價の高論深く感伏仕候、當時の勢高論一卷之外に不ㇾ出儀と奉ㇾ存候、扨詰る所は奢侈の事に御座候、貞享正徳の比漸く奢侈の風下に及候儀と奉ㇾ存候、乍ㇾ去猶未其頃は一統に及し候儀にも無ㇾ之哉と奉ㇾ存候、享保の比其漸々滋蔓可ㇾ致を被ㇾ制候故、一統節儉を守り易き儀にて、享保の頃に奢侈を被ㇾ制候は、當時の勢よりはやうやく易き方にも可ㇾ有ㇾ之哉と奉ㇾ存候、當時の勢は漸々滋蔓に及び候所にて稍々難き方に被ㇾ存候、其上享保の頃は下民猶未質朴の風も殘り、下として奢侈は難ㇾ成と心得候ものも、千に一ッは有ㇾ之候半、當時は裏屋住み者迄も美食美服最何とも不ㇾ存風に成行候哉と奉ㇾ存候、少しは攻撃の劑をも用不ㇾ申候はでは行とゞき申間敷、寛猛相救候御論妙處に可ㇾ有ㇾ之と奉ㇾ存候、豆公最初の御答に有ㇾ之反物直段の儀、私竊にはりんず三百匁以上の損を、染模様等にて漸々直を高くしつぐのひ候手段可ㇾ仕哉と存候事に御座候、試に反物を取寄見候へども、三百匁をこし候は、一向に相見不ㇾ申、其以下の所は稍々高き樣にも被ㇾ存候、扨又鼈甲くし笄などは直段を付不ㇾ申も相見候、此方は損を償候手段成兼候勢に哉、一體踰制の品燒捨候樣に觸候へども、未其沙汰も不ㇾ承候、萬一宅などへも櫛笄踰制を持來候はゞ留置、町奉行へ相渡燒捨させ候樣にもいたし可ㇾ然哉、御觸以前の仕入に候などと申趣にて、夫なりにいたし候はゞ、漸々流れ可ㇾ申哉とも奉ㇾ存候、右は刻薄に當り候半哉、可否いかゞ可ㇾ有ㇾ之哉、心付候儘申上候也

正月十九日

御答　　　　　　　　　　　　　伊豆守

御政要御書取之趣甚以感服、扨々御尤の御事に奉レ存候、當時之趣金穀の御蓄未御充實候まゝ、何事も眼前に不レ被レ任二御心底一儀御座候、天下の御政事何ほど小量を以計候はゞ、却て過り候事も可レ有レ之哉に候得共、一通りの論には、皆倉廩も完備仕候節の論にて、成程左候はゞ、いか程も道理よき御政事出來可レ仕候、尤民は信を以立候と承り候へば、萬事御さしつかへの節にも、大道を被レ缺候筋は有レ之間敷候へども、人情風俗かのどふづきの繩のごとく候へば、無術に石をおしつけ候はゞ、不レ殘繩は切可レ申候、時を考へ導候の手法難レ述二言語一場合可レ有レ之事と奉レ存候、扨物價御論誠に御妙解と奉二感心一候、成程行渡り候御書面、行々可二立行一儀は無レ疑、恐悦の儀實善以寶にて奉二恐入一存候、乍レ去當時別て六ヶ敷御時節、和泉殿御紙上之通、享保の頃とは惡症の淺深に餘程の違と奉レ存候、藥驗は大に違候事に御座候、只々何事も御心長に御勤被レ成候儀、何よりの御爲と奉レ存候

和泉殿御書面、反物の事御尤には候得共、町奉行へ引渡の儀は先御見合の方と奉レ存候、此一事萬事の示しには相成間敷甚しきと稱し可レ申候、今少御試の上又々何とか制し方も可レ有レ之候半、何ぞと燒捨の儀は一二度も早く有レ之度事に御座候

呉々御論書共、甚面白き儀服膺仕候也

正月二十三日

附論（四）

獨語

越中守

物價の論は奢侈を禁じ、節儉を示すに止り、又餘蘊なきが如し、いかん、答、いかで餘蘊なしといわん、泰平打つゞき、人々怠慢奢侈、便佞輕薄に成りて、風俗に年寄たり、今の風俗は五十歲を過し風俗なり、故に奢を禁じ儉をなすべき機兆有、此機兆を見出し、廉恥の心を引立ぬれば、實に奢侈を止め、儉の風にも成べし、廉恥の處をすてゝ、節儉の風を尋ぬれば、人々彌利勘利術におちいり、鼻はまがりても息いづればよしと思ふやうにて、うたれはづかしめられても、金銀さへ得ればよしと思ひぬべし、そのいわれは、今やう流行の染もやうの類は、至てかすかに、至て小さゝ、色も目たゞしからずと打あがりて若輩ならず、かつ損せずして久しくたもつといふをこのむ、これ風俗に年よりて、身持かた氣に成りしなり、いへば儉よりも吝嗇の心甚し、されば妓樓にのぼり、酒池肉林のたのしみをなし、一夜に千金を投ちらしたるは昔咄にて、いまは事を工みにし、いつはりたぷらかして一夜のたの

しみをなし、金銀を投ちらさずしてたのしむを上策とはおもふなり、されば今の奢侈はまた古とことかわれば、この處をよくおもひて廉恥を能引たつべし、廉恥引たちぬれば、義氣おこる、義氣おこれば、おのづから剛毅木訥にして古の武士にちかく、自然と質實に至るべし、そのところにて風俗もまたわかく成るべきか、此廉恥を引立んは、一朝一夕の御政事にては引立べしとも覺へず、物價の高きも人氣に馴ぬれば、只奢を去しとて、俄に引下べきにはあらざれば、これまたその主法あり、故にこの比談しおきぬ、若し惣論を見て節儉をのみ示せば、奢侈やむとのみ心得ては又甚害あり、吝嗇に陷いり行は、人々ひすかしく成りもて行て、幸内のうれいしに近く成べし、よく廉恥をかたく〳〵より引たて、奢を禁じ儉を示しぬるこそ、最上ならぬと思のみ

寛政二庚戌二月

物價論の後に書す

和泉守

此物價の論は、方今の勢を盡せり、夫政令はその時と勢とを見て、その施す所に取捨あるを要とするか、されば今日此論あるを、今日の人のみ是を見てやむべきにはあらざらんかし、凡事物につきて後の今をみる、なほ今のいにしへを見るが如なる事なきことを得んや、是享保中幸内なる者の書、および往復をさへとり集めて、册子となすの微意なりけらし

寛政三辛亥三月二十一日、同寮なるもの三人ひとしく出て閣老白川侯に謁しぬ、予も亦其列に在りき、侯此書を携て示ての給ふ、むかし山下幸内なるもの德廟に上りし書なり、是を求め得て寫し見るに、憂所大にして權貴を避ず、廉直なる人となり、眞に稱するに堪たり、そのうへ當時大君の政に勞し給ひしさま、世の風俗の姿迄を見るたよりとも成ぬれば、その書を論談往復して終に一冊となし、永く官廳に殘し、物換り星移ての後も、猶今の事實の赫然として掌を見るがごとくならしめんが爲のみ、各子是を見置て、少しの益も有らば、大なる幸ならん、且は論外の論も聽給ひたしなどいふて授け給ひぬ、吾が黨謹て閱するに、時情の妙論爰に盡き、誠忠の儀詞表に顯然として大に感服し、手足のおのづから踏舞するをしらず、潛寫して密に篋中に隱し、終身の法則となし、躬と倶に灰燼となして止んと、禁を犯して筆を採けらし

仲夏庚戌日　　　　　　　　　　中川忠英誌

山下幸内上書　終

山下筆記

并追考

山下宗節著

山下筆記

山下宗節著

上古ハ金銀ヲ以テ寶トセズ、貝ヲ以テ寶トナス、故ニ貨財寶ノ字等皆從レ貝、堯王ノ時天下洪水シテ、五穀不足ナル故ニ、金銀ヲ以テ錢ニ鑄、交易ノ資ニナセリ、古ヘ諸物ヲ買ニ金銀ヲ以セズ、粟ニ替タリ、粟トハ、穀粟ノ名ニテモミノコト也、祿米ヲ粟ニテ納サセ、諸物ヲ替テ通用セシ故ニ、金銀ヲ用ズシテ用足リ畢、日本ニ金銀出シコトハ、人王四十代ノ後ヨリ出タリ、天武天皇白鳳ノ頃ニ、對馬ノ國ニ初テ白銀ヲ出シ、聖武天皇天平感應二十一年奥州ヨリ初メテ金ヲ出シ、砂金ヲ用シ事也、賴朝卿ノ時大判ヲ製シ、公賜トナストイヘドモ、上ニ在テ下賤ノ者通用ハナシ、只銀ト錢トヲ以下民ノ通用ヲナセシニ、文祿慶長ノ頃ヨリ、日本ノ山々金銀ヲ掘出セシコト盛ニシテ、太閤秀吉ノ時後藤庄三郎光次ニ命ジテ、大判ノ外ニ壹兩形一分形ニ製シテ、下民ノ通用ヲナシタリ、昔時銀ト四錢ヲ以テ通用セシ故ニ於テ、今日本國中銀通用ノ國多シ、關東方ハ錢ヲ以專ニ用シ故ニ、今モ銀通用稀ナリ、中古百姓ノ年貢錢納ノ時、上錢ヲ撰ビ永樂通寶ヲ納メ、永樂錢ハ大明皇帝永樂年中ニ鑄ル處ノ錢、日本應永年中ニ渡船シテ、上錢ナレバ年貢ニ用ヒタリ、依レ之日本ニ在所ノ永樂錢多ハ關東ニ集リ、西國方

ハ銀ヲ以年貢ニ納メタリ、後ニ永樂錢一錢ノ價、通用ノ古錢四錢ヅツニ替テ納シ也、後々永樂錢不自由ニナルニ仍テ、四割鐚ノ法ヲ立テ、一貫文ノ年貢錢ハ四貫文納メ、於レ今錢納村高ハ永樂何貫文ト云定法ニナレリ、永樂ヲ以テ石別地行高ニナス時ハ、永樂二百文ヲ一石地トナス。然ルニ常憲院殿綱吉公元祿九子歲ヨリ、有來ル慶長金ヲ碎テ白銀ヲ加ヘ、鎔鑄シテ元字金ニ製シ、金位漸ク卑ク、諸物ノ價貴クナリ、就中異國渡船ニ積來ル處ノ藥種人參等甚高直ニシテ、病者ノ歎キトナレリ、文昭院殿正德二年辰ノ年、元祿金ニ雜ル白銀ヲ吹キ去テ正金ニカヘルト云トモ、小形ニ製シ其重サ二錢五分ノ秤目ヲ以テ壹兩トナシ、古金二錢三分ノ重サヲ滅ズ、故ニ諸物ノ價倍々高直ニシテ、下民轉歎息ヲナス處、當聖代享保年中ヨリ慶長金ノ傳ニカヘシ、大形ニ製シ四匁七分九厘壹兩トナス、錢ハ寬文年中ニ鑄ル處ノ文ノ字錢、上錢ナレドモ慶長通用ノ時、五貫文ヨリ五貫二百文ヲ壹兩金ニ替ヘタリ、此レ慶長金ノ位貴キ故也、其後錢座年々ニ新錢ヲ鑄出スト雖ドモ、元ノ字金位卑キニ依テ、四貫文ヨリ三貫八百文壹兩金ニ替ヘタリ、正德金ニナリ正金ニカヘレドモ、秤目ヲ減ジ小形一兩ノ故ニ、通用スル處ノ錢二貫五百文ヲ以一兩金ニ替ヘタリ、是ヲ以テ考レ之、諸物ノ價貴ニ非ズ、金銀ノ位卑キヲ以テナリ、銀ノ位チガイモ、元字銀、寶字銀、三寶、四寶ノ差別アリ、附タリ甲州金、竹流金ト云アリ、甲金ハ武田ノ始祖新羅三郎以來、甲斐國ヲ領知シテ、彼國山ヨリ掘出ス處ノ砂金ヲ、信虎、晴信ノ代、ニ壹分形、二朱形、朱半形ニ製シ、菲石金ト名ケ軍用ノ資トス、於二于今一彼國ニ通用スル甲金ト云是

也、竹流金トハ慶長年中ニ豊臣秀頼於二大坂城中一軍用ノ爲メニ千枚分銅ヲ鑠シ割竹ニ流シ、是ヲ竹流金銀ト名ケ、諸牢人戰功ニ施ス、今竹流金ト云、寒貝ハ是金ノ形ヲ眞似タル物也、日本鑄始シ錢ハ、元明天皇ノ御宇慶雲五年武州秩父郡ヨリ銅ヲ奉ル、依レ之慶雲五年ヲ和銅元年ト改元シ、奉ル處ノ銅ヲ以テ錢ニ鑄テ和銅珍開ト號ス、且異國ノ銅錢世々ニ渡來シテ日本通用ナセシニ、錢好惡アツテ、中古錢ヲ撰デ民家カマビスシ、於レ此大猷院殿家光公寛永十三丙子年鑄錢座ヲ置、寛永通寶錢ヲ以倭國一統ノ通用トナシ、錢ヲ撰ノ勞ナキ世トナリヌ、又寶鈔(ハカギ)ハ始二于元世一古今原始ニ曰、元世祖製レ紙爲レ鈔(フダ)ト、識印鈐ヲ以テ代レ錢云々、是至元寶鈔十等錢也、元朝不レ鑄レ錢而行二鈔法一凡有二十等一也、十文爲二半錢一二十文爲二一錢一三十文爲二一錢半一四十文爲二二錢一百文爲二五錢一二百文爲二一貫一三百文爲二一貫五錢一四百文爲二二貫一五百文爲二二貫五錢一一貫文爲二五兩一二貫文爲二十兩一五箇一貫文爲二半錠一五箇二貫文爲二一錠一事物紀原曰、錢百自レ古用レ錢、貫皆以二千百足一梁武帝時有二破嶺以東八十文、爲二百名東錢一

江郢以上七十文爲二百名西錢一京師九十文爲二百名長錢一大同元年詔、通用足而人不レ從、錢白益少、末年遂以二三十五文一爲二百錢一以二八十文一爲二百錢一蓋自レ梁始也

日本後醍醐天皇元弘二年、大內裏營作時、製二紙錢一諸國地頭御家人所領懸二課役一是日本紙錢之始也

往古源平藤橘四姓ヲ分テ百姓トシ、二十氏ハ公家、八十氏ハ武家トナシ國々ニ分補ス、其子孫國中ニ

蔓リ、農兵ヲツトムルヲ地下人ト呼ケリ、總御家ヲ本所ト號ケ地下人ヲ下知セリ、且三ケ年ニ一度ノ大番役ニ在京シテ禁裏ノ御番ヲツトム、當代諸大名ノ參勤交代ニ准ゼリ、國司アツテ其國中ノ事ヲ司リ、租稅官物ヲ收納シテ五ケ年目ニ得替セリ、是ヲ受領ト云

後白河院御宇文治二年午ノ三月、源二位賴朝卿上洛シ日本總追捕使ヲ申シ賜リ、武家ノ棟梁ト爲テ、國司ノ外ニ國衙（原本衙作術）ニ守護人ヲ置キ、庄園ニ地頭ヲ居ヘ、日本國中ヘ總檢地ヲ入レ町段ヲ改、田文ヲ以テ權門勢家ヲ不レ論シテ、反別ニ米五升ヲ取テ、守護地頭ノ德分ニ爲シ軍役ヲツトメタリ、承久亂ノ後一反ニ百文ヅツノ徵錢ヲ課セテ、地頭錢ト名ケテ軍役ノ高トナセリ、領家ハ公家方ノ知行所ナレバ代官ヲ置キ、諸國ノ百姓租稅官物ト地頭錢出之民家ノ譴責、シバラクハ公家武家牛角ナリト云ヘドモ、守護地頭ノ威ハ年々ニ重ク、國司領家ハ衰ヘテ明方ノ星ノ光ノ如シ、就レ中元弘建武後足利家天下ノ權柄ヲ執リ、征夷將軍ニ任ジ子孫公方トナリ、日本國中自然ト將軍家ノ成敗トナレリ、タトヘバ王位ハ寺ノ本尊ノ如ク、將軍ハ住持ニ似タリ、本尊ノ料ヲ以テ住持ノ自由ニシ、末寺末山ノ僧侶共下知ヲ受ルガ如シ、然ルニ尊氏八世ノ孫東山殿慈照院左大臣義政公茶ノ湯風流ヲ好ミ奇物ヲ愛シ、其流弊ツイニ應仁ノ亂起リ、武士在國シテ國人ヲ討シタガヘ己ガ家人トナシ、隣國ト爭ヒ孤立シテ將軍ノ下知ヲ不レ用、公家ハマス／＼衰テ、コノトキ後柏原帝御即位ノ料ナク、本願寺ヨリ調進シテ、因二其賞一代々准二門跡一矣、（原註云奇物ノ奇當レ作レ器孤立ノ孤當レ作レ特）正親町帝モ御即位ノ料ナク、毛利元就コレヲ調進シテ、大膳大

夫ニ任シテ菊桐ノ御紋ヲ給ル

古ヘハ城ト云モ大方ハ屋敷ガマヘナリ、依レ之其國ノ屋形ト呼ケリ、戰國年久シク、所々城郭ヲカマヘテ爭戰セリ、百姓ト呼レシ領家ノ地下人ノ子孫モ、イツシカ陣夫ニ被レ役土民トナリテ、米アレドモ農夫ハ腹ニ滿ル程食ハズ、糸綿ニ勞ヲ爲テモ機婦ハ温ニキルコトナラズ、年貢所當ノ價ト成シケリ、米俵ハ三ツ五分、物成所務ヲ以テ三斗五升ヲ一俵トナシ、馬一疋ニ二俵ヅツ付テ五里ノ道法ヲ運ビ、馬大豆一升米六合取シ作法ナリシニ、御當家天下一統太平ノ御治國ト成テ、國々ニ御代官ヲ被二居置一、百姓ノ御年貢米御藏ニツメ置キ、夏春ニ七用ノ減米トテ二升ヲ差加ヘテ、三斗七升入一俵ト定ル公務ノ法也、私領ハ是ニ二升ヲ增シテ、三斗九升入一俵トナス、定法モ年移リ人替テ、公私共ニ不案內歟、今ハ升入ノ不同アリ、慶長五子ノ歲濃州關ヶ原御陣、御當家御利運ニ依テ、家康公征夷大將軍ニ御任官、闕國ヲ以テ諸侯ノ戰功ニ賜リ、各得替アリテ、御領知方ハ大久保重兵衛、彥坂小刑部、伊奈備前守三判ノ證文ヲ以テ極レ之、就レ中慶長九辰ノ年遠州總檢地入テ、私領ハ城主檢地差出ノ高、御領所ハ伊奈備前守家次總奉行ニテ町段ヲ改、上中下ニ盛ト云コトヲ定テ、石代ト名ケテ一村切ノ高辻ヲ極メ、縱ヘバ上田一反步十二、中田十一、下田十ト云ガ如シ、又其鄕村免除地等ニハ、家次黑印ヲ出シオキ、慶安元同二大猷院殿家光公御治世初ニ、備前守黑印皆以御朱印ニ被二成下一、慶安ノ新御朱印ニ被二成下一、慶安ノ新御朱印ニ被二成下一、慶安ノ新御朱印甚多キ也、古ハ千戶ヲ以テ一郡トシ庄鄕ヲ分ツ、庄鄕ハ村

ノ總名ナリ、故ニ代々ニ國郡ノ增減アリシ、中古以來其差別ナク稱シ來ル郡名ヲ以テ一村切ニ事濟御成敗也、大元ハ以二千戸一爲レ縣、有二縣令一、庄屋ト云名ハ、往古井田ノ法アリシ時、田中ノ廬舍ヲ莊ト云、庄ハ俗字ナリ、井田ノ法ト云ハ、タトヘバ方九百歩ノ田ニ、井ノ字ヲ畫バ九區トナル、毎區百畝ニシテ九百歩也、中ノ百歩ヲ公田佃トナシ、外八百歩ヲ私田ト成テ八家ニ分耕ス、公田百畝ハ八家ヨリ耕シ租稅ニ納メ、故公田百畝ノ內二十ヲ除キ廬舍トナス、是則庄屋ナリ、八家ハ名主ナリ、名田ヲ下作人ニ分テ耕サセシハ土民ナリ、今ハ民家五人組ノ法ヲ定メ隣家ノ好ミヲナス、又組頭ヲ定メ總代トシテ庄屋ト云、村長ニ相倡ヒ公ヲツトム、古ハ名主庄官有リテ地下ノ取捌セシ也、古ノ名主ハ今ノ百姓、土民ハ小作人ナリ、五畝宅百畝ノ田、一井ノ名主也、附、中古武士ノ知行ヲ五十貫、百貫ト錢ヲ以テ分限ヲ定メシ事ハ、後白河院文治二年午ノ三月源二位賴朝卿上洛シテ、平氏追討ノ賞ニ六十餘州ノ總追捕使ヲ申賜リ、武家ノ棟梁トナリ、家人ヲ以テ諸國ノ守護地頭ニ恩補シ、權門勢家ヲ論ゼズ、段別ニ米五升ノ兵糧ヲ宛課セ軍用ノ資トス、コレ後漢ノ時ニ謀叛人俄ニ出來レバ、則討伐ノタメニ急卒ニ軍兵ヲ集ル、其糧料ニ、土民ヨリ出セシヲ地頭錢ト云シニ准ゼシ也、就レ中承久ノ亂後ヨリ、關東方ノ武士諸國新補ノ地頭職ニ被二恩補給兗一、田十一別ヲ賜リ、加徵五升反別米トモニ地頭得分トナシ軍役ヲツトム、又一反ニ百文ノ徵錢アッテ、地頭軍役ノ高トナス、依レ之武家ノ威年々盛ニシテ、士、民百姓等本領家ノ下知ヲ用ヒズ、武家ニ從ヒ自然ト武家ノ知行所トナリ、地頭錢出シ來リシ、引付、

其郷村何百何十貫ト云高辻トナレリ、百貫知行高ハ今世五百石知行分限トナリ、其後諸國ノ守護地頭ヨリ五十分一ノ課役ヲ將軍家ヘ出ス、五百貫ノ高ニテ十貫文、一萬貫ニ二百貫ノ上ゲ錢、今ノ世ノ小普請金ノ如シ

將軍家ヲ大樹ト言シハ、後漢ノ馮異屏二樹下一軍中號謂二大樹將軍一ニ始ル、光武帝以レ此名レ之柳營トハ、周亞夫將軍柳邊之屯ニ始矣、同公方樣ト云ハ、東山殿義政將軍ヨリ始ル、公方ハ天子ノ稱號、樣ハ式樣ナリ、樣體ノ天子ニ等ヲ以テ公方樣ト云ヘリ、然ルトキハ樣ノ字ハ公方樣ニ限ルベキコトヲ、世下リ人諂ヒ、樣ノ字ヲ以テ平人ノ名ノ下ニモ書來レリ、常陸、上野、上總、此三ケ國受領ニ守ナシ、コノ三ケ國親王ノ任國ナル故ニ、平人任ズルコトナク、唯介ニ任ズル故ニ、守ナク介ト云ヘリ、此三ケ國ニ限リ太守ト云フ、親王任國ナル故也

往古任國受領ノ譯ハ、タトヘバ山城國田租十五萬束ハ正稅ト云、田年貢也、公廨十五萬束ハ畠年貢也、正稅十五萬束ハ一粒モ不足ナシ、公廨十五萬束ハ受二領配分之一、但稻一束ハ米五升也

受領配分

守、(五分長官)介、(四分次官)掾、(三分判官)目、(二分佐官)史生、(一分筆取)古ノ公家武家ハ祿米ヲ以諸物ニ替テ用足リ、民家ハ田畑ノ作物五穀ヲ以テ萬物ニ交易シテ生活ノ業ヲナセリ、人王四十二代顯宗帝ノ時、銀錢一文ヲ以テ稻

一石ニ替シ事年代記ニ見エタリ、唐ノ太宗御代、斗米三錢トアルハ銅錢ニテノ事ナリ、然レバ陶淵明ガ五斗ノ米モ、價十五錢一日ノ俸ト知ラレタリ、頃日破レ屛風ノ反古ノ中ニ、正保四亥年遠州御藏入米金十兩ニ百十五俵替、慶安二丑年金十兩ニ九十五俵替、同三寅年入札ヲ以御拂米、金十兩ニ百十俵替、江戶正木屋又兵衞落札ト有レ之、其頃遠州御城主松平伊賀守忠晴朝臣、正保、慶安ノ間領知被レ成、家中ノ物成米、金子十兩ニ九十俵內外ノ直段也、依レ之家中知行百石取ノ分限ニテ、八九兩十兩計ヲ賣米ニテ候處、內外ノ用事足リ、困窮ノ取沙汰ナシ、御軍役ノ通ニ中間小者急度召抱、家修理見苦敷事ナシ、慶安二年丹州龜山ヘ御所替ノ刻モ、御城中並家中屋敷トモニ急度致候御引渡ト、老人ドモ物語仕候ヒキ、其後萬治二戌年ヨリ井伊兵部少輔直之、三州西尾ヨリ掛川城ヘ御移リ、伯耆守兵部少輔父祖三代ノ間御居城ニテ、米直段高ク、百石ノ知行取七十兩、八十兩ノ賣米被レ致候得共、サノミ心安キ節季モ見エ不レ申、近年越後與板ヘ御所替ノ刻ハ、御家中以ノ外困窮ノ沙汰ニ及レ承候、然ルトキハ米直段ノ高下ニテ困窮安樂モ難レ評、許カ金銀ハ手廻リ自由ナレバ、有ルニ任テ不用ニモツカヒ費スコト多ク、其時ニ應ジ其風ニ變化スル人間世ノ習ナレバ、常ニ儉ヲ覺悟セザレバ、イツトテハ困窮ノ病ト知ラレタリ

承久亂後、宣旨式目追加

宣旨事

左辨官下　畿內諸國七道

應ㇾ令自今以後、庄公田畠地頭得分拾町

別兔田一町、並一段別宛、加二徵五升一事

右頃年依二勳功一賞二居地頭職之輩一、各超二涯分一、盜二侵士宜一、因ㇾ茲云二國衙一云二庄園一寄二事於彼一、濫妨懈勤、於二其乃貢一、是非相貸、眞僞互雜歟、然間無二止事一、佛神事空、以二陵替一限ㇾ之、公私領不ㇾ辨二地利一、天下之衰弊、職而斯由、方今四海已定、萬方靡然、誰輕二宗廟社稷之重事一、誰掠二五畿七道之濟物一、然則一爲ㇾ休二庄公之愁訴一、一爲ㇾ優二地頭之勳勞一、旁從二折中一、儀須ㇾ定、向後法二文武之道一、捨ㇾ一不可之謂也、左大臣宣ㇾ奉ㇾ敕、庄公田畠、地頭十町、別賜二兔田一町一段宛一、加二徵五升一、於二自今以後一者、嚴二守制符一、宜ㇾ令二導行一者、諸國承知、依宜ㇾ行ㇾ之

貞應二年六月十五日

大史小槻宿禰左中辨藏原朝臣

得分之事

右如二宣旨狀一、假令二田畠各拾一町一、內拾町領家國司分、一町地頭分、不ㇾ嫌二廣博狹小一、以ㇾ此率ㇾ法、兔給之上、加二徵反別五升一、可ㇾ被二宛行一云々、尤以神妙、但此中本自帶二將軍家御下知一、爲二地頭輩之跡一

爲㆓沒收之職㆒於㆑地被㆓改補㆒之所々者、得分縱雖㆓減少㆒、今更非㆓加增之限㆒、是可㆑依㆓舊儀㆒之故也、加㆑之、新補之中本司之跡、至㆓于得分尋常地㆒者、又以不㆑及㆓成敗㆒、只勘㆘注無㆓得分㆒所々守㆖、宜下之旨可㆑令㆓計宛㆒也、仍各可㆑賦㆓給成敗之狀㆒也、且是不㆑帶㆓此狀㆒之輩、張行事出來者、可㆑被㆓注申㆒交㆑名隨㆑狀、可㆑被㆓過料㆒也

天正十七丑歲、御定免請納村々
被㆓下置㆒候御朱印、七ヶ條之

御定書

定

一　御年貢納所之事、請納之證文、明銘之上者、少茂於㆑無㆓沙汰㆒者、可㆑爲㆓曲事㆒、然者地頭遠路令㆓住居㆒者、五里中年貢可㆘相屆㆖之、但地頭其知行有㆑之者、於㆓其所㆒可㆑納㆑之事

一　陣夫者、二百俵、一匹、一人宛可㆑出㆑之、荷積者、下方升可㆑爲㆓五斗㆒、目扶持米六合、馬大豆一升、地頭可㆑出㆑之、於㆓無㆑馬者、歩夫二人可㆑出㆑之、夫免者、以㆓請納㆒一札內一反一斗宛引㆑之、可㆓相勤㆒事

一　百姓屋敷分者、百貫文、三貫文宛、以㆓中田㆒被㆑下事

一　地頭百姓等倩事、年中十日宛、代官三日宛、爲㆓家別㆒可㆑出㆑之、扶持米右同前事

一　四分一者、百貫文二人宛可㆑出事

一請納之御納所、大風、大水、大旱之年者、上中下共以ニ春法一可ニ相定一、但可レ爲ニ生籾之勘定一事

一竹藪有レ之者、年中公方へ五十本、地頭へ五十本可レ出レ之事

右七ケ條所ニ定置一也、地頭有ニ難澁之儀一者、以ニ目安一可ニ言上一者也、仍如レ件

天正十七己丑年七月吉日

伊奈熊藏家次奉レ之

何村

此筆記者遠州中泉ニ住スル山下宗節ト云者書タル由

寛保元歳在辛酉夏六月朔旦書ニ寫之一

垣見寛齋

山下筆記 終

山下筆記追考

豊島處士　永井行達 考編

元文改元の冬四日、松平豆州公の家臣長谷川克明丈の許（宅は豆州公の本邸西城下の邸内に在）に會して、朱書節要を講究す、

會終り談話しば〳〵の內、山下氏筆記の事におよぶ、予見ん事を克明丈にこふて許諾を得たり、後野田德勝丈のかつて寫抄しおけるを借てこれを讀に、文古雅にして義審也、實錄といふべし、感ずる所あつて、いさゝか追考數條をしるして其後に附す、享保元文の間米價の高下、金銀の改鑄は、德勝丈の筆記あれば、こゝにもらしぬ、同じ仲冬の十二月の夜、北島の寓舍にて、寒燈の下に筆操りて其梗概をしるし侍る

一　唐山にて金の出る所多し、就レ中雲南の金をよしとす、雲南は西南に當る國なり、山より掘出す金の中に、狗頭金といふあり、圓くかたまりて狗頭に似たる故言なるべし、重サ或は廿匁程あり、また雲南に麗水あり、其所の人家〳〵に家鴨を飼ひ、家の大小に從て幾つと定め、多く飼事を許さず、日々あひるを麗水につれ行て魚蝦を吞しむ、家鴨沙を喰ふ故に糞中に金あり、それを淘して金をとる也、これを鴨沙金といふ宋氏談綺

聖武天皇天平廿一年二月、陸奥國より始めて黃金を奉る、これより歷代陸奧國より黃金を奉る事不レ絕、四月改元あつて天平感寶元年と云、本書天平感寶廿一年といふ傳寫の誤なるべし

一　天平感寶元年五月十二日、越中國守の館において、陸奧國より金を出すを賀す

中納言家持

皇の御代榮んとあづまなる

陸奧山にこがね花さく　萬葉集

一 日本にて元龜天正の頃より金銀漸く盛んに出て、文祿慶長ます／＼盛んになりしと見ゆ、或記に元龜年中信長より家康公へ、大きなる革の袋に黃金入て奉られし事あり、又天正十三年の七月、太閤秀吉金子五千枚、銀子三百枚を諸大名へ與へらる、これ庫藏に金銀充滿せるによりてあたへられたるよし記せり、金銀漸盛ならずんば如レ此なるべからず、其頃はめづらしきにて、太閤の金くばりとて俗にも云傳へ侍る、此事太閤記にも見へたり

一 紋銀は上品の銀、俗に南鐐と云、低銀は下品の銀、細絲は南鐐の極點、細絲の十分一銅を入るゝを九成と云、五成より九成迄有、九成より細絲迄九一九二九九迄有、日本の銀は八成の二になる 朱氏談綺

一 天武天皇三年三月七日、對馬國より始て白銀を奉る、對馬の國にて銀山を掘る事、詳に朝野群載といふ書に載たり 和事始

和同開珎 人皇四十三代元明天皇和銅二年鑄レ之　萬年通寶 同四十七代廢帝天平寶字四年鑄レ之

神功開寶 同四十八代稱德帝天平神護元年鑄レ之　富壽神寶 同五十二代嵯峨天皇弘仁九年鑄レ之

饒益神寶 同五十六代淸和天皇貞觀元年鑄レ之　貞觀永寶 同十二年鑄レ之

延喜通寶 同六十代醍醐天皇延喜七年鑄レ之　隆平永寶 同十五年鑄レ之

乾元大寶 同六十二代村上天皇天德二年鑄レ之

○和同開珍　　　神功開珍　原注云、寶カ

通　寶　原注云、通ノ上、ヽヽノ二字ヲ脫スルカ　　隆平永寶　舊譜曰、日本國錢

四品並僅寺五銖、其國永曆中鑄　泉志下二項同

○乾文大寶　國朝會要曰、太平興國九年、日本國僧奝然等浮レ海而至、云、其國用ニ銅錢一、文曰ニ乾文大寶一

○延喜通寶　皆寧傳載曰、倭國在 東海中ニ、正朔一同 中國ニ、用錢文曰 延喜通寶ニ、年號天慶天曆

一　泉志は、宋の高宗の紹興年中に洪遵といふ人作れり、泉と錢と音通ず、又三才圖會にも和錢六品を載たり、泉志と同じ

一　唐の錢日本に渡りし始は、元の世宗の至元十四丁丑年なり、日本は後宇多院建治三年の事なり、此事善隣國寶記、および貝原氏和事始に見へたり

一　錢文むかしは寶貨といひ、或は半兩五銖といひ、或は貨泉貨布といふ、魏の孝莊帝の永安二己酉年に至つて、錢の位甚だいやしく、水に置流さる程の薄さに成しゆへ、高道穆といふ臣上表して錢を改鑄、其時代しれざるゆへ、錢の好惡もわからざるとて、初て永安五銖と錢文を改鑄せり、此義甚是なりとて、これより後は、和漢共に年號を本文になす事になりぬ、此事通鑑綱目三十一卷、事物紀原十卷に見へたり、又通寶と書く事は、唐の高祖武德四年、開元通寶と錢を改鑄せしに始る、

一　錢九十六文を以て百文とする事は、上杉憲政の家老長尾意玄が制を立てしより初る、長尾公敵國

に入、町人地下人迯散て其所に居らざるには、小身の中間少の物を買べきやうなし、然れば取しづめて豊ならねば、代物はつかはれざるもの也、豊なる世には闕漏ある事長久の政なれば、代物を九十六文にして四文づつ闕漏然るべし、其上三拾貳文づつ三ッに分け、又三拾貳文を四ッに分れば八文になる也、かくては錢のつかひやうもよしとて、九十六文を以て百文とし、九百六十文を一貫と定めたり、上杉憲政は天文の頃の人なり 和事始

一 近代中華の方書に一錢を一匁に作る、錢匁同字也、一匁は即一文錢の重さなり、故に俗これを一文目といふ、俗又錢を料足といふ、又用脚といふ、是を以て足とし用を辨ずるゆへ也、又要脚とも書く、又鳥目といふ、沈慶之といふ者私に鑄たる錢の事を、鵞眼といひしより起れり 齊東俗談

一 錢を何疋と云事は、古は金銀拂底にして、高貴の人ならでは用る事なし、中人以下は錢を以て幣物とせり、錢十文毎に駒引錢一文宛を入て、十文を一疋とし、百文を十疋とす、一貫文を百疋とし、十貫文を千疋とす、近世金銀多くなりて、持參するにも金子の方勝手よき故、目錄に靑銅百疋、或は三百疋と書て、金子一歩或は三歩遣したる也、今は靑銅何百疋と書べきを、金子何百疋と書事になりぬ

一 紫貝は小さなる貝なり、古は錢のごとくに用たり、今も雲南にては錢のかはりに用ゆ

一 源の賴朝卿其弟義經範賴をして平家を追討せしめ、後鳥羽院文治元年三月二十四日平家を亡す、同年十一月北條時政を上洛せしめ、六十餘州の惣追補使とならん事を望む、法皇許諾ましましてこれ

を許さる、（法皇は後白河院、此年五十八歳にならせ給ふ、後鳥羽院は六歳にならせ給ふ、頼朝は三十九歳なり）これより頼朝諸國に守護地頭を置る次第、本書にいへるがごとし、是より天下の大權ことごとく頼朝に歸す、しかれ共頼朝狡黠なる人ゆへ、軍國の大事はみづから判斷し、其餘十に八九は、天下の事皆法皇院中にて沙汰し給ふ、建久二年頼朝四十五歳の年三月攝政藤原基通を止て、右大臣兼實を攝政とす、基通は近衞殿なり、兼實は九條殿なり、これより兩流かはる〴〵攝政たり、これ五攝家の濫觴にして、頼朝の心より出て、公家の權柄をわかつはかりごとなり、其明る年みづから征夷大將軍に任ぜしより、いよ〳〵公家の威權衰へたり、其後人皇八十四代順德院の承久三年、鎌倉の執權北條義時の威權さかんなるを、後鳥羽上皇いきどをらせ給ひ、天子と共に諸國の武士に、義時追討の院宣を下さるゝといへども、武士共義時にしたがひ、泰時時房惣大將となり、所々の戰に勝つて、宇治勢多より京都に攻入り、後鳥羽上皇を隱岐へ、天子順德院を佐渡へ遷し奉る、持明院の宮茂仁親王を位につけ奉る、これを後堀河院と申奉る、これより天下の權柄ことごとく北條義時に歸して、天下の事十に六七は義時が裁判たり、されどもこれも狡黠なる生れ付ゆへ、三四は京都の旨をうけて執り行へり、承久の亂によりて、泰時時房は六波羅の舘に居りて政務を沙汰す、これ兩六波羅の初なり、公家の威權ます〳〵おとろふ、其後人皇八十八代後深草院の御宇、鎌倉の執權は北條時頼なり、建長三年十月近衞兼經攝政を辭す、是鷹司、殿の始なり、是よりさき九條道家の長男教實九條殿を相續し、二男良實二條殿と號し、三男良經一條

殿と號す、今又近衛わかれて鷹司となる、これより五攝家と稱す、是時賴がはかりごとにして、執柄の勢を分んためなり、是より攝政を五攝政五三年七八年づつ輪番持にせられし故、公家の勢ます〳〵おとろへて、武家いよ〳〵盛んなり、正元元年十一月、主上御位を御弟恒仁に讓る、これを龜山院と申奉る、後嵯峨の上皇院中にて政をしろしめす、一院と申す、後深草院をば新院と申て、富の小路の御所にましますす、其後弘長三年十一月時賴卒す、三十七、最明寺と號す、長男式部丞時輔は在京して六波羅に住し、次男左馬頭時宗家督を繼ぎ執權たり、後文永九年二月、後嵯峨法皇崩ず、年五十三、遺言して此以後の皇統は、後深草と龜山と御兄弟の二流、かはる〴〵即位あるべしとなり、しかれ共實は北條時宗のはからひて、朝廷を二流とし其勢を分ちおさへんため、かくはからひけるなり、これより朝廷の勢ます〳〵わかれ衰へて、武家の勢いよ〳〵盛んなり、其後足利尊氏同義滿の時にいたりて、天下の事こと〴〵く武家の掌握に入りて、此以後朝廷ふたたびさかん成事なし、これ其源は鳥羽院閨門の内おさまらずして牝雞晨し、嫡庶の分たゞしからずして紀綱紊れ、つゐに保元平治の亂出來、權臣國政を弄せしに始る、後世の人君いましめ給はざらんや

一 人皇百五代後柏原院諱は勝仁、後土御門院の太子なり、明應九年九月踐祚、御歲三十七、大永元辛巳年三月二十三日、主上始て即位の禮を行る、應仁亂後より公家武家共に衰微ゆへ、明應九庚申年踐祚より、二十二年を歷るまで大禮延引す、或說には三條逍遙院のはからひにて、此時御即位料一向

宗本願寺より調進す、此賞に本願寺代々門跡に准ぜらると云（王代一覽）

一西三條内大臣實隆逍遙院と號す、和漢の才あり、特に詠歌に達せり、雪玉集あり、世に行はる、今人口に殘れる名歌多し、三條の庶流なりといへども、才能を以て家を興せり、小田原の北條氏康も實隆の門人なり、人皇百六代後奈良院の天文六年十月薨ず、享年八十四歲なり、其年嫡男公條五十二歲、孫實枝二十七歲なり、右大臣公條これも亦和漢の才あり、博識は父に超たり、稱名院と號す、人皇百七代正親町院永祿六年十二月薨ず、享年七十七歲、この年嫡男實枝五十三歲なり、内大臣實枝是も又和漢の才父祖におとらず、三光院と號す、正親町院天正七年正月二十四日薨ず、享年六十九歲なり、天下兵亂の世となりし内にありて、父子孫三代學を以て家を興す、奇なりといふべし、吾輩治世にありて學問すゝまざるは、恥べき事なり

一弘治三年九月五日後奈良院崩御、同十月二十七日正親町院踐祚、永祿三年にいたつて、踐祚の年より三年を歷れども、朝廷衰微によつて大禮延引す、足利の公方家も微々になつて此料調進なし、西國の大江右馬頭元就、先年陶全姜追討の院宣を賜れしに、早速勅許あり、これによつて西國の武士多く元就に屬し、全姜終に亡びぬ、右の御禮申さんとて、備中守隆元同道して上洛し、今以御即位の禮行れざるをうけ給、右の御禮心に御即位の料を調進して、初て永祿三年正月御即位の禮を行はる、そゝの賞として毛利元就に菊桐の御紋を下され、從四位上陸奥守に任じ、隆元は大膳大夫に任ず、毛利元

就は大江廣元が末なりと稱せしゆへ、陸奥守大膳太夫皆廣元が例をしたひ、内々懇望によりける故と聞し、此事現代一覽後太平記に見へたり

一 盛といふは、一反に付高一石を十のもりといふ、十八といはゞ一石八斗代としるべし、物成四ッ六分と有ば、高十萬石にて四萬六千石を納め、一石にては四斗六升をさむるを云、高を十分の一にして其一ッを一ッといふ、口米は一石に付三升づつ取なり、夫米は取米一石に付八升づつ取なり（算法綱目下冊）

（鼇頭）私曰、武士の知行を錢を以云時は五百石を百貫とすと也、是を以五石替也、金一兩を一貫とし、此錢米五石を替る也、或は依所一貫に二石五斗替とす、當時は一石二斗五升替、是を永法と云也、但右は永錢を以云也、然といへども甲參の國々永錢を以不レ云、依て平均一石二斗五升替となるもの也

又云、私曰、口米は地方役人給算紙筆墨等入用なり、上方は如二本書一銀百匁に付三匁也、關東は納三斗五升の斗立三斗五升入一倍に付一升づつ、口錢は永百文に付三文、或は金三十五兩に付一兩永八貫文也、金一分尤其所の古法あり、夫米は運賃歟と云々、山永等には夫米は不レ掛也と云々

鐚百貫文は萬疋などゝ云、是知行高にて云ときは百貫を百石とする也、永方今一石二斗五升替と云、荻原近江が所爲也と、永百貫を今知行高になほせば二石五斗替にすと也

一 六尺五寸は一間なり、六尺五寸四方は一歩なり、三十歩は一畝なり、十畝は一反なり、三百歩あ

り、十反は一町三千步なり

一　井田の事は、朱子の井田類說これをつまびらかにす、文集六十八卷に出づ、林點の作れる本政書も、井田の事を說ける審也、續綱目十二卷五十六板（枚カ）に出づ、又羅大溪が鶴林玉露七卷十三板（同上、枚カ）に出づ、治道に志ある人考みるべし、たゞ後世にては行がたき事にて、漢の高祖の時機會を失れ、井田の事に志なきを胡文定公も惜まれし也、通鑑綱目三卷の二十板（同上）に說あり

一　諸國より五十分一を武家の將軍家へ出す事、本書にいへるがごとし、足利將軍義詮の時、執事尾張修理大夫道朝二十分一に改て、武家甚困窮し、將軍義滿の時に至て、執事武藏守賴之初の五十分一に返して、人皆悅けるよし後太平記に見へたり、今の世の小普請金は二十分一なれども、大名並に御旗本たりといへども、御奉公勤給ふ衆中寄合衆は小普請金を出さず、其餘は無役の衆計出し給へば、二十分一も過たりとすべからず、足利家の法は、大名小名有役無役をゑらまず二十分一を出したりと見ゆ、故に人々難儀に思ひしとなり

（鼇頭）私曰、寄合衆皆小普請金を出す也、二十步一と云、百石を四十兩として二兩也、千石に二十兩づつ出る也、此割合を以五十步一と云ときは二百五十石にて二兩出、五百石二百兩として四兩出る也、但今世五百石已上は二十分一の積如レ右、四百九十石より已下は百石に金一兩二分づつ出レす、亦輕き□取扶持方取は別に定有レ之とあり

一　劉秀即光武帝部ニ分吏卒一、皆言、願屬ニ大樹將軍一、大樹將軍馮異也、爲レ人謙退不レ伐、敕ニ吏士一非ニ交レ戰受レ敵、常行ニ諸營之後一、毎レ所ニ止舍一、諸將並座論レ功、異常屛ニ樹下一、故軍中號曰ニ大樹將軍一通鑑綱目八

一　漢武帝後六年冬、匈奴入ニ上郡雲中一、殺略甚衆、烽火通ニ於甘泉長安一、遣ニ將軍令免一屯ニ飛狐一、蘇意屯ニ句注一、張武屯ニ北地一、周亞夫次ニ細柳一、劉禮次ニ霸上一、徐厲次ニ棘門一以備レ胡、上自勞レ軍至ニ霸上及棘門軍一、直馳入、將以下騎迎送、已而之ニ細柳軍一、軍士吏被レ甲鋭ニ兵刃一、彀ニ弓弩一持レ滿、先驅至不レ得レ入、曰、天子且レ至ニ軍門一、都尉曰、將軍令、曰、軍中聞ニ將軍令一、不レ聞ニ天子之詔一、上至又不レ得レ入、於レ是上乃使下使持レ節詔中將軍上、吾欲レ勞レ軍、亞夫乃傳レ言開ニ壁門一、門士請ニ車騎一曰、將軍約、軍中不レ得ニ驅馳一、於レ此天子乃按レ轡、徐行至レ營、亞夫持レ兵揖曰、介冑之士不レ拜、請以ニ軍禮一見、天子爲動改レ容式レ車、使ニ人稱謝一、皇帝敬勞ニ將軍一、成レ禮而去、群臣皆驚、上曰、嗟乎、此眞將軍矣、曩者、霸上棘門軍若ニ兒戲一爾、其將固可ニ襲而虜一也、至ニ于亞夫一、可ニ得而犯一邪、稱レ善者久レ之、月餘匈奴遠レ塞兵罷、拜ニ亞夫一爲ニ中尉一通鑑綱目三

一　周亞夫は周勃が次男なり、細柳は地の名、西安府といふ所の内に明地といふ池有、其池の南に在り、介さる者は不レ拜と曲禮の文なり、中尉は本朝の左衞門督の事なり

一　公方といふ事は、等持院尊氏の嫡孫鹿苑院義滿より始れり、義滿おもへらく、公家には五攝家といふ棟梁あり、沙門には門跡といふ棟梁ありて、武家のみ棟梁なし、萬事天子に一等を降し、攝家に

准し大納言までを召仕ひ、子孫の官位太政大臣從一位に至り、武家の棟梁たるべき家を給り玉へと天子へ願れければ、望のごとく公方といふ號を勅許有、是公方といふ事の始りなり、公方家は書を勅書に准じて、御内書（公方御判）御下文（同上）公帖（同上）御教書（管領）奉書（老中）其外遵行、施行、打渡などと云書き樣あり、公方より御所を殿中、居給ふ所を御殿、座敷へ出給ふを渡御、外へ出給ふを御成、還らせ給ふを還御、御使を上使、聞せ給ふ事を上聞、見玉ふ事を上覽などゝいふ、此類猶多し、また將軍は相當從五位ゆへ職ひくし、大の字をつくれば相當の沙汰なし、公方たる人必征夷大將軍をかね給ふ事なり（職原支流下同）

一　諸國とは受領の事なり、受領とは國司になる事なり、古へは國司の取分は、大國は二町六反、上國は二町二反、中國は二町、下國は壹町六反なり、相當は大國の守從五位上、上國の守は從五位下、中國の守は正六位下、下國の守は從六位下なり、相當も卑く取分も少なり、守護は右大將頼朝より始り、其國の五十歩一をとれり、一國に公家よりは國司、武家よりは守護を置て、兩人にて其國の政務を執行ひしなり、武家は次第に强く、公家はしだいに衰へて、今は國司といふものなし、今の國司は皆守護なり、是故に大上中國の沙汰にも及はざる樣に成しなり

一　守は長官とて頭なり、介は次官とて守の役に替る、椽は判官とて其官の役目を、國の守介より分けて勤む、目は主典とて其官の筆取なり

一　守は唐の刺史なり、大守なり、介は別駕なり、掾は司馬なり、目は主簿なり、大國は大和、河内、

伊勢等の國なり、上國は山城、攝津、尾張等の國なり、中國は安房、若狹、能登等の國なり、下國は和泉、伊賀、志摩等の國なり　職原抄

一　四民ともに常に家業をつとめておこたらず、儉約にして家事におろそかなるべからず、勤約の二ツは家を治る要法なり

一　仕る者は君より給る祿あり、農商工は父より得たる田地あり家財あり、士も庶人も其財祿の多少によらず、其分内にて儉約を行ひ、家人を養ひ家を保つべし、是君父よりうけたるのみならず、天より給はる所の定分の財祿なれば、これにて事足りぬべし

一　山谷が詩に曰、「深念煩二隣里一、忍窮禁二貸賖一」隣里は我郷里人なり、煩は世話苦勞をかくる事也、忍はかんにん也、窮は貧窮なり、不自由なるをいふ、貸は借金也、賖は買かゞりなり、此の詩の心は、わが鄕人の世話わづらひとなるをふかく思案して、身の艱難不自由をこらへて、借金買懸りをせざると也、家を治るの道かくの如くすべし

一　借の一字は、家を破るの基也、かたく禁ずべし、故あり止事を得ずして人の財を借らば、なるべき程は我身と妻子の俸養を輕くし、艱難をこらへてはやくつぐなふべし

一　古は三年耕して必一年の食ありといへり、此意は、農人は三年田を作れば、一年の食の餘計あり、たとへば四町の田地を作れば、三町のふるまひをなし、一町のなりはひを殘して用ひず、三年過れば、

三町のなりはひおくるゆへ、たとひ水旱風蟲の凶年に遭ひても、飢饉の患なく、財用事かげず、士と工商の家も此計を以て知べし、是を以て計るに、いにしへの法は、士は君より給はる所の祿を、毎年四ッに分ち、三分を用ひて一分をば蓄へ置て用ひず、三年をかさぬれば三分となる故、もしは凶年或は水火盜賊の不意の變を助け、又軍用にそなへ、人の困窮をすくふべし、是古今通用の良法也

一　凡太平の世の勢は、年々に萬の事必華美におもむきて、奢り費へおほくなりもてゆくものなれば、儉約を旨として行なはず、世の成行にまかせぬれば困窮して家を保ちがたし、家主となる人早くはかり遠く慮るべし

一　儉約は人の美德なり、いにしへよりいみじき聖賢明王皆儉約を行給へり、よき人の儉約ならざるはなし、俗人は儉約を嫌ひて鄙吝なりとす、儉約は我身の俸養を薄しておごらざるをいふ、是善德也、吝嗇とは、おしむと云、やぶさかともよむ、財を惜みてあたふべき人に與へず、用ゆべき事にも用ざるを云、是は惡事なり、此わかちを知るべし、愚人と下部とは、儉約を吝嗇と思へり

一　古人の財を用るは、其財祿の分限に應じて過分の事なかりしかば、困窮する人すくなし、後の人は分限に過て、下士は上士のまねをし、上士は大夫のまねをし、大夫は諸侯のまねをす、事によりて士たる者其分をこへて、諸侯のまねをする事又多し、かくのごとくならば、なんぞ困窮せざるを得べきや、事によりて上より下にひとしくかろくするは害なし

一　親戚故舊朋友の貧しき者わが財物をからば、わが力にしたがひて財を與ふべし、借すべからず、與ふれば我仁愛の道行はれて、彼も亦我が恩に感ずべし、凡そ借る者は、貧しく財なき故にかる、かりて返せばいよ／＼まどしくなる故に、きはめて廉直の人にあらざれば、かへす事まれなり、かねてかりて返さゞるは、世俗のならひなりと心得べし、かしたる者を必ず得んとおもふべからず、さ思ふは人情をしらざるなり

一　初かさゞる恨みは少にして、かりて後返さゞるをこなたより乞時、かれる者の恨いかり甚ふかし、したしき人にはことさら財をかすべからず、成べき程はあたふべし、財を借すは禍を求るなり、後にはたがひにうらみて中うとく成る事多し、いやしき俗の歌に

しる人に物ばしかすなたゞやりね
かさぬうらみはこふ程はなし

といへる、貧窮なる者は、借れる財を後にかへさんとおもへども、其時過ぬれば忘やすくして、つぐのはん事を思はず、いやしき歌に

うき事もかなしき事も過ぬれば
その時ほどはおもはざりけり

とよめるが如し、我身の難儀なる時人のめぐみをうけて、後まで忘れざる人は希なり

一　財をかしてこなたより責乞はざれども、かりて返さゞる者の方にひが事あるゆへ、親戚といへども必我にそむきて疎くなる、いはんや朋友他人はさらなり、兼てよく〱慮るべし、故に止事を得ずして財を貸さば、初よりあたふると心得てかすべし、借る時は悦べとも、時過ぬれば恵を忘れて返さず、其時かねてあたへたるとおもへば恨なし

一　富貴の家に貧賤なる親戚の出入するは、主人の仁愛のあつき事あらはれて、其家の面目とすべし、かゝる人の來るを耻つべからず

一　人もし富貴ならば、是天より我一人にあつくし給ふにあらず、多く人をすくはしめんがために、我に授け玉ふぞと思ひて、常に仁愛の心を失はず、貧苦なる人を恵み、飢饉する者をすくひて、善を行ふを以て樂とすべし、是天の御心に背ざるなり

一　易に天道はみてるをかぐといへり、又物みつればかぐともいへり、又古語に多く藏すれば厚く失ふともいへり、財多く聚たる迄にて、人の貧窮を恤まざれば、みちて必かぐる禍あり、天道おそるべし

于時元文始歳丙辰季冬初九寫之　　垣見寛齋

山下筆記追考終

町人袋

並底拂

西川求林齋著

町人嚢序

聞たことは聞捨とやらんなれども、たま〳〵籠耳の底に留りしを、たゞに捨置なんも本意なくて、かつ〳〵かきあつめ侍りぬ、いさゝか身におこなはむとにもあらず、家童子にあたへて晝ぶしの眠さましにもがな、土器のわれにも用有とかや、されば學問は乞食ぶくろのように、何もかもとりこみ置て、さて選び用ゆべしとぞ玄旨法印はのたまひ置し、此ことよりおもひ出つゝ町人袋をこしらへ、世俗の糟粕を何もかもとりこみ置て、それ〳〵に選びもちひんとすれど、素より愚につたなき身なれば、選び用ゆべきちからもなくて、袋の底に黴くさく成ぬ、集めしことは集めても、選ぶ事をゑらびずんば何の用にか立べきと、我ながらおかしくて分別嚢のひとへ底ぬけやすき處を、せめての笑ひぐさにもと獨つぶやくも、いとかはゆきわざになむ

ことしみづのえさるの秋のことに侍る

長崎　西川求林齋書

町人嚢　卷一

西川求林齋著

一　或人の云、町人に生れて其みちを樂まんと思はゞ、まづ町人の品位をわきまへ、町人の町人たる理を知てのち、其心を正し其身をおさむべし、いかにといふに、聖人の書を考ふるに、人間に五ッの品位あり、是を五等の人倫といへり、第一に天子、第二に諸侯、第三に卿大夫、第四に士、第五に庶人なり、是を日本にていふときは、天子は禁中樣、諸侯は諸大名衆、卿大夫は旗本、官位の諸物頭、士は諸旗本、無官の等也、公方樣は禁中樣に次て諸侯の主たる故に、公方家の侍は無官たりといへども、生れながら六位に準じ給ふ例なり、公方家の侍の外は、諸家中ともにみな陪臣といふて又内の侍、いづれも庶人のうちなりと知べし、其内一國の家老たる人は諸侯の大夫なれば、公方家の侍に準ずべし、其外國々の諸侍扶持切米の面々、いづれもみな庶人なり、扨庶人に四ッの品あり、是を四民と號せり、士農工商これなり、士は右にいへる諸國、又内の諸侍なり、農は耕作人なり、今は是を百姓と號す、工は諸職人なり、商は商賣人なり、上の五等と此四民は天理自然の人倫にて、とりわき此四民なきときは、五等の人倫も立ことなし、此故に世界萬國ともに此四民あらずといふ所なし、此四民、の外の人倫をば遊民といひて、國土のために用なき人間なりと知べし、此四民のうち工と商とをもつ

て町人と號せり、いにしへは百姓より町人は下座なりといへども、いつの頃よりか天下金銀づかひとなりて、天下の金銀財寶みな町人の方に主どれ事るにて、貴人の御前へも召出さるゝ事もあれば、いつとなく其品百姓の上にあるに似たり、況や百年以來は天下靜謐の御代なる故、儒者、醫者、歌道者、茶湯風流の諸藝者、多くは町人の中より出來る事になりぬ、水は萬物の下にありて萬物を潤し養へり、町人は四民の下に位して上五等の人倫に用あり、かゝる世に生れ、かゝる品に生れ相ぬるは、まことに身の幸にあらずや、下に居て上をしのがず、他の威勢あるを羨まず、簡略質素を守り分際に安んじ、牛は牛づれを樂みとせば、一生の樂み盡る事なかるべしといはれし事、耳にとゞまれる始なりし

一 ある人のいへるは、町人の常に守るべきは謙の一字なり、謙といふは人に慇懃を盡すをのみいふにあらず、天理をおそれつゝしむはみな謙のみち也、聖人の易にときおかせ給ひしにも、天道は盈るを虧で謙に益す、地道は盈るを變じて謙に流、鬼神は盈るを害して謙に福すとのたまひしは、有がたくおそろしき事也、町人にかぎらず、貴き賤きともにしるべきみちなり、盈るは傲となり、傲は萬惡の基となれり、欲をうすふして盈る事なからしむべしとぞ

一 或學者のいへるは、いにしへは四民おの〳〵其業を正しくつとめて相みだる事なかりし、近代は百姓職人いづれも商賣をなせり、武士にもおよそ商賣に似たる類ひことなども、又有にこそ、夫商のみちとは金銀をもつて物を買とり、利倍をかけてうれる事をのみいふにあらず、商の字の心は商量と

いひて、物の多少好惡をつもりはかりて用をなし、利徳を得るはみな是商の類なり、いにしへは金銀をつかふ事なくて、唯ものをもつて物に易たり、これを交易ともいへり、都て物の多少高下を量、損益を考へて高利をとる事なく、有所の物を以てなき所の物にかへ、我國の物を持行て、人の國の物にかへて天下の財物を通じ、國家の用を達するを眞の商人とはいふなり、末代の町人手黒をもつて人の目をくらまし、すめ買しめ賣の類これみな天下の毒蛇たり、若幸ありて富を得たりといふとも、浮める雲のごとくにして久しかるべからず、況や野人にあらざる人をや、謀計は眼前の利潤たりといへども、必ず神明の罰とあたるとなん、おそれつゝしむべき事なりと語られし

一　町人多く集りて咄せる中に、一人のいへるは、侍の侍くさく、學者の學者くさく、味噌汁のみそくさきはわろしといへば、一人の宿老のいへるは、まことに左樣にて侍り、去ながら町人は町人くさきこそよく侍るものをといはれし、是もことはりなるかな

一　或人の咄に、去商人常の口くせに、商人と屛風は曲まねばたゝずといひて、手わろきわざもありしに、あるとき家の年久しき古屛風の精妖て、商人の夢に見へていはく、年頃われを曲めるものとのみ思ひ給ふこそ口惜く侍れ、ゆがめてたてるは我心にあらず、のぶとちゞむとこそわが德用なれ、しかれ共强て開きのぶる時は、片時もたちがたし、又たゝみちゞむ事過る時は、猶ひとり立がたし、のぶとちゞむとの中道をうるときは、久しく立て危からず、そのうへ立所の地平かに正しくして、たて

ざれば則くつがへりたをれり、是第一の用心なり、主も先その一心の地をたいらかに正しくして、其上に商賣のへちゞめを考て、あまりに開かず、あまりにちゞめずして能程に身を立るときは、いつまで立ても危事なかるべし、主此ことはりをしらずして我をゆがめることのとのみ心得給ふは口惜く侍りと恨けりとかや、おかしき事ながらも捨がたきことはり侍るにや

一 ある人の云、驕るもの久しからずといふこと、中にも町人に多き事也、驕るといふは強ちに財寶を費し失ふをのみいふにあらず、かりそめにも町人の分際に過たるよそほひをなせるを驕とはいふべし、況や過美風流の遊びにおゐてをや、傲は萬惡の基とかや、よろづのわざはひ是より起れり、易に云、負て且乘、寇の到ることを致す、貞なれ共吝しとあり、負て乘とは人足ごとき賤き風情ながら、荷物など負ながら輿車に乘時は、盗人の輩これを富貴なる者とおもひ、殺して物を奪ひとる事あり、是みな此方より寇をまねき致せる也、いやしき町人結構なる衣裝して遊山に出て、追はぎに逢たるたぐひなり、下賤の身として上ざまなる人のふるまひを似する時は、寇のわざはひいたるべし、たとへ智惠才覺ありて、行儀作法よき人成とも、身の分際町人の位を知ぬ人は危事なり、是を貞なれども吝しとはいへり、又いはく、藏を慢るは盜に誨る也、容を冶ふは淫に誨るなりといへり、庫の内の財寶をも常々用心なくて守りを懈りをくは、此方より盜人にぬすめと誨るものなり、女人などの勝れて姿容をうつくしく冶ふは、淫亂なる男に此方より我をいざなひおかせと誨る者なり、其ごとくに町人などの

おのれいやしき位成るを知ずして、分際に過て風流過美をふるまふたぐひ、皆おのれと禍をまねく也、禍福門なし、唯人みづからまねくとも侍ると語られし

一　或學者の云、易の語に、善も積ざれは名をなすにたらず、惡もつまざれは身をほろぼすにたらずといふことあり、あしざまに心得たる人も有にや、惡も大惡ならすば身をほろぼす事なしと思へり、はなはだ然るべからず、小惡なり共惡と知なばいかで行ふ事あらん、況や大惡をや、小惡といへども時の運によりて、一旦にして忽に災ひ到る事あり、何ぞ積ことをまたんや、たとへ運つよくて急に災到る事なしといふとも、積りぬれば終にわざはひと成て、身をほろぼし家を失ふ、又云、小人は小善をもつて益なしとしてせず、小惡をもつて傷ることなしとしてさらず、故に惡積つて掩べからず、是聖人のいましめなり、又曰、積善の家に必ず餘慶あり、積不善の家には必ず餘殃ありとは孔子の御誡なり、臣君をころし、子父をころす事一朝一夕のゆへにあらず、其由てきたる所のもの漸くなるといへり、父をころし、君をころす大惡も、その始は僅なる一念の惡よりおこりて、其惡念漸く廣大に到て、終にかくのごときの殃出くるもの也、一朝一夕の不斗したる殃にはあらず、餘慶有事も一朝一夕の善にはあらず、小善といへども積事久しければ、身のため子孫の爲となることはりあり、積といふはあながちに千度百度のことにはあらず、二度三度するも是積といふものなり、況や千度百度をや、霜を踏で堅き氷到るとのたまひしも、小惡則大惡と成心也、度々霜を踏かさねて終にあつき氷と成も

のなりといましめ給ひしは有がたき事なり、又古語に、岷江始は觴を濫め、楚に入ては則底なしといへり、盃をうかむるほどの淺き水も、積り／＼て楚といふ國にては岷江といふ底もなき深き水となれり、「吉野川その水上をたづぬれは、萑の雫萩の下露」とよめる歌も、同じ心にかよへりとなん

一 或人の云、淸水に魚すまずとはいかにぞや、家語と云書の中に、水至て淸きときは即魚なし、人至て察する時は則徒なしと侍り、世の諺も是よりやいひならはしけん、され共此語は少心別義あり、人のあまりに才智すぎて、物每深察緊密なる時は友なひすくなし、國の掟などもあまりに法度きびしく、行儀のつよき時は、萬人なつくことなし、至つて淸きといふ到の字の心は、つよさをいへり、老子の小鮮を煮がごとしとのたまひしも是ならんか、町人などの公儀の掟のすこし緊密なる時は、淸水に魚すまずと口ずさみて、法度のゆるがせならん事をねがふいとおかし、きたなき魚の心にならはんや、魚も魚にこそよるべけれ、鰌むつごろいつも泥まぶれにて、あまりにものうしといひて笑ひ侍りぬ

一 或人の云、長者二代なしといふは、必ず一代にてほろぶるにはあらず、一生辛苦を積て漸く富といへども、子孫に至りぬれば、いつとなく花車風流に成行、驕る心出來て、財寶を費し失ふこと古今珍しからぬ事也、中にも町人は常の祿なければ、久しく富貴をたもち難し、さりとて驕りほしゐまゝにして費し失ふは、父の志をやぶりそこなふ道理なれば、不孝の罪尤ふかし、家財は先祖より子孫榮

久のために貯へ置れし物なれば、我身一分の榮花に費し失ふは大なる罪人なり、おのれまつたふして又我子に讓りあたふるは、先祖よりの預り物を又先祖にかへす道理あり、是孝行の第一なり、書經の無逸に、父母稼穡に勤勞すれども、其子稼穡の艱難をしらず、乃逸して乃諺し既に誕るとあり、いづれも先祖の質素艱苦をわすれて安樂放逸をこととして終に家業をやぶる事をいましめたりとなり

一　或人戯て云、かくれ簑かくれ笠といふものは、鬼が島に有とかや、いかなる物にか見たる人もありやといふ、其座に富る翁のありしが、我こそその寶物を持て今漸く富侍り、深く信じ給はゞあたへ申べしといふ、其人いかにととへば、いや別の物には侍らず、夫鬼といふは鬼神に横道なしとて、内心は正直なるものなり、形おそろしく見ぐるしきゆへ、常にかくれて公界に出ることなし、此故にかくれ笠かくれ簑をきる也、我も昔より横道なからん事をねがひて、公界に出て交らず、かくれ笠には紙子頭巾、かくれ簑には木綿きる物、此故に漸く富る身と成て侍ると語られし

一　或人のいへるは、大黒を福の神といふて萬人祝ひ敬ふ、此謂佛經に有とかや、され共我その深きことはりをばしらず、われ是を信仰するに心得あり、いかにといふに、先大黒は色黒くたけひきく形見にくし、色黒きは美麗のかざりなきいましめ、たけ短きは身を謙る形なり、足に米穀の俵をふみ、手に財寶の袋をにぎり、同じく小槌をもてり、人の身を養ふ事米穀財寶を第一とす、是を用ることおろそかにせず、みづからつとめ守るべし、打出の小槌は、四民ともに面々それぞれの家業職分の道具

をしばらくも手を放つ事なかれとの敎なり、かくのごとく勤行ふ時は、富貴に至りて千萬人をも養ふべし、是福の神の儀なり、世俗に橋の板を以て造る處の大黑は靈驗ありといふは、橋は通じがたき所を通じて廣く萬民を渡し、日夜踏ことたへず、その板を以て造れるは、是萬人に謙り、諸人の胯下にありても、終に身をたて用を達せんとおもふ心也、此ことはりをわきまへなば、橋板にあらずとも有なん、去神道者のいへるば、世に信仰する大黑の像は、日本大國神の像にして、佛說にいへる大黑天神といへるにはあらず、天竺にては摩伽迦羅天神といひて、其神體おそろしき像なり、摩伽迦羅といふを唐土の文字に飜譯すれば、大黑の二字也、しからば今世に用ゆる所の形像は、日本神道の大國神にして、天竺の大黑天神にはあらず、とりちがへたるもの也、いかさま形像の體日本の人の裝束めきて、天竺姿とは見へず、則惠美酒神と父子にてましますよし、槌といふは土の和語にて、五穀萬寶は土より出づ、此故に大國堅固のつちをもつて萬物をうち出す、是大なる福の神なり、小槌といへるも一度に急に打出こと事なかれ、少づつ絕ず打出すべしとの心にて、小の字を付たるものならんといはれし

一　或人の曰、日本正月の儀式は、神代の風俗をうつして淸淨質朴を本としたる禮法なり、松竹の直なる姿、常盤なる色も、人の心の直をに常あらん事をしめし、蓬萊のかざり雜煮のしな〴〵、木具太箸の體質素をよしとす、老人をことぶきうやまひ、若きをよろこび愛す、是即天地の仁心春にあらは

るゝの故なり、節のまふけもかろく、簡略を本とす、七日の雜水、十五日の粥、いづれも淡薄にして質素也、廿日は小米をもつて赤飯となし、或は鰤の骨を煮のたぐひ、みな費をいとひたり、是みな神代の遺風、往古の美膳なる事を示して、末代の奢をしりぞけたるものなりといへり

一　或人の云、武篇は武家の業にて、町人の所作にあらず、勇は町人といふともなくんば有べからず、武篇と勇とはわきまへあり、町人は第一質朴に居て、萬の不自由を堪忍し、外の名聞にかゝはらず、おの／＼職分をつとめて、家業に退屈せざるは町人の勇也、武篇は勝負の利なれば、町人は努々好むべからず、武士は主人に身を賣置たれば、軍陣をつとめて、治まれる世にも其志をわすれず、假初の交りにても武をわすれず、主人の名を恥かしめざるをよしとす、此故に苦笑ひしても死を安くすべし、町人は主人なし、たゞ父母あり、武篇の働きは不孝の第一也、都て人間に生得の剛臆なし、義ある人は剛に、義なき人は臆せり、常にものおそれする女子も、おもひやるせなければ、安々と死ぬるたぐひ、是又義理の勇者にもあらず、兎角町人と生れたるこそ幸なれ、武道の心がけをやめて、他の一錢も卑怯なる心なきこそ町人の武勇なれ、佶々たる勇夫射御不レ違とも、我倘くは不レ欲と聖經にも見へたり、夫命は生としいけるもの、惜きことは天理自然なり、しかるをいのち露ちりともおもひ侍らずといへるは、義にいさみ血氣におかされたる廣言なり、一休和尚の辭世のごとく、「今こそ死ぬれ、ぶすきなれども」といひて、何の恥辱にも成べからず、よはみをかくしつよみをたて、高上なる辭世などす

る事町人にはなくともよし、荘子のいへるは、生は天の吾を勞し、死は天の吾を安んずといへるも、ふかく死を畏るゝ人のためにいへるものなりと語られし

一 或人の咄に、富る百姓のひとり子樂舞數寄にて、笛をふき習ふ人々、扨も器用なる笛かなとほむる、父一圓悦びずしていへるは、我子の笛を器用なりと各譽れども、我耳にはいま／＼しき音色に聞ゆるなり、いつ聞ても田うろふるらう／＼と聞ゆるは、いかさま後々はゆづりの田をもうりて、るらうの身と成べきにやといひしとかや、又或富る町人の子三味線を引習ふ、その父のいはく、汝が三味線の音は、我耳にあさましきねいろに聞ゆるぞ、ちんとろ／＼と鳴は、いかさま行末は日傭とりの風情にて世をわたるべきにやと、眉をしかめて歎きけるとなん

一 人々寄合て物語しける中に、人のうへに全くよき事はなきもの也、大方富貴なる人には子かたく、壽有は福なく、福あれば壽なし、福壽ともに全き人は、萬人が中にも有がたしとおの／＼かたりけるを、田舍人のふつゝかなるが側よりさし出ていへるは、扨もあさましきことをのたまふものかな、我住里にては左樣成人をめづらし共おもひ侍らず、父なる者も不足なき果報人にて侍るといふ、子はいくたりぞととへば、我ともに七人といふ、何程の分限ぞととへば、目たし錢三貫候といふ、歳はいくつにやといへば、八十餘にて目も齒も堅固にて食もよく、田植ぶしうめづりてたゞも居られぬとて、繩なひむしろうちてつれ／＼もなく、心にかゝる事も侍らずとかたるに、人々感じてまことに富貴う

へなく、欲は果なきものなれば、人の富貴を羨む事絶るときなし、足事を知ときは貧賤なりといへども富りとす、足事をしらざるときは富りといへども貧しと古人もいひをきし、誠なるかな、歌に、「うへ見れは望ばかりの身なれども、われほどもなき人もこそあれ」、又歌に「見る人はうへに目がつく、横にゆくあしまのかにのあはれなる世や」と口ずさみて止ぬ

一 或學者のいはく、町人も學問もなくて叶はざる物なり、さりながら學問の致しやうにて、身の德になり、又損ともなるべし、その手筋よく學びぬれば、すこし學びてもその益大なり、惡く學びぬれば、少く學びぬるは少しき害となり、廣く學びては大なる害となるべし、わかき人などの一とせ二とせ學びぬれば、稽古修行のためとて友人を集め、見臺にむかひて聖經を講談す、或は輪講などと號してたがひに講談して辯舌を習はす、是みな學問をもつて一藝となして、辯舌をもつて人に高ぶらんとするものなり、根本學問は音曲の藝者の如く、辯舌音聲によるべきものにあらず、道理をきはむる事明らかならば、辯舌を習はす事なく共、何ぞ聖經の理を辨ずるに難からんや、但口釋を仕習ひて物讀儒者と成て、渡世の便とせんとおもふ人は各別なり、町人の子に生れて町人の家職をいやしみいとひ、父母の家を出て一向仕官俸祿の望み有ての學問ならば、其主意既に道理にたがへり、學問の本意にはあらず、一人の風俗萬人にうつるものなれば、いつとなく世上の學問の風俗あしく成行て、學問還て、身の害となれる類多し、此故に初學の志の立やう肝要成る也、とりわき町人の學問は、別に又こゝろ

もちありといはれし

町人嚢巻一 終

町人嚢巻二

一 或町人の老翁のいへるは、禮儀は町人としてもなくてかなはぬものなり、昔の町人は實儀のみにして外のかざりすくなし、今の町人はこゝろ至りて過美になり實儀うすく、禮儀武家の風をまねく巍巍とせり、町人はたゞ質素を本として外をかざらず、易簡を本として樂み暮すべきことなるに、すこし富る町人は身を高ぶり人めかして、公家武家の禮法を似せて奢をなすもの多し、それを羨みつゝおしなべて知もしらぬもひた似せに似するほどに、終に一國の風俗となり行、いろ／＼過美なる事多し、禮儀の果は驕りとなり、驕の果は非儀をなす、老子の禮は忠信のうすきにして、亂の端なりとのたまひしも此たぐひなるぞや、根本禮は天理の節文なれば、おのれが分際に過たる禮法は、皆非禮にして驕奢となるものなり、禮儀なりとさへいへば人もとがむる事なき故に、禮儀にかこつけて傚をなす者

多し、庶人はつねに禮を殺と古人もいひおきしものをや、殺とは略するこゝろなりといへり

一　或人のいはく、無欲に二ッあり、天理無欲と、畜生無欲となり、天理無欲は福壽の本にして天下の要たり、畜生無欲は身をほろぼし、家をうしなふ町人の知べき所なりといへり

一　或學者のいはく、儉約と吝惜とは辨へがたきものなり、吝は私欲より出、儉約は天理より出、青砥左衛門の十錢を失ひて、五十錢の炬松を買て尋得たるのたぐひ、是天下の費をいとひ、私の利を忘れたり、儉の道なり、異國にも此例あり、程伊川雍華の間に至り給ふ時、一貫の錢をもつて馬の鞍につけしむ、舍につきて見るに、錢なし、僕夫のいはく、今朝装ひし給ふ所にて失はずんば、水を渉る時落せしものならんといふ時に、伊川なげき給ひて、千錢可ㇾ惜とのたまふ、時に坐中の二人答ていへるは、一貫の錢を失ふ事はさて〳〵惜き事かなといふ、又一人のいへるは、千錢は微き物なり、何ぞ心とするにたらんやといふ、又一人のいはく、水中と嚢中と異なる事なし、人失へば人是を得る又何ぞ嘆かんやといへり、伊川のいはく、人これを得る事あらば、失ふにはあらず、錢は天下國土に用ある物なり、若水中に沈みなば永く世に用ゆる事なかるべし、吾はこれをなげくとのたまひしも、青砥左衛門のこゝろとかはる事なし、いづれも其錢を天下の爲に惜みたるもの也、一粒の米一枚の紙も無用に費し失ふは、則天下の用物を費し失ふ道理なれば、天地造化の功をそこなふの咎あり、此こゝろを守りつゝしむ人は、君子の儉約にかなふべしといはれし

一　或人のいはく、富て驕ることなきは易しといへども又かたし、況や富て禮を好む人をや、富貴の門は鬼つねににらむと古人もいひ置し、まことに富貴成人は能くおそれ愼べき事也、さなくば久しく富貴をたもちがたかるべし、いはむや町人をや、金銀財寶を多く貯へもてるはおのれが身のため也、人にほこりたかぶるべき理なし、世話にもぼさつ實がいればうつぶき、人間實がいればあをのくといへるも、よきいましめにこそとなん

一　或人の咄に、豐臣關白の御時、驕者久しからずといふ落書ありしに、關白の御返書に、驕らぬ者も久しからずとおほせられしとかや、まことに人の世の有さま聖人も盜賊も終には同じ土と朽なん事、かなしきの至りなりといへば、かたへなる人のいへるは、驕りても驕らでも、久しからぬにきはまりたらば、驕らぬこそよけれ、聖人も盜賊も同じく土となる程に聖人こそよけれ、人間はいつまでも不㆑死して、善人惡人共に久しくば驕り恣まゝなる人多からんといひしも、ことはりにこそ

一　或人のいはく、古語に富るものは多くは慳なり、慳ならざれば不㆑富、富る者は多くは愚也、愚にあらざれば不㆑富といへり、慳は慳貪なり、心つよくむごき心なくては、財寶を多く貯る事あたはず、ましてや非義の謀計をもつて富るたぐひをや、富る人は貧き人よりも却て罪ありとなん、五穀貨財等しめ賣すめ買のたぐひは、みな富る町人のしわざにて天下萬民の用を妨げ、おのれ一人富をかさねんとす、貧者には此罪なし、貧は世上の福の神といふ事あり、田をかへし家をつくり、漁りし船を乘、

水汲薪とるのたぐひ、みな貧者の所作にして、天下の重寶是より大なる福の神はなし、此故に人民の二字をおほんたからと訓ず、書經にも民をば近づくべし、下すべからず、民は惟邦の本なり、本固ければ國寧しといへり、いはんや町人無位の身にして、僅の財寶を鼻にあてゝ、貧者をいやしみ慢らんやといはれし

一　或人の云、貧も富も常住なし、我船の順風は人の舟の逆風、人の舟の順風は我舟の逆風なり、「櫻散隣にいとふ春風は、花なき宿ぞうれしかりける」といふ歌の心にて、世はおかしきものなり、富る人の財寶減ずる時は貧家に財を益、貧家は富ん事をねがひて日用のつとめをおこたらず、富る家は久しく財寶を持たんとして、家業を勤めて懈らず、相たがひに望みあるはり合にて世間は立たるもの也、金銀錢貨は根本、天下萬民の用物なり、一人して貯ふる事多き時は、萬民の用をなすこと薄し、此故に一人過分の金銀をしめ置ん事をねがふといへども叶はず、たとへ一旦千萬の財寶を貯ふといふ共、永く庫中にのみ積置ときは、其金銀死寶と成て、金銀の徳用なく、自他の重寶と成事なし、此故に藏の中にも徒に積置く事あたはず、是を動かし働かして富を久しくたもたん事を謀る、其謀る事かへつて小利大損となる事あれども、おのづからやむことあたはずして、いよ／＼富んことをつとむるは自然のいきほひなり、財寶增事極まる時は必ならず減ず、我財寶減ずれば人の財寶を增、我財寶增とき、は人の財寶減ずるの理あり、たとへば天地陰陽の二氣は常住普く流行して、一所に久しく留滯する事

なし、若陰陽一所に久しく留滯する事ある時は、是氣の偏なるがゆへに、かならず天地の變災となるもの也、天下の金銀も又しかり、天下の萬民に普く流行して一所に久しく留るべからず、留る時は又變じていつとなく散じゆく、是自然の理なりといはれしむべなるかな

一　或人のいはく、禮記に志は滿べからず、樂は極べからずとあり、又易の豐の卦に、日中すれば昃き、月盈れば則食、天地の盈虛與レ時消息す、いはんや人におゐてをや、況や鬼神におゐてをやといへり、是等の敎へを見ながら常住のおもひをなすはいとおろかなるかな、松樹千年も終に朽ぬ、槿花一日もおのづから榮をなすと語るに、側より金わしりの翁なるがさし出ていはく、松樹千年も終に朽ぬべしとて、あさがほの花ばかりにても世はすむまひ、月滿れば虧るとて、不斷三日月にても埒はあかぬ世ぢやものをと、かたくなにいひしもおかしかりき

一　或人の云よろづの願ひ望も、先おのれが身をおさめ、こゝろを正しくして後、其事の成就せんことを待べし、町人の富を求るも、其基なくして果報を待はおろかなり、楚辭に曰、善は外より不レ來、名は虛くなすべからず、孰か施しなふして報ひあらん、孰か不レ實して獲ことあらん、世話にも網なふして淵なのぞみそ、しな玉とるにも種がなければならぬとかや、その詞あさはかなれども、その意聖人のおしへにも同じきものなりといへり

一　或人の云、木の葉天狗とて人每に自慢せざるものはなしとなん、儒書にも、滿は損を招ぎ、謙は

益を受、これ天の道也とあり、佛經にも七慢の說あり、兎角自慢はさま〴〵ありと見えたり、學問才智藝能に自慢するはよのつねの事也、こゝろ賢き人は其慢心をふかく押へかくして、外にあらはさずして人に謙りうや〳〵しくす、此故に慢心なきが如しといへども、底には慢心なきにあらず、又心淺く氣質輕浮なる者は、心底にふかく藏し置事あたはずして、慢心詞にあらはれ容に出て人に忌憎まる、かたちにつよく見得て心にはかろきあり、かたち謙りて內心に甚しく慢ある人もあり、何にても一藝ある人はかならず慢あり、又無藝無能にても慢ある者あり、氏系圖を自慢し、分別を自慢し、達者を自慢し、財寶に自慢す、親類自慢男自慢あり、これらの事もなく一文不通なる者は、又何の自慢する事かあらんとおもへば、是も自慢あり、不レ求不レ貪不レ諂、一心〳〵といふて自慢す、これは一心自慢とやいはむ、形は隨分謙て內心人に傲氣象ある者もあり、是を卑下慢といへり、此しな〴〵町人にはとりわき多し、又故鄉自慢あり、天竺は佛國にて唯我獨尊の大國、此外の國々は粟散國也と自慢す、唐土は聖人の國にて天地の中國也、萬國第一仁義の國、日月星辰も此國を第一と照し給ふといふて自慢す、又日本は神國也、世界の東にありて日輪始て照し給ふ國にて、地靈に人神也、萬國第一の國にて金銀も多し、豐秋津國とも、中津國とも、浦安國ともいふなりと自慢す、此三國おの〳〵自慢あり、自慢によつて其國の作法政道立たり、又大なる自慢有、天地の間に生としいける物多し、其內に人を、貴しとす、此故に人は天地の靈と號すといへり、誰か是をゆるして名付たるや、人間われとこれを名

付たり、此自慢は人として一日もなくんば有べからず、たとへ貧賤乞食の身なりといふとも、麟鳳の貴きにもまされり、人の人たる義を自慢して靈物の名をくだすべからずといへり、但かくいふ事も又自慢めかしければとて笑て止ぬ

一 或人の曰、瓜のつるに茄子はならぬといふ事は、貌の上のたとへにしてこゝろのたとへにはあらじ、人間のかたちは十人に七八人はいづくなり共父母に似るものなり、但又おもひなしより似たると見ゆるもあり、又思ひの外なる遠き他人に能似たる人も多し、たとへかたちは父母に似たる事あり共心は似ざるものなり、容は産ども心はむまずといへる諺こそ實もなれ、かたちは氣よりうけつぎたるものなれば似るべき理あり、心においては、いとけなきより見る事聞ことの多きかたにうつりて習ひゆくものなれば、大かた始より定りたる事にもあらず、父母賢にして子は不肖に、父母不肖にしても子は賢なり、是も又一偏にはあらねども凡かくのごとし、似我蜂は別の虫をもつておのれが形に變化せしむ、悪人の子なり共善人の子として敎なば、悪逆をたくむ程の罪人とはなるまじきや、されども鶯のかゐ子の中の時鳥のためしもあれば、善人にならひても、悪は悪にて變ずる事なきもあるにや、武家みな神孫ならば悪いづくよりか生ずる、父剛にして子は臆せり、町人みな神民ならば僞りいづくより生ぜん、父儉約にして子は驕たり、父剛なりとて伐るべからず、父儉なりとてたのむべからずといへり

一　ある人の物語に、後醍醐天皇の賢臣藤房卿ののたまひしは、末代の人は借物を主にこはれて怒る事になりぬとのたまひしとかや、藤房卿の時代は亂世にて無道なる人も多かりしと見えたれば、借物をこはれて怒れるたぐひの事多かりしにや、其世すらしかり、いはんや今の世の人をや、それ人の財寶をかるに邪正の二ッ有、渡世のたすけに身の分際を計りて、其はじめより其終を分別して人の財寶を假は正なり、入る量りて出すことをしらず、分際に過たる渡世をくはだて、又は過美の驕によつて、其用事不足にして他の財寶を假者は、これを邪なりとす、又かす人にも此わきまへなくして、當座の利欲にめて邪正をしらずして人に假は邪也、能邪正をわきまへ自他の利を計り、あるひは始より利分の望なけれ共、其人を愍み懇意のまことをもつて假す者は尤正なり、むかしの人は正理をもつて借用し、正理をもつて假せしにや、このゆへに假人もこはれてうらみいからず、假せし人も慳貪に責はたる事なかりし、末代には邪僞をもつて人の財寶を假事多く、あるひは驕のため、さては寢ばまとやらんのたくみなども世にある事なればいとおそろし、假人にも又邪欲おほく、又は博奕の座本死一倍のたぐひも世にある事にていとおそろし、いにしへは借用を恥とし、末代は借用を恥とせず、野にも山にもおほきものは借銀なり、畢竟相對の邪欲より事興る事おほし、およそ世上の金銀は天下萬民の金銀なり、一人おほくしめをきて人のくるしみをなさんは聖賢のこゝろにはあらず、このゆへにあまり、ある人の財寶をたらざる人にかして天下の用を達せしむ、いまの代にうまれては、聖賢といふ共止事

を得ずしてはからざる事あたはじ、若かる事あらば骨をくだきても返す事あらん、此故に一生人の財寶をからぬようにと日夜心ざしをわすれ給はじ、是を君子の分別とすと語られし

一　ある人のいへるは、つれ〴〵草はいつはりなき書也、其中に陸奥守平宣時ある夜最明寺入道殿より呼るゝ事有しに、やがて參りなんと返事申ながら直垂のなくてとやせんと延引せられしに、最明寺殿推量ありて直垂などのさふらはぬにや、夜中なれば褻なりにても疾參られよとかさねて使ありしかば、着なれたる古き直垂にて參られしに、最明寺殿銚子に土器そへて持出たまひ、此酒をひとり給べんもさびしければ申つかはせしなり、肴はなければ何ぞ勝手には有もやせん、人はみな寢しづまりぬらん、みづからさがして見られよとありしかば、紙燭ともしてあちこち求られしか共、何もなくて臺所の棚に小土器に味噌の少付たるを見付て、是ぞもとめてさふらふとありしかば、事足ぬとて數獻を酌て心よく興に入られしとあり、あまり成事のようなれども、其時代の風俗質素易簡の體こゝろを付て觀察するに、殊勝にして感涙をもよほすばかりに思はれ侍る、今の代にはかやうの事を聞ても、ただ何となきむかし物語とのみ思ひてこゝろをつくる人もなし、流石に天下をしれる人の臺所に何のさかなもなく、たとへ有とても强て美食をもとめず、小土器に付たる味噌にて事足ぬとて、下人の勞をいとひしゐてさかな何をがなと求め給ふ心もなきは、まことに優なる有樣なり、又天下を知たまふ人の門葉たるほどの宣時、晴着の直垂所持なきも不審なるようなれども、むかしは近代の如くに衣服も

品々なかりし由へ、官位ある人といへども直垂褻晴二ッよりうへは所持なく、たま／＼垢付ぬれば洗ひて用ひたりと也、其時も其折からに晴着の直垂洗濯ありし故にやと、いとおかしくながらも殊勝にこそあれと語られし

一　又同じ人のいへるは、今の世にもてはやす料理物のたぐひには、いにしへはいやしとせしたぐひ多く、今のいやしとする物には、いにしへのよき人もきこしめされし物多きにや、今のぼたもちと號するものは、禁中かたにては萩の花といひて女中などもきこしめすこと也、いにしへのかいもちいといへるも萩の花の事也、最明寺入道殿足利左馬頭義氏の許へ鶴岡社參の次手に立よらせ給ひし時も、一獻にうちあわび、二獻に海老、三獻にはかいもちいにてやみぬとつれ／＼草にあり、今の世に少慇懃なる客人などにはぼたもちなどは中々恥かしくて出されぬ事にこそはへれ、此外此たぐひ多し、又近代は雉子よりは雁を貴ぶといへども、いにしへは雁を賤しとせしにや、雉子松茸などは御湯殿の上にかゝりたるもくるしからず、後深草院の中宮の御方の御湯殿の上の棚に雁の有つるを、中宮の御父常盤井相國御覽じて、かやうの物さながら其姿にあらず、様あしき事なりといましめ給ひしとかや、日本にて雉子は上代より貴人の調食ありしかども、雁は上代の人は食せざりしものにて、中古よりもてはやしたるにや、此故實によつて雉子よりはいやしとして、料理の間の棚などには上ざる例にや、是又質素を故實として、過美の物を還りていやしとしたる風俗なり、湯殿とは料理の間などをいへり、

浴室の儀にはあらず、かやうの事などゝ今の町人のうへにも心もち入るべき事にしてよろづにわきまへ有べしと也

一　ある人のいへるは、古今の序に、黒主の歌はその様身におはず、いはゞ商人のよききぬ着たらんがごとしとあり、よききぬとは今の羽二重の類にや、貫之の時代などには、いまだ羽二重のたぐひは有べきものにあらず、たゞしいつもの日野つむぎの類を好きぬといへるものか、それをさへ商人などには相應せぬとなり、いはんや羽二重唐きぬの類をや、されども今の世には町人なべてよききぬきる事なれ共、身におはぬさまにも見へず、其様祿たかき武士公家のすがたといへども、かはるところなくぞ見ゆる、しかれどもおのづから相應せざる事こそあれ、武家は供人多く、馬よ鎗よとながめ多きさまなれど、町人は唯一僕にて、羽二重縮緬もいとはへなきわざにて身におはぬさまなり、武家かとみればつゞく供もなし、又町人かとおもへば羽二重の羽織を着たり、名のれ〳〵とせむれども終に名のらず、言葉はかたことまじりにて御座候といひて笑ひぬ

一　都にかくれなき町人何がしとかや、一生脇指をさす事なし、或人日本の風俗にて刀脇指を禮儀とす、武勇の爲のみにはあらずといへば、答ていへるは、禮儀には羽織又は袴を着る、これにましたる禮儀なし、武士は武道を常に忘ざるが役なり、此故に人と交りて丸腰なるは、武士の武を忘たるになる故無禮なりとすべし、町人は是に異なり、何ぞ一代に一度も用に立る事なき道具を常に帯して一生

の間窮屈を見んや、唐人は千里万里の旅行にも丸腰なりといへども、終に鬼に喰れたる事を聞ず、治りたる御代のかたじけなき一徳には、扇子一本にていづかたにも心易ものをやとて猶々丸腰なりし、是程に道理の埒は明がたき物なれば、せめて町人は短き脇指にて、大脇指をばやめたきものなり、武士の似せ物せんよりは、たゞ其儘の町人こそ心安けれと、延喜時代の分別をいふ人も又多し

一　ある富限なる町人の子、渡唐の天神を信仰して家内に安置し、毎日の拜禮折節の備へ物おこたる事なし、其父是をよろこびずしていへるは、やおのれめ、人のとゝさまを馳走しておがまんよりは、此とゝの天神を能くおがめよと云しとかや、まことに親先祖の功業によつて、今日子孫安樂なるは、さしあたりてふかき恩なれば、いかなる神佛の御恩も及がたきことはりあり、佛のまねはすれども、長者のまねはされぬとやらんいへば、親先祖其身に艱苦を見て、子孫に多くの財寶をゆづりあたふる事、其恩大方成儀にはあらず、唐土にて親先祖の靈魂を、則天地の神明一體として祭るも、ふかきこころありといへる人ありし

一　或人のいへるは、豐年にて八木下直なれば、武家困窮ある故に、世間商賣なくて町人のためにも宜しからずといふ事は、いかなる道理にやといと不審し、凶年にて八木高直なる故に、民餓死せし事はあまたゝび見たりといへども、いまだ八木の直やすくて商賣すくなき故に、餓死したりといふことを聞ず、皆是衣食のそなへに乏しからぬ者の十分に飽滿なんことをねがひて、常に貧窮なる民のくる

しみをしらざるもの也、あるひは富る町人の世を渡るわざ程は、いつとても心安けれども、金銀の殖ざる事を歎て多く商賣して、金銀をます〳〵貯へんと思ふにあり、是富に富をかさねんとするの大欲不仁なるもの也、町人たる者此念をおこすべからず、入をはかりて出す事をせば、用不レ足といふ事なかるべし、用不足なくば、大欲のねがひ何ぞ生ずる事あらんやといはれし

町人嚢巻二終

町人嚢巻三

一　或人の曰、町人の詞あまりに様子めかしたるもおかしきものなり、いひもならはぬ都の詞よりは、生つきたる國郷談こそ聞よき物なれ、都の詞にもかたこと多し、いなかの詞なりとて笑ふべからず、神代の遺風は結句外鄙に殘りてある事多しとかや、いやしと思ふ詞も其いにしへいひ初し人有て、いかさまわけある事あらん、一偏に捨べからず、聞及び侍る品々をおもひ出るまゝにかき付け置しとて見せられしをうつしをく事、左のごとし

あひい　母をいふ、阿妣なるべし、妣は母をいへり、ひの餘音いとなれる故に、あひいといへり

てゝ　父をいふ、宇治拾遺物語に見へたり、ちとてと五音相通ず、てゝは則ちゝなり

てちやう　老たるおとこをいへり、家のあるじ、又は年たけたるものをいふ、親をもいへり、亭長なるべし

ばゞう　兒をいふ、破茅なるべきか、或書の中に、茅の始て土中より生じたるものを破茅といふと見えたり、その書の名をわすれたり、かさねてかんがふべし

いが　孩兒をいふ、生れて五十日の內なるものをいふべし、誕生より五十日めを五十日の悅とて祝ふ事あり、源氏物語などにも見へたり

げきやう　外科をいへり、外療と書たり、字林拾葉に見へたり

かまふ　かろふなり、負をいふ、おはれたしといふ事をかろわれふといへるも、かろふおはれふといふことなり

おろよし　少よきをいふ、おろかによしといふ事にや、おろふる雪などゝ古歌によめるも少し降雪也、おろといふ名所によせてよめり

しこ　程といふ心也、是して、あれしこなどいふもこれ子個なるべし、物の分量程ある事をいへり

むざう　不便なるをいふ、無慙なるべし、宇治拾遺物語にも見へたり

ちろばふ　物の目前に往來する心也、食物ちろばふと宇治拾遺物語に見へたり
右の外なを多かるべし、盡く記すにいとまなし、又京いなかにて普く人のいふ詞に、おのづから誤來れる事多し、二ッ三ッ左に記するが如し
瓢簞．瓢はひさごなり．簞は竹にて造たる器物なるよし、論語の註にも見へたり、しかれば瓢と簞とは二物なるを．ひとへにひさごをひようたんといへるはいかに
蒲團　蒲にて造りたる圓座なるべし、今のふとんといへるものにはあらず、今のふとんはふすまといふものなり、被衾の字を用ゆべし
鍛冶　鍛冶の誤なるべし、鍛の字を鍛の字に誤、冶の字を治の字に誤たるもの也といへり、但かぢといふは神代よりの和語にて、日本紀に鍛部の字をかなぢと訓じたるを、後世結句誤となせる物なりといへり、しからば鍛冶二字も誤にはあらず、鍛冶の二字は、鍛はかぢにて、冶は鑄物師の事なり
甲冑　日本にては甲をかぶとゝいひ、冑をよろいといひつたへたり、甲はよろい、冑はかぶとなるをとりちがへたるものなり
豬　ぶたのことなり、日本にてはゐのしゝといへり、誤なるべし、ゐのしゝは山豬といふもの也、十二支の亥もぶたの事也、猪の字も誤なるべし、豕はぶたの惣名なりと見へたり

鴨　字書を考ふるに、あひるの事也、家鶩共いふと見へたり、又家鶩は飛事なし、野鶩といふ物は能飛るよし見へたれば、日本のあひるといふは家鶩なる事疑なし、かもには鳧の字を用べし

坊主　無髪のものをなべていふは誤れり、僧の一坊をも持るものをいふべし、非人ほいとうの類まて剃髪さへすれば、皆坊主といへるはおかし

御坊　人を燒もの也、いにしへは死人のとりあつかひは僧家より皆執行たり、其導師などを貴て御坊といへるもの也、近代俗人の賃銀をとりて死人を燒をも御坊といへるはいひつたへたれば也、御坊といへば貴く、おんぼうといへばいやしく聞ゆ、又おかし

右の外此たぐひかぞへ盡しがたし、なぞらへて知べし、詞は人事の用を達するためなれば、たとへ誤なり共古よりいひつたへたる物は、其儘にて世にしたがひて害なし、時ありて改る事あらば、又それも可ならん

一　或人のいへるは、富貴といふは町人百姓のうへなどにはあらず、富は財寶あまり有をいひ、貴は官位高きをいへり、町人百姓金銀財寶貯へ有を、富貴の人といふは尤誤なるべし、町人百姓無官無位の者、何程財寶の貯有とても富貴とはいひがたし、貴の字の心を辨へ知べし、貴樣、貴殿などの貴の字とは各別也、我家の關白とやらんいふ事あれば、おのが家内にては何共いへ、外さまにて我は富貴なりなどといふはおかしき事也、われは富貴の身なりと心得て、過美榮耀の風體をなすもの、尤天の

惡む處なり、兎角金銀さへ貯ぬれは、貴人のふるまひをなしても相應の儀也と心得たるもの也、町人百姓財寶有ものをは、富限者又はかねもちといふべし、有德といふも根本道德有人の事也、町人百姓の有德は利德の德也、有德人といへば道德にまぎらはし、唯かねもちにて可レ然といはれし

一　ある人或學者に問て云、地獄極樂は有と思ひて能候や、又なしと思ひたるが能候や、學者答て云、有と思ひたるが能候、いかにといふに、町人以下は動すればあし樣なる心おこりやすし、聖人世に出給ふといふ共、萬民を盡く教へて道をしらしめ給ふ事あたはず、民をば依しむべし、知しむべからず、況や末代の人は邪欲驕慢多し、地獄極樂死後慥にありとしらせたき事也、いにしへ聖德太子我國に佛法を弘め給ひしも、此未來の說を以て萬民をおそれ戒め給ひ、天下をおさめ神道のたすけとなし給ひしにや、太子の五憲法の中にも、佛法をもつて王法の外護とすとかゝせ給ひし也、王法は則神道なり、いかさま死して後有かなきかの便りなきを魂魄の行末を沙汰したるものなれば、愚蒙の町人百姓の恐るゝもことはりなり、其おそるゝ心を常に萬民うしなふ事なくんば、天下太平の基ならん、此故に地獄極樂死後に有と思ふ人には、隨分ありと思はせて置たき事なり、しかるに今代の出家はわれましにうづ高き道理を說きかせさとりくさき事共を町人百姓に教へて、地獄死後になしなどといひきかするゆへに、今代は無學の女人童子も地獄の沙汰などはおかしく思ひ、百千人の中にも信實にありと思ふ人は稀也、聖德太子の王法の助となし給ひし本意にかなふべきやいなや、結句末代に至りては王法の害と

なれる事多きよし、太平記の評判の中にも記せり、委くは彼書を考ふべし、町人百姓といへども少し道理をも學びたる人にて、地獄有とてもおそれかまひなく、地獄なしとても不義を行ふべき理なし、極樂ありとても餘りに安樂なる所に行べき望なしと思ふ人あらば、其人のためには地獄天堂の沙汰も入べからず、或侍病死に臨める時、出家のいはく、貴殿平生能奉公をつとめ給ひぬ、往生疑なかるべし、猶々一念を愼み給へとすゝむる、侍起上りて云、極樂はいかやう成所ぞ、僧の云、七寶を地にしき飲食衣服こゝろの求めにしたがふ、寒なく熱なく、常に安樂なる所なりと、侍の云、それは公家上﨟女人童子か、扨は手足不具の病者などはさやうなる所に住居してしかるべし、我勇士の家に生れて、雨に沐ひ風に櫛けづり、或時は石を枕とし、苔をしとねとす、平生此心を失ふ事なく、敵を亡ぼし忠を君に盡さん事をはかれり、死すといふ共此心を忘るべからず、何ぞさやうなる所に安樂して優優と日をおくらんや、あらいやの極樂世界やと頭をふりていひしとかや、又或町人出家に問て云、人死して生れかへる事は實か、出家の云、慥に有事なり、町人の云、われ死せば何にか生れなんや、僧の云、貴方は佛法の學をしらずといへ共、常に慈悲心にして正直なり、又人間に生れ給ひなば、今一等富限なる人にか、又は武家に生れ給ひなん、町人の云、扨々なさけなき事かな、今我身の分限にてさへ家內眷屬多く、事繁く心苦し、子孫のおとろへかねてより悔し、いはんや今一等富る身とならば、いよ／＼本心を勞する事なからんや、又武家に生れん事猶々迷惑なり、一生主君におそれつかへて心

のいとまなく、名利を第一として人の目をおどろかし、いかめしきふるまひをたのしみとせんよりは、たゞ此町人こそ樂しけれ、一生善心をつとめても死後にさやうなる嫌のものに生れ、いやなる事をなさん事口惜き次第、中々ひいきの引たをしとやらんにて、近頃にが／＼敷事成べしといひしとかや、かやうなる得心の人々には、地獄極樂の教なく共、惡行をはなすべからず、まことに武士も武士にこそよれ、町人も町人にこそよれ、明智の天下三日といはれんよりは、鶴に生れて千年といはれんこそあらまほしけれと語られし

一 或人の曰、今代町人百姓の中に種々の藝術者有て、各其道をもつて人に敬せらる、或は秘密口傳の大事と號して諸人を誑す事甚多し、尤心得有べき事也、夫口訣秘密に四の品あり、實秘、隱秘、利秘、妄秘也、學問の深理初心の人の覺る所にあらず、德をかさね功を積たる時を見て傳ふるは實秘なり、孔子罕に利と命と仁とをのたまひ一貫を曾子に傳へたまふのたぐひ是也、或は始よりあらはにいふ時は、あまりにあさ／＼しくて聞人信ずる心なき故に、篤く其事をおもはしめんとて秘する事あるは隱秘なり、或は世に知人なき事を獨知て渡世の助ともなれる事を人多く知れる時は、おのれが利德すくなきゆへに秘して人に傳へざる事あり、是は利秘なり、或は藝術者と諸人にいはれたる人の、其道の何ぞむつかしき事を人に難問せられて、折ふし覺悟もなくましらぬといへば未練なりとおもひ、それは秘密口傳の事也、容易辨じがたしといひて遁るゝあり、是妄秘なり、此外種々の秘密有といへ

ども此四種を出べからず、根本天地の道理聖人の教誡のうへに、何の秘密といふ事かあらんなれ共、末代人のこゝろの邪智ありて、信實あらざるに應じて秘密を立たるもの也、夫をかりて種々藝術のかざりとなせり、知をしるとし、不知をしらずとせよ、是しれる也とのたまひし聖言、學者藝者の敬み守るべき教訓なり、況や町人百姓おの〳〵家業職分の上に、何の秘事口訣する事かあらん、農業時を失はず、商賣計量を敬む事、是秘密の事なりといはれし

一　或人のいへるは、十目の見る所、十手の指す所といふて、諸人の譽る人は必ず善人にて、諸人の譏る人は必ず惡人なる理あり、されども末代には心有べきにや、世に譽らるゝにも又譏らるゝにも、幸と不幸とありて、名の實にかなはぬ事多し、人の見る事よけれ共天のみる事惡きあり、人の見る事惡けれども天の見る事よきありといへること、最なるかな、聖人の世にも人をしる事難しとす、況や末代においてをや、今諸人の譽る人有を、いかなる善人にやと委しく尋ねみる時は、さして善行もなし、又諸人の譏り惡む人あるを、いかなる惡人にやと委しく尋ぬる時は、さしたる惡行も無し、譽らるる人にもよからぬ處あり、譏らるゝ人によき所あり、たとへば守屋大臣とさへいへば萬人共に惡み譏る上宮太子とさへいふ時は萬人尊び譽るが如し、守屋は神道を深く尊びたる人にて惡人にあらず、太子にもいさぎよからぬおこたりおはしませしよし、近代學者達の評判あり、又梶原といひぬれば誰も大惡人なりと疾み、判官殿といへば三歳の童子も善人なりとして崇む、世にいふ判官贔負是なり、梶

原義經に非義有事を賴朝に訟へしは、道理にあたりて忠義有とかや、義經のふるまひにも非義多かりし事古記に見へたり、是皆天の見る所と人のみる所と異なる事あれば也、人多き時は天に勝、天定つて後人を制すといふ事あり、一旦人の見る所よしといへども、終に天の見る所に歸す、すべて人はおのれの爲に利ある人をほめ愛し、我爲に利なき人を惡み譏る、此故に何事にても諸人に利德ある事をなして諸人悅びをなす時は、はからざるの譽れあり、平家の奢に萬民退屈迷惑せし折から、義經の武功によつて平家亡びて萬民悅び、ひとへに義經を譽愛して大賞あらんと思ふ處に、不慮に、梶原義經の非義を訟へしに依て、義經罪を得て流浪の身と成給ひしを、萬民は其子細の儀をば知事なければ、ひとへに判官殿痛はしや、梶原にくやとのみいひて、知もしらぬもともにいひもて行語りつぐ程に、終に後代までの諺となれり、素より義經天下萬民の爲に平家を亡ぼせしにはあらず、父の怨敵なるに依てなり、しかれ共萬人其功の大なるを譽愛せしゆへ、其行跡に非義有事を諸人忘れたるものなり、好んずれ共其惡をしり、憎めども其善を知ものは、天下にすくれき理り也、これらの儀を以て思ふに、世間の毀譽褒貶に依て、人の善惡は定がたき理なり、天の見る所をつゝしみ、天の見る所にしたがふは君子の意にして、一旦の譽れなしといへ共其實後世に著る、小人の譽れ何ぞ久しかるべき、況や町人利根才智をもつて人品をかざり、人がましく禮儀をつくろひ、上手わざをふるまひて一旦の譽れを得るといふ共、身の後に誰か是をしたひ、誰かこれを尊びなんや、婦女のおとこに愛せられんために、

一生かたちつくろふ事をわすれず、又くるしからずやといはれし

一　或町人いかにしてか人に身代たをされし事ありて、ふかくいきどをりいかりけるに、或出家いさめていへるは、何事も前の世のむくひにて侍れば、さなつよくいかりいきどをり給ひそ、いかさま過去にて彼人をそなたのたをされし事ありしゆへに、今又かれにたをされ給ひしものなれば、さのみ心をくるしめ、罪をつくり給ふべからずと教化す、其比大風吹てむかひの山なる松の木を吹たをしければ、此人とりあへず―前の世に松が風をやたをしけん、今又風が松をたをせば―とよみて、出家にこまらせけるとなん

一　或人のいへるは、依怙贔負といふは非なる人を助けて是とする也と思ひならはせるは大なる誤成べし、直なるを助けて曲れるを捨、是なるが非におちんとするを助くるを依怙贔負とはいへり、贔負は力を以て物を負かたち、依怙は人によりたのまるゝ心にして依怙も贔負もみな人を助くるなり、しかるに依怙といふを理を非に曲る事にいひならはしたるはいかにぞや、三社の詫宣にも、正直は一旦の依怙にあらずとのたまひ、觀音經にも、能爲作依怙とあれば、神も佛も依怙はありと見へたり、佛神何ぞ理を非に曲る事をし給はんや、是なるを非に落し、非なるを是とするたぐひは、私曲偏頗などといふべしといはれし

一　或學者のいはれしは、世の諺に陰陽師身の上しらずといへるは、いにしへよりいひつたへし事な

らん、左傳に晉侯惡き夢を見られしに、桑田といふ所に居る名譽の巫をめして夢を占はせられしに、巫のいへるは、當年の新麥を食し給ふまでの御命はおはせじといひし、扨晉侯程なく疾ひを得られしに、名醫も此疾は盲の上膏の下に在ゆへに、治する事叶はずといひて歸たり、そのゝち程なく麥も出來る頃に成たるに、晉侯麥を食したしといはれたれば、田地奉行より新麥を獻じたり、是を食にこしらへ、件の桑田の巫を呼よせて見せしめて、汝新麥を食するほどの命は有まいといひしは僞れりとて、則巫を殺されたり、扨こしらへたる新麥を食せんとて、先用事に厠にゆかれたるが、いかゞしたりけん厠のうちに陷つて死せられたり、拵たる新麥も終に食する事なかりし、扨こそ桑田の巫の不思議をいへるかなと思ひあはせたり、しかるに是程に人の上の事をば遙の以前より知たる程のものが、おのれを晉侯の殺されんといふ事をばしらざりけるはふかくの至り也、始め御命はとかく危しとばかりいひて居たらばよかるべし、いらざる新麥をばまいるまじきなどと餘りに子細すぎていひし故也、都て今の世にも此類の事甚だ多し、取わき町人には陰陽師の輩ちかづき親しむ事多くて、迷はさるゝ事尤多し、是と辻風にはあはぬが秘密とむかしの人のいひ置し事、誠にゆへあるかなといはれし

一　或人學者に問て云、町人などの學問するは何の用に立ん爲ぞや、學者答て云、身をおさめ家をとゝのへん爲也といふ、又問、身をおさめ家をとゝのふる事は盡く學者のみに有て、無學成町人はいづれも身を亡し家を失ふにやといへば、此學者かさねて答ることなくてやみぬ、此人又或學者に前の如

く問しに、此學者答ていへるは、町人の學問はぬすみする心をおこさゞらしめんが爲也と、又問、學問せぬ人とて盜みする事や有べき、學者の云、仰のごとく無學成人なりとて盜みする人は最稀なり、去ながら盜みする意を失ふ事は學者といへ共かたし、只今公儀有て誅罰をうくる故にこそ、恐れて盜みする人もなけれ、若たゞ今にても不義をなし盜賊をなしても、誅罰をうくる事なき作法ならば、大體などの學者は不義を行ふ人多かるべし、さやうの世に有ても天理を恐れて、盜みの意不義の念をおこす事なき人は有がたかるべし、年さむふして松栢の凋におくるゝ事を知は、學問する人の第一つゝしむべき處なりといはれし

一　或町人の學者語て云、日本は武國にて質素を尊ぶ國なり、武道は質素淸淨を本とす、質素なる時は武道強く、驕奢成時は武道弱き物也、此故に神道は質素を敎へとす、質素は則正直のかたち也、文奢成時は必邪曲あり、爰を以て日本の宗廟伊勢太神宮は、專らいにしへの質素を改め給はず、末代の誡となし給へり、御殿は草葺、御供はくろ米の飯なり、膳具皆木具土器の類を用て、結構美麗なる道具を神道には用る事なし、唐土にても大廟をば淸廟とて淸淨を本とし、茅葺の屋に黑米の飯なり、料理の供物も味ひをつくる事なく、儉約を著して子孫に示し給ふよし左傳に見へたり、是和漢共に質素淸淨をよしとするもの也、日本は中古に至りても萬民猶かくの如くなりし、其後そろ〳〵と過美の風俗となれりといへ共、近代の樣にはなかりしにや、聖武天皇の御時行基に命じ給ひて、日本國中の

人數を記し、國郡の境を正し、人民衣服の高下寸尺、食物の上下美惡、貴賤に從ひて其差別を定められ、庶民は黒米の飯、澁塗の椀に折敷を用ゆべしとの掟なりし、今代木具の饗應を馳走とする事も神代質素清淨の禮儀を貴びたるもの也、然るに今時町人など木具振舞といひて木の上品を撰び、細工の綺麗を專として美を盡す事となれるゆへ、近代は還て驕りといへり、木具の膳に蒔繪の椀、神代の風儀とは見へず、白木に山折敷、紀の國の雜椀、伊萬利の茶椀ならば、神代の風俗ともいひつべしといはれし

一　同人のいへるは、今代京夷中共に町人の家居作事治まれる世のしるしといひながら、太神宮の御掟には脊ける物かな、日本の人數いにしへに十倍せり、人毎に家居作事分際にすぐるゆへにや、天下の材木費へ夥し、況や數多き寺院其美麗言語を絶す、此故に諸國の山林によき材木近代とぼしくなれりといへり。此驕り費へ又木具膳に萬倍す、名もなき町人抔は太神宮の草葺思ひ出べき事也、神代には人民皆穴に住たりといへり、今諸國の所々山野の間に岸の傍を横ざまに、口せばくおくひろく穿たる穴多し、是神代の穴居の跡ならん、世俗の詞に客人來る時におはいりなされよといふ事は、はふて入給へといふ事也、古の穴住居の時戸口を這て入たるゆへなりといへり、此ゆへに家の戸口をはいりとはいへり、はい入といふ心也、古歌にも妹が家のはいりに立る青柳などと讀り、かやうなる事をもつて、いにしへの質素の體と思ひめぐらして奢の心をおさゆべし、「世の中はとてもかくてもおなじこと、みやもわらやもはてしなければ」といふ歌おもひ出べし、今とても北國東國の人民の住居の質素

艱苦なる體、つたへ聞てもいとあはれなる事といはれし

一 或人の云、東北の間を鬼門と云て諸人忌嫌ふ也、高家はさもあれ、町人抔はさのみ忌まじき事也、廣く立續たる町屋なれば、いづくをか鬼門といはん、西家の東は東家の西、南家の北は北家の南也、いかなる故にてかくいひつたへたるにや、史記に東北は神明の舍、西北は神明の墓といへり、此故に東北の方をおそれ憚るにや、佛說又は陰陽家の說をば未だ不レ考、或書に云るは、北方は冬を主どりて陰の至極也、東は春を主どりて陽の始也、東北の間は陰氣終りて陽氣生ずるの所にして、節季にしては節分、除夜の時を主どれり、陰を鬼とし、陽を神とす、陰の鬼去つて陽の神至り來る所也、鬼は外とは冬の陰退くなり、福は内とは春の陽神をむかふる心也、鬼といひ神といふも其理二ツなし、此故に東北を神明の舍といへり、神明の住所の心なり、鬼門といふも鬼神の住所のこゝろ也、鬼神の住所なりとて、鬼神いつも東北の間に住居あるにはあらず、道理をもつて名付たるもの也、陰氣去て陽氣來るはめでたき方なれば、禍變じて福と成の理也、又人の惡心の陰を變じ、改めて善心の陽をむかふる心ざしあらば、鬼門をこそ用ゆべき方なれ、善心の人住する事あらば何のわざはひかあらんやとなり

町人嚢卷三終

町人囊卷四

一　或人の云、男女共に厄といふ事あり、町人とりわき心にかゝる人多し、唐土の書の中にも見得ざるよし、此故にや唐人は厄といふ事なし、醫書の中には、男女七歲より九年め〳〵に人の陰陽變ずるゆへに、是を大忌の歲といふて愼べしとあり、又或人の云、男子は少陰の數をもつて形を成ゆへに、八歲より氣血定り、十六歲にて精通し、かくの如く八年づつにて氣血變じ、五八四十歲にて血氣滿て、四十一歲よりそろ〳〵血氣おとろへ行ゆへに、四十歲を初の老といへり、夫より漸々血氣變じて八々六十四にて血氣おとろへ精つくるとなり、女人は少陽の數にて形を成ゆへに、七歲より血氣定り、十四歲にて經水いたり、五七三十五歲にて氣血滿、それより漸々おとろへ行て七々四十九歲にて經水絕、血氣おとろへ懷胎なし、是又醫書の說なり、人によりて少々の不同ありといへども、大概かくの如し、兎角人は四十已後より陽氣衰へ行時分なれば、身の養生の時節也、禍福の事は定り有べからず、又うけむけといふ事あり、うけに入たりとて商賣ひろく致して身代つぶしたる人あり、むけとて惡き事而已あるにもあらず、たま〳〵其時分にあたりたる事あればそれゆへなりと思へり、うけとて賴むべからず、むけとて愁ふべからずといへり

一　或學者の云、酒は量なし、亂に及ばずといふを惡く心得たる人多し、亂といふは醉狂の事也と思

へり、大なる誤也、亂に及ばずといふは、心ゆるまり形おこたりゆくを亂に及ぶとはいへり、かくのごとくの事に至らざるを亂に及ばずとはいふ也、世俗の人諠嘩口論放逸のふるまひをなせるを亂に及ぶと心得たり、是は亂に及ぶ所の段をこえて醉狂といふもの也、孔子の宣ひし亂は醉狂の儀にはあらず、始めは人酒をのみ、中比は酒が酒をのみ、終りには酒人を飲とかや、酒が酒飲は亂也、酒が人を飲は是を醉狂とす、易の辭にも、酒を飲で首を濡す、亦節を不レ知といへり、首を濡すとは酒が酒のむ也、節をしらずとはおのれが程々のよき加減をしらざる也、醉狂は又此うへなり、武士は上に主人有故におそれて亂酒する事すくなし、町人は上に主人なき故酒の亂多しといへり

一ある人のいへるは、いにしへの奢りといふは、今の質朴なるといふ程のことなり、殷の紂王始めて象牙の箸を造る、箕子といふ賢人是を見て紂王驕りの心出來て象牙の箸つくる、是より又玉の杯を造るべしといひしに、案のごとくに又玉の杯を造れり、是よりして段々美麗なる驕りをなせりと也、唐土の天子なれば常に象牙の箸を用ゆといふ共、驕りといふべき程の事にあらね共、天子といへども古は象牙の箸など用る事なく、竹又は木の箸を用ゆと見へたり、近代唐船より象牙の箸はいふに及ばず、瑪瑙琥珀にて造たる盃色々の彫物多く持渡れり、今は奢とも珍し共いふ人なし、唐も日本も末代の過美は同じと見へたり、延喜式に、宮女の類も官位なきは角の指櫛を用る事不レ叶、官位ある女房角の指櫛をさすと見へたり、玳瑁などは昔は笄の外は櫛などに造りて指たる事なし、今代は玳瑁を

ば鼈甲とて、笄はいふに及ばず、櫛に造りて下賤の女も常に頭にさしていとふ事なし、角の櫛などは笑ひてさす人なし、玳瑁も猶いまだ賤しとて、其上に金銀をちりばめて是をさすことになりぬ、いとめざましといはれし

一　或人の云、よろづの事餘りに自由なるはよからぬ事也、近代は物毎巧みに自由なる物多く出來たりといへ共、人間はむかしの實義に及ぶ事なし、古の人は無欲實儀にして世智辨にたくみ成事なし、信長公時代までは挾箱といふものなく、挾竹といふて大なる竹をわりて、衣服などをもそれにはさみてかたげさせたりとかや、むかしの人いかに鈍なりとても挾箱の才覺工夫なかるべけむや、是無欲質朴なれば也、古の火うち袋今の印籠巾著と變ず、古の火打袋は大名といへ共、布又はなめし皮にて、おじめにはむくろじなどを付たりといへり、當代の巾著は七寶をかざれり、此類盡くしるし難しといへり

一　或人の云、世上に講といふものさま〴〵あり、古より有事也、去ながら講の主意を不ㇾ知して妄りに講を好む人は、最明寺殿の歌のごとく、貧乏神のすゝめ成べし、古の講といふは一郷一村毎月に日を定て寄合て相親み、學問有人などを招きて三社の詫宣、又は公儀よりの御壁書等を讀せて謹で聽聞し、或は出家を請じて經文の一句をも講談せしめ、或は其宗門の敎の忝き事を講ぜしめて是を聽聞し、又は面々相たがひに信心の志をかたりて、本心の誠をうしなふ事なからん事をねがふ、是を講とはい

へり、其古語の一句をも講談するゆへなり、近代の講は酒を呑世のとり沙汰さま〳〵にて、誠をたつるのたすけある事はなくて、結句口論放逸の媒となるべき事多しといはれし

一　或人の云、人の心はおかしきものなり、唯今兩人對して別に見る人なしといふ共、人に手をとられなげたをされなば、戯れなりといふ共堪忍なく、一命をもはたす事有べし、又いか成血氣の勇者にても、相撲と名付ぬる時は、諸人の前にてつらをうたれ、足にてふみたをされてもおきあがり打笑ひてかたやをさして入いとおかし、これを以て思ふに、一錢の輕きをも案内せずして取者をば、盗人と名付て人々怒りて打擲す、又借用と名付ては、千金の重きをとられてもいかりにくむ人なし、相撲も喧嘩もそのなげらるゝ事は同じ、盗も借用も人に物をとらるゝ事はおなじといひて笑ぬ

一　或人のいへるは、正五九月をよろづに用る事を嫌ふ事心得がたし、博識の學者に尋れどもいまだ出所をしらずといへり、但佛書の中に正五九月を齋素月とやらんいひて、此三ヶ月に死刑殺生を禁ずるのよし、委くは事類全書に見へたり、何れも唐土よりの事ながら、取分日本にては正五九月を忌事なれ共、惡事をなさば何れの月もあしく、善事は正五九月にいよ〳〵行ひてこそよかるべけれ、何の忌嫌ふ事かあらん

一　或學者の云、二季の彼岸は四民共に善根を修し佛寺に參詣す、尤あしからぬ儀也、二月の中節を春分といひ、八月の中節を秋分といひて、晝夜の長短大形ひとしき時節也、此時日輪天の中道をめぐ

り給ふ時にて天地の氣溫和なるゆへ、尤人の心も仁慈を行ひてよかるべき理也、但彼岸の中日は每年春分秋分の日より後五日めを用たるもの也、日輪天の中道をめぐり給ふ日より五日を用る事心得がたき事也、但天竺の運氣にて定たるものかといへる人もあれ共、天竺の運氣を日本にて用ゆべき筈にもあらず、兎角いづれにしても春分秋分の時は天氣溫和の節なれば、寺院の靜なるに徘徊して一日の閑を樂んも、又むべなりといへり

一　或人の云、七月の盆を一偏に佛道の儀共いひがたし、七月十五日を中元の日といひて、儒道にも位牌を祭る事あり、いづれも祭りは三日又は七日潔齋する事なれば、中元の祭りを致さん人は十三日などより潔齋勿論の儀也、燈籠も强ちに天竺佛法のみにあらず、古より唐土にありと見へたり、又日本にての聖靈祭の體も一向に佛法のみを用たるものにもあらず、みそ萩靑萱の莚土器麻がらの箸など唐天竺の樣子にはあらず、神道の玉祭の體なりといへり、又さし鯖も佛法儒法にもあらず、神道の風俗成べし、佛法日本に渡らざる以前より七月に玉祭といふ事有し物にや、神道の祭はいづれも吉禮を用る事なれば、さし鯖を用ひて先祖の靈をことぶきし物か、夫を佛法渡りて宇蘭盆の說有しゆへ、兩方を取合たる物ならん、都にては盆の禮とてしたしき方へ往來すとなり、公家方にても盆の禮といふ事も有にや、細川幽齋老吉田に閑居ありしを、烏丸光廣卿和歌の師なる故、七月十四日盆の禮に吉田へ參ると耳底記に見へたり、又躍も世俗の事ながら、神道に近くて儒佛の法にはあらず、いづれにし

ても益の祭はよき事也、儒道の如く面々に春秋の祭をする事は町人百姓は叶がたし、せめて世にひかれて一年に一度成ともなき人を思出て、墓を拂ひ位牌を祭事あるは、おのづから儒の祭祀にもかなひ侍りなん、民をはよらしむべし、知しむべからず、儒者の聖靈祭を笑ふ人は、儒法の祭禮古人のごとくとり行ふべし、夫をもなす事なく是をも用る事なき人は、いかなる佞人ぞやといはれし

一同人のいへるは、日待月待をする事町人に多し、畢竟心を誠にせんとの事也、家内を清め食事を改め、衣服を改め心を改めて神明を祭り奉るもの也、庶人などの身として神明を家内にて祭るといへば、畏れ至極なる故に日月によそへ奉りて拜み奉る也、神明は我國の至尊なれば、町人百姓等の祭るといふ事は非禮なる道理成ゆへ、神明を祭るといはずして月待日待といふもの也、日月はいやしき不淨にもやどり給ふことはり有故に、月待日待といひて神祭るとはいはざる也、日月は天の神明にて、神明は地の日月なれば、いづれも同し道理なれ共、日月といふと神明といふとは今日人心のうへにおゐて少差別あり、天をば天子ならでは祭給ふ事なけれ共、天道に祈り天を拜む事などは庶人も憚りなきものなれば、祭ると拜むとは別也、祭るは貴人などを振舞する心、拜むは目見得に出る意なり、公方樣を申請る人は日本にて其數定り有て、常の人は叶ざる事なれ共、目見得に出る人は多きが如し、天といふ時は日月星辰はいふに及はず、地も其中にありて、天地神明を盡く祭給ふは天子也、其中に日月をば庶人も和國の風俗にしたがひて、神明の御本體と思ひて拜し奉らんは憚なかるべし、何れに

しても本心の誠をたて惡心を降伏し、もろ〱の災禍を祓ひ淸めんとの事なれば、誠をおしたてゝ神明日月をば拜むべしと也、又曰、論語に蔬食菜羹といへ共必ず祭といへるは、强ちに祭祀の事にあらでも、時の初物などをそなふるをも祭るといひて苦しからぬ證據也、しからば月待日待に神供など供事あるを祭るといひても憚なかるべし、祭禮の儀とは各別なれば也といへり、又いへるは、月待日待に大酒小歌三味線にて遊びて夜を明す人あり、御月樣御日樣をおのれが太鼓もちにするものかと大笑ひせられ侍りぬ

一 或人の物語に、謠平家舞はいふに及ばず、淨瑠璃小歌の類も昔のは人の敎誡共成べき事多かりし、時の盛衰人の善惡を諷して、勸善懲惡の便とし、人の心をも和らげん爲也、淨瑠璃は信長公時代より始り、義經のおもひ人淨瑠璃御前の事をつくりて音曲となせり、其後慶長の比よりこそ、西の宮の傀儡師をかたらひて人形をまはさせたり、其比の淨瑠璃はみな義經記、平家物語、曾我物語の內をやつしてやさしき事多かりしか共、近年の淨瑠璃といふものはわけもなきばさらを第一とする故に、邪欲の媒と成て人をそこなへり、是より又甚しきものあり、歌舞妓也、その始は女樂なりし出雲の大社の巫女に國といふ美女神樂を變して舞出し、京都に來りて、歌舞妓の曲をなせしより、漸々世に繁昌して人の心を蕩かし誑かして人をそこなふ事甚し、是に依て當代女藝を御禁制ありし、其後又美男の少年を以て藝をなさしむ、是も又諸人を誑す事女樂と同じ、女樂は男のみ誑すといへ共、美少年の藝

は男女共に誑す事有ゆへに又是を禁じ給ひて、美少男の額髮を剃しめて長年の如くにして藝をなさしむ、是を野郎と號す、野郎といふは元薩摩の詞也、しかれ共今都の野郎は額髮を僅に二錢計の廣さを剃て、常には紫の額帽子をかづく故に曾て長年の姿とは見へず、女人出家に至るまで心を蕩す事なを甚し、見る人おそれ愼み有べき事也、野郎傾城に誑かされて身代破滅の町人京夷中に多きもの也、遊女町などをもなきこそよかるべき事なれ共、數萬人都會の地には旅人も多く集る故、其中には必ず壯年にして淫亂成者も有て、人の妻をそゝのかし人の娘をそこなひ、或は心に叶はぬ事あれば惡事切害、其外種々の災などに及ぶ事聖人の御世ならばしらず、末代にはなくて叶はぬ事なるゆへ、此惡事に至らしめざらんが爲に、遊女町をば公儀よりゆるし置給ふ事となり、此故に繁榮の地には遊女有事也、元來不作法なる人のため止事を得ずしてたて置るゝ遊女町なるゆへ、是を渡世とするものをも萬人いやしむ故、四民の内に交る事あたはず、此理を知ながら遊女を翫ぶ人は、止事を得ざるの不作法者の同類と成行も口惜、古の遊女白拍子などといふ類は、歌を讀又は佛道のことはりなどをしり、小歌などにも人の敎訓となれる事をかなでゝ、今の遊女歌舞妓の類にはあらず、やさしき事のみ多かりしと見へたり、小歌なども古の小歌うたつなどの類は、其唱雅いづれも人の心を和らげ、世俗の敎訓とも成べき事多し、童幼のはやり歌も古のは物によそへて代を諷したる事など有て、上つがたの人に心を付る類もありし、今の小歌は其すがた甚いやしく、其唱雅も筋なき徒事にて、婬亂不道の媒と成も

のなれば、若き町人などゆめ〳〵ねてあそぶべからずといはれし
一　或人の云、世に童のあさはか成爲業にも、古よりつたへ來る事には其子細ある事多し、末代に至りて其元の道理をとり失ひたる事あり、春の時分町人の子共いかのぼりを揚る事多し、異國にもある事也、童幼の紙鳶も幼兒は内に常に陽熱盛なる故、春陽の時節其氣いよ〳〵太過する故に、紙鳶を造りてたかく是を揚て童兒に見せ、口を開かしめて内熱を上に洩して病を生ぜしめざらん爲也と續博物志に見へたり、今代日本のいかのぼりは廣く大につくり、弓を付て空に鳴ひゞくをよしとす、童子は扨置長年の輩も是を翫ぶ事有て、山野をかけりて田地麥苗を踏損ず、童子の養性とは成事なくして、久しく見る時は精氣を上につりのぼせて人の氣を虚せしむ、古のいかのぼりは烏賊の形にちいさく造りて麻の糸を付て、のどかなる春の日風吹事なけれども、陽氣につれて二三丈計に揚て、小兒童幼に糸をひかしめて悦ばしむる也、唐土にては鳶の形に造るゆへ紙鳶と名付たり、烏賊の形に造るゆへ日本にてはいかのぼり共いふ也、又とびのぼり共いへり、又筑紫の所々に初春の比よりもぐらう地とて、竹のさきに卷藁を付て童子共地を打事あり、もぐらとは筑紫の田舍にて田鼠の事をいへり、田鼠時ありて土地を穿ち潛り行事あり、その上に若牛馬犬猫の類寢臥する事あれば忽ち死す、草木の所を穿つ時は草木も枯るもの也、此故に春陽の地上に發する時をもつて、件の卷藁を造て地を打て田鼠をおどろかせ、潛伏せさする時は右のわざはひなし、此故にもぐら打をすると也、此子細をばしらずして唯

童子の戯れと成て、近代は往來の人をうち、女人などに戯れて喧嘩と成し事もあるゆへにや、今はもぐらを打人なしといはれし

一　或町人若き時分艱苦をして老後に富りといへ共、一文不通なる故に物いひなどもかたことのみにてをかしく、つねに錢をもぜねとのみいひけるを、子なる者は文盲にもなかりければ餘りに聞かねて、ぜねとはかたことにて候、ぜにとのたまへといひければ、おやぢ不機嫌にてそこなすいさんめ、下子は下すの詞こそ似合しけれ、おのしが錢もおれがぜねがいはするものをといひしとかや

一　或人の云、近代は町人などの名にいかめしくたくみ成名多し、古はよき人も結句おかしき名多かりし、貫之の童名をあこくそといひしとかや、又女の名にくそといふ有、古今集に見へたり、その字を濁りてよむ習ひなりとかや、小兒の名などはかようなるけがらはしきによそへてつけぬれば、其子息災成とてわざと名付たり、童名の下に丸を付る事も、まるとは不淨を入る器成故にわざとよそへていへるものなりと或書に見へたり、まるをまろとゝなふる習ひ也、人丸仲丸のたぐひ、いづれもおさなきよりの名を其儘にてあらたむる事もなかりしと見へたり、結句町人百姓の子には丸を付ていふ事なし、丸といはても常に不淨に近き身にて息災成ゆへにや、異國にてもよき人は結句たくみ成名を付ざるにや、孔子の御子生れ給ひし時、或人鯉魚を送ければ御子の名を鯉と付給ひし類也、古の人の名は韻鏡などにて吉凶を吟味して付たる事和漢に有しことを聞ず、當代は實名など吉凶を撰びて付事也、

いかさま福壽の吉慶を受るにやいぶかしゝ、又曰、古の町人百姓には衞門兵衞の假名なかりし、亂世已後武士のおとろへたる人庶人にかくれ居たるもの多かりしゆへ、其風俗いつとなく土民までに移たるもの也とて、衞門兵衞は官名なればいかさま町人百姓は付ざる筈也、古の百姓商人の類皆二字名を付たりと見へたり、此いはれをしれる故か、今時は兵衞衞門を付人少くなれる所もあり、兎角かやうの事は時節ありていつとなく昔にかへる事も有物也、時の宜しきに隨ひて害なきものなりといへり

一　或書に云、日本は異國に違ひて神系を尊びたる國にて、高家みな神明の血脉なる故、道德廣才秀逸成人は必ず公家武家の中より出る者也とあり、或人是を論じていへるは、此書の說其理いまだ委しからず、「植てみよ花のそだゝぬ里もなし」といふ歌は誰も知たる事ながら、委しく意を付る人のなきにや、夫人間は陰陽五行の神物なり、其始尊卑の隔なく、都鄙のかはりなし、しかれ共出胎已後漸々習ひ染る處によつて尊卑都鄙の品相分る、此故に都の小兒鄙にて成長する時は、則鄙人の風俗と成、鄙の小兒を都にて成人せしむれば、則都の風俗となれり、町人などの中には其先祖歷々たる處の者甚だ多しといへ共、常の町人に替たる人品もなし、愛宕殿鳶となられば鳶の心有とかや、名もなき町人百姓の子にも幼少より習ふ所によつて、篤實廣才なる者も昔より多く出たる事有、總て高貴の人は胎內より氣に觸物にうつる所皆いやしからず、見る事聞事食事衣服のそなへゆたかに、弓矢墨筆のたぐひよりいやしき物をば手にさへとらず、心にくるしむ事もなくて成長あるゆへに、能書文學才藝も成

就仕安し、町人百姓の子は胎内より市井の風俗にそみ、幼少より薪とり水汲土掘の業又は、荷もち細工等を所作とする故に、手足筋骨もあら／＼敷ねぢけたり、能書文學の暇もなく、偶暇有とても筋骨こわくて筆をとるに不レ堪、能書の嗜ある人はふすま障子をさへみづからあけたてをせずといへり、たとへ下賤士民の子なり共出生より其儘富貴の家にて成長せしめなば、能書文學の譽れ有人も多く出來べし、ましてや剛臆などは貴賤による事にあらず、思ひなしからによくもあしくも見ゆる事多からん、貴人の血脈はみなおのづから君子となる理ならば、胎敎のみち幼儀のならひなども無用成る也、その儘置ても徳行博才の人となる理なりといへども、生立あしければ不徳無能の人と成と見へたり、いかに凡卑の血脈といふ共、胎敎の道を守りて胎内より正しきみちに觸しめ、出生しては君子の傍に置て幼儀を習ひ、才藝をもてあそばしむる事あらば、天性命分の品に依て美惡鈍智の替りは有共、其人品高位高官の人に替りなかるべし、畢竟人間は根本の所に尊卑有べき理なし、唯生立によると知べし、傾城は多くは下賤なる者の子なれども、幼少より風流にみがき立る故に諸人を誑ほどの姿風俗となれり、況や人間本心の上におゐて何ぞ貴賤の差別あらん、いかなる賤がふせやに居ても、心は萬人の上に延んものなり、武家は氏筋を正して家の威を逞くしたまはん事宜なり、町人の氏筋をたつるは必ず貧乏の相なりとかや

一　或人の云、茶湯は鎌倉北條の末に興り、高時の比武家に翫ぶ者多くて、千劍破の城寄手共百服茶

湯を致して遊びける由太平記に見へたり、其後足利將軍義政公に至て盛に成、世の風流を好む人專ら是を翫ぶ事に也、夫より色々の茶人共出て世にもて廣め、太閤秀吉公の御時に至て士庶人共に此道を尊て、是に疎き人を以て世の野人とす、其根本は禪家隱遁者の體を移して質素閑靜を學びたる物也、然共風流過美の心より好む業なる故、質素に似て實の質素に非ず、閑靜に似て實の閑靜に非ず、此故に亂世に近き北條の末におこり、高時に長じ義政公に盛にして、秀吉公の驕世に遍く甚し、何も久しからずして亂れし代なれば不吉の兆しなりしとかや、當代に至りては千年以來の治世なれば、尤茶湯の道盛に翫ぶべき事なれども、結句さもなくて茶湯昔の如くには專ら翫ぶ事なし、是其道の損德利害を人皆辨ふる故にや、兎角奇麗風流の心を用る物なれば、貴人高位の樂にして町人百姓の翫ぶべき道にはあらず、尤侘茶湯とやらんにて、竹の筒瓢簞のわれにてこがしを呑ても、其心閑靜清淨ならば、是を眞の茶人とはいへりといふ人もあれ共、其心閑靜清淨の人ならば、あながちに粉がし引茶を用ひて茶人といはれずとも、本來自然の隱遁者なれば、何をか好み何をかいとはんや、町人百姓など是等の人のまねびをせんも叉似あはしからず、茶を好む人ならば只茶をのみ、酒を嗜む人は只酒を飲、菓子好む人は菓子を喰べし、共にみな飲食なり、然るに酒をのみ菓子をくふ人いまだ手前のよしあし、道具器物の風流をする事をきかず、茶而已こと〴〵しき風儀を好む事、心得がたしといひし

一　或人のいはれしは、町人は蟻の如くに食物を貯へ身を養ことをつとむべし、蜘蛛のごとく網をは

り、居ながら物の命をとりて食とするたぐひの事有べからず、唐土に王守一といふ人は、蜘蛛の居ながら物の命を取て食とする事を惡みて、常に竹杖をもちて蜘蛛の網を見るたびに破り亡ぼさずといふ事なしとなん、蟻は正しく義ある虫なり、此故に虫の偏に義の字を添たり、終日往來して食物を求め、穴中に貯へ置て冬の用意す、おのれが求得たる食なりとて、おのれひとりの食とせず、穴に住る衆と共にす、町人の四方に働きつとめて財を求め、家内を養ふ事蟻の如く怠らず、油斷なふして家をたもつべし、蜘蛛は智謀ありて物の命を誅罰す、此故に虫の偏に知の字を添、又誅の字を略して朱の字を付たり、町人は是を惡むへし、謀計をもつて公儀を賺して、諸人の渡世をおのれ一人にて申請、貪欲非義の網を張つゝ、居ながら萬人をくるしめておのれが身を富貴ならしめんとす、不仁の甚しきもの也、王守一の惡める事又最ならずや、町人たる者第一知べき處なりと語られし

町人嚢卷四終

町人嚢卷五

一　童女の昔物語に、烏鸕にいへるは、いかに鸕殿御身は果報なる人かな、水の上に身を浮めて息ひながら、何の苦勞もなく腹の下なる魚を安々と取て食し給ふものかな、我等は終日飛あるきても食にあふ事少く、たまたま乾たる魚、又は菓子などを見付ても、皆主有て守りきびしければ、むねをひやしてさふなく取得る事かたし、此故に食つねに不足して苦し、疲れて羽を息めんとして木に止れば、又脚の勞あり、御身を學びて水に入て魚をとらんとすれば、忽に水喰ふ、あな羨しの鸕殿や、飽滿給ふ食を少し此方へも施し給へかし、吝惜御心かなといふ、鸕答て云、烏殿烏殿さなとひ給ひそ、それより見給ふには、水に浮て何の苦もなくて食を得侍ると思ひ給ふべけれど、水の中にて足を働かす事少も隙なし、其苦勞大形の事にあらず、其上魚も生ある物なれば、中々心易く取得る事かたし、上より見給ふと水中のはたらきとは大いに相違ありと思ひ給へ、大海廣けれども終日魚に逢ずして食なき事あり、或は風波はげしき時は、終日巖穴に食なくて暮す折もあり、兎角うき世は自由に豐成事侍らず、中々御身に施し與ふべき餘計こそ侍らね、かまひて御身ひとりと思ひたまふな、いづくも同じ秋の夕ぐれにて侍るものをといひしかば、烏もかふといひて飛去ぬとかや、人の世の有樣なぞらへて知るべしとぞ

一　或人の云、公儀を恐れ愼む事は下たる人の第一肝要なる所也、公の字はおふやけと讀て、天理にして私なき事を公とはいへり、天子は萬民の上に居給ひ、天道の御名代と成給ひて天道を恐れ愼み、萬民を教誡め給ふ事、其法度法式みな天理のおふやけにして、御身の私にあらずといふ心にて、禁中の御事を公儀とは申奉る也、禁中樣にて執行給ふ節會行事をは公事といへり、又世俗に晴なる所へ出る事を公界に出るといふも禁中へ參る心也、武家の御代となりてよりは、將軍家の御事にもみな公の字を付て公儀といふ也、將軍家は天子の御名代に成給ひて、天下の政道をつかさどり給ふ故也、天子將軍いづれも天道にしたがひ給ひて、法度禁制を立給ひ、四民は天子將軍にしたがひ奉て、法度禁制を愼み守りて天下太平也、其法度禁制は何事ぞと尋れば、一切の惡行なり、惡行の第一は何事ぞといへば、亂逆なり、亂逆の始は何ぞといふに、一ッの奢也、不忠不孝の五逆十惡などの類も皆此奢の心よりおこれるもの也、御制札には差當たる條目計を出し置給へり、此外の法度禁制は國により時代に依てかはり有といへ共、此天理の法度禁制は萬代不易の定法にて、日本はいふに及ばす、唐天竺阿蘭陀國といふ共かはりなかるべし、天理の法度禁制をおそれ愼む人を公儀を守る人といふべし、世俗に風流花麗なる人を公儀者なりといふは誤り也、それは浮世人といふものなりと語られし

一　或人のいへるは、町人などは先祖の墓地など餘りに撰びては無用の事也、唐土にて父母先祖の墓地風水惡き時は其子孫に妨あり、風水よき時は其子孫繁榮すといひて、其吉凶を撰ぶ事也、上代には

なき事也、聖賢の風水を撰び給ふ事は子孫榮久のねがひにはあらず、唯末代に至りて田地などにならぬ所の濕氣なき堅固なる地を考へ撰びて葬り給ふ也、父母先祖の死體の速かに腐損じなん事を痛て、孝心の誠を用給ふ也、子孫の富貴を求め給ふにはあらず、此故に宋朝の儒者達、風水の吉凶を撰ぶ事を誹り置給ひし事書に見へたり、子孫の盛衰禍福は、葬地風水の善惡によるべき道理なし、日本の天子攝家の御廟地盡く風水宜しきにも有べからず、され共御子孫今なを絶給はず、又父母先祖の死體朽損ぜずして全き時は其子孫幸ひを受、死體全からざれば子孫妨ありといはゞ、日本の武士軍陣にて討死して首を敵にとられ、死骸は野に腐失、又は水中に沒し、或は火葬にして骨まで燒損じたる人の子孫は、盡く貧窮にして禍を受べき事なれ共、嘗てさもなき事はいかにぞや、兎角人の禍福は先祖の葬地の吉凶にはよらざる物也と知べし、しかれ共きのふけふまでしたしみなれ睦し人の死骸を早く朽損し給へかしと、誰も思はれぬ意有ものは天理自然の人情なれば、いか成不孝の子も父母の死骸を火に入て燒、又は水中に沈むるをみては、心にいたみかなしむ事有ものは人間の自然也、君子は此自然の心にしたがひ給ふもの也、禍福をねがひいとひ給ふにはあらずといへり

一 ある人のいへるは、烏さへ鳴ぬればよからずとして心にかくる人多し、古はいかなる人のいひ傳へにて今にならひ來りて、ながき世までの人の心をあやしみまどはしむる事ぞや、廣大の天地に日とし時として烏の鳴ぬ事や有べき、たれかひとつ〳〵吉凶を考へ定め置けんといぶかし、家の内に病ふ

人ありて氣づかはしき折からなど鳴ぬれば、取分にくみ嫌ふ、其死すべき病にて終に死すれば、扨は鳥の告たる物をと不思議をなせり、天下に多き人日として死ざる日は有べからず、一ッ〳〵に來りて告知せなんも、扨々世話やきなる鳥にやとおかし、但たま〳〵人家に羽をやすめ、或はおのが友をよびいかる事有ては鬪ひ、食ひ爭ひては群り鳴、人の忌嫌ふ事いかにぞやと鳥は人を笑ひなんか、又雌鷄の時をうたふは家の不祥として和漢共に嫌ふ事也、書にも牝鷄の晨するは家の索るなりと侍り、され共三十年前ある人の家の牝鷄漸く雄鷄のかたちに變じて、折々時をうたひしを見たり、其家今なを無恙、あるじ老親妻子堅固也、是をもつて思ふに、古よりいひならはしたる是等の類に相違成事多し、いはんや雄鷄の宵鳴などは常の事にて、何の怪しき事にもあらず、書に牝鷄の晨するを家のつゝる也といひし意は、女人の男をさし置て國家の政道に口入するの類は禍の本也といへる事を、世俗にいひならはしたる、諺を以てたとへとして女人を誡めたるもの也、楚辭に釜の鳴を讒佞の臣にたとへたるも此心也、釜の鳴も不祥とすれば也、日本にては吉も有凶も有といへり、仕合よき時分に鳴合せぬるは吉瑞也とおもひ、不仕合の時節鳴合せぬるをば凶兆なりと思へり、土中より發興の一氣釜に當て鳴物也といへりとぞ

一　或人のいへるは、死して火車にとられたりといふを聞ば、皆町人百姓などの一生慳貪にて慈悲心なきもの也とかや、結句山立強盜して世を渡り、或は餘多打殺して國家を奪ひ取し輩の死せしに、火

車のかけたりなどいふ事を聞ず、火車殿も人の目色を見るにや、導師の僧の道徳によれりといはば貧乏乞食などの葬には智識の引導もなけれ共、結句火車かくる事なし、火車殿も貧乏人をは見かぎり給ふにや、世話に弱き者を歩にとるといへる類にや、狐はおのれに、少あだするものに取付とも、おのれをわなにかけて殺せる人には取付事なし、佛神に頼をかけて祈加持する人には不幸無福の事有て、佛神を常に頼み念ずる事もせぬ人は幸福の事有あり、此理わきまへがたき事也、唐土日本にて大悪人と稱する類多しといへ共、死後火車にとられし事を聞ず、又善人と世に貴べる人にも不幸横難の災を得たるも多し、是いかにぞや、雷にうたれて死し火車につかまれしといふ人、善悪豈定むべけんや

一 或人の云、占といふは、人間の分別にあたはざる事を神明の智をかりて鬮をとり、又は占て吉凶を極めたる物也、誠の道理にかなふ時は必ずたがふ事なし、但差當りて是は善、是は悪なりと、人の智慧分別にて知るゝ程の事をも、占を致し鬮をとりなどするは大に筋なき事成べし、町人の身上に過たる商賣して急に富ん事を願ひ、鬮をとり占をして損徳を決する事などは、尤道理に違ふ事なる故に、其占たとへ吉なりといふ共、吉ならずと知べし、身代不相應の願ひを企て、急に富んと願ふ心、則天理に背くゆへに、さやう成鬮や占は必ずたがふもの成と知べし、たとへたがはぬこと有とても、天理を恐れ守る人はさやうなる望みの心をおこさぬゆへに、さやうの占する事などは曾てなきもの也、盗人の今夜は盗に入て仕すますか、仕損ずるかを占たぐひも世に多しと見へたり、河豚汁を喰んとて色

色のまじないするが如し、夫程心づかひの事ならば、くはずして育てよかしといとおかし、又病人ある家必ず方角の吉凶を占ひて、吉の方の醫者をむかへ、凶の方の醫者を呼事なし、凶の方とて名醫を指置て、吉なる方とて野巫醫を呼事心得がたし、醫師多き所などはさもあれ、田舍の村里などには醫者二人とはなき所多し、方角を選ぶ事をせずといへども、病氣本復する事かはりなし、泉州堺のごとく、一方大海にて人家なき所も日本に多し、堺にて醫者の方だてを占ひて、西方の醫者の藥ならでは本復なしといはゞ、四國より醫者をむかふるにや、四國土佐の南の海邊なる所にて、南方の醫者をむかへてよしといふ時は、琉球國などより醫師をむかふるより外はすべきやうなしといひて笑ひ侍りぬ

一 或學者のいへるは、陰德は學問する人の愼み守るべき肝要なれ共難しと見へたり、唯今貧成人の百兩の金を拾ひて、其主を尋て金を返す事などあらば、此人をば神といはひても貴ぶべき事也、貧なる人はいふに及ばず、富る人なり共百金を拾ひなば、主を待て返す事今の世には稀なるべし、是より安き事をさへ致しがたき世也、唯今學者の町人あらんに、或人銀子百枚の道具を急用の事有て、銀子十枚にいたしてつかはすべしといはんに、慥に後銀子百枚の値ある道具成と見たらば、必ず十枚に致して取なん事必定也、いや〳〵是は慥に百枚はすべき道具なれば、さやうに下直には賣給ふな、大分の利を得ん事は道にあらず、われ是を銀子九十枚に致して買べしといふて、銀子十枚の分を利德とし、て九十枚に買取事あらば、是ぞ誠の學者にて賢人といひても不足なかるべし、これ程にこそ及なく共、

常に此志を失ふ事なくば、誠の神民といひつべしといはれし、聞人みな我身の及なきをはづかしく思ひて町人袋に入かねたり

一 或人の云、町人利發あり、侍利發あり、町人は利を捨て名を專らとする時は身代をつぶすもの也、侍は名を捨て利を專らとする時は身を亡す事あり、名利を正しく求るを道を知れる人といふ、名利は四民の日用也、狂人にして後はじめて名利を離れ得べし、さなくば無用の事也といはれし

一 ある人の云、所のはやり神又は靈驗なる觀音樣などに二三日にても成て見たらば、扨々おかしき事も、笑止なる事も多かるべし、男女の願ひさま〴〵の頼み事、いか成上根の奉行頭人も成まじきものなるに、佛神の奇特不思議にそれ〳〵にあいしらひ給ふ事かな、御奉行にさへかろ〴〵しき事を訴訟願ひなど申上る事無禮也、ましてや佛神にをゐてをや、但佛神と成給ひては和光同塵なれば、其威光をかくし給ひて、慈悲の御內證にて、萬民を憐み、いやしきけがれの中にも御手をたれ給へるを和光同塵といへりといふ人もあり、去ながら塵を同ふし給ふ事はさも有べし、塵をおなじくしたまふといふは、いかなる下凡のいやしきをも誠の心をばへだて給ふ事なきを同塵とはいへり、今時の立願は同塵をも過給ひて、恐れながら佛神に不淨をおよぼすほどの願ひも偶ある事にてこそあれ、いかばかりか神佛御難儀におぼすらん、渡邊綱の歌なりとて「みちならぬことなかなへそさりともと、おもひたがへて我いのるとも」又古歌に「さりともと祈る心もことわりに、そむかぬみちを神やうくらん」まこ

とに有がたきをしへの歌なりとなん

一　ある人のいへるは、唐土の古き書に日本のことを書たる物多し、其中に日本は質直にして盜賊なき國なりと書たる書多し、日本上代の人はみな正直質素にして盜人もなかりしと見へたり、又近代の唐の書には、日本は盜賊殺害をもつてわざとする國なりと記せり、太平記時代より日本武家町人の風俗大に惡敷成て、盜賊殺害甚だ多く、剩へ異國まで日本の盜賊渡海して、唐土の海邊亂暴せし事數十年の間にて、唐土も難儀に思ひて是を倭寇といひて、海邊所々の用心ひまなかりしと見へたり、八幡といふも唐人是を名付ていへるもの成とかや、此故に日本を盜賊の國なりといへるもことはり也、貧の盜とはいへ共、宜しき人にも時代のならはしにて、古人の心を失へる人も有しにや、甲陽軍鑑に、武士は人の國をとるを業とするよし侍り心得がたき事也、町人は人を治むるものにあらず、人に治めらるゝものなれば、かやうなるあら／＼しき事などを書にしるし置て、見すまじき事なりといはれし

一　或都の町人いなかの町人にいへるは、夷中衆の言葉は音律聞わけがたくて紛るゝ事多し、箸梯橋又は金矩鐘のたぐひ借てわけなく侍りといふ、夷中の町人理屈者にて答けるは、惣じて人間も同じ名多き故、古より苗氏といふものを付ていへる作法なれば、分明にして紛なし、其ごとく夷中にては萬の物にも名字を付ていふ故に少も紛る事なし、名字はいかにといへば、物くふ箸、のぼり梯、わたる、橋、或はしろかね、黄がね、まがりがね、つきがねなどと、上に苗氏を付ていふ故に、さかなはさむ

時にのぼりはしもて來る人もなく、まがりがね借りにおこせたるに、白かね借したる人も終にさふらはぬものをとおどけてやみぬ

一 ある町人の文盲なるが實子なくて養子をしたり、此子學問に志して四書を讀習ふ、或時孟子のうちに、楊氏は爲我にすといふ所をくりかへしよみゐけるを、父かたはらよりつくゞゝと聞けるが、子にいへるは、それゝゝ其所を能く合點すべし、昔の聖人賢人とやらんの心もわれらが心に同じかりしと見へたり、汝を養ふ事全く人の爲にあらず、我汝にやしなはれんとの事也、主の子取てもかゝらん爲にあらずやといひて感涙をながしけるとぞ、楊氏を養子と心得ぬるはいとおかしながら、親の心と成て何事を聞ても、皆身のうへに引うけ悟たる所、常に信切の心あれば也と、いと殊勝也

一 ある有職者のいへるは、諡の院號 古 は天子皇后の外はなかりし、其後將軍家攝家大臣家院號あり、二百年以來大名小名にも院號あり、五十年此かたは町人百姓なども多く院號付事になれり、時世のならはしとはいひながら、淺ましく勿體なき事也、其始めいづれの寺よりぞ富る旦那への機嫌とりに院と諡號有しを、旦那よき事と心得て羨みつゝ望てもひたと付事に成て、いつとなく世のならはしとなれるもの也、日本いづれの記錄書籍等に、庶人も院と稱してくるしからぬ事やある、死ては一味の理に歸して貴賤の隔なきゆへに、おくり名はくるしからずといへる族もあれ共、大なる僻言ならんか、死後一理に歸して貴賤の隔なくば、何ぞ富限なる旦那のみに取分ゆるさんや、何院殿何大姉など

其品ひとしからずと見へたり、此巳後は財寶次第にて、何朝臣などと町人も號する時も有んかといとあさまし、ある富限成百姓ひとり子を寵愛の餘に、名を判官と付んといひしに、源の判官殿後に幸なかりし物をと人のいひければ、げにもと思ひ業平にあやからせんとて中將と付しとかや、いとおかし、又居士なども道德有人を稱していへり、又は道德なくても官祿など有て、富貴なる人を稱していへるもあり、富貴といふは官祿祐なるをいへり、町人などいか程金銀貯へ有とても富貴とはいひがたし、貴の字は官位あるをいへり、富貴成人を稱して居士といふ事も、官祿有人の事也、況や士と云は儒者學者の位にある人をいふといへり、唐土にては道德なきとても、官祿有ほどの人に文官なるはなし、信士居士と稱するも哀也、日本の町人百姓何の位もなく、學德もなきをも則居士信士とす、尤非禮成べし、又塔婆の銘などに町人の俗名何左衛門尉何兵衛尉と書たる多し、尉は衛府の官名にして、五位六位の人にあらざれば尉といふべき理なし、或町の番太郎狼藉者有て人をあやまりけるに、くまでおつとりてたちむかひ、番太郎の尉爰にありと名乘て働きけるとなん、これらのたぐひにやとおかし

一　或人の云、分限者と金持とは同じからず、分限とは分の限りと書て、おのれが身の一分相應のかぎり有所を知て、身の分際にしたがひ、相應のふるまひをして過分の貯へを願求ず、身を靜にし心を安樂にして日をくらす人を分限者とはいふ也、金持は一生に身を安くする事を不レ知、金銀を彌が上に集る事を樂みと思ひて、心のうち靜なるいとまもなく飽足ことをしらず、是を金持といへり、同じや

うなれ共其心をおく處樂む所大き成かはり有べし、つれ〲草に、大福長者のいへる事を兼好の評判あり、此大福長者のいひぶんは、金持の事也、兼好法師の心は大道心の事なれば、最各別成べし、金持の大福長者と、兼好法師の間を分限者とはいふべし、兼好法師をも町人は學ぶべからず、大福長者もわかき町人の子共にはよき誡の教なれ共、人によりて宜しからず、唯分限の二字あさゆふ願ふべしと語られし

一　或學者の云、聖人の御詞は貴賤上下にわたりて、いづれの書いづれの語にても人の教誡とならざる事なし、四民みな通用の道理あり、去ながら其さしあたりたる所は、皆多は學者君子のうへ、又は庶人より上にある人の教にして、町人百姓にさしあたりたる教すくなし、町人百姓は人におさめらるゝものなれば、上たる人さへ心正しく身おさまる時は、庶人はおのづから其風俗にならひて天下平かなる理なれば、民をばよらしむべし、知しむべからずとて分て庶人への教くはしからぬもの也、但孝經に、天の時を用ひ、地の利に因て身を謹み、用を節して父母を養ふは、庶人の孝なりと聖人の仰置れたるこそ、さしあたりて町人百姓への御教、有がたき御詞也、天の時を用ひ地の利に因とは、取分百姓農業のうへにあり、商人職人といへ共天の時地の利を考へすんば有べからず、用を節して身を謹む事は、四民ともに第一成誡也、取分町人は用を節する事さしあたり肝要なる事也、町人の身を亡し人を惱す事の惡事、皆此用を節する事なきより始れり、兎角質素儉約を本とすべき理にて、節の字

のこころ甚深き理あり、町人百姓の學問は此一句にて濟事なり、差當りては庶人への誡なれ共、是をおしひろむる時は、天下國家を治め給ふ人といへども、是に過たる敎なかるべし、此聖人の一句をば一生には守り行なひ盡すべからずといはれし事、町人袋にいれても〳〵あまりあるにや

一ある人のいへるは、町人百姓などは儒學ありといふ共、三年の喪などをつとむるは無用成事也、道に志しあらん人は、さいはい日本相應なる服忌令あり、此法にしたがひ父母の服忌ならば、五十日の精進にて世間に交らず、五十日過ても孝心の誠を守らんと思ふ人は酒飲ず、何にても厚味のものを食せず、乾魚を食して生魚のたぐひを食はず、厚味成物或は五辛の類は壯年の人には婬欲を起すものなれば、是を忌べし、但老人が病氣なる人ならば、養生の爲に少酒をのみ、又は肉の類を折々用てもくるしからずと見へたり、又謠樂舞の座敷へ交らず、神前に參らず、かくのごとく守る事十三箇月也、是我朝服忌の法なり、去ながら町人百姓などは五十日の間外へ出て渡世をいとなまずんば、飢に及ぶの類も多かるべし、其日ぐらしの貧なるものなどは、三日のいとなみを闕事叶はざる事なれば、是さへなべておこなひがたし、唯心喪とて外むきは兎にも角にも、世にしたがひて內心のつとめを右のごとくに勤め守る事は、貧賤なる士民といふとも行ひ安き事也、又忌日といふは一年に一日也、親の忌日などは子の爲には大惡日なれば、萬に用ゆべからず、每月の忌日は儒道神道にはなき事と見へたり、日の數は合りといへども時節違へる故也、町人百姓といふ共此忌日は父母の終り給ひし日なれば、終

日うれへの心を發して、喪のうちの如くに潔齋すべし、家業職分に付て一日の隙をかぐ事叶はざる時は、其役儀を勤めながら何となく人の目にたゝぬやうにして、心のうちの愼み有べき事也、若又位牌を祭らんと思ふ人は、三日程前より潔齋すべきなり、いはゐを祭る事を齋といふも、齋の字は則ものいみとよみて潔齋の心也、佛法にては精進といひ、儒道神道にては潔齋といふて愼みある事也、毎月の忌日も世にしたがひて精進すべし、佛法の精進は魚肉を食せざるまでなれば容易事也、儒法の潔齋は酒肉五辛はいふに及ばず、何にても一切の味ひのよきものを食せざる也、靈前には身代に應じて美食を具ふといへども、我身は麁食淡薄の物を食す、是古人の法にして深恩報謝の儀と見えたりといはれし

一　或人の云、天地の間に人ほど貴きものなし、其智惠有がゆへなり、又天地の間に人程あさましきものはなし、これも智あるがゆへ也、此智は善とも成、惡とも成もの也、然共根本の眞智は惡有べき理なしといへり、人生れて習日々に長じ、眞智かくれ、邪智あらはる、此故に貴き人間と生れて畜類におとりたる事あるも、此邪智有が故なり、畜類には還て此邪智なき故、ものに犯さるゝ事なし、狐よく人に取付も此邪智によつて人を惱せり、狐のあだは犬なれ共、犬に取付事叶はず、人間にも幼少なるものには取付事なし、幼少成子には邪智なくて無我なれば也、又至極のあほうにはつく事なし、牛馬の類もみな智なき故に狐狸の類つく事なし、生靈死靈も狐狸に同じき理なる故、邪智に害をなし

てつく事也、是人間の畜生におとれる所也といはれしに、一座にふつゝか成男の有けるが、指出ていへるは、扨は人間の智恵と金銀とは同じ物にて候よ、いかにといふに、萬の物にすぐれて貴きものは金銀也、又萬の物にすぐれていやしき物は金銀也、金銀を持る町人をば諸人もおそれおもんじ、大名も是をあなどりおろそかにし給はず、しかれ共傾城狐とやらんに取付れ、誑されて家を失ひし者多し、是みな金銀有人の事にして、我等ごときの一錢もたぬ者には、傾城狐殿の終に取付れたるためしも侍らず、至極のあほうに狐の付ぬこそ理なれ、去ながらとりつかれ次第に少金銀持て見たしといひしに、腹をかゝへ侍りぬ

一　ある人のいへるは、簡略といへば何もかも略する儀也と心得るは誤也、簡の字はゑらぶと讀たる字にて、一切の物毎に肝要なる儀の致さで不レ叶事隨分致して、致しても致さでもよき事をば略するを簡略とはいふ也、其肝要を撰て無用を略する意也、此簡略の儀は貧窮成うへには守るともなくて、おのづから行はるゝ物なれば、さして勤しむるに不レ及、唯富貴成うへに愼み守るべき道也、簡略上に行はるゝ時は、いつとなく下おのづから簡略行はるゝものなり、聖賢の道も簡略を先としたまふものなりといへり

一　或人の云、樂に二ッあり、眞樂俗樂とかや、苦に又二ッあり、義苦と欲苦と成べし、天地人物の理をしり其道を樂は眞樂也、飮食色欲遊興は俗樂也、四民おの／＼其所作を勤て、五倫の交にいとま

なきは義苦也、分際に安ずる事を不レ得、足事を不レ知して終日求めて止ざるは欲苦とせん、眞樂義苦は天事にして人間自然の道なれば、遁れんとしてよしなし、俗樂と欲苦は人心の私よりおこりて、勤て遁るゝをよしとす、義苦は實の苦にあらず、樂其中にあり、俗樂はまことの樂にあらず、苦其中に有、眞樂は貴賤貧富を隔てず、求る時は則あり、俗樂は貴錢貧富の隔て有て、富貴に多く貧錢に少し、いかに町人等俗樂をねがふか、眞樂を願ふかといはれしに、我答云、いかにしても眞樂とやらんはおもしろからず、俗樂こそあらまほしく候といへば、飲食色欲の正を得ば是則眞樂、あら〳〵おもしろの地主の花の氣色やといひて、笑ひてやみぬ

享保四年孟夏吉旦

町人囊卷五 終

町人嚢底拂卷上

一　人のいけるはなをければなり、しゐていけるは幸にしてまぬかれたるなりと、此聖語久しく耳にふれしかど、たゞあらましにておほくの年月をすぐし侍りぬ、ことし耳順ふよはひをこえて、此身のほどあるまじきをおどろき、聞おける百千の古言も、なか／＼しなすくなき心地して、櫃をとゞめて球をかへせし恨みおほかるに、せめてそをだに後の忘れがたみに、直きの一文字を衣の玉となし、しゐていけりし此ほどの悔しさ、身をつみて人のいたきをおもひしれば、おもむきをしるして家童の袖におしいれ、失ふ事なかれといふなるも、老のくりごとにて、世にははづかしくぞ

一　直の字に此國の言葉つくるに、三ッのしな分れぬ、すぐなりといへば、かたちあるたぐひの曲まぬこゝろ、すなをといへばほつ心の誠なるかたち、たゞちといへば、身のみさほの正しきをしめす、こと葉は心の聲なるにや、をの／＼をのづからこゝろにわかちありて、應ふる處あり

一　直は天理なり、内にかへりみて直くんば、千萬人といふ共吾ゆかむとは、みづから天理を抱きてなり、天理の味方には對する敵なかるべし、三徳五常もみな直の異名なるが如し、むべなるかな、萬國の道いづれか質直のすがたを本とせざるべき、天地、日月、星辰かはる／＼めぐり、木、火、土、金、水おの／＼相生じ相尅し、おこなはれてやむ時なきは、みな天つちの直道也

一　父は子のためにかくし、子は父のためにかくす、直き事その中にあり、父子のうへのみにあらず、都て人の惡をかたりあらはさず、直きみちその中にあり、是人の本心自然の惻隱にまかせてなり、此ことはりを知ても欲にひかれ氣に奪れて、動すればみづから欺きぬるいと口おし、直き木に曲れる枝もある世なりと、人をばゆるす共、おのれを赦す事なきは、直きほつ心なるべし

一　本朝の事は神と歌との二みちの外は、多くはもろこしよりつたへしなり、されどもそのはじめ此國の智者たち、此國をのづからの理を察し給ひ、そのつたへのまゝにして世に用ひがたき事を慮り、此國の人の心にかなふべきすがたをもて、うつしかへて世にもちひ、人にもてあそばしめたるなり、たとへ人の國より傳へ來りしまゝにてもてひろめしも、此國水つちのをのづからのすがたにうつりゆくさま、人のしわざにあらぬやまとすがたとなりゆくめるはふしぎにやごとなき神のわざなるべし、さらば此國にむまれと、むまれたる人、などかは此やまと姿をにくみ、やまとごゝろをいとひて、ひとへにもろこし姿をよしといはむ、文字は本はからめきたるすがたをこそならひつたへしかど、いつとなくすがたうつりきて、やまともろこしひとしからず、からめけるは大かた異やうに見へて、やまとわざには用ひがたし、たゞめづらしきをこのみて、目をよろこばしむるがためならば、いかゞはせむ、たゞ淸くやすらかならんぞ、水土の理りにかなふすがたにて、國人の益も多かりなむ、詩も又おなじ、本はもろこしよりつたへしなれど、をのづから今はからやまとそのすがたおなじからず、され

どもろこし人の心には、其國の風雅のすがたをもて能たましゐにかんじ、やまと心には和歌はいふに及ず、詩も此國のすがたにつくれるぞ、たましゐも和らぎ安きなる此ことはりあらば、もろこし人の詩なり共、此國にて和國の聲して吟詠して、あしきをばあしゝとすべし、よろづのみちもかくのごとし、是にちかきたとへあり、もろこし人の此國にすめるがまふけし子は、親の姿をこそ聖のすがたなれば、よしとしてあらたむまじきを、何となくからめける姿形はおのが心に惡むことあるにや、上よりゆるしあるも、もろこし容をはぢいとふて、やまとすがたとなれるぞ、をのづからのやまとごゝろなんめり、其國にむまれたるは、その國のすがたにうちしたがへるぞ、天地のみちならしかし

一　もろこしの聖の教は、文字をもて曉し、吾國の神のをしへはやまと語にありて、文字はしるしにかりもちひたるものなりとぞ、世くだりてより此國の學びする人も、文字にのみ心をかけて、語葉のたゞちをたづぬる人なきゆへに、名の實もみだれて、此國のみちおとろへたりとかや、孔子も政をせんには、かならず名を正ふせんかとのたまへり、いはんや我國のやまとこと葉は名實の紊れざらんぞいみじかるべき、おもふに此身を人と名づくる事、ひとは一ツなり、又萬物第一にして日とゞまるの義、天地の至尊、日の精靈たるの名なり、此故に人の神魂は皆火氣に屬せり、もろこしにても此理あるにや、日の字の古文は、圓形の中に一の字なりとかや、何れの國にても人を天地の靈一とし、日輪の德をそなへたりとするにや、人に一を添へ大とし、大に一をそへて天とせり、人と天地と二ツに

あらず、相離るゝ事なきを示す、此理をもつて此國の神道と、唐の聖教と趣き別にあらざることをしりぬ

一　此國の主たる人をきみといふ事は、始祖いざなぎいざなみの下のきと、みとをとりて名付たる也、きは陽音、木氣、みは陰音、水氣なり、陰陽の神德をもつて國土萬民の父母となり給ひ、一切萬物を子とし養ふを君と名づく、二柱の御神此國草木まで產出し給ひしといふも、廣大仁德の義とかや、此故に神と君と二ッにする事なきは、此國の道なりとぞ、國家に君たる人、此名を敬み給ふをつとめとやいはむ

一　父をかぞといひ、母をいろはといふ、かぞは香にして、いろは色なり、かぞはかざむにて、嗅で匂ひをしり、いろはは見て色をしる、香は陽にして貴とく、色は陰にして賤し、父は匂ひを貴とびて、氣を淸からしむるがごとく、母は色を愛して、心をよろこばしむるが如し、氣は父に稟つぎ、血は母にうけつぎたればなり、身體髮膚皆父母に受たり、その中に鼻と眼とは百骸の尊とす、口耳は是に次り、鼻口氣を通じて香味を知、眼耳精を通じて色聲を知り、父母子一體の理おもふべし、子はこるの下略也、父母の氣の凝結せしかたちなり

一　夫を背といひ、婦を妹といふ、唐土は陽を先として夫婦といひ、日本は陰を先として妹背といへり、ゆへある事ならん、いもは女の通稱にて、おとこより若きをいへり、夫に對していへるなり、背

はすなはちせなかなり、せなともいへり、女にそむくなり、此そむくは別の道ありて狎みだれぬをいへり、坎水離火を妹として相對すといへども、水よく火を尅制する事ありて、火にそむけるが故に、水火の氣平和を得て萬物を化生す、おとこ女にそむくの訓義あるがゆへに、夫婦和らぎ、家人そむかず、正しく男女いもせのみち、やまとことばによりて知べし、又艮の卦の義理もありて、背に止まる心もあらんか

一　兄をえといひ、弟をおとゝといふ、上古にあにあね通用して、子のかみをいへり、後にあにをば兄として、男子をいひ、あねをば姉として、女子をいへり、此故にえはあねの反語なり、男子の子のかみをえといひ、女子のこのかみをいろえといふ、おとこのおとゝをとゝいひ、女のおとゝをいろとゝいふ、子のかみは子のかしら、おとゝはおとりし人といふ事なり、おとうと共いへり、十干の陰陽を分ちて兄弟として、えとゝいふも、五行おの／＼先後強柔ありてなり、十干十二支皆陰陽を分つ時は、先後まさりおとりあるを甲乙といふが如し、兄の甲は弟の乙を助け養ひ、弟の乙は兄の甲にそむかず、したがひたすく、是友悌の道をのづからなる理はり知べきにや

一　家の老臣、又は町屋村里の長なる者をおとなといへる事、或書に考ふるに、養老年中の比道君氏首名といへる人あり、筑後肥後の守たり、此人律令に委く、仁政を行ひて民を惠み、陂を築き池を鑿、教を垂て民を富饒にし、百姓を子の如くせしかば、卒後筑紫の百姓等其仁徳をしたひ、祠堂を建て神

とし祭りけるとかや、おとなの號はおうとなの訛りなるべし、此故にや、此號筑紫に多し、郷里の長を稱せり、おとなしきといふ詞も此首名より始まれるにやと、殊勝の義なり

一　狂言に、此所の目代と名のりて出るあり、いかめしくほこり顔なるがおかしき也、都て世の中の人のおのれ僅に長ずる事あれば、下ざまの人に慢ずる者のいましめにつくりて、身のうへわれとはしる事なければ、わきより見てこそおかしきものなれど、教訓したるなり、目代といふは、いにしへは國守地頭より、一庄〳〵に一人づつ目代を置て、百姓をおさめ、一庄の村里を仕配せしむ、其目代の居所を庄屋と號せり、今村里の長を庄屋といふが如し、その國主地頭の目の代となりて事を行ふなれば、正直、無欲、慈悲の心なき者は農民の害となりて、百姓困窮に及ぶものなりとかや、狂言にする處は、上の目しろといへる名にかなはず　氣まゝなる目代庄屋をはづかしめたり、外のいましめにもかなふべし、高位の人は下に遠くて、下官卑役の人のその下に傲る有さまを知たまふ事なければ、俳優の狂言にことよせて、上たる人に心をつけしめむがためなりとかや

一　法師が母といふ狂言は、醉狂する人をいましめたりと見へたり、狐狸にとりつかれたる人ははなれて後も諸人いやしめ、一分すたれて人まじらひもかなはず、酒にとりつかれて狂亂せしは、醒てのち人もいやしめず、その人もいつものごとくにて恥るいろもなし、[illegible]ゝために本心を失ふ事は、狐狸と酒と何ぞことならん、つく〴〵と酒に醉る人を見るに、おの〳〵本心の病をあらはすなり、生得柔

和正直なる氣質の人は、ものにしたがひながれやすき事ありて、酒の爲に氣血うごきよろこび、笑ひ舞かなで、うつゝなき時は寢てひとりわらひ、獨うたふ、或は氣質情こはく、內心に高慢ありて瞋毒內に蟠れる人、酒醉に依て氣血浮み動き內心の毒氣外にもれ出、怒氣傲慢顏色にあらはれ、何の事なきに罵怒り、座席の人を敵とし、甚しき時は劒刀を拔ひらめかし、無禮狼藉たとゆるにものなし、平生の人品威儀溫良に見へしも一時に亡失す、まことに上戶本性あらはすとは是等にや、此故に聖人も佛祖も、飮酒の戒め甚强しといへども、末代の儒者佛者酒を嗜まざるなし、さなきだに好む人多き世に、吉田の法師、下戶ならぬこそおのこはよけれといひ、色好まざらんおのこは、玉の盃の底なきなりと書置るを見て、下地はすきなり仰はおもしろさかんにもて興ずる世とは成しなり、つくれる草紙を時の人にもてあそばしめんがため、偏屈なく見て倦ざらしめんとして、先發端に興ある體を書たり、奧には又酒と色とをいましめたるもあれど、見る人發端の初一念を執して、奧に心を留る事なし、後文初文を債ふにたらず、三百年以來に世の幾人をかそこなひきつらんといといぶかし

一　人の遍いひもてはやす事あるを、そのことはりのまことしきは稀に、大かたはすぢなき事なれど、ひとりあらそひ破らん事も世のにくみうるわざなれば、いとくるしく、又よしやとうちまかすれば、一家の輩までたちなびきて、後の禍をしらざるも是非なし、何としてかは世さまなげきをまねかれしめむ、たゞ人は若き時より、まことしき聖の文の理りのおもかげばかりをも知しめて、此天つち陰陽五

行月日の理りなど、夢露のほどゝ心におもほへ侍りなば、さまであさましき惑ひをばまぬかれぬべきにや、めでたしとみる人の祈り呪ひがちなるは、暗きこゝろのほどおしはかられていと口惜、日本は神國、世は呪ひといへる諺には、世のとりまがへたるもありなんといたまし、呪ひの主意は氣を心よくし、血をめぐらすの術なり、氣血をめぐらし、快くする呪ひの第一は藥を用るなり、次には針をたて、灸をするも呪ひなり、次に按摩とて、外より一身をなでさすり、又は呼息にて溫め、或は息風を吹かけて涼しめ、又は唾を繁く痛みにぬり付るのたぐひ、みな是呪術の根本なり、神代の呪ひ止るの法といふは、今の世の祈念呪ひにはあらずとぞ

一　世にものいまひする事おほき中に、神代よりの故實あるもあり、又みだりに世の愚昧のいひ傳へしも多かり、草木の中にも民家に植る事を忌る類多し、此ごろ人のいひしは、酸漿といふものを家の園に嫌ふべし、必ず禍ならぬ事ありとぞ、いまだ古き文などの中にかんがへず、たま／＼みる家もあれど、きはめて禍災ありしをしらず、是を植ざる家に禍災多くあるをみる、いと心得がたき事也、但神書の中には、酸漿をかゞちと訓じて、素盞雄の亡し給ひし大蛇の目にたとへてかゞちの如しといへり、もし此草へびの好める事あるゆへに、家の園に植ることを忌るにても有なん、禍福の事にはあらざるべし

一　柘榴を人家に植る事を忌人あり、此木火を主どりて火災の忌あり、此故に人家に植ず、又新宅移

徒の祝きには立花にもさす事なく、其實を客にすゝめずとかや、是みな天滿神の師の坊にまみへ給ひ、師の坊の靈のおほせをいなとありしを怒りて、御前なる柘榴の實を嚙くだき、妻戸に吐かせ給ひしに、火焔と成てもえあがりしといふより、是を火災の木として忌事ならん、今天滿神を信じ奉る人、一生柘榴實を喰事なし、神明の靈妙ならば、柘榴而已火焔となし給ふべからず、栗柹何によらず、怒りて吐て火となし給ひぬべし、もしたゞ／＼酒きこしめすか、飯など聞召折ふし、その物を吐給ひて火焔と成し事ありなば、此神信仰の人又酒を用ひず、或は飯を食する事なからんか、幸にして柘榴をきこしめす折からなりしは、末代の人のためなるが如し、予つら／＼おもふに、柘榴は巳午の月に花咲、花の色きはめて赤く、火の色に同じ、巳午も火なり、其實も又甚赤し、よろづの木赤き華あれば、實は白きか黑き也、實赤きたぐひ多くは花白し、花實ともに赤きもの稀なり、ひとり柘榴是なり、まして彌生の此のわかみどり、もみぢの如くうつくし、いづれも其精氣火をうくる事あつき也、又よろづの木は石をにくむものなるに、柘榴は石をこのめり、石は金氣なる故に、火は金を得てその精氣强盛なることはりあれば也、此いはれより家屋近く植る事を忌る故實なるべし、菅神のゆへにはあらざるべし

一　山櫻には實ありといへども、八重ざくらのたぐひには實なし、富るが子かたきにひとし、富る人、の子なき家には、八重櫻のたぐひ植ることを忌べし、子なきは人の大凶なればさくらは寺院の外は植

まじき物也、花有て實なきは、文のみ多くて質なき人の如し、君子の恥べき處なるを、さもなくめであへる世ぞいぶかし

一 地をはしるたぐひは土水の氣に厚きゆへ、夜をもつぱらとしてゐねず、空を翔る翅は木火の氣をうくる事厚きゆへに、晝を專らにして夜ゐ寢、是つねの理なり、しかるをふくろふ郭公のたぐひは、夜を專らとして晝かくる、時鳥は晝も聲ありといへども、樹陰草むらのふかきに居て、夜高く遠く飛て啼ありく、何れも常の理にあらざるゆへに、凶なりとしてもろこしの人は聞事を愛せず、我國の人はたかき賤しき聞事をよろこべり、いか成ゆへぞ、鶯のつねなるをばさのみ愛せずして、變凶の郭公を好んずるは、啼聲淫にして人の心を蕩かすにや、淸少納言が鶯は夜なかずしてゐぎたなく、春より秋までも啼てうるさく、郭公は夜さとく夏にのみ啼て、久しく世にまつはれずして人にあかるゝ事なしとほめたり、郭公の幸ならめ、予おもふに、郭公は陰氣の鳥にて、柔弱惰慢の物にや、おのれ子をそだて得ず、鶯の巢の中に產をじへて、鶯に養はるとかや、いづれも常の理にあらざるものにて、おそろしきなり、蜀帝の魂魄といへるも、あやしき事あるによりてなるべし、尤哀愁の聲有

一 天地に凶事なし、凶は人にあり、地震洪水大風は天氣大過の運動、萬物の亢氣を制して平氣に歸るの時なり、雷は萬物の發動を催し促し、地震は土中陽氣の大過を洩し、洪水は萬物の燥氣を潤し、困濁の氣を洗ふ、大風は著熱大過の氣を制し、欝伏の氣を散ず、みな天の常事にして、天地開けて以

來なき事あたはず、人にありて是を凶事とすることは、おのれが用物をそこなひ害するが故なり、五行の生尅二ッ有といへ共、尅するによつて生ずる事全し、生も尅となり、又尅も生となれり、生を吉とし、尅を凶とするものは、人界目前の情意なり、天地萬物永世の吉凶にあらずかし

一　左傳に「禍福無レ門、唯人自召」といひ又「天作孽猶可レ違、自作孽不レ可レ逭」と云へる、古賢の誡め萬民日用の要文なり、頃日古歌におもひあはせて感心ありしを、こゝにしるし付侍る事しかり

天作孽猶可レ違

時雨のあめそめかねてけり山城の
常盤の森の槙のした葉は

自作孽不レ可レ逭

下紅葉かつちる山のゆふしぐれ
ぬれてや鹿のひとり鳴くらん

一　賈誼服鳥賦に「禍は福の所レ倚、福は禍の所レ伏、憂喜聚レ門、吉凶同レ域」といへり、又同く云るは、福と禍とは何ぞ糾へる纏に異ならん、命は不レ可レ測孰か其極をしらむと、此一章深意あるか

一　書經高宗肜日に「天監二下民一典二厥義一降レ年有レ永、有レ不レ永、非三天夭二民、民中絶レ命」といへり、此句人事一切の要語にして、一身養性に依て壽の長短正命非命ある事、悟明すべし

一　楚辭に、善は外より來らず、名は虚しくなすべからず、孰か施しなふして報ひあらん、孰か不レ實して獲事あらんといへる、萬事人世の惑を解に便ある語成べし

一　詩小弁に、「君子無二易由一レ言、耳屬二于垣一」といへり、和俗の諺に壁に耳ありとは此句よりなるべし、君子のみにあらず、小人ならばいよ〳〵かゝくものいひすべからざるべし、一言に身をほろぼせしたぐひ、古今甚多かるをや

一　家語に、老子の云く、「夫説者流二於辯一、聽者亂二於辭一、知二此二者一、則不レ可二以忘一」といへり、世の議論に説法儒佛の論等も、皆辯口談説の勝負にして、道徳の勝負にはあらず、心有べき事也、市商のたがひに利を爭ひ、勝負するが如し

一　同く云、孔子のたまはく、「無聲之樂無體之禮、無服之喪、此之謂二三無一」といへり、此語實に孔子の語にあらじと疑ふ人あり、されど禮儀を外に取人の戒となるべし、又禮を内に而已とりて、外を捨るの病ひとなすべからずや

一　曲禮に、禮は妄りに人を説ばしめず、辭の費へせず、志は不レ可レ滿、樂は不レ可レ極といへり、又君子は不レ盡二人之歡一となん、恥かしき句なり、又禮は不レ忘二其本一といへる、まことに恩を知人世にまれなり

一　樂記に云く、「玉不レ琢不レ成レ器、人不レ學不レ知レ道」と、又嘉肴ありといへども弗レ食ば、その旨さ

を不ㇾ知といへり、至道ありといへども、弗ㇾ學ばその善を不ㇾ知の譬へ、勤學の訓誨此句を祖とすべし

一　班固が云く、「安二其所一ㇾ習、毀ㇾ所ㇾ不ㇾ見、終以自蔽」と、是學者の通病なり、況や初學の人をや、初學の人はいまだ知識少くして、蔽はるゝ事却てすくなし、博覧多聞の學者、此敝、又おほしとかや

一　同書に、「獨學而無ㇾ友、則孤陋而寡ㇾ聞」といへる、初學の人あしく心へなば、中々害となるべきをや、爰に友なきといふは、益友善友なり、聞すくなしとは、今の博學博識の類にはあらず、六藝に委しく、五倫の道を窮むるを博聞とすべし、しからば善友に交り、徳業相助くる事なく、獨り己が見る所に安んじて足れりとする人は、善道を聞事寡きならし、孤陋といふも文華なきのみをいふにはあらず、意の固偏野卑なるをいふなるべし

一　史記に、樊噲曰、大行は不ㇾ顧細謹、大禮は不ㇾ辭小讓とあり、學者吾が行の懈る事ある時に、己が非とする事なく、かならず此語を證す、今の世の學者何等の大行大禮かある、樊噲が大行大禮といへるは、天下を持つの志なれば、高祖をたすけて漢を興起するは、大行大禮の至りなるべし、今の人の大行大禮はいかにぞやといとおかし

一　同項羽の云るは、「富貴にして不ㇾ歸二故郷一は、如三衣ㇾ繡夜行二、誰か知ㇾ之」といへる、後世人の口實とする句なり、その主意に二ッあらんか、賢の君子ならば、富貴にして故郷にかへり、親族の乏きを惠み、郷人の舊恩を謝し、孤獨を恤むべきための主意ならん、郷黨の人に耀し、無禮敖惰の輩を提伏

せしめんと欲して故郷に歸るは、小人の主意ならん、此句又朱買臣が語にもあり、項羽と買臣の意は知がたし

一 同秦本紀に、「前事之不忘、後事之師也」といへり、又漢書賈誼が傳に、「前車覆後車誡」とあり、同意の句なり、學者の歷史をみる、皆此句の主意夫子春秋の作、又是を教誨し給ふなり

一 董仲舒曰、「正其義不謀其利、明其道不計其功」此句を以て仲舒の眞儒なる事明かなり、甚學者に益あるの語なり、貴ぶべきにや、又清獻公の語に、「行好事莫問前程」といふも同意なり、好事は天理なるべし

一 易乾文言に、「同聲相應、同氣相求、水流濕、火就燥、雲從龍、風從虎、聖人作而萬物覩」とあり、此語をもつて見る時は、萬物の氣おの〳〵類を以て相感ず、惡人には惡氣應じ、善人には善氣應ず、一念之善は景星慶雲、一念之惡は烈風疾雨といへる、寔に禍福はみづから招くの理、疑ふべからず

一 同坤文言に、「積善之家、必有餘慶、積不善之家、必有餘殃」といへる、是善惡相感じ、禍福自ら招の證文、畏るべきの聖訓なり、但佛家の因果の義と其解異なる處あり、輕卒に看過すべからず

一 同云く、「君子敬以直內、義以方外、敬義立而德不孤」と此內外の字、初學誤る事なかれと宿儒の談を聞り、內外の文字に泥む事あらば、告子義外の說、又他にあるべからずとぞ

一 同謙の彖に、天道虧盈而益謙、地道變盈而流謙、鬼神害盈而福謙、是聖人の訓戒恐るべきの至りにや。昔大禹謨にも、滿招損、謙受益、時乃天道也と云云、豐の卦の書に、日中則昃、月盈則食、天地盈虛、與時消息、而況於人乎、況於鬼神乎といへり、天地の盈虛には鬼神も遁る事なし、況や人なるにおゐてをや、亢龍有悔、いはんや萬物におゐてをや

一 同解の六三に、負且乘、致寇至、貞吝、世間の萬事みなおの〳〵相應と不相應とありて、時と所と位とに叶ひ應ずるときは全く、又相應に背きぬれば、とり守りて久しからんと欲すといふ共、つゐに吝きに至りて身を失ふたぐひ世に甚多し、貧にして富るが眞似し、賤き人の貴きがまねするは、負て乘のたぐひにて、奴婢が車に乘れるにおなじ、賊徒見て財寶ありやとおもひ、是を殺し奪はんとす、終に寇の至ることをしらず、僅に謹む事ありといふとも、凶事をば遁るゝ事あたはずとなん

一 程子曰不幸をのたまふ語に、少年にして高科に登るは一ッの不幸なり、父兄の勢ひに席て美官となる二ッの不幸なり、高才ありて文章を能する三ッの不幸なりといへる、誠に有がたき誡めなり、今の世の學者朱子程子をば信仰しながら、此語をば用ひず、子弟を敎ゆるにみな此戒訓に背きて、いまだ小學のよはひなるに、詩文を習ふ事を專要とす、いかなる故ならん、初學の志を立るに、唯名を求めて人に勝むとおもふにあればなるべし

一 儒者にさま〳〵あり、腐儒、草儒、曲儒、浪儒、鞭賈粧儒、顓枉儒、近儒、霸儒、逸儒、猴儒、眞儒なりと、

馮貞白が質言に見えたり、又此外大儒、雅儒、俗儒、狂儒、賊儒といふもありとみえたり

一　醫者にもさま〴〵ありとみえて、莊隱居の軒岐救正論に出たり、儒醫、明醫、徳醫あり、隱醫、世醫、僧醫あり、名醫、時醫、流醫あり、女醫、奸醫、淫醫、殤醫あり、又藪醫といふは和俗の誤とかや、野巫醫なりとかや、咒ひ加持を交へて病を療するをいへりとぞ

一　司馬温公の六悔銘あり「富時不レ儉貧時悔、醉裏狂言醒後悔、官行二私曲一去時悔、健時不レ藥病時悔、幼而不レ習老後悔、聽時不レ學過后悔」常に座壁に記して、毎日拜み見るべきものなり

一　類經攝生の語に、「與レ天和者樂二天之時一與レ人和者樂二人之俗一」とあり、人生修養の助ある語也

一　淮南子に、「神越者其言華、徳蕩者其行僞、」又曰、「人無レ言而神、有レ言者則傷、念慮不レ得レ臥、止二念慮一則有レ爲」と、猶主意あるべし

一　素問に、「善言レ始者、必會二於終一、善言レ近者、必知二其遠一」道を說人の心あらん句なるにや

一　史記に、老子の曰、聰明深察にして近レ死者、好んて人を議する者也、博辨廣大にして危二其身一者は、人の惡を發く者なり、爲二人子一者毋三以有二己、人の臣としては以て己を有する事毋れと孔子の世家に出たり、此句老子の孔子を教訓有し語なりとみえたり、何ぞ此句を孔子門人に語給はず、六經に出ざる事はいかにぞや、いづこにあしき所あるか

一　張氏正蒙に、我を以て物を視る時は則我大也、道をもつて物我に體するときは則道大なり、故に君

子の大なるは道を大にす、我を大にする者は狂を免かれざるべしといへる、今時儒佛の學者はいづれに當れるにや

一　皇極經世書に、人の神明は則天地の神明なり、人のみづから欺くは天地を欺くなり、不愼哉といへり、又禮記の禮運に、「人者天地之心」也といへるも、同じ主意あるに似たり、但禮記の句意は仁を主とせるか

一　書の泰誓に、「天地は萬物之父母、惟人は萬物之靈」といへる、みな上の語句と一意

一　詩の蕩之篇に、「靡不有初、鮮克有終」といへる、誠にもの毎に世の有さまかくの如し

一　同瞻仰之篇に、「哲夫成城、哲婦傾城、婦有長舌、維厲之階」なりといへり、女人の發才なるを戒めたり、傾城の二字是より初れり、傾城とは都て女をいふべし、遊女のみをいふにあらず、今の遊女は古人の戒むるにもたらぬなるべし、又牧誓に、女人の多言を牝鷄の晨するにたとへ戒めたり

一　書の多方に、惟聖も罔念狂となる、惟狂も克念へば作聖といへり、學んで不思ときは罔し、思て不學ときは危しといへる又おなじ

一　同周官に、作德心逸して日休、作僞心勞くして日に拙しといへり、誠に愼むべきは德なりとかや

一　同秦誓に、「責人斯無難、惟受責俾如流、是惟難哉」又云く、「仡々勇夫射御不違、我尙不

レ欲」といへり、初の語は己が智に慢するをいましめ、後の句は勇に伐る人を戒めたり、受レ責如レ流とは、諫に順ひ過を改る事、流水の速に去て還らざるがごとくに、胸臆に過を停むる事なきを大丈夫といふべし、佐々として武篇だてなるは、實の丈夫ならずといふこゝろなるべし

一　素問に、善く天を言ふものは必人に應ず、善く古をいふ者は必今に驗むといへり、此句深意あるべし

一　人と天と同じからざる所あり、天地の化を論ずるときは、氣を主として理其中にあり、人を論ずる時は、理を主として氣其命を聽しむ、天地の間に盈るは皆一元氣也、氣の外又別に元亨利貞なし、是を二ッにするはあしし、人に在ては精神作用皆氣にして、其間に主宰して差ふことなからしむるものは理なり、此故に理氣人に在ては二ッなきことあたはず、是を一ッにするはあしし、天地は無心にして人は欲あるがゆへなりとかや、大儒の論なり

一　文選に、「瓜田不レ進レ履、李下不レ正レ冠」と、學者よろづに益あるべき語なり、又曰、「木秀ニ於林一風必摧、行高ニ於人一衆必誹」是學者の心得べき句なり

一　四不鬪の語は、誰人やらん忘れたり、「不ニ與レ命鬪一、不ニ與レ法鬪一、不ニ與レ勢鬪一、不ニ與レ理鬪一」といへり

一　四不久の語あり、春寒、秋暑、老健、君寵、皆是久しからずして變ず、又人の訓へなり

一處ㇾ窮四味あり、一無事以當ㇾ貴、早寢以當ㇾ富、安歩以當ㇾ車、晩食以當ㇾ肉」といへり、貧に處するの教にして、富人も敬すべき句なり

一居鄕四約あり、一德業相勸、過失相規、禮俗相交、患難相恤」此外孫昉が四休あり、仍四休居士と號す、一麁茶淡飯飽即休、補破遮寒暖即休、三平二滿過即休、不ㇾ貪不ㇾ妬老即休」是又日用こゝろをやしなふの訓戒なり、三平二滿は妻の媸きをいふ、三平は額と兩の頰の平らかにして、面の見にくきをいひ、二滿は腹と胸とさし出て大なる也、いづれも惡女をいへり、妻は衣食の營みの爲にもなくてかなはぬものなれば、飢寒をふせぐ助けとだにならば、惡女にても同じとなり、媸き女は我も執着の貪りなく、又他人の犯すべき妬みなくて、心裏常に靜にしてよろづに貪妬なくて、老期安樂なるの心、殊勝の境界なり

一道德の人といへるを見るに、おのが身體の穢はしきをおうちあらはして、全恥る心なきを殊勝の儀なりとす、凡俗の人はいまだ情欲を離るゝ事なきゆへ、恥るところを脫かれずと稱す、夫唐土の事はしらず、日本の風俗禮法には、貴人より士民に至るまで、おのが身體の陰所をあらはして、人の目に觸しむる事なきを人たるの禮法とす、是れ人間をのづからの誠情なり、いはんや聖人も佛も、凡夫衆生も、貴人乞丐も、身體の穢物はみないとひきたなし、是をおほひかくすは、人の眼に觸しめて其氣をけがさじとするの自然の人情なり、此人情にまかせておほひかくす人を有のまゝにすといふべし、

しかるを見識をたて人情を欺き、みぐるしくきたなきをあらはし、人の目をけがせる事、私曲の至り義にあらず、禮にあらず、孝子は父母の唾涕をもあらはさず、自然の誠情なり、いはんや身の陰所をや、夫人の眼は神明の榮精にて、支體の尊上なり、下品の邪穢に近づき觸しむべからず、求めて人の陰穢を窺ひ見る時は、おのが身體の神氣をけがすの罪なり、又おのれが陰穢をわざと人に見せしむるは人を穢すの罪、非禮の甚しき者也、此故に社參の式に、路次にゐて穢物に逢て一目見たるは、是非なければ憚なしといへ共、見かへりなどして二たびみる時は、穢を受て神前に憚りありとかや、尤神道の戒律故ある儀なり、佛法にても此戒あるにや、法華經安樂行品の中に、僧徒の女人に對して法を說事あるに、おのれが胸などをあらはし、肌などを女人にみせしむる事なかれといへり、何にいはんや身の陰所の穢物をや、是にて穢所をおほひかくさゞる事は、儒佛神の禮に背ける事を知べし

町人袋底拂卷上　終

町人囊底拂卷下

一　日本は少陰の國にて、造化生々の氣壯むなるにや、卅四世推古帝の御時、人民の數四百九十六萬九千餘人とかや、四十五世聖武帝の御時に至て八百六十三萬一千餘人となれり、兩帝相去事百三十年、人民の增益凡三百六十六萬餘人、是を唐土の人數に較べ見るに、前漢の人數五千九百五十九萬四千九百七十人とかや、夫より後漢三國晉南北朝を歷て隋の代に至りて、人數四千六百一萬九千九百五十六人と見えたり、次に唐宋元明を歷て今清朝に至りて、口數凡六千二百萬とかや、漢より隋は却て人數減少す、其間凶世多かりし故にや、隋より清に至りて一千百年にて、人數の增加凡一千五百九十八萬人なり、今日本の口數凡二千何百萬とかや、隋は推古帝の時に相當れり、此時日本の人民五百萬に不足して、今二千餘萬人なる時は、唐土の增益より甚多し、地は凡唐土十分之一に不足して、人數は三分之一より多きなり、今清朝の人數凡六千二百萬人とかや、日本當代の人數二千四百萬人にや

一　靜を主として人極を立といふに心得あるべきにや、靜に二ッあり、動靜の靜と、止靜の靜となり、動靜の靜は僅も動を離れず、天の運行地の生々、常に健々として須臾も止時なし、動は天の進むなり、靜は天の退くなり、進むも是動、退くも又是動也、動く事なければ退く事あたはず、陽も是動、陰も是

動也、動に進退遲速の時ある、是れを動靜とす、止靜は動靜を離れて論ずべし、天地萬物滅し已る事なき內、止靜は置べきところなし、陰陽動靜、死生晝夜は皆大氣の往來にして、そのしからしむるものは理也、此理常に大氣を離るゝ事なし、或はもし氣を離れて別に理といふものあらば、則眞の理にあらず、いかんと名付べきことをしらず

一 國の貴賤は繁華をもつて定むべからず、飢寒の民なく、乞丐なきを上國とすべし、繁華の國は財寶多くして食不足、質素の國は寶貨すくなふして食餘りあり、食は民の本にして、民は國の本なり、本固きときは國安しとかや

一 淮南子に、寒國は壽多く、熱國は夭多しといへり、是大體の說にして、今委しく考ふるに、一偏にいひがたし、南天竺莫臥爾國は煖國にて長命なる國なり、百歲を超たる者珍しとせず、其人質素の風俗ありて靜に噪しからず、鷄は食すといへ共豬肉をば食する事を禁ず、按ずるに、壽夭は國の寒熱による事なし、人の質素養性によれり、文華の風俗にて大酒肉食の大過に依て夭死するが故也、然れ共寒國の人は酒肉に傷らるゝ事すくなし、暖國の人夭死多き事は、酒肉の濕熱大過に依てなり、美酒牛羊豬鹿皆大濕熱の食、地氣の暖熱に合せて元氣を消するが故なるべし、紅毛人其本國は北方寒國なりといへ共、咬𠺕吧國の大熱國に居住し、本國の酒肉を大寒地の如くに食するがゆへに、紅毛人壽命五十歲に及べる者なし、多くは三四十才にて夭死す、本國は長命の國なりとかや、此外琉球臺灣等の

暖國の人短命多き事は、皆酒肉の食に依てなり、莫臥爾國の長命なるものをもつて察すべし

一　日本神社に肉食を禁制する事上代にはなかりしにや、古書に、天子元正の御歯かためには猪肉あり、中古以來は天子の供御に猪鹿等の肉類ある事を聞ず、神社には伊勢熊野等大に四足の食を忌事なり、若誤て食する時は忽に身體に病患生ずと云、然るに信濃國諏訪の神社にては四足を忌事なし、神供にもそなへ、神人等も食して何の祟患もなしと見えたり、按ずるに、上古の神明水土の寒熱を察し給ひ、萬民の壽夭病患を恤み、おの／＼其水土の氣に隨ひ給ひて、食の禁好を定め教へ、夭死疾病なからしめんとの神慮なるべし、此故に日本水土の差別南海の諸國日輪運行の線道に近く、太陽寒水の海潮の氣を受る事強くして、溫暖濕熱の氣に屬す、猪鹿の肉食濕熱にして、地氣に合して甚大過と成、疾病夭死疑ふべからず、信州諏訪郡は日本第一の寒地也、湖水凝凍して人馬氷上を往來す、地氣尤寒燥なり、此故に神明人民に教へ免して、肉食の溫補をもつて身體を養はしむ、寒國といへ共海潮に近く、濕熱の氣多き水土にては、肉食を忌べき理なり、本朝神明の末代を鑑み給ふの慮智尤深き事なるべし

一　唐土の儒道と、日本の神道と似て異なる處有、是を辨ぜざる學者は神民にあらず、此差別いかにといふに、仁智に厚きと、義勇に厚きと也、厚きと云は己れ專らするにあらず、をのづから此國の氣風なり、宋朝の宰相韓魏公は文德兼備の大賢なり、或時相州の鎭として行れしに、折節釋尊の時にや當りけん、齋館に一宿して孔子祭などせられたるに、其夜盜人忍び入て韓公の寢所の帷幕をかゝげ、

刀を抜持て公にいへるは、我世渡るべき便なし、濟ひを得んために來れりといふ、公安き事なり、今見えたる器財百金の直なり、皆汝にあたふべしと、盜の云、是のみ得んとにはあらず、願くば公の首を得て西人に獻ずべしといふ、韓公則頭を引て少も變ずる色なく、常の如くなりしに、盜人感伏して、公は天下の德量第一の君子なりといひて、刀を捨て拜敬し、此事人に泄し給ふな、公の德量を試みむため成といひて器財ばかりを取て出去たり、公則齋舘の器財をば別に償ひ調へて、後二たび此事人に語る事なかりし、そのゝち程歴て、彼盜人他の罪科にて捕へられ誅せらるゝに臨て、みづから先の事を語りて韓公の德量斯の如くなるを世にしらせざるを惜んで、今みづから泄せる事斯の如しといひしとかや、誠に韓公の德量無双の君子と見えたり、然れ共韓公を日本の人にして、日本におゐて斯の如くの事あらば、柔弱なるふるまひ、婦人、女子、法師、沙門の身にしては沈靜神妙なる事也、武士などにしては大身小身によらず、勇なきの毀を得て一分廢れなん事必然たり、町人百姓なりとても溫和結構は事によるべしと、諸人の笑ひを受ん事一定なり、たとへ盜人大勢成共其儘にて居がたし、頭をのべん事はすまじき事也、盜人偶に公の德を感じたればこそあれ、若さもなきものならばいかにぞや、又その從臣等いづくに在て主君の危きをしらざりしいといぶかし、日本ならば罪科の大なるもの成るべし、又盜人の泄したまふなと制せしを守りて、終に人に語らず年月を經ぬるは、此の盜人又仇をやなさんと恐れ憚りてならんか、日本の神道には同じからず、唯死に臨んで僅も變せず、沈靜にして顏色常の

如くなるを大德の君子とせば、近代天下武勇の達人太田道灌入道持資、讒者の故に主人扇谷の命にて討手をつかはせしに、道灌いつもの氣色にて扇を取なをし「かゝる時さこそ命の惜からめ、かねてなき身と思ひしらずば」と詠じて、首をのべて討せられしとかや、さすがに道灌和歌の達者といひながら、此時に至りてはたぐひなきふるまひ、今の世に人の教と成歌也、道灌は其代の韓魏公なりといへ共、中々盜人に首をのべてはあたふべからず、是唐土日本君子の仁勇に不同ある子細なり、是等のみにあらず、すべて唐土より傳へたるわざも、此國にてはおのづから此國の氣風に變化するがゆへに、つたへのまゝにては此水土のことはりにそむける理なれば、たとひもろこしより傳へし聖語なり共、此國にてはその學びの心すべき事なり、いはんや禮度、器財、文筆の風俗をや、此國にては此國のすがたを貴とぶべし、此氣風の姿こそ他の國より習ふ事なき質素正直の神風なれと思はざらめや

一　五雜俎に、倭國儒佛の書を信ず、中國の書皆重き價にて求むといへ共、只孟子なし、若中國の人孟子を携へ往事あれば必其舟覆溺す、是又一奇事なりとあり、此事未審き事にて更に信じがたく、又孟子を禁ぜし事も不ㇾ聞、一日皇明通紀を見しに、明の太祖孟子の臣を見る事草芥の如くなる時は、臣も又君をみる事寇讎の如くすといへるを見給ひて、ふかく孟子を怒り惡み。廟祭を除かんとの給ひし事あり、太祖の惡める意はしらずといへ共、寇讎の如くすといへる事語勢甚しき處あれば、末代の人民孟子の語を氣味よくおもひ、桀紂の君にあらずといふ共、僅に君の過ある時は孟子の語を口實とし

て恨み惡まむもの也、此故に太祖の惡み給ひしにや、唐土におゐても如ㇾ斯の子細あり、いはんや日本の人情にては、たとひ下に大德の君子ありて、上に桀紂にひとしき君おはしますといへ共、是を弑逆して天下を奪へるの例なし、此國人情の免さゞる處にして、偶皇位を奪はむとせし人ありといへ共、久しからずして天罰に亡びたり、此故に神裔の外帝位に昇る事不ㇾ叶、是本朝水土の風儀也、然るに孟子のの玉へるは寇讎のごとくすといひ、或一夫の紂を誅する事を聞、未君を弑する事を不ㇾ聞といへるたぐひ、日本に於ては天子に對し奉りて憚忌むべき句也、此故に古は日本にて孟子の書を擧べる事を禁制ありし事もあらんか、五雜俎の說實にて虛にはあらざるべし、其後武家の代と成て、終に天子を遠島に遷し奉る事など有てより、口實の爲に孟子を禁止する事なかりしにやといぶかし

一　唐土の風俗禮儀に厚く、人道正しき國なるが故に、末代文華に至るに隨て、禮儀奢て僭禮甚多き事を覺へず、禮儀僭奢多き時は、何となく人事繁多に成行、世の中忙しき風俗と成て繁華極り、卒には亂と成事有とかや、明の太祖胡元の穢を淸め、萬代の功を立給ひしかば、世その大功にや矜りけん、太祖大明律を定め、萬世の龜鑑ならしめむとし給ひ、古聖の仁義に復しなんと欲せしか共、禮儀繁華に、人事質素ならざりしにや僭禮多かりし、太祖の謚は欽明啓運俊德成功統天大孝高皇帝といひ、太宗の謚は體天弘道高明廣運聖武神功純仁至孝文皇帝と號せり、其以下の數代も皆此謚の類也、此謚を見るに、堯舜禹湯文武の謚にしても此上は付べき文字なかるべし、秦の始皇帝六國を併せて一統有し功

德、三皇五帝を兼たりとて、始て皇帝の號を立たり、是始皇の惡行の一ッなる由、末代迄惡み謗れる事也、後代の天子始皇の政道をば惡み作ら、皇帝の號はよき事にして不改、還て皇帝の上に文字を添て尊稱す、未だ皇帝の號を不足とすれば也、漢晉唐宋皆然り、明國も如斯なる事尤いぶかし

一 書を見る事多きものは、無明いよ／＼おほしとかや、儒書十三經註解數百卷、諸子百家の諸註數千卷、歷史の類數千卷、各其末書細註を合せては數萬卷、其他の雜書は不知際限、是皆身をおさめ、家をとゝのへ、國を治め、天下を平かならしむるの用也、其經書の義理、漢唐の學者誤りて正しからざる處多かりしを、宋朝に至りて大儒多く出給ひて、平德註解は差ひ、古儒の誤れるもの悉く改正ありて、治國平天下の學術此時に大成す、然れ共學力の及ぶ事不能處ありしにや終に中國蒙古の有となりぬ、明の太祖甚儒道を尊信ありて、宋儒の闕たるを補ひ、十六世二百七十餘年の治平ありて、其間に編作の儒書不可勝計、唐土の學術此時に全備す、しかるに國天下は又北狄の有となれる事甚いぶかしき事也、しからば書籍文筆國土に充滿して、世界第一の上國たるの學術其德用はいづくぞや、是書を見る事多き國は、迷亂いよ／＼多くしといはざらめや、日本の上代見るべき書少くして、神道王法明らかに、國饒かに民直なりし、末代に及んで書籍國土に充滿し、人民文筆多くして反つて神道王法おとろへ、國驕り人僞謀多し、尤いぶかし

一 佛法は天竺の水土相應の教也、然其其法其經盡く唐土に傳弘りて、本土には佛法衰微し、經論紛

失せりとかや、吾國の法他の國に傳て、吾國には取失たるいといぶかし、南天竺の内近代他邦の爲に奪ひ併せられし國多きよし聞傳ふ、然ば佛法の德用は天竺の爲には非ずやといぶかし、藏經二千五十八部九千七百餘卷、只是即心成佛の教とかや、然るに自の國をもつて他の爲に奪はるゝは、是をや即心成佛なるといといぶかし、日本は武勇を本とし、文筆を末として、百世不易の要害の國、世界第一なり、人情氣風文筆器財に至るまで萬國に類ひなく、別に一風の姿ありて、藝能細工のたぐひも、みな其好む處淸潔に淡薄をよしとす、おもくしつこきにもろこし姿なりといやしむ、是此水土の神風なり、しかるに末代儒佛の書多くなり、唐土天竺の學を翫ぶ人多くなりて、いつとなく異國の氣にうつりて、異國の風體を好み、此國の風儀をいやしみ是を俗とし、異國の姿を眞として、萬民華麗を悦び質素を惡み、常の風を賞せずして珍く奇成を貴べる世となれり、今のごとくにして百歲をも過しなば、後はみな異國の風體に變化して、やまとだましゐをば失ひてんやとおそれいぶかる人も多かり

一　世界萬國の開基先後を爭ふ事有て、唐土の人は唐土を最初の國とす、韃靼天竺其外四方の萬國各〻其の國を以て世界の最初とし中國とす、此爭ひ竟に窮りなし、夫天地は一圓渾然の體にして、動靜始終一時に非ざれば有べからず、豈彼の方は早く開闢し、此方は晏く開闢するの理あらんや、其中萬國人物の開基に於ては、各々世運の早晏は又自らなくんば有べからず、然共其開基早きをもつて貴國とし、晏きを以て賤國とするは愚ならんか、いかにと云に、天地開闢の始は陰陽五行のみ有て、有情は後に

生ずべし、水火草木生成なきうち、有情は氣化有べからず、有情も蟲魚の類有て、後鳥獸氣化すべし、鳥獸生じて後人倫氣化すべし、草木も雜庸の類先に生じて、靈秀なる物は後に生ずべし、鳥獸も小鳥小獸生じて、後に大鳥大獸生じ、人も凡庸先に生じて、後聖人出生有べし、譬へば草木花實も花は先その形色を生じて、實の香味は後に生熟す、形と色とは外を主どりて賤しく、香味は內を主どりて貴き也、此故に一花の開く事外よりして、花心の香氣は後に發す、或は菓實は先外色堅くなりて核仁は後に定れり、是れ貴き物は遲くして賤きものは早く生ずるにあらずや、然らば世界萬國の開基、其水土の陽氣に偏なる所は、早く開基し氣化し、陰氣に偏なる所はおくれて氣化し、其陰陽中正の氣なる所は、遲速の中間に開基氣化あるべし、都て物の氣に始中終あり、始と終りとは形氣の中正にはあらず、中氣を正氣とす、天地萬物は中正の氣を尊とすべし、國土の開基早きを尊とすべからず

一　日本國をもつて佛者は粟散國と云、儒者は中國より開基せし屬國なりとおもへり、今此世界大地の外ならばしらず、此大地世界といふは實に測量の考驗ありて、其周大日本の萬五千里にして甚曠蕩の說にあらず、其內島洲多しといへ共、日本の如なるもの八あり、そのうち日本を第一とす、しからば豈粟散國といふべけんや、則日本をもつて大地の三百六十度に配當するに、東西十二度を得たり、天の三十六禽に配屬せしむる時は、十二度は一禽の分野なり、其宿は亢星に屬すべし、筑紫は角星の終度を兼たり、しからば一禽二星の氣に屬す、天の星禽は萬物氣化の始なれば、日本の境度にして豈

氣化の神人なかるべけんや、日本の禽は蛟龍にあたれり

一　文字は言語の符契にて、人用を達するの至寶なり、此故に世界萬國おの〳〵文字あり、偶文字なき國も有といへ共、其國相應の符契あらざるはなし、其文字を尋るに、みな五音悉曇の如き習學ありといへ共、文字の數五十字或四十八字よりも多からず、紅毛人の文字は二十四文字ありて、二字づゝとり合せて一字とし、都合四十八字と成者也、其一字の筆畫四五畫より多きはなし、しかるに唐土の文字は其數甚多く、筆畫多くして甚むつかしき事世界第一なり、しかるに外國の文字も人用萬事を通達して不足なし、唐土の文字繁多なるも人用通達におゐて別にかはりなし、いかなる故ぞと按ずるに、外國の詞はみな訓語にして、唐土の詞は韵語なるの替り有てなり、訓語は其意義詞のうへにありて、文字には意なし、文字は假に用たるものにて、其文字を見ずといへ共、詞を聞ぬれば則その語意心に通達す、文字を待事なし、日本の和語の類別是なり、唐土の韻語は文字に依ざれば語意解しがたし、此故に詩文も其句韻のみを聞ては、其意義解しがたし、文字を見て始て其義意を知る者なり、此故に文字を離れて語句なく、文字を捨て韵語なし、譬ば東の字韻とんといふ也、とんの韵中には東の字の意義聞へず、仍字註に依て日出る方なりと知れり、韵語は平、上、去、入四聲開合、紛々として聞て迷ふ事多し、訓語はしからず、和語にてひがしといふは、日あかしの意にて、文字を見ずといへ共、ひがしといへば、則日出る方なるをしれり、東の字の註訓は即ひがしと云こと葉のうへにありて、聞

人の心に通達す、是訓詁の一益なり、唐土の外に韻語の國只一國あり、日本の東の大界に孛露國といふあり、此國の詞唐土の如く韻語なるよし古老の談なりし、此外の萬國は日本の和語を先としてみな訓語也、訓語は文字によらず、韻語は文字多からざれば其用達しがたし、文字多きが故に、文字の筆畫多からざれば篇類分ちがたし、いはんや末代文華盛なるに及んで、風流巧妙の字樣さまざま起りて、一字十體百體の姿を造り、奇異の字形を翫ぶ事と成て、一生是を務めて好惡を爭ひ傲る事となれり、義之が花の字色香なく　子昂が水の字灌濯に用なく、火の字暖かならず、其尊用はいづくぞや

一　歐陽修の語に、物極めて美なるものはかへつて氣の偏を得るによつて也、又紅顏人に勝れたるものは多くは薄命なりと、誠に奇珍を好愛するは天地の偏氣を悅べるなり、依レ是按ずるに、人に勝れて富る人も、天地の偏氣を受る事厚きならん、夫貧は人間の常成とかや、生れしまゝの姿を見るに、食はおのづから母にそなはれりといへ共、衣服は營み造るにあらざればそなはらず、財を求むるの始めなり、天地の萬物を生する、粗なるものは常にして多く、精なるものは寡なし、貧は人の常なるが故に多く、富は人の偏なる故に寡し、此故に富は貧中より出て、終に又貧に歸す、富には榮落有て、貧には榮落なく、此理を知ながら、我も人も富貴を樂ひしたふ意いと口惜し

一　文質彬々たるを君子とす、彬々たるといふは、十あるもの五ッ質にして五ッ文ありといふにあらず、抑文は陽にして質は陰なり、陽は常に進みて有餘し易く、進む事極まる時は變ず、陰は常に退て

不足しやすく、退く事極まる時は變ず、此故に人事は進むをおさへて有餘に至らしめず、退くを助けて不足に至らしめざるを人の道とす、凡萬物各文と質とを不レ具といふ事なし、質は先にして、文は後也。一樹の枝葉繁く花すくなき物は其壽久しく花多く葉少きものは其壽久しからず、松柏梓樟の如き花の見るべきなふして其壽長く、櫻梅桃李の花艶美にして其壽久しからず、花は文にして葉は質なり、都て草木の花多きものも、葉の數には勝るものなし、葉は月を經て落といへ共、花は日數不レ多して散ぬ、しからば文は三ッ四ッにして、質六七なるこそ彬々とはいふべけれ、況や又天の陽數は五にして、地の陰數は六なり、天地は質に屬し、七曜と萬物とは文は屬すべし、文質の多寡是を思惟すべき事なり

一 唐土も日本も末代の風俗甚文華になりて、古禮故實を失ふ事多し、寺社廟堂に額かゝる事、唐土より傳へ習て久しき事也、然れ共古代の額はたとへ能書といへ共、無官無位の凡俗に書しめずと見えたり、又額の表に姓名を不レ書、今京都の古寺古社に上代名筆の額あるも、多くは筆者の名なし、たまたま額の裏には筆者の姓名あるも有とぞ、いかなる故にやと尋るに、或人のいへるは、是古の故實なり、其故は額はひたいといふ字にて、本尊神像の面額に表せしものにて、其下を尊貴の人も頭上に拜戴し崇敬の心を發せしむ、此故に公家尊長の人、或は大德の貴僧といへ共、額表に姓名を著はす事なし、敬の至也、唐土の古も如レ斯なりし、根本異國より傳へたる事なれ共、唐土の帝統は世移り姓改りて、

朝庭の故實風俗を失ひ、日本の皇統は開闢より變改なく、天子一姓にてまします故、禁裏上代の故實今なを朝庭に在て不レ失、此故に異國より傳へ慣へる事唐土には絶たる事、日本には失はざるたぐひ多し、況や本朝の禮神社を崇敬する事尤厚し、然るに近代唐土の風俗なりとて能書にてさへあれば、無官無位無德の凡俗にても、嫌なく神社廟堂の額を書せしめ、額表に姓名を憚なく書記して恐るゝ事なし、末代のならはし和漢の風俗共にいぶかしき事也、文字は道を納るの器なり、是を愛敬する人是を謹む事なくんば、文豈誠の文ならんや

一　和漢の語の差別をいふに、日本の語は體用とつらなり、唐土の語は用體とつらなれり、譬ば君につかふる、子をいつくしむといふは、君と子とは體にて、つかふるといつくしむとは用也、體を先にいひて、用を後にいふは順也、然るに唐土の詞は、事ふる君といひ、愛しむ子といひて、用を先にいひ、體を後にいふなり、是逆なる故に、其文字を日本にて讀ときは、下より返りて事レ君、愛レ子とよむ事也、是自然の理ありてかくのごとくなるべし、其理いかにと按ずるに、日本國は東方にあり、唐土は西也、天體は左旋す、七曜は右旋す、天は體にして七曜は用なり、左旋は體を本として東より西に轉じ、右旋は用を本として西より東に轉ず、地の萬物生々、皆是右旋左旋の運行に隨て造化生成せざるはなし、況や五聲、十二律、人語、鳥啼、獸吼、おの／＼水土自然の納音にしたがひ應ぜざる事なし、いはんや人倫の言語謠歌においてをや、殊には日本の訓語は衆國の詞語よりは精しく、能人の

心氣に感通し易き也、譬ばつかふるといひ、いつくしむといふはおのれが事なれ共、つかへよ、いつくしめといへば人に下知となり、つかへん、いつくしまんといへば後日を待心となれり、又つかへし、いつくしみしといへば前廉の事となる、かくの如く同字同語にて、字を變じ加ふる事なふして、手には一音に各別の語意となる類ひ、唐の韻語よりは尤精しく通じやすき事、和漢の學者能く考察すべき事にや

一 今儒の說に、影像を建て祭祀するは道理にあらず、いかにといふに、影像は其人に一毛も誤る事有時は則其人にあらず、此故に祭祀には影像を用べからず、唯神主を用べしと程子も論じ置給ひし也、此故に明朝より以前には釋奠の聖像皆影像を祭りて、漢晉唐宋に至るまで、釋奠の聖像、或は金像土像、或は木像畫像を用ひたり、然るに明の太祖帝程子の說に從ひ給ひ、禁中の聖廟釋奠の影像をも木主に改め給ひし、いはんや宗廟の祭祀には猶もつての事也とかや、然らば漢晉唐宋の釋奠祭祀に影像を用たるは、皆非義にして鬼神感格なく、たゞ明朝の釋奠祭祀而已鬼神感應ありしにや、神明の受給ふ處知べからず、蓋影像は其人の形體に一毛を誤りて、其人の貌に差ふ事ある時は、則其人に非ざるが故に、感格なき道理ならば、古の祭祀にはかならず尸を立たり、尸は其鬼神の代に人を立て、鬼神を是に憑しめて是を祭る也、尸を倭語にかたしろと訓ずるは、形代の義にして其人に髣髴たらしめて、孝子の誠情を盡さむため也、全く其人に一毛を差へる事なき人を用ひんか、都て天地の間に生ずる類

人而已に非ず、萬物悉く全く同じき物ある事なし、我身已前我身なく、我身已後又我身あらんや、耳目鼻口毛髪四支百骸全く我體と同き者は、天地始終一元の間たゞ我身一人にして同人なし、人のみ如レ斯なるにあらず、禽獸、蟲魚、草木、金石に至るまで大小、形色、厚薄、輕重盡く相同じき物なし、是形體あるものゝ常にして自然の妙也、豈一毛をたがふ事なき人あらんや、いはんや影像をや、鬼神の憑給はん事神主影像の差別なかるべし、況や尸を立んにおゐてをや、明儒の說尤いぶかし

一　日本の神道は儒佛の法にもあらず、此國自然の風俗にして唐土上古の儒道に相叶へるにや、諸社の禮式又は神體の儀を聞に、神體にさま〲あり、或は石を神體とし、或は樹木、或は鏡、又は御幣を神體とし、或弓矢劍刀、或は木像畫像を神體とす、おの〱其社の故實舊例にしたがひて同じからず、或は三輪の社は山を神體として寶殿なしとかや、神明は無體にして物に應じて不レ在といふ事なし、社に神代よりの社あり、後代の靈社あり、靈社には影像をも神體とする社あり、神明と靈魂を祀るの差別あり、辨ふべき事也、しからば日本の人は父祖の靈魂を祀るに、影像を用ひん事例式なきにあらず、しかれども四民庶人の寢に祀れる灌は影像を置事叶はず、いはんや程子の說に、白屋の家には神主を用べからず、牌子を用べしといへれば、儒道を信ずる人といふとも、白屋の庶民ならば、神主を用る事は僭禮なるべし、牌子とは今世俗入子位牌の類なるべし、但今時の位牌といふは金銀彩色にして美麗なれば、庶民凡下の用べきものにあらず、百年前の位牌古寺に於て見る事あり、皆白木又は黒

漆にて古代の風あり、牌子も此類成べし、志あらん人は木主を省略して素木の位牌を用て祭るべき事にや

右町人嚢同底拂の二書は、長崎の隱翁求林齋西川老先生編集し給ふ所也、先生去年の冬東に下り給ふ時、暫く駕を都にとゞめらる、我書をひさぐを以て彼逆旅に造り、書籍物がたりの次手かたへの人此書の事に及、我聞て懇に求といへども先生ゆるし給はず、因て同郷の學友某にしたがひ乞事再三に及て、遂に此書を崎陽より得たり、其町人嚢と題するは先生の謙の辭成べし、思ふに早く櫻木にちりばめ永く世に廣めば、士農工商の寶袋とも成なんといふ事、しかり

享保己亥年林鐘穀日　　洛陽書林　柳枝軒書

町人囊底拂卷下終

百姓嚢

西川求林齋著

百姓嚢序

貴きは心を勞し、賤きは形を勞す、いづれか勞する事なからん、貴は賤を安くするを勤めとし、賤は貴を養ふ道を業とす、こゝをもつて上下たがひに身を持ち命を全くして、此世を樂み心を慰めり、いづれを貴く白しとし、いづれを賤く黑しといはん、されば手は上に位して貴しといへども、反て不淨の役に與る事多く、足は下に在て賤といへども、却て不淨の役を受ること少し、此故に淸き物は穢るるが中より出、黑きは白きが中より出、いはんや天に厠屎の二星あり、地に椿蓮の二華生ずるをや、よしや、世の民よ、品位こそ天の詔命ならめ、心はなどか尊きにも至らばいたらざらん穴賢、百姓天津中心の物種子一粒萬倍の神寶、いづこにかあがめおける、鶴よ龜よ、遠祖の譲なる祝ひ嚢にをさめおきて、そこなひやぶることなかれと申す

于時享保かのとの丑初冬の頃、京師書林柳枝軒の求めに應じて、假初に崎江の求林齋に筆を滌ぎ侍りぬ

百姓囊卷一

西川求林齋著

一　百姓といふは、士農工商の四民、總ての名なり、いつの頃よりにや、商工を都て町人といひ、農人を百姓といふ事になりぬ、むかし亂世の折ふし、京都の四民皆諸方に落行、緣にしたがひ村里に在て產業を營み、種々の氏姓集りたるゆへ、田舍山家の民を百姓といひしより、ならはしの名とは成しなり、是より田家の農人を百姓といひ、工商の市店に集り居るを町人といへり、唐土、天竺、本朝はいふに及ばず、其外世界萬國、いづれも此四民に產業あらずといふ所なし、取分唐土本朝、この四民を貴ぶ事、聖人の書籍、又は神道の書紀に見えたり、此故に百姓の二字を、おほんたからとよめるも貴べるにあらずや

一　四民は、天尊の御民にて、國王も得て私すべからず、人倫ありておの〳〵所作を營に、先農業なり、人は食なければ命なし、次に衣なくては人倫にあらず、このゆへに第一に、農人出て穀をつくりて食とし、麻を植て衣となし、衣食ありて後、家宅造りて住所とす、是を人間の三養といふ、三養備はり、飢寒なくして後、老者のために、肉味調菜を營み、壽を助け、又桑を植て蠶をかひ、綿糸を造りて、老人の服とし、飢寒の不足を助けて、人民の壽命を全くせしむ、其農祖を唐土にては、神農氏

と祭り奉り、我朝にては、倉稲靈命と祀り奉る、是則百姓農人の始祖神にてまします、農人はいよ〳〵に及ばず、四民いづれか此神恩を尊ざらんや、しかるに末代の人、百姓農人といへば、大小貧富の差別なく、これを下品として賤しめ、町人の富ふものを、富貴の人と敬ひ重んず、是をいかにといふに、末代世の中金銀つかひと成て此來、天下の金銀寶貨、みな商人主どりて、米穀諸色價の高下、みな商人の定る事となり、世界の金銀こと〳〵く町人の手に落集り、世上の華美、多くは町人の風俗より始り、花車風流のあそび多ければ、いつとなく百姓は風俗いやしく見えて、人に侮られ、賤しめらるゝ世となれり、この賤しめらるゝ風俗こそ、百姓長久の本なるを幸とおもひ、いよ〳〵我慢奢侈のふるまひなく、四民の下座に謙りて、公の掟を恐れ謹み、子孫の驕をいましめ、農業怠りなく正直をまもり、家内の人を恤み惠み、鄉黨の交り信實を本とし、誠の道にかなひなば、祈らずといふとも、農祖神の御守り、豈むなしからんや

一　農に大小の品かはりあり、いづれもおの〳〵身の分際を辨へ知て、少も驕慢の振舞なく、謙下質素を本として、懈る事なきときは、衣食豐饒にして、身は下位に在ても、その意は上位に等しく、誠實正直を守りなば、小農も大農に至りなん事、うたがひなかるべし、若おのが分際を察せず、僅も驕逸の心あらば、身を滅し妻子を困窮せしめ、死して天地の神譴にあづからん、これを恐れざらんや

一　唐土は四民の差別、本朝のごとく定りたる家業高下の次第なく、士にして農商を營むあり、農に

して工商なる者あり、又都て四民ともに學文して其才智の厚薄次第を、禁中にて試みられ、學才器量の大小高下にしたがひ、官位に進み擧らる、これを及第といふ、此故に庶民下輩といへども、學文をはげみて、高官に至り、天子の大臣となりて、天下の政道をも主どれる作法なり、本朝はこれに同じからず、いかに學才智徳の人、下にありといへども、官位に昇り、天下の政事を主どる事、古今例なし、偶農商の家より、學才の人出來るといへども、皆諸國大名の、儒者醫師と成て仕ふるまでにて、國政にあづかることを得ず、是本朝唐土學者の不同なり

一　世界萬國、さま〳〵國法ありてひとしからず、天竺莫訥木大巴國といふ大國あり、此國には、國王と大臣と、二人の外は學文する事を禁制す、たゞ國王大臣より出る處の、萬民の戒律法訓を、堅く守り愼みて、數千年已來質素正直にて、國家安靜なりとぞ、此類の國もつとも多きよし聞傳ふ、本朝神代の政法に似たる事あるか、又唐土にも、上古の國を治る者は、民を明かならしめんとにはあらず、是を愚にせんとなりと、老子の言ひしも、同じ心ならん、しからば本朝も、農商のともがらは、たゞ國禁を敬み、驕奢の心を退け、足ことを知ときは、千萬卷の書を讀習はんには遙に増りなんか

一　四恩の名義を立る事、佛書に有といへども、いまだ儒に立る事なし、しかれども、天地の恩、父母の恩、衆生の恩、國王の恩、此四恩いづれの國にかある事なからん、天に日月五星、諸の宿曜、晝夜十二時、三百六十日常に運旋して、休息する事なく、地に木火土金水の五行、鳥獸虫魚七寶藥類有

て、其用きはまりなし、皆是人間の利益として、天神地祇の造化なり、誰か此恩を受ざるや、父母ありといふとも、此恩なくんば、生育を遂る事あらんや、又生育有といふとも、四民百工の産業なくんば、衣食住の三養、何ぞ全き事を得ん、是衆生の恩ならん、天地父母衆生の恩ありといふとも、國王ありて萬民の君師となりて、國土を平治安靜ならしめたまはずんば、身を置に所なからん、況農家は殊に國王の恩を恐れ敬むべし

一 およそ百姓は、質素實義を本とし、國主の制禁を犯す事なく、農業怠る事を愼み、米麥菓實の生熟する折ふしを見るに、花紅葉にもまさりて、うるはしく心を樂む事、常に多からん、都て人界の樂みは苦中にあり、苦をいとふ事あれば、苦勞いよ〱增り、苦は人間の常住にて、人界の假客なりとおもひ、苦を捨んとせず、樂を求めんとせざれば、苦おのづから樂と變ず、まして農人は田家山家の靜なるに住して、その氣質、古人の風俗に似たる事多し、其風俗を失ふ事なくんば道德の君子も、農家に多からん、此故に和漢廣才德智の人、農民より出たるたぐひ、僧俗に甚多し、古歌に「植て見よ花のそだたぬ里もなし心からこそ身はいやしけれ」といふ歌のこゝろ、よく思ふべし、又聖人も、君子こゝに居らば、何のいやしき事かあらんと、のたまひおきしをや

一 福祿壽の三ッは、四民のねがふ所にて、正月元旦にも、第一に崇め祝ひて祈念す、唐土にてもさらなり、和漢の繪に、壽老人の壽像を以て、福祿壽の神仙とす、壽老人は南方老人星の精氣を表せしか

たちにて、壽命福祿を主どれる星なりといへり、此星春の頃宵の程南方の地上に見え、秋の夜は曉の頃南方にみゆるなり、此星毎年見ゆれども、南方の晴天にて、光明なる事稀なるゆへ、もし春の宵光明の見ゆる事あれば、其年を吉として、祝く例ありとみえたり、しかれども、歳の吉凶は、運氣時令の、順不順にありて、星の見不見によるべき理なし、况人の吉凶をや、それ福と祿と壽とは、みな人の心より湧出て、身に應ずるなり、故に福田といひ、仁者は壽ながしといふも、皆心の德をもつていへり、財寶充滿し、百千歳の壽を、たもてるのみをいふにあらず、足ことを知ときは、貧といへども富り、足ことをしらざるときは、富りといへども貧しといへる、此語を常に察する時は、福祿不レ有といふことなし、盜跖百歳をたもちても命短く、顏子三十二歳にして夭せしも、なほ長命なるの理察すべし

一　古き童謠に、蓬萊の島なる鬼が持たる寶は、かくれ簑、かくれ笠、打出の小槌、じよじやうむせう、じやうゝせう、てつちふくろ、ばつたり、或人これを註して曰、隱簑とは、四民下位に在て、高位に交る事なく、身を謙退して、傲慢のふるまひなきをいへり、隱笠とは、天道を恐れ、名聞を求めず、世にしられ、人に敬まはれんことをいとひ、小槌は、四民おの／＼その產業の道具、士は武具弓馬、農は耕作の作具、鋤鍬の類をいふべし、工商もおの／＼職業の具を小槌といふ、此槌を用ゆるに懈る事なく、しかも一度に多く打出さんとする事なく、足ことを知て、少づつ打出すが故に、小槌とは名付たり、じよじやうむせうは、如常無生也、じやうゝせうは、常有生成べし、てつち袋は、適致富久路

なり、ばつたりは、莫太利なり、文字を連ねて見る時は、「如ニ常無レ生常有レ生如ニ常有レ生常無レ生適致ニ富ー久路ー莫ニ太利ー在ニ太利ー則非レ致ニ富ー久路ニ」此敎戒四民肝要の咒文護身神法也、ことに農人九穀諸種、毎年生ずる物とおもひ、妄に費し失ふときは、財用豐ならず、常に生ずる事なきがごとくに、奢費を謹む時は、財寶常に生殖して、家富饒なるべし、豐饒は俄に得る事あれば、其家久しくたもちがたし、久しく富を持たんと思はゞ、一度に大利を得るの謀計をなすべからず、小利積て終に大利に至るべし、これ富を久しくたもつの道なりとぞ

一　唐土の米は、日本の米より性惡しとみゆ、されど五畿内又は九州肥後米の如く成もの、所によりて有といへり、今適唐船より、糧米に持來るは、皆福州廣東の米にて、皆野稻たうぼしなり、東京、交趾、柬埔寨、占城、臺灣、暹羅、咬𠺕吧等の米、皆たうぼしなり、これらの國々、いづれも野稻などを蒔ちらしおきても、暖國は一年に二度、あるひは三度づつも田作るゆへ、人間の食事には餘りて、米多きゆへ、一升五六錢、百斤にて二三匁より高きことなし、大河のほとりにて、水車に臼をつかせて、人の勞なし、此ゆへに賣買の米、みな上白のしらげ米なり、但此米にて、本朝造りのやうなる酒にはならぬゆへ、みな醪煎じの燒酒なり、今唐土天竺の酒といふは燒酒也、本朝のごとく造るもありと見えて、たまたま唐船より持來りしもあれど、隔別風味惡し、本朝の酒、世界第一なりと、紅毛人も褒る事也、ちんた、葡萄酒、美味なりといへども、常に多く飲ときは、倦といとふ事あり、本朝の酒は、

一生の間他惡める事なく、事にかへて止る事なし、神代には皆醴酒なり、唐土も上代は醴酒なりしとかや、末代世文華に成て、漸く今の酒とはなれり、現近世の造酒夥く、米穀を費し、米の價いやましに高く成て、天下の驕奢、唐土に勝れりといへども、酒のまぬ人もなく、これを止んと欲れどもあたはず、時運のしからしむる風俗、我も人もせんすべもなし、されども其中におのれだに心あらば、我家の内をば、このころのごとくをさめ得ざらんや、一家一村にうつり、一村一郡にうつりなば、などか古俗に變化せざらんやとはおもへども、世の習ひは中々吾儕の及ぶべきにあらず、よろづの事、道理のごとくにまゝならぬこそ口をしけれ

一　長者二代なしといふ諺は、專ら町人にあり、百姓にはすくなし、唐土も本朝も、商家の富饒は數世續きがたし、百姓農人の家、數代なるは甚多し、とかく町人は、衣食驕奢多く、農家は質素多ければ也、但し田家には、五代七代又は十餘代の農人、吾鄉にも多し、是只文華なく、質素なれば也、唐の張公藝は、東平といふ所に耕作して、九代の間百年餘、親族一家に同居す、高宗帝に聞えて、あるとき泰山封祭の序に、公藝が家に御幸ありて、公藝を見給ひ、よく親族を睦くする事、何の道をもつてするやと、御たづね有ければ、紙筆を請て御答に、忍の字百餘を書て進上す、帝御感淺からざりしとかや、まことに親族和睦して、同家相齊事、忍の一字を守るにありとの誡め、ありがたきことなり

一　唐土越州の會稽縣といふ所に、裘承詢といふ農民、十九代同家に居住して、族類親睦せるよし、

宋の眞宗の祥符年中に、上聞に達し、則詔ありて、其門閭に表すといへり、表すとは、その人の善行を記して、村里の入口に立置て、姓名を永世に傳へしむるをいへり、宋の祥符は、日本三條院の長和の頃に相當れり、祥符年中まで十九世なれば、其始めは唐朝の頃にて、日本桓武帝の前後より、相續せるならん、又祥符以後、太元の切め頃、日本後嵯峨院の時分まで、二百三十六年を經たれば、十九代の上、また幾代をか過けん、しからば人數も百千をもつて數ふるならん、明の時分までも、猶義門と號して、相續して絶ずといへり、段々人多くなりて、別宅に居すといへども、皆一村の内に在て、他に居るものなし、家族の中より一人を推て、村長として、諸事を決斷せしむ、事あるときは廳事に座して、竹篦を族長の者に相授けて、罪あるものをば撻しむ、今に至つて、公役年貢免許せらる、此已後又幾代をか持つべきと、目出たき例にあらずや、唐土の學士是を論ぜしは、裴氏農家に在て、終に士大夫と成事なく、子孫みな其家風をつたへたり、守りて富貴を求むる心なく、その陰徳有て、天のたすけ給ふ所あらずんば、何ぞかくのごとく永世に至らんや、若官祿豐饒の身にしあらば、豈久しく持つ事を得んや、農家察すべきなり

一　唐土の西南に、貴州府の思南といふ所に、甑峯といふ山あり、四方皆深山打圍みて、人至る事稀なり、其山に獼猴の類の獸多し、大木の上に巣作りて居れり、祖老なるものは、常に巣に在て下る事なく、子孫なるもの地にくだり、散じて食を求め得て、上なるものに進めぬれば、段々其うへに取傳

へて、上の祖老なるに進めて、祖老これを喰て、その餘殘を又段々下に傳へて、子孫次第に食す、上なるもの喰ふ事なき間は、曾て下なる者、先に喰ふ事なし、此獸を宗彝と名づく、則天子の袞服に畫がけるは、この獸なり、いかさま獸中の聖なるものなるべし、人として孝悌の意なきは、獸類の宗彝に耻る事ならんや

百姓囊卷一終

百姓囊卷二

一人は萬物の靈なれども、鳥獸に及ざる事多し、慈烏は反哺の孝養を知て、百日父母をやしなひ、鴛鴦は夫婦の貞義厚く、羊は乳哺に危座し、豺狼は霜降の節に感じて、獸を祭り、正月の中節、獺魚を取て水神を祭る、かくのごとくの類甚多し、鴻鴈燕鷰、みな時節を知て往來し、時氣に感じて啼鳴す、都て鳥獸時に感じて妻を戀、をの〳〵子を育するの道、誰に習ふともなし、おのづから知てあやまつことなし、牛馬犬猫猿鹿、みな四時の節氣に感じて、牝牡交會し、子を懐胎すれば、ふたゝび交

會する事なし、總て時にあらざれば、交會する事なし、このゆへに獸畜には難産なし、たゞ人にのみ難産多きは、人欲の私多きによつてなり、是人として畜類に及ばざる事あればなり、このことはりをしりながら、口腹のために、妄に鳥獸を殺す事、不仁の至り也、いはんや本朝の水土に生れては、信州諏訪の社の外には、獸肉は諸社の禁戒なる事は、かならず肉食にて、萬民夭死多からんとの神慮なるべし、もつぱら殺生の戒にはあらじ、人の世の仇となる時は人間をだに殺戮す、まして獸類をや

一　漁師は、四民の外なるに似たりといへども、農工の所作をかねて、商にも通用すれば、工の類に入べし、人の世になくて叶はざる業なり、殺生の生計とて惡み賤しむ、農人殊に漁師と座次をあらそへり、然れども漁獵ともに、神代よりの所作なれば、此世になき事あたはず、蛭子の御神を祖として祭れり、惠美須大明神是也、一説に惠美須神は、大己貴命の御子、事代主御神、出雲國三輪が崎に在て、釣垂て居たまひし、其像を惠美須と號して、繪がき祭るといへり、いづれも神孫にて、末代まで傳へたる所作なれば、農人と强て貴賤を定むべからず、世の中に漁師なくば、田の養ひのたてといふものなかるべし、たての糞しあらずば、五穀菜菓の畠つもの、全く成就する事あらんや、河海湖澤の漁獵なくば、天下みな素食淡薄のみにて、老養欠事あらん、今世界萬國の事を聞に、未精進の國ある事を聞ず、君子は庖厨を遠ざくとはいへど、いまだ肉食なしといふことを聞ず、末代海鯨を多く取事、殺生の大なる業なりといへども、人の世の利益となる事、又甚多き故、是をだに强て賤穢と惡

みがたし、世の勢とあらそふべからず、おのが心に不善とする事あらば、吾身におこなふ事なきをよしとす、人の職分をばにくむべからず

一　人の身の榮花なるは短命多く、質素なるは長命多し、末代氣運おとろへ、萬民夭死多し、上代の民は長壽多かりしといふも、上古の人は質朴にして、末代は榮花なれば也、古今氣運盛衰のゆへにはあらざるべし、われ今七十五歳にして、同鄕の人の長命なるを數ふるに、百八歳の女子二人、百六歳成し女一人、百二歳の女一人、九十七歳の男子二人、同又女子一人、此外九十餘歳の男子五人、今八十五六歳にて存生なるは、男女に十人餘もあるべし、是みな吾眼前に見たる人にて、舊知のともがらなり、いづれも質素下輩の人品にて、富るは唯一人ありといへども、平生の修養、甚質朴なり、まして多くは下戸なりし、百歳を越しは皆女人なるも、女は男子よりは飲食も節に過さず、座臥行住靜にあら〳〵しからず、おのづから養生の道に叶ふ事多ければなり、すべて日本は長命の國と見えたり、垂仁天皇の御娘、倭姫命は、御壽命五百歳なりしよし舊記に見えたり、又武內宿禰は、三百七歳の事、唐土の書にも載たり、尤ゆへも有べし、又齊明天皇の代、若狹國に、白比丘尼とてありし、伊勢國の産にて、後若狹國に住す、白河院の御代まで、五百歳にて終しとかや、よつて其生所を白子といへり、又雄略天皇の御時浦島が子といふ人、三百歳にて終しよし、舊記に見へたり

一　天の時を敬み、地の利にしたがふは、人間の常理也、ことさら農人は、一日も天の時、地の利を

つゝしみ、從ふ事なくんば有べからず、耕穫收藝、みな天の時にして、曆の用なり、曆は朝廷の政事にして、民の時を授けたまふ、皇道の第一、天下の至寳なり、天文官、來年の曆を造りて、十一月天子に奉る、これを曆奏といふ、これを諸方に頒ちあたへ給ふ事、和漢の例なり、日本末代に至て、伊勢の神官家、諸國萬民へ頒つ事と成て、普く時を授く、本朝は神國にて、太神宮より時を授け給ふも、有がたき風俗也、殊に農家耕作、時を敬むを第一とす、一日を懈るときは、一月の凶となり、一月の懈怠は、百日の凶となれり、これらの了簡、おの〳〵その土地の氣候、方角の氣運にしたがいて、尤差別あらん、天の時の春夏秋冬は、日本六十餘州同時なりといへども、東西南北、土地の方位に從て、風雨雪霜、旱水寒熱温冷、おの〳〵ひとしからず、此故に草木萬物、みな同じき事なし、都て天氣の運行は、一様なりといへども、大地に受る所に、はなはだ不同ありて、六十六國は六十六のかはりあり、深く心をつけて、おの〳〵應不應の子細を、詳に察すべし、一草一木を植るといへども、其地の方位を考ふる事なきときは、繁榮する事なし、一家一宅の間といへども、一物おの〳〵天地一體の理にして、四方八位備はれる故に、その主氣差別あり、況一二里を隔し所をや、まして南北十里を隔し地、其氣かはりあり、三四十里相去所、地氣尤等しからず、委くは地理學の人に習ひしるべし

一 耕作農業の事、唐土の書に多く見えたり、近代本朝の學士、農業の和書を著し、印行して、農業全書と云る有、農人是を讀見るべし、尤諸國地氣水土の不同、萬差也と雖、先大略肝要を知て後、委

細々尋ぬべし、始より豈委細を辨ずる事を得んや、農業は前人の書に詳なり、此ゆへに今こゝに脱しつ、都て農業種藝の事、六十六州の地氣、各ひとしからず、一例を知て辨じがたし、唐土北方の國は皆一年一度耕穫すといへども、南方の國には、兩耕兩穫の地あり、本朝は南北の亘りひろからざるゆへ、四季の寒暑各別に相反せる事なしといへども、いづれ南海北陸の地氣ひとしからず、草木花實みなおの〳〵かはりあり、五穀尤同じからぬ理あり、東西百里相隔りては、地氣大に異なしといへども、南北は百里相去時は、その地氣寒暑尤大に不同あり、一遍に種藝すべからず、農家心得べき事なり

一　もろこしの農具、今本朝に用來る農器、大きにかはりたる物なし、國のかはりあるにしたがひて、本はもろこしよりつたはりたる物なれど、いつとなく大小長短のちがひ、さま〴〵同じからず、おなじ唐土にても、國の地土にしたがひ、おの〳〵少々不同あり、犂（からすき）　鋤（すき）　鎡（すきの大なる）　钁（くわ）　鎬（くわ）　鍬（くわ）　鉏（すき）　錤（大すき）　耰（すき）（種子を蒔てそのうへをなづるものなり）　これらのたぐひ、農家の要器なれば、土地によりて用ゆと見えたり、たま〳〵才覺の人ありて、その器製を損益して用ひば、農事の一助となる事なからんや、三才圖會、其外の圖書、農桑の具多く出たり、蠶織の道具には、ことに重寶の用器多しといへども、本朝も末代、紡織の具多く出來て、世用不足なし、よつてもらしつ、時節ありて段々重寶の器財出來べし、二百年前までは、日本木綿なかりしに、朝鮮より木綿織紡の道具、糸車機杼の具を傳て、民家各々習織り、世の重寶是に勝れるものなし、されば其始は、二尺計の竹弓を以て、女人

獨にて、綿半斤ばかりを打ふくためぬるを、一日の所作とす、しかるに、正保明暦のころ、長崎に來る唐人、大なる木弓をもつて、一日に十五斤二十斤を打ことを、長崎の人に敎へたるより以來、今にいたりて諸國へ流布して、世の利益これに過たるものなし、天の下民を恤みたまふの道理にあらずや、まことにありがたき事なり、鍤といふものをくわと訓ずるは、いかなるものにやしらず、鳶口などのごとくにして、麥の畦をかきさらへ、土のかたまりをくだくための具成べし、西國の農人もつぱら所持せり、此外田畠を芟穫の具、鎌のたぐひなるもの數品ありといへども、皆本朝の鎌などにまされるものにあらずと見えたれば、これを記することなし、あるひは籾をする碓を、水車にしかけて、人のちからをたすくるたぐひのものおほしといへども、かりそめに圖しがたき物なるゆへ、爰に脫しぬ

一　田地に水を入る道具に、さまざまのからくり多しと見えたり、近代南蠻紅毛等の國にて用ゆる重寶の水器、唐土に傳へて甚多く、これを書集たる書に、泰西水法とやらんいひて、一冊あるよし、此以前聞及たり

一　或百姓家普請して、新宅に移徙するに、神道者を請じ、祈禱の札を望みけるに、やすき事成とてしたゝめたり、札に奉修無上靈寶神道加持と書、其下に假名にて二行に、ほさつ實がいればうつふく、人間實がいればあをのくと書たりとかや、見たる人の物語なり、誠に此野語、四民身をおさむる護身法、これに過たる守札有べからず、況んや百姓をや

一　又野語に、いそがばそはれといふ事、我身のうへにもおもひあはせて、感ぜし事多し、遠くとも諸人往還の大路を行がよきなり、近しといふとも、小徑のいぶかしきをゆきかふ事なかれ、人間萬事のうへにも、大路と小徑のかはりあり、早牛も淀、遲牛も淀といふ事もあれば、よろづの事時節を待事たふして、心せは／＼しくいそぐは、かならず愚にくらき人ならん、さりとて油斷はよろしからず、平野御神託とて一時の至る折をしらぬも哀也つとめてもみよくるゝ日やなき

一　百姓といへども、今の時世にしたがひ、おの／＼分限に應じ、手を習ひ學問といふ事を、人に尋聞てこゝろを正し、忠孝の志をおこすべし、或村長の百姓聞ていはく、學問するに、先何の書をか讀習ふべき、予がいはく、百姓の學問第一には、公より立置給へる、御制札を讀覺へ、折々村里の老若にもよみ聞せ、謹で尊敬せしめ、ところ／＼解釋して、妻子奴僕に至るまで、必ず讀聞すべし、毎度同じ事を讀聞するは、煩はしとおもふべからず、一向門徒朝夕勸化の芳談を、御催促と號して、毎日同じおもむきなれども、一人も退屈する者なし、これ佛の利益の、有がたくかたじけなきと、一心にふかく思ふがゆへなり、そのごとく日本神道皇法、國土靜謐の御催促、四民安泰の御制禁、誰の人か尊敬せざらんや、村長又翁を請、いはく三社託宣尊信すべし、毎月朔望、一六日などに、數人打より、おとなしきをむかへて讀せ聞、又は神道佛道の、芳談などを聽聞するを、いにしへは講といふ、今の伊勢講念佛講といふは、唯數人打寄て高聲同音に念佛を唱へ、又は世の取沙汰にて、物くひ酒飲て、

おの〳〵歸るのみなり、是田家農人百姓の、心得有べき事ならずや、世の學者人を敎るに、智慧のみを博からしめんとして、詩をつくり文を習はしむ、終に肝要の本心をとりひろげて慢心の氣質となり、五倫の實儀をとり失ひ、人に益なく、身に害ある事のみ多し、なげかしきの至りなり

一　又問、大學、中庸、論語、孟子の四書を讀習はばいかん、いはく其分限に應じ、聖人の敎を信じ、人間の道をしらんとの志あらば、大學一冊にても不足なし、論語はあまりあり、孝經一卷にても、親切に學び侍らば天地の道理を知らずといふ事なし、此外の書は、百姓要用の物にあらず、儒者か醫者と成て、産業のため、學問せんとならば、又各別の儀なるべし

一　又問、農事閑暇の時々は、平家物語、太平記の類、其外軍記等、讀見る事よからんや、予いはく、都て歷代の記錄軍記は、古今世の盛衰治亂を書記して、後の代の人の戒めとなさしめ、國を治め家をとゝのへ、身をたもち心を正して、上下安靜ならしめんと也、一向に慰の爲とおもひては讀べからず、たゞ本書のまゝにて、みづから讀事叶はずは、人によませて、暇ある時に聞てよろし、但し軍法は勝利を本として學ぶゆへ、評判などに論ずる所、皆勝利の是非を辨じたるもの成ゆへ、深く信じ翫べるときは、人の勝心利心をみちびき、終に心理を取失ふに至る事あり、町人百姓尤遠慮すべき事也、兎角下民は人をおさむる役にあらず、人におさめらるゝ者なれば、唯平常の心を專らとして、僅も謀計の意を起す事なかれと神明の託宣恐るべし

一 百姓農人は、第一質直を先として、謙下の意を本とすべし、たとへ學問才能ありとても、驕慢のこゝろをおこす事なかれ、いはんや百姓をや、傲は萬惡の基ひ、謙は萬善の始と、古人の誡め、常に吟賞すべし、此故に佛教に七慢の戒あり、儒經に七種の名目なしといへども、このいましめなきにはあらず、滿は損を招き、謙は益を得といへり、滿は慢なり、いはんや佛教の七慢、もつとも信用すべし、凡心第一の病患は慢心にあり、恐れ謹ざらんや

一 七慢は、單慢、過慢、慢過慢、卑劣慢、增上慢、我慢、邪慢已上なり、委くは學文ある人に尋ねて知べし、凡天下の惡業はみな、此七慢の中より起らずといふ事なし、殊に百年前後、亂世に近き世に、邪慢我慢多かりし、寛永年中肥前高來郡の百姓、愚蒙强直にして、領主の苛政を憤り、平生邪慢を專らとし、殺生を恐れず、鐵砲を藝として、終に邪宗の惡徒に誑らかされ、男女二萬人有馬の古城に栖籠り、九州を騷動せしめたるも、みな我慢邪慢の心より起りて、國を破り身を亡せし事現前たり、すべて萬民、公の禁制を犯し、誅罰にあふ事、皆我慢貪欲の意より、上を侮れるゆへ災と成者也、恐るべきの至りなり、未來の安樂をねがはゞ、先現在の安心を專らとすべし、これ四民の肝要なり

百姓嚢卷二終

百姓嚢巻三

一　古書にいはく、不善を幽冥の中になす者は、鬼得て誅す、不善を顯明の中になすものは、人得て誅すといへり、善は少しきなりといふとも爲ずんば有べからず、小善積て大善と成、惡は少しきなりといふ共、去ずんば有べからず、小惡積て大惡に至る、積善と積惡の兩家、餘殃餘慶の品、同じからざる理は、誰かこれを恐れざらん

一　唐土の古人は、天子初春の頃、田圃に出給ひて、自耒を取、大臣牛を牽て、田土を耕し給ふ事、三反し終りて、農祖神を祭り給ひしとかや、此禮明朝の大宗帝も、行給ひし事書記に見えたり、今淸の代にも、此禮有と聞つたふ、又桑麻を年々多く植て、蠶を養ひ、布綿を紡織營む事も、農人の所作にて、いづれも衣食は、天下の大寳なれば、百姓をおほんたからと、名付給ひし事むべならずや、このゆへに皇后みづから諸女を率て、蠶織紡績をなし、蠶神を祭りたまふのよし、古書に見えたり、農家の男女しるべき事なり

一　農民朝夕食する時、その椀穀を謹て拜戴して後、食する者多し、士町人にはする者すくなし、聖人も食する時は、かならず祭りたまひしとかや、佛法には生飯とるの禮あり、紅毛人は外夷なれども

食する時は、座中の人食器にむかひ、おの〳〵手を拱き、末座の人、何か祝文を唱へて、敬白し終りて後、上座より次第に食す。これを見る時は、常の食戴て食するは、世界の通禮なりと見えたり、農祖神の恩を謝し、萬民の辛苦を、敬拜する意ならん、況富貴の遊民、耕さずして喰ひ、織らずして着るともがら、衣食の奢を盡せる事、子孫の冥罰恐ざらんや

一　村里の農民、其所の生土神を祭る事、諸國に多し、筑紫にては多くは八九月間に祭るを常とす、希に春夏祭るもあり、又冬まつる所もあり、いづれも秋冬の間は、田畠の九穀實るときなれば、神明を祭る事も尤なり、田家の祭禮には、甘酒を造り濁酒を祝て、民家相互に、壽き祀る事終日也、是も繁華の地の、祭禮といふを見るに、美酒美肴をつらね、さま〴〵美盡し、目を驚かす事多し、神の御心にかなふやいかに、上代の酒といふは、今時の酒にはあらず、末代の美酒は、三輪の神も終にきこしめしたる事はあらじ、いにしへは十人の客あるに、上戸なるは二三人なりし、今は十人に下戸なるは一人も有がたし、神も佛もいかゞ見たまふらん

一　煙草を嫌ふ人有といへども、大酒の本心を亂し、病を生ずるにくらべぬれば、さのみ世の費をなし、病を發すには至らず、山嵐瘴氣の、邪毒を散ずる事ありて、鬱滯の氣を開き、寒濕を解散するの能あり、女人勞欝の氣を散ずるに、酒にかへて吸習ひて一德なり、むかしは酒飲ぬ人多かりしゆへ、氣を散じ、挨拶にもなれとて、女人などは、殊に吸習ひぬ、今の人は男女ともに酒を飲る人、又煙草をも

常に多く吸て飽事なし、酒の費には似ざれども、是も又世の費と成こと多し、但米穀を費し失ふ事なきを徳とす、その器物に金銀をついやすは、世の費といふにはあらずや、況百姓たらんもの、何ぞ其入物器財に、美を盡すをせん、たゞ酒を省きて、煙草を翫ぶ事あらば、誰か惡しといはん、本はいやしき國よりつたへたる物なれど、今はやごとなき御身にも、聞しめさるゝにや、いづれの御歌なりとて「もしほ焼あまならねども煙草(けぶりぐさ)なみよる人のしほとこそなれ」と、讀たまひしと聞えし

一　唐土本朝の作法には、士庶人ともに本妻の外に妾を愛する人多し、貧賤の土民にはこれなしといへども、不作法の事どもゝ多し、町人にくらべ見るに、百姓には兩妻の類希なり、田家は兎角市町より質素實儀の風俗多ければなり、傳へ聞、紅毛國の作法には、總て男子兩妻を持事あれば、罪科を受る也、たとへ子なしといへ共、是天命なりとて、別の女人に子を需むる事をせぬ法律なり、此ゆへに、妻あるものは、遊女等を翫べるときは、刑罰を受る國法なり、人道は唐土本朝のみ、嚴密なるにあらず、世界萬國、おの〳〵その開基の元祖有て、立置たる國法を、堅く守りて失(うしな)ふ事なし、紅毛國なども、開基より千八百餘(よ)年、つねに國法をあらためず、國主七人相たもちて、卒にあらたまり變ずる事なし、いはんや他方に、奪はるゝ事なしとかや、神國の萬民知べき事也、神民豈紅毛國に恥る事をせんや

一　田家山家の農民、皆愚蒙無筆多く、唯正直一偏にて、佛神を信ずる事も深きゆへ、たま〳〵賣僧(まいす)、邪術陰陽師等入來て、諸人を誑かしまどはされ、妄りに信仰して、出來神又は取出などいひて村里の

諸人尊敬する事ありて、後は一國擧りて、なびきしがふ事古今多かり、されど後には事さめて、災いのこと出來て、淺ましき事有しを、數多見聞したり、村里の長たるもの心得有べき事なり、又人の病氣に、少し邪熱などにて妄語あるときは、野狐又は何の祟などいひて、祈り加持專らとして、傷寒などの類と曾て知人なく、ひた精りにいのりて、藥をば用ひず、偶心ある人、功者の醫師に見すべしといさむるもあれど、中々承引もなくして、邪熱裏に入て、終に死せし類ひ數人見たり、痛ましきの至りなり、都て人の病氣には種々奇怪不思議なるたぐひ甚多し、殊に山家田村は、人氣に遠くて、陰陽の邪氣もつよきものなれば、病症もさま〴〵あるべし、妄りに呪術を頼みて、命を失ふ事あらんつつしむべし

一　吉日をゑらび種子をまき、獲收る事は諸國かはりなし、たゞ唐土の農人は、家内の子弟を敎ゆるに、陰德を行ふを專らとす、常に神佛に祈る事平等の志をおこし、人もよかれ我もよかれと、念ずるこそ、農祖神の御誓ひにて、此人かならず幸富を受んとなれ、いはんや神代の制禁誰か是を恐れ愼まざらん、其趣き祓等の詞に見えたり、天津罪、國津罪の品々、素戔雄に託して、萬民への敎戒、豈恐れざらんや、人の田の水を吾田に盜み、おのが田の境目を廣め、人の地をぬすみ、旱暑の節も、おのが田は枯ざるやうに謀計し、人の田のしぼめるをば助けんとせず、いはんや人の田を妬み、しき蒔串ざしなどのしわざ、かゝる輩をば、高津神も惡しと見給ひ、高津鳥の禍災を受て、患難にあふ事あら

んとの神令(みことのり)、誠に懼るべし

一　聖人の御語に、耕や飢其中にあり、學ぶや祿其中にありとのたまひし、是を悪くこゝろえて、農人の子に生れても、農業を賤しみ、學文して祿を得んなどとおもひ、書物讀習ひ、學者にともなふあり、尤誤りなるべし、此聖語の意は一向に農業商賣を止て、學文をせよといふにはあらず、孔子の御弟子にも、商家の人あり、又農家の人あり、何ぞ農業を止め、商買を捨て、學文せよとのたもふ事あらん、都て出家を遊民なりと、儒者謗れりといへども、儒者も又遊民なりといふ事を察せず、今時の學者といふもの、士農工商の業をせずして、文學をもつて世を渡るともがら、遊民にあらずして何ぞや、耕や飢其中にありとは、耕作は本飢ざらんが爲に、務むといへども、たまく、年の不順によつて、米穀不熟にして、食乏しく飢に及べる事有、學文は食饒(ゆたか)ならんとおもひて、致せるにはあらねど、おのづから怠らずして、忠信孝悌を行ふときは、求めずして祿を得て食ゆたかなりと、諸弟子に語り給ひしものなり、農業を止て、書を多く讀習ふべしといふにはあらず、都て唐土の風俗には、農家商家の子も學才次第に官位に昇り進み、あるひは宰相に至りて、天下の政道を主(つかさ)どり、國家を治め、萬民を安泰ならしめ、名を揚げ父母を顯す、忠孝是より大なるはなし、此故に農民商家の子も、學文して官を得身を立んとす、しかれば本朝の學はこれに異也、本朝にも古より學者多かりしかど、庶民より出て、國家の政道を主どりし例なし

一　諺に、神代の遺風、鄙にありといふ事あり、山家の農民、心をつくべき事なり、日本上代の風俗を尋るに、古歌に讀たるに、殊勝の事多し、古代質素の風俗、その世にありて見る心地す、むかしをしたふこゝろざしすくなからず、おもひ出るにまかせて三ッ四ッしるし置侍ること左のごとし、衣服にときわけといふ事あり、古は今のやうに四季折節の衣服、かず／＼はなかりし、木綿も末代よりの事にて、いにしへは皆布を着たり、上たる人も絹紬に、裏は布を付たり、下民は裏表共に布にて、內に綿を入て着たり、これを布子といへり、上人は眞綿の粗なるを入て着たり、下民は河柳の花、薄の穗、紫萁の穗綿を集て內に入て着たりとかや、夏に成ぬれば、綿をぬきさり袷となし、又裏表をときはなしてひとへとなして着る、是をときわけといふ、冬になれば又縫合せて、綿を入て着す、之を歌に仲正のよめり「夏來れは賤が麻ぎぬとき分るかたいなかこそ心安けれ」又引倍木といふも、夏は二ッにして着し、冬に至りて合す、上古の禮服なり、後にはわざと誂しと見えたり、引倍木とは、引はなしてへぐの心にや

又家居なども、今のやうにいかめしきはなかりし、まして田家のさまは、富るがつぎ／＼しきも、中中今の住居の有樣にはあらず、壁墻なども、薄又は萩の類にて、竹などの緣するさへなかりしにや、今は園の籬をさへ、竹の緣木の緣てにせざるはなし、信實卿の歌に「山里はたゞかりそめの薄垣ふちする人もなき我身かな

一 田家の食物麥を第一とす、粟又勿論なり、麥は天子も聞しめさるゝ事、和漢例あり、殊に本朝にては猶更なり、四五月の間にや、青ざしといふて、青麥を調じたるを、禁裏へ奉るよし、清少納言が草子に見えたり、禁裏の御園にも麥を作れるよし、俊頼朝臣の歌に「御園生に麥の秋風そよめきて山ほとゝぎすしのびなくなり」御園生は禁裏の御畠なり、いかさま麥をきこしめす事あれば也、麥は三科成べし、民の苦勞おもはざらんや、西行の歌に「賤の女がかたつき麥をほしかねて宵ねやすらん五月雨のころ」かたつき麥とは、一たびつきたるをいふ、二たびつきたるを、もろつき麥といひて、飯に炊て食するなり、士民はかたつき麥をも、食すると見えたり

百姓嚢巻三 終

百姓囊卷四

一　薯蕷は、田家の糧として上品の物なり、いにしへより年毎に、山家多く作りて、常の食とす、末代は異國より、珍しき種子を傳へきて、色々山家に作る、風味能して世のたすけとなり、農民の利益大かたならず、貴賤是を食すべし、但糧のたすけとなす事なく、料理の爲にのみ費すは、用なきことと也、平忠盛「いもが子ははふほどにこそ成にけれ」と、連歌にいひしに、「たゞもりとりてやしなひにせとよ」、白河院の御附句ありしも、妹を薯蕷といひたるなり

一　鰯は、魚中第一の物にて、萬民の利益大かたならず、殊に田地の養ひとして、世の寶なるべし、しかも食して尤厚味也、末代世奢り、華美を好む風俗と成て、食する事を恥とす、いにしへより禁裏、堂上の人も食し給ひしにや、紫式部の食せられしを、或人わらひいやしみければ「日本にはやらせたまふいはしみづまゐらぬ人はあらじとぞおもふ」とよめるとかや、これよりぞ、いわしを御むらと名づけたりと聞傳ふ

一　近き世には、百姓に富るがありて、家造りいかめしく、書院風流の住居甚多し、世の風俗といひながら、遠慮あるべき事なり、京家の町人等も、近世驕奢の風俗、武家よりまさりて、美々しき有さ

ま多し、諸國も是にならひて、居宅をいかめしくするを手がらとす、斯の如きの家、その子孫全く持つ事希なり、山家の農民にはこの驕ある事少し、此ゆへにおのづから子孫家を失ふ事又希なり、百姓たらんもの、かならず町人をまねぶべからず、町人は急に富事多きゆへ、急に失ふ事多し、百姓は急に富事少きゆへ、又急に失ふ事少なし、いづれも足事を知て、おの／＼身の分際に安じ居らば、たのしみつくる事なかるべし、古歌に「いづくとてあはれならずはなけれどもあれたる宿ぞ月はさやけき」と讀るは、山家の人のしるべきこと也、後柏原院の御歌に「草の戸に見るらんかげをおもふのみ玉の臺の月のくまなる」とよみ給ひしは、農民田家のためにかたじけなき御歌にあらずや

一　神代には、人倫みな穴に住たりとかや、そのゝち家造て、住居すといへど、土民はみな山林に巣居せり、伊勢太神宮は、天子の御元祖にてましませども、御殿は茅ぶきにて、御供は黑米なり、萬民末代の御戒めとかや、本質朴の造作なるゆへ、屋ねも柱も朽やすくて、三十年を待事なく、二十壹年にはかならず、新造の御殿に遷宮ありし也、末代に至りては、强に朽損ずる事なしといへども、定めて廿壹年には造替ある例なり、是天子宗廟を尊敬し給ふ、禮の至りなり、此國の神民、何ぞこれに背き奉るべき、しかるに近代、四民の屋宅、衣服食膳、甚奢れり、今西國繁榮の所々にて、其所百年以前、町人百姓の風俗を尋るに、衣服は布紬木綿、又はふじ織の類にて、羽織などは、みな布木綿なり、隨分富る町人、五月の節、端午の單物とて、黑き紬の羽織を仕立着る、千人の中に二三人ありて、何某

は端午の單物もちたりと敬ふ、都て農商大かたは羽織なし、武家には、道服とて着たるもありし、近き世よりぞ、羽織を禮服として、人毎に着する事と成ぬ、町人の居宅、表の見世店などにも、板蔀なるはなく、四五寸まはりほどの竹を、繩にて簀にあみたるを外にかけ、內にむしろをつりて、柱に結付るを夜の用心とし、雨風を遮る、かくあさはかなる事にて、內には商物あまた積置といへども、盜人もなかりし、二階造りの家などは曾てなし、又食膳の器財も、今の色美々しきやうの物なし、金蒔繪の盃、又は吸物椀などのごとき、終に見たる事なし、酒數遍のうへに、吸物出すときは、給仕の者、客ごとの汁椀の蓋を取集め持入て、吸物を盛て持出、おの〳〵客へすへたり、富る町人だにかくのごとし、況貧き町人百姓をや、右の事共は、吾幼き頃みづから見たる事にて、今の世にたくらべぬれば、甚驚かる、事共、こと〴〵くいひがたし、町も田舍も人の智惠は年々に勝れ、人の實儀は日々に劣れり、世にひかれ、ならひて染て我ながら口惜からずや

一　むかし筑紫にて、疊の表には、第一茅莚をつけたり、座敷などには、薩摩の七島莚、あるひは琉球莚は上品の疊なり、いづれも皆緣なしにて、今も薩摩國にては、琉球表のへりなし疊を敷家は多し、いつ頃よりか備後の藺莚を表につけて紺布の緣を付、專ら敷事と成ぬ、段々高下ありて、家每に京大坂より買下して、これを京ござし疊と號す、いかなる貧き農人も、正月に此疊を敷て、年をむかへざるものをばいやしみ笑ふ、是みな近世華美の風俗をまなびて、田家までならひ來れる也、薩摩の國主は、

賴朝公より傳はり、古風の家にて、諸士の家、農工商に至るまて、古代の風俗ありと見えたり、百姓の知べき事なり、唐土の農人も、繁華の地は農商の浮沈多く、富るは益富、貧きはます／＼貧き多しといへり、西北の諸國、皇都に遠く、邊鄙の地は、はなはだ富るもなく、はなはだ困窮の民もなく、常に衣食饒なりといへり、兎角四民の盛衰浮沈のはなはだしきは、驕奢多欲の風俗よりなれる事、唐土本朝かはりなきにや

一 村里の童幼多く群り集りて、其中一人に對して、聲をそろへ問答するを聞に、はたごはいくらといへば一人十三はたごと答ふ、めしは何めしととへば、たうぼし飯と答ふ、汁は何汁といへば、かぶの汁と答ふ、菜は何さいといへば、がんざからがき鰯のかしらと答ふ、いかなる事にやとおもひ、人にたづねけるに、或老人のいはく、いにしへ上京の道中、山崎街道なりし時、旅舍のはたご、二合半の飯に、蕪の汁、鹽鰯一疋にて、値十三錢なりし事也、此時の錢は二十四匁にて、一分は四文なれば、十二文にて三分也、鰯のあたひ一錢にて十三文なるべし、此故に山崎宗鑑は、一生の間、庵にて食炊事をせず、旅籠屋に十二錢を持行て、常に日中一食にて暮したる人なりといへり、僧俗ともに、むかしの質素易簡の世のさま、おもひしらしめんため、笑種にもとしるしぬ

一 いにしへは國主に軍陣の事あるときは、百姓にも歩役を受てつとめたり、是を農兵と號して、唐土にも本朝にもあり、むかし亂世の時は、武夫農夫相雜り、歴々なる武士も農家と成て、面々押領の

地ありて、村里に住居せり、これを地侍といひて、士農兼勤る者なり、本より山家は、繁華都會の地に隔りて、文華風流の俗にならふ事少なきゆへ、質素律義のならはし多く、美食大酒すくなく、身體を勞して脾胃を健にす、此故に、長壽の人も山家の民に多し、おのづから養生の道に叶ふことあれば、近代に至りては、世の人倫數多く、山家も家多くなり、口數多く成て、食不足なるゆへ、子多きものは、都會繁華の地に、往來して生計をなす者多く、いつとなく京都の風俗となりて、百姓も町人の所作をなすゆへに、少しにても繁華の地に近きあたりの百姓ほど、盛衰の變易多し、百姓こゝろ有べき事也、兎角農家に生れたるを、身の幸とおもひて、外にうつる心なく、身の程を樂みなば、何の樂か是にしかんや、形を勞して心を勞せず、心を勞しても、心神をくるしむる事なかれ、苦は人間の常なれば、苦を苦となおもひそ、母の胎内を出て、則先啼ことを始とす、啼ことは苦しめる事ありて也、笑ふ事は日數を經て後、はじめて笑ふ、是人間苦を先として、樂を後とする、自然の道理にあらずや、此苦は天子もかはりなし、いはんや四民においてをや、此理を辨ふるときは、苦と樂とへだてなし

一君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友の五倫は、人のみにあらず、鳥獸魚虫に至るまで、みな五倫あり、まして人は萬物の靈なるゆへに、五倫の道に全く厚し、しかるに不忠不孝の人あるは、鳥獸虫魚にもあらず、いかんと名付べきぞや、此故に唐も本朝も、聖人も神明も、五倫の道をもつて、萬民の敎とし

たまひ、天下(あめがした)を安く治め給はんとの事也、中にも父子夫婦の道は、五倫の根本ゆへに、和漢の學者、孝子烈女、忠貞の傳記をあらはし、世の鑑(かゞみ)となさしめんと、古今の書籍もつとも多し、見ざりし世をば先の人集めおき、梓(あづさ)に鏤めたるが多ければ、今更またあらはすに及ばず、近き世にも聞えし、孝子烈女の輩をみるに、多くは文蒙愚昧の百姓町人にして、富人大家の人、あるひは學文多識の人にすくなし、父子の道は、天性自然にして、おのづからそなはれる理り、まことに誰人か、此天性なからん、是を耻べく、これを貴ぶべし

百姓嚢卷四終

百姓嚢卷五

一 農人の諺に、夜さむ麥吉といふは、大寒の時分より、正月の末二月の初頃まで、寒強く霜よなく〱おきて、さのみ雨多からぬをいふなるべし、春早く暖に成ぬれば、麥苗長じすぎて、實入すくなし、初春晴霜多きときは、麥根土中に伏藏して、精氣強く仲春の暖氣に遇て、莖葉長成し、穗粒堅實なるをいへり

一 此外此たぐひなる諺、甚多し、冬の土用の入と終にて、春の天氣を占ひ、又は八專の入にて、風雨を占ひ、すべて四時の土用八專にて、風雨の變をうらなふ事、和漢際限なしといへども、こと〲く驗證をしらず、あるひは四時の甲子占、庚申占の類あり、甲子は支干の元祖なるゆへ、和漢四民共に、祝ひ用ゐる日なり、一年に六甲子ありて、ことに冬の氣に入ての甲子を、天赦日とす、總て甲子は支干の父母なるゆへ、吉日とする道理、運氣の口訣なり、又冬至夏至占、立春占あり、各其日の天氣をもつて、年の豐凶を占ふ事、唐土の書に多く見えたり、これも本朝にても、俗にいひつたふ事なり、いづれも破るべからず、又毎月申酉の日、雨風有事多し、申酉は陰陽剋伐の氣にして、剛强なるゆへかならず陰陽變態有べき理なり、いはんや庚申は、金氣太過にて木氣と相剋して、彌强勢なる理

なり、又甲申乙酉も風木と燥金と尅伐するゆへに、此旬十日の間を十方暮と號して、陰陽の氣壯鬱の時なり、此故に鬱濕朦々とくもる事多し、八専の間も似たる氣なり、いづれも陽も陰も平和ならぬ時なり

一 梅雨の考へ、さま〴〵說多しといへども、合應する事少し、暦には五月の節に入て、第一の壬の日をもつて入梅の日とす、數十年已來試み考ふるに、符合する事稀なり、農家五月の節至るといへども、入梅いまだ數日あり、麥苅事おそからず、今幾日有て苅なんといひて、懈り居る程に、はや雨氣に成て、晴間もなく降つゞくに、幾日ともしらずうつり來て、つゐに麥はみだれふし朽はてつゝ、淺ましく捨りし事あまたゝびみたり、是みな暦をたのみて、油斷あるがゆへなり、さらばいかゞしてか、よからんとならば、暦の入梅をたのまずして、五月の節は幾日ぞと見て、五月の節を芒種といひて、此日を梅雨の始と思ひ、五月雨の入として、農業諸事の覺悟、備へをいたすべし、入梅の節は、雨のふるとふらぬとには、かゝはるべからず、たゞその芒種の日を多くさらずして、麥收納しまふやうに、心がけ肝要ならん、都て農業は、麥のみにあらず、種子を蒔も時節におこたらぬ心得肝要なり、世の諺に、まへいそぎは後いそぎといふ事、誠に第一農人の知るべき事也、古き歌に「苅じほの外面の麥も朽ぬべしほすべきひまも見えぬ五月雨」とよめるも、かりしほのころ油斷して、はや梅雨に入たる成らん

一　草木の花葉を見て、年の吉凶を占ひ、鳥獸の有樣にて、風雨を知、蜂蟻に雨水を察する事あり、鳥鵲は秋來、風あることを知て、巢を高枝につくらず、かならず低くす、鼠は火災を知てうつり、蟻はよく水を知り、蜂も又風雨を前知す、梨花多く咲ときは、秋暴風を恐る、葵花に梅雨の晴を占ひ、益智草に稻の豐凶を占ふたぐひ、又甚多し、いづれも一得一失にて、ひとへにたのむべからずといへ共、また識らずんばあるべからず

一　田舍の老人のいはく、吾わかき頃は、六七月の間每日白雨ありて、早田のうるほひつよくて、いづくも豐年多かりし、三四十年以來は、夕立する事すくなく、梅雨も時節不順なる事多きは、いかなるゆへぞといひしに、おもひあはせ侍りて、語聞せたるに、大きに感じぬ、嘗て中江藤樹先生、又は蕃山了海翁などの、書せける物の中に、近世白雨なきは、深山の木を伐て、山の精氣うすく成がゆへなり、太山の神氣うすく成ときは、雲雨を催し起すべき力なく、山澤氣を通ずる勢力疎く成て、時の雨も不順なるものなりといへる事至極せり、呂宋といふ島國は熱國にて、雨少き國なり、村里に一樹の數十丈なる大木有て、此下に一井あり、この水を一村の諸民、用水に汲、あるひは田畠にそゝぎて、菜穀を養ふに、皆汲取といへども、その大木の上に、毎夜雲霧おほひて、露を下すに、翌朝また井水盈溢るといへり、そのゝち此木を伐てより、この井水絶て萬民くるしめりとかや、水木は山澤の精氣なるを、山を伐あらし、池澤をうづむたぐひ、かならず國の凶事を招くなり、是領主地頭、村里の長

たる人、しるべき事なり、古歌に此こゝろをよめるあり「朝な／＼木のはのばらに吹なして我とあらしの音よわるなり」國主の苛政に、萬民の困苦をしらざるは、深山を伐あらすにひとし、一旦に利ありといへども、終に後に災と成事をしらざるの教戒とすべき歌なり

一 渡海異國人の物語に、世界萬國の風俗法、さま／＼異なりといへども、農工商の生計と、父母妻子兄弟の親みとは、世界萬國いづれもこれなき所なし、又おの／＼國王を尊敬する事厚く、國禁を犯し、父母主人に不孝不忠に、諸人をくるしめ、おのれ一人富んとし、あるひは猥りに驕り、米穀を費すものは、大罪として現罰を受しむるの國法あらずといふ國なし、尤盗賊を人間第一の罪惡とする事は、萬國都鄙村里海島に至るまで悉く同じ

一 紅毛國は外夷といやしむといへども忠孝の二ッは篤しと見えたり、殊に孝は自然の天性成ゆへに、世界萬國人間の常なるにや、年々長崎に來れる紅毛人、鏡匳の蓋に、人の像を畵たるあり、是は誰人の像にやと尋れば、おのれが親の影像なりといふ、遠國異域に在ても、一日も父母を忘れぬこゝろあればなり、殊勝の儀にあらずや

一 山家の土民、子を繁く産する者初め一二人育しぬれば、末はみな省くといひて、殺す事多し、殊に女子は、大かた殺すならはしの村里もありし、唐土にも此事いにしへ多かりしかど、代々の聖天子はなはだ是を禁止ありて、人倫のしわざにあらぬ道理を、村里の學者なども教訓せしゆへ、近代さやう

の罪惡を行ふものなし、たま〳〵今の世にも此事有て、露顯しぬれば、父母ともに罪罰にあふ事なり、子をころすは、父母を殺すについての大惡行なれば、いづくにかこれをよしといはん、おそれ愼まざらんや、また双子を産る事あれば、父母大きに耻おそれて、たちまちに踏ころし、あるひは媼婆に賴みて絞殺さしむ、是又愚蒙の惡行也、唐土の書に、一産に二三子を持たる事甚多し、みなめでたき世の例として、天子より米穀など賜りし事、書記に見えたり、本朝にても吉事とす、景行天皇の后、一度に二皇子を産たふ、大碓尊、小碓尊これなり、小碓尊は、日本武尊なるよし、舊記に見えたり、此外日本一度に三子を産せしには、下民の子も、禁裏より物を給はり、男子をば行幸の時の、前驅の役に命ぜられ、是を媛大夫と號して、美々敷衣服を着するよし聞傳ふ、唐土はいふに及ばず、日本にて三子四子、一産に生れたる事、和漢の書記に甚多し、いづれも吉瑞なりとして、皆その父の姓名、村里の名まで書記にこれあり、四民ともにかならず知べき事也、豈養育せざらんや、又貧窮によつて、孩兒を路傍に捨置者あり、人間の天心を失へる人ならん、畜類だにも子を捨るなし、餓死せばともに餓死すべし、何ぞ捨て、おのが命を助けんとおもへるや、近き世に誰か讀し歌「子を捨て身を安かれと思ふ親の心ぞ暗に猶迷ぬる

一　異國には神變奇怪の術師、古今多しと見えたり、聖人の儒道よりいふときは、仙術などもみな正道にあらずと見えたり、佛法にていふ時も、正法に不思議なしと、經說に見えたれば、いかさま奇怪

の幻術等は、實の佛道にはなき事なりと見えたり、神通力神變力などと、經文に見えたるは、末代術師魔法者などの事にはあらずといへり、神道にもさま〴〵奇怪の事、神書に見えたりといへども、みな天地陰陽の變化、五行の精靈流行の上にて、子細秘訣ある事なりといへば、其正傳の人にあらずんば、妄に議すべからず、都て天地の間には奇怪なし、人たま〳〵見る物を、奇怪變異とし、常住に見る物をば、常として怪みおどろく事なし、熱國には雪をあやしみ、常寒の國には螢をあやしむ、北方に一國あり徳瑟多國といふ、毎日常に雨ふる、たま〳〵晴天なる日あれば民怪しむ、又天竺の西に、常に晴天にて雨ふらぬ國あり、泥入多國といふ、たま〳〵雨ふる事有て、二三日に及べるときは、萬民あやしめり、皆是天地の間の氣にして、不思議奇怪の事にあらず、人の身にさま〴〵不思議あるも、是に同じと知べし、又天然人の氣精によりて、奇怪の生質あり、みな奇病の類なるべし、唐土に東皐居士といふ人、程子に語らく、吾身に不思議の事あり、夜中暗き所に座して居るに、座中皆明らかに、光ありて見ゆるといはれしに、程子のいはく、吾も又一ッの奇怪あり、食すれば則飽といはれし、いかさま闇中に座の間明らか成は、眼目の奇病にあらずやと思はる、いにしへ百濟國の日羅といふ人、常に夜中其身より光明を放ちたり、此人軍法師にて、日本へ來りて久しく留居せり、新羅の人これを殺さんとせしかども、毎夜身より光輝を放つゆへ、おそれて殺事あたはず、しかるに同國の者、意趣有てか、新羅の人に教ていはく、日羅が身の光明、臘月晦日にはかならず光明なし、此時殺害すべしと

告知らせたり、新羅の人悅て、臘月三十日を待て、終に日羅を殺したりといへり、此日羅は、摩利支天の法術師にて、軍法劍術の達人なりしが、日本に歸化せしを新羅妬み恨みて殺せるとぞ、か程なる奇怪の人も、終に災を得たる事、陰陽師身のうへしらずの諺是成べし、しからば妖術の輩、畢竟何の用に立事なし、かならず、百姓たらん者、誑さるゝことなかれ

一　白鼠有家は、かならず富貴の相なりといひつたふ、此ゆへに家人に主の助成となるものあれば、是を白鼠と號せり、唐土にても、此諺ありとぞ、或人のいへるは、土地に金銀の氣厚き所、白鼠生ずと、書籍に見えたり、都て鼠にかぎらず獸類の白毛はめでたき事にいへり、白狐なほしかり、長崎におゐて舊知の家に、大成白鼠ありて、折ふし出たり、家主悅び祝おきしが、後に猫にとられしを、追放してその皮をはぎて秘藏し置たり、數年の後は、毛の色黄色に變じたり、いまだ猫にとられぬ以前にも、其家に不幸の事ありて、段々身代も衰へたり、又家に白狐時々あらはれ、不思議なる事共もありし家あり、是も後に家おとろへ、主も死て子孫もなく成しなり、人の家の盛衰幸不幸は、積善積惡の陰德陽報にありて、白鼠白狐の故にはあらずと知べし

一　百姓農人の、第一知べき事は、天の時にしたがひ、地の利によつて、身を謹み用を節して、父母をやしなひ、次に妻子を育するは、是庶民の孝なるよし、聖人の仰置れしごとく、農人はおの〳〵、先づ天の時を知て、耕穫時節を誤らず、種子を蒔より取納るまで、そのときを怠りなきやうに、油斷

せざるを、天の時にしたがふといふなり、地の水土潤燥、東西南北、陰陽の差別を知て、おの〳〵その水土の寒暖、草木花實の遲速、早晩の子細を委く察して、おの〳〵その水土に應じて耕穫種藝を致せるを、地利によるといふなり、唐土も亂世の時分には、暦を民間に頒ち施したまふ事もなく、節季朔望だにも、分明に知事なくて、地の利を知といへども、山野田畠の耕種も自由ならず、武夫は戰死多く、農夫は餓死多かりし、しかるに今かゝる治世に生れあひ、耕穫心のごとくにして、父母を養ひ、妻子飢寒の患難なきはひとへに大君の御恩澤にあらずや、此上にても、餓莩困窮の民多きは、身をつつしみ、用を節する事なく、上下分に安んずる事なきがゆへならん、年の氣運により、水旱風蝗の凶災あるものは、天運の變なれば是非なし、それをさへ世の人氣の、しからしむる事あるよし、聖經洪範の趣なり、いはんや佛の說、楞嚴經等には、天變地災はみな、其國衆生の妄念より生じ來るよし、所說詳なり、尤道理あるべし

一　天變地災の大凶にあらでも、毎年天氣不順にて、旱雨不正の氣、時として行はるゝ事多し、運氣によつて考へ見るときは、みな道理ありと見えたり、自然の天運なりとのみおもふべからず、尤深理に達したる人、占考あらば、たがふ事なからんか、しかれども天地開闢以來、風雨陰晴、十二月三百六十日、共に同き年は、絕てなきの理あるゆへに、かねて識察しがたし、いはんや世界萬國の廣大、ことごとく四時晝夜陰晴風雨、一同なる道理なし、此故に、四季おの〳〵萬國萬差のかはりありてひと

しからず、六十一年には舊暦にかへるといふは、年の干支回復せるをいへり、節氣晦朔日辰時刻、合回する事は、六百年六千年にても、舊暦に相會事はなしとしるべし、爰をもて、毎歳の氣運古考のごとく合應するは、十に六を得るといへども、四は失する事あり、都て地氣萬國同一ならず、四方おのおのひとしき事なし、毎日の天氣も、風雨冷暖不同有て、諸國東西南北同日なる事なし、其國にてはその地の天氣を考へ知るべし、山家の天氣は、尤農にたづね、浦里の天氣は、漁夫船夫に尋ぬべし、尤俗諺野占をも捨る事なかれ、聞てたのむべからず、常にこゝろに留て試むべし

享保十六年孟春吉日出來

百姓囊卷五　大尾

華夷通商考

西川求林齋著

華夷通商考序

山穫米、海煑鹽、或至蠶織屋宇之制不假用於異域殊方、而乃足矣、夫雖足使設崎而入通華夏及諸蠻夷之舶者匪始爲姦富欲利其闔國撫兆民也、此而官家慮濫法借度居鎮俾守崎、故華夷通商可謂能獲利焉、可謂不胡法焉、方物藥產典籍珍器、異品勝緜、每歲賚至、如所謂聚寶盆相依百千貨、東隅西陬都鄙遐邇、亦莫咸不相濟用、而熾如也、崎實百寶都會哉、有西川如見甫者、著華夷通商考、覼九州外夷之里程、物產方言方容遂一而備載此焉、所謂軒𨋰使者之書也、從自此書正出、得大啓異聞、亦與所謂昔人四裔外夷之志、足稍同意矣、嘗聞、日本直中國之東、大約距中國三萬里程、是似可然而未然、按、三朝志載、雍熙中僧奝然入貢、歸國後奉表來謝、叙其來、則曰、望落日而西行十萬里之波濤、難盡顧信風而東別、數千里之山嶽易過、何其遠也、叙其歸、則季夏解台州之纜、孟秋達本國之郊、又何其近也、於是知焉、一葦萬頃之遲速、第在風浪、不以常理可謀之、其如見者、談天者流、以渾天之度數推知此歟、洋路千里之里程、茍不匪談天者流能識之、後人於通商考、寧乃應驗之矣、復或者謂、商舶僥通崎日本之貨貝拂地、而放於異域殊方闔國却虛耗、是不勘之言、豈足取、雖樹畜織績、而徒偸生要實夷俗也、不其在夷俗、以禮義音

樂、廉恥勇武、一與二中國一爲レ同レ敎、中土人稱而謂二君子國一、吾謂、交接而非二學習一、是禮義音樂、廉恥勇武等、不三敢獲二君子之稱一、交接大有レ旨哉、然則曷觀二國國虛耗之兆一邪、會三蹈レ利蹈レ欲、命墮二重刑一者、貨殖家間在レ焉、若是刀鋸相加而絕二其姦一、是崎鎭之任也、崎鎭之於二通商一、與下如見之於中通商考上、俱功二日本一、竊多矣、予於レ此有レ感、因序

寶永六年仲春既望　　錦山樓泉生書

增補 華夷通商考

作例

一　前書二冊誰人ノ梓ニ命ゼシ事ヲ不レ知、予艸稿ニシテ他ノ爲ニ所二添削一還テ差謬甚多ク、又轉寫魚魯ノ誤不レ少、今書林ノ求ニ依テ、予ガ定本ヲ出シテ是ヲ改正シ、其不レ足處ヲ增益シ、且加フルニ圖畫ヲ以ス、都テ五冊、最前書ニ勝レル事遙ナリ

一　中華十五省戶數口數前書無レ之、今記レ之

一　華夷諸國極星ノ出地ノ度、前書ニ闕タル者多シ、今不足ヲ記テ學者ノ用ニ備フ、但卷之五諸國ハ

强テ當用ニ非ズ、故ニ略レ之
一　四季寒熱前書忒(タガヒ)多シ、今改レ之
一　道規里程前書ニ差(タガフ)ル者アリ、今改レ之
一　土產ノ內前書ニ闕タル物多シ、今增レ之
一　土產ノ內外夷ノ藥種、又ハ珍異ノ產物等、前書其仔細ヲ註スル事無シテ、其何タル物ト云事ヲ不レ知、今其下ニ各仔細ヲ註ス
一　前書ニ華夷ノ船圖無レ之、長崎無ニ一覽一人ノ爲ニ圖レ之、幷其船式等ヲ記ス
一　世界ノ人物ノ圖繁多ナルガ故ニ不レ出レ之、但長崎ニ來ル者唐人天竺人紅毛人ノ圖ノミ出レ之、其餘蠻夷ノ人物準ヘテ可レ知者也
一　前書國名文字ノ差、又ハ土產文字ノ謬等悉改レ之、其外改補增益不レ可ニ枚擧一也
一　土產ノ文字唐人所レ用日本ノ俗ニ疎キ物ハ、本朝通用ノ文字ヲ書シテ俗ニ便リス、或土產又ハ國名唐韵盡クハ不レ附、偶本朝ニ於テ唱來ル者ハ唐韵ヲ附ク、況ヤ唐韵ニハ南京福州漳州等ノ不同有テ普クハ通ジ難シ、況ヤ日本ニ於テ俗用ニ疎シ、故ニ和韵和訓ヲ要トス
一　外夷ノ國號文字、幷土產ノ名夷語多シ、唐人各國ノ字韵ヲ假用シテ飜譯ス、故ニ無ニ定字一、此等悉ク不レ能ニ委記一

增補 華夷通商考卷之一

中華十五省

長崎　西川求林齋著

二京　南京省又ハ直隷ト　北京省又ハ直隷ト　**十三道**　山東省　山西省　河南省　陝西省　湖廣省　江西省　浙江省　福建省　廣東省　廣西省　貴州省　四川省　雲南省

已上是ヲ中華十五省ト云リ、大明太祖ノ時、初テ十五省ニ分チ各國號ヲ改定ム、日本正保ノ比韃靼ヨリ大明ノ代ヲ亡シ、大明國ノ號ヲ改メ大清ト號ス、今此號ヲ用ユ

右ノ國々道規、方角、四季、風俗、戸數、土產等記レ之者也

官府ト云ハ一國〱ノ都也、今日本ニ國主ノ居所ヲ城下ト云ガ如シ、日本ノ例ニ隨テ官府ヲ城下ト記ス

海上道規ハ日本三十六町一里ノ積リヲ以記レ之、中華外夷共ニ同前也、（日本ノ一里ハ唐土ノ六里半ニ相當レル也、口傳ニアリ）升尺ノ事中華ハ今時交易ノ諸色、何レモ斤量ヲ以テ賣買ス、米穀ノ類ト云ドモ升ヲ用ル事無シ、此故ニ長崎ニ來ル者升ヲ持來ル事ナシ、唯竹筒如キノ器ヲ以粮米ノ多少ヲ量ル而已、彼今一升ト號スル者、凡日本ノ五合弱ナル者歟、又矩尺ハ日本ノ矩尺ニ同ジ、但中華ノ尺一分ホド長キ事アリ、根元相同ト云ドモ、兩地相隔リテ其製造自然ニ差生ズル者歟、此外權衡モ替リ無シ、但其製造ニ依テ僅ニ差アル者ナリ

南京

春秋ノ呉國也、古ハ金陵ト云リ、城下ヲ應天府ト云、唐ノ時ニ江寧ト云是也、唐土第一之上國也、今清朝モ天子ノ親屬ヲ以テ城主トス、京城ノ周廻凡日本道十七里ナル由、城内ノ宮殿其美麗ヲ盡セリトゾ

道規日本ヨリ海上三百四十里、方角日本九州ノ正西ニ當ル、南京ヨリ北京迄ハ陸地凡四十日程有レ之、或河舟ニテモ往來ス、今長崎ニ來ル南京船ト云ハ、此河舟ヲ直ニ乘出シ來ル也、此故ニ舟ノ造ヤウ底平ク長キ也、何方ヨリ吹風ニモ乘安ク無レ妨、故ニ日本ニ來ル船四季共ニ有レ之

此國ノ四季日本九州ニ同ジ、雨露霜雪草木鳥獸日本ニ不レ異、北極星地ヲ出ル事三十二度、又ハ極星地ヲ出ルト云ハ、地上ニ見エタル高サノ度也、三十三度ノ地ナリ

風俗禮法正ク、四民ノ産業何モ日本ト不レ異、衣冠ハ今之清朝ニ改メラレテ韃靼國ノ裝束トナセリ、頭髪ハ廻リヲ剃テ中ニ少シ殘シ、三ツウチニ組テ後ヘサゲ、或ハ縮ネタルモアリ、十五省共ニ同前也、今長崎ニ來ル唐人ノ姿ハ皆北狄韃靼ノ姿ニシテ、中華往古ヨリノ風俗ニ非ズ、詞十五省共此國ノ詞ヲ以テ上トス、日本ニテ山城ノ詞ヲ上トスルガ如シ、今日本ニテ讀來ル字韻、南京同音ノ文字多シ、唐士ニテ詩ヲ謠フニモ此國ノ音律ヲ以テ本トス

南京省ノ戸數凡一百九十七萬軒、人數九百九十七萬人ト云、此内皇都應天府戸數九萬軒

中華十五
北京
山西
恒山
遼東
山東內
朝鮮
山東
登州
泰山
河南
嵩山
マシツ
淮南
イキ
日本九州
長崎
イワウ嶋
南京
蘓州
湖廣
洞庭湖
衡山
江西
鄱陽湖
浙江
西湖
普陀山
福建
福州
興化
泉州
漳州
潮州
惠州
廣東
高州
雷
瓊州
廈門
烏坵
タイワン
唐土東西凡一千里南北凡八百餘里之國也

省之畧圖

此國大國ニテ海邊ニ津湊多、故ニ長崎ニ來ル船多シ、日本萬治寛文ノ比ヨリ、日本渡海ノ儀ヲ大ニ禁制セシカ共、今代大清一統セシ故ニ日本ヘノ渡海宥免セラレテ、此國ヨリ長崎ヘ來ル船幷商人最多シ、此國ノ内ヨリ長崎ヘ船仕出シ來ル所々左ニ記ス

蘇州府　戸數凡十六萬軒ノ所ナル由

古之姑蘇ト云是也、城廓民家繁榮ノ地ニテ船仕立ル所也、日本ヨリ海上三百里

松江府　民戸凡八萬軒餘ノ所也

是所ヨリ應天府迄凡四十里、河舟ニテモ往來ス、日本ヨリ海上三百里

楊州府　戸數凡四萬軒

日本ニテ古ヘ楊州ノ津ト云是也、今ハ其繁榮蘇州ニ不レ及、日本ヨリ海上三百二十里

常州府　戸數凡六萬軒

周泰伯ノ居所也ト云リ、蘇州ノ並ビニテ楊州ニモ近シ、日本ヨリ海上三百里

崇明縣　蘇州ノ内ニテ狹キ所也、南京河口ノ嶋ナルヨシ、日本ヨリ海上同前

淮安府　戸數凡三萬五千軒

楊州ノ北山東ニ近キ所、自二日本一海上三百五十里

鎮江府　戸數凡二萬五千軒

明朝人物像

清朝人物像

楊州ノ南也、金山寺此所ニ有リ、日本ヨリ海上三百里

應天府　戸數凡九萬軒

南京ノ城下也、海邊ニ隔レリト云ドモ、大河海ニ續テ大船往來不レ絶、其間四日路程有レ之トゾ、自ニ日本一海上三百四十里

右ノ外少々船來ル所有レ之ト云ドモ、當今稀ナル故ニ略ス、又船來ル事無ト云ドモ商人長崎ニ來ル所々左ニ記ス

鳳陽府　安慶府　太平府　廬州府　徽州府　廣德府　和州府　徐州府　滁州府　寧國府　池州府　此外商人ノ在所少々有レ之

土產ハ織物、塗物、燒物、小間物、諸具、何レモ此國ヨリ出ルヲ上品トス

南京省土產　書籍應天府　白絲廣德　綾子蘇州　紗綾同　縐紗同　綾機同　羅同　紗同　紦同　閃緞同

雲綃同　錦同　裏綃同　金緞同　五絲同　柳條同　襪褐應天府　紬廣德蘇州　金入木綿蘇州　絹紬同

木綿所々　綾木綿蘇州　眞綿廣德　繰綿蘇州　布色々同上　綵線色々應天　紙色々廬州池州安慶　書翰紙色々應天　墨徽州　筆寧國　扇子色々應天

箔金銀同上　硯石色々徽州　線香應天　針色々同　櫛篦色々同　匂袋並香玉同　造花色々同　茶上中下色々常州廬州池州松江　茶瓶土燒廣德

磁器土燒物也色々同上　鑄物道具色々應天（唐人ハ用器ノ字ヲ用ユ）　錫道具色々　象眼鐔色々　塗物道具堆朱沈金　青貝（螺鈿）蒔繪　朱塗屈輪　已上應天府　光明朱廬州

綠青同　明礬同　綠礬同　紅豆所々色朱ノ如シ　茨實應天蘇州　檳榔子蘇州　栴檀同　芍藥楊州　黃精滁州　何首烏徐州

白朮安慶　石斛廬州　甘艸同　海螵蛸(ホシイコ)淮安　紫金錠應天　蠟藥同丸、蠟藥、琥珀丸、清心益母丸、蘇香丸、　花石徐州　賬子人形(ハリコ)應天蘇州其外所々
角細工物色々同　皮文庫紫州　縫物色々應天　墨蹟新古同　繪新古同　古董同、唐物道具也、古畫古器古畫ノ類ヲ都テ云唐話トウ　細用器(コマモノ)色々所々
藥種色々所々

右ノ外種々雖レ有レ之不レ能レ盡記一、藥種ノ内其所ノ名物カ、或異類ノ珍キ藥種等ハ、其出所ノ名ヲ記スル者也、並ノ藥種等ハ何方ニモ品々有レ之ガ故ニ、其一種〳〵ノ出所ヲ記スルニ不レ及、小間物等モ同前也、後準レ之

北京省

王城ヲ順天府ト云、戰國燕之都也、元朝明朝都モ此所也、今淸朝ノ帝王モ順天府ニ居ス、東ハ朝鮮ニ續キ北ハ韃靼ニ連レリ、最要害ノ地ナリ、京城ハ周廻日本道七里、皇居、宮殿、樓臺美盡セリトゾ
道規自二日本一凡五百九十里、方角日本九州ノ亥子ニ當レリ、唐土東北ノ隅ナリ、南京ヨリハ北ニテ陸路四十日程ナリ、海邊ニ非ザル故、日本ニ船仕出ス事ナシ
四季寒國也、霜雪多シ、北極地ヲ出ル事四十度强ノ國也
此國風俗人物南京人ニ同ジ、但寒國故裘ヲ用ル者多シ、詞南京ニ同クシテ音律少强シ、人品モ南京ヨリハ少豪强ニ見ユル

北京省戸數四十一萬九千軒、人數三百四十五萬二千三百人、此内京師順天府ノ戸數十萬軒餘

此國ヨリ船ハ不レ來ト云共、商人等此國ノ土産ヲ携ヘ、南京出シノ船ヨリ長崎ヘ來ルナリ、其商人ノ所々如レ左

順天府　保定府　順德府　廣平府　大名府　永平府　河間府　保安府　延慶州　眞定府

萬全指揮使司

已上ノ所々ヨリ商人日本ヘ來ル也

北京省土産　人參 永平　丹錫 同　水晶 萬全　瑪瑙 同　磁石 同　大赭石 同　紙 色々永平　瓷器（シキ） 順德土燒物　玄精石 順德

紫草 大名　紫斑石 大名順德　畫眉石 順天女人ノ眉造ルニ用ル墨也　蟾酥 保定　榛實 延慶　綿梨 順天河澗　蔓荊子 河澗　芽種 同

銀魚 順天　襪褐（トロメン） 同南京ヨリ下品　半弓 同　細用器 同　藥種 所々色々

右之外藥種等多有レ之ト云共、上品ノミ記レ之、

山東省

城下ヲ濟南府ト云、春秋ノ魯國也、南方ハ南京ニ續キ、北ハ北京也、東邊ハ海ニ至テ大國也、孔子ノ御生國ニシテ、兗州府ノ曲阜縣ニ孔子大聖ノ廟在リ、常ニ參詣ノ諸人群集ス、孔里ト云テ民戸一千軒有レ之、又孔子ノ御舊宅所林ト成レリ、今猶諸鳥巢ヲ造ル事ナシトゾ、又孔子ノ墓アリ、孔林ト云ト、

何レモ曲阜縣也、此外古蹟多キ國ナリ、五嶽ノ內、東嶽泰山モ濟南府ニ在レ之
道規自ニ日本ー凡四百餘里計、方角日本ヨリ戌ノ方也、四季日本ノ五畿內ヨリ少寒キ也、北極地ヲ出ル
事（地ヲ出ルト云ハ、地上ニ見ユル高サ也、下皆可レ傚レ之）三十六度ノ國也、北邊ハ三十七八度ノ所モ有レ之、風俗人物衣冠南京ニ同ジ、
詞モ同前也、少音律ニ不同アリ、日本京都ト大坂ノ詞ノ如シ
此國戶數凡七十七萬軒、人數六百七十六萬人、此內濟南府戶數七萬軒
此國ヨリ日本ヘ船來ル事稀也、此國海邊登州ヨリハ船仕立來リシ事有レ之、商人等南京出シノ船ヨリ
多ク乘渡レリ、商人ノ所々如ニ左記ー
濟南府　兗州府　青州府　東昌府　登州府　萊州府　遼東都指揮使司
山東省土產　牛黃（青州登州）　人參（遼東）　阿膠（兗州）　枸杞子（東昌）　棗（同）　五味子（遼東）　金杏（濟南）　蒙頂茶（兗州府ノ蒙山ヨリ出ル者上品ナリ）
河鮫（カハサメ）（登州）　黃絲（濟南）　紬（同）　襪褐（トロメン）（同）　眞綿（東昌）　黃丹（青州）　白礬（同）　硯石（登州）　五色石（萊州）　石膏（登州）　滑石（同）
方竹（同四角ナル竹）　朴硝（青州）　瓷器（東昌下品ノ土燒）　青鼠皮（遼東）　貂鼠皮（リス）（同）　膃肭臍（ヲットセイ）（登州）　茶（同下品）　藥種色々（萊州ニ多有之）　松實（遼東）
此外細物道具有レ之

山西省

城下ヲ太原府ト云、戰國趙ノ都、春秋ノ晉國也、此國ノ平陽府ハ堯舜ノ都也、五嶽ノ內北嶽恒山モ大

同府ニ在リ、此國ハ海邊ニ遠キ國也、太原府ノ五臺山ハ文殊ノ靈地ナリ
道規自二日本一凡七百里、方角南京ヨリ乾ノ方ニ相當リテ陸路三十日程也、最大國也
四季寒國也、此國寒濕ノ地ナル故ニ、民俗常ニ蒜ヲ食ス、故ニ人ノ匂惡シ、北極出レ地事三十八度ノ
國也、風俗人物南京ニ同ジ、但少豪强ニ見ユ、衣服裘多シ、詞南京ト同クシテ音律强シ、日本京都ト
東國ノ詞ノ如シ
此國ノ戸數凡五十九萬軒、人數五百八萬四千人、此内太原府ノ戸數六萬軒也
此國海邊ニ遠キ故船來ル事ナシ、商人等南京船ヨリ來ル也、商人ノ所々如レ左
太原府　平陽府　大同府　潞安府　汾州府　遼州府　沁州府　澤州府
山西省土產　人參太原潞安　麝香遼州　無名異同　芽香遼州澤州　香皮同大同　石菖蒲沁州　黄芪同　甘草汾州
石碌大同綠ノ具　花斑石同　瑪瑙石同　瓷器太原　龍骨平陽　黄鼠大同　毛氈太原　天花粉太原
此外藥種所々ニ有レ之

陝西省

城下ヲ西安府ト云、周、秦、漢、晉、唐何レモ此國ニ都ス、長安咸陽ナンド云モ西安府ノ内也、西嶽華山
モ西安府ノ内華陰縣ニ有リ、古ノ周國ニテ終南山、渭水、驪山、鴻門等ノ名山舊蹟最多シ、文王武王

ノ舊蹟同廟陵等皆在レ之

道規自ニ日本ニ凡八百餘里、方角唐土ノ西北隅ナリ、自ニ南京ニ陸路凡四十日程也、其北西ノ二方ハ戎狄ノ國ニ連レル大國也

四季日本京畿ノ氣候ニ同ジ、北極出レ地事三十五度、又ハ三十六度ノ國也

風俗人物南京ニ同ジ、衣冠同前也、詞モ同クシテ少差ヘル處アリ、日本大和ト山城ノ詞トノ如シ

此國ノ戸數三十八萬二千軒、人數三百九十三萬人、此内西安府ノ戸數三萬軒

此國海邊ニ遠ク、商人等土産ヲ携ヘ南京浙江、又ハ福州邊ニ出テ日本ニ來ル也、商人ノ所々如レ左

西安府　漢中府　平涼府　河州衛　鞏昌府　臨洮府　慶陽府　延安府　寧夏衛　洮州衛　鳳翔府

岷州衛　靖虜衛　楡林衛（陝西行都司）

陝西省土産　毛氈（西安行都司）　瑪瑙（同）　石碌（同綸具）　熊膽（漢中鞏昌）　辰砂（同）　水銀（同）　麝香（同）　紫河車（漢中薬物ナリ）　茶（同）

烏蛇（鳳翔）　雄黄（鞏昌行都）　天南星（西安）　細辛（同）　澤瀉（同）　甘遂（同薬種）　石膽（同薬物）　鹿茸（漢中）　蜂蜜（同）　金紫艸（慶陽艸花ノ類）

芎藭（鳳翔）　秦艽（同）　骨碎補（同）　商陸（同）　牡丹皮（西安）　當歸（鞏昌）　麥門冬（同）　天門冬（同）　天麻（漢中）　石菖（同）　乳香（同）

海金沙（同）　金紫柳（同鞏昌鉢ニ植テ愛スル柳也）　青木香（延安）　枸杞子（寧夏）　甘松（臨洮）　藕粉（西安ハスノセン）　石油（行都司外科ニ用）　蟾酥（慶陽）

瓷器（平涼上ヤキモノ）　錦鷄（岷州）　鸚鵡（インコ鳳翔）　飛鼠（ヒス西安）　豹皮（洮州）　犛牛毛（赤麾黒麾ニスル毛也、臨洮ヨリ出ル獸ノ毛ナリ、不レ染ハ白麾也）

右ノ外藥種猶多シ、又雜品多シ、唐土ニテ此國ノ馬ヲ以テ上トス、諸國ノ馬ト同ジカラズト也

河南省

城下ヲ開封府ト云、戰國ノ魏ノ都也、伏羲神農ノ都モ此國ナリ、南京ニ替リナキ上國ナリ、中嶽嵩山モ河南府ノ登封縣ニ有レ之、其外舊蹟多キ國也

道規去ニ日本一凡五百餘里、南京ヨリ陸路二十日程、方角南京ノ西戌ノ方ニ當レリ、北極ノ出レ地事三十五度ノ國也、四季日本京都ニ同ジ

人物風俗南京ニ同ジ、詞モ替リナシ、禮法正キ國也

此國ノ戸數五十八萬九千三百軒、人數五百十一萬人、此内開封府ノ戸數九萬軒

此國海邊ニ非ザル故船來事ナシ、商人等南京船ヨリ多乘渡ル也、此國ヨリ長崎ヘ來ル商人ノ在所如レ左

開封府　汝寧府　歸德府　衞輝府　彰德府　河南府　南陽府　汝州府　懷慶府

河南省土產　牛黃彰德　磁石同　艾同モサ　熊膽河南　烏梅同　牡丹皮同　膽礬同　麝香同　鹿茸同懷慶久

地黃懷慶　山藥同　天門冬同　紅花開封　麻黃同　遠志同　瓷器同土ヤキモノ　半弓同　石靑南陽　香橙ヒヤンタウ同佛手柑也

棗同　白花蛇同　綠毛龜同　黃芪汝寧　茶同　碁石同　藥種懷慶汝寧ニ甚多、不レ盡レ記

此外雜品猶多シ

湖廣省

城下ヲ武昌府ト云、春秋ノ楚國也、三國ノ時ノ吳都也、洞庭湖モ此國ノ岳州ニ在リ、風景ノ境地多キ所也、赤壁モ此國也、南岳衡山ハ衡州府ニ在リ

道規自日本凡六百里、南京ヲ去ル事凡二十日程、方角南京ノ西ナリ

四季日本九州ノ氣候ニ同ジ、北極出地事三十二度

此國ノ戶數五十三萬二千軒、人數四百八十二萬三千六百人、此內武昌府戶數三萬軒

此國海邊ニ非ズ、商人共南京福州ノ船ヨリ長崎へ來ル也、商人ノ所々如左

武昌府　漢陽府　襄陽府　德安府　黃州府　荊州府　嶽州府　長沙府　衡州府　寶慶府　常德府

辰州府　永州府　承天府　靖州府　鄖陽府　永天府　郴州府　施州衛　永順軍民　保靖軍民

湖廣省土產　茶（武昌荊州）　紙（同又衡州）　水晶（武昌）　白蠟（荊州）　黃蠟（保靖）　水銀（辰州保靖）　朱砂（辰州長沙）　海金沙（同）　石青（承天岳州）　石綠（同）

麝香（鄖陽）　雷丸（同）　石膏（同）　葛布（靖州）　五倍子（同）　硯石（荊州）　柑橘（同）　梔子（同）　貝母（同）　芒硝（同）　箭竹（同矢ニ用ユ）

方竹（岳州四角ノ竹）　香橙（漢陽）（シユカン ブ）　斑竹（同）　銀杏（同）　綿布（モメン）（同）　綿花（モメンクワ）（承天）　漆（同）　蓽薢（同）　黃精（襄陽）　地楡（衡州）

金稜藤（施州艸花ノ類）　金星艸（同）　白芨（黃州）　連翹（同）　白花蛇（同）　綠毛龜（同州）　異蛇（永州）　石燕（同）　零陵香（同）　萬年松（襄陽）

錦雞（同鄖陽）　天鵞（漢陽）　黑鸛（長沙）　白鷴（施州）　羚羊（同）　野馬（同）　降香（同藥種）　花猫（承天日本ノ三毛ネコ）　鷓鴣鮓（ミサゴノスシ）（長沙）　豺（保靖軍）

豹同　猿猴同　熊同　野猫承天大ナリ

右ノ外藥種猶多シ、已上ノ禽獸ノ類ハ今時持渡ル事無レ之

江西省

城下ヲ南昌府ト云、戰國楚ノ地ナリ、此國ノ饒州府ニ鄱陽湖アリ、又南康府ニ廬山アリ、九江府ニ濂溪在リ、周茂叔陶淵明ノ故蹟多シ、名所多キ國也

道規日本ヲ去コト凡五百餘里、南京ヨリ十餘日程西

四季日本九州ノ如ク少暖カナリ

人物風俗右ノ國々ト同ジ、詞南京ニ同クシテ言音ニ少異アリ

此國戸數一百三十六萬四千軒、人數六百五十五萬人、此內南昌府戸數八萬軒

此國海邊ニ非ズ、商人等南京福州ノ船ヨリ長崎ヘ來レリ、商人ノ所々如ニ左記一

南昌府　饒州府　廣信府　南康府　九江府　建昌府　撫州府　臨江府　吉安府　瑞州府　袁州府　贛州府　南安府

江西省土產　葛布南康吉安　茶南昌南康饒州　瓷器廣信饒州　紙廣信　金絲布(キンイリモイン)建昌　水昌吉安廣信　石綠瑞州　石青同綸具　石蜜贛州　矢竹同　斑竹同(マダラ竹)　綿袁州　紵布南昌袁州　黃精袁州　地黃同　石耳九江　雲母同　玄參同　石斛南康九江

紫草吉安　仙茅南安　茶磨チヤウス同　金銀銅鐵錫鉛所々ノ山ヨリ出ル者也

此外藥種猶少々有レ之

增補華夷通商考卷之一終

增補華夷通商考卷之二

浙江省

城下ヲ杭州府ト云、春秋ノ時越ノ國也、南京ニ同ジキ上國ナリ、杭州府ニ西湖在リ、中華第一ノ風景ニテ繁昌ノ地ナリ、寺院多ク民屋富饒ノ所也、徑山寺モ此所ニ在リ

道規自ニ日本一海上三百五十里、但杭州府迄方角南京南陸路三十五六里ノ由

四季日本九州ニ同ジ
北極ノ出レ地事三十一度、或三十度ノ國也
人物風俗南京ニ同ジ、詞南京ニ替リナシ
此國ノ戸數一百二十四萬二千軒、人數四百五十二萬五千五百人、此內杭州ノ戸數七萬軒
此國海邊ニテ津湊多キ故、日本ニ船仕立來ル事最多シ、今時船仕出シ來ル所々如ニ左記ー
寧波府唐音シンパウ 唐ノ代ニ明州ト號ス、古ヘ日本ヨリ渡唐ノ船大方明州ノ津ニ入タル由、則此寧波ノ津也、唐土第一ノ善湊ニテ、長崎ヘ來ル船荷物ヲ調ヘ順風ヲ候ツニ勝手能所ナル故、諸方ノ船皆寧波ニ來テ、此ニテ天氣ヲ窺テ長崎ニ來ル也、四明山モ寧波府ニ在リ
道規日本ヨリ海上三百里、戸數凡六萬軒
台州府 此所ヨリ出ス船モ皆寧波ニ來テ、天氣ヲ候テ長崎ヘ渡ル也、天台山此所ニ在リ、赤城山モアリトゾ
道規海上日本ヨリ三百二十里、戸數三萬軒
溫州府 台州同前ノ所也、毎年長崎ヘ船仕出ス處也
道規日本ヨリ海上三百三十里、戸數凡同前
杭州府 即浙江國ノ城下ニテ、毎年長崎ヘ舟來ル也

道規戸數前ニ記スル如シ、船ハ川湊ヨリ乘出ストゾ

舟山　寧波府ノ内也、古ハ蓬萊山ト云ル山、島山ニテ少キ所ナリ、今時ハ此所ヨリ船仕出ス事ナシ

道規長崎迄海上二百五十里

普陀山　寧波府ノ内定海縣ニ在ル島也、補陀落迦山ト號ス、又ハ梅岑山トモ云、觀音ノ靈地ニテ寺アリ、出家而已居住ス、日本ノ僧慧萼ト云人開基ナリトゾ、日本ノ萬治寛文ノ比日本渡海ヲ禁制セシ故、寧波其外所々ノ府城ヨリハ船仕出ス事叶ヒ難キ故ニ、舟山普陀山等ノ小島ヨリ密々ニ舟々出シ來リシ者也

右ノ外船仕出ス事ナシト云ドモ、商人等來ル所々

嘉興府　湖州府　金華府　嚴州府　衢州府　處州府　紹興府

浙江省土産　白絲（嘉興湖州）　縐紗（杭州）　綾子（同）　綾機（同）　紗綾（同温州ハ下品）　雲綃（同）　錦（同）　金糸布（同）

葛布（寧波金華）　毛氈（同）　綿（紹興湖州）　羅（温州）　裏絹（同）　茶（嘉興紹興）　紙（嚴州金華）　竹紙（衢州紹興）　扇子（所々）　筆（湖州）　墨（杭州）

硯石（青州）　瓷器（處州ヤキモノ）　茶碗藥（同）　漆（嚴州杭州）　燕脂（杭州紅粉ノ類）　方竹（台州）　冬笋（杭州ウタケノコ）　南棗（金華）　黄精（杭州）

芡實（同）　竹雞（金華）　紅花木犀（寧波）　附子（同）　藥種（杭州湖州甚多シ）

右ノ外細物雜品猶多シ、南京土産ニ相同ジ

福建省

城下ヲ福州府ト云、古ノ南越也、閩越ト云モ此國也、閩中閩州ト云モ皆福州府ノ事ナリ、福建ハ海邊廣キ國ナリ

道規日本ヨリ海上五百五十里、但福州迄、南京ヨリ陸路三十日程

方角唐土巽ノ方ノ海端也、日本ヨリ坤方ニ當レリ、北極ノ出レ地事二十七度、或二十六度

四季日本九州ヨリハ暖ナリ、此國ノ夏ハ日本ノ暑氣ヨリ最甚シ、南邊ノ所々ハ皆温暖ニテ、冬月ニモ雪降事稀也

人物風俗南京ヨリハ少鈍ク賤ク見ユ、衣服ハ替無シ、詞此國ノ口ハ音律諸國ト差ヒテ通ジ難シ、南京口ト半分通ジ、半分ハ不レ通、其語音皆鼻ニ入テナマレル調子也、此國ノ戸數五十一萬軒、人數一百八十二萬人、此内福州府ノ戸數五萬軒

此國海邊廣キ故、所々ヨリ長崎ニ來ル船多シ、船ノ造リ樣南京船ト別也、與ニ圖スルガ如シ、逆風ニモ吹戻サレズ乘來ル也、南京舟福州舟トモニ四時ヲ不レ嫌長崎ニ來ル者也、船仕出ス所々如レ左

福州府　右ニ記スル如シ、城廓民屋繁榮ノ所也、河湊ヨリ舟乘出シ來ル也、道規如ニ右記一

泉州府　近世國姓爺居住ノ城廓在シ所也、近年長崎ニ多ク舟仕出ス所ナリ

道規自二日本一海上五百七十里、福州府ヨリ陸路二日程西ナリ、戸數二萬五千

廈門　泉州ノ內島ナリ、國姓爺(コクセンヤ)又此島ヲ開テ居城トス、泉州ノ枝城ナリ、國姓爺ハ明朝ノ忠臣ニテ、一度大明ノ代ヲ再興セント思ノ意有テ、廈門ノ名ヲ改メテ思明州ト號ス、其後此所ヨリ臺灣ヲ攻取テ阿蘭陀ヲ追落シタリ、國姓爺ノ子錦舍ノ時此所ヨリ長崎ヘ來レル船多カリシ、國姓爺父ハ一官老ト云、久シク日本ニ往來シテ平戸ニ居住ス、日本ノ女ヲ妻トシテ子ヲ生メリ、是國姓爺ナリ、一官老泉州ヲ領セシ時平戸ノ妻子ヲ迎フ、則平戸ヨリ長崎ニ來リテ、福州府ヨリ泉州ニ到レリ、國姓爺時ニ十七歲ナリ、武略ノ名將ト成テ一生大清ニ不レ順、長崎ニモ別腹ノ弟在シ、錦舍ノ子奏舍ニ至テ淸朝ニ降參シテ海內一統ス

道規日本ヨリ海上六百里、泉州府ヨリハ海上二十里程有レ之由、六五天ト云所ヨリハ海上八里ト云リ

烏坵(ウク)并沙埋(シヤテイ)　右二所ハ興化府ノ內ニテ島ナリ、舟仕出ス處ニハ非ズ、諸方ヨリ仕出ス舟是等ノ島ニテ風ヲ候ヒ、日本ニ乘出シ來ル也、海上日本ヨリ四百三十里

漳州府(チヤンチウ)　此所繁昌ノ地ナリ、戸數三萬軒ノ所也、此國ノ人ハ天竺諸國ニ渡海シテ商賣ス、此故ニ今長崎ニ來ル處ノ天竺等ノ外國ノ船ニハ、船主水主皆漳州國ノ人不レ乘船ナシ、暹羅(シヤムロ)、東埔寨(カンボウチヤ)、咬𠺕吧(カラパ)等ノ國ニモ、漳州(チヤンチウ)ノ人不レ絕往來シ住居スル者多シ

此國四季日本九州ヨリハ暖國ナリ

人物風俗モ南京ヨリハ賤シ、此國ノ詞ハ南京諸方ノ詞ト大ニ替リテ不レ通、語音尤賤キ詞ナリ、一國ナレ共福州ノ詞ニモ不レ同、但シ福州口ニハ偶通ズル事モアレ共、南京等ニハ曾テ通ズル事無シ、海上日本ヨリ六百三十里、福州ヨリ陸路八日程西方ナリ

安海（アンハイ） 即漳州府ノ新城下也、國姓爺居住ノ城廓此所ニモ在シ也、繁昌ノ地ナリ、如ニ前記一

右ノ外猶有レ之乎、此外此國ヨリ日本ニ來ル商人所々

建寧府　延平府　汀州府　興化府　邵武府　福寧府

已上ノ中興化汀州福寧ヨリハ、近年船日本ニ來ル事稀ニ有レ之、延平府又ハ福州府ノ閩縣ニハ朱子ノ舊蹟有レ之トゾ、閩縣ハ古一國ノ總名ヲ閩ト云シ時ノ城下ト云リ

福建省土産　書物福州　墨蹟同新古　繪同又漳州　墨同　筆同　紙同色々アリ　布同又泉州府ノ永春縣ヨリ出ル布ヲ永春布ト云　葛布興化　白絲福州

綾子（リンス）同　縐紗（チリメン）同　紗綾（サヤ）同　八絲（シュス）同　五絲（ムリヤウ）同　柳條（チヤウ）同　綾機（リン）同　紗（サ）同　紦（パ）同　羅（ロ）同　紬同　絹紬同

閃緞（ドンス）同　天鵞絨（ビロウド）同　裏絹同ナンキンセウ　絲線（マガイ）同　木綿同　畦布（ウネヌノ）同　砂糖白黒水色々、泉州漳州ニテ造ル　甘蔗（サタウキビ）泉州漳州砂糖ニセンズルキビ

佛手柑（ブシュカン）福州　橄欖（カンラン）福州泉州　龍眼漳州泉州福州　荔枝（リチイ）同　天門冬泉州　明礬同　綠礬同　花文石延平ナル石　美　鹿角菜（ヒヂキ）福州

紫菜（アマノリ）興化　牛筋（グウクン）漳州綿ヲ引弓ニ用、今ハ長崎ニテ造ル故ニ、唐ヨリ來ル弦ヲ不レ用　天蚕絲（テグス）同所魚ヲ釣ニ用ユル筋也　瓷器福州興化土ヤキモノ　美人蕉福州小サキ芭蕉ナリ鉢植ニスル

線香同　鑄物道具福州色々　塗物福州色々　古董（クウトン）同カラモノ　扇子同　櫛篦（スキクシ）同上色々　針同色々　蠟汀州　降眞香同　茴香（ウイキヤウ）延平

藕粉福州ハスノセン　魚膠（ニベ）漳州　眞綿福州南京ニ次グ　茶建寧府ノ武夷山ヨリ出ルヲ上トス、龍鳳山ヨリ出ル者ハ次レ之　砂糖漬物色々蜜漬乾漬福州泉州漳州ヨリ出

落花生（炒テ食ス所々アリ）　藥種（色々所々ヨリ出、泉州最多シ）　細物ノ類色々（福州）

右ノ外諸色不レ可ニ枚擧一、又造菓子ノ類色々有レ之、或渡來ノ唐人共長崎ニ於テ造レル者アリ、不レ可ニ盡記一、今時持渡レル處ノ諸色、南京浙江ヨリ交易シテ持來ル物モ多シ、故ニ南京船福州舟ハ共ニ荷物同ジキ也、又山西、陝西、河南等ノ諸國ノ土産、南京福州ノ舟ヨリ持渡ル物多シ

廣東省

城下ヲ廣州府ト云、春秋ノ時南越ト云、宋ニハ南漢ト云、大國ニテ、海邊繁榮ノ國也、古百粤地ト云モ此國ノ事也、朱崖儋耳ナンド云モ、皆此國瓊州邊ノ事トゾ

道規自二日本一海上八百七十里、或九百里、方角福建ノ正西海邊續キノ國ナリ

四季福州ヨリハ又暖國也、日本ノ四月比ヨリ暑氣甚シ、冬モ雪降事稀也、北極出レ地事二十一度ノ國也、

人物風俗モ南京福州等ヨリ賤シ、衣冠ハ同前ナリ、詞福州ニ似テ又別也、不レ通事多シ

此國ノ戶數四十八萬五千軒、人數一百九十八萬人、此內廣州ノ戶數五萬軒餘

此國海邊津湊多キ故、日本ニ船仕出ス所々多シ、廣州府ノ津口ヲ十二門ト號シテ、十二所ノ口有レ之ト云、此國ノ中ヨリ日本ニ舟仕出ス所々如レ左

廣州府　即廣東國ノ城下也、其事如ニ前記一

潮州府　此所ハ韓退之ノ流サレシ所也、近代ハ巫女覡男山伏如キノ者多クテ、鬼神ノ取出シノ類甚多トスリ、韓退之ノ廟今ニ在レ之、長崎ニ來ル人多シ、海上日本ヨリ八百里、戸數二萬五千軒

蘇祿(ソウラク)　廣東ノ南海中ノ島也、外夷ノ内ナリトモ云リ、此以前長崎ニ船來リシ、近年ハ不レ來、海上右ニ同

南洋　是モ近年ハ船不レ來、唐人此以前皆南洋ノ字ヲ書ス、愚按ズルニ、南雄府ノ事歟、海上日本ヨリ八百五十里、尤狹キ所ナリ

碣石衞　右同前、近年船不レ來、海上八百里

惠州府　廣キ所也、漳州ニ近シ、能湊アリテ舟日本ニ仕出ス所也、日本ヨリ海上八百五十里、戸數二萬五千軒

雷州府　右ノ惠州ノ西、海上右ニ同ジ、戸數一萬軒、此地ハ春夏ノ間雷鳴事甚多シト云

瓊州府　古ノ朱崖儋耳ナンド云ルモ此國也トゾ、離レタル島國也、舟來リシ事多シ、日本ヨリ海上九百里、戸數三萬軒餘、北極出事十九度ノ地也

海南(ハイナム)　瓊州ノ内ニテ能湊也、今長崎ニ來ル船多シ、海上八百五十里

高州府　惠州ノ西ニテ廣キ所也、日本ニ舟仕出ス所也、土民殊外鬼神ヲ信ジ祭ル事多キ所ト云、自二日本一海上一千里、戸數二萬軒

右ノ外舟不レ來ト云ドモ、商人來ル所々如レ左

韶州府　南雄府（大庾嶺アリ、祖ノ古蹟アリ）、六　羅定州　廉州府　肇慶府　此外雲南四川貴州等ノ商人、廣東出シノ船ヨリ長崎ニ來ル也、福州漳州等ノ商人モ此國ヨリ長崎ニ來ル事多シ、絲織物藥種等ハ中華第一ノ多キ國也

廣東省土産　白絲（廣州所々）　黃絲同　錦同　金緞（キンイリ）同　二彩（ヾビイ）同　五絲（ムリヤウ）同　七絲（シユチン）同　天鵞絨（ビロウド）同　八絲（シユス）同　閃緞（ドンス）同

鎖服（チヨロケン）同　柳條（チヤウ）同　綾子（リンズ）同　縐紗（チリメン）同　紗綾（サヤ）同　絹紬（同高州）　䌷（パ）（同同）　綿（同同）　紬（同同）　綱（サヤノ類高州）　塗物（朱塗箔蒔繪色々）

土燒物（白燒ナリ佛像器物）　銅器（色々）　錫器（色々）　丹砂　畫錐（トヾ）　針（廣州）　眼鏡（已上ノ數品ハ、共廣州府ヨリ出）　龍眼（潮州廣州）　荔枝（同雷州）　沈香（瓊州）

烏木（コクタン）同　欅枝花（同キリタノ類也枕ニ入）　玳瑁（同ペツカウ也）　檳榔子同　龍腦（高州）　麝香（本雲南ノ産ナリ、外ヨリ勝レテ上好也）　瑱珠（廉州カイノタマ）

英石（廣州華物）　眼茄（同眼茄木ノ實也、色形チ茄子ニ似テ小ナリ、眼病ニ目ヲ拭テ吉）　山歸來同　漆（同白クシテ早ク乾クナリ）　椰子（瓊州油モアリ）　波羅蜜（同木ノ實）

蚺蛇膽（潮州華物トス）　水銀（高州）　鍋（色々同又廣州）　天蠶絲（テジス）（潮州）　端硯（タンケン）（肇慶州ノ端溪ヨリ出ル硯石ナリ）　車渠（シヤコウ）（瓊州石）　花梨木（クハリン）同　藤（同高州）　翡翠（カハセミ）（廉州）

鸚鵡（インコ）（惠州高州）　五色雀同　錦鷄（同美鳥）　孔雀（高州肇慶）　藥種（色々所々有之、上好ハ四川ノ産也）　蠟藥（琥珀丸、淸心丸、蘇香丸、益母）

右ノ外細物雜品猶多シ、藥種ノ類ハ四川國ヨリ出ルヲ持渡ル故ニ、廣東ノ船ヨリ來ルヲ上好トス、麝香モ雲南ヨリ出ル故、合藥ノ類此國ヨリ來ヲ上トス

廣西省

城下ヲ桂林府ト云、是モ古ノ南漢百粤ノ地ナリ、海邊少シアル國也
道規、自二廣東一陸路五六日程西ノ方也、然ラバ日本ヨリ一千餘里ノ規ナリ
四季、福州ト同ジ、北極ノ地ヲ出ル事二十四度、或五度ノ國ナリ
風俗人物又ハ詞廣東ト同クシテ少異アリ、衣冠ハ同前也
此國戸數凡二十萬軒、人數一百萬人、此内桂林府ノ戸數三萬五千軒
此國海邊少キ故、日本ニ船來ル事稀也、商人等廣東出シ、又ハ泉州出ノ船ヨリ長崎ニ來ル也、其商人ノ所々如二左記一

桂林府　柳州府　梧州府　潯州府　南寧府　太平府　思明府　思恩軍民府　鎮安府　思陵州　奉議州
向武州　利州　田州　泗城州　都康州　龍州　江州　安隆長官司　上林長官司　慶遠府　平樂府
上隆州

廣西省土産　龍眼柳州　荔枝（リチイ）同　橄欖（カンラン）潯州　肉桂同　鐵刀木（タカヤサン）同　桂心桂林柳州　零陵香同　何首烏同　辰砂梧州
地黄同　仙茅同　縮砂同　烏蛇同　檳榔慶遠　豆蔻同　草菓同　欝金柳州　藤同　降眞香同鎮安　木綿太平
紵布平樂潯州　蠟白平樂黄鎮安　烏藥泗城　雄黄同　石燕桂林　蘆甘石柳州　犀角梧州　象南寧　錦雞同　孔雀同　馬同
石猪（エンチョ）同ヤマブタ　猩々梧州　蚺蛇蟾桂林柳州　倒掛（タンウワ）南寧倒掛ハ鳥ナリ、毛ノ色青緑ニシテ逆倒ニ木ニ止リ居ル　藥種桂林、梧州、潯州柳州ニ甚多シ

雲南省

城下ヲ雲南府ト云、古ノ西南夷ノ地ナリ、東京交趾ニモ陸路續キニテ、西ノ方境界ヲ不ㇾ知ノ大國也

道規去ニ日本ニ凡一千四百里、方角廣東國ノ西中華西南ノ海邊ニ至タル國也、南京ヨリハ一千二百里、

四季廣東ニ同ジ、但大國ノ故、南ノ海邊ノ地ニ至テ暖國也、北極ノ出ㇾ地コト二十度ヨリ三十度ニ及

タル國也

人物風俗少賤キ也、詞又餘國ト異アリ、廣東ニ似テ又別也、衣冠等ハ替ナシ

此國ノ戶數人數不ㇾ詳、戶數十二萬、人數一百四十萬ト云ハ總計ニハ不ㇾ可ㇾ有、城下雲南府ノ義ナラ

ン乎、此國ヨリハ日本ニ船仕出ス事ナシ、商人等廣東漳州福州ノ船ヨリ乘來ル也、其商人ノ所々如ㇾ左

雲南府　大理府　楚雄府　徵江府　臨安府　蒙化府　廣南府　廣西府　景東府　鎭沅府　永寧府

順寧府　孟定府　孟艮府　北勝州　新化州　威遠州　鎭康州　大候州　灣甸州　鶴慶軍民府　武定軍民

曲靖軍民　尋甸軍民　麗江軍民　永昌軍民　元江軍民　者樂甸長官司　鈕兀長官司　芒市長官司　車里軍民宣慰使司

老撾軍民宣慰使司　木邦軍民司　瀾滄衞軍民指揮使司　騰衝軍民　孟養軍民　緬甸軍民　八百大甸軍民

南甸宣撫司　千崖宣撫司　隴川宣撫司　姚安軍民府

雲南省土產　麝香蒙化姚安ヨリ出、中華第一ノ上好　沈香臨安車里　白檀八百大甸　乳香車里老撾　木香同同　當歸武定　安息香八百大甸　人參姚安

肉桂同　木櫨子同　松子鶴慶　烏木元江　紫旦同　蘇木同　檳榔同臨安　胡椒蒙化木邦　琥珀麗江孟養　錫木邦　石青府前註

石綠同前ニ註　詞子老撾　鹿茸瀾滄　瑪瑙大理　花文石同ウツクシキ石　滑石麗江　茶徽江永昌　毛氈廣西下也　毛褐徽江ケチリノ類　仙茅同

細布永昌上モメンノ類　漆同　攀枝花北勝　波羅蜜臨安　石油緬甸　椰子同　無花菓大理ハナナシコノミ　斑竹蒙化ラウタケ　濮竹騰衝一節ノ間四五尺コナガダケ

芋隴川大サ一尺二三寸　芭蕉實蜜漬灣甸　籐鎭沅　火浣布火鼠ノ毛ニテ織リタルモノト云、垢ツクトキハ、火中ニテ燒バ白クナル　鱗蛇膽元江臨安　孔雀同鎭沅

小雞同チャボノ類　犛牛永寧　猩々永昌　象緬甸所々　犀老撾　虎孟甸　馬孟養　靑魚膽藥ニ用ヒリリノタグヒ　蛤曲靖甚大ナリ　石燕同

兜羅綿　藥種所々

貴州省

城下ヲ貴陽府ト云、古ノ西南夷也、海邊ニ少シ遠シ、道規廣東ヨリ十五日、或二十日ノ陸路ノ由、方角雲南ノ東北、廣東ノ西北ニ當レリ、十五省ノ內ニテ小國也ト云ドモ、要害ノ地ニテ吳三桂モ領セシ也

四季日本ヨリハ暖ナル國也、北極ノ出レ地コト二十六度

人物風俗福州人ニ同ク、詞少々異アリ

此國ノ戶數人數不レ詳、戶數二十三萬ト云ハ此國ノ總計ニハ不レ可レ有、城下貴陽府ノ義ナラン、此國

海邊ニ非ザル故船來ル事ナシ、商人等日本ニ來レリ

貴陽府　思州府　思南府　鎮遠府　都勻府　普安府　銅仁府　石阡府　鎮寧府　安莊衛　黎平府
新添衛　平越衛　龍里衛　普定衛　畢節衛　威清衛　烏撒衛　清平衛　平壩衛　安南衛　赤水衛
興隆衛　永寧衛　貴州宣慰司

右ノ所々ノ商人、廣東福建ノ船ヨリ長崎ニ來ル也

貴州省土産　朱砂思州思南　水銀同同　雄黄貴陽　菖蒲同　蘭貴陽思南　鉛思州　葛布銅仁　蠟鎮遠　海棠同唐第一　芙蓉同如上
石榴同　烏頭平越　木香同　木瓜石阡　矢竹銅仁　茯苓黎平　茶貴陽平越　鐵思州思南　白鷴思南　竹鷄同安南　猿安南
馬貴陽安南　藥種所々

四川省

城下ヲ成都府ト云、古ノ蜀國ノ地、戰國ノ時秦國ノ内也、唐ニハ劍南ト云、此國ノ西方則西番ニテ、中華ニ屬セル國多ク、大山連聯トシテ要害廣大ノ國ナリ、天竺ヘノ通路アリト云

道規廣東ヨリ二十餘日ノ陸路トゾ、去ニ南京ニ凡八百餘里、方角ハ中華ノ正西ノ極リ、雲南ノ北ニ當リ、陝西ニ連リテ、海邊甚遠キ國ナリ

四季日本ノ九州ニ同ジ、北極ノ出レ地事三十二度

人物風俗陝西等ノ國ニ同ジ、詞モ替リナシ、但南京トハ少異アリ、此國戸數不レ詳、戸數十六萬四千

軒、人數二百二十萬人ト云ハ城下成都府ノ義ナルベシ、成都府ハ六州二十五縣也

此國海邊ニ非ズ、船來事ナシ、商人等日本ニ來レリ

成都府　保寧府　順慶府　敍州府　重慶府　馬湖府　龍安府　眉州　瀘州　潼川府　嘉定府　邛州府

雅州府　夔州府

平茶洞長官司　邑梅洞長官司　東川軍民府　鎭雄軍民府　烏蒙軍民府　烏撒軍民府　播州宣慰使司　永寧宣撫司　酉陽宣撫司

黎州安撫司　四川行都司

天全六番使司　松潘指揮使司　疊溪守御千戸ノ所

右ノ所々ノ商人等、福州浙江廣東出ノ舟ヨリ長崎ニ來ル也

四川省土産　黃絲保寧順慶　毛氈東川松潘　扇子重慶　水銀龍安　牛黃黎州　麝香嘉定鎭雄松潘　丹砂重慶播州　雄黃播州　羚羊角龍安

犀角同　天雄同　甘松松潘　當歸同　羌活同　白朮同　黃連夔州　胡黃連同　牛膝同　芎藭成都　附子同

烏頭成都　欝金同　椒同蜀椒川椒也　酴醿同　牡丹皮同　木瓜東川　石菖瀘州　貝母重慶　五加皮敍州　天門冬順慶

外麻天全　天南星同　續斷成都　華解同　川練子同　棗馬湖　荔枝嘉定敍州　松子東川　漆同　蟾酥同　氈衫同

茶保寧所々又蒙頂茶ト號スルモノ雅州ヨリ出　蒲江硯邛州ノ蒲江縣ヨリ出ル硯石也　蜜保寧東川　酥油龍安　巴戟保寧　寒水石眉州　斑竹同　節竹敍州内實ナル竹

石瓜瀘州　石綠同　梅子所々甚大ナリ　白鷴邑梅　錦鷄龍安天全　鸚鵡烏蒙　銀鷄鎭雄夔州　畫眉鳥邑梅　犛牛疊溪　異馬永寧疊溪

鹽成都、保寧、敍州其外所々ニテ井水ヲ煎ジテ鹽造ル者ナリ　藥種所々

右ノ外猶雖レ有レ之、藥種等ノ餘國ニ勝レタル者ヲ記シテ其餘略レ之、藥種ハ唐土第一ノ國ナル故ニ、藥種ノ上好ナルハ皆川ノ字ヲ付ルナリ、川芎、川練子、川白朮ト云ガ如シ

已上中華十五省也、日本ニテ唐ト號スルハ此十五省ヲ總テ云ル也、右ノ國々何レモ聖人ノ學文ヲ本トシテ、三教通用ノ國也

長崎ニ來ル唐人船菩薩ト號スルハ第一媽祖（マツソウ）ナリ、姥媽（ノウマ）共號ス、本福建興化ノ林氏ノ女、大海ニ沒シテ神ト成、神異靈現ニシテ渡海ノ船ヲ護ル、天妃ノ尊號ヲ謚ス、又ハ聖母ト號ス、觀世音ノ化身ト云、薩摩國野間權現ハ則姥媽神也、野間ハ則姥媽ノ和音ナリ、次ニ關帝菩薩是ハ蜀ノ關羽ナリ、又大道公ト云神ヲ敬ス、衣冠漢唐ノ儒者官人ノ形像ノ如シ。其傳ヲ不レ知、又諸葛武侯ヲ敬ス、又ハ張天師ヲ祭ルモアリ、各志ニ隨フ、又觀音ヲ信ズル者多シ、長崎ニ來ル唐船津口ニテ必ズ石火矢ヲ放ツ、碇ヲ入レバ必ズ金鼓ヲ鳴シテ祝クナリ、津內ニ類船アレバ、禮旗ノ上ゲ下シニ、必ズ先ニ到レル處ノ船ニ禮讓シテ後、金鼓ヲ鳴シテ禮旗ヲ納ムル法ナリ、又同津ノ中ニ船荷役ノ後、菩薩ヲ船ヨリ下シ、又ハ歸帆ノ時菩薩ヲ乘スル事アレバ、最モ路次スガラ金鼓ヲ鳴シ、喇叭吹事ナリ、既ニ其船ニ到リヌレバ、湊中ノ類船盡ク金鼓ヲ鳴ス事三々九遍、歸帆既ニ碇ヲ揚、石火矢ヲ放チ、金鼓ヲ鳴ストキモ、湊中ノ類船皆各三々九遍ノ金鼓ヲ鳴シテ出帆ヲ祝フノ禮法アリ、唐土ノ風俗ナリ

唐船役者 漳州ノ詞ヲ記ス

夥長（ホイテウ） 海上ノ乗方ヲ主ドル者也、羅經（ハリ）ノ法ヲ能知テ日月星ヲ計リ、天氣ヲ考ヘ、地理ヲ察スル役ナリ

頭碇（タウテン） 碇ヲ主ル役ナリ、湊ニテハ肝要ノ役ナリ、機轉ノ入役ナリ

財附（ツァイフウ） 荷物商賣諸事ノ日記算用ヲ主ドル役ナリ

杉板工（サンパンコン） 梯舟ヲ主ドル者ナリ、サンパントハ、ハシ舟ヲ云

香工（ヒヨンコン） 菩薩ニ香華燈明ヲ勤メ、朝夕ノ倶拜ヲ主ル役ナリ

舵工（タイコン） 舵ノ役ナリ、夥長ト心ヲ合セ風ヲ辨ジ濤ヲ凌グ、大事ノ役ナリ

亞班（アパン） 帆柱ノ役ナリ、用アルトキハ自身檣ノ上ニ升ル事モ有テ、苦勞ノ役ナリ

總官（ツチンクワン） 船中諸事ヲ肝煎奉行スル者ナリ

工社（コンシヤ） 水主ヲ云、大船ハ百人、中船ハ六七十人、小船ハ三四十人ナリ

船主（ツニツウ） 船頭ナリ、船中ニテ役ナシ、日本ニテ商賣ノ下知ナシ公儀ヲ勤メ、一船ノ人數ヲ治ム、船頭ニ二種アリ、荷物ノ主人則船頭ト成テ來ルモアリ、又荷物ノ主ハ不レ來、手代親類船頭ト成テ來ルモアリ

南京福州ノ船ハ皆小船也、日本ノ十六七端帆ノ舟ヨリ大ナル者ナシ、漳州廣東ヨリ出ル船ニハ、日本二十端帆ノ大サ成者モアリ、唐土ニテ船ノ大小ヲ言ニハ、皆斤目ニテ言事ナリ、其大船ハ荷物五六十萬斤、次ハ三十萬斤、或二十萬斤、小船ハ十萬斤ノ者也、又唐人天竺暹羅等ノ國ニ往テ、彼地ヨリ長崎ニ來ル船ハ造リヤウ又別也、荷物百萬斤、百五十萬斤、又ハ二百萬斤ノ大船ナリ、下卷外國ノ所ニ可レ記、

上ニ記スル船神天妃娘媽（フナカミテンヒノフマ）ノ事、唐人ノ説ニハ福建興化ノ人ナリト云ドモ、廣東瓊州ノ説モ又有レ之

南京船艦ノ方ヨリ
針ニ見タル圖
本帆ハ大方木綿ナリ
彌帆ハ篷帆ナリ
禮旗ハ船神ノ旗ナル故
朝暮上ゲ下ゲニモ金鼓ヲ
鳴シテ祝クナリ
弓矛楯等也
石火矢窓
脇楫ト
テ両方ニ
付タル板
アリ輿ア
リテ上ゲ下
ス如クニ
シタルモノ
ナリ
石火矢窓
繪アリ

福州船艫ノ方ヨリ
斜ニ見タルノ圖

本帆彌帆共ニ網代ノ
篷帆ナリ
艫ノ禮旗ヲ媽祖
旗ト云ナリ媽祖ハ
海上ヲ守ル船菩
薩ナリ

南京船艫ノ方ヨリ
斜ニ見タル圖
艫ノ板ニ彩色ノ繪アリ

（福州船艫ノ方ヨリ斜ニ見タル圖）

（艫ノ菩薩所ノ外ニ彩色ノ繪アリ）

（又順風相送ノ金字アリ）

地球萬國
世界之周廻東西凡一萬六千里南北同之、
是日本里程之計數也
氷海
夜
北亞墨利加ノ諸國
東方ノ諸國去日本ニ
凡五千里
赤道三百六十度
食人國
南亞墨利加ノ諸國
長人國
赤道ニ近キ國々皆大熱國也
口内海可有之

一覽之圖
北
此圖微小ナル故ニ、諸國悉ク記スル事不能
氷海
夜國
小人
東頭室韋
鬼國
亞細亞諸國
唐土
天竺
高ライ
日本
リウキウ
ロソン
女人
ムスカウベヤ
イギリス
イスハニヤ
アタラ
利未亞
黒人
カフリ
マタカスクル
セイロン
シヤム
マルカ
ノウハキ子ヤ
新ヲランタ
小ジヤワ
テイモウル
アンホン
墨瓦臘尼加
南
天竺國ノ廣サ五天竺ニテ凡東西二千里南北一千餘里ノ國也

安南國人物
東京交趾等

増補華夷通商考卷之二終

增補 華夷通商考 卷之三

外國

朝鮮　琉球　大寃　東京　交趾

右ノ國ハ唐土ノ外ナリト云ドモ、中華ノ命ニ從ヒ、中華ノ文字ヲ用、三敎通達ノ國也

外夷

占城　東埔寨　太泥　六甲　暹羅　母羅伽　莫臥爾　咬𠺕吧　呱哇　番旦　阿蘭陀

右之國々ハ唐土ト差ヒテ、皆横文字ノ國也

已上外國外夷ノ諸國、何レモ唐人商賣往來スル所也、莫臥爾阿蘭陀ノ二國ハ唐人往來ナシ、其地ノ舟長崎ニ入津ス、右ノ內ニヲランダ人商賣ニ往所モ有レ之

阿蘭陀人商賣ニ往來ノ國三十五個國アリ、其內　東京、母羅加、暹羅、咬𠺕吧、此四個國ハ前ニ出、餘ノ三十一個國如レ左、皆外夷ナリ

ケイラン　ソモンダラ　ペグウ　アラカン　サイロン　ハンダ　コストカルモンデイル　ベンガラ

サラーアタ　モハア　マカザアル　マルバアル　デイモウル　セイロン　タルナアタ　アンボン
ボルネラ　ムスカウベヤ　ハルシヤ　マダガスクル　カアホテホウヌイスフランス　ブルセル　ゲネイ
トルケイン　フランカレキ　ズペイテ　デイヌマルカ　イウルウイキ　トイチラント　ホウル
クルウンラント
已上三十五個國也

附錄

サントメ　インデヤ　ラ宇　チヤ宇　ゴワ　バタン　マロク　カフリ
右ノ外國外夷合テ五十五個國、各道規四季人物土産等記レ之

外ニ御禁制ノ國

亞媽港（アマカウ／アマカワ）　呂宋（ロソン／ルスン）マンエイラ／バヽヤン　イスハニヤ　カステラ／ホルトガル　エゲレス　此四國ハ日本渡海近代停止ナリ

外國

朝鮮

高麗（カウライ）也、本名高句麗（カウクリ）ナリ

國八道アリ、古馬韓、辰韓、弁韓ト分レテ、三韓ト號セシモ此國ナリ、又新羅百濟高麗ト三國ニ分レタルモ此國ナリ

海上自長崎ニ百四十四里、對馬ヨリ四十八里、所ニヨリ甚近キ由、釜山浦ニ日本館アリ、都府迄十日路有レ之、都府ヨリ北京國迄陸路有リテ、往來不レ絶ト云、北ノ境ハ兀良哈ニ近ク、東ハ女直ニ繼ギタリ（兀良哈ハ東韃靼ノ屬類也）

四季寒國也、氣候日本ノ關東ニ同ジ、北極出レ地コト三十六度ヨリ四十一度

此國儒道ヲ尊ブ事中華ニ勝レリ、儒ノ古法ハ中華ニ絶タル者、此國ニ遺レル事有トゾ

人物質素ニシテ長命ナル國也、衣服制唐人ト別也、官人對馬ヘ隔年ニ出仕スト云、此國ノ船偶日本ノ地ニ漂流スル事有レ之時ハ、其所ヨリ長崎ヘ送屆ケテ、又長崎ヨリ對馬ヘ渡サルヽ也

土產　人參　藥種（色々）　木綿　油　サムソキ　トロメン　毛氈　油布　油紙　牛黃　筆（唐ヨリ好）　墨　扇
瓷器（色々）

此外ハ大方唐ノ土產ト交易スル也、鶴鵰鮮米等對馬ヘ來リテ商賣アリ

琉球（或流求）

此ノ國過半ハ福州ニ從ヒテ、唐ヨリ往來モ有レ之、薩摩ヨリ往來ノ所モ有レ之也

海上薩摩ヨリ三百餘里、南海ノ島國也、四季暖ナル國也、北極出レ地事二十五六度
人物朝鮮ニ似テ別也、詞モ中華ト不レ通、此國ニハ日本鎮西八郎爲朝ノ寺有テ位牌ヲ安置ストゾ、又此
國ノ詞ニハ日本ノ詞ト同ジキ事多シ、酒ヲ未奇食（ミキシヨク）ヲカテト云ノ類也、最佛神儒道ヲ貴ビ、日本ノ風儀
ヲ習者多シ、女人家内ヲ主ドリ、男子ハ耕作商賣ヲ務メ、常ニ琵琶三味線ヲ鼓テ樂メリ、此國ノ船日
本ノ地ニ漂流ノ時ハ、其所ヨリ長崎へ送届テ、長崎ヨリ薩摩へ渡シテ歸國ス

土產　木綿　芭蕉布　黒砂糖　アハモリ酒　火ノ酒　藥種色々　藺莚　竹器色々　骨柳（コリ）色々　布　塗物道具青貝色々
土燒物　米

右ノ外色々有レ之ト云ドモ、皆福州ニ交易スル類多シ

大寃（タイワン）　或臺灣、又二名アリ、東寧　塔伽沙谷（タカサゴ）

島國也、此島古ハ主無キ所ナリシニ、何ノ時ヨリカ阿蘭陀人日本渡海ノ便リニ、此島ヲ押領シテ城廓
ヲ構ヘ住シテ、日本其ノ外ノ國々ヘ此所ヨリ渡海セシヲ、日本寛文ノ比、國姓爺厦門ヨリ此嶋ヲ攻落
シ、ヲランダ人ヲ追拂ヒ、國中ヲ治メ城廓ヲ改メ築テ居住セリ、其子錦舍モ父ノ遺跡ヲ續、一國ヲ治
テ明朝ノ代ヲ再興セン事ヲ謀テ、終ニ清朝ニ隨ハザリシ、其子奏舍日本貞享元年ニ至テ、清朝ニ降參
シテ國ヲ退キ渡シテ、其身ハ王號ヲ蒙リ北京ニ居住ス、今此島清朝ヨリ守護ヲ置テ仕配ス、此島根本

ノ名ハ塔伽沙谷也、日本ノ人高砂ノ文字ヲ假用ユ、或大寃臺灣共ニ唐人名ケタル也、國姓爺居住以後ハ、國號ヲ東寧ト改ム、此國中華ノ南方ナルニ東寧ト號スル事、國姓爺生國ハ日本ナル故ニ、生國ヲ慕ノ意ニヤト云

道規日本ヨリ海上六百四十里、廈門ヨリ七十里東南ナリ、或百里ノ所モアリ、此島ノ北ノ頭ヲ圭籠ト云、此所ヨリ南方ノ端迄百二十餘里ニ亘レル島也、北極出レ地事二十三度ヨリ二十度ニ及ベリ

四季暖國也、日本ノ六七月此國大熱也、二八月比ハ日本ノ四五月ノ如シ、此國ノ冬ハ日本ノ八九月ノ比ニ同ジ、雪霜降コトナク、一年二度苑田作スル國ナリ、人物甚卑シク、常ニ裸ニテ獵ヲ專トシテ、矛ヲ持テ鹿ヲ追ヒ、其肉ヲ生ニテ食シ、其皮ヲ賣テ酒食ヲ買、或木綿ニ交易シテ木綿ヲ多ク積貯ルヲ以富リトス、常ニ其友ト奔趨スル事ヲ習ヒテ、其疾速ナル事麋鹿ニ勝レリ、山中而已ニ居ル故ニ山童(ヤマワラワ)ト號ス、海邊ノ漁人猶以賤キ也、尤詞モ曾テ不レ通、根本ハ文字モ無レ之國ナリ、國姓爺以來ハ漁人獵師ノ外ハ唐人多ク居住ノ故、中華ノ風儀ニ習タル者モ多キ由、國姓爺ヨリ錦舍ノ時ニ至テ、此國ヨリ長崎へ來ル船多カリシ

寛永ノ比、長崎代官仕出シノ異國渡海ノ船ヲ海上ニ於テ大寃仕配ノヲランダ船是ヲ惱マシ、已ニ海賊セントセシヲ樣々ニシテ逃レ歸レリ、依レ之長崎代官ヨリ濱田某兄弟ヲ賴テ大寃ニ遣セリ、濱田ハ長崎町人ニテ數年異國渡海セシ故ニ、能案內ヲ知テ輙ク彼地ニ到テ、商人ト號シテ謀略ヲ廻シ、大將ゼ

ネラルニ拜謁セン事ヲ願テ、音物等ヲ捧テ城中ニ到ル、大將出テ見ユ、左右ノ臣等多ク列位ニ從テ威儀嚴重也、時ニ濱田急ニ起テ大將ノ高座ニ在ヲ引下シ捕テ押ユ、左右ノ臣各劍ヲ拔テ殺サントス、濱田ニ相從者各起テ是ヲ押ヘテ働カス事ナシ、時ニ城中ノ諸卒鐵砲ヲ放ントス、濱田蠻語ヲ以高聲ニ曰ク、我等大將ヲ殺ントニハ非ズ、汝等若吾等ヲ殺サバ、唯今大將ヲ殺スベシ、大將ノ生死ハ汝等ガ所爲ニ應ズト云テ、刀ヲ拔テ大將ノ胸ニ當テ云ケレバ、大將モ其意ヲ知テ、左右ノ人共ニ諸卒ヲ制シケレバ、鐵砲ヲ放事ヲ止テ城中靜レリ、大將モ海賊ノ罪ヲ謝シ、自今以後日本ノ船ヲ惱ス事不レ可レ有ト誓約シテ、其子ヲ人質ニ出シケレバ、濱田兄弟是ヲ携ヘテ歸朝ス、其後愈其罪ヲ謝シ、賊船ヲ罰シテ詫ケル故、右ノ人質ヲ歸セリ、此時ヲランダ平戶ヘ入津ノ間ナリ、ヲランダ是ヨリ日本人ヲ甚畏ル、濱田兄弟ハ後ニ何方ニ於テ高祿ヲ受テ武士ト成レリ

土產　白砂糖（ペツダン南京 ペイトン漳州）　鹿皮（山馬獐 皮色々）　木綿　西瓜　藥種少々　鳥獸　米　南瓜（ボウブラ）

右ノ類唐船ニ積來ル也、是ヲ大寃船ト云

交趾（カウチイ漳州口 キヤウツウ南京口）

一國ノ總名ヲ交趾ト云、日本ニ來ル船ハ、此國ノ內廣南（クイナム南京 カンナイ漳州）ト云處ヨリ來ルヲ交趾舟ト云也、廣南ハ今ノ城下ト見ヘタリ、安南國ト云モ此邊ノ總號ト見ヘタリ、國主有テ仕置ス

海上日本ヨリ千四百里、唐ノ西南ノ方ニテ、雲南ノ邊ヨリハ陸路往來ナリト云、外羅尖筆羅ナンド云島、交趾國ノ內ニテ船寄スル所也、何レモ五月以後ノ南風ニテ長崎ヘ來ル也、北極出レ地事十五度ノ國也、或十六度ノ所モ有リ

四季大寃等ヨリ又暖國也、霜雪ト云事一生不レ知也、此國夏秋ノ間ニ大河ノ水增リテ平地ニ溢レ、田地水深クナル故ニ、其禾稻水ニ隨テ漸長ジテ、稻葉ノ長サ七八尺、或一丈ナル者アリ、此時居民尤難儀也、人物衣服今ノ唐人ノ形トハ別也、明朝ノ時ノ形ニ似タリ、人ノ顏色少シ黑ク、頭ハ日本ノ男子ニ似テ少ク、百會ニサカヤキヲ剃タリ、女人ハ日本ノ下女ニ似タリ、男女トモニ齒黑シ、步行スルニ必笠ヲ著ル、此國往古ヨリ唐土ニ隨ヒ、海陸ノ往來不レ絕、故ニ唐ノ文字ヲモ用ヒ、唐ノ風儀禮法ヲ尊ブ、此國ニハ唐人モ餘多居住ス、又ハ福州漳州ノ商船此國ニ行テ諸色ヲ調ヘ、日本ニ來ルヲ交趾船ト云也、住居ノ唐人國主ノ下知ニテ、日本渡海ノ商船仕出シ來ルモ有レ之、其船ニ地ノ人モ乘渡ル事アリ、又昔日本人此國ニ渡海ノ時、留リテ居住セシ者多シ、日本町ト號シテ一町アリテ、其子孫有レ之由

土產　奇楠 深山ニテ枯木自然ニ朽テ、洪水ニ流レテ谷水ノ澁ニ有ヲ、山民拾ヒ取ル者ヲ上好トス、其第ハ生木ヲ伐テ土中ニ埋ンテ、數年ヲ經テ取テ朽腐ノ所ヲ去テ心ヲ用、木ノ葉ハ日本ノネズミモチト云木ニ似タリトゾ　沈香 奇楠ニ同キ木ナリ　黃絲　紬　紗　羅　王絹 國主ニ貢スルモノナリ　絲頭　糸線　木綿島ト書 柳條布　烏綾　牛黃　藤黃 繪具ノ朱黃　紫梗　姜黃　鐵刀木　胡椒　樹皮　檳榔　蘇木　大風子　漆　蠟　安息香　乳香　椰子 幷油椰子、油木ハ日本ノ櫻櫚ニ似テ長大也、其葉ハ甚廣ク屋ヲ覆フ、カチヤント云者是ナリ、其樹皮ト子ノ殼皮ハ、舟ノ綱トスルニ千年不朽　鮫 色ミ唐人沙魚皮ト書　砂糖 白黑氷　浮石糖　砂糖蜜　青黛　攀枝花　牛皮

牛角　木綿糸　花布(サラサ)　山歸來　烏藥　肉桂　霍香　甘松

此外少々藥種有レ之

東京

此國根本交趾國ノ都ナリシニ、近代東京交趾ト各別ニ分レタリ、往古ヨリ中華ノ仕配ニテ、交趾ノ令トテ守護ヲ置タルハ此東京也ト云ヘリ、舊ハ兄弟ノ國ニテ一國ナリシカドモ、子孫ニ至リテ爭起リテ軍不レ絶、兩國ノ界イ儀安ト云所ニ山アリ、此山ノ肉桂天下ノ名物ナリシヲ、兵火ニ儀安ノ山燒テ、近年ハ勝レタル肉桂不ニ持來一也、儀安布政鎮州等皆此國ノ內ニテ船著ル所也（鎮州ハ交趾ノ內ナリトモ云）

海上日本ヨリ一千六百里、（中華ヨリ陸地ハ交趾ヨリ近ク、海路ハ交趾ヨリ遠シ）

此國ノ南海ニ鎮南道ト云島アリ、往來ニ船著ル所也、北極ノ出レ地事十八度ノ國也

四季交趾ヨリハ涼シキ地ナリ、（俗近代ハ月額ヲ剃タルモ多ト云リ）

人物交趾ヨリハ又中華ニ似タリ、但月額無ク髮ヲ束ヌ、齒ハ交趾ト同ク黑シ、此邊ノ國何モ風俗ニテ金麻(キンマ)ト云フモノヲ喰也、キンマ葛ト云葉ニ梹榔子ヲ刻ミタルヲ包ミテ食スル者也、齒ヲ黑クスル性也、客人來レバ、必先金麻ヲ器ニ入テ出ス也

此國ニハ阿蘭陀人モ商賣ニ往也、尤唐船此所ニ往テ、土産ヲ積テ日本ニ來レリ、其舟ヨリ地ノ人モ來

ル也、此國ニモ住居ノ唐人甚多ノ、又昔住セシ日本人ノ子孫モ有レ之由

土産　小黄絲　黄絹　綸子　紗綾　紗　羅　縮　[illegible]（牛毛トモ）　天鵞絨　紬　五糸　木綿（白黒）

椎木綿（唐人ハ楊色布ト書リ、總テ唐ハ木綿ヲ布ニモ云、木綿トモ云）　麝香（雲南同シ上好）　硇砂　肉桂（上好）　藿香（青葉）　龍眼肉　山歸來　蓽撥

石黄（繪具ニ用）　檳榔子　蘹香　蘇木　漆（上好早乾）　乳香　木香　東香　土燒物（色々）　塗物道具（色々朱塗又ハ箔蒔繪多シ）　糸頭

テレメンテイ（木ノ油ナリ外科多用レ之）　鳥獸（色々）

此外藥種等有レ之

右ノ外國何レモ唐土ノ下知ニ從テ其法ヲ習ビ、唐ノ文字ヲ用ユ、詞ハ其國ノ鄉談ニテ各別也、衣服ハ清朝ニモ不レ改、此文字通用ノ國ハ皆箸ヲ以テ食ス、横文字ノ國ハ何モ箸ヲ不レ用、手ヅカミニ食スト可レ知、但大寃等ノ士民ハ今モ手ヅカミニ食スト云リ

外夷（横文字ノ國々也）

占城

北極ノ出レ地事十一度半ノ國也、海上日本ヨリ一千七百里、方角交趾國ノ南ナリ、古ノ林邑國ト云シハ此國ノ事ナル由

四季東京ヨリ大ニ熱國也、此國ノ邊ヨリ南天竺ノ内也ト云、此國交趾國ノ内ニテ、交趾ヨリ仕置スル所モ有レ之トゾ、大佛ト云所モ此國ノ内也、唐人往來ノ津也、此國ノ者日本ヘ船仕出シ來ル事ナシ、唐人此所ニ住デ諸色ヲ調ヘ日本ニ來ル也

人物甚賤ク、常ニ裸ニテ往來ス、詞難詰ニ似テ曾テ不通、各別也、以下ノ諸夷皆同前也、準レ之可レ知

土産　奇楠(キヤラ)　沈香　束香　鮫(色々)　白蓁枝花(ハンシヤ)　樹皮(マンガフ)　檳榔子　椰子(ヤシウ)油(同)　籐　蘇木　丁子(香ト云木ノ實ヲ丁子ト云)

白檀　茴香(ウイキヤウ)　鼈甲(ベツカウ)　魚膠(ニベ)　鳥獸(色々インコ孔雀ノ類、又ハ山豕大猿ノ類)

柬埔寨(カンボウチヤ)　カンボウチヤ　カボウチヤトモ云

北極ノ出レ地事十二度ノ國也、海上日本ヨリ千八百里、古城ノ西唐ノ西南ノ方也

南天竺ノ内ニテ四季熱國也、國主在テ仕置ス、此地ニ大河有リ、天竺恒河ノ末ニテ洪水ノ地ナリ、初秋ノ比ハ河水漸ク増テ平地ニ溢ル丶故ニ、家居皆水ニ浸リテ二階ニ住テ、舟ニテ往來シテ諸色ヲ便ズ、魚鳥野菜等舟ニテ買賣スル事也、此故ニ河邊ノ民屋皆樓階ヲ造ル也、冬ニ至テ水漸々ニ減テ、極月正月ノ比水去テ本ノ平地ニ居住ス、尤山近ク地高キ所ハ左モナシ、常ニ蚊ノ大ナル有テ人ヲ喰フ、故ニ貴人ハ晝モ蚊帳ヲ引也、下賤ノ者ハ暫時モ團扇ヲ不レ放持テ、蚊ヲ拂ナリ、人物殊外賤シク、常ニ裸ニテ歩行、皆跣ナリ、毎日ニ幾度モ水ヲ浴ル故ニ色甚黑シ、下賤ノ人ハ禮儀ヲ不レ知、富貴ナル者モ裸ニ

テ、腰ニ島木綿花布等ヲ捲キテ、草鞋ヲハキ籐笠ヲ着テ歩行スル故、色モサノミ黑カラズ、耕作ハ一年ニ二度、或三度熟スル故ニ米穀甚易シ、白米百斤二匁、高キ時三匁ナリ、國中ニ乞丐飢人曾テ無レ之トゾ

此國ノ人日本ニ來ル事稀也、唐人此國ニ行テ諸色調ヘ船仕出シ來也、此以前日本ニテ唐渡リト號シテ長崎ヨリ渡海セシハ、皆東京、交趾、東埔寨、暹羅ニ行テ、唐土中華ニ往シニハ非ズ、其渡海ノ船ヲ御朱印船ト號セシモ、公儀ヨリ免許ノ御朱印ヲ申賜テ渡海セシ故也、其船主京堺長崎ノ町人也

土產　鹿皮山馬ミトリ獐皮コヒト　牛皮　牛角　象牙　虎皮　犀角　犀皮煮テ食スルニ甚賞翫ナリ　血竭　漆丁品　蘇木

黑砂糖烏糖トモ　大風子　籐　籐席　梻枝花　蠟　牛蠟　魚膠　紫梗　梹榔子　樹皮　雌黃　鮫色ミ　椰子

多羅葉但カチヤンハ椰子ノ葉ニテ、多羅葉ハ別ナル歟　多羅蜜多羅葉ノ實ヲ蜜漬ニシタル也　鳥類インコ、孔雀、鸚鵡、雪色ミアリ　獸山豕、大猿色ミ　此外少々有レ之　無角龍

東埔寨ノ河中ニ多シ、大蛇ナリ、常ニ河底ニ居テ人ヲ害スル事無シ、罰人ヲ償ストキハ、人殺レ之シテ食ス

太泥

北極ノ出レ地事十二度ノ地也、海上日本ヨリ二千二百里、南天竺ノ内也、東埔寨ノ西北南ニテ、所狹ク尤下國也、守護有テ仕置ス

四季人物東埔寨ニ同ジ、詞ハ「カボウチヤ」ニモ非ズ、別也、太泥東埔寨ノ本國ハ三佛齊ト云國也、其

地海邊ニ隔ル故日本ニ船不レ來、其土產海邊ノ國ヨリ持渡レリ、太泥ニモ唐人往テ諸色ヲ持來ルヲ太泥船ト云リ、地ノ人ハ船ヲ日本ニ遣ス事ナシ、偶地ノ人水主ト成テ唐船ヨリ來ル事ナリ

土產　砂糖蜜　胡椒　燕窩(エンス)南海ノ島石岩ノ間ニ、白藻ヲ含ミ來リテ巢ヲ造ル也　鮫色々　錫　樹皮(タンガラ)　丁子　牛角　牛皮

西國米(サンゴビイ)又ハ沙谷米トモ書日本ノ榎木ノ如クナル木ノ皮ヲ搗テ水ニ浸シ、其センヲ取テ乾シ、細末シテ水ヲ打テ丸シタル物ナリ　氷片　丁香皮　阿片(アヒン)　蘇香油　降眞香　沈香

籐　籐席　佳文席(アンダゴザ)　蠟　乾蝦　山豕　猿猴　麝香猫　大猿甚人ニ似タリ　孔雀　インコ鳥羽毛青綠ニテ、觜虎爪ノ形ニシテ赤シ

鵪鳩(チヤウセウ)バトト云　乳香　薰陸　安息香　白檀　蛇鮫ノ類也、小キ者ヲ持來ル

右ノ外鳥獸色々多キ所ナリ

六甲 或六崑トモ

北極ノ出レ地事十度也、海上日本ヨリ二千二百里、太泥ノ南並ビノ國也、守護アリ、此國モ南天竺三佛齊(サンブツアイ)ノ類國ニテ、境内太泥ヨリ又狹ク賤キ國也

四季太泥ヨリ又熱地ナリ、人物太泥ニ同ジ、甚下國也、此國ノ人ハ日本ニ不レ來、唐人行テ船仕立來也

土產　蘇木　樹皮　錫　鹿皮　牛皮　水牛角　象牙　籐　籐席　燕窩　檳榔子　乳香　鮫　鳥獸色々

暹羅

北極ノ出レ地事十三度ノ國也、海上日本ヨリ二千四百里、東埔寨ノ西北ニテ、唐土ヨリハ西南ノ方ニ當レリ、則南天竺是也、モウル國ノ手下ノ國ナル由、國主有テ仕置ス、此所ヨリ國主ノ船トテ大船一二艘宛毎年來レリ、船頭役者ハ此地居住ノ唐人也、其外ハ暹羅人モ乘來レリ、偶モウル人モ此國ノ船ヨリ乘渡リシ事アリ、唐人阿蘭陀人モ往テ當色ヲ辨ジ、日本ニ積來ル也

四季熱國也、仲冬ノ比ヨリ正月初迄、夜冷カニ些モ少凉シ、其外ハ皆苦熱ナリ、東埔寨大泥等ノ國モ皆同前也、此等ノ國ニハ人ノ頭熱有テ病コトアレバ、則水ヲ頭ヨリ多ク浴セシメテ即病氣愈ユ、國主ハ毎日金子ヲ水ニ灌テ浴ト云

人物是等ノ國ハ皆不斷裸ニテ、腰ニ木綿島花布(サラサ)ノ類ヲ捲キ、其餘端ヲ肩ニ掛ルヲ禮儀トス、色黑ク毛髮短ク縮ミタリ、中人已下ハ皆跣足也、一年ニ二度或ハ三度耕作スル故ニ米穀甚易ク、乞丐者稀也ト云、釋迦ノ生國中天竺ハ、是ヨリ北ニ當リテ四十日路程也、暹羅ノ近邊ニ琶牛ト云國アリ、此所迄釋迦佛到リ玉ヘル由ニテ、伽藍等今モ歷々有レ之、尤暹羅ニモ寺有テ出家モ多シ、唐日本ノ出家ノ作法ニ各別ナル事多ク、横文字ノ經ハサノミ不レ多ト也、長崎ノ町人天竺渡海ノ時、暹羅ヨリモウル國ヲ經テ中天竺ニ往テ、釋迦ノ舊跡等ヲ見タル者三十年已前迄存命シアリ、其咄色々有リト云ドモ、繁多ナル故ニ略レ之、此國ニモ日本人渡海ノ時住居セル者ノ子孫今ニ多有レ之由、尤唐人モ多ノ居住ス

土産　花毛氈　花布(サラサ)　木綿島色々　大木綿　白檀　水牛角　鹿皮色々　鮫　象牙　犀角　犀皮　牛皮　紅土

錫　亞鉛　黑砂糖　切砂糖　白砂糖下品少々　籐　籐席　白焇硝　藤黄繪具シユチウノコト　漆ペグウト云國ヨリ出ル者上好也、可ウルシト云ハ誤ナリ

血竭(キリンケツ)　鬱金(ウコン)サフラント云、多ハ染物ニ用ルナリ、又ハ唐人魚肉ノ料理ニ用、藥種ニ用ルハ別ナリ　蠟黄白　大風子　椰子油同　栟椰子　大腹皮　姜黄

攀枝(ハンノキ)花　多羅蜜多羅葉ノ實ヲ蜜漬ニス　胡椒　乳香　肉桂　阿片(アヒン)　白豆蔻　阿仙藥　蘆薈　綠礬　膽礬　燕脂

藻玉萍ノ實ナリ、色赤ク堅シ　海椰子(ウミヤシフコキイニヨ)海中ノ藻ノ實也、其形椰子ニ似テ少シ、內外ノ病ニ用　黑胡麻油同　西國米(サンゴベイ)上ニ記ス　繰綿　木綿絲花莚是ニ習テ長崎ニテ造ル

サボン灰汁ヲ煉カタメタル者、色白ク鹹シ、衣服ヲ洗フニ用ユ、能垢ヲ去　蘇木　魚膠ニベ　虎皮　蛇皮　鷄甚大ナリ　鳥獸色々孔雀、インコノ類、山豕ノ類

米白米也、皆日本ノ白大唐ト同ジ、船ノ足カタメニ積來ル者ナリ　斑竹ラ宇國ヨリ出ル故ニ、ラウ竹ト云

右ノ外少々有ㇾ之、其內モウル國ノ土產ヲ積來ル類多シ、盡ク難ㇾ記

母(モ)羅(ラ)伽(カ)

滿剌加(マルマ)トモ、或ハ麻六甲トモ云

北極ノ出ㇾ地事二度半ノ地ナリ、海上日本ヨリ千七百餘里、六甲(ロッコン)ノ南ニテ南天竺ノ東南ノ極端ナリ、暹羅ヨリハ西南ニテ小國也、近代阿蘭陀人ノ手下ニ屬テ「ヲランダ」ヨリ仕置ス

四季大熱國ナリ、此國ノ邊ハ一年八季ノ國トテ、春二度、夏二度、秋二度、冬二度アル國也、冬ト云トモ日本等ノ冬ノ如クニ寒ハ無ㇾ之、只此方ノ四五月ノ間ノ氣候ナルヲ冬トス、然ルトキハ此國ノ夏ト云時ノ暑氣可ㇾ察、又此國ハ一年ノ間一日モ曾テ雨不ㇾ零ノ日ハ稀ニテ、常ニ雨濕ノ氣有故ニ、他國ノ人此國ニ來レバ必ズ煩フ事アリトゾ

人物衣服ヲランダ人ニ似タリ、下賤ノ者ハ色甚黑ク、常ニ裸也、諸人琵琶ヲ彈ズル事ヲ好ンデ遊戲ヲ專トスト云、地ノ人ハ日本ニ船遣ス事ナシ、ヲランダ船此國ヨリ仕出ス事アリ、唐人往テ唐船仕出シ來ル事モ有

土産　象牙　犀角　錫　鮫　燕窩　胡椒　朱　ペイタラボルコ（石藥也、能毒ヲ解ス）　玳瑁（ベツカウチ云）　畜類（色々多シ）

米（此邊ノ國ヨリ出ル米ハ皆大唐米也、白米百斤二匁、三匁ヨリ高キ事ナシトゾ）

莫臥爾（モーウル）

（或回回國（フイフイコク）ナ以テモウルト訓ズル者ハ、甚謬レリ）

北極ノ出レ地事廿二三度、海上日本ヨリ三千八百餘里、暹羅ノ西北ニテ南天竺第一ノ大國也、國ヲ十四道ニ分テリ、國主任テ仕置ス、其屬國甚多シ

四季暖國也、唐土廣東國・氣候ニ同ジ、（國十四道アリテ、四季不同アリ）人物シヤム人ニ似タリ、下賤ハ色黑シト云ドモ、貴人ハ黑カラズ、詞シヤムニ凡通ジテ少別也、人品常ニ靜ニ見ヘテ騷シキ事ナク、愚ナルガ如クニシテ智アリ、人身ノ保養ヲ能シテ長命ナル國也、達磨大師ハ此國ノ人ナル由、此國ノ船以前ハ長崎ヘ來レリ、近年ハ不レ來、唐人モ往事ナシ、此國ノ人ハ暹羅船ヨリ長崎ニ來ル事アリ、ヲランダ人ハ此ノ國ノ内ヘ往所モアリト云

土産　木綿島ノ類（其名色々アリ）　花布（サラサ）（色々上品）　奥島　花毛氈　カナキン木綿　金入木綿　絲織物島ノ類

塗物道具　土燒物色〻　鑄物道具鐵器銅器　カツプリ小刀大小色〻　象眼道具　細物色〻　異物ノ藥種

此外土產多シ

咬𠺕吧（カラパー）ジヤガタラトモ云

南極ノ出レ地事八度或六度、北極ハ地ニ入テ不レ見、海上日本ヨリ三千四百里、南天竺ヨリ遙カ南ノ島ナリ、一國ノ總名ヲ瓜哇ト云、其國ノ都也、阿蘭陀人地子ヲ以テ地ヲ借テ城廓ヲ構ヘテ居住シ、日本其外ノ國々ヘ商船遣ス、阿蘭陀ノ國主ハ本國ニ在ト云ドモ、諸方ニ遠キ國ナル故、此國ニ代官ヲ置テ諸國商船ノ下知ヲナサシム、其代官ヲ「ゼネラル」ト云、則今ジヤガタラノ守護トシテ仕置ス、日本ニ每年來ル處ノ「カピタン」ト云ハ、ゼネラルノ下手代ナリ、此國近年ハ一國皆ヲランダノ下知ニ從フト云、唐人モ此國ニ商船乘行テ、阿蘭陀ノ免許ヲ受テ日本ニ商船仕立來ル也

四季大熱國也、四時ノ序唐日本ト相反セリ、唐土日本ノ冬ハ此國ノ夏也、常ニ著熱ニシテ、取分日本冬ノ時此國夏ノ最中ニテ甚熱スル時也、日本ノ五六月ノ時分此國ハ少凉シク、夜陰衣服ヲ用ユル時分アリ、是ヲ此國ノ冬トス、此國ノ春ハ日本ノ秋、此國ノ秋ハ日本ノ春ニ當レリ、總テ四季ヲ立テ用ユル事ハ唐日本ノ事也、此邊ノ熱國ハ何レモ八季ヲ立ルト也、一年ノ內ニ春二、夏二、秋二、冬二也

人物甚賤ク色黑シ、常ニ裸也、形暹羅人ニ似タリ、詞又別也、此國ノ人日本ニ船遣ス事無レ之、ヲラン

ダ唐人船遣ス也、其船ヨリ地ノ人水主等ニ成テ長崎ニ來ル有、此國ニ居住ノ日本人唐人モ有レ之、昔戎蠻種類ノ日本人御禁制ノ時長崎ヨリ男女多ク、亞媽港或咬𠺕吧等ニ遣ハサル、其中此國ニ在シ人ノ中長命ニテ近年迄存生ナル者、日本ノ縁類朋友ニ「ヲランダ」、或唐船ヨリ不レ絶書狀音物等有レ之シナリ、最モ來書返書トモニ公儀ニテ改メ有テ後ニ渡サル、此所ノ湊ニ商船出入ノ時分、荷物ノ多少ニ應ジテ少運上ヲ取ナ、其銀ヲ集置テ湊口又ハ船ノ掛リ場ノ普請料トシテ、守護ノ方ヘハ少モ不レ取ト云

土産　黑木綿　咬𠺕吧島　沈香　乳香　沒藥　朱砂　石黃（藥石也、繪具ニ用ユ）　紫檀　白檀　丁子　血竭　猴棗（ヘイタラバサル也、羊ノ如クナル獸ノ胃ノ腑ニ生スル石ノ玉ナリ、萬毒解ニ用、其外功能多シ、唐人ハ猴ノ身ニ生ズル石ト云テ、猴棗ト書ハ誤ナラン）　砂糖（白黑氷シミ）　蘇木　胡椒　漆　蠟　蜜　燕窩

番木鼈　檳榔　肉荳蔻　巴旦杏　蘇香油　ビリヽ（魚ノ膽ニ加藥シテ煉堅メタル物也、魚ノ血トモ云、虫霍亂ヲ治ス）　龍腦　安息香

グンセウ（繪具ニ用）　白ハンヤ　煙草　魚膠　籐　籐席　佳文席　竹（節ノ間甚長シ）　鼈甲　鹿皮（色ミ）　インコ鳥　孔雀

白鳥　カズワル（火喰鳥ナリ、大サ四尺許）　趙昌鳩　パヽ鳥　貂鼠　山豕　猿（大小）　麝香猫　犬（チンケシ色ミ）　アラキ酒

フラスコ（ビイドロノ酒入ナリ、大小アリ）　ボスメンス（山童ノ事、人ニ似タル大猿ナリ）　米（白米ナリ、彼地ニテ百斤一匁五分、二匁ノ値ナリ、舟ノ足ガタメニ積來レリ）

此外細物少々有レ之、此外諸國ノ土産此所ニ買置テ、ヲランダ日本ニ持渡ル也

瓜哇

南極ノ出レ地事八九度ノ國也、海上日本ヨリ三千五百里、則咬𠺕吧ノ本國也、凡日本程ノ島國トゾ、

此國天竺ノ地ニ非ズ、遙ニ南方ノ大國黒瓦臘尼(メガラニ)ノ地ニ近シ、所々ニ國主有テ仕置ス、近年ハ皆ジャカタラノ阿蘭陀ノ下知ニ從トナリ

四季ジャガタラ同前、委クハ咬𠺕吧ノ所ニ記ス

人物シャム人ニ似テ甚賤シ、但身體ニ小紋カラクサノ如クナル入墨アリ、面色甚黒シ、此國ノ人日本ヘ船遣ス事無レ之、咬𠺕吧出シノ唐船ヨリ地ノ人來ル事アリ、但此以前此國ノ船ナリトテ阿蘭陀造リノ大船一艘長崎ヘ來レリ、此船長サ二十五間、深サ七間、艫ノ高八間ナリシ、地ノ人モ多乘渡レリ、其後ハ不レ來

土産　蘇木　椰子　龍腦　沈香　丁子　胡椒　檳榔子　紫檀　籐　籐席　砂糖白黒(シミ)　鳥獸色々　此外咬𠺕吧土産ノ内ニ有レ之

番旦

南極出レ地事咬𠺕吧國ニ同ジ、海上日本ヨリ三千五百里、呱哇國ノ内ニテ咬𠺕吧近所也、近年ヲランダ人ノ支配ト云ヘリ

四季並人物等咬𠺕吧ト同ジ、此所ノ人ハ日本ニ船遣ス事ナシ、唐人此所ニ往テ商船仕出シ長崎ヘ來リシ事アリ

天竺人物像

紅毛（ヲランダ）人物像

土産　砂糖白黒　鹿皮色々　籐　同席　佳文席　沈香　丁子　鳥獸色々

增補華夷通商考卷之三終

增補華夷通商考卷之四

阿蘭陀 本名ホルランド

北極ノ出レ地事五十七度或五十三度ノ國也、海上日本ヨリ一萬二千九百里、方角唐日本ヨリ西北ノ方ニ當レリ、此國本ノ名ハ「ホルランド」ト云國也、合テ七州有レ之ヲランダハ其一州也

セイランド　グルウネゲ　ウイタラキト　ウルトウント　ヲウブルイセル　フリイスラント　ヲランダ

已上七州也、七州ニテ日本九州ノ大ナル國ト云、此七國ニ國主四人アリ、此四人中間ニ商船ヲ諸方ノ國々へ遣ス也、此國主ヲ「コンハンヤ」ト號ス、諸方ニ商船遣スニ本國ハ遠方ナル故、咬𠺕吧國ニ

代官ヲ置テ、日本諸方ノ國々ヘ遣ス商船ノ下知ヲ爲シム、此代官ヲ「ゼネラル」ト云、此ゼネラル諸方ノ勘定ヲ聞置テ、十五年ニ一度宛、本國コンハンヤニ總勘定ヲ致スト也

四季寒國也、此國ノ北海ニ夜國アリ、二千餘里也、其人一目ニシテ頭上ニ口アリト云、或無人ノ地モ有レ之由、此等ノ國ハ半年ハ夜ノミ續キ、半年ハ晝ノミ續テ、一歳ニ一晝一夜ノ國也、寒極テ强ク、夜ノ時ハ海水皆氷レリ、晝半年ノ時氷海少シ解ルトゾ、ヲランダ國ヨリ往來ノ所モ有レ之由

人物色白ク、頭髪赤ク短シ、鼻高ク眼中ニ白星アリ、衣服ハ毛織ノ類ヲ專トス、貴賤共ニ冠笠ヲ著ス、人ニ禮スルニハ必ズ冠笠ヲ脫グ、富貴ハ衣服金銀ヲ餝テ美ナリ、劒ヲ肩ニ掛ク、毎年江府ヘ參禮シテ諸人見ル處ノ如シ、詞ハ天竺其外ノ國トハ各別ニテ、蠻人ノ語ニ近シトゾ、詞皆唇ト舌トニテ言ナリ、文字ハ横文字二十四字アリ、一字ヲ二字宛ニ分ツトキハ四十八字ト成、此外ニハ文字無レ之、四十八字ニテ一切事濟也、日本ノイロハノ如シ、此國萬細工巧ミニテ工夫厚ク、世界ノ大海ニ船ヲ乘廻ル事第一ノ上手也、天文地理運氣ノ學ヲ修行ス、醫道モ一流有レ之、長崎ヘ入津ノ阿蘭陀船本國ヨリ直ニ來ル事ナシ、咬𠺕吧暹羅等ノ國々ヨリ其土產荷物ヲ積テ長崎ヘ來ル也、此船昔ハ平戶ヘ入津セシヲ、寛永十八年ヨリ長崎ヘ入津セシム、其ヨリ不レ絕毎年入津ス、咬𠺕吧ヲ五月ノ中節以後出船シテ、七月ノ初節長崎ニ入津ス、八月九月ノ間荷物商賣有テ、九月廿日定テ歸帆ス、此時去年來朝ノ「カピタン」ヲランダ當年來朝ノカピタンニ代テ歸國ス、當年來朝ノ「カピタン」ハ長崎ニ逗留シテ來春江府ヲ勤

ム、毎年五・如レ此、長崎ノ住所ハ別ニ地ヲ築キ、一箇ヲ構ヘテ常ハ出入ヲ禁ズ、八月九月商賣ノ時

分ハ商人出入免許也

土產　猩々緋　ラシヤ大小　ラセイタ　サルゼ　カルサイ　ヘルヘトワン　バレイタ　サヱツ　アルメンサイ

ヘルサイ　ゴロフクレン　スタメン赤黑　サアイ　ブラアタ　レイガドウル　チヨロケン　カベチヨロ

ドンス　タビイ　シユス　毛ビロウド　ヲランダ金入　ヲランダ錦　チヤ宇島　金ザラサ　ヲランダ箔

金唐皮(キンカラカハ)　青皮　小豆皮色小豆ニ似タリ　巾著皮色々茄袋皮　水晶　珊瑚珠　瑪瑙　琥珀　水銀　朱砂　紺硝(コンセウ)繪具

グンゼウ　カナノウル血止石ナリ、手ニニギリテ血ヲ止ル　ヘイタラバサル羊ノ如クナル獸ノ腹中ニ生ズル石也　ヘイタルボルコ猪ノ腹中ニ生ズル藥石ナリ

キリンケツ　ウンカウル獸ノ一角アル者也、其角妙藥ナリ　ミイラ色々說アリ、人ノ肉ニ加味シテ煉タル者也トイフ　ルサラシソワルト云國ニ有木ナリ、諸病ニ用

ハウデコウブラ葉葛ノ如ナル木、蛇ヲ避ク　ハウデチヤンハン上同　スランガステン蛇ノ頭ニアル石也、毒解ニ用　マソウヤアンボイナト云國ヨリ出ル藥種ナリ

痰ノ藥ヲランダ痰キリト云　ヲランダサフラン紅花ノ如ナルモノ也、人參ノ代藥ニ用ユ　鐵並ハガネ　金銀　火取玉(ヒトリダマ)　浮玉　香ノ敷貝ノ類ニテ造リタル者ナリ

ビイドロ鏡大小　大ハ二尺三尺小ハ四五寸一尺　ビイドロ道具器物、或造リ物色々　眼鏡色々、鼻メガネ、遠メガネ、虫メガネ、數メガネ、五色メガネ、磯メガネ、

升降圖長一尺許ノ木ノ中ニ小キビイドロノ棹ヲ入テアリ、其ビイドロノ棹ノ内ノ水、春夏秋冬ノ四氣ニ應ジテ升リ降ル也、柱ニ掛テ置テ能ヲ見ル者ナリ、商賣物ニハ無レ之尤二品アリ升降圖近世ヲランダ持キタルハ、只弄翫ノ器ニシテ古ノ升降圖ニ非ズト云

星圖丸シ商賣物ニ非ズ　世界圖丸圖、平圖色々アリ、商賣ニ無レ之　加留太圖(カルタ)舟ヲ乘ニ用ユル地圖、商物ニ無シ　萬力(マンリキ)大ナル木ノ中ニ鐵ノ棒ニテ軸ヲ廻セバ鐵棒出テ家屋ヲモ押揚ル也、重寶也、

金燈籠(カナトウロウ)商物ニ非ズ　具足甲同　皮ノ楯同　鐵砲同　劍同　カツフリ小刀大小高下色々アリ

土圭(トケイ)大小色々ノ土圭ト云ハ、日暮ヲ計テ時ヲ知ル道ニシテ、ヲランダ時刻ノ鐘ヲ鳴ス者ハ自鳴鐘ナリ）　磁石針羅經ト云　土燒物色々　石筆赤黑　琥珀造物色々　造花色々

外科道具　針（縫物）　紙（甚厚キモノナリ）　クワタランテ（クワトロワントモ云、星ヲ計ル物、商物ニ非ズ）　イスタラビ（日影ヲ計テ節ヲ考ルモノ、商物ニ非ズ）

ギヤマンテ（デヤマントモ云、其色紫赤多シ、鐵槌ニテ打テモ碎ケズ、金剛石、菩薩石ノ類ナリト云）　繪（色々）　鼈甲　チリアカ（合藥萬病ニ用ユ）　ビリヽ（魚ノ血ヲ堅メタルモノ、サラタ國ヨリ出ル）

畜類（色々）　猿（大小）　犬（色々大小）　トロンベイタ（河太郎ノ事也、其骨藥ニ用）　油藥（アゼトウナ、ハルナメ、テレメンテイナ、丁子油、琥珀油ノ類、此外色々外科ノ用ル處、盡ハ不レ記、諸人ノ知ル處ナリ）

酒色々（チンタ、ブドウ酒、モウム、アラキアネイジフランドミン肉桂酒、アガヒイタ、此類色々アリ、皆燒酒造リニ加藥アル者也）

右ノ外藥種、草木、鳥獸、細器、細物ノ類多ク雖レ有レ之盡クハ記シ難シ、已上ノ數品皆ヲランダ國ノ土産ノミニハ非ズ、往來ノ諸國ヨリ出ル土産等尤モ多シ、各調ヘテ日本ニ持渡ル也

右外國外夷ノ船朝鮮琉球ノ外ハ長崎ヘ入津スル時分、皆六七月ノ南風ニテ來ル事也、此故ニ長崎ニテ入津ト云ハ、專夏秋ノ間ニ來ル船ヲ云ヘリ、其餘時ニ來ルヲバ春船冬船ト云也、阿蘭陀人商賣往來ノ國三十五個國、段々左ニ記ス

東京　暹羅（シャマロウ）　母羅伽（モラカ）　咬𠺕吧（カラバア）

此四個國ハ前ニ記ス、唐人ヲランダ共ニ往來ス

ケイラン

日本ヨリ海上二千百九十里、島ナリ、唐船モ日本渡海ニ船寄ル事アリ、守護在テ仕置ス、四季暖國也

土産　金（コガネ）　硫黃　鹿皮　炭　沈香

ソモンダラ 蘇門塔剌、或スマダラ、サマダラ

日本ヨリ海上二千四百里、天竺ノ南大海ニアル島國ナリ、守護無レ之、處々ニ各頭分ノ者在テ面々ニ仕置ス、商賣ノ事ハ商人ノ心ニ任テ運上等ノ義ナシ、此國ハ日本ヨリ小キ國ニテ大熱國也、一年ニ八季アル國ニテ、日本ノ二八月ニハ此國甚暑熱ナリ、日本ノ夏ト冬トハ此國少暑氣薄キ時也、然レドモ日本ノ五六月時分ヨリ涼シキ事無ト云、人物暹羅人ニ似テ色甚黑ク、常ニ裸ニテ風俗最賤シ、地理ノ說ニ春秋二分ニ日晷無キノ地ト云ハ、此等ノ國ノ事也トゾ 異名仙勞洽祖島ト云ナ、誤テサンロレンリト云

土產　猴棗 バサル、唐ノ說ニ依テ猴ノ字ヲ書ト云ヘドモ、實說ハ前ニ記スルガ如シ、羊ノ如ナル獸ナリ　胡椒　金子　佳文席アンダゴサ　籐　硫黃　鼈甲　丁子　沈香

ヘクウ 牛芭

日本ヨリ海上二千五百四十里、南天竺ノ內也、暹羅ヨリ三日路有レ之由、釋迦佛此所迄ハ出玉ヒタリトテ、住居ノ伽藍今ニ有リ、佛ノ坐禪石堂ノ邊ニ在テ諸人崇敬スト云、最國主在テ仕置ス、四季人物暹羅國ニ同ジ

土產　漆 此國ヨリ出ル漆最上ナリ、ヘグウ漆ト示ナ、誤テ可ウルシト云　象牙　亞鉛トタン　阿仙藥　ロウベン玉 メノウノ類　米

アラカン 亞剌敢

日本ヨリ海上二千九百四十里、南天竺ノ内也、國主在テ仕置ス、暖國也、人物モウル人ニ似タリ

土產　金　象牙　蠟　麻苧　米

サイロン セイラトモ云

日本ヨリ海上三千里餘、南方海中ノ島國也、守護在テ仕置ス、熱國ニテ、人物暹羅ニ似タリ

土產　肉桂　象牙　檳榔　水牛角　同皮　眞珠　海椰子 藻ノ實也、桃ノ大ニシテ大腹皮ノ如ナル皮アリ、藥種ナリ　水晶　金剛石　猫睛石

バンダ

日本ヨリ海上三千九百里、島國也、守護無レ之、近代ハ「ヲランダ」ノ手下ニ成テ、ヲランダヨリ仕配ス、大熱國ニテ、人物シヤム人ニ似タリ、咬𠺕吧（カラバテ）ニ近キ所也

土產　沈香　丁子　胡椒　白檀　肉荳蔲　ビリヽ 此國ニ生ズル魚ノ血チ堅メタルモノト云、虫、霍亂、歯痛其外ニ用フ　タバコ 上好

インコ鳥 色々、綠色、赤色、白色、黒色、大小アリ、言語人ノ如シ

コストカルモンデイル

日本ヨリ海上三千里、莫臥爾國ノ手下ニテ代官ヲ置テ仕配ス、四季暖國也、人物モウル人ニ同ジ

土產　木綿色々　奧嶋　金巾大小　算崩嶋（サングヅシ）　金サラサ　コンデレキ　キカン嶋　白焰硝　鮫　ギヤマンノ玉上ニ注ス

此外嶋ノ織物色々

ベンガラ（榜葛剌）

日本ヨリ海上三千三百里、モウル國ノ手下ニテ守護ヲ置テ仕配サス、南天竺ノ内ニテ暖國ナリ、人物モウル人ニ似タリ、上國也

土產　黃絲ベンガラ糸ト云ナリ　奧嶋　アレシヤ嶋　カイキ　チヤ宇嶋　ギカン嶋　金巾　金入織物色々

サンクヅシ糸木綿　縫ノ蒲團　糸織物色々　木綿嶋色々　沙糖白黑氷　丹土（ニツチ）　朋砂　阿仙藥　焰硝　牛黃

麝香　阿片　天蠶糸（テグス）漁師釣ニ作ル筋也虫ニテ造ルト云　ボウトル牛ノ乳汁ヲ集テ煉タル者ナリ、大ナル補藥ニテ、血氣ヲ益ニ用ユ

サラアタ

日本ヨリ海上四千五百里、モウル國ノ手下ニテ守護ヲ置テ仕置ス、南天竺ノ内ト云、四季暖國ニテ、上國也、人物モウルニ似タリ、此國ノ人正直ニテ國法ヲ守ル事正ク、路ニ落タル物ヲ不ㇾ拾ト云、此國幷ベンガラ國共ニ富豐ナル國トゾ

土產　サラタ嶋　サラタ金入　奥嶋　金巾大小　マタフウ嶋　ギガン　サンクヅシ糸モメン　セイラス
コンテレキ糸モメン　大木綿　カアサ木綿　花サラサ　霜フリサラサ　ヌメサラサ　花毛セン　縫ノ蒲團
鮫　阿仙藥　木香　乳香　木沒藥　胡黃連　蘇香油　海椰子　眞珠　グンゼウ　コンゼウ　丹土ニツチ　雌黃
ビリヽ　安息香　瑪瑙

モハア

日本ヨリ海上六千里、モウル國ノ手下ニテ代官ヲ置テ仕置ス、暖國也、人物モウル人ニ似タリ
土產　キリンケツ　木綿嶋色々　糸織物色々

マカザアル

日本ヨリ海上三千三百里、島國也、守護有テ仕置ス、大熱國ニテ人物甚賤シク不斷裸也
土產　金　米　白檀　タバコ

マルバアル

日本ヨリ海上三千七百五十里、國主在テ仕置ス、四季少暖國也、人物モウルニ似タリトゾ、南天竺ノ

內欵、未レ審
士產　武道具〻色　楯ノ板　スランガステン蛇ノ頭ニ生ズル石也、水ニ浸シヲケバ、イツ迄モ淡出ルナリ　血止石チトメイシ カナノウル血ナ止ルニ手ニニギル　ルザラシ如レ前
宿砂　米　麝香猫

テイモウル テモウルトモ云

日本ヨリ海上三千八百五十里、島國也、守護無レ之、所々ニ頭分ノ者アリテ面々ニ仕置ス、熱國ニテ
人物シヤム人ニ似タリ
士產　丁子　胡椒　白檀　沈香　肉ヅク　タバコ　インコ鳥

セイロン セイラントモ云

日本ヨリ海上三千八百七十里、島也、守護在テ仕置ス、熱國也、人物シヤムニ似テ賤キ國ナリ、南天竺ノ海中ニ在リ
士產　肉荳蔲　ビリヽ　ルザラシ　鳥獸〻色

タルナアタ

日本ヨリ海上三千八百九十里、島ナリ、守護在テ仕置ス、熱國也、人物シヤム人ニ同ジ

土產　白檀　丁子　沈香　肉荳蔲　ピリヽ

アンボン（アンボイナトモ云）

日本ヨリ海上三千九百里、島也、タルナアタノ屬國ニテ、タルナアタノ守護ノ方ヨリ仕置ス、熱國ナリ、人物シヤムニ同ジ

土產　丁子　白檀　沈香　ピリヽ　胡椒　肉ヅク　マソウヤ（此國ヨリ出ル藥種ナリ、食傷、痳氣其外ニ用）　カズワル（火ヲ食フ大鳥ナリ、羽毛美ナリ）

風鳥（無食ノ鳥ナリ）　イシコ鳥

ボルネラ（浡泥國フルネルトモ云）

自二日本一海上三千九百里、島國也、ジヤガタラ國ニ近シ、守護モ無レ之、所々ニ頭分ノ者在テ面々ニ支配ス、大熱國八季ノ國也、人物シヤム人ニ似テ甚賤シ、大サ凡日本程ノ國ナル由

土產　龍腦　白檀　鼈甲　檳榔子　椰子（同油）　籐　ヘイタラバサル（此國ヨリ出ル根ヲ本トス、其說前ニ記ス、効能多シ）

デヤマンノ玉（其說前ニ記ス）　佳文席（アンダゴザ）

マタカスクル（マタカスガルトモ云）

日本ヨリ海上五千百里、島ナリ、凡日本程ノ國ナル由、國主モ無ク、仕置ト云事モ無レ之、風俗人倫ノ作法ニ非ズ、常熱八季ノ國ナリ、人物最賤ク、商賣交易ノ事ヲモ不レ知、阿蘭陀ノ往來ノ時分ニ船ヲ寄テ土産ノ品々ヲ取事ナリ、此島南北ニ長ク、南ノ邊端ハ五六月ノ比ハ少冷ナリ、都テ此國ハ常ニ雨天ノミニテ、晴天ノ日稀也ト云、又此國ノ菓ノ類皆核無レ之トゾ

土産　黑檀　異木ノ類色々　鳥獸色々　象牙常ノヨリハ甚大ナリ　琥珀

ハルシヤ 百爾齊亞(ハルシヤ) 婆羅遮國

日本ヨリ海上五千百里、南天竺ノ西邊也、即西天竺ノ内也ト云、此國天竺開闢ノ最初ノ地ナルヨシ、黃金ノ大塔アリ、十五里ノ外ヨリ見ユルト云、國王アリテ仕置ス、國民富饒ナル由、四季日本唐土ニ同ジ、但暖氣ナル國ナリ、人物モウルニ同ジ、此國ノ南海ニ一島アリ、其土地悉ク鹽ト硫黃トニテ、草木生ズル事ナク、鳥獸モ不レ棲、其氣候常ニ著熱有テ、地震甚多キ地也、然レドモ能湊アル故ニ、諸國往來ノ商船此湊ニ集テ、財寶富饒ナル處ノ由

土産　ハルシヤ糸　ハルシヤ革　ヘイタラバサル　乳香　甘艸　蘇香油　巴旦杏(アメンドス)　葡萄酒　乾葡萄　花ノ水酒色々　金入織物　糸織物色々　花毛セン　馬諸國ニ勝ル　羊

カアホテポウヌイスフランス

日本ヨリ海上六千三百里、守護モ無ク仕置モ無レ之、風俗人倫ノ作法ニ非ズ、商賣ノ道モ不レ知、ヲランダ人往來ノ時分船ヲ寄テ品々ヲ取也、四季アル國也ト云トモ、人物甚賤シ

土產　大鳥　犀　虎　野牛　鹿　牛　猪ブタナリ

此外鳥獸色々多シ

ブラセル ブルセルトモ云

日本ヨリ海上七千五百里、守護仕置等ノ事未レ審、人倫ノ風俗ニ非ズ、四季アリテ少暖ナル國也、此國ノ人ハ其色黃也ト云

土產　砂糖白黑氷　生姜　タバコ　黑檀　材木色々　繪具色々　鳥類色々

ゲネイヤ ゲネヱヤトモ云

日本ヨリ海上八千四百里、守護並仕置ノ事不レ知、風俗人倫ノ作法ニ非ズ、熱國ハ四季ノ國ニテ、人物甚賤ク黑坊也

土産　砂糖（白黒氷）　象牙　金子（インス）　インコ鳥（色々）

トルケイン

日本ヨリ海上一萬一千二百五十里、守護在テ仕置ス、四季寒國也、人物ヲランダ人ニ似タリ
土産　糸織物（色々）　毛織類（色々）　木綿織物（色々）　金入織物（糸類、モメン類）

フランカレキ

日本ヨリ海上一萬二千八百十里、國主在テ仕置ス、人物ヲランダニ似タリ、四季ハアリテモ寒キ國也
土産　酒（色々）　糸織物（色々）　木綿織物（色々）　小道具

ズヘイテ

日本ヨリ海上一萬三千三百八十里、守護在テ仕置ス、四季寒國也、風俗人物ヲランダ人ニ似タリ
土産　船ノ綱　麻苧　船ノ碇　材木（色々）　石火矢　チヤン（松脂ト油トネリ合セタル者也、船ノ諸具ヲ塗テ水ニ不レ朽タメ也、又外科ノ膏薬ニ入）　銅　鐵
此外舟ノ道具多シ

デイヌマルカ

日本ヨリ海上一萬三千三百里、守護在テ仕置ス、四季アリ、寒國也、人物ヲランダ人ニ同ジ、此國ヲランダ國ニ近シ

土產　船ノ綱　碇　材木　麻苧　石火矢　銅　鐵　同前

ノウルウイキ

日本ヨリ海上一萬三千三百里、デイヌマルカ國ノ手下ニテ、其國主ノ方ヨリ代官ヲ遣シ置テ支配サス、四季大寒國ナリ、人物ヲランダニ同ジ

土產　帆柱　材木　鐵　鋼(ハガネ)　劍

ドイチラント (トイキ國トモ云)

日本ヨリ海上一萬三千百四十里、國主在テ仕置ス、四季アリ、寒國也、人物ヲランダニ同ジ

土產　毛織類　木綿織物(色々)　金　銀　五穀　水晶玉　水銀　欝金　酒(色々)　藥種　畜類ノ皮

ホウル

日本ヨリ海上一萬三千六百五十里、守護在テ仕置ス、四季大寒國也、人物ヲランダニ同ジ
土産　琥珀　五穀　畜類ノ皮

ムスカウベヤ

日本ヨリ海上一萬四千百里、大國也、守護在テ仕置ス、ヲランダ國ノ東ニテ大寒國也、此國夜長ク晝短キ事多キ國也、風俗ヲランダ人ニ似テ勇强ニ、諸人競テ猛犬ヲ畜フトゾ、國法ニテ國王唯一人學文ヲ勉テ、大臣以下學文スル事ヲ禁ズト云、此國ニ三十八ニテ撞鳴ス大鐘アリ、國王ノ誕生日ニ一年一度撞鳴スト云、又長四丈ノ石火矢アリ、一度ニ焰硝二石ヲ入ルトゾ
土産　琥珀　珊瑚樹　香鋪ノ銀　五穀　畜類ノ皮　巾著革ムスカウベヤ皮ト云

クルウンラント

日本ヨリ海上一萬五千三百里、人不レ住ノ嶋也、ヲランダ國ノ北ニテ近シ、ヲランダ人此嶋ニ往テ鯨ヲ取テ油ヲ煎ズト云、此嶋大寒國ニテ、海中冬ハ氷リテ往來無シ、春夏ノ間氷解テ往來スト云、此地ノ夏ト云トモ日本ノ正二月ノ氣候ヨリ溫暖ナル時無シト云、此國ヨリ北ノ地北極ノ下ニ至テ嶋國多シト云トモ、寒氣殺伐强キ故ニ、鳥獸草木モ生ジ難シ、半年ノ間晝ノミ續キ、半年ノ間ハ夜ノミ續キテ

鬼魅多シ、夜國ト號ス

土産　鯨 網ニテ捕ト云　同油

此外大魚多シ

已上三十五個國阿蘭陀人商賣往來ノ國也、何レモ商賣ノ事商人面々ノ相對ニテ、國主ヨリハ構ヒ無レ之、運上其外船改ル事モ無シ、但東京國ノ著船ノ節船改ム、又交趾國ハ唐船等著岸漂流アルトキハ舟ヲ改メ、或非義ヲ言懸テ荷物ヲ奪ヘル事アリトゾ

附錄

阿蘭陀往來スル事ヲ不レ知ト云ドモ、日本ニ於テ毎々ニ其名ヲ遍ク知ル處ノ國ヲ書記ス

サントメ 聖多點

日本ヨリ海上三千八百餘里、西天竺ノ内ニテ暖國也、人物モウル人ニ同ジ、此國ヨリ日本ニ船來リシ事無レ之、唐人往來スル事モナシ、モウル船ヨリ地ノ人ハ來リシ事アリトゾ

土産　鮫 此國ヨリ出ルモノ上好也、シャムカボウチヤ船ヨリ持來ル也　木綿嶋類 色々

インデヤ 印度亞 印第亞

日本ヨリ海上四千餘里、南天竺ニテ四季アル暖國也、海邊ニ及タル大國也、インデヤト云ハ印度國ト云事ニテ、印度ハ則天竺ノ名也トゾ、モウル國ト此國トハ南天竺ニテ第一ノ國ナリ、此國ノ人ノ色ハ皆紫色ナリト云、人物風俗モウル人ニ同ジ、唐人ヲランダ人ハ此國ニ往來スル事無レ之、土產他國ヘ交易スルヲ調ヘ來ルトゾ

土產　獨角獸（ウンカウル）此國深山ノ河水ニ毒虫多シ、諸ノ獸敢テ先ニ飲事ナシ、ウンカウル來テ其角ヲ以テ河水ヲ攪マセテ飲テ後、諸獸皆飲レ之トゾ　象牙　獸角ノ類

革ノ類 巾著皮ノ類色々、皆馬ノ如ナル獸ノ皮ナリト云　椰子 此國ノ椰子樹甚大ニシテ其用多シ、木ハ柱トシテ百年ニモ不朽、葉ハ屋ヲ覆ヒ、其實ハ食トシテ功能多ク、油ニモ煎ジ、木皮ハ船ノ綱ニ造リ、實ノ皮モ纜トシテ甚强ク不レ朽、實ノ殼ハ釘ニ造リテ甚ツヨシ、重寶至極ナル樹ナリ　奇怪ノ鳥獸 ウンカウルノ如キノ者多シト云

ラウ 羅宇

日本ヨリ海上二千六百里、南天竺ノ內暹維ノ西隣也、暖國ニテ小國也、唐人ヲランダ往來ヲ不レ知、シャム人往來ス

土產　木綿嶋ノ類　斑竹 大小色々、小キハキセル竿ニ用、則ラ宇竹是ナリ

チヤ字

日本ヨリ海上三千八百里、南天竺ノ内暖國也、暹羅ニ近シ、モウル國ノ内ト云

土産　チヤウ嶋　木綿織物色々

コワ（哥亞ゴアトモ云）

日本ヨリ海上三千九百里（或四千里）、南天竺ノ内ニテ熱國也、常ニ雨降コト無ク、晴天ニテ五六年ノ間ニ一度雨降ト云、此國トチヤ字ラ字ノ三國ハモウル國ノ屬下ニテ、モウル國ヨリ支配ス、三國何レモ人物モウル人ニ同ジ

土産　毛セン　木綿織物色々

ハタン（巴旦）

日本ヨリ海上一千四百里、島ナリ、大宛ノ南方ニ當レル暖國也、延寳八年此嶋ノ船一艘人數十七人日向國ニ漂著ス、長崎ニ送ラレテ數月長崎ニ逗留ス、其人物甚賤ク、詞皆テ不レ通、阿蘭陀人ニ逢テ悦ビ、ヲランダ其國巴旦ナル事ヲ知ト云ドモ、其餘ノ事ハ委ク不レ通、犬ヲ煮テ食スル事ヲ好メリ、十七人ノ内十三人ハ段々長崎ニ於テ病死ス、殘テ四人ヲランダ舟ニ命ゼラレテ歸國ス

土產　巴旦杏（アメンドス）　此外不レ詳

マロク（馬路古）

日本ヨリ海上一千五百里、嶋也、ハタンニ同キ下國ニテ、大熱八季ノ國也、巴旦ヨリハ大ナル嶋國ト云、但五穀無レ之國ノ由

土產　丁子　胡椒（已上二色甚多シ）　羊（色國ノ羊ニ異ナリ）　沙谷米（サンゴベイ）（五穀ナキ國ナル故、常ニサンゴベイナ食ス）

カフリ

日本ヨリ海上八千餘里、大國ニテ南天竺ノ西南ニ在リ、國主トテハ無レ之、所々面々ニ支配ノ頭分アリ、大熱國ニテ人物甚賤ク、色黑キ事漆ノ如シ、人ヲ焼リ食テ人倫ノ作法ニ非ズ、阿蘭陀其外ノ國ヨリ此國ノ人間ヲ捕ヘ、或ハ買取テ永代ノ下人ニ遣フニ馴テ、後主人ノ爲ニ死スル事ヲ不レ顧シテ能仕フ、ヲランダ人長崎ニツレ來レリ、其人長高ク逞ク力強シ、頭髮ハ黑ク、齒甚白シ、色黑キ故ニ黑坊トモ云、死ヲ懼ルヽ事ヲ不レ知、土產等ノ事未レ審

右外國外夷合テ五十五個國、於二長崎一聞傳ル處ヲ記スル者也

外ニ日本渡海御禁止ノ國如レ左

イスパニヤ 并ホルトガル カステラ

是則南蠻切支丹國也、海上自日本一萬二千餘里ナル由、此國世界ノ繪圖ヲ以見ルトキハ、唐土日本ヨリハ西方ニ當レル國也、然ルニ南蠻ト號スルハ、此國ノ手下亞媽港呂宋等唐土日本ノ南方ニ當レル故ニ南蠻ト號スル者也、一說ニハ南海ヨリ往來スル故ニ南蠻ト號スト云、此說ハ非ナラン、唐日本ニ來レル外夷ノ船南海ヨリ往來セズト云事無シ、皆南蠻ト可言理ナシ、此國ノ類國ニイスバニヨウ、ノウハ、イスハニヤ等有之由聞傳フ、人物何レモ阿蘭陀ニ似タリトゾ

亞媽港 唐韻アマカン、日本ニテアマカウ、俗因テ天川ノ字ヲ用テアマカワト云リ

廣東國ノ南ニ當レル所ナル由、南蠻人住居スト云、海上日本ヨリ九百餘里ナル由云傳フ

呂宋 并マンエイラ、バヾヤン、カベツタ、バカシナン等、呂宋近キ島ニテ類國ト云

臺灣國ノ南ニ當ル島國也、則南蠻人居住ノ由、海上日本ヨリ八百餘里ト云、此國本ハ守護無キ島ナリシヲ、南蠻人イツトナク從ヘ領知セリトゾ、暖國ニテ人物甚賤ク、類屬ノ小島多シト云

エゲレス 諳厄利亞、インギリヤトモ云、イギリストモ云

阿蘭陀國ノ西ニ在島國也、日本ヨリ海上一萬千七百里ト云、人物ヲランダニ似タル由、昔ハ平戸ヘ年々入津セシカドモ、商賣利無キ由ニテ手前ヨリ退テ不ㇾ來、寛文ノ比此船一艘長崎ニ來テ、如二以前一日本渡海商賣ヲ願ト云ドモ、無二免許一歸帆ス、其船ヲランダ舟ニ少モ替リナシ、橋ノ上ノ旗ヲランダト別也

右ノ四ケ國昔ハ日本ニ往來スト云ドモ、今代停止ニテ不ㇾ來、イギリスハ南蠻國等トハ又別種ナル由聞傳フ、南蠻船停止ハ寛永十五年也

異船入津變災考

慶長二年丁酉高久ノ領主有馬氏長崎津外イワウ島ニ於テ南蠻黑船一艘燒却セラル、荷物人數トモニ滅ス、是ハ日本渡海ノ南蠻舟有馬氏ヨリノ異國渡海ノ舟ヲ海賊セシ故也ト云、停止ナキ以前ノ事也、此時長崎奉行長谷川氏

寛永十七年庚辰五月十七日、呂宋國ヨリ黑舟一艘長崎ニ入津ス、同六月中旬江戸ヨリ上使有テ、南蠻人七十四人ノ内六十一人誅罰有テ、船ハ津口スゞレ浦ニテ燒却セラル、殘ル十三人ハ日本ニ來ル事本意ニ非ザル事明白ナルニ依テ、赦免有テ唐船ノ古舟乘捨一艘賜テ歸國ス、本國ニ於テ此旨語リ聞セ、再日本ニ來ル事勿レト也、上使加賀爪氏、長崎奉行大河内氏

正保四年丁亥六月廿四日、南蠻ノ本國ヨリ黑舟二艘イワウ島ニ到着ス、同廿六日長崎ノ津ニ入ル、諸國

ノ人數集テ海邊所々ニ陣ヲ張テ警固アリ、然レドモ江府ヨリ御免ノ儀ニ因テ八月六日歸帆ス、此時長崎奉行ハ馬場氏也、湊ノ當番ハ筑前ノ國守ナリ

寛文五年乙巳五月廿二日、阿蘭陀舟一艘入津ス、同二十四日船中ヨリ出火ニテ燒失ス、玉ツメタル石火矢二挺有テ放レテ岸ヲ破ル、ヲランダ人一人燒死ス、荷物ベンガラ糸七萬斤、銀高三千貫目ノ貨物、一時ニ灰塵ト成、長崎奉行島田氏

寛文十三年癸丑五月二十四日、ヱゲレス船一艘入津ス、以前平戸入津ノ後渡海中絶スト云ドモ、再日本商賣往來ヲ願ト云ドモ免許ナク、七月下旬歸帆ス、長崎奉行岡野氏

貞享二年乙丑六月二日、亞媽港舟一艘入津ス、是ハ伊勢國渡會ノ者十二人乘タル船、商賣ニ江戸ヘ往テ大風ニ放タレアマカハニ漂寄ス、此ノ十二人ヲ日本ニ送リ屆ケン爲ナリ、是ニ依テ艓赦免有テ七月八日出帆ス、逆風ニ依テ津口ニ滯留シテ實ニ七月廿九日歸帆ス、南蠻人上下四十七人トゾ、日本人十二人ハ伊勢國ヘ歸サル、長崎奉行河口氏

貞享四年丁卯八月、紀州熊野浦ニ呂宋ノ内カベツタト云所ノ舟一艘漂着ス、則長崎ヘ送屆ラレテ十月六日長崎ノ津ニ到レリ、本國ヲ出シ時人數十一人也、其内八人ハ海上ニ於テ飢死ス、殘テ三人紀州ニ漂着セリ、三人ノ内二人ハ紀州ヨリ長崎ノ間ニテ死ス、殘テ只一人長崎ヘ到ル、是モヲランダ人ニ逢テ其子細ヲ通ズルニ依テ始終ノ儀相知タリ、後其一人モ死ス、船ノ長十間許、象ノ鼻造リノ舟ナリ、呂

外國出シノ船

二帆ノ諸具旌旗何レモ唐船ニ同シ船ノ造リ底深ク舵ハ大ナル鐵ノ肘ヲ數所ニ打テ其肘ヲ受ル所ニ又大ナルツボヲ打テ舵ヲハムルナリ其外福州漳州ノ船ニ多クハ香リ無シ昔シ長崎ヨリ天竺ニ渡海セシ船モ皆此船ノ造リニ同シ

舟ノ上廻リヲ赤ク丹土色ニ塗ル又ハ白木ニ油ヲ引タルモアリ舟底水ニ入處ハ油石灰ニテ悉ク塗故ニ白キ也

是ヲミスツイス造リノ船ト号ス、大ナル者二百萬斤、中ナル者百五六十萬斤、小ハ荷物百二三十萬斤也、又艪(ヘサキ)ニ遣(ヤリ)出(タシ)トテ短キ檣アリ、外國ノ海上遠キニ往來スル處ノ唐船ハ皆遣出ノ檣有テ帆ヲ掛ル、又高帆(ホ)ト云アリ本帆彌(ヤ)帆ノ上ニ又帆ヲ掛ル也、高帆モ遣出シハ皆木(モ)綿(メン)帆ナリ船ノ長サ十五六間ヨリ二十間マテ、大小段(ダン)々アリ、此圖ハ今ノ暹(シャ)羅(ム)出(タシ)ノ船ナリ

遣出ノ帆

紅毛舟之圖

宋ノ近國ニ米穀賣買ニ行テ大風ニ放流セシ舟也ト云

已上ノ外唐土ノ内ヘ日本ノ船漂流シテ、唐船ニ送ラレ長崎ニ來テ歸國セシ者多シ、悉クハ記スルニ不ㇾ及

船長大ナルハ二十五六間、小キ者二十間許、深六十間、横六七間、石火矢二十二三四五挺、各長八九尺、檣四所何レモ二段ヅツニ接タル所、笠ノ如クナル所ニテ檣ヲ延ベ縮ミ上下スル樣ニシタル者也、帆二段ヅツ掛ルナリ、皆木綿帆ナリ（此以前長二十三間ノ船來レル事アリ）舵ハ肘ツボニテハムルヤウニシタル者也、碇ハ皆鐵ナリ、長三四間モ有ㇾ之、綱ハ皆苧ナリ、大サ一尺二三寸廻リ、舟黑ミノ分ハ皆チヤン塗ナリ、底ノ赤サビ色ノ所ハ水ニ入所、悉ク鐵ノ小釘ヲ透間ナク打タル者ナリ、舟一代煉ルト云事ナシ、船具綱等悉クチヤンヲ塗タリ、チヤンハ松脂ト油ヲ煉合セタル者也

增補華夷通商考卷之四終

増補 華夷通商考 巻之五

外夷増附録

韃靼（并ニ意貌） 囘囘（フイフイ）（并撒馬兒罕） 亞瑰作搦（アマサライ） アラビヤ ジユデヤ チイヘレ アルマニヤ ボロニヤ ホトリヤ

タニヤ ゲレジヤ（并チソンボ山鼻島異水） フランス イタリヤ（并ロウマ國、スセリヤ） イルランタ 北海諸島（并ゴルランデヤ） 小人國

エジツト エラコ ペスニヤ スミデヤ アビリカ アビシンイ モノモタツハ インコテ センバ

亞大臘山（アダラ） 七島 タメイ ベルウ ハラジイル（并銀河） チイカ（并バダウン、長人國也） キンカスラ モシコ

キビラ（并アリフルシヤ ノウバアニアン） ダゼエル 并（アベルカン、フレケニヤ、ノウンベルゴ、ソガラ モコウザ、ノウバフランス、イリタテランテ） タルガ ベカウル

イスハニヨウル クウバ ガマカ ハルモタ 無福島 無名島 珊瑚島 墨瓦臘尼加（メカラニカ） 並（ノウハギネヤ ノウハナランタ）

右ノ諸國ハ皆夷狄戎蠻ニテ、終ニ日本ニ來リシ事無レ之ト云共、唐人紅毛（オランダ）等ノ說話ニ依テ、記レ之者也

海中異魚海獸

大魚類 猛魚類 薄里波魚（ホリハギヨ） ラガルト魚 落斯馬（ラシマ） 海魔獸 方獸 如島魚 飛魚 介甲之類 大蟹

海女（ヘイシムレルト云フ） 海馬 海人之類

外夷

增附錄

韃靼國 唐土北京ヨリ百里、或ニ百里、三百里所々不同 唐土ノ北ニテ東西ノ別アリ、今大淸ノ天子ノ本國ハ西達旦ナリ、四十八道有テ廣大ナル國也、寒國ニテ北方ノ諸國ハ常ニ極寒ナリ、一國平地ハ皆砂ニテ大山多ク、大河少キ國ナリト云、其附屬ノ國甚多シ、其中ニ意貌國ヲ第一トス、此國冬中ハ曾テ雨降事ナク、夏ニ至テ少雨零、人間勇强ニシテ病死スル事ヲ恥辱トス、嗜ンデ馬ヲ食ス、又牛羊ヲモ食ス、尤魚肉ナキ國也

土產　角端 牛ニ似テ大ナリ、能人ノ言語ヲ知トゾ　馬 他國ニ勝レリ　貂鼠(リス)　候厲 已上ノ獸其皮皆裘ニ造レリ

回回國(フイフイ) 唐土ノ西極ヨリ凡八百餘里 唐土ノ西北達旦ノ西也、撒馬兒罕(サマル)其外屬類ノ大國多シ、學文一流アリテ禮ヲ好ムトゾ、曆學等モ有レ之テ、其造制ノ曆中華ニ入テ用ラレシ事アリ、回々曆是也、唐曆ト大ニ同クシテ少ク異ナル處アリ、今代モ唐ヨリ往來アリト云

土產　玉石　牛　羊　馬

此外畜類多キ國ナリ、但此國ノ人豕ヲ食スル事ナキ故ニ無レ豕ト云

亞瑪作搦(アマサニイ) 達旦ノ西地中海ニ近キ國ナリ、海陸トモニ道規未レ審、紅毛國ヨリ東南也、此國ノ人民總テ女

人ナリ、勇强ニシテ善合戰スルト云、國法ニテ春月ノ間ニ男子ヲ他國ヨリ入ルトゾ、子ヲ産スル事アルニ男子ナレバ則殺レ之ト云、但今代ハ隣國ノ爲ニ奪レテ、男子共ニ生々スル事如レ常トゾ、土産等未レ審

アラビヤ　南天竺ノ西暹羅ヨリ三千餘里、四季アリ、少暖國ナリ、土地甚富饒、一年ニ兩度宛米穀成熟スト云、又此國ニ日本道三百餘里ノ沙地アリ、大風起ルトキハ沙ヲ吹テ浪ノ如ク、行旅ノ人偶是ニ遇トキハ則沙浪ノ爲ニ埋マル、又此國ニ「フニス」ト云鳥アリ、壽命四五百歳ナリ、自ラ死スル事ヲ知テ、香木ノ枯枝ヲ聚メテ其上ニ立テ、炎天ノ時ヲ待テ尾ヲ搖シテ火ヲ燃シ自ラ燒死ス、此鳥此國ニ只一鳥有レ之、死スルトキハ又一鳥生ズ、此故ニ國ノ諺ニ人物奇異ニシテ二ツ無モノヲ「フニス」ト云トゾ、又此國ニ廣十五里、長六十里ノ湖アリ、水味甚鹹クテ其黏キ事松脂ノ沸ルガ如シ、物ヲ以沈ムル事アタハズ、押テ入レドモ不レ入ト云、日光水面ヲ照ストキハ湖中悉ク五色ノ映光ヲ生ズト云、土産ハ金銀多シト云、又此國ノ西ニ八百里程ノ入海アリ、此海ノ潮水常ニ赤キコト如レ血、是ヲ西紅海ト云、此海ノ西ニ「バビロウニヤ」ト云國アリ、十年ニ一度稀ニ雨フル事有テ、常ハ雨降事ナキ國ナリト云、

ジユデヤ　西天竺ノ西ハルシヤ國ニ近シ、此國開基ヨリ六千餘年ニシテ國法不レ亂、世代相傳フル國ナリトゾ、土地モ甚豐饒ニテ、民家繁榮ニテ廣キ國ナリト云傳、此屬類ノ國ニ「マタスコ」ト云國アリ、此國ヨリ出ル「テリアカ」ト云丹藥アリ、萬病ニ用テ妙也、稀ニ紅毛持來ル也、但此國ヨリ出ル正眞ノ「テリアカ」ハ希ナル者也ト云、唐土ニテ拂菻國（ホツリンコク）又ハ大秦國ト云ハ、ジユデヤ國ノ事也

チイペレ ジユデヤノ西地中海ノ中ニアル嶋也、土地富饒ニシテ土產多キ地ナリ、葡萄酒極テ上好ト云、又火浣布ヲ織ト云、但此邊ノ島ニハ雨降ル事稀ナル所多クテ、此島モ五年六年、又ハ十年雨フル事ナキコトハ多ケレドモ別條ナシト云、或時此島三十六年ノ間雨降コト無カリシニ、萬民苦シミテ皆散ジテ他國ニ往タリシカドモ、後又歸リ集リシト云傳フ、此國ハ四季アル筈ノ國ナレドモ、其地常ニ熱スト云

已上ノ國、其外唐土天竺ヲ合セテ、總名ヲ亞細亞ト號ス

アルマニヤ 此國ハハルシヤ國ノ北西ニテ大國也、此國ノ屬國ニ「ハルミヤ」ト云國アリ、地中ニ金多クテ井ヲ掘事アレバ、必ズ金ノ塊ヲ掘出ス、又河ノ底ニ豆粒ホドノ金多シト云、然レドモ專ラ是ヲ掘取ル事免サザル國法也トゾ

ボラニヤ 此國土地富饒ニテ、人間溫和朴實ニ禮法正シク、絕テ盜賊ト云事ヲ不レ知ト云、但大寒國ニテ、海水冬月ニハ悉ク凍リテ、旅行ノ人常ニ數日ノ間氷ノ上ヲ行ト云、土產ニ獸皮色々鹽ノ水晶ノ如クナルヲ出ストゾ

ホトリヤ 「ボロニヤ」ノ屬也、其土地甚發生ノ氣强ク、五穀ノ類一年ノ種熟他ノ三年ノ物成アリ、草木ノ成長總テ他國ニ三倍スト云、又海底ノ石間ヨリ琥珀流出スト云、初テ出ルトキハ油ノ如ク、寒ニ遇テ漸凝テ堅ク、風波ニ隨テ海濱ニ浮ミ至ルヲ採者也トゾ、今天竺紅毛人持來ル處ノ琥珀ハ此海中ヨリ

出ル者也ト云、茯苓千年ヲ經テ成ル處ノ琥珀ニハ非ズトゾ

タニヤ 「ホロニヤ」ノ東大寒國也、此國ノ北氷海夜國ニ近シ、タニヤ國ノ海中氷解テ、大船往來スルニ魚甚多ク、水面ニ蔽ヒ滿テ船行クコト不レ能時アリト云、土產五穀金銀銅鐵錫鉛多シ、人物勇强ニシテ盜賊ナク、賣買金銀ヲ不レ用、物ヲ以相交易スト云

ゲレシヤ 「アルマニヤ」ノ南學文ノ道アリテ、禮儀、音樂、書籍等甚多ク、皆横文字也、人皆魚物ヲ食スル事ヲ喜ンデ、嘗テ肉類ヲ不レ食、美酒ヲ嗜ムト云ヘリ、此國ノ屬國ニ「ロウマニヤ」ト云國アリ、其城廓廣大ニシテ民居數十里ニ連レリトゾ、又此國ニ「ヲソンボ」ト云ル高山アリ、此山ノ頂上ニハ絕テ雨零コト無ク、終古晴天ナリ、風モ吹事無ト云、此山ノ邊ニ二ノ流水アリ、一ノ水ヲ白羊ニ飼フトキハ必ズ黑羊ニ變ズ、又一ノ水ヲ黑羊ニ飲シムレバ必ズ白羊ニ變ズトゾ、又此國ノ南ノ海中ニ二島アリ、其ノ一島每一日ニ七度宛潮ノ滿干アリト云、其ノ一島ハ廻リ六七里ノ島也、土產酒油蜜多シ、又橘柚柑子ノ樹ノミニテ別ノ樹木無キ島トゾ、何モ四季有ト云

フランス ヲランダ國ノ南大國也、土地豐饒ニテ、武勇ヲ專トスル國ナルヨシ

イタリヤ 紅毛國ノ南方也、屬甚ダ多シ、其第一ナル者「ロウマ」ト云、奇怪多キ國也ト云、此國土地豐厚ニシテ人民富饒ニ、人品賢智ノ者多出ル國ト云、此國二千年前國王一ツノ大殿ヲ造レリ、其寬大奇麗巧妙ナル事古今ニ絕ス、其殿今猶在レ之トゾ、又此國ニ大山ノ巓ヨリ水湧出テ雷ノ如ク、其聲數

十里ノ間ニ聞ユト、又泉アリ何ニテモ水中ニ沈メ置トキハ、一月ノ間ニ石ト成レリト、又溫泉アリ常ニ沸上ル事高一丈餘、人畜諸物ヲ入レバ則爛燒ス、又火山アリ晝夜火燃テ、爆石四方ニ飛テ數十里ノ外ニ至ル、（按スルニ、日本肥後國ト」會山ノ火池是ニ同シ）又山谷ノ間ニ洞一百所アリ、內ニ入テ皆病ヲ療ス、各一病ヲ主ドル、其洞ハ瘡疥ヲ治シ、其洞ハ濕ヲ除キ、其洞ハ筋骨ヲ堅クスト、各一病ヲ主ルト云、又屬國ニ「スセリヤ」ト云國アリ、島也、又火山多シ、此國ノ人天文ノ學ニ純ラ精ク、日影ヲ計ルノ道具土圭ノ類ハ此國ヨリ始レルヨシ、此外絕妙ノ細工多シト云、此國或時敵船數百艘來テ此島ヲ襲ヘリ、時ニ徑丈餘ナル火取鏡ヲ數多出シテ、高キ岡ヨリ晴天ニ日影ヲ稟テ敵船ニ映射セシカバ、光輝忽ニ火ヲ發シテ數百艘一時ニ燒卻スト云、此外奇怪ノ小島多シトゾ、又イタリヤ國ノ女人ハ總テ乳房長シ、後ロニ負ナガラ兒ニ乳ヲ吞シムトゾ、此以前ヲランダ船ヨリ長崎ニ女人來リシ事アリト云

イルランタ　ヲランダ國ノ西ニ在島國也、此邊ハ皆大寒國也ト云ドモ、此國ハ冬ト云ドモ溫カニシテ火ヲ求ムルコト無ク、夏ト云ドモ扇ヲツカフ事ナシトゾ、是皆其地氣自然ノ妙也、又此國ノ海端ニ小島アリ、其地ニ洞穴アリ、常ニ怪異ノ形アル者色々洞中ヨリ出ト云、此國獸畜甚多トゾ

北海諸島　インギリス國ニ湖アリ、長二十五里、廣八里、中ニ小島三十アリ、此湖曾テ風無フシテ忽大浪ヲ起ス、船是ニ遇テ破ルトゾ、又小島アリ、風ニ隨ヒテ動キ移ル、此故ニ人ハ不レ住トゾ、牛羊甚多ク、草木茂盛スト云、又一島アリ、死スル者ヲ葬ル事ヲセズ、只其屍ヲ山ニ置ニ、百年ニテモ不

レ朽トゾ、其地絶テ鼠ナシ、他所ノ鼠ヲ捕來テ此島ニ置ニ必死スト云、又島國アリ、冬ニ至テ數月ノ間夜ノミ續キテ、行路工作皆燈ヲ以テスト云、其人長大多力ニシテ、遍身ニ毛アリテ如レ猿トゾ、其土産ハ牛羊鹿甚多ク、大寒地ニテ氷海アリト也、又「ゴルランデヤ」ト云島國アリ、是モ長夜ノ國也、其地火多シ、民居ノ所皆伏火アリ、溝ヲ作リテ火ヲ通ジ、其ノ火焔ノ出ル處ヲ則竈トシテ薪ヲ用ル事ナク、其火永世不レ滅ト云、此邊ニヲランダ人鯨取ニ來ル所アリト云

小人國 ホトリヤ國ノ北ノ海濱ニアリト云、人ノ高二尺許リ、鬚眉曾テ無ク、男女見分ガタシ、土地鹿多シ、人皆鹿ニ乘テ行、或ハ鶴ノ如キノ鳥其人ヲ食事アリ、故ニ小人常ニ此鳥ト相戰フ、若偶山野ニテ此鳥ノ卵ヲ見レバ、即破レ之テ其種類ヲ絶サントスト云

已上「アルマニヤ」ヨリ以下ノ諸國、皆歐羅巴ノ種ナリ

エジツト國 土地富厚ニシテ五穀豐饒ニ、畜類多ク草木百菓茂盛他國ニ倍スト云、但此國雨降事ナク、常ニ雲氣ナシトゾ、四季モ正シキ國ノヨシ、此國ニ大河アリ、ヱラ河ニロ河トモ云ト云。河水毎年五月ニ大ニ發ス、土民其其水ノ漲リノ多少ヲ見テ、歳ノ豐歉ヲ知ト云、此國ノ人モ天文ノ學ヲスル由、星ヲ見ルノ學ナンドハ殊外精シ、不斷晴天ナル國ナルガ故トゾ、南天竺ノ西ナリ

モラコ國 七州アリト云、四季アル國ニテ、土産ハ獸皮多シ、羊ノ皮勝レテ好ト云、其風俗貴人老人ハ冠ヲ著ス、平人ハ狹キ木綿ニテ頭ヲツヽムトゾ

ヘス國　是モ七州アリ、能キ國ト云、又「ヌミデヤ」ト云國アリ、大國也ト云ドモ、人間ノ作法甚暴惡也トゾ

アビリカ　土地富饒ニテ五穀發生シ易ク、一莖ニ百穗ヲ生ズル者アリトゾ、エジツトノ西ニテ四季アリ

アビシンイ　エジツト國ノ南熱國ナリ、人間色甚黑、大國ニテ北ノ方ハ人ノ色モ少シ黑シ、其土產金銀銅鐵多シ、金銀トモニ貴ブ事ヲ知ト云ドモ、金子ヲ吹テ用ル事ヲ不ㇾ知、生金塊ヲ得テハ則物ニ易フ、又蜜蠟ヲ產スル事甚多シ、故ニ民家皆常ニ蠟ヲ燭トシテ、油ヲ燈トスル事ヲ不ㇾ知、人間愚ナルガ如ニシテ又智慧アリ、只質直ニテ國中ニ道ニテ拾ヒモノスル事ナク、夜戶ヲ不ㇾ閉、盜賊ト云事ヲ不ㇾ知ト云、五穀モ豐ナル國トゾ、此國ニ大湖有ト云

モノモタツパ　カフリ國ノ本國ト云、大國ニテ大熱國也、其人色甚黑ク皆愚ニシテ義理ヲ不ㇾ知、又穢不淨ヲ惡ム事ナク、居所人間ノ體ニ非ズ、喜ンデ象ノ肉ヲ食ス、多クハ生ニテ喰フ、又人ノ肉ヲ喰フ事ヲ好ム、常ニ裸ニテ能馬ニ乘テ馳ス、他邦ノ人ノ衣ヲ著スルヲ見レバ反テ是ヲ笑フ、木ヲ削リテ先ヲ銳ニシ、火ニテ炙テ鎗トシ、能人ト戰フ、別ニ劒戟ナシ、又絕テ文字ト云事無ㇾ之、諸國此國ノ人ヲ以テ奴僕トスレバ能主人ニ忠ヲナス、人ノ爲ニ死スル事何トモ不ㇾ思、忌避ル事ナシ、其俗只國主アルコトヲ知テ、佛神有事ヲ不ㇾ知、只其國王ヲ以テ神靈トシ、天地ノ主人ト思ヒテ、年ノ水旱等皆

往テ王家ニ祈ル、王若嚔ル事アレバ、朝廷ニ在ル諸臣高聲ニ應諾ス、其聲ヲ傳テ段々ニ應ジテ國悉ク應諾ストゾ、人皆酒ヲ嗜ム、土産烏木多シ、又黄金アリ、黒鷄アリ、一國ノ雞都テ黒シト云

インコテ 「アビシンイ」ノ屬類也、此國ハ晝食スル事ナク、夜一食ニシテ無二再食一、熱國ナリ

センバ 「インコテ」ノ南ニテ熱國也、此國ノ人ハ勇猛ニシテ戰ヲ好ミ、家ニ居ル事ナク、他行ヲ專トシテ隣國ヲ惱ス、故ニ近國是ヲ苦ムト云

已上エジツト已下ノ諸國、其大洲ノ總名ヲ利未亞（リミア）ト號ス、何レモ奇怪多キ國也、鳥獸草木ニ奇怪ナル類多シト云、大獸ニハ獅子象アリ、此邊ノ象ハ天竺ノ象ヨリ又大ナリトゾ、又其長五尺許ノ獸アリテ、死人ノ墓ヲ發シテ屍ヲ食ス、又有レ獸其長四五丈許、口ニ涎ヲ吐出ス、是ヲ龍涎香ト名クト云、又諸州ニ葡萄甚多シ、皆大木也トゾ、是ヲ酒ニ釀シテ都テ米穀ノ酒ナシ、又此諸國皆堅木ヲ生ズ、千年水中ニ在テ不レ朽ト云、此外又奇怪ノ山島アリ、如レ左

亞大臘山（アタラ） 世界第一ノ高山也、雪ハ常ニ山ノ半ニ有テ、絶頂ニハ終古雨露風雲無レ之、常ニ晴天ナリトゾ、何レノ國ノ内ト云事ナク、廣大ナル山也

七島 總州利未亞ノ西北ノ海中ニ在リ、其地何モ肥饒也、但此島絶テ雨フル事ナシ、吹來ル風ニ霧ノ如クナル潤濕ノ氣有テ萬物ヲ養フ、都テ草木暢茂シ易ク、五穀野ニ蒔テ、耕作ヲ勞セズト云ドモ能成熟ス、葡萄酒多シ、又白砂糖甚多シ、總テ是ヲ福嶋（フクトウ）ト號ス、其七嶋ノ中ノ一島地皆鐵ニシテ清水ナ

シ、其嶋ニ大樹一本アリ、夜ニ入リ雲霧樹上ヲ蔽フニ、卽水其下ニ滴リ、夜明レバ雲霧散ジテ水不レ滴、諸人其樹下ニ餘多小池ヲ掘置ニ、一夜ノ間ニ水各滿溢ルヲ汲リ、毎夜古今如レ此トゾ、此七嶋或ハ三十餘年ニ一タビ雨フル事アリ、或二十餘年ニ一タビ雨フル嶋モアリト云、又「タメイ」ト云島アリ、大熱地ナリ、周圍日本ノ百六十里、徑五十餘里ノ嶋也、此嶋常ニ雲氣在テ、晴天ハ稀ニ雨フル事多キ由

右禰未亞大洲ノ諸國也、此外盡クハ其說未レ審、皆其國唐土天竺ノ西ニ當レリ、日本ノ東ニ當レル大洲ヲ亞墨利加ト云其諸國如レ左

ベルウ國 大國ニテ熱國ナリ、人間ノ風俗最賤シ、土地肥饒ニシテ草木五穀總テ上品ナリ、鳥獸ノ美毛ナル甚多シ、土地金銀多シトゾ、此屬類ノ數國アリ、何レモ雨フル事無國也、地中ニハ自然ニ潤澤ノ氣有テ、水萬物ヲ滋スト云、又油脊江河ヨリ湧出ス、是ヲ燈トス、又是ヲ以テ舟ヲ塗リ屋ヲ塗テ、漆ト異ナル事ナシ 又「バルサマ」ト云油アリ、樹ノ脂也 其香甚ヨシ、金瘡ニ妙ナリ、或ハ死人ノ屍體ニ塗テ葬ルトキハ、千年ニテモ不レ朽ト云、但紅毛ノ持來ル者ハ又別國ヨリ出ル者歟、其說不同アリ、又此國ハ土ヲ掘テ薪トス、山野平地皆此土アリトゾ、此國地震甚多ク、所々山崩レ河塞ルコト多ク、或ハ地陷リ由湧出スルノ類最多シ、此故ニ家屋ヲ大ニ造ル事ヲ不レ爲、惟國王ノ宮殿金銀ヲ彫メテ甚美ナリ、一國文字ナシ、繩ヲ結ンデ事ヲ識ス、人性正直質素ニ、貪リ吝ナルコトナシ、只地ニ毒蛇多シ、故ニ網ヲ張テ其上ニ臥ス、又此國ニハ鐵ナシ、武具ハ皆木ヲ燒、或ハ石ヲ磨テ造レリト云、又此國ノ

詞ハ唐土ノ言語ノ如クニ韻律ニテ謂詞也トゾ、此外世界萬國ノ詞ハ皆音訓ノ詞ニテ、韻律ノ詞ニハ非ズトゾ、日本ヨリハ海上八千餘里

ハラジイル　大國ナリ、北ノ方ハ大熱國ニテ、南ノ方ハ四季正キ國也、此國ハ人ノ壽命長キ國ニテ疾病無シト云、他國ノ病氣アル者、此國ニ來レバ必愈ルトゾ、如何サマ水土ノ妙ナラン、其地氣宜厚ク、奇異ノ鳥獸多ク、人能弓ヲ射、人物男子ハ多ハ裸ニテ、女人ハ常ニ亂髪ニテ身ヲ蔽ヘリ、國米麥ナシ、草ノ根ヲ晒シ乾シ、粉ニシテ餅ニ作リテ朝夕ノ食トス、國主ナク文字ナシ、好ンデ人ノ肉ヲ喰フ、大鳥大獸多シ、又此國ノ虎ハ餓タルトキハ、百人ニテモ捕フル事不レ能ト云ドモ、食ニ飽タルトキハ一人ニテ捕レ之ト云、土産蘇木甚多ク、嘉木色々多シ、白砂糖アリ、又此國ノ南ニ銀河アリ、時有テ河水湧出テ平地ニ溢ル、後ニ水退テ其跡ヲ見レバ、皆銀砂銀粒有テ地ニ敷リト云、此河ノ廣サ海ニ入ノ處ニテ幅十六七里也、其水海中ニ流レ入テ七八十里程ノ間ハ、銀水一派浮ンデ潮水ニ不レ交シテ分明也トゾ、是世界第一ノ大河ナリト云、其水源ニハ大湖アリテ、大河三アリ、銀河ニ至テ合テ一派トナレリ、遠流一千里ナル由（皆日本道ニシテノ說ナリ）

チイカ　長人國ノ總名也、「バタウン」ナンド云國モ皆チイカ國ノ屬類也、此國ハ人ノ長一丈程ニテ遍身毛アリ、好ンデ弓ヲ射ル、矢ノ長六尺、男女共ニ其面ヲ五色ニ彩色ヲ風俗トス、人之長一丈ヨリ甚高キモ有トゾ、先年紅毛船東方ノ大海ヲ通リシ時、屍ノ長一丈三尺ナルモノ浮ミ流ルヽヲ得タリ、本

國ノ人ニ語ルガ爲ニ、其肉ヲ解去テ、其骨バカリヲ全體取テ歸リシト云リ、其齒三指ヲ並ベタル廣サアリシト云、卽此國ノ人ノ沒死シタル者ナラントゾ、他國ノ船此國ニ行トキハ殺ス、故ニ紅毛人(ヲランダビト)モ不レ往ト云、七八十年已前長崎町人ニ濱田某ト云者アリ、若年ノ比蠻舶ニ寄テ天竺諸國ヲ廻リシニ、其船或時水渴ニ遇テ、長人國ノ海邊ニ船ヲ著テ水ヲ取ントスルニ、長人共弓ヲ持テ是ヲ追來リシカバ、急ニ船ヲ出シテ迯タリト濱田氏ガ物語ナリシ由聞傳フ、此國ハ南ノ寒國也トゾ、此國ノ邊ハ皆日本ノ東南ニ當リテ、海上七八千里或一萬里ノ規ナリト云、南極ノ地ヲ出ル事四十度內外ノ國也

キンカスラ　熱國ナリ、赤道ノ北ニアリ、此國世界第一金銀多キ國也ト云、此故ニ諸方ノ國々ヨリ通ジテ交易ス、此國金銀ヲ以テ錢ヲ鑄テ遣フ、金錢大小數種アリ、其第一大ナル錢量目百目、中ナル者五十目、二十目、小ナル者十匁トス、銀錢モ五等アリ、小キ者五分ヨリ段々ニ八匁ヲ大錢トス、都テ此國金銀甚多キ故ニ、諸物ノ値貴シト云リ、國主在テ仕置アル由（此國ノ屬國ニ「マガレカ」ト云國アリ）

モシコ（メシコトモ云）　暖國也、國民豐饒ニテ鳥類魚類甚多シ、牛馬猪羊甚多ク、是ヲ畜フヲ產業トシテ富ル家多シ、牛羊五六萬ヲ畜フ者アリ、最不仁ナル地ナリ、又此國ノ鷄ハ鵞ヨリ大ニシテ羽毛甚美也、冠ト髯トノ間ニ長キ鼻アリ、其鼻象ノ鼻ノ如ク伸縮ミアリ、常ハ一寸許ニテ、伸ルトキハ五寸許ト成トゾ、是ヲ食スルニ味最好ト云、此國ノ屬國三十アリ、其中ニ大湖二アリ、南ニアル湖ハ鹹水ニテ鹽ヲ燒、北方ノ湖ハ水ノ味甘シ、湖ノ四方ハ高山ニテ雪多シト云、國主城廓有テ、民戶數十萬富饒ナル由、

但昔ハ此國ノ土民人ヲ殺テ食シ、又魔神ヲ祭レリ、近世ヨリ此事無ト云ドモ、野人ハ獰惡ニシテ走ルコト馬ニモ勝レリ、善弓ヲ射ル、喜ンデ人ノ肉ヲ喰フトゾ、此國モ一年ニ米穀三度成熟スルト云、土産絲布糖蜜甚多シトナリ

キビラ 寒國ニテ大國也、男女皆鳥ノ羽虎豹ノ皮ヲ衣トス、貴人ハ金銀ヲ以テ飾ル、此屬國「カリフルシヤ」「ノウバアニアン」等ノ國アリ、何レモ高山多キ國ナリ、其山上常ニ極寒ニテ雪深シトゾ、土産松ノ實、甚大ナル者如レ棗、又蜂蜜甚多シ、獅子、象、虎、豹、熊、羆等、奇異ノ鳥類多シ、此國鹽少ナシ、得レ之則珍寶ノ如クス、又其地雷電多ク、樹木多クハ震擊スト云

タゼヱル并アベルカン、フレゲニヤ、ノロンヘルコ、モカウザ、ノウハフランス、イリタテランテ、ソガラ 此八國キビラ國ノ東ニ在リ、何モ大國也、凡寒國ニテ人民勇强ニ合戰ヲ好ミ、人ノ肉ヲ食フ事ヲ嗜ミ、獰惡偏卑ノ國ト云

タルカ　ベコウル 此二國皆キビラ國ノ北ニアリ、大國ナリ、氷海夜國ニ近ク、大寒國ニテ、男女勇悍ニシテ酒ヲ好ミ、專魔神ヲ祭ル事ヲ好ム、國主ト云事モ無ク、屋室ナシ、總テ此邊ノ諸國皆如レ此ノ地ナリ、人倫ノ作法ヲ不レ知ト云、此等ノ國ハ皆北極ノ出レ地事五十度已上ノ地ナリ、又此邊ノ島國ニ「イスハニヨウル」「クウバ」「ガマガ」ト云島アリ、是ハ熱國也、此地ニハ毒木毒草多ク、人偶其木ノ蔭ヲ通レバ卽斃ス、大鳥夜飛トキ其翼ヨリ大光ヲ生ズルアリ、此邊ニ小島甚多シ、黃金多キ島アリ、女人勇猛ニシテ善ク弓ヲ射ル島アリ、又「ハルモタ」此島ハ無レ人、只魔魅ノ類多ク、往來ノ海船ヲ驚ス、

風無ニ大浪ヲ起シ、或ハ魔魅行舟ニ乘テ、其船ヲ飛ガ如ク一時ニ數百里ヲ行カシムトゾ、是此地ノ東北艮方ニ相當ル所也、此島ヲ鬼島ト號ス

無福島　**無名島**　何モ東方大海ノ中ニ在リ、人住スル事無シ、紅毛蠻船等ノ往來ノ時船ヲ寄テ水ヲ取事アリトゾ、又珊瑚島日本東南海千餘里ニ在リ、海中多ク珊瑚樹ヲ生ズト云、風波極メテ暴洪ナルガ故ニ人到ル事ヲ不レ得トゾ

已上ノ數國總名ヲ亞墨利加（アメリカ）ト云、南北ニ分レリ、圖ヲ推テ方角ヲ云トキハ、日本ノ東方ニ在ト云ドモ、地理形勢ノ子細ヲ窮ムルトキハ、皆此地ハ西方ニ屬スル者也、然ル時ハ東方ノ最初ハ日本國也

墨瓦臘尼加（メカラニカ）　南方ノ大洲ナリ、南極ノ下ニ至リテ其地廣大也、其奥通路ナキ故ニ國ノ有無ノ事不レ詳、咬嵧吧（カラパア）等ノ海邊ニ近キ所々、蠻戎ノ輩往來シテ開キシ所モ有ト見ヘタリ、紅毛人モ開キ領セシ所有ト云、「ノウバギネヤ」「ノウバヲランタ」何レモ墨瓦臘尼（メカラニ）ノ海邊ヲ開キタル國ナリ、其外ハ不レ詳、後世ニ及テ漸々ニ可レ知トキアラン歟

已上韃靼國ヨリ以下ノ數國、何レモ夷蠻ノ國ニテ、横文字又ハ無文字ノ國也、人物モ各不レ同、或天竺人ニ似、或紅毛人ニ類シ、又ハ他類ナク一種ノ人物モアリ、準テ可レ知レ之

右外夷ノ諸國日本ニハ往來無レ之ト云ドモ、紅毛天竺或ハ唐人ノ說話聞傳フル處ヲ以テ記レ之者也、世界萬國悉クハ不レ能レ識、只其大略已而

併記

大海ノ中ニ奇怪ノ生類甚多シ、如レ獸者アリ、如レ人者アリ、異魚ノ類不レ可ニ勝計一、其内異國人ノ說話ニ聞傳フル者麤々記レ之、兒童ノ啼ヲ止ムルガ爲ニス、大魚アリ、長十四五丈、廣一丈二三尺、目ノ大サ三尺腹ノ下ニ口アリ、濶サ七八尺、齒ノ徑リ一尺許ナル者三十枚許也、此魚大海ヨリ陸地近ク到ルトキハ、必ズ大風起ルト云○又大魚身ノ長二三十丈、頭ニ大ナル穴二ツアリ、此穴ヨリ水ヲ吐出スニ河ノ如ク强シ、大洋ヲ渡ル大船ニ遇トキハ、則其首ヲ揚テ水ヲ船中ニ吐入、暫時ニ水滿テ船沈沒ス、此故ニ船此魚ニ遇フトキハ、酒ヲ樽ニ入テ海中ニ投入レバ是ヲ吞テ去レリ、偶淺キ處ニ漂ヒ到ル事有トキ、人是ヲ殺シテ油ヲ煎ズルト云○又大魚アリ、長二十四五丈、名ヲ仁魚ト號ス、船ヲ損ジ或誤テ海中ニ沒溺セントスルトキ、此魚偶遇レ之則能人ヲ保護シテ助クル事アリ、或漁人等惡魚ノ爲ニ困メラルルニ、此魚輒往テ惡魚ヲ追退クトゾ、此故ニ其邊ノ諸國此魚ヲ捕事ヲ大ニ禁ズルノ法也ト云○又一魚アリ、其嘴ノ長キ事一丈、齒ハ鋸ノ如ク、力强ク猛シ、諸大魚ト戰テ必ズ勝、此時海水紅ナリ、偶此魚以レ嘴往來ノ船ニ觸レバ船則破ル、諸舶甚是ヲ畏ル○又一魚アリ、其大サ數十丈、力甚强シ、船ニ遇フ時ハ首尾ヲ以テ船ノ兩頭ヲ抱ク、是テ擊ントシテ船中動ズルトキハ舟卽覆ル、是等ノ事有ヲ以テ洋沖ニテハ、時々大鳥銃ヲ放テ海魚ヲ驚ストキハ船ヲ避トゾ

又薄里波(ホリハ)ト云魚アリ、長サ一丈許、其身體水品ノ如クニシテ、其色物ニ隨テ變ズ、附レ石則石ノ色ナリ、附レ土則土ノ色ナリ○又魚アリ、二丈許、尾長ク鱗甲ノ堅キ事無レ類、鑓ニテ突テ不レ徹、刀モ矢モ不レ立、足ニ鋭キ爪アリ、鋸ノ如ナル歯滿レ口、其性甚猛惡ナリ、海中ニテハ食レ魚、陸ニ登テ獸ヲ食ヒ、又人ヲ食フ、只其行遲シ、諸魚皆避レ之、小魚ハ無レ食、故ニ小魚數百種常ニ此魚ニ隨テ、他ノ魚ニ呑食セラルヽ事ヲ避ク、子ヲ生ズルニハ大サ鵞ノ卵ノ如クナルヲ產ス、陸ニ登ルトキ涎ヲ地ニ吐ク、人畜其ニ踐レ之則仆ル、因テ忽ニ食レ之、人見レ之テ走レバ必逐テ食レ之、人反テ逐レ之トキハ魚又逃走ル、見レ人遠キトキハ啼哭ス、近則食レ之、此魚ヲ「ラガルト」ト云、一身皆鱗甲ナリト云ドモ、唯腹ノ下ニ少輭カナル處アリ、二尺許ナル魚有テ「ラガルト」ノ腹下ヲ刺テ殺ス魚アリ、又陸ニ鼠ノ如キ大サ猫子ノ如ナル者泥ヲ身ニ塗テ、「ラガルト」ノ陸ニテ口ヲ開ヲ窺テ、忽ニ腹中ニ飛入テ其五臟ヲ嚙テ出レバ此魚則死ス、又䕡腹蘭ト云草ヲ植タル處ニハ此魚不レ到ト云○又落斯馬(ロシマ)ト云魚長四丈許ニシテ短キ足アリ、海底ニ居テ罕ニ水面ニ出、其皮鱗ノ堅キ事刀劍モ不レ入、其額ニ兩角アリ鈎ノ如シ、礒ニ登テ寢ルトキハ、角ヲ岸石ニ掛テ終日ニモ醒ル事ナシト云、是ハ魚類ニハ非ズ、海中ノ獸ト云リ、此類甚多ト也○又有二海獸一二足二手、船ニ遇トキハ船ニ附テ顚倒搖動セシム、多ク沒溺ニ遭モノアリ、最多力猛惡ナル者也、海舶是ヲ海魔ト號ス○又有二海獸一其形四方ニシテ有レ翼大サ如レ島、能其翼ヲ鼓シテ大風ヲ擧船ヲ覆ス、舟人甚畏ル、海魚海獸ニハ甚大ナル者アリ、背上ニ貝類藻苔ヲ生ズ、或時誤テ島トシテ

船ヲ著テ登リ、遊ブ事半時バカリニシテ船ニ歸ル、既ニ舟ヲ出シテ忽ニ大聲ヲ水中ニ起スヲ聞、顧視レバ其島已ニ沒シテ無ト云○又飛魚アリ、長一尺許、鳥ノ如クニ水面ヲ飛行ス、又一大魚飛魚ノ影ヲ窺テ、其行方ヲ伺ヒテ飛魚ノ先ニ至テ口ヲ開テ喰ントス、如レ此シテ常ニ相追テ數十里ニ到ル、遇レ船トキハ飛魚急ニ船ニ飛登ル、舟人得レ之○又介甲ノ類ノ魚甚多シ、魚僅ニ一尺許、甲殼アリテ六足也、足ニ有レ皮、他ニ行トキハ甲殼ヲ舟トシ、足ノ皮ヲ帆トシテ風ニ隨テ行、是ヲ航魚ト號スト云○又有レ蟹、大サ一丈餘、其螯人ノ首又ハ手足ヲ箝ムトキハ立ニ斷ツ、其甲殼ヲ以テ地上ニ覆トキハ、如レ屋ニシテ人ヲ臥シムト云○又有レ魚海女ト號ス、半身已上ハ直ニ女人ニシテ、半身以下ハ魚體ナリ、其骨功能アリ、下血ヲ止ル妙藥ナリ、世ニ人魚ト云者歟、蠻語ニテ「ペイシムレル」ト云者也トゾ、又海馬トテ馬ニ似タル魚アリ、其骨ヲ誤テ「ペイシムレル」トスト云○又海中ニ有レ人是ヲ海人ト號ス、是ニ二種アリ、其一ハ全體皆人ニシテ頭髮鬚眉悉ク具レリ、惟手足ノ指水鳥ノ如ク相連ツテ水カキアリ、何レノ國ニテ歟是ヲ捕テ國王ニ獻ズ、是ニ言(モノイ)ヘドモ不レ應、飮食ヲ與ユルニ不レ食、終ニ狎ベカラズトシテ本ノ海ニ放ツ、盼顧シテ人ヲ視テ掌ヲ鼓、大笑シテ沒シ去テ復不レ見、是一種ナリ、又海人アリ、總身ニ肉ノ皮有テ下ニ垂テ袴ヲ著タルガ如ク、身體ニ附テ生ジタルモノニテ離ルヽ事無シ、其餘ハ皆人體也、陸地ニ登テ數日ニテモ不レ死ト云、已上二種共ニ海中ニ在ト云ドモ、常ニ何ノ所ニ在ト云事ヲ不レ知、又女人モ有ト云、寂人ニ似テ人ニ非ズ、海獸ノ類ナル者歟

右ノ外昔日異國ノ說話所ﾚ聞多ト云ドモ、今遺忘セリ、偶記臆ニアル者ヲ以書記セシ者也

寶永五戊子年三月穀旦

寺町五條上ル町　梅村彌右衛門
寺町松原上ル町　今井七郎兵衛
同刻

增補華夷通商考卷之五　大尾

農家貫行

蓑相山著

農家貫行叙

相中令襄君、著二農家貫行一、剸用二俚語一、以便レ民、貫行也者何、取二諸漢人之言一也、蓋其布衣友、馬老之所レ需云、馬老爲レ人慷慨、勸レ人爲レ善、書成示焉、則曰善哉襄君之言二農事一也、仁民之心、能綮二淵魚一、師レ古不レ師レ古、沿レ今不レ沿レ今、本二孝悌一、勤二力田一、語邇而旨遐矣、其周室讀法之遺邪、果用二此道一、則於二治民一乎何有、吁四人之業、農爲レ大矣、一夫不レ畊則飢至、一婦不レ蠶則寒至、不レ畊不レ蠶、天下傚焉、則天下之寒飢至焉、是故治國之本、在二勸農一也、稼穡民之天職也耳、以奉二縣官一、以養二君子一、以事二父母一、以育二子弟一、廼以二暇日一、聞二孝悌敦厚之敎一、則放僻邪侈之俗以變、易直子諒之心以生、孝恤睦婣、興二於下一也、爭訟之路塞矣、而後民樂二其生一、重犯法、家足人給、能得レ全二首領一、共二天職一、則農家之事畢矣、襄君好レ學乎、其焉取レ焉、方今聖上、鋭志理術、以二百姓一爲レ心、民望如レ草、皇澤如レ春、當二今之時一、揭二之木鐸我邑一、猶二水之就一レ下也、莫二之能禦一也、廼懷而去、遂因二襄君一問二叙凰卿一、鳳卿不レ閑二農事一、然是老之言、遂誌二其語一、是爲レ叙、馬老名史明、武之川畸邑亭長

芙蓉道人鳴鳳卿子陽甫

農家貫行上

簑笠之助 著

漢書章義曰、貫聯屬也、謂ニ上所ㇾ陳衆條諸事、宜ニ次第相續而行ㇾ之」といへり、此書を農家貫行と題する事は、百姓家において相つゞきてをこなふといふ義なり

或人のしるしをける教の文を寫して予の親屬子孫に示す條々凡十二事

或人といふは或村方の名ぬしなるが先大書せし所の十二ケ條の法度を壁に糊し、ケ條のごとく平生守り勤たるに、村方をさまり安平也、是民間一生の間操守べき肝要のをしへなれば、則書寫して一書となし、親類子孫ゑんじや等に讀示すとなり、但ケ條のをもむき事約なれば、心得がたき事も有べきか、今其事を衍義して、おの〳〵見るに便あらしめんことを思ふものなり

其所の鎭主氏神を崇、信心を以て祈ときは、感應有て何事も不ㇾ叶といふ事なし、他國の佛神を強て祈るはまよひより起る事と知べし

神道に氏神は氏の神なり、伊勢は天子の御氏神、かすがは藤原氏の氏の神なりといへり、庶人はうぶかみともうぶすなとも、いにしへより唱へ來らば、氏神と申ても可也、他國の佛神を強て祈るの强

るは、酒などを强ると同じ、無理に爲事なり、人に勸られて無理に呑ば醉て本心を亂す、其ごとく人にそゝなかされて浮氣に成、借金をして順禮に出、かへりては借金に拘られて苦しみ、妻子の口をつめて澌息をつくなり、惣て在方はをのれが身上を苦にせず、道心者のごとく廻國順禮をし、物參り度々するを家の眉目となすはあまり愚なる事なり、佛神をば德をあがめて、國々に宮寺を建立してたつとぶなり、一體分身にして、邪見なき穢ぬ地に勸請すれば、何方へも移趣き玉ひ、誠あるものには祈らずとも守らせ給ひ、何方の佛神とて、別に利生おはしますにあらず、佛師の上手下手の違ひまでにて、利生に替事はなく、人の唱に乘て遙に遠き所にまうて、目前我居村の佛神を踈略にするより、佛神より罰はあたへ給はざれども、逆成事より守給ふべき道なく、自然に罰をかうぶるなり、すべて人倫のしよく分各きはまり有て、士たるものあきなひせず、矢師にして具足を綴さず、耕作は百姓、狩すなどりは獵師の產業と別れ、人々爲事ありて他の所作を學びず、さるによつて現在の祈禱は神主別當へ賴、後世ぼだいは出家沙門へ打任べき事なるに、俗人として出家社人の業を欺、みづから佛神を强て信仰する事は、却てわざはいをまねくに似たり、是心の迷より起と、腹念佛とやら世にいへるごとく、名聞より後世ねがひ信心者の名を求たがる信なきものゝ爲業なり、俗人の佛神を拜するといふは、朔日十五日緣日などは、たとひ腹たゝしき事ありとも氣げんを直し、心に憂なる事を思はず、手あらひ口すゝぎて拜禮する事にて、出家社人のごとく朝夕供物をそなへ、

となへごとをいひて佛神へ仕勤る事にてはなし、近づく神の罰あたりといふは、狎したしみて恐敬をわすれ、佛神を穢をもつての故なりと知べし、村上の宮井など破れたるは、其村の風俗いやしく見ゆるものなり、神は禰宜がならはしとはよくいへり、鎰番持の宮は破損あれども、かぎばんの輕きのゝいふことは何ほどすゝめても氏子がつてんせず、文盲にても別當ある宮は、おそろしき事奇妙なる事をいふてすゝむるより、間もなく然もきらびやかに再興成就するなり、さて建立について、伊勢は天子將軍家よりの御造營なれば、いかやうにも結構に仰付らるべけれども、奢をいましめ給ひ、萱葺の御みやは則詫宣によつてなり、しかれば結構はいらず、宮井鳥居破損あらば、村中より修理すべき事なり、寺院も雨漏すれば旦方の世話にせでは不レ叶、ことに宗門の印形、又は公用向のより合ゝ寺にてすれば、刺かやなどは打よりて致べき筈なり、此外廚裏客殿等の物好什物など出來候事は、住寺の力に任すべし、さて菩提所には銘々の先祖を葬、春秋のまつりを執行所なるに、最立たる旦方の內、當住と不和なれば佛參もせず、私の意趣を以て先祖の墓所を草叢となし、あまつさへ旦中といひあはせ離檀の出入を起し、村中騷動におよび、近村の扱によつて歸旦し、出入落着のうへ、旦方はいふに不レ及、村中の困窮と成事在々には折々有レ之事なり、出家は一所不住の身にて其寺の住職心に應ぜざれば他山に移り、福地に貪着なき事なれども、三字相續の爲やかましき旦方をも取あつかひて住職を勤れば、旦方も其ごとく、住寺は代ものなれば、當住の仕方の善惡には

目を付ず、寺は代々の旦那なれば、墓參計にして、春秋の先祖まつりの絕ざるやうにする事、人々第一のつとめにて、寺院の相續は是より成なり、住寺の爲に先祖を麁略にすべからず、旦方の歸依は住寺の德に據ば、當住の不德に敢て拘る事なし、咎むべからず、又庚申塚なんど新に物を入て立る事は無益の儀也、庚申は道家の沙汰にて、神道にも佛道にも本なきこととききけり、されども少づつ物に成事ゆへ、後世に至り緣起など出來、利生ありげに取付たり、たゞ昔より其所に有來たる事廢らぬやうにすべし、去ながら建立事に人々錢を出す事をいやがり、他領をすゝめ乞食非人のごとく一錢づつ貫あつめ、是にて辻堂など立ることは、何ほど前々よりの事廢らぬやうにと思へばとて、さりとも賤ことにて、百姓爲ものゝすべき事にあらず、相應に寄進し、果ならずはならぬまで、身上をすて勤る事にてはなし、時節をもつて建立すべし

儒佛神の三道各ことなりといへども、其本は誠のみにして、惡を懲し善に勸、國天下を平治し、民を安んずるの敎なり

儒佛神の三の道おの〳〵別々なれども、大根は人のこゝろをまことにするのをしへにて、假にもよこしまの心なく、善にをもむき惡に遠のかするの敎なり、人として誠ならざれば善にゐ勸ことと不能、善事といふて外になし、無欲正直にし、人の思ひやりをして惠憐の事なり、如此無欲正直にして惡事をなさゞれば、人々心安世を渡なり、是れを誠意正心治國平天下といふ、國を治民を安ずると

いふて、外より治安んずるにあらず、各爲べき業をして邪なる事なければ、御科を蒙事なく、面々治て面々安樂なり、外より役人入來て政道を行ば、却て村方の厄介なり、出入事も訴出る時は理非を決、非なるものは御科に逢ひ、其身を困らるゝのみならず、郡中よりの恥かしめを請、勝たらんものも謗にあひ、ことにたがひの遺恨は子孫に罹、盡未來爭止事なし、修羅道の苦みとは是をいへり、尤出入の内の江戸詰入用近村までの困窮たり、いづれの村方にても、公事出入起と聞ば、隣村より取扱とかく訴なきやう村々相談すべし

孤村少里といへど、天下一枚の内にして、御政事に洩る事あらざれば、僞の心を捐じ、無欲正道の理をうしなはず、御法度の條目を愼守り

孤村少里は小高の村里なり、小高の村なりとて、天下の御仕置に替事はなく、一事脱たることはあらじ、たゞ僞のこゝろざしを害損じ、正直誠の心に成て德を得べし

主從親子夫婦兄弟朋友、此五倫の道は、往古よりの掟にて、誰も知たる事なれども、動もすれば差あり、此道正しからざれば治まらず、愚痴無智のものには說示し、一人づつも善事に趣き、畊作にのみ心有て惡事を忘、一軒の百姓相續に及ぶ事は大なる仁にして、村里に長たるの力なり、然ときは郡中の譽を請、後世名主家の規模と知べし

五りんの道といふは、主は召仕の者を憐、家來たるものは假にも後闇ことをせず、親は子を愛し、子

は孝行にし、夫は睦じく、女は順ひ、兄は弟を惠み、弟は何事も背かず、朋友には信を盡す、是を五倫五ッのたぐひの道といふ、さて五倫の內兄弟の中に意味あり、兄は弟を憐といへど、弟の隨はざるは、多は口計にてあはれみ、物を遣ざるによつて中わるく成、親の跡式取たれば、折々惠みとらすべき事なり、朋友に信有とは朋友は名主仲間組頭なり、此出會に信なくだしぬきなどすべからず、大切の出會なり、親子兄弟夫婦の事には信ある事なくて、他人の朋友に信有ことゝあれば、他人の出合は如﹂此大事なれば、信を以せずしては友を失なり、眞實の友なくては談合相手なく、一生は立がたきものなり、信とは何をいふぞなれば、人の言なり、則信の字は人の言と書、誠の字も言篇に成と云字にて、言を成と云なり、內心にまことなきものはことば違ふ、言の違はぬを正直ものといふ、人の中をよくするもわるくするもことばなり、木は葉を以て木を成、人は言を以て人を成、まことばといへるを略してまことといふといへり、歌に「いつはりのなきよなりけり神無月たがまことより時雨そめけん」天道の折をたがへぬをいへり、言のたがふは信なき故なれば、人其人にあらず、聖人五倫の道を立給ひ、唐も日本も同樣に行來れば、誰々も知ながら、時としてはたがふこと有、是は敎しめす人のなきゆへなり、人の心は本明らかにして、誰々も善なれども、善事をいふて聞せず、却て迷へる示など聞覺て、おろかなるものはいよ／＼愚痴無智となれり、人として愚痴無智なるは人の屑なり、此人屑を說しめし、一人づつも善におもむかする事なり、善事は前にいふ無欲正直に

し、邪なる心を持ず、たゞ耕作のみに心あれば、をのづから百姓相續するなり、總て小百姓已下無田水吞等のもの相續さする事は、御代官の力には屆がたし、是は名主組頭の心にあつて、潰百姓の出來ぬしかた有べき事なり、是によつて名主組頭爲(タメ)ものは、平生村中に心を付、不行跡のものへは異見をくはへ、勿論古來よりの百姓困窮のあまり、妻子別々に成て其居村を立退ものをば、打よりて取立相續させ、一村を無事に治る事は、御上への御奉公天地への忠節是を仁といふ、天地は人を以て立、其人を取立天地を立る仁の廣大なる事をしるべし、六十六部の宿をし、又は黒てもすむ宿代の奉加などに付、是を慈悲善根とおもふやうなる小事にてはなし、得心すべし、仁の字は人篇に二に双(シタガヒ)て人ふたりと書、天地の間に立もの獨にては立がたし、萬事萬物みな對あり、夫によつて聖人五倫の道を建立なされ、相互に救ひ扶あふことををしへ玉ひ、數千歲のむかしより、和漢天下の掟を垂傳へ國家を治平に爲給ふことは、有がたき御事にあらずや、是聖人の道は天下を治る人の道なり、人として人の道を聞ず、夫あれども女なく、女あれども夫なき、獨だつ道を聞て迷ひ、人を苦にする事をば、己が心身の障と思ひ、名主爲もの人の道を教諭す事をせざるゆへ、をのづから村方治まらず、あしきものも出るぞかし、總じて人の頭たるもの不行儀なれば、組下のもの侮歸服せざるによつて、常に身持をたしなみ、假にも不埒成事をいはず、是を獨を愼といふ、人を苦にする事をめんだうがりて、人情世態を避て、己ひとり心を澄は人道にはあらず、人を養ものは心を勞し人に養

はるゝものは形を勞すとあり、人の頭となれば人を苦にするが役なれば、自今は人の道たることをわきまへ、富貴にして奢るものをば鎮め、困窮して悲しむものをば扶、古來よりの百姓相續さするときは、後世名主家の規摸と成、どの代に潰たりといはゞ、後世名主家の瑕瑾なり考べし

公役御年貢等の事は至極大切の義なれば、佛神にいのり間違なきやう眞實を以て勤、組下の百姓中へも、自の行ひをはげまし己が誠をしらすべし、名主たるもの公役を輕ずるときは、夫人足等の小役遲參して、村方の風俗あしく成事自然なり、剩他村の小百姓聞レ之、何村にては御年貢いまだ濟さず、堰普請の人足も未進多く、諸事工面よき人にて、村方の爲よき名主どのなんどほめそやせば、愚成名主は、いか樣百姓の申通、此方は實體に勤候ても、御褒美とても不レ被レ下、百姓方よりふはたらきと云れ益なしとて、彼隣村の惡敷風を施事速なり、是一人の過は郡中に懸、圖ざる越度出來、一村困窮の根本たり、恐べし愼べし

公役は勤ざれば不レ叶、御年貢は納ねばならず、御年貢苦に成やうになりては百姓相續成がたし、常に油斷せぬやう折々村中へ氣を附べし、斯のごとく、さし定りたる事間違なきやうにと神佛を祈はまことを勤なり、濟まじきと思ふことを强て祈は欲心の迷ひなり、又知行合一とて、智恵と行と一なり、著や寒をいふて名主は組頭を名代に出し、百姓は子どもを代にし、口ばかりにて勤るは僞たり、自身つとめをこなふて見せざれば人合點せず、人々間に合をいふて僞りを耻と思はず、終には

悪事を仕出す事間に合を習ふて恥を恥ざるによつてなり、是によつて役人爲ものは、みづから勤をこなふてをのれが實を村中へしらすべし、別て名主として公役を大切にせざる時は、夫人足等の小役まで怠り、見やう見まねに他村までの害と成事本文の通なり、名主〱出合相ともに差圖すれば、堰普請等の人足にも費なく、用水十分に掛り、水すゑへもよく掛ことは、自身勤るの印ならずや、不心懸なる名ぬし一人のあやまちは近村迄にうつり、公役を疎略にする心はなけれども、日ごろのじだらくより、思はざる間違出來、村方の難儀困窮の本と成なり

第一村役人の愼所は欲也、欲は諸惡の根本にして、依怙贔負の私事も、皆欲心より起る事なり

諸人ともに愼しむべきは欲なり、別て名主役人の愼べきの第一は欲なり、無欲のものには近より安して心安だてならず、欲心有ものへは、近より難して親しみ安し、是は好所のよくより仕込ば、いかやうにも取入、こゝろやすくなりて何事も頼安し、さるによつて事を亂は欲深き者にて、一生を全う過す、の稀也、古歌に「なき名ぞとたゞはいひてもありぬべしこゝろのとはゞいかゞこたへむ」、ひとりを愼しむにかなへる歌なり、歌のこゝろを考ふべし、さて欲といふに次第あり、田作の出來よきを見て、もはや風なかれ、ことしは一二三俵も多く取たしとねがふは、よくといふに非ず、情といふものなり、檢見春法の時、力を入て搦めくり、一升の粟八合になれども、有物をなかれと思ふ、是は貪なり、貪は欲といふの又一段上なり、名主など都て貪るきざしあれば、かならず一村を亂す先表也、い

かんといふに、物を貪る心有ものは、何事にも順路に行かず、物に逆ひ戾によつて、萬事をさまるべきやうなし、貪り仲ヶ間殖るときは、一國をも亂す惡人と成也、是によつて、貪根情は露ほども持まじと嗜べし

村中の人なみに勝れ、用なきに度々往來し、折見廻の音物等送候ものなどへ、かならず油斷すべからず、其時の挨拶證據にとらるゝ事あり

前かた遠々敷もの近く來らばゆだんすべからず、文續によつて油斷すべからずとは書たりしが、組下の者にむかひ、其時の挨拶證據にとらるゝ事あるべきかと油斷せず、常に用心をかまへば、人と和すること有まじ、己無欲にして正しくは、何ぞ訛かさるゝ事あらん、怪からず度々見廻、音物など送り心得がたく思はゞ返禮するとも、斷をいふて重て請ざるまでなり、邪智をもつて人と對する時はかならず害あり、我害を除かんと思はゞ人に害することなかれ

都て常に出入候もの、他の非を咄し聞せ候とも、大概の事は聞捨にし、捨置がたき事あらば、同役下役へ相談を遂、是非を正し、己ひとりの了簡をもつて執計事有べからず

村方の內より、平生心安く出這入をするもの有て、百姓の取沙汰あしくせば、先は聞のがしにすべし、大概の事は聞捨にせよと、爰に溫和をいはんとて、前に嚴敷油斷すべからずとは書たり、是に聞る事あり、もろこし王蜀の時、蕭懷武といふ軍巡の奉行あり、組附百餘人を廻し、國中の事を聞

せたり、此百餘人を呼て狗といふ、則今僉議ものを開出すにいぬを附るといふは、懐武が百餘人より初たり、然るに國中民間の有とあらゆること聞えしかば、日々災いにあへるもの多かりけり、其後郭崇韜といふ人蜀に入て、國中の事を吟味有しに、反て百餘人の狗ども奸慝をして、悉誅せられたり、如此ひとりの口を開て善悪を決斷する時は、大にあやまれる事あれば、善悪ともに實否を正し、其後村中へ沙汰すべし、小百姓の罪を糺すといふは、御法度を背ものはいふに不及、古來よりの百姓なりとて、常に我儘をいひて村役人を侮り、いにしへよりの村法を破り、ことに大酒して喧嘩口論し、耕作の邪魔をするもの、あるひは事もなきに役人を譏し、こそ〳〵とすゝめ廻り、實體成百姓に氣を持せ、村中を[illegible]するもの、さては百姓を嫌ひて農業を勤めず、何の稼といふことをしらせず、年中他國に徘徊し、たま〳〵村方にかへれば、元しれぬものをつれ來り、暫く家に見ゆると思へば、廿日とは尻をすへ居らず、暮し方の不分明なるもの、又は耕作に不精にして、御年貢諸役未進多き者、是等の類をば、村役人立合急度吟味し、達議にをよばゞ早速役所へ訴べき事なり、扨ヶ様の事ども同役組頭へ相談はすべき事なれども、人の口ばかり待てば、小田原評定と世にいへるごとく落着せず、先我了簡を有增付置、さて組頭百姓代其外いふべきものへは存よりを云せ、善ば用べし、左もなくば自分の了簡をいふて、よろしき方をもちゆる事肝要なり、己ひとりの了簡にて定、變有時は悔ともかへらじ

賞は重し、罰は輕しといへり、途中などにて組下の百姓無禮有レ之ときは、己が行跡の宜しからざると思ひ、彼を不レ尤をのれを顧み、御役人衆はいふに不レ及、同役又は百姓へも禮儀を盡し、我儘成振廻すべからず、名主仲ヶ間參會の節も、月番或は年老の人をば座上へ進め、己富貴なりとて、色代なくして上座すること有べからず

ほうびする事は重く、咎る事は輕くせよといへる事有、組下のものは禮をすべき事なるに還て無禮せば、扨は我なりふりの平生奢て見ゆる物ならんと先手前をかへりみ、御用向にて來る人はいふに不レ及、組下の百姓へも無禮せぬやうにと用心すべし、尤名主仲ヶ間寄合の時、年より爲ものをば上座へなをすべし、名主となれば、大村も小村も、富るも貧なるも一同なれども、年老の人を上座へ進ることは、唐も日本も同じ禮也、孟子所謂「朝廷莫レ如レ爵、郷黨莫レ如レ齒」とて殿上にては爵位を貴び、郷中にては年齡高きを敬ひ、老人を上に進るなり、もろこしの三老五更といふも、則今の名主庄屋にて、村里に長たるものをいふなり、又和漢ともに若き人に老の字を賜は、年老の役儀たる事を天下に示さるゝが故也、如レ此年老は人の長にて、老たるものをば敬ひ跡に立てざる法也、第一約束を不レ差、人の善を擧て非を語らず、己が非をかへり見て善をば忘るべし、多分は時の勢ひに誇、人を慢、己に不吾のものをば、大善をすれどもいひけし、小惡をば咎、人前にて恥辱を與れば、村中輕薄ものと成、一言の異見も扣ぬれば、我意增長して、ほしいまゝに執行、押詰には百姓と出入

起り、村中の憂となりぬ

約束をたがへざるを實の人正直ものと譽るは、詞の差ざるをいふ、ぶやくそくしたる人途中にてもかふより來れば、其事を咎らるべきかと、いまだ面を合せぬ以前、内心惱煩ふて顔色土のごとし、斯のごとく恥かしき事は知たれば、假にも云合はせたる約諾、かならずたがへまじと常に嗜べし、いにしへの名將勇士多き中に、我朝の楠正成、むかしの季布が一諾黄金百斤にかへしといへるは、一言のやくそく違ざるを譽たることばなり、常人のいふところ、正成の智謀を擧て仁義徳行を稱せず、悲哉、已に數百歳の星霜を經といへど、其名實は不朽、天下今にとなふること、約をたがへず誠を盡されししるし明らけく、貴とかりし事どもなり、扨村長爲ものゝ心に懸べきは、他人の善ことをせば譽舉て人にも語り聞せ、不調法なる事あらば沙汰なしにし、人の善をば共に悦び、惡敷ことをば氣の毒に思ふべき事なり、しかるに已が非をばぬりかくし、少し才覺らしき事あれば、近村の名主をば子どものごとく侮、勿論所にては名ぬしの威光をもつて推付、をのれが氣にいらざるものをば、善をすれどもいひけし、少し間違成事あれば、寄合の場にて大に恥辱を與へ、重て顔出しのならぬやうにすれば、村中ひそ〳〵いひて心任にさせ、少の落目を見て、百姓より出入を起也、總じて恥はしらするはよし、恥を與るはあるまじき事也、前にもいふごとく、人の性は本善なるものなれば、少心有ものの恥をしらざるはなし、其ものを纔の事に人前にて恥辱を與れば、是を野心に、

先小百姓よりすゝめ込て騷動を起し、終に出入と成て村方の痛み困窮の端と成なり、謹べし

古しへより勢ひに任て人を掠、私曲を專らにして千金を貯、數百町の山林を所持するといへど、幾ほどなく賣拂ひ、終には乞食非人の體と成、路頭に仆死失ぬ、是天罰逃がたき所也、積善の家には餘慶あり、惡事を行ひ慈悲善根のこゝろなく、何を以か子孫相續の便とならん

何ほど貧に成ても、其所を立さらぬは百姓なり、夫に歷々の百姓跡果迄絕るは、先代の餘惡なり、是は謀計を以て上を掠、巧言をなして下を誑かし、數百町の田畑山林を求、己一代は幸にして所持するといへど、災い子孫に至、邪の讓物故、右の田畑悉賣はらひ、家財沽却してわかれ〳〵に立退、一家一門迄絕果るは、天罰逃難き驗也、積善の家には餘慶有とて、善事のみ仕置たるあとには、必よろこべる事多し、善は人の難を救はんとて勞し、人の悅べることは共に悅、人の爲に勞し勤るによつて、其報い我に來るに福を以てす、惡は我難を人に及ぼし、我損をば人になすり付、萬事我爲のみ計によつて、其報い我に來るにわざはいを以す、世に物は入替といふは、萬事に通ずる故あることばなり

都て名主役人の主意とする處は、貧窮に不ㇾ恥、組下の百姓は一同に思ひ、氣に入たるもいらざるもなく、百姓の爲には己を忘れ、願訴訟の事あらば、心力を盡して勤むべし、百姓の名を借て己を利する事、ゆめ〳〵あるべからず、愼べし

人々貧乏に恥るは氣の弱也、富貴、貧賤、壽夭、窮通、皆天命也、天命によつて富、天命によつて貧也、我れに邪なくして貧なるを、誰に恐れて恥る事かあらん、物にかゝり山師などいふものは、外見をよくするが一ッの方便なり、百姓爲ものに飾はいらず、四壁の樹木老茂り、庭の常にほしものにて取ちらして有がかざりなり、山がたの百姓は、草葉にて髮を束出れども、質朴にして空言なく、太古の風を不ㇾ失、何となく古めかしく、さりとも殊勝に思はるゝぞかし、山方より見れば里方はみやこにて、女子のなりふりよく、召仕の男迄髮に油を付、五三里の間にて山方とは斯も違ふもの哉、里方は一面の田場にて、何を仕附置ても、登らずといふ事なく、五穀水火の如く有中に、百姓の福有にあらざるは、里方には心にかざりありて、寄合等に出るにも、綺羅あしければ肩身すぼまりて口も得不ㇾ利、山方の百姓とは、心は杏に劣たり、人には身代相應の衣類食事あり、平生儉にし、農業に怠らざれども、我に厄介有て外より合力なく、別に除置べき貯あらざれば、家居見苦しく衣類食事麁相成筈也、只己が内心に省るに、人を謀て盜せず、不直なる事をせずして貧なるは、自然なりと得道し、心に煩らはしき事あらざれば、誰をか恐れ誰にか恥ん、別て名主組頭の主意とし守るべきは、貧困に不ㇾ恥、外のかざりを思はず、村方の事をば眞實を以て勤べし、百姓の名を借て貪求め、何ほどの分限に成とも、後あらはれて大なる恥辱を取べし、不便なる子孫へ恥を與へ、永く憂を殘事あるべからず、哥に

名とり川ぜゞの埋木あらはれて
いかにせんとか逢みそめけん

後悔を前にしるべき欲の心也

名主百姓との公事沙汰、多くは百姓の内名主を羨やましがりて役儀を奪が爲か、又は私の意趣をもつて大勢をかたらひ、出入を起すなり

百姓の内、邪智のものあれば物を疑ひ、あるひは筆算なども成て、役所向の用事をも足、村方の内にては小口も利て、内々にて人も用ゆれば、當時名主の勢ひに望有て、悪成小百姓をすゝめ騒動さする事あり、如レ此者あらば、早々何所へ訴吟味を願べし、是によつて名主たるもの平生の身持肝要なり、名主家にあらざれば村方にても合點せず、一村の〆權となれば、萬事放埒にならさやうにし、別て大酒を戒しめ情慾を慎しみ、病身にならざるやうに保養すべし、是家の爲村の爲、畢竟は老て樂が爲也

名主役の權事は、御水帳を所持し一村を支配して、田畑の證文又は願書訴狀にも、名主の奥印なくしては、御代官所は不レ及レ申、いづれの御役所にても御取上なく、他村の寺院社家方まで慇懃に挨拶あり、村中にをいて誰肩を比る者なく、村長と成事は、先祖への忠孝子孫の眉目たり、然るに平百姓と出入を起し、たとひ勝たればとて無下に口惜次第なり、況や私曲がましき事はいふにたらず、よく

よく愼べし

名主役の權き事は本文の通にて、外より羨山しがるもことはりなり、しかるに名主役も、屋敷御年貢夫錢等を出さぬ迄にては合ぬものなどいへる者ありと聞、是等の事は戲にもいふまじき事也、古しへは農兵とて、在方より軍を勤、軍の强は農兵に如くはなしといへり、其時は名主を地士といふて諸卒を引廻したり、今地士といふあり則是也、此のごとく權き事にて有し、今とても村方の一人にて、役儀の威光を戴て居る事は古しへに替らじ、去ながら威光のみにては村方治がたし、都て人の頭たる者の權柄を持て治めんとしては人治まらじ、一夫蛟龍得レ水然後立二其神一、聖人得レ民然後成二其化一也一、聖人だも人の歸服を得ずしては德化を施し玉ふこと不レ能、況凡俗の名主組頭、勢ひを以てへしつけんとしては、百姓向背して懷隨ふべきやうなし、百姓の心を得ずしては村方治難し、額をしばゞ目を白して逢ふものへは、縱物くるゝ人にてと相見ゆる事を不レ願、總て人情の親しきには近より安し、近寄安ければ隨ひ安し、隨ふ時は治安し、自然の理也、然るに一村を治かね、觸下の小百姓なんどと出入を取組、滿吏の勝に成たればとて淺間敷次第也、勿論私慾がましき事は沙汰に不レ及、農業の外に心を用ず、平生のこゝろざし專ら愼べし

名主を初、百姓の大切に守べきは五人組帳也、廻遠き青表紙の敎より、此帳の御文言を守、御文言の通勤時は、善事日々に進み、家内安穩長久たり、折々取出して拜見すべし

人別五人組帳の事は、もろこし秦の獻公の時、はじめて市を爲行ひ、戸籍を爲て相伍すと史記にも見へて、五人組の事は往古よりの事也、是によつて弁の家數次第四人組とも六人組とも有べき事なるに、五人組と定りあるは、前にいふごとく、古しへは農より兵を出したり、軍に隊伍とて、一をくり五組づつならび、水火木金土の五行に配當して、則御番方の諸組、いづれも一組五十人づつ、一備五々貳百五十人なり、農も兵を出し、軍中に有たりし故、軍令に隨て五人組と定りたる成べし、五人組帳はいにしへよりの事にて、然も支配代の度々宜事は一ヶ條づつも相增、御政事に脫たることはあらじ、去によつて講釋なければ聞えぬ青表紙の書籍の敎、又は先も見えぬ地獄極樂の示より、讀めば合點のゆく五人組帳の掟を守べし、帳面改の時分一篇さらりと村中へ讀聞せたるまでにては、中々得心成がたし、御政事の根本たれば、村役人は時々拜見し、百姓へは年に二三度づつかならず讀聞せ、御文言の通守時は、村方治り百姓安樂ならと知べし

農家貫行上　終

農家貫行　下

衆有て禮なきは亂とあり、政の本は禮也、人多き村方の禮儀なきは、富貴なる百姓は奢て淫、貧乏なる百姓は困窮して哀しむ、淫と哀むとの二ッの氣は人心全からず、是をしへなく禮讓なきゆへ道逆にして百姓の氣平かならず、天地の氣に差ふなれば、凶氣相感じたちまち妖氣を生じ、村方騷動なる事起り、又は水旱の憂來り、寒暑時ならずして疾はやり、風雨節をたがへて夫食不足し、螟境に入て作毛を荒し、あらゆる災難かならず至る事常に爰にあり、又百姓の心素朴にし、禮讓有て相共に和ぎ、無事平安なる地は、四時順にし、風雨時をたがへず、五穀豐熟して人生疾疫なく、水旱の憂をしらず、螟境につかず、隣村と畔をへだて災難を遁るゝ事、是大小の百姓禮有て治りたる村の證據にあらずや是によつて天下の村里禮讓なくんば有べからず

此ヶ條は十二ヶ條の中の眼目也、よく／＼得心すべし、惣じて國に寶三ッあり、土地人民政事也、此三ッ一ッも缺ては國其國にあらず、いかんといふに、土地なければ人有ても住する事ならず、人民ありても土地なければ養ふ事不レ能、土地人民有ても、政事よからざれば長久ならず、政事の善は寶と成、よからざれば害と成、寶と害と二ッの間を取計ものは名主と組頭也、よく／＼考べし、都

て西郡の事は、地震降砂以來圖らざる水難に逢、變地して田畑位を失ひ、百姓顚離散し村々困窮に及ぬれど、漸開發の功によつて近年百姓土着し、自レ是百姓相續すべき大切の時なり、此節政事よく村方締り治るときは、土地人民いにしへに立かへる事、不レ知〳〵滋雨の降れるが如く、人々潤ひ福有なる地に暮し、只今迄の艱難は、茶呑話の助とならん事近年の內也、斯のごとく安樂の地に住する事は政事に有、此政事は本文の禮儀より成也、本文の道理を得心すべし

衆有て禮なき時はみだるとは、村方に大小の百姓無田水吞等、人多く集り居る村方の禮儀なきは、古しへよりの作法亂れ、人々我儘に成て村方しまらず、身上よきものは奢を生じ、あそび事にかゝりて能き綺羅をし、常に食好み大酒して淫亂に成、側のものを犯すゆへ、見やう見まねに其氣にうつり、若き者どもは農業に怠り、友をすゝめて物參をはじめ、役にもたゝぬ藝を稽古し、奉公人根情に成て正月を悅び、終に無賴(フウライ)ものと成、諸親類の厄介と成もの多し、是村方締りなきゆへ、氣隨より奢もの出來て、外の者迄の眚(ワザハヒ)となれり、此外驕の害と成事勝(アゲ)て數がたし、縱奢て害をなさずとも奢の心あれば人ぬるくなり、何事も運のゆかぬものなり、第一人に奢れば無禮あり、無禮をすれば人の氣立て平かならず、萬事を亂は無禮也、さるによつて、禮の字は豊に示と書てするどに物をいはず、讓の字は言に襄(ジヤウ)と書て、我居べき座をのぞき、それへ御ざれと佗へ讓り、我れは次に居て人に驕らず、義は宜也とて時の宜きに叶ふを義といふ、則時宜也、禮は慈悲仁愛ある理にて、誠

の心の姿を禮に見はしたる也、禮を知らぬ村方は、慈悲仁愛の心なく、貧なるもの目につかず、扶救ふ事のあらざれば、足ざるものは日々に困窮し、父子相寄て悲しみあり、此貧にして哀むと、初の奢て淫するとの氣は、二ッながら人心にはあらず、是教なく禮譲なきゆへ、政事道にして百姓の氣平かならず、天地の平成氣にしたがふによつて、彼淫と哀との氣に、土地の悪氣相感じ、忽怪しき氣を生じ、村方何となく亂立、事もなきに騒動成事起り、水難旱の憂來り、寒暑時ならず風雨節をたがへ、吹べき時は吹かず、降べき時はふらず、剰へ稻喰虫境に入て田ごとに荒し、取べき物をとらざるによつて夫食不足し、あられぬものを食事とする故、人々脾胃を傷ひ、一村病はやり、色々の災難かならず其村に至る事あり、又百姓の心素朴にて、相共に和合し、何にても悪き事なく、無事に治りたる村方は、佛神の守り有て天道の御恵を請、四季順にして、よい時分に風吹て稻燃えず、程よく暑氣有て五穀出來よく、水損旱損の憂なく、病人有ども、はやり煩ひと名を付ざるによつて、側より介抱して快氣させ、螟は境を限て付ず、隣村と畔をへだてわざはいを遁るゝ事は、禮儀有て百姓たがひに和睦し、よくしまり治りたる村方のしるしなり、人々村方の内にても覺え有べし、扨和といふ和の字を、南溟先生の辨に、酢和のあへの字なり、酢和は辛き物と甘ものとを酢にてかきまぜ鹽梅能成なり、其ごとく氣こはきものには異見をして和げ、ぬるき者をば氣を引立させ、強いと弱きと一ッになるを和といふ、食事は酢のはつきとしたるものにて和げ、人をば禮のしまりたる

ものにて和ぐおもしろき辨也
然も禮法のむつかしき事にあらず、五節句月次の朔日十五日、組頭百姓代は古き羽織にても引懸、名主の方へ行、今日めでたしと禮を述べし、名主も此日は朝起をし、爐際(いろり)に出て待請、銘々に禮を述合ひ、作物の事などあらく語り、組頭百姓代も、出合の場にてめでた事互に述て別るべし、百姓は五人組の内互に相廻、よき朔日十五日目出たしといへる計にて禮は濟なり、別に衣類を改め、隙をかぎ、錢の入る事にもあらず、仕附收納の閙ヶ敷時も、野へ出る姿にて、戸口にてけふのお禮申といへば事濟、五人組の禮儀は調ふ也、如此成ときは五人組のしまりよく、何事も相互に談合を爲あひ、平生念ごろに成、身持惡敷ものへは異見を加へ、夫食不足のものへは合力をし、病時は介抱し、都て祝言弔等、五人組切に取計ひ、五人の了簡に不及事は名主へ訴、一村の扶をも得べき事なり、此しまり調ときは村方自然に治、人々心安世を渡り、なんぼう目出度事なり、是禮にあらざれば調はず、治かたの根本なれば、郡中の名主中能々相談有て、村方の禮法を定らるべし
右の通禮といふて何の事もなき無造作成ものゝ、人の心を信にし、天地に通ずるといふは、奇妙なる事にあらずや、此奇妙に人々心付ぬは教る人のなきゆへなれば尤也、然ば天下の村里にて禮儀禮讓なくて叶ぬ事也、しかも禮法といふてむつかしき事にもあらず、組頭百姓代は、五節句にはたがひに廻りて祝儀を述べ、朔日十五日なんどは、出合の場にて祝儀をいへば禮は缺ぬなり、又百姓は五人

組は家ならびなれば互に廻り、戸口にてけふのお禮申といへば禮は調ひ、別に隙を缺き、物の入事にてはなし、本文の通勤べし、前條にも云しごとく、五人組は大切の事にて、親類よりも親しく念比にすべき筈なるに、名ばかりの組にて平生中惡く、事ある時は五人組の世話に成、俄に手を束て賴也、五人組のしまりなきゆへ村方治まらず、徒黨などする事も、五人組しまりてあれば、不埒成事には組せず、又五人組の内惡者有て博奕宿をし、さては盜物の取賣の體、都て見馴ぬもの寐泊するを見ば、殘四人いひ合、早速名主へ注進し、名主より役所へ訴ぬれば、村方騷動に不ㇾ及、四人の組合難儀にも逢ぬなり、向後はいにしへの五人組のごとく、諸事相互に談合をし、平生睦じく、身持よからぬものへは異見をも加へ、貧にして夫食不足の者へは打寄て合力し、病時は介抱し、都て祝言弔等、五人組切に取計ひ、五人の分別に不ㇾ及事をば名主へ聞せ、名主の了簡を得て其後村方へ沙汰すべし、取分祝言とぶらひ等の事は、五人組切に取計ふ事第一なり、先女房を呼は、人々身上を堅る爲に迎る事なるに、ならぬ身上にて幅を取たがるによつて、村中より樽を入、大勢の振舞に過分の物入つ有て、還て身上の障と成る也、禮與二其奢一也寧儉とて、身上の爲にする婚禮なれば、無物を借集て禮をきらびやかにせんより、有物をくりやりして用ひ、約に費なきやうにせよとの教也、又弔は野邊送の別を哀むべき事なるに、分もなき身上にて、家の格式なんどいふて、葬禮に費を遣るによつて、村中はいふに不ㇾ及、近鄕近村より來て、入替り立かはり、呑潰し喰仆し、此物入の才

覺に、別の哀は胁に成、惡敷時分死なれたるなんど、却て死したるものを恨る心出るなり、「喪與ニ其易一也寧戚」とて、葬禮をびゞしくせんより、別れし人の事を戚哀むべしと、林放といへる人の問によつて、婚禮葬禮の禮の本を孔子の敎玉ひし事あり、聖人の道は國家を治る道にて、今日の人のうへにもちひ、人情時變に應じ、敎に古今なく、道にも古今なければ、敎を聞ざれども自然に道に叶ひたる了簡のものありて、嫁取聟入を輕ずれば、村中より乞丐人めなど惡口し、弔も密に執行へば、あの邪見ゆへ、跡月は親父の不仕合にあひ、間もなく內儀にはなれ、見よ此の次は子を殺すべきなど、誰頼もせぬに口々に觸廻れば、少し物を辨へたるものも、重りたる不幸に心まよひ、人のいふも故ありとて、外聞を氣の毒に思ひ、夫より他人の祝言弔まで取持、反て前々より目立やうにし、村中の口をふさぐ分別、ひとへに外聞に拘ての事也、依て五人組切に取計ときは、何ほど外より兎や角いふても少しも耳にかゝらず、祝言弔等にかぎらず、何事も身代相應にしまへば、無益の物入諸事費なく、身上減事あらざれば、平生に替りなく、大なる扶を得るなり、此のごとく五人組のしまり調ふときは、公事出入といふ事をしらず、農業のみに懸り、村方自然に治り、百姓の風俗よく、一村の風儀めでたかるべし、されば禮は心のかざり也、謙りて奢を忘れ、我儘なる心はなけれども、人の心は見えず、其見へぬ心をあらはして見する禮也、禮なければこゝろ見へざるによつて、無禮なれば憎咎めらるゝは理なり、世の諺に、百姓は禮をしらぬ故我儘にて人のいふ事を聞かず、

公事巧の邪智多きものなれば、とかく百姓は奢らせぬやうに挫付、役も必多と勤させ、取ヶも高免なれば精出し、下免なれば油斷出來、年貢も緩ければ未進したがり、嚴しければ滯らぬものなりとて、責拘て取立、世の中の惡まれものは百姓也、苦々しき事にあらずや、是禮をしらざるゆへなり、禮のこゝろあれば、まじひかゆることを知て、我儘なる心をこらず、慳貪成顏付なをり、無法なる事をいはず、一村の内はいふに不ㇾ及、他領のものと合ても出惡まるることを得ず、身を脩ことを知れば國を治ことを民より勤也、然ば禮は治めかたの根本ならずや、五人組を新たに仕立るにあらず、禮も新法にてはなし、きのふ迄は勤めず、けふより勤るといふまでなり、是は肝要の事なれば、名主仲ヶ間いひ合、本文の通村々同樣に禮法を立、村法のしまりを調へ、一村和合し百姓相續の基ひを開くべし

耕作開發油斷すべからず

耕作開發は百姓第一の事なれば、暫時も油斷仕てはならず、いかやうに成とも開き、豆あづきを仕附置ても、夫食の扶と成て、春の憂を遁るゝなり、しかし開てよきといふ事は人々合點なれども、本田古開發の場にいそがしく、新開をすることならず、捨置て役所より吟味にあひては俄に開き、蒔仕附もすれど、本田の介錯かた〳〵にて、新開きの方は其分に捨置故種損と成、惜さに新開へ懸れば本田草だらけに成、兩方にて損をしぬ、是少の欲にて、人にひらかするは惜きとて荒地にてさ

しをき、ねらひくらゐする内、終二三年立、隣の地は唐ほうしも植らるゝ時分、漸畔立に取懸、村中よりはわらはれ、役所にては呵られ、大損をして悔れどもかへらず、初無田等のものへ渡しひらかすれば、双方利を得ることを考ふべし、開發有村々は、右の通に有レ之間、自分の手にて開發成がたく思はゞ、見切てはやく外へ渡しひらかする事專一なり、開發は穀を得て地主一人の爲にあらず、國天下の本にして、五穀の貴き事左之通也、書洪範八政、「一曰食、二曰貨、」とあり、食とは五穀をいひ、貨とは布帛をいふ、此食と貨の二ツを、八ツの政の首に居、國家のたからといふは、食すべき五穀を第一とし、第二は身に衣べき布帛をいふなり、たからとは田から出る物なるを以て、五穀をさして寶とはいへり、夫金銀は飢たる時喰ふべからず、寒して衣べからず、まことに五穀と布帛の二ツは、人の生を養ふ本たるを以て、寶の一とする事むべなり、一とせにしの國のむしつきには、馬の喰物だに取盡せりとや、其折ふし順禮する人、飢たるものを見るにしのびず、何にてもととのへ給候へとて、とぼしき錢を出してとらせたりしに、飢たるものいはく、國中に買べき穀なければ、貰ひ得て益なしとて、戴て錢をば返しけり、是より順禮せし人、太米穀を貴び、金銀を貯る心を失せりとなり、是は飢饉の歳にあふて、錢金よりも米穀の貴き事をいへど、凶年にかぎらず平生の事なり、たとへば智惠有て辯舌に勝れたる人も、身貧にしては衣類弊れ、家は四壁のみにて外のごとく雨漏り、居るにゐられず立にたゝれぬ艱難を經といへど、食する物だにあれば取續、花咲

春にあひて望を達せし人多し、人の生を扶け養ふもの、穀にあらずして何ぞや、愛に近くいふことあり、人々米穀を多く收る時は慈悲心を生じ、乏しき者の憂を見ては、五升や壹斗合力することは水の如に惜まず、穀を賣て金銀となし、貯るときは忽慾心を起し、目前に困窮體の者來て歎悲しめど、鐚五拾文出すをば、生爪を放すよりも苦しがり、反て大聲をあげ呵に紛かして錢を貸ぬ分別をす、是一人のうへにして心二ッに分れ、善と惡との戒あり、如此米穀の貴して、金銀の賤き事を察め、大小の百姓耕作に怠たらず、村々富る事をねがふべし、富とは財寶に非ず、穀の多く豐なるをいへり、百姓の豐かなるといふは、地を蕪さず仕附置たる作物を取込、年中の夫食身代の不足なきをいふ、地をあらし置、取收べき物なければ、萬事足ざる筈也、たらざる時は村に地着て居ることならず、他領に離散して身奉公に出るをば恥とせず、我家を家とおもはず、鳥獸のごとく成行事耕作に怠ると怠たらざるとの違なり、是はいふにや及べき、誰も知たる事なれば、人々油斷なく耕作し、親々よりも豐に暮し、子孫繁昌の基を勤べし、別て山方村々へは云開する事あり、山方は開べき田畑すくなきゆへ山林を伐荒し、山稼第一にして三十年取續來り、只今迄山を荒し地を蕪し置たるはさん／＼惡敷事なれども、農を勸る人なきゆへ、すゑ／＼の百姓は作といふことをせず、日用同前の稼のみにして年月を過し來るは、是非もなき次第なり、自今は地を持たる百姓は耕作第一にし、成るべき地面をば開發し、作間に山稼すれば、無田等のもの〻稼多く成、渡世心安くたすか

るなり、山方は平生公役稀に當り、御年貢とても纔に納、御爲に成ほどの事は見へねども、困窮の次第申上れば、御慈悲の餘御入用を以御普請被成下、永荒に成べき地所開發し、大小の百姓相續に及事は、有難御事にあらずや、山方の作場は地面片下段違などにて、大雨にはこやしを打流し、手入介錯怠ては取石すくなし、作に骨は折とも、里方の繩請とは違ひ、嶮岨の替りに地廣に見ゆれば、精次第にて新開も出來、雜穀を買ぬやうに成べき事なり、惣て山方は隣村とは谷峰をへだて、名主仲ヶ間の出合も遠ければ、平生組合村の云合事一なり、都て山方は人のこゝろ片情張にて他の異見を聞ず、いひ出したる事は情を情に立たがり、終に出入と成て居屋敷迄賣拂ひ、必至と動かれぬやうになつて扱ひを合點し、さては牢室へ這入て漸思ひあたり、先非を悔れどもかへらず、是山方の人情の失也、名主組頭此所をよく／＼考ふべし、とかく耕作を本として稼を次にするときは、心長く圖なき氣質直り、常に耕地へ出て村方のものと出合、たがひにむつまじくして村方穩也、或書に山を荒すのは子孫絶へ、田を蕪すものは家亡ぶとあり、をそるべき事にあらずや、そも／＼山は草木の茂によつて雲を起し雨を降し、五穀を生じて國家の人民を養ひ、山の德の尊きことといふばかりなし、去によつて天子も山川を祭らせ給ふ、斯のごとき尊ことをしらず、富士山大山などへ參詣しては、後世菩提の事を願ひ、又は利運を得んための祈禱に登は、大なる僻事也、雲を起し、雨を降らして五穀を登らせ、我命を扶らるゝの禮に登べき事なるに、禮は云はずして反て無心をいひかけ、

山神に苦勞を懸るは何事ぞ、武士にもあらぬ身の木太刀を納めんよりは、貴ての事に杉苗の一本づつもあの參詣の人數にてうへたらば、年々山は深くしげり、天狗の住家にもよかるべし、山に草木なくしては雲雨を起す便なく、剰雨降るときは山の土石を谷川へ押出し、川床高く成、川水土砂へしみて常は用水不足し、少出水すれば、洪水と成て流來り、里方山方ともに水難の憂となりぬ、是によつて、山林を伐あらす事は、國家への不忠なりと、熊澤先生集義外書にも載たり、山方村々は薪を出し炭を燒て稼とし、山林を伐あらせば、自今は山の道理に隨ひ、伐出したるあとへは山の透ざるやうに苗木を仕立、猥に伐あらさぬやうにすべし、又百姓として地を蕪しをくは勿體なき事也、冥理に盡き、家の亡るは斷也、向後は一歩所も殘らず開發し、耕作をのみ本とすれば、女も男のごとく重荷を負て稼に出ることならず、内に居て朝夕のせいじこなし物をし、田うへ草引等少も隙なく、内に居ること定れば、桑を仕立て蠶を飼、女の爲べき業を勤、自不行儀なる事なく、一生ひとりの夫を守り、むろしらがの隱居して孫子に養れて樂々としてくらすなり、山方は絕たる田地立かへり、人々のこゝろもあらたまりたれば、ヶ條の趣よく〳〵守るべし

用水の懸引、水末へ届くかとどかざるか、又は草引作の仕樣等村中の耕地見廻り吟味する事は、名主役人第一の勤也

用水の懸引作のしかた、村中の耕地見廻り吟味する事は名主役人第一の勤也、內檢見の時ばかり廻

では耕地のやうす知がたし、いにしへは名主の方に行、作の仕様用水の懸ほし等、名主の指圖を請て蒔仕附をし、名主は是に懸りて自分の田の世話ならざるによつて、村中より名主の田をば植たり、其形殘て、今も名主の田うへには一日づつは村中より勤るなり、然るに今の名主の中には、我田地の境をだにしらず、小作の差引作の工面などは思ひもよらず、年よりなどに叩れて、たま〳〵野良まはりに出れば、出懸には寺へよりて碁を打、晝過に成て作場へきたり女子どもとべらつきて作の妨をし、歸には作仆の世になしものゝ方へ寄、身錢を出して酒を吞あひ、日暮てもかへらざれば、宿にては氣遣し手分して尋さすれども、己は機嫌よく醉熟して足もたゝず、歸には堰溝へをちて大怪我をし、大切の身を傷ひ、元より身上も次第に衰るなり、自身耕作を勤る事にてはなし、耕地廻りをせざれば奉公人の働もしれず、早く歸れば不精のやうにいひ、遊び居ても遲かへれば骨折たると思ひ、萬事齟齬(くひちがひ)て云付を聞かず、村中の滿作を見て思ひ當べし、惣て手作は勿論、小作に預けたる田畑をも自身廻りて見ねばならず、況村中の耕作は名主組頭見廻りて吟味すべき事也、作のあしきは相百姓を恥る事なるに、まして名主組頭耕地廻りして作の評判をせば、第一村中の作の勵みたり、旁以て耕地廻りをこたるべからず

或老農の云、田うへには早乙女を選ぶに如くはなし、おとこは代をかき、傍にて早乙女をはやすまでにて植ることとは早乙女に任ずべし、苗の柔かなるものを、あらけなき男の取あつかひては苗いた

み、植るには苗腰を折て田にむらあり、いづれに男のうへたる田は出來わろし、古法のごとく田植には早乙女の袖をつらね、笠のはをならべつれて田うたをうたひ、田の神をいさめはやして植る時は、穂にほを生じて出來よろし、扨こそ苗成長してはおよねおいねとよび、實留りて穂を持時を孕と云、實入ては菜の條いろを知などいへるは、みな種子を産の縁をとりて、古へよりいねをうゆる事はをなごの所作にて、嫁姑打まじはりて植るときは、田作の出來よきこと自然なりといへるは、實さることぞかし、翁のいへるごとく、早乙女のにぎやかに植る田は見る／＼田作のよろしからんと思はれ、おとこのうゆるはいとさびしく、田うへとは見えず、うたり場の稗をうゆるにひとし、作の出來不出來は百姓の力によれり、不作の引方は[illegible]の事にて、年[illegible]なくしては相續成がたし、百姓は相互の事なれば、ならぬものへは手を助あひ、相應に收納るやうに力を附べし

又云、高持の子といふとも鼻取にはかならず出すべし、是耕作の初學也、よろづの事幼少の時より仕込なずしては其道精しからず、殊百姓家は、はたち前後より野廻りをして指圖をもするに、作に鍛錬せずしてはいふことあたらず、偶人の口まねしていふときは、小作人作男等下墨て、自作も疎略になれば、幼年より農事を學ばする事專とすべし

春は用水堀を浚、秋は作路往還道を作らすべし

用水堀浚の事は、近年村々暇通春ごとに浚はするにより、水すゑへもよく届ぞかし、しかし秋より

末は用水も揚ざれば、堰通水ほそく、曲目の土有所へは大根蕪など蒔たがり、水すゑの害となれば、土溜有所は浚揚べし、是春の所作也、作路は三尺は有べき事なるに、年々狭くなり、豆生ては通られず、往還道も二間とか三間とか定まり、馬を引ちがへてもさはらぬやうに検地の時は究有筈なり、今は漸一間九尺有は稀也、是は前々より切込狭く成たるを今改がたし、此上狭まらぬやう秋かならず、年ごとに道作すべし

又春秋の収納の節、諸勧進商人入込事常也、此時たとひ雑穀たりといふ共、猥に計出す事を制すべし、夫食不足にては相續成難し、入を計て出す事を思ふと云事あり、渡世の肝要なれば能々勘辨有べし

春秋の収納の節は、諸勧進を商人其外旅座頭太神樂入込、村中にぎやかなり、此時たとひ雑穀たりといふとも、みだりに計出す事を戒べし、夫食不足にては相續成がたし、別て女子を制すべし、女子は跡先の辨なく、庭に積重てあれば、御年貢に出すのかへり見なく、夫に隠して計出し、當分いらぬものをも調へ、諸勧進が來ば、借たる物を濟すやうに計出し、仕附の時は汗水に成て出かしたるものを、少の間目をよろこばするとて、曲太鼓に計出すをば何とも思はず、惣じて女は、在方にかぎらず只をろかにて、地獄極樂の事のみ聞覺え、道らしき事は合點せず、聞分にくき巫のいふことをば聞分、更にうたがふ心なく、年に二度の収納の節は、定まつて口をよせ、粟を計錢を出して泣ことを樂とす、然も愚痴よりよまひごとをいひて、夫も物いまひ好にすゝめ込、共に迷て暮なり、

女は利口過んより愚なるかたましにて、物いまひも其分なれども、男の愚痴に物いまひは身上に害あり、身代の事は蟻にもさゝせじといふて、少穴明ては癒かぬるなれば、年中の入ケ夫食の大積をし、餘あらば遣べし、是を入を計て出す事を思ふといへり、春秋の收納は百姓の身上の極なれは、渡世の償を計て費なきやう村中を示べし

村方の内にはやり病ありて煩ものあれば、たとひ親類たりといへども忌懼て病人の方へ寄つかず、病ひ愈といへど、身上輕き獨ものなんどは多く飢死あり

村方の内熱强き病人あれば、別て山家にては出し屋とて、村境河原などに小屋を懸、病人を入置、をそれ怖て寄つかず、何ほど逃隱たりとて、實に疫病なれば遁れず、運つき時節來れば死し、時節來らざればひとり快氣するなり、其證據は祈禱に來る出家山伏には施らず、畢竟は怯にもよれり、何にもせよ、今をかぎりと惱煩ふに、他人は他人と思へども、親類の身として問尋ざるはあまり情なき事也

ケ樣の事は都にもなき事也、いかんといふに、御奉行所へ近く、若見殺にしたるなんど聞ゆれば、病人の家ぬし雨どなり向三間急度御仕置に仰付られ、病ひの施よりは、此恐れ大かたならず、是によつて藥を與食事を送り、假にも疎略にする事あたはず、鳥類獸類の死たるだに、諸人捨をかざりし時節もあり、況人の事は大切の儀也、人の命を救事は、慈悲善行の第一にて、陰德子孫に殘り、代々福を

蒙る事うたがふべからず

江戸表にて裏屋の輕ものわづらふ時、若見ごろしにしたるなど聞ゆれば、病人の家主合壁のものは急度したる御仕置にあふなり、只今迄は是非もなし、自分は本文の通病人あらば介抱すべし、されども病人の方へ見廻を氣味あしく思はば、雄黄を鼻にぬり、桃の枝葉て身をはらふべし、かならず、施らず、しかし或村方に病人有て、河原に出し家見へしほどに予折ふし通懸りたれば、立よりて内に臨、病人のやうすを尋、宿へ歸りて村役人を呼よせ、親類ども介抱致すべきよし申渡し、藥をあたへ物などとらせたり、病氣のやうす尋る內、出し屋に暫立留りて有たれども、氣味惡き事もなかりき、實は懼るゝ氣のよわみに施(うつる)なり、何を恐るゝぞなれば、死を怖ての事なり、人は本生るゝも死するも一ッにて夜晝のごとし、何ゆをそるゝ事かあらん、死を恐るるといふは、我死したらば跡にて親の哺啜妻子養育成まじければ生て有內死後の手宛を拵、跡のものゝ狼狽ぬやうを計るに依つて、死を恐れ我身を大切にして、死ぬることは天道次第なり、年よりてつとめもならず、子に身上を渡し、跡の苦にならぬやうにし、時節來て死するは至極目出度事也、若うして死するも時刻至ての事なれども、生て跡に有ものゝ身に悼哀は人の情なり、情を離て見れば、遠國などへ旅だつものに別れ、名殘を惜む心なり、勿論生も死も極ある事にて私にはならず、天地陰陽造化の妙用を以て生じ、吾人天地の間に性命を全し、時至れば死し、生も死も天地のわざにて、中々以て私の分別にあたはざる

事也、從來先祖よりの身代を預り、父母妻子眷屬等の養育に平生心を遣ひ、公用向には雨風も厭はず勤ねばならぬ身なれば、何の暇あつて生を悦び死を恐、引込居て遊びたのしむに至らん、是莊子人間世の言にして、人々の行ひ、其身を忘れて勤べしとの教なり、然ば死生を論じ苦にするは、いづれ隙人の事と聞へたり、命の大切なるは知たる事にて、各勵勤るも性命を保が爲也、爰にいふところは、死生にあづからぬ事にも恐れをなし、鳥獸のごとく逃走ものゝ、夫甲斐なきを示なり、兎角死にたくても死なれず、生きたくても生られぬは命なれば、生て有內の身を大切に守り、川渡山坂を步行する時は、隨分怪我をせぬやうに用心をし、只平生正直正路にして、假にも貪慾の念を起さざれば、心廣氣滯らず、をのづから病なくして命長く、お定の時刻來れば形を元々へ歸して恙なく死ぬるなり、是を浩然の氣とも、天命にかなふともいへり、此のごとく心安事を勤るが善人なり、此心安事に目を付ず、むつかしき事を巧て心を費ものを惡人といふ、惡人は直なる人の道を勤ざるによつて、橫死橫難とて圖ざる災に逢也、初よりいふごとく、慈悲善根の心を第一として、人を救扶るときは、其報大なる祈禱と成て、橫合より來る不慮の死をば遁れ、子孫には福を豪事必うたがふべからず、息災なるものにても貧ければ打よりて救世の中也、況病煩ものをや、人の難儀を見て救はざるは人にてはなし、されば聖德太子片岡にて遊給ふ時、飢たる人道のほとりにふし居けるに太子憐みて讀せ給ひし歌に、「しなてるや、かたをかやまの、いゐにうへて、伏る旅人、あはれおや

なし」とて食をあたへ御衣をぬぎて給はせしとや、只今迄は村々惡敷效にて、病人を忌て救はざるを村法の仕來とするは、唐にも日本にもなき法にて、地獄などいへる所の法なるべし
兼て此事申合、村方の仕來といふとも、風儀を直し病人あらば村役人見廻り、親類はいふに不ㇾ及、合壁のもの介抱し、藥を呑せ食事をあたへて快氣さすべし、相互の事なれば、村中よく〳〵相談有べし、是を里は仁を美とするといふなり
惣て村々にては仕僻仕來の村法といふて、よくなき事にても直しかぬるなり、政事は芻狗也とて、時に當て行也、祭の盛物飾物はいかほど見事に拵ても、重てのまつりには用ひがたし、其ごとく古しへはよき村法なるべけれども、時代變じて、今用ひ難ければ、暫くさしをきて時に隨て勤行事也、此辨なく、よからぬ事も一村の仕來といふて直さぬは、片意智といふものなり、自今はよからぬ仕來をば直し、病人あらば介抱して快氣さすべし、末々の百姓無田水呑等は別て相互の事なり、打寄て養育すべし、是五人組のしまりよければ、組合にて介抱し、組合の手にて不ㇾ及とき、村中の扶を得れば、人々得心して、まことの心にて合力し、人ひとりやふたりは、いかやうにも扶らるゝなりかくのごとく人を救ひ、相互に親しく能治りたる村ざとを、孔子も擧させ給ひ、里は仁を美と爲と宣ひしなり
前地門家筋のもの三代にもをよび、其身實體成者をば、本百姓の列へ入、緣邊をも百姓の中より取組

せ候やう、先達て御役所にて被仰渡候得ば、兼て身持よきものをば見立置、其古主と相談有べし前地門家の譜代もの、主人の手前暇を取、一村の内に身上を堅め、已に三代にも至、田畑を所持し有之者をも、門屋筋と名付、百姓の列へ入ず、其身も萬事さしひかへ有よし、此儀は先達て相觸、其身實體なるものならば、村役人相談の上引立、本百姓の列へ入、緣組をも百姓の中より取組せ、尤筆算などならば、村方の事にも懸候得ば、先村方の爲にも成、其者はいよ〳〵よきものに成べき間、村役人兼て相談いたし、本百姓に取立候やう申渡たり、先人々の身の上にして見よ、其者相應の暮しもして、本百姓の列にいらざる事は氣の毒に存べき儀なり、心の痛ぬやうにしてやることは村役人の心に有事ぞかし、畢竟村々古法を覺ざるなり、賤しき家筋にても、親々よりの家業を止、三代に至ては都て其家改る事也、其上誰殿の筋といふとも、其者身持あしければ反て村方の厄介と成事多し、隱れ居る善ものを取立るを賢を擧の道といふ、惣じて枉たる者をばしらぬ顏にてさしをき、實體に正直なるものをば取立、人の手本とする事は、村役人の働他人の感ずる所也、都て名主役人爲もの、輕き者の身上よくなりたるを慢賤むるは、大成政の害也、いかんといふに、今門家筋と呼もの、親々は門家より出、其子の代に身上よくするものなれば、實體成善ものには極りたる事にて、名主組頭などへ中々推參成事はすまじ、それにあれは元こうした者じやなど、輕しめるにより、内心には恨めしく思ふ事常也、又ならぬ百姓は、平生此者に麥の錢のと借有て、内證はずいぶん念比なれ

ば、日ごろの意趣に役人の失を數たて、撿見の節書付出べきなどいひのゝしれば、小百姓は名主役の勝手には合ぬものといふ事はしらず、年中の出錢は名主の取分と心得、常にうたがひて有ゆへ、是は尤なりとて、頓て小百姓とも彼ものに左袒し、村中を騒がするなり、此事吟味に成、彼が口より騒動をこりたるなんど露顯すれば、其者召捕て御科を蒙也、是村役人の人を慢心より、實もなき事に人を傷、我身は諸親類の憤りを請、子孫に恨の遺事を知らし、語曰「三軍可ㇾ奪ㇾ帥也、匹夫不ㇾ可ㇾ奪ㇾ志也」とは是なり、いふこゝろは、敵の大將は何ほどの威勢を震といふとも、謀を以ては擒とすべし、又匹夫の賤しき者なりとて、何もしらじと侮、不覺をとるべからずとの教也考ふべし、且縁組などの事も、村方の内にては、いやあれは門家筋の旅ものゝ末じやのと、取次の事をいふて娘を呉ねば、他領より一廉の百姓の娘を貰ひ繁昌して通るぞかし、成ほど村方の内にても、あれはもとからうなれども、實體なる者にて、身上も相應なれば、乙娘をば呉たく思へども、相百姓の意智悪の氣をかね、しかぐ相談もせず、よいところへ遣には物入ならず、年たける迄抱をき、後には召仕などゝ不義を仕出し、或は近村の馬子なんどに負れ、漸々にして取返し、娘をひとり捨るのみならず、一家のものまで大耻をかけども、さすが切れもせず、田うへにも出されず、打込で置より外にすべきやうなし、此類間々村々に多し、唐土の古法に、饑饉には婚を多くすといふ事あり、是は婚禮には式法多く、時節も定め有て、春桃咲ころに迎へ勝手次第にはよびむかへず、勿論男女

角の家にて取組、禮法むづかしき事也、飢饉の年は物を入て禮法を調ることならず、去によつて上よりも許有て禮儀を略し、勝手よきやうに取組をすれば、此方より身上は輕けれども、人がらよき者なれば聟に取、娘のこゝろざしよければ、親本の輕きにても嫁に貰ひ、時節も春にかぎらずいつにても婚禮をする事也、如ㇾ斯飢饉年は婚をゆるされ、各別の取組をする事、實は口を減事なり、口をへらすために、我よりも輕きものへ娘を遣といふは、側で何といはふかと、人の唱を氣のどくに思ふべきを察玉ひ、聖人凶年の婚を許法を立給ふ、此のごとき法もあれば、門家筋の者を本百姓の列に入置ときは、衰たる本百姓の娘の片附端も出來、をのづから不義も止なり、旁以村方の爲なれば、作等にも精出し實體成ものならば、村役人打よりて其古主と相談し、本百姓の內へ入、御年貢諸役一廉を立つとめさせ、其趣役所へ訴べし、然上は古主の威光は盛にして、村役人の譽たるべし、尤門家筋のもの本百姓の列へ入、いかほど分限に暮すとも、恩を忘れて古主のすゑを凌侮事あるべからず、愼べし

村方貯麥の儀、他領へも相聞、當年より村集め致候よし、是は當然は輕きやうにて、村役人の世話に候得ども、變有時は村方の扶助と成、ことに自今は、各別の故なくしては夫食願成がたく候間、年々集の石數相增候樣相談いたし、御あづけの麥も候得ば、俵拵等念入、折々心を付貯をかるべし

村々貯麥の事は他領へも聞え、村集いたし候よし、此貯麥の事は、假初の事なりしが、今年詰替の

石數村々を合見れば、纔の間に餘ほど增たり、此起は、末々の百姓夫食拜借し、返納に至て困窮止事なければ、此救のため、出來麥の節、大百姓五升、中百姓三升、小百姓二升宛の村集を初、夫食不足のものへ貸わたし、又出來麥にて相返させ、集の石數減ぜざるやうに貯、凶年の助たらん事を計置しに、本文の通向後は變有時は各別、大概の事には夫食願成がたし、是にて村々得心すべき事有、いづれの村方の爲とて別に申付たるにてはなし、村々一統に貸付、村集も一統也、村々にても、どの百姓の爲とてはせず、村中の爲にあつめたり、然處に夫食貸出たれども、村々貯あれば、病人貧窮のもの借請、又出來麥にて相返せば、大なる賑と成、ことに一兩年は麥作も相應にて、雜穀は下直なり、御普請にて錢は廻り、貸べき麥あれども借手なく、小百姓以下のものは、每年春は難儀したるに、今は一人も飢たるものなく、出來麥まて取續、をのづから小作の出入も聞えず、是村々貯麥をして、人を扶るこゝろざし天に通じ、日を追て地面よくなり、年を踰て諸作よろしく、貯に出したる麥百倍の利を得たり、予がいふところ違ひありや、依怙贔負して一人二人の爲に成、まして己ひとりの利を得る事は、わざはい來て大損をするぞかし、人々見聞て覺あらん、尤此貯麥は、小百姓以下無田水呑等のたすけにて、最百姓の利する事にあらず、村役人は當然は世話なる事なれども、行々は村々不時の扶と成べければ、集の石數年々增候やうに勘辨すべし、扨此貯麥の事は、予が工夫より出たる事に非ず、いにしへ延喜の御代には不動穀といひて、國々に倉廩を建られ、是に米穀

を請置、年々請替る迄にて平日是を出さず、凶年の貯となし給ひ、萬民御恩澤を蒙り、延喜聖の御代と仰ぎ奉りし也、又もろこし漢の宣帝の代には、常平倉といふ、是は米穀の價下直なれば買上と成、高直成時は拂出し、天下の米穀乏しからず、價中分を以て通用し、凶年に限らず、民間の憂を除く術を行れしかば、鳳凰降集り、泰平の祥瑞をあらはせり、宋朝には社倉といふ、是も豐年に米穀を集、國中の倉に畜積、凶年飢歳の扶たる法を行れたりしに、民間穩に禮樂行れ、天下和平なりしとや、然るに末の代のならひ、小人并び出て、不動穀の數萬石寢置は費なりとて、終に不動穀止られ、是より凶年打續、適天に見れ、大に旱して草木をからし、井の水涸て人渴し、さては大風洪水有て、國々の民屋を流し、天威猶止ざるにや、朱雀院の御宇に至、南海より盜賊をこり、東山道には平將門謀反し、天下の騷動萬民の憂となりぬ、又漢の常平倉は、元帝の時に當り、姦曲の官人有て、蓄る所の米穀を賣出し、價倍する事を巧み、あるひは鹽鐵の〆賣をし、國家の財寶引上る事のみ行ひしかば、諸臣相議して常平倉の官人を罷られしかば、をのづから常平倉の法破たり、此年より運氣調のはず、翌年の春に至、隕る霜天下の麥を殺し、打續大地震有て、山崩地裂て水泉涌出、百川溢流て郡縣亡所し、國民餓死する者多かりければ、民の課役を減じ、米穀を貸渡して貧民を救はれたりとや、熟以に國中に不動穀の貯有時は、たとひ凶年といへども民の心飢ず、又常平倉行るゝ時は、穀の價中分にして、上下交々益多し、如ㇾ此天下の良法行れざる事は、官役の人の利を見

る心太しきより、終に國家の寶を失ひ、人民の憂と成事、哀むにいとまあきらず、是を以て之を觀ば、今村々の貯麥は、各百姓の力を持て貯、圖らず一村の寶をもふけたれば、此上年月を重ね數百石に及といふとも、其時積置は場ふさぎの費なりとて、半分代なして村入用等に遣ふべきなど思ふ事有べからず、此事よく〳〵書送べし、會津領には社倉米老養扶持とて、今以年貢の外に計よし、たうとかりし事なり、此方貯麥のごとき、近國には其沙汰を聞ず、然處大變に合し、村々凶年の手宛を爲置事、他領の聞え村方の譽たるなり、されども漸三四年以來の事にて、石數いまだ多からざれば、麥作よろしき年は少々づつも集を加へ、又は借請たるものゝ利分をも相應に增、年々集の石數增候やうに心を用ゆべし、是當時名主役人の働にて、末代に其名を殘す大功を願べし、時を計て言を失はざるは君子の心なりといへば、予もまた貯麥の相續を思ふ物ならし

父母に孝を勤るは天理を盡也、我人年よりては老耄と成、やかましきものなれど、此時養ふを以て大恩を報ずるなり、されば孝の重事は、至孝なれば御褒美を下され、不孝成ときは御仕置にあふなり、此のごとく大切の事にて、孝行の道は晝夜忘るべからず、一孝立ときは百忠成と或書にも見えたり

是十二ヶ條の終なり、夫父母に孝を勤るは、人としてすべき筈の事といふを天理を盡といふ、理は「ことはり」といふ字にて、天より急度孝を勤よとことはり給ふによつて、すべきほどの孝は殘らずつとめ盡といふ事也、扨孝の第一は、我人年よりては老にほれて、愚痴成ことのみいひて倦果たる

ものなれど、此時疎ずる心を持ず、こゝろよく養をもつて、我生れ出し時より、かいそだてられたる大恩を報じ盡なり、前にもいふごとく、他人にても年よりをば敬ふ道也、況親の事は大切にすべき筈の儀なり、孝は親一人の悦にあらず、其孝を聞ては、他の千萬人是を悦び、不孝をば又千萬人是を惡めり、惟に子爲ものゝ心を以て、親の老ぼれにならぬやうにするが第一の孝也、親たるものも老耄せぬ心懸をすべし、若き時は餘ほどよき人も多く老ぼれと成なり、是は年よりては何もせず、隙過てさびしさのあまり、內ふさがり茫々としてわきまへなくなる故なり、わけて女房に別れなどして、咄する相手もなきが一年もはやく老ぼれと成、然も我は老ぼれはせじといふてよめ子をせびれば、嫁は腹立て斯く〳〵した事を夫へ告るに、よめの云事皆尤なれば、それはおやぢは埒もないと、とゝに腹を立によつて忽不孝と成也、此時嫁には成ほどそなたのが尤なれ共、親達はもはや老ぼれじやほどに了簡いたせと抑て置が孝也、とかく隱居したりともやはり世話をやかするがよし、いらぬ遠慮して年よりたる人に此せわをかけ、寒空に歩行るはいかゞと居らせて置ばさん〴〵わろし、世話に紛れて老耄ぬなり、親たるものも年よりては世話はやかぬもの、後生計願て居るが年寄の役なりなんと思ふは無分別なり、腰ひざのぬける迄は野廻りをし、こやしの指圖等の指南、朝をきして庭をはき、宵は嫁にさすられて、もうせわはいや〳〵といひながら草臥て夜明迄一ねいりにすれば、息災にして愚痴も出ぬものなり、彼隙にしては幾たびも晝寢をし、夜はねられぬまゝにあら

れぬ分別を出し、こゝの田をば乙女に譲り、かしこの屋敷は姉に附て置べしと、田地分の相談に寺參を初め、同じ愚痴仲ヶ間と毎日出合、しか〴〵の事を談ずれば、右の愚人ども姉乙の腰押と成て出入を起さするなり、總て十石以下の百姓田地分といふことは、前々より御制禁也、是は高も持ぬ百姓兄弟の子に田地を分、本家を薄くし、後には兄弟ともに潰百姓と成ゆへの御停止なり、此事もはじめは合點して居れども、老ぼれより田地分の無分別起なり、いかんといふに、總領は小分別有て、間には老ぼれの異見をもすれば、親に異見だてをする不孝ものなり、あの心にて弟共を無告すべしとて、十石の高を三ッに分、總領は五石、二男三男三石二石と分れども、總領は十石の株を踏へ、祝ひしふぎには總領の方へ集て喰倒し、身上相續すべき餘慶なく、二男三男も少しの地面を扣へ、一軒を立るゆへ、間もなく身上叶はずといへども、總領の本家も同前にて、合力する事ならざれば、兄弟中互に惡くなり、終に田畑賣はらひ、水呑と成て世を送り、人にうしろ指をさゝるゝ事、おひぼれの田地分より起る也、世にあほうものを田分(たわけ)と云は、彼田地分より來る詞也、是によつて老たるものには相應のわざをあづけ、世話をやかせて老ぼれさせぬは孝行の第一なり、孝の重事は、孝行なるものには御褒美を下され、當郡にも二三人今に作り取に仰付られ、有難事也、孝に付て咄しあり、或老人我子にいふやう、我はかく年よりて何の役にもたゝず、ことに病身にて厄介と成、生た貧乏神といふは我事なりといへば、子の云、是は思しめし違ひにて候、おとしよられては家の壓にて、

然も平生おもりて御座候へば、脇よりは物も入かと見へ候哉、親類中より折々見届にもあひ、使などたえず參り御影にて子どもにも旨物を給させ、生た福の神にておはしまし候といへば、老人打わらひ、其後は悔く思ふことなく、愚痴をいふ事もなかりしとや、是等の挨拶は皆孝心より出て、親の心やすまり、をのづから愚痴も止たるぞかし、初ヶ條いへる儒佛神のをしへにも、孝を第一に說示給ひ、善の至極は孝、惡の至極は不孝也、極重惡の不孝をして、錆びきにあひて生ながら地獄に落べからず、孝の心うすきものは上を重ぜず、御法度を輕しめ忠節なきものなり、さるによつて、一ッの孝を爲勤る者は、百の忠義を成就すると或書にも見えたり

夫孝は親に勤る道にて、却て我身にするの事なり、如何といふに、酒宴遊興を好、農業に怠る時は身上衰へ、親の哺啜妻子養育ならず、氣隨我儘にして、常に人と口論喧嘩して其身を傷ふときは、親に苦勞を懸、妻子にも難儀をさせ、己も病身と成、誰有て家內を引請養はん、孝道は親存生の內にかぎらず、死去て後をのれ不行跡なれば、家を失ひ身を亡し、親先祖へ耻をあたへ、妻子をば住所に迷はせ、不孝是より大成はなし、是によつて孝は己一生涯の守にて、交なき誠の心より爲業にし、暫も孝の心を放ざれば、死に至迄安樂也、孝道には分別いらず、我子を愛するこゝろにて合點すべし

孝は親にする筈の事でいて、還て我身にするの事也、なぜになれば、おやの養育を心に懸ず、大酒を呑物見遊山が好で、我家業の作に怠り、身上おとろふるときは、親の哺妻子やういくならず、是

を引返して見れば、孝をするには大酒を止、遊山を好まず、作に精出ばわが身上よくなり、親の哺
妻子も心安くやしなふは、我身にするの事にあらずや、又親の事を大切に思ひ、妻子を苦にする心
あれば、我儘をいふて人と口論し、身を害ふてはならぬと我身を愼めば諸事恙なし、是を又引返て
見れば、親子の事を思はず、氣隨をやり人と喧嘩をし、堪忍ならぬとて果しあへば忽身をそこなひ、
誰か跡を世話にして家内を引請すごさんや、殊更孝は親の存生の內ばかりではなし、親死し去て後己
不行義なれば、讓請し身代を沽却し、尊べき親先祖へ恥をあたへ、不便なる妻子をば住所に迷せ、
不孝といふに是より大成はなし、されば孝ある主人の家を治るに、召仕のものこゝろを苦めず、況
妻子は常に歡を帶、家內堅固にして富榮へ、禱れば則驗あり、祭ときは福を降し、天道の孝子を惠
玉ふ事かくのごとし、去によつて孝は我一生命かぎりの守にて、微塵も僞のなき誠の心より勤るわ
ざにて、物喰間も孝の心を離ざれば、外よりのわざはいを遁、我身を傷ひ毀ことなく、父母より稟
得たる身體を全く保、孝のはじめをよく勤るものは、息を引取て終に臨まで安樂世界なり、夫聖人
の大德といへど、孝に加ふるに又何を以せん、孝道には斯するがよい何するがよいといふ分別いら
ず、わが子を愛す心にて合點すべし、子を思ふ心のやるせなきは、匍匐ば立と思ひ、立ば步と思ふ
心に理屈はなし、只かはゆくてならぬはまじりなき誠の心よりなり、歌に
　人のおやの心はやみにあらねども

子を思ふみちにまよひぬるかな

子を愛し親をうやまふは、天性人の道たり、しかるに妻子に無告あたり、父母をそりやくになしたるもの、天罰によつて身をほろぼし家をうしなはざるはなし、人々見聞て覺有べし、初ケ條にいへる誠は萬事にこもり、まことなくては萬事成就せず、其中に誠の第一は孝なれば、十二ケ條の總に孝行の道を載たり、子をおもふまことのこゝろを考へ、孝行の道を盡すべし

右之條々名主家は不ㇾ及ㇾ申、平の百姓たりといへども、勤る心は同前なれば、親類縁者の寄合の節は、毎度此書を讀聞せ、能々愼み守可ㇾ被ㇾ申者也

右前條のかきのべは、年ごろ聞る所を述るのみ、政事は其郷里の風儀あれば、敢て他領の人の看を求ず、唯此土の老たるをして若きを教さとさしめんとす、夫老是を忽にすることなかれ

跋

聞之、斯民也三代之所二以直ㇾ道而行一也、蓋五帝三王之民、與二斯民一無二以異一、其所二以異一者、在下教ㇾ之與上不ㇾ教ㇾ之耳、古聖先王立二仁策一、而馭二萬類一、自二公卿大夫一、以至二郡國諸吏、邊疆封人一、皆以由焉、

仁人在レ位、則下民化レ之、譬ニ之水之就ニ下也、語曰、君子學レ道則愛レ人、小人學レ道則易レ使、故牧民之術、不レ可レ無レ學矣、蘘君名笠、字商霖、號ニ相山一宰相中、仁人而好レ學、嘗著ニ農家貫行一以授ニ馬氏一且示ニ相民一錦江先生有レ叙、悉焉、蘘君之敎ニ相民一諄々乎有レ所ニ矜式一相民懷ニ其愷悌一以爲ニ孔邇一誠非ニ偶然一也、予謂ニ蘘君一曰、善哉君之爲レ政、相中學而錯ニ之天下一則所謂三代之所ニ以直レ道而行一今而視者也、請梓レ之、蘘君辭、固請以附ニ剞劂氏一併書ニ其後一云

元文改元之冬　金陵贊 規退 子夕 誌

農家貫行下終

蓑笠之助源豐昌藏板

田祿圖經

陰山元質著

田祿圖經叙

庚辰之春、余在ニ京師一、講ニ三代分レ田制レ祿之遺法一、因爲ニ諸生一著ニ此書一、書凡五篇、先明ニ井地法一、次及ニ祿地法一、原ニ孟子一參ニ王制一、通ニ本國法一以ニ平昔答問語一、而終焉、學者按ニ諸圖一求ニ諸說一、自レ寸而尺、尺而丈、推レ一知レ萬、觸レ類長レ之、則小而井畝、大而封圻、縱橫之濶狹、積實之等差、不レ煩ニ算計一、而得ニ之於此一矣、書成、自叙レ於ニ其端一云、

元祿十三年春三月　　學生元質撰

田祿圖經目錄

上卷

明井地法

中卷

明祿地法

下卷之上

參王制

田祿圖經目錄終

田祿圖經上卷

陰山元質著

明井地法第一

周官步尺數不㆑一、或曰八尺、或曰六尺、或曰六尺四寸、今用㆓六尺㆒者、古今之所㆓率由㆒也、以㆓本國一間㆒當㆑之者、近㆑之也、其以㆓周一里㆒、當㆓本國五町㆒者、以㆓六十間㆒爲㆓一町㆒也、其以㆓一井㆒爲㆓三十町㆒者、以㆓三千步㆒爲㆓一町㆒也、凡本國以㆓三十步㆒爲㆑畝、十畝爲㆑段、十段爲㆑町、其里數以㆓六十間㆒爲㆑町、以㆓三十六町㆒爲㆑里云、

周家田制之圖

日本田里

	方面	畝數	井數	日本田積	日本里數
六尺爲レ歩				一歩	一間
歩百爲レ畝	横一間 縦百間	一畝		三畝十歩	
畝百爲レ夫	横百間 縦百間	百畝		三町三段三之一	一町四十間
三夫爲レ屋	横百間 縦三百間	三百畝		十町	
三屋爲レ井	横三百間 縦三百間	九百畝	一井	三十町	五町
十井爲レ通	横一里 縦十里	九千畝	十井	三百町	

十通爲ㇾ成	横十里 縦十里	九萬畝	百井	三千町	一里十四町
十成爲ㇾ終	横十里 縦百里	九十萬畝	千井	三萬町	
十終爲ㇾ同	横百里 縦百里	九百萬畝	萬井	三十萬町	十三里卅二町
十同爲ㇾ封	横百里 縦千里	九千萬畝	十萬井	三百萬町	
十封爲ㇾ圻	横千里 縦千里	九億畝	百萬井	三千萬町	百卅八里餘
九圻	横三千里 縦三千里	八十一億畝	九百萬井	二億七千萬町	四百十六里三之一〇

周家田制、六尺爲ㇾ歩、歩百爲ㇾ畝、畝百爲ㇾ夫、三夫爲ㇾ屋、三屋爲ㇾ井、十井爲ㇾ通、十通爲ㇾ成、十成爲ㇾ終、十終爲ㇾ同、十同爲ㇾ封、十封爲ㇾ圻、九圻而諸夏之地全矣、六尺歩以㆓本國一間㆒當ㇾ之、因以計ㇾ之、則周家一畝、横一間縦百間、一夫横百間縦百間、一屋横百間縦三百間、一井横三百

間縱三百間、所㆑謂方里而井者是也、一通横一里縱十里、一成横十里縱十里、一終横十里縱百里、一同横百里縱百里、一封横百里縱千里、一圻縱横千里、九圻方三千里、但一屋爲㆑方、則一百七十三間餘、一通方三里餘、一終方三十一里餘、一封方三百十六里、其田積自㆓一夫百畝㆒以上逐㆑行計㆓其積實㆒、則一屋三百畝、一井九百畝、一通九千畝、一成九萬畝、一終九十萬畝、一同九百萬畝、一封九千萬畝、一圻九億畝、九圻八十一億畝、而諸夏之田積盡矣、百畝之田、上農夫食㆓九人㆒、一井八十一人、一通八百一十人、一成八千一百人、一終八萬一千人、一同八十一萬人、一封八百一十萬人、一圻八千一百萬人、九圻而七億二千九百萬人、中農夫食㆓七人㆒、一井六十三人、積至㆓九圻㆒、則五億六千七百萬人、下農夫食㆓五人㆒、一井四十五人、積至㆓九圻㆒、則四億零五百萬人、凡周家一里當㆓本國五町㆒、方里爲㆑井、當㆓本國三十町㆒、其十里之長、當㆓本國一里三十六分里之一十四㆒

三代分田取民之圖

夏后氏五十畝一方之圖

五十畝之地横五十間、縦百間、以二縦横一方一而計レ之、則六尺爲二一間一、而縦四百二十四尺二寸六分、横四百二十四尺二寸六分、四百二十尺者、七十間也、此圖四十九畝者、七十間之積也、餘分之積又成二一畝一、而共五十畝

一畝	一畝	一畝	一畝	一畝	一畝	一畝
一畝	一畝	一畝	一畝	一畝	一畝	一畝
一畝	一畝	一畝	一畝	一畝	一畝	一畝
一畝	一畝	一畝	一畝	一畝	一畝	
一畝	一畝	一畝	一畝	一畝	一畝	一畝
一畝	一畝	一畝	一畝	一畝	一畝	一畝
一畝	一畝	一畝	一畝	一畝	一畝	一畝

每日縦横十間、方一間者百箇、一畝之積

縦横七十間四尺二寸六分餘

殷人七十畝而助之圖

一井六百三十畝之地、方二百五十一間、一區七十畝之地、方八十三間三分之二、其中公田也、外者私田也、其小目者、每目縱橫十間、容二方一間者一百箇一、乃是一畝、其一區中小目六十四箇、以當二六十四畝一者、八十間之積也、其餘步餘分、又積二成六畝一、共七十畝、其廬舍十四畝、五二分公田一而取二其一一也、此圖公田縱七十間、橫八十間之內、赤黑行凡四行、一行十四畝、四行五十六畝者、公田五分之四也、其餘赤目七畝、黑目一畝、加二餘步餘分積六畝一、共十四畝者、公田五分之一也、其所二實耕一、與二廬舍之地一、按レ圖而可レ求矣

周人百畝而徹之圖

一井九百畝之地、方三百間、一區百畝之地、方百間、其中者公田也、外者私田也、其小目者、毎目縱横十間、容二方一間者一百箇一、乃是一畝、其小目凡一百箇、以當二百畝一、其廬舍之地二十畝、五二分公田二而取二其一一也、其餘八十畝、通二私田八區一、則八家實耕二八百八十畝一也

百畝	百畝	百畝
百畝		百畝
百畝	百畝	百畝

三代分田取民之法、夏后氏五十而貢、殷人七十而助、周人百畝而徹、其實皆什一也、蓋商周井地、皆除廬舍而計之、凡廬舍之地、五分其公田、而各居其一、則其所實耕、商田六百十六畝、周田八百八十畝、今各以其公田五分之四而約之、則皆爲十又一分也、徹徹也、有通均二義、助藉也、有借助二義、校其得失、則助法爲上、貢法爲下、故治地莫善於助、莫不善於貢、貢校數歲之中以爲常、歲有豐凶之異、貢有一定之法、樂歲粒米狼戾而多取之、凶年糞其田而不足、然貢法一定而不可移、數歲之內不能損益進退之、樂歲少取者傷惠也、凶年取盈者傷廉也、皆非取民之制、益下之道也、若用助法、則歲之豐耗、入之多寡、與百姓共焉、周人有見于此、是故又制徹法、國中什一而使自賦、野九一而助、方里而井、々九百畝、其中爲公田、八家皆私百畝、而同養公田、公事畢、然後治私事、所以別野人也、**什一使自賦田不井授但爲溝洫使什而自賦其一也**、此其大略也、（已上原孟子）若詳推其法、則夏時一夫受田五十畝、而每夫計其五畝之入以爲貢、以本國田畝法而約之、則五十畝之田、當本國一町三分町之二、其五畝本國一段三分之二也、商人始爲井田之制、以六百三十畝之地、畫爲九區、區七十畝、其六百三十畝之地、爲方則二百五十一間、其七十畝之地、方各八十三間三分間之二、九區之中爲公田、其外八家各授一區、但借其力以助耕公田、而不稅私田、自上而言之、則以其借民力、故曰助借也、自下而言之、則以其助耕公田、故名助法、以本國田畝法而約之、則其六百三十畝之地、當本國二十

一町、其七十畝當本國二町二百七十分町之九十、周人一夫受田百畝、鄉遂用貢法、所謂國中什一而使自賦也、十夫有溝、以分界千畝之限、都鄙用助法、所謂野九一而助也、八家同井耕、則上中下農通力而作、收則十夫九區、計畝而分配、以其通力而作言之、則爲通徹之義、以其計畝而分言之、則爲均平之義、故謂之徹法、其實皆什一者、貢法、夏周皆以十分之一爲常數、但助法乃是九一、而商制不可考、周制五分公田百畝、而其一分二十畝爲廬舍、其四分八十畝、以分配八家、則一夫所耕、實計十畝、通私田各百畝、一夫實耕百十畝田則八家所耕、共八百八十畝爲十一分而取其一、名雖九一、而實輕於什一矣、竊料、商制亦當似此、蓋五分其公田七十畝、而其一分十四畝爲廬舍、其四分五十六畝、以分配八家、則一夫所耕實計七畝、通私田各七十畝、一夫實耕七十七畝八家所耕、實六百一十六畝、亦十又一分而取其一也、故曰、凡商周井田、皆除其廬舍而計之、其所實耕、商井田六百十六畝、以五十六畝而約之、周井田八百八十畝、以八十畝而約之、皆爲十又一分也、已上原朱子說

右明井地法

田祿圖經上卷終

田祿圖經中卷

明祿地法第二

五等爵祿列位之圖

爵

天子一位——祿 王畿千里

公一位、侯一位——大國百里

伯一位——中國七十里

子、男一位——小國五十里

四等封疆田數之制	井數	畝數	日本田積日本里數	
千里之圻	百萬井	九億畝	三千萬町	百卅八里卅二町
百里之國	萬井	九百萬畝	三十萬町	十三里卅二町
七十里國	四千九百井	四百四十一萬畝	十四萬七千町	九里廿六町
五十里國	二千五百井	二百廿五萬畝	七萬五千町	六里卅四町

今按、周室之制、爵五等、祿四等、天子之地方千里、是方百里者一百箇、方十里者一萬箇、方一里
者一百萬箇、所謂提封百萬者也、公侯之地、百分天子之制、而得其一者也、諸伯之國、二分公
侯之地、而得其一者也、子男之田、二分諸伯之地、而得其一者也、其在公侯之地、則四分而
得其一者也、蓋公侯伯子男、自上以下、降殺以半、是故公侯之國方百里、是方十里者一百箇、
方一里者一萬箇諸伯之國方七十里、是方十里者四十九箇、方一里者四千九百箇、子男之國方五十
里是方十里者二十五箇、方一里者二千五百箇、數有方實之異、以方數而計之、則七十里不半百
里、今以實數而計之、則三等之地自上以下、降殺以半、故公侯之田萬里、（大國一等）諸伯之田四千九百
里、（中國一等）子男之田二千五百里、（小國一等）其於天子之制、則公侯之田一百分之一、諸伯之田二百分之一、子
男之田四百分之一也、此方以三十六町為一里、唐以三百步為一里、實當我國五町、則唐千里
日本一百三十八里三十二町、唐百里日本十三里三十二町、唐七十里日本九里二十六町、唐五十里日
本六里三十四町、故王制九州方三千里、實當日本地方四百十六里二十四町也、其以實數而計
之、則一夫百畝之田、縱橫各百間、其積一萬步、日本田畝法三町三分之一、九夫一井方里之田、實
當日本三十町、以此而計之、則天子之田提封百萬井、而日本三千萬町、公侯之田萬井、日本三十
萬町、諸伯之田四千九百井、日本十四萬七千町、子男之田二千五百井、日本七萬五千町、其九州田
合九百萬井、而實當日本二億七千萬町也、方數一町六十間也、實數一町三千步也、但古用三千六

百步、以方六十間爲一町之故也

此圖有長短者、從簡冊之勢也

王畿千里之圖

每目當方百里、實計方百里者一百箇也、每目小目者、方百里內容方十里者一百箇也、一百箇大目、各容一百箇小目、則共計一萬箇、此一折之中、容方百里者一百箇、方十里者一萬箇也、一大目當左邊一同之田、左邊一同之田、以方五寸爲度、則此圖當擬縱橫五尺、

公侯國方百里之圖

每目當₂方十里之田₁、總計方十里者一百箇也、一目中小目者、方十里內容₂方一里者百箇₁也、一百箇大目各容₂一百箇小目₁、則共計一萬箇、此一同中、方里者一萬箇也、

諸伯國方七十里之圖

每目當ニ方十里之田ニ、總計方十里之田四十九、

今按、諸伯國縱横各二萬一千二百十三間餘、其積四萬萬五千萬歩、七十里者二萬一千間也、不ㇾ計ニ餘分ヲ者、爲ㇾ其不ㇾ滿ニ里數ニ也、四億五千萬歩者、四百五十萬畝、而五千井之畝積也、是方十里者五十箇、此圖四十九箇者、七十里之積也、其五十箇者、積ニ餘分ヲ又作ニ一成之田ヲ也、

子男之國方正十里之圖

每目當ニ方十里之田一、總計方十里者二十五箇也、

内方七十里之國、外方者百里國也、外方之三角合ニ四箇一、又作ニ七十里之田一、是諸伯之分ニ侯國一而得ニ其半一也、

外方之三角合四箇、又作二七十里田一之圖

內方者五十里之國、外方者七十里之國也、外方之三角合二四箇一、又作二五十里田一、此男子之分二伯國一、而得二其半一也

外方之三角合二四箇一、
又作二五十里田一之圖

子男之國方五十里、四二分公侯百里一而得二其一一、按レ圖
而可レ見矣

一圻方千里建二百一十國之圖

百里國三十箇、七十里國六十箇、五十里國百二十箇、間田十同、餘分之積六十成、按レ圖而可レ見矣

此圖屬二於下卷一而在レ此者從二其類一也

天子懸内九十三國之圖

百里國九箇、七十里國二十一箇、五十里國六十三箇、實ニ方六十里内ニ者、按レ圖而可レ見矣、

此圖屬ニ下卷一而在レ此者、從ニ其類一也

國中六等列位之圖

天子　王朝　王朝　王朝　王朝　王朝

公　大國　大國　大國　大國　大國

君侯。卿　大夫　上士　中士　下士　凡六等

伯　中國　中國　中國　中國　中國

子男　小國　小國　小國　小國　小國

五等爵孟子王制之異

天子 一位 公 一位 侯 一位 伯 一位 子男 一位 孟子

公 侯 伯 子 男 王制

王朝制祿孟子王制之異

天子之卿 視侯 大夫 視伯 元士 視子男

天子三公 卿 大夫 元士 視附庸

大國制祿之法

下士 制祿始于一夫 百畝 九人

中士 倍 二百畝 十八人

上士	倍	四百畝	三十六人
大夫	倍	八百畝	七十二人
卿	四倍	三千二百畝	二百八十八人
君	十倍	三萬二千畝	二千八百八十人

中國制祿之法

下士 中士 上士 大夫	同上	同上	同上
卿	三倍	二千四百畝	二百十六人
君	十倍	二萬四千畝	二千百六十人

小國制祿之法

下士	百畝	九人

中士倍　二百畝　十八人

上士倍　四百畝　三十六人

大夫倍　八百畝　七十二人

卿倍　千六百畝　百四十四人

君十倍　萬六千畝　千四百四十人

右諸國井說本、欲レ明二孟子言一也、因原二其言一如レ左

天子一位、公一位、侯一位、伯一位、子男同一位、凡五等也、君一位、卿一位、大夫一位、上士一位、中士一位、下士一位、凡六等

此班レ爵之制也、有レ圖見二于上一、朱子曰、五等通二於天下一、六等施二於其國一、

天子制地方千里、公侯皆方百里、伯七十里、子男五十里、不レ能二五十里一不レ達二於天子一附二于諸侯一曰二附庸一

此以下班レ祿之制也、圖說詳矣、並見二于上一

天子之卿受レ地視レ侯、大夫受レ地視レ伯、元士視二子男一

有レ圖見二于上一元士上士也、今按、天子中士受二地方三十五里餘、下士方二十五里、以二諸侯國例一而推レ之當レ如レ此

大國地方百里、君十二卿祿一、卿祿四二大夫祿一、大夫倍二上士一、上士倍二中士一、中士倍二下士一、下士與二庶人在レ官者一同レ祿、祿足三以代二其耕一也

徐氏曰、大國君田三萬二千畝、其入可レ食二二千八百八十人一、卿田三千二百畝、其入可レ食二二百八十八人一、大夫田八百畝、可レ食二七十有二人一、上士田四百畝、可レ食二三十六人一中士田二百畝、可レ食二十八人一、下士與二庶人在レ官者一田百畝、可レ食三九人至二五人一、庶人在レ官者、府史胥徒也、

今按、此制レ祿之法始下於一夫百畝食二九人一之數上也、以レ此爲レ度、國中六等、下士中士上士大夫、自レ下而上、逐次倍レ之、至レ卿四二倍大夫祿一、至レ君十二倍卿祿一、則其田數稱數、皆與二徐氏說一合、但以二周百畝一當二本國三町三之一一、則是君祿一千六十六町三分町之二、卿祿百六町三分之二、大夫二十六町三之二、上士十三町三之一、中士六町三之二、下士三町三之一

次國地方七十里、君十二卿祿一、卿祿三二大夫一、大夫倍二上士一、上士倍二中士一、中士倍二下士一、下士與二庶人在レ官者一同レ祿、祿足三以代二其耕一也

徐氏曰、次國君田二萬四千畝、可レ食二二千一百六十人一、卿田二千四百畝、可レ食二二百十六人一

今按、此制レ祿之法大夫以下皆與二大國一同也、但至レ卿三二倍大夫祿一、十二倍卿祿一、則其田數稱數實與二徐氏說一合（君祿八百町 卿祿八十町）

小國地方五十里、君十二卿祿一、卿祿二二大夫一、大夫倍二上士一、上士倍二中士一、中士倍二下士一、下士與二庶人

在レ官者ニ同レ祿、祿足ニ以代ニ其耕一也

徐氏曰、小國君田一萬六千畝、可レ食ニ千四百四十人一、卿田一千六百畝、可レ食ニ百四十四人一

今按、此制レ祿之法、國中六等自レ下而上、逐レ次倍ニ百畝田祿一、而實與ニ徐氏說一合（君祿五百三十三町餘、卿祿五十三町三之一）

耕者所レ獲一夫百畝、百畝之糞、上農夫食ニ九人一、上次食ニ八人一、中食ニ七人一、中次食ニ六人一、下食ニ五人一、庶人在レ官者、其祿以レ是爲レ差

今按、農一也、有ニ此五等一者、以ニ力之勤惰一也、與ニ朱子所レ謂通レ力而作者一不レ同、彼以ニ同井一而言、此以ニ百畝之分一而言

右明ニ祿地法一

田祿圖經中卷終

田祿圖經下卷參王制第三

王制考

王者之制二祿爵一、公侯伯子男、凡五等

孟子言、天子一位、子男同一位、凡五等、孟子五等者、與二天子一共計レ之、合二子男一爲二一等一也、王制五等者、除二天子一而計レ之、分二子男一爲二二等一也、有レ圖見二中篇一

諸侯之上大夫卿、下大夫、上士、中士、下士、凡五等

孟子言、君一位、凡六等、有レ圖見二中篇一、上大夫卿也、不二直言レ卿者、唯卿爲二大夫一

天子之田方千里公侯田方百里、伯七十里、子男五十里、不レ能二五十里一者、不レ合二天子一、附二於諸侯一曰二附庸一

中篇圖說詳矣、此與二孟子一同

天子之三公之田視二公侯一、天子之卿視レ伯、天子之大夫視二子男一、元士視二附庸一

此與二孟子一不レ同、中篇有レ圖

制二農田一百畝、百畝之分、上農夫食二九人一、其次食二八人一、其次食二七人一、其次食二六人一、下農夫食二五人一、

庶人在官者、其祿以是爲差也

此與孟子同、食七人者、孟子謂之中農夫

諸侯之下士視上農夫、祿足以代其耕也、中士倍上士、上士倍中士、下大夫倍上士、卿四大夫祿、君十卿祿

此亦與孟子無異者也、但孟子自上而下、王制自下而上、自上而下者、殺之也、自下而上者、倍之也、中篇圖說詳矣、陳氏曰、此言大國也

次國之卿三大夫祿、君十卿祿、小國之卿倍大夫祿、君十卿祿

不言大夫以下者、三等皆通也、卿以上三等之國其差不同、中篇詳矣三等大國次國及小國也

凡四海之内九州、州方千里、州建百里之國三十、七十里之國六十五、十里之國百有二十、凡二百一十國

名山大澤不以封、其餘以爲附庸閒田

今按、此一州一百萬井中、三分八十九萬四千井封公侯大國伯次國子男小國三等國、凡二百一十箇、以其餘十萬六千井爲閒田也、百里國三十者三十萬井也、是一分也　七十里國六十者二十九萬四千井也、是一分也　五十里國百二十者三十萬井也、是一分也　共八十九萬四千井、其餘十萬六千井、爲方三百二十五里餘、其中實以百里國、則十箇而餘猶六千井、實以七十里國、則二十一箇而餘猶三千一百井、實以五十里國、則四十一箇而餘猶一千井、所謂閒田是也、凡伯國公侯之半、故倍侯國之

數、子男國伯國半、故倍伯國之數、而其田積皆以三十萬井爲一也

天子縣內方百里之國九、七十里之國二十有一、五十里之國六十有三、凡九十三國、名山大澤不以朌、其餘以祿士以爲間田

今按、百里之國九者萬井也、七十里國二十一者十萬二千九百井也、五十里之國六十三者十五萬七千五百井也、凡九十三國、共計三十五萬四百井、爲方五百九十二里

凡九州千七百七十三國、天子之元士、諸侯附庸不與、

今按、每州二百一十國、八州千六百八十國、加天子縣內九十三國、共千七百七十三國

方一里者爲用九百畝、方十里者爲方一里者百、爲田九萬畝、方百里者爲方十里百、爲田九十億畝、方千里者爲方百里者百、爲田九千億畝、凡四海之內、斷長補短、方三千里、爲田八十萬億一萬億畝

經文、九十億畝、九千億畝、及此下九十億畝、六十億畝、皆用少乘數、以前後例而推之、八十萬億一萬億畝、當作八萬一千億畝、若以大乘數而計之、則九十億畝九百萬畝、九千億畝九億畝、八萬一千億畝八十一億畝、凡小乘數以十萬爲億、大乘數以萬萬爲億

今按、方一里者一井也、方十里者方一成也、方百里者一同也、方千里者一圻也、其斷長補短、方三千里者九圻也、凡其井數及畝數、上篇周家田制圖說盡矣

方百里者爲田九十億畝、山陵林麓川澤溝瀆城郭塗巷、三分去一、其餘六十億畝

九十億畝九百萬畝、六十億畝六百萬畝、三分去レ一之數三百萬畝也、六百萬畝三之二也

古者以二周尺八尺一爲レ步、今以二周尺六尺四寸一爲レ步、古者百畝、當二今東田百四十六畝三十步一

陳皓解不レ明矣

今按、當レ云二古者百畝、當二今百五十六畝二十五步一也、古步八尺者六十四尺、今步六尺四寸者四十尺九十六寸、是古一步今一步四千九十六分步之二千三百四、古十步今十五步四千九十六分步之二千五百六十、古一畝今一畝五十六步四千九十六分步之一千二十四、古十畝今十五畝六十二步四千九十六分步之二千四十八、古百畝今百五十六畝二十五步

古者百里當二今百二十一里六十步四尺二寸二分一

今按、當レ作二百二十五里一、古一間今一間六十四分之十六、古十間今十二間六十四分之三十二、古百間今百二十五間、然則古三百間、今三百七十五間、以二今里法三百間一而約レ之、則古一里今一里七十五間、古十里今十二里一百五十間、古百里今百二十五里

方千里者爲二方百里者百一、封二方百里者三十國一

今按、方千里者一百萬井也、此中封二方百里者三十國一、其田數三十萬井、一百萬井者一百同也

其餘方百里者七十、又封二方七十里者六十一、爲二方百里者二十九一方十里者四十

右一百萬井中、除二三十萬井一、餘七十萬井、此七十同之地、此中又封二方七十里者六十一、其井數二十九

萬四千井、此二十九同四十成之田、方百里者二十九箇、方十里者四十箇

其餘方百里者四十、方十里者六十、又封㆓方五十里者百二十㆒、爲㆓方百里者三十㆒

右七十萬井中、除㆓二十九萬四千井㆒、餘四十萬六千井、此四十同六十成之田、方百里者四十箇、方十里者六十箇、此中又封㆓方五十里百二十㆒、其井數三十萬井、此三十同之田、方百里者三十箇

其餘方百里者十、方十里者六十、名山大澤不㆓以封㆒、其餘以爲㆓附庸間田㆒、諸侯之有㆑功者、取㆓於間田㆒以祿㆑之、其有㆑削㆑地者、歸㆓之間田㆒

右四十萬六千井中、除㆓三十萬井㆒、餘十萬六千井、此十同六十成之地、方百里者十箇、方十里者六十箇

天子之縣內方千里者、爲㆓方百里者百㆒、封㆓方百里者九㆒

方百里者九箇、其田九萬井

其餘方百里者九十一、又封㆓方七十里者二十一㆒、爲㆓方百里者十、方十里者二十九㆒

右千里之地、一百萬井中、除㆓九萬井㆒、餘九十一萬井、此九十一同之田、方百里者九十一箇、此中又封㆓方七十里者二十一㆒、其田數十萬二千九百井、此十同二十九成之田、方百里者十箇、方十里者二十九箇

其餘方百里者八十、方十里者七十一、又封㆓方五十里者六十三㆒、爲㆓方百里者十五、方十里者七十五㆒

右九十一萬井中、除㆓十萬二千九百井㆒、餘八十萬七千一百井、此八十同七十一成之田、方百里者八十

箇、方十里者七十一箇、此中又封二方五十里者六十三一、其井數十五萬七千五百井、十五同七十五成之

田、此方百里者十五箇、方十里者七十五箇

其餘方百里者六十四、方十里者九十六

右八十萬七千一百井中、除二十五萬七千五百井一、餘六十四萬九千六百井、此六十四同九十六成之田、

方百里者六十四箇、方十里者九十六箇

諸侯之下士祿食二九人一、中士食二十八人一、上士食二三十六人一、卿食二二百八十八人一、君食二二千八百八十人一

此言二大國一也、中篇圖說詳矣

次國之卿食二二百一十六人一、君食二二千一百六十人一

中篇圖說詳矣

小國之卿食二百四十四人一、君食二千四百四十人一

中篇圖說詳矣

孟子集註、徐氏解本二于此一

右參王制

田祿圖經下之上卷終

田祿圖經下之中卷

通本國法第四

先王邦國田畝制

昔在吾先王、制二區域一爲二五畿七道一、分二六十六國一以隷焉、加二邊要二嶋一、共六十八國、延袤五千餘里、國各一府、立二四品一差二其國一、置二四職一主二其政一、東奥立二鎮守府一、西道立二太宰府一、五畿、山城・大和・河內・和泉・攝津國也、七道東海・東山・北陸・山陰・山陽・南海・西海道也、二嶋壹岐嶋・對馬嶋也、四品大・上・中・下也、四職守・介・掾・目也、大・上・中國四職備焉、下國介闕焉、鎮守府置二將軍・副將・監曹一、太宰府置二帥・貳・監典一、五畿之國、其品山城上、大和大、河內上、和泉下、攝津上、其管郡山城八、大和十五、河內十四、和泉三、攝津十三、其田數山城國八千九百六十二町、此方十町者、八十九、方五町者二、方一町者十三、以二井地法一而通レ之、則三百五十八井、大和國萬七千九百六町、此方百町者一、方十町者七十九、方一町者六、以二井地法一而通レ之、則七百十六井、河內國萬一千三百三十八町、此

方百町者一、方十町者十三、方五町者一、方一町者十三、以二井地法一而通レ之、則四百五十三井、和泉國四千五百七十町、此方十町者四十五、方五町者二、方一町者二十、以二井地法一而通レ之、則一百八十二井、攝津國萬二千五百二十五町、此方百町者一、方十町者二十五、方五町者一、以二井地法一而通レ之、則五百有一井、畿内五國、田凡五萬五千三百一町、此方百町者五、方十町者五十三、方一町者一、以二井地法一而通レ之、則二千二百十二井、東海道之國十五、伊賀・伊勢・志摩・尾張・參河・遠江・駿河・伊豆・甲斐・相摸・武藏・安房・上總・下總・常陸國也、東海之國、其品伊賀下、伊勢大、志摩下、尾張・參河・遠江・駿河上、伊豆下、甲斐・相摸上、武藏大、安房中、上總・下總・常陸皆大、其管郡伊賀四、伊勢十三、志摩二、尾張八、參河八、遠江十三、駿河七、伊豆三、甲斐四、相摸八、武藏二十一、安房四、上總・下總・常陸皆十一、其田數伊賀國四千五十一町、此方十町者四十、方五町者二、方一町者一、其井數百六十二井、伊勢國萬八千百三十一町、此方百町者一、方十町者八十一、方五町者一、方一町者六、其井數七百二十五井、志摩國百二十四町、此方十町者一、方一町者二十四、其井數四井・八夫二十五分夫之十六、尾張國・參河國各六千八百二十一町、此方十町者六十八、方一町者二十一、其井數二百七十二井、遠江國萬三千六百十一町、此方百町者一、方十町者三十六、方一町者十一、其井數五百四十四井、駿河國九千六十三町、此方十町者九十、方五町者二、方一町者十三、其井數三百六十二井、伊豆國二千百十町、此方十町者二十一、方一町者十、其井數八十四井、甲斐國萬二千二百五

十町、此方百町者一、方十町者二十二、方五町者二、其井數四百九十井、相摸國萬一千二百三十六町、此方百町者一、方十町者十二、方五町者一、方一町者十一、其井數四百四十九井、武藏國三萬五千五百七十五町、此方百町者三、方十町者五十五、方五町者三、其井數千四百二十三井、安房國四千三百三十六町、此方十町者四十三、方五町者一、方一町者十一、其井數百七十三井、上總國二萬二千八百四十七町、此方百町者二、方十町者二十八、方五町者一、方一町者二十二、其井數九百十三井、下總國二萬六千四百三十三町、此方百町者二、方十町者六十四、方五町者一、方一町者八、其井數一千五十七井、常陸國四萬九十三町、此方百町者四、方五町者三、方一町者十八、其井數一千六百三十七井、東海十五國、田凡二十一萬三千五百五町、此方百町者二十一、方十町者三十五、方一町者五、其井數八千五百四十井、**東山道**之國八、近江・美濃・飛驒・信濃・上野・下野・陸奥・出羽國也、其品近江大、美濃上、飛驒下、信濃上、上野大、下野上、陸奥大、出羽上、其管郡近江十二、美濃十八、飛驒三、信濃十、上野十四、下野九、陸奥三十六、出羽十一、其田數近江國三萬三千四百三町、此方百町者三、方十町者三十四、方一町者三、其井數千三百三十六井、美濃國萬四千八百二十三町、此方百町者一、方十町者四十八、方一町者二十三、其井數五百九十二井、飛驒國六千六百十六町、此方十町者六十六、方一町者十六、其井數二百六十四井、信濃國三萬九百九町、此方百町者三、方十町者九、方一町者九、其井數千二百三十六井、上野國三萬九百三十七町、此方百町者三、方十町者九、方五町者一、方一町者十二、

其井數千二百三十七井、下野國三萬百五十六町、此方百町者三、方十町者一、方五町者二、方一町者六、其井數千二百六井、陸奥國五萬一千四百四十町、此方百町者五、方十町者十四、方五町者一、方一町者十五、其井數二千五十七井、出羽國一萬六千百九町、此方百町者一、方十町者六十一、方一町者九、其井數六百四十四井、東山八國、田凡二十一萬四千三百九十三町、此方百町者二十一、方十町者四十三、方五町者三、方一町者十八、其井數八千五百七十五井、**北陸道**之國七、若狹・越前・加賀・能登・越中・越後・佐渡國也、其田若狹中、越前大、加賀上、能登中、越中・越後上、佐渡中、其管郡若狹三、越前六、能登四、越中四、越後七、佐渡三、其田數若狹國三千七十七町、此方十町者三十、方五町者三、方一町者二、其井數百二十三井、越前國萬二千六十六町、此方百町者一、方十町者二十、方五町者二、方一町者十六、其井數四百八十二井、加賀國萬三千七百六十七町、此方百町者一、方十町者三十七、方五町者二、方一町者十七、其井數五百五十井、能登國八千二百六町、此方十町者八十二、方一町者六、其井數三百二十八井、越中國萬七千九百十町、此方百町者一、方十町者七十九、方一町者十、其井數七百十六井、越後國萬四千九百九十八町、此方百町者一、方十町者四十九、方五町者三、方一町者二十三、其井數六百井、佐渡國三千九百六十町、此方十町者三十九、方五町者二、方一町者十、其井數百五十八井、北陸道七國、田凡七萬三千九百八十四町、此方百町者七、方十町者三十九、方五町者三、方一町者九、其井數二千九百五十九井、**山陰道**之國八丹波・丹後・但馬・因

幡・伯耆・出雲・石見・隱岐國也、其品丹波上、丹後中、但馬・因幡・伯耆・出雲皆上、石見中、隱岐下、其管郡丹波六、丹後五、但馬八、因幡七、伯耆六、出雲十、石見六、其田數丹波國萬六百六十六町、此方百町者一、方十町者六、方五町者二、方一町者十六、其井數四百二十六井、丹後國四千七百五十六町、此方十町者四十七、方五町者二、方一町者六、其井數一百九十井、但馬國七千五百五十六町、此方十町者七十五、方五町者二、方一町者六、其井數三百二井、因幡國七千九百十五町、此方十町者七十九、（一脫）方十町、者十五、其井數三百十六井、伯耆國八千一百六十二町、此方十町者八十一、方五町者二、方一町者十二、其井數三百二十六井、出雲國九千四百三十六町、此方十町者九十四、方五町者一、方一町者十一、其井數三百七十七井、石見國四千八百八十五町、此方十町者四十八、方五町者三、方一町者十、其井數一百九十五井、隱岐國五百八十五町、此方十町者五、方五町者三、方一町者十、其井數二十三井、三夫廿五分夫之十五、山陰八國田凡五萬三千九百七十一町、此方百町者五、方十町者三十九、方五町者二、方一町者二十一、其井數二千百五十八井、山陽道之國八、幡磨・美作・備前・備中・備後・安藝・周防・長門國也、其品播磨大・美作・備前・備中・備後・安藝・周防皆上、長門中、其管郡播磨十二、美作七、備前八、備中九、備後十四、安藝八、周防六、長門五、其田數播磨國二萬千四百十四町、此方百町者二、方十町者十四、方一町者十四、其井數八百五十六井、美作國萬一千二十一町、此方百町者一方十町者十、方一町者二十一、其井數四百四十井、備前國萬三千百八十六町、此方百町

者一、方十町數者三十一、方五町者三、方一町者十一、其井數五百二十七井、備中國萬二百二十八町、此方百町者一、方十町者二、方五町者一、方百一町者三、其井數四百九井、備後國九千三百一町、此方十町者九十三、方一町者一、其井數三百七十二井、安藝國七千三百五十八町、此方十町者七十三、方五町者二、方一町者八、其井數二百九十四井、周防國七千八百三十四町、此方十町者七十八、方五町者一、方一町者九、其井數三百十三井、長門國四千六百三町、此方十町者四十六、方一町者三、其井數百八十四井、山陽八國、田凡八萬四千九百四十六町、此方百町者八、方十町者四十九、方五町者一、方一町者二十一、其井數三千三百九十七井、南海道之國六、紀伊・淡路・阿波・讃岐・伊豫・土佐國也、其品紀伊上、淡路下、阿波・讃岐・伊豫皆上、土佐中、其管郡紀伊七、淡路二、阿波九、讃岐十一、伊豫十四、土佐七、其田數紀伊國七千百九十九町、此方十町者七十一、方五町者三、方一町者二十四、其井數二百八十七井、淡路國二千六百五十一町、此方十町者二十六、方五町者二、方一町者一、其井數百六井、阿波國三千四百十五町、此方十町者三十四、方一町者十五、其井數一百三十六井、讃岐國萬八千六百四十八町、此方百町者一、方十町者八十六、方五町者一、方一町者二十三、其井數七百四十五井、伊豫國萬三千五百一町、此方百町者一、方十町者三十五、方一町者一、其井數五百四十井、土佐國六千四百五十一町、此方十町者六十四、方五町者二、方一町者一、其井數二百五十八井、南海道六國、田凡五萬一千八百六十四町、此方百町者五、方十町者十八、方五町者二、方一町者十四、其井數

二千七十四井、西海道之國十一、筑前・筑後・肥前・肥後・豐前・豐後・日向・大隅・薩摩、是爲㆓九國㆒、加㆓壹岐・對馬二島㆒、其十有一國、其品筑前・筑後・肥前上、肥後大、豐前・豐後上、日向・大隅・薩摩中、壹岐・對馬皆下、其管郡筑前十五、筑後十、肥前十一、肥後十四、豐前八、豐後八、日向五、大隅八、薩摩十三、壹岐二、對馬二、其田數筑前國萬八千五百餘町、此方百町者一、方十町者八十五、其井數七百四十井、筑後國萬二千八百餘町、此方百町者一、方十町者二十八、其井數五百十有二井、肥前國萬三千九百餘町、此方百町者一、方十町者三十九、其井數五百五十六井、肥後國二萬三千五百餘町、此方百町者二、方十町者三十五、其井數九百四十井、豐前國萬三千二百餘町、此方百町者一、方十町者三十二、其井數五百二十八井、豐後國七千五百餘町、此方十町者七十五、其井數三百井、日向國四千八百餘町、此方十町者四十八、其井數百九十二井、大隅國四千八百餘町、薩摩國四千八百餘町、其井數皆與㆓日向國㆒同、三國合萬四千四百餘町、爲㆑方一百二十餘町、其井數合五百七十六井、壹岐嶋六百二十町、此方十町者六、方一町者二十、其井數二十四井、對馬嶋四百二十八町、此方十町者四、方五町者一、方一町者三、其井數十七井、西海十一國、田數凡十萬五千餘町、此方百町者十、方十町者五十、其井數四千二百井、五畿七道田數、凡八十五萬三千餘町、此方百町者八十五、方十町者三十有餘、其井數三萬四千一百二十井、

（細註六十字闕當㆓口授㆒）是吾先王區域田畝之總數也、古者以㆓六町㆒爲㆑里、今以㆓三十六町㆒爲㆑里、古百里當㆓今

十六里六分之四、自京東至陸奥、行程三千五百八十七里、西至長門西濱、行程一千九百七十八里、東西相距五千五百六十五里、以町數而計之、則三萬三千三百九十町、方一町者當周人之三十六畝、方五町者爲方一町者二十五、（周人之九百畝）方十町者爲方一町者百、（周人之三千六百畝）方百町者爲方十町者百、（周人之三十六萬畝）方千町者爲方百町者百、（周人之三千六百萬畝）凡本國法三十六步爲畝、方六間、十畝爲段、横六間縱六十間、十段爲町、方六十間、其實三千六百步、當周官井田二十五分之一、五五二十五、故方五町而當周人之一井、二五十。二二四、故方十町而當周人四井之田、方一町者一百箇、方百町而當四成之田、四成之田四百井、方一町者一萬箇、方十町者一百箇、方千町而當四同之國、四同之國四萬井、方一町者一百萬箇、方十町者一萬箇、方百町者一百箇、（今田法一百有二十萬町）十之則一而萬町、而爲四封之國、又十之方萬町、而爲四折之國、四折之國四百萬井、爲方二千里、古一千六百六十六里六分里之四、今二百七十七里三十六分里之二十八、此方一町者萬萬箇、方十町者一百萬箇、方百町者一萬箇、方千町者一百箇、此四折之實數也、古人曰、封疆二千里、以四折之國而自當之也、城池六十餘座、今之一國一城是也

右通本田法

田祿圖經下之中卷終

田祿圖經下之下卷(答問第五)

問答 凡一十六條

問云、朱子解二徹法一曰、耕則通レ力而作、收則計レ畝而分、孟子曰、百畝之田上農夫食二九人一、中食二七人一、下食二五人一、其所レ收之均、則所レ食之如レ此不レ同者何

答云、吾嘗論レ之、彼以二同井一而言、通辭也、此以二百畝之分一而言、散辭也、蓋自二其力之不レ齊而言レ之、則有二上中下之分一自二其力之相通一而言レ之、則出入相友、勤惰相勵、疾病相扶持、而無二上中下之分一、是通徹均平之義、徹法之所三以爲二徹法一也、孟子朱子言、各有レ所レ當也

問云、公田百畝中、以二二十畝一爲二廬舍之地一者何乎

答云、是出二于五畝之宅一也、先王分二五畝之地一爲二民居一、二畝半在レ邑、二畝半在レ田、在レ田者合二八家一、共得二十畝、所レ謂廬舍二十畝者、其說出二于此一也

問云、張横渠所レ謂買二田一方者一何乎、泛言二一區之義一乎、抑亦以二定數一而言乎

答云、以二定數一而言レ之也、宋人以二方一千步一、定爲二一方一者始二於神宗熙寧五年一、事見二文獻通考田賦考一、以二本國法一而計レ之、則其方而各十六町四十間、其田數古法二百七十七町七段二百八十步、今法三百三十三町三段三畝十步、蓋周十一井之田也

問云、昔社地七百里、楚昭王以封孔子、何如此之大

答云、此以鄰里・或井里數而言之、不以方數而言、若以方數而言之、則此以龜蒙曲阜之藩圍邊封東西南北之人、時勢寧有此耶、若以鄰里法而言之、則五家爲鄰、五鄰爲里、里十五家、故七百里而當一萬七千五百戸之封、或以井里數而言之、則七百里古七成之田、爲方二十六里有餘、其祿準天子之下士、楚大國也、以此而封孔子、而何足惟矣

問云、孟子曰、萬乘之國弑其君者、必千乘之家、千乘之國弑其君者、必百乘之家、朱子曰、萬乘之國方千里、出兵車萬乘者也、千乘之國方百里、出兵車千乘者也、下之於上、十分而取其一、以乘數而言之、則千乘之於萬乘固然、十之一也、以井數而言之、則百里之國於千里之國、一百分而取其一也、井數乘數之不當何乎

答曰、朱子過矣、若百里出千乘、則千里實出十萬乘矣、千里實出萬乘、則百里實出百乘矣、孟子言泛言之也、朱子詳言、而反不當矣、萬乘一圻也、千乘一封也、百乘一同也、（詳見前漢書刑法志）此實十之一也、朱子過矣、聖人之一失乎

問云、蔡氏四書蒙引云、（梁惠王上篇出）百里國一萬里、七十里國七千里、五十里國五千里、何不盡合田制圖乎（蒙引以爲、方百里國、方十里者百、方七十里國、方十里者七十、方五十里國、方十里者五十）

答曰、蔡氏過矣、未通開方法、其說與所自作之圖相戾而不覺、又輕議孟子爲誤、彼已不

レ知二算之縱横一、何足レ掩二大聖賢一

問云、周人以レ田賦レ兵之法、其詳可二得聞一乎

答曰、殷周以レ兵定二天下一、立二司馬之官一、設二六軍之制一、因二井田一而制二軍賦一、地方一里爲レ井、井十爲レ通、通十爲レ成、成方十里、成十爲レ終、終十爲レ同、同方百里、同十爲レ封、封十爲レ畿、畿方千里、有レ税有レ賦、税以足レ食、賦以足レ兵、故四井爲レ邑、四邑爲レ丘、丘十六井也、有二戎馬一匹・牛三頭一、四丘爲レ甸、甸六十四井也、有二戎馬四匹・兵車一乘・牛十二頭・甲士三人・卒七十二人一、干戈備具、是謂二乘馬法一、天子畿方千里、提封百萬井、定出賦六十四萬井、戎馬四萬匹、兵車萬乘、故稱二萬乘之主一、戎馬・車徒・干戈素具、五國爲レ屬、屬有レ長、十國爲レ連、連有レ帥、三十國爲レ卒、卒有レ正、二百一十國爲レ州、州有レ牧、是先王爲レ國立レ武足レ兵之大略也

問云、一甸六十四井也、是不レ及二一成一者三十六井、方百里國者一百成、積二有餘不及之差一、凡得二三千六百井一、以二乘馬法一而計レ之、則其地兵賦所レ出、五十六乘四分乘之一也、通二計之一則一同之國、兵車所レ出、實一百五十六乘四分乘之一、一封之國之所レ出、實千五百六十二乘四分乘之二、一畿之國之所レ出、實萬五千六百二十五乘、其以二萬乘・千乘・百乘一爲レ名者、擧二大數一乎否

答曰、否存二有餘一也、或云、三分去レ一也、其存二有餘一者、將二以補二不足一也、三分去レ一者、山陵・林麓・川澤・宮室・城郭・塗巷、凡所レ不二井畫耕鋤一之地、皆是也、其餘六十四萬井、在二一封之國一爲二六萬

四千井、在一同之國爲六千四百井、此所謂定出賦者也

問云、子所謂天子・中士受地三十五里、下士受地二十五里何乎

答曰、天子元士視子男、受地方五十里、其田二千五百井、中士受地方三十五里、其田千二百五十井、下士受地方二十五里、其田六百二十五井、此以降殺以半法而推之也

問云、文獻通考曰、一封十萬井、方三百六十六里、今圖經以三百一十六里爲方面何乎

答云、此當求諸開方定法、萬百相當也、千十相望也、相當竪也、相望横也、凡竪者可以一而約之、凡横者可以三一六而約之、所謂定法者也、一封十萬井、相望之位也、三百十六里、以定法三一六而約之也

問云、職方曰、凡邦國千里、封公以方五百里則四公、方四百里則六侯、方三百里則十一伯、方二百里則二十五子、方百里則百男、以周知天下者何

答曰、此與孟子王制大不同、但其數自乘五百里得二十五萬井、四百里十六萬井、三百里九萬井、二百里四萬井、百里萬井、凡其定法公國二十五萬井、侯國十六萬井、伯國九萬井、子國四萬井、男國萬井、自乘一千里得一百萬井爲實、實各以其定法而約之、則與職方所計之數合

問云、子所謂方數一町六十間也、實數一町三千歩也、但古用三千六百歩、以方六十間爲一町之故也者何

答曰、有道里之町、有田畝之町、古者道里田畝、皆以方六十間爲一町、其實各三千六百步、今計田畝、以三千步爲一町、爲方五十四間餘、古一町當今一町二段、此編計道里用古法、計田畝用今法、此故周官一井方五町、其積二十五町、而以三十町爲田積也

問云、子已計周人井地、以本國田畝法、以本國田畝數移之於井地可乎

答云、通本國法一篇盡矣、但試以兵賦法而通之、則其法方百町爲四成、出兵車四乘、每乘戎馬四匹・牛十二頭・甲士三人・步卒七十二人・四成馬十六匹・牛四十八頭・甲士十二人・卒二百八十八人、十之則橫百町縱千町爲四終、又十之縱橫千町爲四同、兵車・士卒・馬牛數可以推矣（兵車四百乘、戎馬千六百匹、牛四千八百頭、甲士千二百人、卒二萬八千八百人）

問云、今之世去周久遠、漢唐以後之地、比之於古則如差大、其田數之積亦將相倍蓰乎

答云、漢唐以後之地、比之于古大不及矣、蓋禮經王制之所記、皆本以法而計之、不以見田數而計之、漢・唐・宋・元・之所記不能考、明人所記見田數、凡八百四十九萬六千餘頃、其糧數二千八百餘萬石、古井地九夫之田、當漢唐以後田三頃四分頃之三、則明人所記見田數、古法二百二十六萬五千六百餘井、（本國法古五千六百六十四萬町、今法六千七百九十六萬八千町）爲方千五百五里、（本國七千五百二十六町）比之于古、則四分而減其三也、其戶口數歷三代・漢・唐・宋・元・明之隆、而無出六千餘萬人者、亦與九折井地所食之大數異矣、如本國則不同、今也御領諸國糧數、計二千二百餘萬石、與明志所記載足以相抗衡、其戎馬之數以

萬石一賦ニ二十騎一、而不レ止ニ于四萬匹一、蓋田地日闢、封疆日大、主威日重、夷人服從、將下與ニ中國一相抗衡上、此戎夏之所ニ以無一レ敵ニ我也

問云、已言ニ六十六國一、亦言ニ六十六州一、州國之相ニ通稱一者何乎

答云、以ニ侯伯之所レ封而言レ之、則謂ニ之國一、以守令之所レ守而言レ之、則謂ニ之州一、故古者王家以ニ牧守一爲レ治、而稱レ國者非レ正也、今之國主城主、古之侯伯子男、其所レ封稱レ國者爲レ當也、但御領守令之所レ治當レ稱レ州也

問云、古井地九夫之田、當ニ漢唐以後三頃四分頃之三一、然則一頃果幾何步乎

答云、九夫之田九萬步、四レ之爲レ實、以ニ三頃四分之三一通レ分、得ニ十五一爲レ法、實如レ法除レ之得ニ二萬四千步一、此一頃之實也、（古六町六段六畝二十四步、今八町）所レ謂二百四十步爲レ畝、百畝謂ニ之一頃一是也、爲レ方縱一百五十五間、橫一百五十四間三十一分間二十六

東門先生講學之餘暇、著ニ此書五篇一、以明ニ先王之遺法一、吾人ニ其門一、已受ニ其說一、又喜ニ其言之行ニ于世一、爲レ之書ニ于卷末一云

田祿圖經下卷之下（答問第五）大尾

諸物直段考

有澤武貞著

序

今茲享保三戊戌歳閏十月廿八日、金銀通用の御制法有レ之、今迄用來る所の四寶銀は今吹銀の四の一として、四貫目者今吹銀の壹貫目と成、其外三寶、二寶、中銀、元祿、段々割合せ有レ之、又金子も今迄通用する乾金は、今吹金の半ばにして、二兩は今吹金の一兩と成、此品に依て今迄用る所の金銀は、乾金十兩の價のもの今吹金五兩に成、四寶銀四貫目の物は今吹銀壹貫目に成がごとくにして、都鄙の騒動しばらく止ず、此時いまだいかんともする事無レ之内、商家は此騒ぎに利を得んとして、諸物の價高下莫大の差別有て諸國一致しがたく、或はたとへて云はんに、乾金一兩、四寶八拾目にかゆるなれば、新金貮歩をみれば銀の方にては四之一にて廿目也、新金壹歩は拾匁にあたらず、四寶の四拾目也、此ごときの差別により米は下直に成、諸物は日々高く、錢の賣買高下區々にして止事なし、依レ之思ふに日本上代の制法、諸物の價は只々米を以て定る、是古今不易の明制也と云々、令義解(リヤウギゲ)は藤原不比等の作せる令に、清原夏野の義解を加へらる、其法制を以て必ずと不レ傳といへども、閣に其餘風今も諸國に殘ると見へたる事粗有レ之也、故に武貞好んで披見す、然るに諸物の價を米に適合する事、彼書中に顯然たり、左ありといへ共一度披いて其事を急に曉しがたし、今試に算馬を敷て、或は田令、賦役令等の中を以て因乘して適合を知、或は令義解全部を考て所々より。して諸物米直段に叶

ふ事をば不ㇾ殘書ㇾ之、且御國の御定書四冊之帳を以て考ㇾ之、猶其不足を補ふ書も多し、いさゝか愚案の管見といへども忘失を惜んで、書集る所一冊に及ぶ、此草案を簡要にして、日用身に受る所の諸物の價と米との直段の高下を知て、不迷を要とし儉約を專らとして不過分を基とせんため、考る所の品不ㇾ殘出ㇾ之、再書して如ㇾ此云爾

享保三戊戌年十二月廿日　加州金澤堀川於二栖老亭一作ㇾ之

有澤武貞　印

凡例

一　升目は以二當時一書ㇾ之

一　秤目は以二古來一當時に直して知安きを用る、たとへば上品の物は四匁一兩、十六兩一斤とす、下品之物は十二匁一兩、十六兩一斤とす、是則古法也、然るを今爰に出す所は、何百何拾匁として書ㇾ之

一　寸尺は當時之寸尺を用る也、古法は下品之物は大尺と云尺有ㇾ之、今書所は當時に直して出候也

一　古代之物は當時に知りたき物多し、然共本書に出るに隨て出ㇾ之、但當時に類するものゝ必定とす

一　當時の物に古代に無ㇾ之物も多く、細密に其適合をしらずといへども、大概類する物は考ふる所を其所に斷ㇾ之者也

以上

諸物直段考

古今通計

目錄

以上

諸物直段考目錄終

諸物直段考

有澤武貞著

諸物上代米直段通計

一　布一疋　長五丈二尺　幅一尺二寸
　右米　二斗代

一　上々布一疋　長五丈二尺　幅一尺四寸
　右米　四斗代

右布類雜品を以て上中下を可ν知也

一　絹一疋　長五丈一尺　幅壹尺壹寸
　右米　六斗代

一　絁(アシギヌ)一疋　長幅同前
　右米　六斗代

一　上絁(アシギヌ)一疋　長五丈二尺　幅一尺一寸
　右米　八斗代

右絹と云は絲細き也、絁(アシギヌ)と云は絲太き也

一　絲一匁　但上々絲之事也
　右米　一升二合五勺代

一　綿百目
　右米　七升八合一勺二才五味代

一　木綿(イフ)(キワタ)　百目　上々の拵わたか
　右米　六升九合四勺四才代

一　極上々木綿百目　但もめんの事か
　右米　二斗〇八合三勺三才代

右木綿の事、當時のもめんと云にはあるべからず、又此一種は當時は無ν之候、古代事ゆへしれ

かたき也、山家などに有ル之木のかはをたゝきたる物か

一　麻　百目　上々の苧也

　　右米　二升六合代

一　熱麻　百目　上々の搾苧也

　　右米　七升八合一勺五才五味代

一　枲（カムシ）百目　からむしの事也

　　右米　六升九合四勺四才代

右苧からむし等搾上々の事か

一　紫百目　上々搾

一　紅百目　上々搾

右両品各米五斗五升五合代

一　茜（アカネ）　百目

　　右米　二升六合〇四才代

一　黄連（ワウレン）　百目

　　右米　二升六合〇四才代

一　黄壁（キハダ）　百目

　　右米　一斗〇四合代

一　鍬（クワ）　一口　但三口ニテ二斗代

　　右米　六升六合六勺六才代

一　鹽（シホ）　一石　但一石ハ十斗也

　　右米　六斗六升六合六勺六才代

　　但鹽三石は米二石代也、當時の御定正保慶安の比米直段に相應か

一　堅魚（カツホ）　百目

　　右米　八合九勺二才七味代

一　煮堅魚（ニガツホ）　百目　是は下のかつをか

　　右米　四合一勺六才六味代

一　堅魚煎汁（カツホノセンジシル）　一升　但是は今云だしの事か

　　右米　二升五合代　但當時勢州より出る鰹

魚の煮取の事か

一　烏賊（イカ）　百目　上々のするめ也
　右米　三升四合七勺二才代
一　熬海鼠（イリコ）　百日　串海鼠の事か
　右米　四合〇〇六味四拂代
右するめくしこの類押て可ㇾ知ㇾ之也
一　螺（シ）　百目　惣て貝類の事か、但ぬき身の事か
　右米　三合二勺〇六味三八代
一　海細螺（カイサクラ）　一升　小貝のたぐひ也
　右米　二合代
一　甲蠃（カウエイ）　一斗　中貝のたぐひ也
　右米　三升三合三勺三才代
右貝類三品を以て押て可ㇾ知ㇾ之也
一　鰒鮓（アハビノスシ）　一斗　鹽あわびの事也
　右米　一斗代

一　貽貝鮓（イカヒノスシ）　一斗　鹽貝の事也
　右米　一斗代
右兩品を以て鹽貝等のたぐひの事を知べし
一　辛螺頭打（ニシノカシラウチ）　一斗　干貝也
　右米　三升三合三勺三才也
一　貽貝後折（イカヒノシリヒラキ）　一斗　干貝也
　右米　三升三合三勺三才也
一　菍鹽年魚（ニシホノアユ）　一斗　鹽あゆ也
　右米　二升五合代
一　近江鮒（アフミブナ）　一斗　鹽ふな也
　右米　四升代
右之四品にて干貝鹽魚の直段可ㇾ知ㇾ之
一　棘蠃（ウニ）　一斗
　右米　三升三合三勺三才代
一　雜鮨（クサグサノスシ）　一斗　きすしの事也

右米　四升代

右兩品にて鹽辛きすしの直段可レ知レ之也

一　雜魚楚割(クサ〴〵ノウホノソワリ)　百目　中魚の割たる干物也

右米　二匁〇八味三三三代

一　雜䐂(クサ〴〵ノホシ)　百目　骨ぬきの魚の干物也、當時のいなだのすぼの如し

右米　一匁四才五七代

右干物の魚の類を以て知べき也、生魚の事は太平記評判第一巻に、大魚一斗二三升、中魚五六升、小魚二三升と出せり、是能き考なるべき歟、鳥の事は古き書物に不二見當一といへども是に準ずべし

一　紫菜(ムラサキノリ)　百目

右米　二匁一才七味代

一　海菜(メ)　一貫目　惣て海草の類也

右米　六匁五才一味代

一　海藻(ソカイ)　一貫目

右米　八匁代

一　海松(ミル)　百目

右米　八才代

一　滑海藻(アラメ)　一貫目

右米　四匁〇〇六代

一　末滑海藻(カヂメ)　一石

右米　二斗代

右之品々にて、のり海草直段可レ知レ之

一　海藻根(メノネ)　一斗

右米　二升五合代

右「めのね」と云にて草の根可レ知レ之

一　澤蒜(ヒル)　一石

一　嶋蒜(アサツキ)　一石

右兩品各米　一斗六升六合六匁代

一　白具菹　一斗

右米　六升六合六勺代

右之類にて野菜の直段可レ知レ之

一　橡（ツルバミ）　一升

右米　二合五勺代

一　山薑（ヤマハジカミ）　一升

右米　一斗代

一　雜〻（クサグサノ）腊（キタヒ）　一斗　かんぶつ類也

右米　三升三合三勺三才代

右三品にて柑類或は干物などの直段可レ知レ之

一　胡麻油（ゴマノアブラ）　一勺

右米　壹斗代

一　麻子油（マシノアブラ）　荏油（エノ）　曼椒油（ホソキノアブラ）　各一合

右各米　壹斗代

一　猪油（ヰノ）　一合

右米　三升三合三勺三才代

一　雜〻（クサグサノ）脂（アブラ）　一升　魚のあぶら類か

右米　五升代

一　漆　或は金漆（コシアブラ）　各一勺

右各米　三升三合三勺三才代

一　腦（ノウ）　一合五勺　馬の頭中の腦也

右米　一斗代

右油漆の類、當時を以ては其直段高さに似たり

一　木賊（トクサ）　一匁

右米　一合三勺八才八八代

一　黑葛（ツヅラ）　一貫目　但繩に用るふじか

右米　八升六合四勺五才代

一　筐柳　一把但やなひばこに用る物か

右米　一斗代

一　青土　一合五勺　繪具に用る物か

右米　一斗代
右之四品夫々に準ずる物直段可ㇾ知ㇾ之
一　紙六十張　六十枚の事か、長二尺幅一尺と云
云
　右米　壹斗代、但一枚ニ付壹合六勺六才代
一　簀一張　但十張の事か、或はみすならば一
張の事か
　右米　二斗代
一　薦百張　但本書に一張と有るは誤也
　右米　三斗代、但一張は三合也
一　席百張　但本書に一張と有るは誤也、或は
疊ならば十張の事か
一　苫　百張　但本書に一張と有るは誤也
　右各米　七斗代　但一張は七合也
右之類押て可ㇾ知ㇾ之也

一　鹿角　百頭
一　鳥ノ羽　百隻　但羽箒の事か
　右各米　七斗代　但各一箇は七合也
一　砥　百顆
　右米　七斗代　但一箇は七合也
右之品々を以て魚鳥、何にても直段當時を考へ
て、米を以て相應を知、高直下直を辨へ、たかき
は其分を押へ、やすきは其程を察すべき也
一　酒　三斗樽　但上々の古酒、樽したゝめ共に
　右米　一石四斗代
一　酒　四斗樽　同前
　右米　貳石壹斗代
一　酒　五斗樽　同前
　右米　三石五斗代
右酒は當時に合せては高段也、然れ共高直にして

世間不用の古法か、又は古酒遠來の駄賃共の事
か、或は御國の御定め等、酒壹升は大かた米二升
七合か
一　柴之類の薪　一圍　但三尺六寸繩にて一しめ
也
　右米　一合代
一　馬飼乾草　一圍　但一圍は前の通りわらの類
も是也
　右米　一合代
一　馬飼青草　一圍　同斷
　右米　五勺代
右を以て、薪其外わら馬草の類を知るべきなり、
但又薪は長七尺にて二十株を一擔と云、長七尺な
らばふときも是に準じて、七尺廻りなるべし、然
れば無位の官人より是を出す古法なれば、此一擔

は調物米貳斗出すの代なるべし、當時乃木呂一棚
と云が如し、米二斗代たるべき也、炭は是に准じ
て其やく手間を少しつもるべし
一　稻　二斗　但稻とはもみの事也
　右米　一斗代
一　大麥　一斗五升
　右米　一斗代
一　小麥　二斗
一　大豆　二斗
　右各米　壹斗代
一　小豆　一斗
　右米　一斗代
右上代の適合を知べき也
一　錦、羅、紗、縠、綾、紬紵
此品々の類皆闊一尺八寸長四丈爲レ匹是にて知べ

し、八丈紬(ツムギ)等の割なり、八端かけなどと云、此尺のつもりか

右米十石代より高きを禁ずる所也

一　金(コガネ)、銀(シロガネ)、珠(ジュ)(アカキダマ)、玉(シロキダマ)、皮(カハ)、革(ツクリガハ)、羽(ハネ)、毛(ケ)、錦(ニシキ)、氈(セン)(ケチリ)

此等の品々毛織、羅、穀、紬、綾等の類、右米十石代より高きを禁ず

一　香物　但伽羅も準レ之か、珍敷食服珍果之類、珍器

右米十石代より高きを禁ずる也、是より下直成は樣子次第か

一　武具馬具共に一箇に付

右米十石代より高き物を禁ず

右之品々を知べし、必ずと十石代と云ふには非ず、成次第輕き價を用る、到て珍器珍異の物といふとも、唯十石より高きを禁ずる所は上代の古風なり、諸道具の代の高直に成たる事は、京都將軍家以來也、當時といふとも古風を知て其節宜を辨へんために出レ之

右諸物直段の考は、令義解を以て成レ之也、猶御國御定書の內を考て粗其賃の知易き事は解レ之、畢竟米を以て定めて、時の直段に相應をはかつて定る所なれ共、數十年の間流例と成、其本源の違ふ所有事を知らんために、此程相考る所の趣、此次に悉く書記するもの也

有澤武貞印

夫米(ブマイ)、夫銀(ブギン)考

一　定納米壹石に付、夫米八升と定る、是御改作以前は百姓春秋雨度侍之方へ出て普請役を相勤

也、定納壹石に付兩人と定り有レ之は、春一人秋一人也、壹人と定め立る事は、一日相勤る事也、若又不レ相勤レ時分は、右之代に布を出す、壹人一日相勤る代に布五尺貳寸（但幅は壹尺二寸也）出の五人分にて壹端也、（貳丈六尺）右上代之民、雇役を相勤候古法に少も不レ違、庸布の定めて同事也、其外大豆小豆何にても右布代に應じ出し候事を、上代は交易雜物（キヤウヤクザツモツ）と云也、（但雇役庸布交易雜物の考令義解を以割合する法は略レ之也）若米にて出候時者一人一日相勤候代に米四升出レ之、（此品も令義解に有レ之趣を以て考レ之、）此圖にて右云所の定納壹石には、春秋貳人相勤る代に夫米八升と定る、（此圖の委き事は、略レ之、但定納五石出す時は、百姓の方に取所の私得米八石三斗余は有レ之筈也、其八石三斗餘の内五石は男一人の分也、三石三斗餘は女一人分として、一夫一婦の口分田也、此内にて雇役を勤るに、春五人秋五人として、春秋に十日は勤る、是上代之法也、然れば定納五石に、春秋十人を以定納壹石に分配すれば、春秋兩人となる事也、當時の諸國私領米の所、此圖り程には有レ之まじといへども、上代の餘風殘り來り、おのづから此格を以て、定納一石の所に雇役二人として赴き不レ違事也、令義解の考略レ之也）他圖は今以て此通米にて夫米と名付、納め取國も有レ之也

一 御國御改作之時分、正保慶安の頃は、米四升代は銀七分、布五尺二寸代も銀七分なるゆへ、夫銀も定納壹石に付て、春七分秋七分と相極り、普請人足壹人代も銀七分と相究る也、其本は銀七分と云ふものは、米四升代の筈也

一 草高百石の夫高七拾九人也、是百姓より侍へ勤る普請役也、古は人役にて勤め、或は布、或は雜物にて出レ之、或は米にて出レ之ときは前に云ふがごとし

普請役考

一 草高百石へ取、御改作以後之御知行被レ下候米高を以て、壹年の普請役高惣人數、知行當り百三拾壹人六分六厘なり、此内七十九人は百姓より

納取事、夫米夫銀の所に云ふ如し、殘て五拾貳人六分六厘は、侍へ納取所の米高に應ずる人夫高也、但此人高を知る事は、百石取者の定納口米共に合せては、四拾三石九斗餘也、是を以て右夫米の所に云如く、八石三斗四升ばかり一夫一婦のつもりと見て、是より春秋十人の人高出るゆへ、四三九を八三四にて割ば、五十二人六分六厘知る也、此通にて合算の古法と違き少も不レ違也、此通りにてたとへば、算用するには定納口米の物高を置て、八三四を以て割ときは、夫限にて取所の人高の外の、侍より足分の一人足高必ず知る也

一　右百石取、一年の普請人足高百三拾一人六分六厘之内、毎年普請役は十ヶ月の内三ヶ月相勤るにより、三歩役と云也、是にて壹年に多き日數にても、漸百五六人より多くは上へ役は不ニ相勤一、殘る貳十人余は自分の家修理、其外自分の普請方に用ゆ、若又閏月有レ之年は、百拾人余も上の役を勤るに不足は無レ之御定め也、是ハ夫米夫銀の通り一人一日米四升と定め、人役にて不ニ相勤一時は米四升を出す、正保慶安の頃、米四升に代銀七分に付、當時も流例の處に成來る也、實は前年の知行を以て今年の役を相勤る事故、前年の米直段平均高を以、今年の普請役銀壹人、一日米四升代年々に高下有レ之筈也、只今御普請會所にて、三分役を勘定有レ之は、算用仕よき方に付ての事なるべし、知行相應の實は右のごとし、百姓より夫米夫銀を取て是に加へて、上への普請役相勤る事也、然れば普請役銀一人代銀七分之所は、前年の米直段の平均高にて四升代なれば、實數の筈也

出銀考

一　知行高四拾分一、出銀米也、故に御改作以後の知行草高百石に付、壹石九升八合一勺出銀米也、萬治貳年此代銀貳拾五匁也、故に只今流例に成來也、萬治貳年の以前者「よない銀」とて、年々

にて此出銀高に高下有レ之、古き留帳に拾七匁餘の事も書記し有レ之也、此出銀の起り相考候得共、知兼候事也、然れ共太平記十三卷の理盡抄千劔の城の評の內に、楠正成在京のとき、留守に有所の諸士の領四十分一を以て、在京の士の賄賂と有と出たり、御先代に法花法印、月勝上人、陽應を召置れしにより、若は此事御聽に達し、御定め有し事か、但しはまた他國にも是に似たる事多し、よない銀とて、諸士より出す事有レ之と也、越前福井などにも是に似たる事有レ之則是は楠氏が餘風なりと世俗云ならはすと云々、たとへ其實はいかんもあれ、當時の御定め久しき事なれば、其家々の風と見るなるべし、依レ之相考る所、身代の四十分一と云は、萬治二年に百石よりの出銀廿五匁也、萬治二年の米直段廿二三匁位也、爰を以て割合する時は、大概四十分一と成也、故に如レ此相考る也

一　知行高百石取る者、江戶詰人數上下五人、米高拾石九斗八升壹合代請取、萬治貳年此代銀二百五十目なるゆへ、只今流例に成來也、是江戶詰有人高、壹人に付貳百石分の出銀高、貳石壹斗九升六合二勺代請取定めにして、何拾人にても此割を以請取也、但當時出銀之渡り樣、身代人高に應じて不同有レ之、相考る所は萬治貳年前に、年々不同有レ之時渡し來候流例相殘り、過不足有レ之と見たり、子細は百石上下五人の者へ、貳百五十め相渡るは、一人に五十目當りにて、貳百石分の出銀高相應と云べし、三百石に上下九人の者へ、三百八拾目相渡るは、右の格にて云ときは、四百五十目なるべきを、不足と云べきか、是萬治二年前の米下直のときに、百石に付て貳拾壹匁一分ほどの出銀の年に請取りたる流例と見べきか、又千石に上下拾七人の者へ八百目相渡るは、是又八百五十目渡るべき事也、かやうの入組たる事は、其時の樣子ははかりがたき事也、しかれども右の圖りにしては、不レ違所有レ之也

一　右拾石九斗八升一合代銀にて上下五人、江戶往來の道中入用銀米にて相定め、時の直段を以請取時は、慥不足無レ之也、此實を以て御定めの事たるべき歟

一　右之格にて知行不レ被レ下者、路銀馬銀の御定めも、萬治の頃の御定書、其時の米直段に割合せ見れば、下通りは壹里に付、米壹升五合ならし、上通りは壹里に付米壹升七合ならしの圖りにて、事足也、當時とても此通り時の米直段相應なれば、相叶筈也

一　如レ此の圖りにて宿賃銀も、上四合下貳分と有レ之定めは、元和の始め江戶よりの御制法也、

是元和元年の比の米直段は、石に付銀拾匁ほど也、然者其割を以てみれば、上四分と云は米四升代、下貳分と云は米貳升代也、若又石に付銀拾三匁ほどの米とみれば上四分は三升代、下貳分は一升五合代也、此割數十年過行により、流例に違行事歟、當時を以考るに、一升五合代は石百目ならしの米にしても、四貫銀にて壹匁五分也、錢にみて三十六七文也、當時の雇賃銀に大概相應也、爰を以て古來の御定め米を以て定め、時相應の直段にて相當を知べき事歟、此直段割の考は慶長二十年は元和元年也　大坂御陣の節の陣中扶持方相渡る書付に有レ之趣きを以てみれば、石十匁ばかり也、或は元和元年の春に至ては米直段少し高く、石十六七匁と有レ之事を書きたる實書も有レ之、元和三四年の頃は戰爭鎭り、米又少下直に成、石ニ付十三四匁の間なるべしと通考如レ此也

大工日雇等一日の雇手間考

一　上大工米六升　中大工米三升　下大工米壹升五合

但何も食餌共に

右萬治の初めは米六升之代壹匁貳分成により、上大工壹匁貳分と相定り候由、當時迄其古格に成り來候、中下は右に準ずべし但此割り令義解の内に、飛驒國の大工、京都へ相勤る時の米の割を以て考レ之、一人一日の手間米六升に當る也、中下の割如レ此也、但令義解の内所々を考れば、春秋の内は一日勤めて如レ斯、夏の内は四日勤めて五日分にあたり、冬の内は六日勤めて五日分にあたる事、大工も人足も此割也、但し是は委細の儀也

一　上日庸米四升　中日庸米二升　下日庸米一升

但何も食餌共に是又大工の所に云ふと同事にて、古法の御國萬治比の御定の趣き不レ違也、前に云ふ所の普請人足一日四升と云と同く、中と下は準じて知べし

右兩樣を以て諸細工人之手間、又は日々雇之者の國を知べき也、米を以て本として時相應の直段考べし

下々奉公人給米給銀考

一　上は奉公人一年に米五石

但此圖り令義解に男には口分田を定る法現米五石也、是は不輸租田と云て作り取にする者の事也

一　中は同く米四石八升

但此圖りも同書に有レ之趣にて輸租田と云ものにて、五石の中を貳斗貳升は官に上る、又四斗は一年に十日勤る普請役の代に上る、又二斗は毎年上る調物の代也、又一斗は調物の添物にて是も上る也、然れば此分合て九斗二升、引て殘て四石八升とつもるなり

一　下は同く米二石七斗二升

但此圖りも同書に有レ之趣を見れば、男にても輕き者は右之圖りに三分の一を減ずと有レ之、然れば四石八升の三分一を減ずれば、二石七斗二升と圖る事也

一　下の下は同く米一石三斗六升

但是も同書に有レ之趣成程輕き者には前の圖りに三分の二を減じてと有レ之、然れば四石八升の三分一は此通壹石三斗六升也、若又不輸租田五石の三分一なれば壹石六斗六升餘也、相共に一日に五合扶持迄にあたらず、然れども至て下には、日に米五合は不レ合也、故古代此法有レ之か、但當時も在鄉などにては此類も有べし

右は古代の法にて尤食餌ともに入ての圖り也、是よき當時の準據たるべき歟、爰を以て相勘る所、

御國にて萬治の御定の中にて、給銀の所を以て、其節相應の米直段を以ての圖りを起し、古法に不レ違の證據を出す

三拾五匁　嵐子　其節の米一石代也
七十目　小者　同米貳石代也
百拾匁　鑓持　同米三石代也

是上中下の小者飯米除て、殘米代を以て給銀に圖り立つる所なるべし、萬治四五年の頃、米直段石に付三拾四五匁なるゆへ、下々小者の嵐子は、飯米除て壹石代の給銀たるべし

右三段の給銀當時を以て相考候得者、鑓持百拾匁と有レ之は、飯米に五石之内貳石引て、殘て三石の價を萬治の時分相應の米直段にて、定る所と見れば此通り也、但是は上々の小者にて、御家中において常に召仕ふべき小者は七拾目と云ふ者、是前に云ふ所の飯米ともに、四石八升と云の奉公人にて、末々には相應の上小者也、子細は四石八升の內、飯米に貳石引て殘り二石の代が、萬治の比の米直段七拾目なれば、當時も其年相應の米貳石代を給銀とする事、其當務なるべし、扨又嵐子と云ふは下の小者也、前に云ふ趣にて米一石代が給銀也、此三等を定めて、其間少々のさし引は可レ有レ之事也、たとへば一ツを以ていはゞ、今年の暮、戊戌の歳三ヶ國の米の平均直段、石に付て八十四五匁なるべし、二石の代は則四寶銀にしては百七十目ばかりなり、爰を以てみれば、さしあたり百七十目給銀遣し候得者、古法の米二石の給銀七拾目と相應する也、新銀を以て唱ふるときは、百七十目と云ふは四拾目の少し餘なれ共、とにかく時相應の米直段を以て考へ知には不レ過也、然れば萬治

御定の格を米にていへば、
上小者　米三石　鐺持百拾匁と云ふ是也
中小者　米二石　小者七十目と云ふ是なり、當時の上小者か
下小者　米一石　嵐子三十五匁と云ふ是也、當時の下小者
右何れも飯米除ての事也、故に其間は三俵五俵の心當も有るべし

一　江戸諸增給銀之事、萬治の御定に拾匁增と有レ之は、其頃石に付三拾五匁のとき、拾匁を米につもれば則三斗ばかり也、爰を以て知べし、江戸詰には三斗代ほど增をとらすることなるべき歟、たとへば貳石取べき小者なれば、貳石三斗の價と見べし、然れば今暮の（戊戌の歳）米ならし八十四五匁とみては、貳石三斗代は四寶銀の百九拾目也、是相應の見様成べし、但又たとへ三斗代を增といふとも、三ヶ國にてのならし直段を考てすべし、子細は萬治の御定に出る趣、江戸詰する者は江戸の米直段にて增といふにはあらざる也、御國の米直段にて定めて、夫に依て增す也、如レ斯みて萬治の御定めの御法に不レ違也、右萬治御定めの給銀圖りと古代の法と米にて見れば不レ違也、當時も是を知てなすべき也

若黨奉公人大概考

拾五俵　上若黨　飯米共
拾貳俵　中若黨　同斷
拾　俵　下若黨　同斷

右上といふ者、飯米二石其外に下々よりは食物違ふにより、鹽噌代共に壹石、合せて三石引て殘て

九俵也、此代萬治の頃石三拾五匁の米にてみれば、百六十目の給銀也、中は此つもりにみれば飯米二石菜代五斗除て殘て七俵なれば、此代中勘百四拾目也、下は右のつもりなれ共、飯米二石ばかり引て、殘り六俵餘と見れば、此代は百拾目也、爰を以て當時も知べき也、七俵の若黨にてみれば、今年の春（戊戌の暮）米の直段ならしにみて、右八十四五匁にては三百目也、（但四寶銀也）御家中に於ての極上の若黨は、飯米の外に七俵成べく、京都邊にて三石侍といふは、飯米の外に米六俵取もの丶事と云々、しかれば六俵とても當時に見ては、（戊戌の暮）四寶銀二百五拾目也、少身者の上若黨成るべし、新銀にみれば六十目餘也、故に時相應の米直段を以て知るべき也、飯米除ての給銀五俵、六俵、七俵ばかり迄を以て、小身者の若黨の上中下とみて趣き不ㇾ違なるべし

一　貮人扶持に銀五枚と云ふ中小性、奉公人、是は米にて廿俵也、內四石ほどは扶持に引て殘て六石也、此代萬治の比は銀五枚ほど成るべし

足輕切米の考

一　甲州、信州武田家の下にての足輕の事、地方知行にて三石或は二石にて一人と有ㇾ之、是下の足輕也、但當時も此類諸國に有ㇾ之由也、然れ共百姓半分にて貮石三石之分は合力米のごとし、當時治世の準據となしがたし、或は治世にも此風なる足輕も可ㇾ有ㇾ之、夫は別段の事也、今次に云ふ所も又考也

一　上足輕は廿九俵、是百石三人の足輕にて、御先代此類多く有ㇾ之也、相考る所壹人一日米四升

と云ふは、古代一人働きを勤る者、正丁一人と云ふ也、また次丁と云ふは二人にて、正丁一人の働をなす者を云ふ、一人一日米二升也、又中男と云ふは四人にて、正丁一人にあたる也、一人一日米一升也、爰を以て見れば、一日四升あたりにして、一年の日數大概を積れば二拾九俵也、拾四石五斗ほど也、正丁一人によく當る也

一　中足輕は廿俵、是は廿九俵を正丁と見て其内三分の一を減ずるもの也

一　下足輕は十五俵、是は前に云ふ次丁にあたる也、右何も五斗俵の圖り也

右三等を本として其間段々有べし、前に云ふ所の上若黨と云ふは、下足輕同事と相考ふる所也、猶足輕の持樣は、又心得有て仕樣色々有るべき也

女奉公人給銀之考

一　此品萬治之御定にも無レ之といへども、其時代をはかつて考る趣如レ左

一　上は米三石三斗三升三合、內每日四合扶持除て殘分給銀大概貳石代、萬治之比なれば則銀七十目にて半季卅五匁也、當時も半季米壹石代に過ぐべからざるか、兎角扶持給銀共に、一年三石三斗三升三合と云ふは、令義解に云ふ所の口分田を給はるに、男は五石女は三分の一を減ずと、有レ之つもりに不レ違を知るべき也

一　中は米貳石七斗二升、內前の通り日に四合扶持除て、殘三分壹石貳斗餘の代、萬治之比なれば銀四拾目ほどにて半季廿目也、當時も此格に見て半季六斗代に過ぐべからず、是もとかくに一年を

飯米給銀ともに貳石七斗貳升代と云ふは、令義解に有レ之、女の口分田を給るにも、租米を出すの圖りほど引ときは、是ほどに成るに不レ違也

一　下は米壹石八斗八升、內一日三合扶持除て、殘る分九斗ばかりなれば、萬治の比三十目也、半季は拾五匁の給銀也、半季四斗五升代を過ぐべからず、是も一年扶持給銀共に壹石八斗八升代と云ふは、中ノ女ノ口分田ノ內を、又三分一を減じたるもの也

右四合扶持と云ふは、三合を晝夜に食し、餘り一合のつもりで月に三升を米にて取の類ひ也、或は日に貳合半を食し、月に四升五合を米にて請取の類ひ也、三合扶持には米にて渡す事なし、右之通を考合せて、其本高の心さだめをなし、時節相應の直段を以て知るべき事也

諸細工人扶持切米考の事

一　上大工一人一日米六升なるゆへ、是に準じて一年に五斗俵にて五十俵は上細工たるべし、（但一年三百六十日にしては、廿一石六斗なれども、三石四斗を増事は閏月も有べし、故に五十俵とす、是少し余分を入て也、但は四十五俵にても上細工に相應なり）

一　中大工一人一日米三升なるゆへに、是に準じて一年に五斗俵にて廿五俵は中細工たるべし、但是より下は有べからず、子細は細工は大工と違、下は用に立べからず、爰を以て廿五俵を下とみれば、三十俵、四十俵其間段々有べき也、古法に依て相當を考ふる所如レ斯也

馬牛等飼料考

一　上の馬壹疋一日の飼料薪共に米四升、古法也

但令義解の趣を圖り立る所是也、委は略ㇾ之如ㇾ此相定、其時節に應じ、米直段をはかり知べし、當時も一日の入用一疋には必ず米四升代は入事歷然也、道程をはかり馱賃等を定る事は、是に依て定る事は當然成べし

一 上之牛一疋に付飼料薪共に一日に米貳升代、古法也、但し是も令義解に依て考ㇾ之右牛馬共に上の事也、中下は是に準じて減ずべき事也　以上

右一冊者、享保三戊戌年十二月十六夜、假に算を敷て考ㇾ之、翌十七日に半日に書ㇾ之、又同十九日半日の閑に書ㇾ之、令義解の趣を其儘出すときはやく知りがたし、計知して規矩を不ㇾ違、當時に模して記ㇾ之者也

于時三十七歲　　有澤武貞印判

諸物直段考終

勸農固本錄

万尾時春著

勸農固本錄序

予毎に柳子が虵を、捕る者の說を讀て、苛政は虎よりも猛しき事益これを信ず、斯まことに租稅の事は、國政の本根にして百姓の死生にかゝる、つゝしまざるべけんや、凡采地あるもの、大小となく心を聖賢の道にひそめ、限ある財を節し、限なき欲をすくなふして、民を親むの良知を致べし、丹州篠山紀伊侯の帳下萬尾氏某、往日自ら撰ぶ所の勸農固本錄を、携て來て言を予に徵す、卷をひらけばすなはち農をすゝめ、穀祿を平にして民生の助をなさんと欲す、其志の勉たる淺々ならず、紀伊侯の先君前に京兆の尹となり、後執政の員にそなはり給ふ、仁行篤實、于レ今至て人其德を稱す、帳下亦名士多し、萬尾氏さきに規矩元方集を著し世に行る、今再此書を作る、其才の美彰々として見るべし、後世の俗巧は拙に乘じ、知は愚を欺き、上は下を虐し、下は上を凌て、賦稅皆其節を失ふ、今より後此書の旨によりて其事たがふ事なくんば、書亦不朽に垂ん、予此比官事によりて甲州に赴く、旅亭に聊筆を把て、數語を題して是を序とすといふ事爾り

享保十巳年秋九月　　謙亭題

勸農固本錄序

自大道爲天下裂、百工衆技多不屬於官者、各以其所能、紛然持門戸、是九流百家之所由起也、而其弊之流于無窮、終爲天下通義矣、斯民之在輿上、敎化乎不知覺之中、恬不之省、是孰使其然哉、天道運而不積、故萬物成焉、此自然之理、無足怪者、世之讀書者以謂、周政可興、井田可復、惡是何言也、蓋氣運一變、則前世禮樂不復爲用、況於今日乎、若使聖人生于當世、何區々拘古爲、苟長國家者、量入爲出、使人々各得其處焉、則雖井田不復古、何憂之有、萬君之於彼山、亦以此大心臨丘民者、可謂知時也、嘗聞、萬君尤善數術、益詳其方、損益古今、詳略長短、各取其節、須心於國本、有事必言、知無不爲、且與賓客談、與朋友交、造次秉直、事不失當、嗚呼、彼山之得人、於是處可知矣、大凡宰之國吏之民者、或讀書則不知數、或知數而不讀書、左謀右計皆是已、已而庶有成亦難矣、萬君之於爲人、有大異於此者、夙好文字、既爲諸君子所稱焉、對書則不爲石勒、論數則不爲獻之、今也是書之成、可謂爲茲厚於國人也、蓋明堂義和史卜之職、枝分節解、以爲若干家、數術家亦居其一焉、而夫以數術爲末技者、不知道術不裂之始也、其窺圓蓋、察方輿、亦國家急務、莫斯爲大、吾豈知萬君乎、姑記友人所言者云

享保乙巳四月己卯　　東海平維章序

勸農固本錄自序

民は惟邦の本、本固ければ邦寧と云り、本とは所謂田圃を分畫して五穀をまき、稼穡を辨じ、桑麻を長ぜしめ、山林を茂せしめ、農の時をたがへす、穀祿を平にし、賦役租税に過不及なく、民恒の產あるときは、上安く下ゆたかなるべし、然に地域民業の事は、地に原濕衍沃あり、風に義方淫佚あり、本より一定なるべからず、されば土地の應不應を考て、農民の家業に疎からざるやうに、敎育の道なかるべからず、予蚤歳より深く此事をうかゞはん志ありといへども、才短くして其方にうとし、故に或老農舊吏の言をきゝ、或先覺の拔萃に管見を加、愚昧をかへりみず、謾に其事を述て、しばらく勸農固本錄と成しぬ、こひねがはくは、本を固し、民を寧ずる、萬分の一助ともなれかしと、云爾

享保十乙巳歳三月之初　　丹波州篠山城下　万尾時春

勸農固本錄目錄

算法入 勸農固本錄上

万尾時春著

鄉村諸事吟味之事

一 村々に有レ之御高札場、築地(ついぢ)栗石垣破損せば仕直、常々掃除可ニ申付一、御高札古く文字見へかねば、御差圖を請、書直し可レ申、且又其所之作法札を低く建添る事もあり

一 御殿場御鷹野場、或往還歟、傳馬場、船場、又は御建山、御關所、國境村境等吟味して繪圖仕、夫々役人付置べし、村々浦々上中下見分仕、十年以來取箇(トリカ)割符(ワリツケ)帳寫取、且又先役より鄉村引渡之節、反別鄉帳村方心覺之書物、並百姓町人風俗心入等迄尋置、萬念入べし

一 廻鄉(マワル)之節、先づ公儀御法度之趣申渡、其外仕置申付べし、相知たる事成共諸事細に申聞、百姓町人家業に無ニ油斷一、身持正敷様に御仕置帳を名主方にて、小百姓共へ毎月讀聞せ候様可ニ申付一事

一 鄉村見分帳可ニ仕立置一事、田畑反別位付、家居、海川、山林、竹木、萱野、草苅場、山方、野方之譯、船着、惣て運上場、或穀物賣出所、紙、漆、蠟、油、藥種、絹紬、綿、木綿、麻布、炭、薪、蜜柑、葡萄(ぶどう)、栗、柿、榧(かや)、惣て菓樹、魚鳥、干物類、其外商賣之品、男女共かせぎあり、金銀働能候哉委細記レ之、尤先年より仕馴ざる儀なりとも、百姓の爲に成事は仕習候様に申付、諸職人、獵師、狩人迄改置、又其所に無レ之不自由ならば、招寄或寺社、山伏、座頭、猿樂、船人、神子、乞食、此等之類其所之餘力にて、渡世送りの多少を考、又は右之類他領より其所に金銀取集助力に成候哉記置、取箇之節可ニ勘合一事

一 村方へ申渡候儀、若心得違にて其理に不レ通ものあらば、呑込候様に申聞、其上にも違背のもの有

レ之ば、其身に應、日數相定、過怠(クワタイ)として堤、川除、或竹木植立、其外所の爲に可レ成普請等申付、科(トガ)重きは御大法之通可ニ申付ー、又諸事律儀に精出申ものあらば、褒美致し候ば他村迄も聞傳、自他とも行跡よく成樣に、了簡有度事なり

一　市町之所、賣物其所に不ニ似合ー、結構成衣類、諸道具、其外何にても不審成物賣に出候ば、盜物歟何とぞ構ひ有レ之物歟、何れの道其所にて商賣致させ間敷候、或祭禮などに賣物餝(カザ)り人集候節、喧嘩口論不レ致樣に名主役人へ申渡防べし

一　耕作之節稲(たかへ)し植(うへつ)け耘(くさぎ)り糞(こや)し、夫々の手入時に殿(おくれ)さるやうに毎度申觸、又は下役人村方能出吟味仕自然壹人百姓抔之煩候もの有ば助合、耕作仕付候樣急度申付、少にても田畑荒し不レ申樣了簡有べし

一　百姓は耕し培(つちか)ひ耘り稼(くさぎかせぎ)して、奢(おごり)を止、費(ツイエ)を防ぎ、力を付足を强する時は、己が身子孫迄思慎み、制法を重くし、收納宜成ものなり、貧民は禮儀薄く、收納も時に殿る事あり、是以公體民肢と心得、民之力强ければ、自然と御爲之筋に罷成候、疲(ツカ)れ百姓を補ずして、取箇强候得者、下及ニ困窮ー、種々惡事起(チコ)る

一　正月早々より繩を綯(なひ)、俵を編、莚(むしろ)を織、且又農具之修覆、麥作のけつり、田地へかける井溝之普請或家の修覆仕、又は堰(いせき)普請抔は、冬中より心掛候樣に申付、正月は月待日待の場にて、當座慰として、双六ほうびき、事輕く始り次第に重くなり、錢を失ふのみならず、暇を費し家職を忘れ、正月を過、

二月三月迄も致ニ勝負ニ種々惡事出來、一村之煩となり、耕作に時をおくれ、年貢不足して、不レ叶訴訟しげし、隣鄕のもの迄、隙をさへ、ヶ樣之仕置兼て申渡といへども、名主の眼をしのび、始は壹文がけの少分にして、長じて後は大分の身を失ふものあり、正月早々より家職に取附き、二月より耕し、次第に暇なき事なれば、大方之儀は正月中仕廻、油斷不レ仕樣に申付べし

一　身上能百姓は、田地を買取彌宜罷成、身體不レ成百姓は、田地沽却して、猶々難儀仕、殊に地面次第に位惡敷成もの故、永代賣停止たりといへども、質地に入高利を出、倍々して終には、流地に罷成先祖之讓請し田地に離るゝ事は、畢竟永代賣同前也、或は家業の筋違、町人の手に入、其年限の小作、致させ候故、預り高の餘分を德用と見て作候に付、末々地面の爲とて、耕し養も力不レ入、生れ付たる田地之養とは、各別力衰り不レ宜儀に候條、質地入候とも直に地主に小作致させ、利やすにして流地に不レ成樣に、地主も精出作仕候樣に双方へ申渡、自他共地面宜成ときは、流地には成間敷、諸事の了簡有べき事歟

一　一村之中に富貴成もの有レ之ば、村中の助にも成、又衰微にも成べし、田畑を質に取高利に借し、居村故年貢上納無レ之以前借し方く引取、彌年貢不足すべし、尤借し金銀米之儀、年貢皆濟無レ之以前、一切返濟仕間敷旨申渡置候故、又年貢不足之分借し遣候とも、高利之分痛に成候儘、壹割半を高として、差引仕樣に、自然と相對之筋、兼ての仕置了簡有べし、惣て富貴成百姓へ、役人目見せ能候へば、

彌奢て悪し、又にくむべきにもあらず、心得さのみ近寄べからず、貧成百姓耕作取續候様に致度事也」

一　百姓困窮之村には、醫者、出家、山伏、牢人のたぐひ少、夫婦いさかいしげし、富貴の村には諸勸進(クハンシン)多遊族あり、惣て寺社の修覆家作、或祝言年忌之仕様、衣類等迄心を付奢を防べし

一　麥田多歟、木綿、菜、大根、大豆、小豆、蕎麥、黍、粟、稗、或たばこ、芋、藥種類三草麻藍紅花四木桑、漆、茶、楮、之多少、何も事缺るもの無レ之歟、商人多村歟、代物取村歟、又往還筋にて旅人の金銀留る所歟、取箇考に成べし、又上田上地にて滿作なりとも、作徳計の村は了簡有べし、又は古檢新檢反別延縮、山畑、砂畑、開添の場所、或役夫掛り物之多少、五ケ年程之小割帳寫し取、諸事可二考合一事

一　田畑屋敷賣買の直段、地面に引くらべ跡々免の高下を知、畝歩と高と合不合を考、或田畑一村惣平均、何程之盛に成ぞと其位を知べし

一　古來よりの空地、芝原、又は沼地抔、新田畑に開發致して可レ然地あらば、所のものに相尋、前々子細有て新田に不レ成候哉、其原附之村々馬草場歟、田地こやしのため草間にて差置候歟、沼地は溜水、用水のために、空地にて指置候歟、指て障も無レ之場所に候ば、新開田畑仕立候様に申聞、大方請負のものに、三年耕野とて、開發揃候内は、三年程も作り取に致させ、其上町歩相改、道代、畑境を宜引、繩詰りたるは所の衰微、又取箇の障に成候間少緩く打、取ケも四五年之内は輕申付、追々新開切添等百姓仕立候様に了簡有べし、扱高を付候儀、地面之位を考、近邊田畑の並(なみ)を見合、水損、旱(ひ)損、糞場

之樣子品々考合石盛仕とき、其村の上田と見立候一坪に籾壹升在レ之ば、壹反歩に三石あり、半摺にして米壹石五斗に成候間、則拾五の盛と定、又一坪に籾壹升壹合在ば、米にして壹石六斗五升あり、此五升は捨て、十六の盛と定、然共新開地性定り不レ申内、或は年により升目不同可レ可レ在之候、平地、山路、日請之善惡、其外品々地味を相考、坪苅にては拾五の盛に決定仕たる所も、右之心得を以或は十三四とも、又は拾六七とも土地應可レ極、中田、下田大概貳斗下りか、或三斗下り、又は壹斗下りにも仕、田畑にて八九段十段餘もあり、畑境之樹所相應の考有べし、新田場たとへ取は不レ付とも、何の年改起　免狀に書載、或は古荒の起ならば、本田に結荒高を減ずべし、又原抔の新開場は、起し手間、幷に地形之高下、水掛り等迄能々相考、妄に人力の費へ無レ之樣にすべし、尤水盛之事は分等集にて可レ知

一　地面宜所に村居有レ之は、其村の第一高所歟、又は山在レ之ば山添に村居を引べし、ヶ樣の所は少少引料遣候ても、村中之垢水惣田地へ掛り、勿論右之家敷地より作物能出來、取箇も宜成、百姓のため、旁可レ然事歟

一　高千石程の村に、山野なく、草苅場なく、薪なければ下畑をつぶし、萩種を蒔き、年々しげりし故、毎年苅取、雜穀のからに交、薪に仕、或馬草こやし草も出來、殘田畑作物宜し、少にても畑をつぶし候事停止たりといへども、又其代りに女童子まで莚を織習、次第に鍛錬して大分織出、賣拂、夏

成の年貢を捋、取箇收納も宜、百姓之ため旁よし、然ば所により了簡の品有べし

一　峯呂の地に近、地味能所は、年により色々四五作も取り、代物多取所もあり、又高よりも畝歩廣く、女童子を相應の働有所は、取ヶ少强とも、困窮せず、又村續にても何のかゝりもなき時は、所相應の働を考敎べし

一　海川端のもの、難風大水出候節、流木、流荷物等ひろひ取事あり、兼て御作法急度申付、流物集置注進仕候は僉議之上、往還の船は、御作法之通、海船流物浮荷物は貳十分一、流荷物は十分一、川船流物は、浮荷物は三十分一、流荷物は、貳十分一、取揚候者に被レ下レ之、但集置候荷物半年差置、其過荷主參候共、不レ可レ返、然共品により役人之差圖次第と、前方御觸有レ之候、又所により流木ひろひ揚るもの得に成所もあり、是は前々より其川並例も有べし、常々能吟味仕置、其期に至て不作法無レ之樣、其沙汰有べし

一　年貢其外勘定之儀、役人、庄屋、小百姓、立會相極置、或は庭帳に立會百姓に印判致させ、名主より小百姓方へは手形出、帳のとゞめに役人押切判致し、以後庄屋小百姓と非分の出入無レ之、重て穿鑿のため宜候、鄕中にて諸役入用之外、無レ筋掛り物無レ之樣に小帳を造り、其場にて付立、重出入なき樣に氣を付べし

一　鄕村鏡帳一村切に委細記レ之、末に役鐵砲、幷武具馬具、或は侍筋之覺在レ之もの、大力之もの、

其外品々沼川深さ等迄、明細に記置べし

一　男女人別改にて其分限を知、大小百姓明細に付立、宗門等吟味仕、牛馬之數、家梁間桁行何間、外に馬屋物置所、或は樹木何程、山林藪等、或は職人品々相改置べし、若他所より參、田地をも不ㇾ作、極りたる家業もなきもの差置不ㇾ申樣に、廻鄕之節吟味有べし

一　廻鄕之節土地を考、川上川下にて地形の高下を知、土砂石交の樣子、輕重淺深は杖を押込、手ざわりを考、又は掘て見べし、草木の生立に心を付、土地相應之仕立可ㇾ考事也

一　百姓屋敷廻之堀、幷冬田に水を入置べし、堀水は、火事之節吉、冬水有所は夏水持よし、冬雪久敷在は麥よく、夏水持よく豐年也

一　田畑名寄帳に、上田、中田、下田、畑も同斷、幷屋敷共銘々に反步記、此分米何程、〆て高何程誰と人別に記ㇾ之、一村の總寄に田方何程、畑何程、幷麥田、大豆田、肩書に仕、他村へ越石出作入作等迄記させ、帳を取置べし

越石之儀縱ば高百石之村にて、此反別十町あり、内五十石此反別五町御料也、又五十石此反別五町私領と地所にて分け、町步幷田畑上中下同樣に甲乙なく分り候へば、越石は無ㇾ之候得共、左樣之村方は稀にも有ㄡ候に付、一村之内高計を分け、物成米を其不足之方へ遣候時、御料より私領へ遣候へば御料より越石と申、又私領より遣候へば、私領より越石と申候、但高と地所と百姓前を分けに

くき時之事也

又或一萬石之知行に九千九百九十石、何村何付と名付たる村あり、殘十石は他領之或は西村高百石之內より、高十石此方之或は東村へ越、年貢納候に付反別は不ㇾ相知、右壹萬石に都合す、是を西村より越石と云

又或高百石之村にて、十石分は御朱印地へ入候、此所古檢にて、地所は三十石も有ㇾ之、其所何方と申わかちもなく故候、御朱印地十石分持候百姓より、御料之方へ或左右も三石も米を出候を越石と申候、凡地所分り不ㇾ申物成計越石には高掛諸役出不ㇾ申由

又或高百石の村にて五十石宛、二領へ分け候節、三十石づつ持候百姓二人を分け遣候へば、六十石なる故十石之餘計有ㇾ之候、內壹人は他領之高十石持とを持添と申候、高之多少によらず、其百姓御料百姓とか、私領百姓とか、其身極り候へば、高少き方にても其方之百姓にて候。高多候ても多方持添にて候、縱ば上村之高十石持候百姓、下村之田畑三十石も持候へば、其分御料にても、又は相給之私領にても持添にて候

又或下村之芝地を上村の百姓新開仕時、兩村とも同地頭故、役人心得違にて上村之高に結候を、下村より越高と云所もあり

又上村の高持候百姓下村へ引越參、上村之田を作り候を、上村にては出作、下村にては入作と云、

又質地に遣他村より作仕候も同前也

一　分郷に成候時、反別諸色割分け之事、假令高五百石之村、貳百石を分知に渡とき、是に應じ田畑上中下反別、其外山川浮役等諸事割分る法、五百石にて貳百石を割四と成、此四を法として、反別其外夫々へかけ、貳百石之分知也、但田畑山野共法之通りわかり候場所は、稀にも有がたきものなり、是は大概の分量を法にて知、場所により了簡を加、讓り合有べき事なり

一　家抱、分附百姓と云は、親之代、高或四五拾石目有之を、子孫或は家來に分け讓り、其以後檢地入候節、水帳に總領式之名を肩書に仕何右衞門分誰と記、是を分附と云、家來に讓りたるを、家抱と云勿論年貢諸役も、總領式之方へ相渡、分附之名之者手前分と一緒に年貢諸役相勤申候、永代小作と云も大概右に准ず

一　或親之田地高拾石目より內は、兄弟に分け讓らせ間敷候、弟は奉公に出か、養子に遣候か、又は竈土一所に田地を作り萬事を挊、又は職人にもすべし、分るときは段々少高に罷成、たとへ作り取りにしても、渡世にくるしみ、末々は水吞百姓と成べし、是を分るを古來より田わけと云て、宜からざるたとへにせり

土地位付幷作物仕付樣之事

一　土地を見にまづ陰陽を見分け、草木の成長と色と、又石の色、土の輕重淺深、或はねばると、もろきと、日向の善惡、糞を取所の道程、都邑の運送、海川船着の便り、牛馬草飼等、山林多く何道缺る事なきを上々村と定、此内缺之多少を以段々上中下之位見計也

一　陰氣の陽氣に勝たざるやうに心得べし、土のしめりたるは陰也、乾たるは陽也、ねばり堅たまるは陰也、重く強くはらゝくる、耕し置たる所へ雨降、溝つぶれざるは陽にして上田なり、溝すきゐ角つぶれるは陰にして惡し、勝て乾地は草の色赤、雨降は勢ひよく成、又勝て濕地は雨降ほど、草色惡敷もの也

一　土地の善惡、所の高下、遠近色々あり、其利潤を考作ざれば、妄に人力を盡しても益なし、但上上と下々の土は、人力にて土の位、上々を下々にもならず、又下々を上々にも轉じがたし、中下の土は惡土を肥土となし、弱土を强土となし、堅を和げ、ねばきをもろく、淺を深く、輕を引しむる事は、力次第成ものなり

一　沼の田地にても、土にねばりありて、地のしまりたるは上也、ねばりなく、たとへば灰などに水をかけたるごとく、輕は下也、重はよし

一　何程能眞土にても、古へ川原の地にて田畑壹貳尺底は石多く、土の淺は下田同前也、如此の地は必田水を掛ても水引申候、左なくてもこやし過は、稲かれ、こやし少は惡し、年々やとひ土とて外よ

り土を入べし、如レ斯の田は能出來ても物成少し
一　淤泥干て重きは上也、輕は下也、小石交同前、眞土に小石交は上田也、殊こやしをよくきくものなり、然共其内に又上中下あり、土にねばりありて日にまけぬは上也、此土は草木色よく、五穀生じて味吉、又小石交てもねばり少にして日にまくるは下也、又小石と眞土と思ひ合ぬ、やせ地は、土色かわきて早く日にまくる故下作也
一　白眞土にてねばりよく、日に強く土色能は上也、五穀生て斛多く味も吉、竹木枝少し、又黒眞土じやかう色を上とす、米白く竹木力強く節少、是に紛るゝ田地あり、川端抔に年々ごみを押寄、砂交の上田あり、此土は本黒眞土よりねばり少にして地しまらず、然共如レ此の土ありて地の深きは、無類の上田なり
一　所にはより候得共、大概黒土は麥に宜、赤土は豆に宜、粟黍は黄白土の肥地に宜し、大根は細に和か成砂土吉、芋に水に近き肥柔かなる日陰好、又赤眞土砂土は麥菜大根に宜、稻子眞土、黒眞土に細石のよく思ひ合たる土は、諸作共能出來れ共、別て麻木綿に吉、又濕氣もれ安き南向の赤土楮に宜、尤地厚く肥和かに、木だちのびやか成、木槿などの類榮る地は猶以吉、深山高山に生立ず、手風にふれて成長す、又茶は土強く堅ねばり、小石交に柴などの枝葉しげく、夏冬とも色能見る所、草こやしすれば、勝れてよく榮る也、又菓樹の類は南向深肥地、屋敷廻り人煙近き程吉、遠は實のり少、總て

土地を考相應の作物仕付べし

一　村居北に在て、南を請日向能村前は、田畑共に上たるべし、凡て北高く南低き地は上作也、南高く北低き地は常に下作也、東高く西低き地は早稻滿作也、西高東低地は晩稻滿作也、勿論土地により年によるべし、尤水流にて高下知べし

砂眞土　白眞土　黒眞土（山入に多）　赤眞土（甲州河内に多）　鼠眞土（江州に多）　大河ごみ（滿水之節どろの溜）　稻子眞土（じやから眞土共赤星在は猶吉）

野土交眞土（小石の思合たる眞土たばこによし）

右は上の田畑成べし、總て重く和く成土を上とす

さく石交眞土　砂の過る眞土　小石交白眞土（山路に多大根に吉）　黒く重き野土　砂の過たる大河ごみ　中たるみの山畑

右は中の田畑成べし

ねばき赤土　強（こわ）きねば土　強（こはき）黒眞土　砂交野土　輕赤土　灰土　輕野土　青まさ土　砂計の畑

右は下の田畑成べし

一　田方は少地淺共、水の掛引よく日請は吉、砂交の田は米の性よく春へり少く、味も吉

一　畑の地淺は萬作物日まけするもの也、強き土は砂か野土を少し入べし、總て作物仕付のとき、地を深くおこしたき事なれども、底の辛（にが）土掘り起しては惡し、年々少宛深くおこし、或は草ごみなどを

掘込、其ほめきのさめ候節種子蒔べし

一　汚泉は稲に宜とて村里の垢水の流入が吉、然共入過ば稲の性惡敷蟲付もの也、水は大河水、沼水湖水よし、山川水、涌水の冷候は惡し、温成水、作物によし、水上に紙漉在る村中を通る水よし、鐵け水別て惡し

一　田は水掛りを專にして、上に長流水あり、旱にも不絶、又水はきよく洪水の難もなく、或は池をかゝへ、日請能下に水氣を含み、上に陽氣を受け地深く、さのみこやしを不レ用しても汚水流入、十分出來ても實のりよく、耕となすに土はらつきて、牛馬の力費えず、何樣之物作りてもきらいなく、其地は黄色又黒色にて、重くさわやかなるは上々也、凡土の上なるは必青黒の小石交るものなり、又陰氣勝にて陽氣を受事少き地は、草生には見事に長じても、實入甲斐なし

一　關東の地面水着の田は、常の苗を作ては苗水にまけかじけ、生立かぬる故に赤米を作也、然るに布川村と云所水入の場故、前々より赤米を作る、慶安の比始て白き上米の種子植させ、念入耕作仕候得ば、近國に幷なき上米作出、美濃尾張の米同前之由、自然ヶ樣之事も有べし、跡々の例成とも一筋には有まじ、其所々にて考べし

一　關東の地面は大方土輕く、風吹ば土を吹立、作物根あらはれ、生立惡敷實入弱き故、風吹のために畑の廻りに、嶋うつぎ、其外わけもなき木を植事多し、又心得在村には桑を植置て、綿にて夏成の

年貢を濟所もあり、桑は初夏女童子の仕業なれば、能見分して氣を付べし、桑を作村は大方藪もしげるものなり、藪年貢は畑年貢の積を以了簡あるべし

一　繁昌の地に近き村には、作物に色々心得有べし、荒地、山畑、砂畑、下々畑抔の雜穀の實入惡敷地面には、野老、薯蕷、生姜、茗荷、欵冬、蒟蒻玉、牛房、ねぶか類をも作らせ、市中へ出し、其上夫食の多足にも致し、少の差加大分のかゝりに成もの也、たとへ一日二日路の所も、船路の様子により是又考べし

一　壹人百姓あり、冬中相煩畑を荒し、漸々本腹して、正月麥を蒔、是何とぞ種子程實取候得ば、藁薪に致し候か、又は田のこやしに致候積之處、存之外實入吉、然共相應より三割程少、然ば荒地あらば、何を蒔候とも、豊には成まじ、苅大豆抔は人馬の食物、又は田のこやしによし

一　自然百姓上げ地など有レ之は、常々百姓農業に疎き故歟、役人之了簡薄故歟、何道不レ宜候得共、譯ありて上げ地せば、桑、漆、茜、紫、楮、麻、藍、紅花の類作出、所のもの招寄、地面相應のもの仕付べし、尤上げ地などは少の救にて取續事有べし、常々上げ地無レ之様に可レ心付レ事

檢見幷取箇付仕様之事

一　初秋に大檢見之役人は、在々大通を廻、所々にて上中下三段の坪苅仕、升づきの様子見、郷鏡帳

を以考合、免の上げ下げ了簡仕事候、小検見は一村之中にても、作之善悪を分けて小帳に記、大検見小検見突合、引方免之上げ下げ極べし

一　検見に朝之間は露をふくみ、葉のつやよく穂首(はくび)かたむき、實入能見るものなり、雨降には猶以ての事也、總て日を向に請て見と、跡に請て見に違あり、日に向は悪し、馬上にては稲の穂薄く見ものなり、爰以晝晩高み低みの了簡有べし

一　籾に筋あり、其溝淺は上作也、深きは下作也、壹穂手に入しごき、手あたりさらつきたるは上也しなへたるは下なり、何程よく出來ても、耽(ふけ)田或悪水多、水はき悪敷田は、實なせ多して、升つき少し、たとへば籾壹升と見込たるに六七合、夫も納米に成は、又其半分たるべし

一　苅田を見に、稲のこぼれ多は上也、少は下なり、わら筋太く、刈かぶ平に奇麗に、草をも取たるは上なり、尤隣田之稲の出來樣も心付べし、又かり立置候稲鳥など喰、風雨しげき比は、殊之外悪敷見へ申事あり、其心得も有べし

一　水所場、水の上にて、稲の穂浮崩候事あり、少計目の白み出候分は、一兩日中に苅揚(かりあげ)干候へば、皆損には成まじ、米にして目白く、光り候は此もへたる故缺申候、青葉に崩候分は皆損也、年により過半水朽りに成、少能も殘候は有も検見に致し、總反別帳に記、捨反歩何程と見べし

一　所により請免(うけめん)とて、五ヶ年之取箇(とりか)平均(ならし)にて請、當引有レ之分は、百姓内證にて割合申候、又所によ

り檢見村數多役人少に付、五箇年平均に、當引を立遣事もあり

一　坪檢見之時、ほし中田にて、隣田より三割程實入惡敷田あり、尤三割程可ㇾ引事なれども、故なくして不出來せば、是作人不精にて作り劣り中族は、重てのため其儘差置、品により過怠心に少取增もあり、又畝並にて、作人精力にて各別出來能とて取增せば、以後不精に成故、品により褒美心に少取下る事もあり、兎角其村之樣子に、了簡有べし

但過怠又褒美と記たるには、道理を申たるもの也、人別の取まし取劣りは、免狀に書わけがたし、精不精は、作人之德失なるべきか

一　常々僉議致置たる諸役掛り物小入用、或夫米、口米、道米、山手米、野手米、其外運上場、又は其村之助力に成品々、帳面にびろ紙を付何村と書付、一村切に委細に記、或何村は一坪に稻かぶ幾何、壹かぶに穗數何程、壹穗の籾數迄大概心覺して、米壹升の數凡六萬六千粒として、壹穗の籾數ならし百位有は、大積り壹升の當り合と先知べし、功者になれば、目積にて五勺の見違は有とも、壹合と見違なし、坪升の置樣念入べし、竿下稻かぶ廉直にすべし、扨又高百石之田地に米百石あらば引なし、大概五十石上納として、米百俵と殘は金銀納、或所之商賣物にて納もあり、古法之可二聞屆一

一　所により一村之内少々不作田地有ㇾ之とも殘立も能出來たる時は、たとへ高百石六ッの免、取米六十石と見込候はゞ、高之内引を立、殘高にて六十石を割、毛付免と成、畢竟村ならしといふものなり、

併引多時は殘立毛も不ㇾ宜もの故、高免も下げべし、又谷切字限不作之田畑有ㇾ之は、其所計免を下、
是を免遣と云
一　雁取反取ともに舂法より出る、或上田壹反此石盛壹石五斗、此籾一坪に一升在は壹反に三石也、
半磨にして米壹石五斗と成、是を五分取にして七斗五升の反取也、四公六民之時は、右壹石五斗に四
をかけ六斗の取也
五公五民、右七斗五升を外貳割干減立る時は、一ヶ二に割、六斗二升五合に成、内貳割干減立とき
は、八をかけて六斗に成
四公六民は、六斗取を外貳割干減立、五斗に成、内貳割減四斗八升に成
右壹升毛の反取也、是を定率として反取求度、合毛にかけば、夫々の取知る、或壹升毛、五分取七斗
五升、九合毛は九をかけ六斗七升五合也、八合毛は六斗也、次第に七升五合劣り、又中田盛二ッ下り十
三ならば、五分取六斗五升、下田十一ならば五斗五升、右何も九合毛は九をかけ、八合毛は八をかけ、
次第如ㇾ此、（但定法高に五をかけ壹升毛の取米なり）亦壹升毛干減外貳割は、右之七斗五升を一ヶ二に割、上田六斗二升五合、
中田は右之六斗五升を一ヶ二に割、五斗四升貳合、下田は右之五斗五升を一ヶ二に割、四斗五升八合、
九合毛、八合毛次第壹割引、（内貳割減は高に四分かけても取米也）
又壹升毛干減内貳割は八をかけ、上田に六斗、中田に五斗貳升、下田に四斗四升、是も九合毛、八合

毛次第壹割引

一　又壹升毛四公六民のときは、上田の有米壹石五斗に、四をかけ、六斗取、中田は二ッ下りに取の四分をかけ、八升劣りにて、五斗二升取、下田は又八升劣り四斗四升、是も九合毛、八合毛次第壹割引

又四分取壹升毛干減外貳割は、上田之六斗を一ヶ二に割、五斗取、中田は五斗貳升を一ヶ二に割、四斗三升三合、下田は四斗四升を一ヶ二に割、三斗六升七合、是も九合毛、八合毛次第壹割引、（但外貳割減は、高を三に割ても壹升毛之取米出る）

又四分取、壹升毛干減内貳割は、上田六斗に八をかけ、四斗八升取、中田五斗貳升に八をかけ、四斗壹升六合取、下田四斗四升に八をかけ、三斗五升貳合取、是も九合毛、八合毛次第壹割引、（但高に三分貳厘懸ても壹升毛の取米出るなり）

又厘取のときは、有反取米を夫々の盛にて割、合毛ことの厘出る、假令

上田盛拾五　五分取反七斗五升（高に五ッ）　四分取反六斗（高に四ッ）

中田盛拾參　五分取反六斗五升（高に五ッ）　四分取反五斗貳升（高に四ッ）

下田盛拾壹　五分取反五斗五升（高に五ッ）　四分取反四斗四升（高に四ッ）

一　或は夏成の年貢不レ取、運上物も無レ之所にて、秋作計六公四民、假令六ッの免、上田壹石四斗代

ならば、六分取の六にて免を割ば、壹と成、是へ石盛壹石四斗をかけ、夫を倍して三に割ば、上田壹坪に籾九合三勺三三となる、但倍するは、籾壹升は米五合の半ずりなり、三ッに割は、三百坪壹反なる故なり 即當り合と知、又壹合減八合三勺三在時は、何畝引可レ遣を知事、九合三勺三の籾、壹反に貳石八斗あり、八合三勺三の籾壹反に貳石五斗あり、是を貳石八斗の內引、殘三斗を貳石八斗にて割、壹畝令七一四と成、此令の分に三をかけて、壹畝貳步、壹反に付引遣と知べし、貳合減のときは倍レ之、何合何勺減と云とも、壹合減を定法として、三合減は之を懸、何程にても同じ、中田下田も仕形同前、村々の當り合、又壹合減は何畝引、貳合減は何畝引と帳面仕立置、不足成を引遣は、初心にても極吉、又當り合の見樣、高に免をかけ、取米に成、夫を九に割ても右の九合三勺三三と成、又五公五民の時は、取米を七五に割、當り合に成、千減外貳割は六二五に割、內貳割は六に割、當り合毛に成、又四公六民の時は、取米を六に割、外貳割は五に割、內貳割は四八に割、當り合毛知るゝ、引在ときは、前法准じて知べし

一 厘取反取共に、毛揃平均取、根取、位免、段免と云在、地方算法に在レ之とも爰にも荒增記、身上能百姓は田地も能所を持、諸事手廻吉、弱百姓は田地も、勝手惡敷所持、不手廻也、毛揃の色取を以、高下平均の仕方は、庄屋肝煎其外正直成もの壹人見立、神文申付、立毛內檢見合付帳を取、其上委細遂ニ檢分一、位切上田上中下毛三所、中田下田も三所宛坪苅して、百姓見立の合付八合と有田にて、壹升在は、貳合の切出しを位々の百姓見立合へ加るなり、帳面の次第たとへば

壹番
一上田三反歩内 拾五歩 壹畝歩 壹升　川欠引 高荒引　何右衛門

貳番
一同五反歩内貳畝歩 九合　砂入引　何右衛門

三番
一同四反歩内三畝歩 八合　堅地引　何右衛門

右番付は水帳次第

右之寄

上田何町何反歩　内何反は 何反は　何引 何引　但何反 何反　何合 何合

中田下田も右同斷に寄べし

總合何拾何町何反歩、内何反引、殘何拾何町

右の通庄屋百姓立會、内檢見帳相違無御座候、以上

右取ケ付帳には、上田何程下田何程を合付にて、もり上ケ米有見事或は

上田何町何反歩　分米何程　内何反歩　何引

殘何町歩、此分米何程、分米とは、毎田に夫々の分の高と云事也、一村之分米合て高と云也

此籾或は百石、此米五拾石　但半すり

中田下田も右同斷

高何百石

合何拾何町何反歩　　内何反歩　引

高何百石

殘何拾何町何反歩　米高に幾つ、平均壹反に米何斗

此米何程　高に幾つ

此取米何程

右の通一村切に米何百石在レ之内、萬事掛り物の多少を考、又助力の樣子旁考合、四分取か、五分取か六分取、其所之古法を引合了簡有べし、又田の上中下の位に不レ構、當毛合付を類寄に仕、其反畝に割懸候へば、其年之在米早速相知候、尤百姓より仕上る寄、坪苅帳、役人見分之節改合、若相違有レ之ば改之通直し、其直之所に名主印判致させ、重て役人の善惡不レ申樣に仕べし、如レ斯毛を揃て在米に仕取事、位より不作之田持たる弱百姓之爲には、能事も有べし、然共往古より石盛弐ツ下り、上中下田の差別有、當毛合付宜に隨て取時は下田を能作たる百姓德分少き故に、重て田地の養に力劣る事も在るべし、兎角所により古法を本にして了簡在度事也

一　厘取の仕方に、位々に合付を以平均取を仕出、或上田之內にて壹升毛何町、九合毛何町、八合毛何町として、反取米を盛にて割、毛付厘に成、此厘付を分米にかけて、合毛每の取米を知、此取米〆を上田の高にて割、上田之平均幾ツ何分何厘と知、中田下田も如レ斯見て、惣取米を高にて割、高に幾

ツ何分何厘と知也

一　取箇割付認樣式

何年取箇割付之事

何國何郡
一高何百石　何村

内

何石何斗　前々井路引

何石何斗　惡地引

何石何斗　當檢見引

引小以何石何斗　小以とは小〆の事也、以は集止也、因也、一紙の終を〆とも合とも云也、合〆書たる後、別義書加たる所を、都合と書也、又小以上の上略を小以と云

殘高何程

此取米何程　毛付幾ツ
高に幾ツ

但此内に谷切、字限、惡地など有レ之ば、内譯仕、免違にて其分下げべし

外に

一何反歩　見取場

此取米何程　反何斗

一何反歩　新開

此取米何程　　　　反何斗

一此所に野山沼川運上、其外小物成類可レ取分を立、或所により口米、道米、夫米等を記、重て津出又は人足遣候節、相應に代米遣事もあり

納合米何程　取箇帳には、高に幾ツ本取幾ツと記、外物を除、本高にて割、本取と云、勿論五ケ年か、十ケ年の上げ下げ付べし

内

一何程　十分一大豆銀納、或大豆小豆納

一何程　三分一銀納か

一何程　米納

右之通當何年物成取箇相極候間、村中大小之百姓出作之者迄、立會、無二高下一致二割符一、急度皆濟可レ仕者也

或

酉御年貢可レ納割付之事

何國何郡　何村

一高何百石

内

何石何斗　前々郷藏敷地引

何石何斗　當檢見引

殘何百石　取箇帳には高に幾ツ毛付幾ツ

内
何拾町　田方
何拾町　畑方
此譯
上田何町何反何畝歩　一反に付米何斗
此取米何拾石
中田何町何反歩　一反に付米何斗
此取米何拾石
下田何町何反歩　一反に付米何斗
此取米何拾石
上畑何町何反歩　一反に付永何拾文（但上田に准永反取仕出）
此取永何貫文
中畑何町何反歩　一反に付永何拾文
此取米何貫文
下畑何町何反歩　一反に付永何拾文
此取永何貫文

小以　米何百石
永何拾貫文　　取箇帳には　平均一反に付何斗
平均一反に付永何十文

此永を貳石五斗代々米四に割、夫に取石を加、是を總取米と見て、高にて割り、高に幾と知也

外

一此所に新開幷見取場其外小物成類記ㇾ之

納合　米何百石
永何拾貫文

此納方　永壹貫文に五をかけて高五石と成、夫に五ツ免を掛、米貳石五斗と成、古來の定也、近來當厘知には貳石五斗代也、五ケ年十ケ年平均には、壹石貳斗五升代也

一米何斗　荏納

此荏何斗　但米壹升に貳升代

一米何斗　大豆納

此大豆何斗　但米壹升に貳升代

一米何拾石　米納

一永何拾貫文　金納

但永壹貫文を金壹兩代に仕、金壹分に永貳百五十文を四ッに割、六拾貳文半を壹朱と云、三拾壹文貳分五厘を朱中と云、端永拾文拾五文朱中に立、まくり上べし、尤三朱より朱中迄、金壹兩六拾六匁替之相場にて銀上納、勿論其所古來の定も有るべし、貫代も所によるべし、甲州に壹貫文壹石四斗四升の所もあるよし

右之趣にて、其所之古法を本として了簡有べし、新規成儀は差支無ㇾ之樣に、能々考べし

年貢收納取立之事

一 年貢米金可二請取一本帳に、少之事も即座に記、押切請取可レ出、附落彌重附、又は勘定違無レ之様に其時々に無二油斷一、勿論御年貢差引之儀、名主組頭能々合點仕候様に相極べし

一 年貢米、粃糠くだけ、しゐな、目くされ米總て悪米無レ之様に俵以下迄念入、米主升取納方役人名札入、勿論升目御定のごとく無二相違一申付べし、乍レ然俵拵等其外無益之儀に重念入、百姓之難儀不レ仕様に、了簡有べき事か

一 新米之出來を考、八月より初年貢申觸、納所致させ、初秋よりきびしからざれば、百姓油斷して雜穀をむざとする故、年貢のさわりに成事あり

一 麥作茶其外夏作出來申とき、夏成の年貢急度可二申付一、七月以前に半分も可二取立一、夏之內油斷仕、米年貢に指合不レ申様可二取立一、田には作德少、畑には作德多村所々にあり、夏成不レ取所は若未進あらば、金銀持居る內に早々取立べし

一 壹ヶ年未進仕候得ば、末々迄次第逵り、毎年未進絕ずして、餘村之例にも成事あり、少も未進無レ之様、可二取立一儀なれども、檢見之節迄、去年之未進四五拾俵有レ之村あり、是去年の取强故歟、又は役人不調法故歟、跡々草臥之たまりか、奢强費多故歟、何道未進當年貢とも取立ば、つぶれ百姓可レ在レ之と相見ば、私領ならば檢見之役人より、年寄用人へ相談之上、取箇相應より引下げ、右未進之員

數を見合、取を極、未進當年貢共急度取立、後例に不ㇾ成樣可ㇾ申付ㇾ事

一 諸納皆濟申付に嚴敷取立ては、つぶれ百姓可ㇾ有ㇾ之と見請候はゞ、名主へ申聞了簡之品も有べし、併ゆるめて永く未進之例に成事あらば、一兩人つぶし候とも、後例に不ㇾ成樣、役人申相談之上、急度申付べし

一 假令銀三百目にて銀納仕とき、石三升の口米と、石八升の夫米と引、米相場五拾目に壹割高に立時、本米何程の請取可ㇾ遣事、法に本米壹石と口米夫米合壹石壹斗壹升に五拾目を掛、夫に又壹石に一割加、壹石壹斗掛六拾壹匁五厘と成を法として、有銀三百目を割、四石九斗壹升四合之本米請取出と知べし

一 俵入之儀五斗入、四斗入、三斗三升入、所により不同なり、關東は三斗五升に貳升之込米を加て三斗七升入にて納、一村切に寄候取米を俵に仕時、三五にて末迄割、俵より下へ三七をかけ、何百何拾何俵何斗何合を、御年貢米、納辻と知

一 年貢米運賃は地頭入用、陸路も五里迄は百姓役、其餘は定の賃銀遣筈、遠國より廻米船足に定在、船道具荷物積立、艫床下にて、水際迄六寸、或は八寸、其國並之定聞屆べし

一 口米は地方役人給、并紙筆墨等之入用也、上方は壹石に付三升、銀百目に付三匁、關東は納三斗五升之斗立、三斗七升入壹俵に付壹升宛、口錢は永百文に付三文、或は金三拾貳兩に付壹兩、永八貫

文にて金壹分、勿論其所の古法有べし

一　前々より金銀米錢、其外諸の色物取立候すべ、并日限等或請取役人諸證文之認樣、或運賃駄賃之譯、勘定目錄仕組之次第諸賄之樣子迄、先役之ものに委細尋置たるがよし

一　百姓當分金銀出置候へば、年々勝手能罷成、取簡も宜可ㇾ成筋にて拜借願候時、たとへば元銀三貫九百四拾八匁五分五厘貸、利足年壹割貳分に定、（毎年利に利を加ふ）四年濟にいたし、毎年同じ銀高にて返納申付候はゞ、百姓濟能可ㇾ有ㇾ之候、此算法利足壹割貳分に元一を加、一壹二と成を三度かけ合、一五七三五一九三六と成に、元銀三貫九百四拾八匁五分五厘をかくれば、六貫貳百拾三匁壹分貳厘餘と成を實として、別に前の一壹二を置、又元一を加、又一壹二をかけ、二三七四四と成に元一を加、夫に又一壹二をかけ、又元壹加、四七七九三二八と成を法として、實を割ば毎年返納銀壹貫三百目宛と知

一　又壹貫三百目宛四年に取切時、利足年壹割貳分にして、此元銀を知事は法に壹割貳分に元一加、夫に壹貫三百目をかけ、夫に壹貫三百目加、又一壹二をかけ、夫に壹貫三百目加、又一壹二をかけ、夫に壹貫三百目加、六貫貳百拾三匁壹分貳厘を實として、別に一壹貳を三度かけ合、一五七三五一九三六を法として實を割ば、元銀三貫九百四拾八匁五分五厘と知

一　或元銀拾五貫目百姓へ借し置、三年目に元利合貳拾壹貫七拾三匁九分貳厘にて返納いたし候、此利足年に何程に當り候哉、（但貳年目より利に利を加へ）法に元利合貳拾壹貫目餘を、元銀拾五貫目にて割ば、一四〇四

九二八と成、是を開立方にして元利法一壹二と成を元一を引、殘壹割貳分と知（但貳年の法は開平方、三年の法は開立方、四年の法は三乘方、五年の法は四乘方、次第如レ此術意同前）

一　又米六石借し、六年目に六拾石にて元利濟のとき、利息を知事は右の術意にして、五乘の法にて割、四割六分七厘八毛餘の利に當る

一　又壹斗十年十壹石に成時は、右の術意にして九乘の法にて割、六割に當る（但少不盡あり）

一　又百姓願にて元銀五貫目借し、利足三割の五年濟に定候處、譯在て元居利足計每年取レ之、五年目に元銀五貫目は被レ下候時、此利は何割に當る、法に三割に五年をかけ百五拾目と見、此内百目は元、五拾目は利とまづ覺、元百目を五年に割貳拾目と成、別に置、扨一二三四五合十五（但六年の時は、一より六迄置合也）に右貳拾目をかけ三と成、是にて右の利五拾目を割ば、拾六匁六分六六と成、是に五年をかけ八拾三匁三分三三と成、是に壹貫目加、夫を目安にして拾六匁六分六六を割、則壹割五分三厘八毛四六と利足を知る、如レ斯元銀は捨に成、聞へ能候得共三割の利計五年分合七貫五百目致二返納一候故、相應之利に當る也、依レ之高利之了簡有べし

算法入　勸農固本錄上　終

算法入勸農固本錄卷下

檢地仕樣之事

一　檢地之儀は廣地、狹地、落地、二番打、位違、石盛違、負高有レ之か、或川缺、山崩、年々の員數慥と難レ知所か、或大河端、居ごみ溜り、古反步より多成か、或切開き、又は不ニ譯知一、古水帳より反高多所か、惣て百姓前に損德有レ之、取箇不相應成場所を檢地して、曲り木に中墨を打、勾配之直を求るごとく成べきを、田畑反高を打出、石盛位をのぼせ、出高のみを目に付、道理之外御爲だては心得違にて、曾て有間敷事なるか

一　檢地と云は古高に不レ構、縱橫間數、反別位付、石盛等新規之竿之通、村高極知行に渡となり、又地押と云も仕形は同前なれども、古高何程新高何程と記置となり、委細功者に尋知べし、又居檢地と云は、古檢にて地味能廣地故、地押致し候ば打出有べき場所にて、前々より割增高請來所を、無地增高と云也

一　檢地打始は、諸事細に吟味して反步詰るもの也、次第にゆるみ付申もの也、竿始の村は百姓困窮に付領主も難儀たるべし、半打候て大括りを見時、高大分減ば肝を消し俄に位强く仕、又高出過在ば

俄に位を弱め、半途の內外にて大分むら出來、百姓痛悅之甲乙有レ之、後々取箇之節も不レ宜儀に候、然ば初より四分六分の心を離れ、半途之大括り高の增減に不レ驚、有體に公民之掌に握り、其貢中を志少も依怙贔負なく、正路に執行事肝要なり、是を檢地とは云べし

一 檢地前、村繪圖、幷田畑之位付、百姓方より取レ之、境目等遂ニ見分一、向寄を考竿打初、百姓位付之帳に引合、若相違あらば改之通直レ之、勿論百姓に神文致させ、如レ斯の仕形は不功之樣なれども、見合のため、又は百姓之心入正邪も知、上下納得のため旁よし

一 大通見分之節、其村之盛衰地味、幷水の懸引、日請の善惡、水所旱所、或村居より田畑へ遠近、野山草芝の多少、惣てこやしを取所の樣子、其外末々可ニ欠荒一場所、或切添可レ成所歟、諸事心を付べし、秋檢地、土を見事おろか成故、土を握りて考べし、立毛も年により下田も出來よく、上田も出來惡敷事もあり、春檢地は土を能々吟味して莿かぶの樣子を考べし、萬一百姓田へ石をまき、水をはめ候事も在、底石を掘て靑まさ等を見べし

一 惣奉行は正路地方心得有人吉、繩奉行は地方功者にて、魂氣强、算勘有人吉、帳付は算筆達者にて、魂氣强年四十以下吉、竿取は年廿より卅迄、達者成律義者吉、目付役は才智有正路成者吉、見當拵は、百姓之家來達者成小才覺もの吉、扱繩奉行は惣奉行の勤方も兼、田畑の位、竿の始終出入に氣を付、折々繼竿步行樣も仕、田畑の中畑寄合、上とも下とも定べし、又帳付役一組四人あらば貳人

は宿に居、淸帳を認、其外諸用可ㇾ調、貳人は野方へ出、竿取何間と呼候時、此方よりも高聲にて何間と呼、帳に付べし、田畑持主の名、位付不ㇾ定前には付まじ、惣奉行より位付等何にても相談あらば存寄有體に申べし、尤算用役も兼させべし、又目付役は竿の始と納と、見當之出入、竿取之足腰に氣を付べし、或は川端、道端、岩根抔打詰ては百姓難儀可ㇾ仕候、ヶ様之所は目付役了簡有べし、其外役人中宿々へも見廻、不行跡無ㇾ之樣申付べし

一　步竿長貳間にて壹丈貳尺貳分、（此貳分は砂入の餘計なり）元末石突際に判形あり、太さ壹寸貳分廻程、壹尺宛に目をもり、又繩にて打は管繩吉、水繩は能苧三ッぐりに、筆の軸程にむらなくこき張候て、薄澁を引、又蠟を引も吉、しめりにたるまず、長壹町或百間程に致し、壹間宛にないさげ、拾間に色苧總を印に付、併每間付てはからまれ悪し、繩検地は詰るもの也、了簡在べし、山坂は車竿、屋敷は鎹竿、其外步行樣し、目積り考合べし、但竿打時半間迄にて尺寸不ㇾ及ㇾ打、或竪横廣狹にて平均間に付る所は、尺迄は用、步詰の勘定に入、四厘餘迄は捨ㇾ之、五厘より壹步に入、野帳に致ニ斷書一、案内之者地主へ其旨申聞べし

一　檢地に用る道具、古水帳、貫代帳、五人組名寄帳
所繪圖　寺社繪圖　案内帳　番付帳　野帳　竿 二組　管繩　水繩　曲尺　磁石　かけや　鶴觜　鍬
鋤　荷つほ　十露盤　硯紙　分度の道具（是は山堤高下を知り、向の廣狹近を知なり）　見當四本（是は天氣能ときは紙にてさいはいを付、雨天には麻にて付る）

一　竿打候節、深田へも踏込地味を知、横竿に別て念入べし、少の延縮(のびちゞみ)大に相違あり、勿論雨降風吹毛の上檢地心得有べし

一　板札に檢地奉行之印形を押、何程も野へ致二持參一、竿打仕廻候所に、何間に何間と右之札に書付、毎田建(たて)て通る、其村檢地仕廻候迄札を建置、札無レ之所を不レ打證據と見て竿入べし、如レ此致し候へば、隱田(おんでん)落地無レ之もの也、勿論札紛失せざる樣に最初に申渡べし

一　山畑の檢地登りに打てば歩積多し、下りに打が吉、又見積りは相違有べし

一　鹽濱檢地は下の堅き所を上とす、鹽多し、歩竿落しかけ、竿尻のおどる堅さにて上中下を定べし、鹽濱之内へ眞水指入は惡し

一　案内之者其村名主年寄、亦は小百姓之中にても吟味して四五人も申付、少之所も地面落不レ申、并手下之者召仕等迄若非儀有レ之ば、早速密に可二相達一旨、萬事有體に可二申上一段神文致させべし、落地、位違、竿違有レ之歟、御帳御貸之上は人別持分に引合、相違御座候は早速可二申上一旨、勿論難レ立御訴訟申上間敷旨、小百姓手形取可レ申候、且又隣鄕之者出作仕、作人居村之高へ入置候所も、地元之高に結、他村拔高無レ之樣に仕べし

一　檢地前田之水落置、人馬通路難レ成損候道橋修覆仕、其日繩請地主之外無用之者不二出向一、諸事村中相談致し置、口論抔不レ仕樣に申付べし、古水帳致二持參一案內之者召連、地所村境大通り見分仕、繩

初之了簡有べし

一　田畑之中大石、大木、川缺、山崩、其外作毛仕付成がたき分は、水帳之末外書に其譯記べし、又寺社領、其外開寺、渡守給田、或山林等古來より譯有レ之除來候分も、水帳之末外書に記べし

一　畑廻りに漆、桑、楮、茶の木あり、役高に入候分は畑歩除レ之、畑一面に有レ之は、斷書致し不レ殘高に入べし、本田畑之外杉、柳、僂、桃、萩、蘆畑有レ之、土目惡敷故本作之外に仕、或切替切畑荒畑拆年替休め作に致類に、野帳に付わけ、年貢少々申付候歟、見取場に可レ仕歟、相談之上相應に申付べきか

一　池沼原等新開可レ成分、見分之上竿入高に結地主を極置、取箇は起手間を考、四五年も用捨有べし其外堂宮、稻干場、土取場、或は墓所、古塚、死牛馬捨所等高に入がたき分は、反別水帳之外書に記置、或道、井用水、井筋狹所歟、又は勝手惡敷候付外之所へ振替度旨願候はゞ、吟味之上敷地減分歟、たとへ少々敷地相増候とも田地のために可レ成分は申付べきか

一　田畑質地年季懸候分も、又年季明候ても濟方相滯候歟、不レ限ニ年季一借次第請返證文有レ之分も、年季限手形仕替させ、元の地主之名記、百姓之讓り請たる田地に、末々不レ離樣に致度事也

一　田畑之形は品々有て極る形は少し、方田、直田、圭田、梭田、梯田、斜田、角田、圓田、椀田、環田、錢田、笠田、飯櫃田等之歩詰之仕樣は算書にあり、其外自然之地は平均間打所、其場にふれて功者有べし、

大方縦横十文字に打也、二竿にて知がたきは、縦横之外に入組み歩を別に打、たとへば地面貳十壹歩之所竪五間横四間と野帳に記、内壹歩は入歩と記候、是は地面出入有レ之に付、平均間之外見込入歩を仕候、總て形は色々有レ之とも四方に取直見心也、野帳に位付字等迄、委細に記べし

如レ此四隅に間當を立、竪横竿の出入を様す、日付幷奉行杖を目當にして、間當の出入を見る、或地面出入有は、見計平均間にすべし、大むら有は、二三に切て見べし

横廣狭ならし、眞中にて打

竪横ともに平均眞中にて打

此圖ごとく内に可レ除歩在時は、十文字に打、惣歩之内除歩改引、殘を長間にて割横間を付べし

圖ごとく平均に付べし
又横を跡先中三所打なら
しに付てもよし

此圖のごとく捨歩
入歩考合、十文字
之歩積に合候樣、
繩張して可レ打

如レ此二ッに分
て打、又見込に
も打べし

如レ圖にてもよし
又中にて竪横十文
字に打、半月見込
の繩と云

圖のごとく出入ならしに歩
詰也、又圓指渡を懸合、七
九かけ、扨作り歩にしても
よし、或六十三歩有は、七
間に九間と記

是見込十文字

十文字

横

此半分
竪間に用

如レ圖十文字に打、
繩張にて出入の損
徳可レ考

山田に膳棚田抔とてあり
あぜを飛して打、拾ひ集
て作り歩にすべし、尤あ
ぜの飛代ろ、又北向のあ
ぜ下宥免有べし

ケ様に曲りくねりたる形
は、三ツ四ツに切て別々
に打、作り歩にすべし、
或七十二步有ば、八間に
九間と記

一　大山抔は細長き畑有は、眞中より竿取、貳人にて上へは登りに打、下へは下りに打ば、竿の延縮平均に成て吉

一　間數野帳に記候跡にて、間違竿の延縮、管縄以相改べし、其上野帳に役人押切印形加、百姓に借し渡、若竿違、書誤、又は位違有ㇾ之ば、帳面に致二付紙一申出べし、僉議之上再檢有べし、若立がたき儀申出候はゞ、越度に申付べき事か

一　田畑位付は、大方上中下三段なれども、別て能所は上々田、又薗田、麻田等は、石盛上より壹斗高にも極、又惡地下々田、砂田、谷田等は、下に壹斗或貳斗三斗も、土地之品により下べし、又屋敷は上畑並か、上々畑、麻畑、下々畑、山畑、燒畑、砂畑、其外所により見計、地面に應了簡有べし、大方段間貳ッ下りのものなれども、品により二には限まじ、古檢之位に不ㇾ構位番付所により十四五迄も付立させ、百姓より取ㇾ之、役人見分と引合考べし、屋敷圍は四方壹間通り程除ㇾ之、軒並の小屋敷は

所相應に可ㇾ除か

一　田畑當分地面狹とも、外に荒地或野山有、次第に廣地に可ㇾ成所、又は當分開置たる所も末々山埀水損可ㇾ有所又當分上地成共、末々藪林に押され日影に可ㇾ成所、又中下之地年を經て上地に成もあり、此類に功者入事なり、總て道は少緩打べし

一　土地之見樣は前に出、石盛位付は隣鄕之樣子相考、甲乙なき樣に出方、野方、日損、水損場、用水掛り、日請等迄考合、五ヶ年之取箇に心を添、勿論上中下之差別少き所は斗代之差別も少、反別一村寄之時、位落之儀、大概上壹町ならば中貳町、下三町、下々四町と出候樣に致度ものなれ共、拵物之樣に難ㇾ成、勿論所によるべし、然ば野帳に字付仕、田長何間、横何間何右衞門と記、位付は一村打仕廻候時付申候、合紋附イ（上田の合紋）ツ（中田の合紋）マ（下田の合紋）テ（下々田の合紋）モ（上畑の合紋）サ（中畑の合紋）カ（下畑の合紋）エ（下々畑の合紋）ル（藺田等之合紋）是「イツマテモサカエル」と云合紋也、如ㇾ斯野帳に記置、百姓壹人前に反別位まけ無ㇾ之樣に了簡有べし、上中計多持百姓は諸役高に應掛り物多、中下之田能作は、年により上田より物成多して掛り物少、右之通位付追て仕時功者有べし、又檢見畝引之節アカサタナハマヤラワ（一二三四五六七八九十）如ㇾ此合紋付にて引流もあり

一　石盛之事或上田壹坪に籾壹升有は壹反に籾三石、米にして壹石五斗に成、壹町に拾五石と成故、是を拾五の盛と云、中田下田十三、十一などゝ盛事同意なり、一村寄候所を高と云、又右上田拾五の盛

に決定の所にても、其村善悪を考合、拾三四とも、又拾六七とも盛付べし、或何を作候ても、一反に付平均何石出來可ㇾ申を積、一反何斗取は不ㇾ苦と見て、其村の厘付を仕出し盛の上ヶ下ヶを可ㇾ考、上田の根取反七斗五升ならば、五ッ取と見て拾五の盛と知、中田、下田、畑方前格を押て定べし、位を極事は番付帳或一より三迄は上、四五六迄は中、七八九迄は下と段々極、根取に引合了簡有べし

一　水帳相極候節、検地奉行下役竿取案内之者迄、判形致名主へ渡、寫帳認させべし

地普請之事

一　堤、川除、道、橋等春中見分之上、毎ㇾ物不ㇾ及二大破一とき支配所へ相達修理加べし、尤正月の儀式過候は日限を極、役人寄合、地普請之儀、幷年中行事、時におくれざるやうに相談可ㇾ申事

一　村々用水の手づかひを見て、不足の地へは井堀をほり、又悪水のはきかね、年々水損の地には悪水道を付、又日損場は水筋を考用地之堤を築、或は井堰より取水は水口堤を築、水門を防ぎ、水の用なき時は戸をたつるなり、水門前後萱羽口に拵て、是を袖羽口といふなり

一　在々用水かけ引、井堰にて水を引わけ候とき、川下の井水不足にも不ㇾ構、百姓手前勝手に宜様に仕爭論におよび訴出、肝要の時暇を費し、少の事長じて一村のさわぎ一郡へひゞき、後は身を捨爭事あり、常々急度申付、用水不足之時は、井堰番を役人より付置水等分にひかせべし

一　瀦井には惡水落しを掘べし、高さ水門の水際を以押べし、洪水の時水いかりて堤切るゝ事あり、水門も破損する事あり、堀口に水門伏ては弱みなり

一　新に用水の落し堀、かけ堀など普請せば、雨の時分水はき、川流にて地形の高下を知り、普請取掛べし、但かけ堀は淺く廣く、落堀は少狹く深く、勿論所によるべし

一　川より取用水は水口に口傳あり、石川などは年々出水之節、瀨かはる事ありて、用水掛り兼べし、川口を付候時、其堀口の向に日當有べし

一　川を掘廻し候事あらば、地形の高下により川筋を廻し堀べし、殊淸水細く流所あらば必廻すべし、地形の低き所は出水のとき、水いかりて破損あるべし

一　川除堤手弱き所は、少々の蛇穴ありても出水のときさるゝ事有、見廻り早速近邊の人足呼、防留め大破に不成樣心掛べし、總て年々見分之上弱手之所は上置、根腹付けの普請在べし

一　堤川缺總て弱手の所は、出し堤を築出し、其出のはな川下へかたむきて破損しげし、又川上へかたむきては出しの根缺る故に、大方直に築たるが吉、但はね出し請出しに口傳あり、水の當り押掛、出水の節見分致し置、能々考べし

一　川を築切事あらば、兩川端より羽口にて仕出し、川の眞中にて築切べし、築切の場所に口傳有、川口にて築てはたまらぬもの也、叉とうゆい口傳有

一　川を築切其水を用水に取、是を堰といふ、此築様能候得ば十年もこたへ申候、皆萱羽口に仕立て、始は榎木か、こならか、水に强木を一重鋪ならべ、又枝木築立、其上萱にて仕立、横に揃て竹の押縁致し此仕様に功者あり、羽口は水際より三尺程も高く築といへども、其川年々出水の様子によるべし

一　やらい竹の本を强して、一間程づゝ上と下と二所になければ悪し、扣杭を强打て竹しげくならべ厚き程吉、是も年々竹をあて古竹も其儘置、其上へ幾重も當てよし

一　石原に杭打とき、根入かたきは、松木杭打候得ば、何之杭よりも根入よし

一　所により大抵の川除にては防がたく相見候はゞ、石籠を築べし、此わく四隅に丈夫成柱を立、其間四五尺に壹本宛柱を立、貫をぬき、又其あいくに小杭を打、中へ石を入、夫も端へは大石、中へは小石入、此籠にて水のあたり随分强所をはねべし、但水の押掛勾配を考築ざれば、出水の節瀬かはり、或は外の所水損あり、此わく永く用に立ざるとき大き成失墜也、能々考べし、此所に功者あり、又所により捨杭貳參本宛所々に打、或は竹の枝付所々に指込、水はね次第に洲付、少のあいしらひにて大分の水はね候事も有べし、尤杭の打様に功者あり、急には留らず、當る所の二三町も上より段々に打べし、蛇籠並杭木はのべに請、石籠は大形直に請べし、勿論出水の力其所の様子によるべし

一　川除杭大概一間に六七本程打、しがらみ柴壹荷程、杭長五六尺、壹人に五六本持、蛇籠竹貳尺五寸通り壹〆にて、指渡貳尺四五寸、長貳間程も出來申候、蛇籠坪詰の法は、指渡を掛合、圓法七九を

かけ、其上長何間を尺にして掛、立坪の法貳百拾六にて割り、夫に籠數を掛て總坪數知れ申候とき、栗石の積り致し、中へ詰申候

輕重之大方

一土壹尺立方　拾貫目程　米貳斗七升目程　一砂同　拾壹貫目程　米三斗ノ目程

一石同　拾七貫目程　米四斗六升目程　一水同　七貫六百目程　米貳斗壹升目程
但壹斗四貫九百目程

一栗石六尺立方　三千貫目程　米八拾石目程

一　堤川除普請入用、大概杭木、柴、葉付竹、萱繩、並道具は槌大小、鶴の觜、鐵突、簣(モッコウ)、籠(フゴ)、鍬、唐鍬等其普請に可入物を用意有べし、杭打とき繩にて兩方へひかへ打べし、竹木は公儀林、百姓林の內先格次第伐出し、田地養のため其村の勝手能普請ならば、高百石に付五六拾人ほど迄かゝり候分は、百姓手前普請にて扶持方被下間敷か、其餘の大普請は諸色入用人足扶持方可被下事か、百姓不痛樣所により了簡在べし

一　地普請は正月十日頃より取掛り、二月中旬迄か、三月節句を限と心得べし、永引ば耕作のさわりに成也、但普請の品により、他村より高百石に付幾人と割掛、或は普請に付勝手能村か又惡鋪村か、何の構にも不成村か、其品により壹人五合扶持可被下か、割り付にも其了簡あるべし、又普請場割渡に道の遠近、土の輕重、場所善惡にて了簡あり、初心は先づ一日二日普請致させ樣子を考、其後割

付べし、奉行人手ぬるくては人足共油斷仕、日數を迯り諸事費多し、湯たばこは時を極心能給させ、其程を考又取かゝらせ申ときは急度申付、若油斷のものあらば追戻し、日役に不ㇾ立代り取るべし、總て少の入增をいとひ普請不念なれば、年を歷ざるに破損しげく、大分の費に成、奉行人不調法と相聞候、隨分念入べし、普請場見分の上、仕樣帳入用積の事、堤普請ならば根敷、馬踏高さ長さ何程、此坪數掘割の仕樣、土運樣道法遠近、築取り地ならし、しがらみかき、杭打人足等の品、杭木土俵蛇籠數、並拵樣、土砂石入用の品、運樣、又大工木挽、石師作料積、人出樣、遣樣、釘鎹の打所、並代付竹木伐り出山の道法、人足積り、諸色調物代付等迄委細記ㇾ之、總御入用積上、何も相談の上普請に取掛、無二油斷一可二申付一、兎角功者なくては成がたし

一　假令堀長百貳拾間、橫幅拾間、底にて八間、深三間あり、此坪請仕樣は、橫拾間底八間置合二に割、夫に長と深とをかけ、三千貳百四十坪に成、此堀人足壹坪に四人かゝりにして、四を掛壹萬貳千九百六拾人を五組より出、壹組に付貳千五百九拾貳人宛也、是を一日に六拾四人宛出、四十日と晝迄に掘仕廻申候、扨右の土退け人足三組より一日に百六十人出、內壹組は五十人、一組は七十人、一組は四十人出、右組々へ間口割渡事、堀長百貳拾間を出五十人にかけ、惣人足百六拾人にて割は間口三十七間半と知、七拾人組も右の法にして、五十貳間半四十人組三拾間と知也、又組々坪數見事は、總坪三千貳百四十坪を一組五拾人にかけ、夫を總人足百六十人にて割千拾貳坪半と知、七十人組右の法に

て千四百十七坪半、又四十人組八百拾坪と知、右退土壹坪の重目、大方米六拾石目として、壹荷三斗目持の積り壹坪貳百荷也、五拾人組坪數千拾貳坪半にかけ、二十萬貳千五百荷と知、七十人組貳拾八萬三千五百荷、四十人組拾六萬貳千荷也、又一坪何人役と云とき、一日六里歩みの積り、道程貳町在所へ退ば、往來四町にて六里の町數貳百拾六町を割ば、壹人に付五十四荷持也、扨壹坪の貳百荷を五拾四荷にて割ば、壹坪に付三人七分位也、五拾人與み千拾貳坪半に掛、三千七百四十七人役也、一日の出人五十人に割七十五日出日也、七十人與四十人與も法准之

一　假令土俵三萬六千俵あり、三町在所へ持人足二十人、又六町在所へ持人足五十人、又八町在所へ持人足六十人、右三ヶ所へ壹萬貳千俵宛割渡、但壹俵に付貳人掛り幾日役といふとき、一日八里歩みにして、八里に三十六町を掛貳百八拾八町、一日壹人歩也、扨三町の所往來六町にて割、一日四十八歸仕候、六町の所持ものは二十四歸、八町の所持ものは八拾八歸、扨壹萬貳千俵を四十八歸にて割二百五十八人と成、貳人掛り故五百人役也、毎日出人二十人にて割、二十五日人足出す也、又六町の所持ものは右の一倍千人役也、毎日出人足五十人に割廿日役也、又八町の所持人千三百三十三人役を、毎日出人六十人にて割二十二日と一日は拾三人出也

一　堤築とき根敷と、馬踏と（上ノとまり丈はしりの事なり）高を何間と極め何寸のりに築上ゲ取合よきと問とき、根敷の內馬踏を引、殘間を二ッに割、又高を以割ばのり知也

一　或は土何百坪あり、是を堤に築立高さ間は馬踏と根敷と置合二ッに割、夫に長さかけ、是を目安にして有坪を割高知也

一　或は坪數、長、高、馬踏あり、根置は知ぬとき、或は四寸のりにして何程に成といふとき高に法をかけ倍し之ならしを加、根敷知也

一　假令根敷十五間、馬踏三間、直高四間在池堤に圦樋伏申とき、上八間下にて貳間に堤掘割此坪數を知り人夫積事

　但掘割場所、兩齒桦末なし形と云

法に八間の內下幅貳間引、殘を高四間にて割、一半と成を法として八間を割、五間三分三と成、內四間引殘り壹間三分三を別に置、又根敷の內馬踏引、殘を高にて割三間と成、是に右壹間餘をかけ、夫に根敷を加十九間に成、夫に根敷倍を加、四十九間に下貳間と右の壹間餘とをかけ、百三十坪令六六六△（アイ文）と置、又根敷十五間の內馬踏三間引、殘を高にて割三間に成を法として、根敷を割五間と成內高四間引、殘壹間上の方かり坪の高也、又上八間の內掘留貳間引、殘を高にて割、是に假り坪高壹間を掛、夫に八間加へ九間半と成に、八間の倍十六間加、二十五間半に馬踏三間とかり坪高と二口かけて、七十六坪半○（アイ文）別に置、又前の十九間と前の九間半とかけ合、夫に前のかり坪の高壹間三分三三と、上の方かり坪の高壹間と、高四間と、三口假り坪とも總高六間三分三三をかけ、千百四十三坪餘の內△置

たる百三十坪令六六六と、○別に置たる七十六坪半と引、殘九百三十六坪を梯形法六にて割則掘割場坪數百五十六坪と知也、右の算法六ヶ敷義なれども、或は上より高さ二間は一坪に付四人掛り、夫より下貳間は壹坪に付五人掛りにて掘と、坪數二わけにするとき本算故能合也、早算の根敷と馬踏置合二ッに割夫に上八間下二間のならし五間を掛、又高をかけて坪數知といへども、是は略算にて相違在り、右の六ヶ敷算は、何程細にわけても都合能なり

一　假令南方山にて中の谷次第下りの所に堤を築通池とするとき、堤の内外何程高下有ㇾ之を見るとき、堤の内底より竿を直に立、又外の方堤下よりも竿を直に立、上のならしすり切に竿と竿とに縄を引此縄に下糸付（此糸に石か錘かおもりを付る）竿と縄と曲尺の手に合、曲を極るとき、たとへば縄下土手内の竿高サ貳間あり、又土手外の竿縄下高サ貳間半あり、内外差引仕半間外下り也、然どもケ様の積りにては、高さ拾間餘も有ㇾ之所は、竿立候事難ㇾ成、此時は下の圖のごとくかゝ木打と申事在り、或は貳間竿直に立、其竿末より土手の腹の方へ、曲尺に合て縄を引印を付、又其所より右の竿を追くり立、如ㇾ此三度立替、馬踏と竿末と同高に成ときは、二間宛三度にて外ノ土手高サ六間と知、土手内の方も右の法にして五間と知、

又土手の眞迄根敷間を知は、右の竿末より土手の腹迄の繩の長サ置合、内の方七間半、外の方九間と知也、眞高は平均五間半也、委細は圖にて考知べし、

一　水盛の事、予記し置たる規矩分等集に委く有レ之、總て勾配ぬるくては水掛りかね候、他所より

下ケ繩曲尺ノ手ニ合竿直ニス

取る用水は、其村の第一高に不レ掛ば用に立がたし、又流川の勾配見事、土手際の川中に上と下とに竿を立、又其通り土手の上にも竿立、竿末に水繩を張り、下ケ糸を付直を樣合事圖のごとく、川上ノ竿、繩下より水の面迄或は七尺あり、川下の竿は六尺あらば、壹尺の高下と可レ知（但水繩十間程宛張り隨分たるまぬ樣にすべし）又見盤にても見通せば、水繩不レ張とも能合也

一　或は五七里も有レ之原地村繪圖仕とき、圖の如く見臺を直に居、磁石を南北へ定、十二支の方角壹間四方程に、本末二所宛印を付、其印に合て見盤を直し、或は五拾間百間先に竹を立、印し紙を付、見通し能候はゞ、或は卯の正辰の正と申候、卯辰ノ間は卯の何分何厘と記申候、（但ゑとの正敷當り候を正と云）如レ此磁石分割を中墨にして紙に寫とき、白圭又は墨筋引、大塚か大木か溜地家か、何にても目立候もの、何の宮

何の方に當て何百間と記、又は山繪圖抔、谷峯多き惡所は、其場所の丸め缺め、澤またぎ入組の分、壹枚紙に心覺して、右方角の內へ割合申候下繪圖大方取り仕、委儀は分割の內にて又ぢしやくを振り、まんぢうかねを追くりに遣ひ、（まんぢうかねと申は、指渡四五寸の丸の廻り薄く、中厚くして中に穴を明針をさし、赤かねか木にて拵申候此代りに厚紙にて丸く切、十二支の分割圭を引、繪圖紙にのせ打初に針を指、夫より山野にて見通候帳面之通白圭又は墨筋引申候）末々迄細に極め、本繪圖仕候

山林竹木仕立樣之事

一　凡木を植る所は、深山幽谷土地厚き所吉、高岡は其次也、松は峯に宜、杉は谷に宜、平地にても杉、檜、松、桐、欅の太り安き木、肥地に植れば十ヶ年の內外に材木に成、又薪に用る雜木は四五年の內也、四木の類、或は栗、柿、桃、梨は實植、又は接木にして二三年之內實を結也、地味を考栽べし、又田家に木を植は西北の方吉、竹は東北の角に栽、陽氣を包み又盜賊の防ぎ、火難之隔、枝葉薪に用、落葉こやしに成旁吉

一　山端、畑境、野原に何も不植置、勿論屋敷廻りに四壁もなく空けたる村には、良材四木（桑漆茶楮）植させべし、工人職人見立色々の器物を作り申により、直段能調、其器物を商人交易して諸民のすぎわひに成べし、又垣には枸杞（くこ）、五架葉（うこぎ）、からたちを植、眞木に栗、枇杷、桃木類を植べし

一　野原其外空地あらば、地普請のため雜木、竹、萱抔植、又櫟（くぬぎ）こなら、松、杉等の林を仕立、用木

は勿論枝葉薪に仕候、ヶ様之儀始は百姓骨折、其上草苅場せまり嫌ふ事もあり、末々は百姓之ためなり、野山に無益の費なきやうに申付べし

一　新林の仕立用木のためならば松杉が吉、三四尺宛間を置植、次第にしげるとき木振悪敷伐り、又は植替べし、實生三年目に木苗植たるが吉、野原芝原に其儘栽てはそだち遲し、一作の跡か、又は地うなひて栽ばよくつきて早くそだち申候、だるこやしにて植ば千萬本に壹本も枯事なし、但そだちに隨て段々枝を打、松の枝は眞木のきわより切が吉、杉は枝を壹寸計置て切、其殘たる壹寸を眞木の際より皮をむき置ば、節入に不ㇾ成、又薪のための林は櫟(くぬぎ)、こなら、榎など交植べし、落葉取ば生立遲、不ㇾ取ば朽て糞しに成、木太り萱薄の類自然と生て、木の實も生へ次第にしげるものなり、松林には別の木を不ㇾ交松計が吉、假令ば一年に貳町四方宛毎年植ば十ヶ年過十一年目には、初年之林を不ㇾ殘伐拂、其跡に又小松を植立、薪不ㇾ絶段々伐拂、たとへば三尺に壹本宛植ば、貳町四方に六萬本程也、枝壹束宛落候ても六萬束也、三分一不㆓用立㆒とも大分の木也、順々毎年伐出し所の賑ひになれば、無㆓油斷㆒苗木植立べし

一　所により本田畑之外、杉畑、柳畑、櫻畑、桃畑、萩畑、芦畑、萱畑等、土目悪敷故本作之外に仕立、年貢も輕く申付候、土目悪敷荒地あらば、地味を考右の類をも植べし

一　古林には公儀林、地頭林、井根林、百姓林所により品々あり、公儀林は落葉取より外は下草も不

レ苅、地頭林は枝葉百姓にとらせ、眞木は家中諸士家作之入用、或は林ゟ無レ之百姓家作之節、持高に准じとらせ申事もあり、井根林は御用に付諸役人郷廻之節、枝葉薪に用、眞木は方々堰池川普請入用のためなり、百姓林も良材の分は故なくしては猥に伐べからず、但しげりたる所伐、薄所に小松植ても不レ長、終には枯木に成もの故、入用之節は片端伐り拂、其跡に又小松を生したるが吉

一　山林竹木仕立は立山、井根山、百姓總山、名前山抔と名を付て村中相互に吟味仕、林立候樣其所之樣子考可二申付一、林しげりたる所は往還より見込よく、支配方役人迄奥深く見ゑ申候、總て山は土地の内にても肉也、草木平地よりもうるはし

一　松を栽替事正月廿日比二月社日前吉、諸木とも植替るとき、前生たるごとく、木ぶり枝などに西東と日印して掘り、元のごとく植べし、扨穴を恰好より廣く掘、脇根一通りならべ土をかけ少押付、又根をならべ土をかけ、根のすぼらぬやうに、元のごとくに東西の違ざる樣に植、大木は鳥井木を立夫に釣上げ、立根不レ折樣にすべし、少踏付事は土次第にめり、脇根すぼるもの故めり少心也、又松は下へだるごゑ入、土を細に碎て植ば枯事なし、又夏木は春葉の不レ出前か、秋葉落て植替べし、冬木は夏葉しげりたる時、四五月比栽替吉

一　菓樹は上十五日栽菓多し、始て熟時兩手にて採るべし、重て實を能結ぶ、必一ッ二ッ取るべからず、人採たる後鳥多取もの也

一　椿栽事は六月十五日より廿日比迄吉、根牛房の様成所伐り、明松にて焼て植ば枯事なし、枝を伐事悪し、空地あらば椿多く栽べし、實を油に取或賣拂、餘程のきほひなり

一　杉は指木よし、若生を長七八寸計に切末をそぎ付、少割かけ麥一粒中へ挾み、四月中旬さすべし、但實のなき杉吉、實のなるは生立遲し、檜も指木吉、諸木共に土を細に拵、少ししめり有所にさし木にして實生より吉

一　桑は地際の枝折かけ土に埋置、春に至て壹本より四五本宛芽を出し、無類のしゆもく枝も出來、實植よりも早く生立もの也、桑は蠶を養、女童子之仕業にて、夏成の年貢濟所もあり

一　市中へ近き在所に松林あり、常松葉薪に用ひ、初秋には女童子共松原に出初茸を取、彼市町へ賣出し、所の賑ひ金納にも仕、旁手廻し能村もあり、或は國所により松茸多出る山もあり、ヶ樣の所にて運上取も有、松茸の出る山は土じやから色にて、ぼこ〱したる女松がち成もの也、たとへ生附ざる所成共、如ㇾ此の土色松茸蔓の類有ㇾ之山ならば吟味すべし、いまだ不ㇾ生ときは、山若きと見て下草落葉不ㇾ取、十ヶ年も過ば生べし、總て地方役人は諸事に氣を付べし

一　百姓屋敷廻りに藪なきは川缺る事多し、少成共藪を植べし、但西北の方か、東北の方吉、南をひらき北を閉ば、夏涼敷冬暖にして夕なべ朝起心能仕、家内に疫病不ㇾ入、菓樹能實を結旁吉、又野山に餘計あらば、大竹、から竹、篠竹植置、地普請其外家作入用之節伐べし

一新藪を植に、竹を中程より末留め植事古より世に多し、見分は能候得共、關東の地面には多は枯、たとへつきたりとも竹子生事遲し、又末きらざれば多つきて竹子早くしげる、但一所より枝二本つきたる節ひくきは女竹也、是を植て竹子能生、五月十五日比植て吉、植樣木と同じ

一池沼或川端に竹などはやし度事あらば、若生長壹尺計根一節宛かけて伐り扱指べし、一本もはづるゝ事なし、諸木共指木に不レ成は稀也

一木を伐事六月暗の夜よし、竹は八月吉、竹木共常も暗夜に伐は性よし

一樹の高さ積事、假令樹の日影貳丈壹尺六寸あり、別に壹尺の扇の影壹尺貳寸あり、然ば右樹の影を壹尺貳寸さしにて度ば拾八度あり、則壹丈八尺樹の高と知、其外見樣色々規矩分等集に有り、又末口の徑を見て柱の角を知事、末の徑裏曲尺五寸あらば、表かね五寸角の柱に成、何程にても徑裏曲尺の寸程、表曲尺の角に成もの也

一菜菓草木凡て民用を助る品々種子を求、其法隨て作レ之は、衣食居室財用足り、上安く下豊に、他の財を貪る心なく、禮儀正敷は民豊に熟し、本を務るにあり、常々此道を能可レ教事なり

公事訴訟心得之事

田地并金銀の出入、先名主年寄隨分內證にて取曖（あつかう）、輕儀を不二訴出一樣に兼々可二申付一、又名主と出入は

下役人正路に取捌、事重く不レ成內に相濟〻し、借り方元分程返濟無レ之內は、急度相濟候樣に申付、利足之儀貸方も了簡可レ加事歟、兎角寶は融通し、貸借り無レ滯、利足壹割半を高として不レ及二證文一、義理を辨、互に時宜合仕樣、自然と有度事也、然ば金銀借用出入不レ及二沙汰一事か

一　論所之儀、目安幷返答書熟覽之上、一方宛召出一兩度も開屆、口書を認、印取レ之、其上双方對決申付、不審之儀一方宛へ相尋、申ひらきを考合、扨兩繪圖申付、見分之時相衆諸事示合無二覆臟一御用大切に勤べし、山論抔は水流れ村里之樣子、其山へ不レ入しては痛に可レ成方、又田畑養ひ差支に可レ成哉、萬端吟味之上證文證跡有レ之ば、古來之儀迄相考、難澁無レ之樣正路に取捌べし、百姓の中にも人柄之見立もあり、公儀なれたるもの、又律義一片のもの、上すべりしたるもの、又は事に巧にして訴出に、萬一理を得させたる事有ば、重て公事數有レ之ものなり

一　論所へ參候時、宿之儀構無レ之村に居申がよし、左樣之所近邊に無レ之ば、寺に成とも宿申付べし宿より論所へ壹里內外は他村之宿可二申付一歟、所により見合有べし

一　論所へ着之節、名主へ可二申渡一事は、諸色買立に致レ賄候間、米、鹽、噌、薪、菜、大根類入用之品々書付相渡、所相場に無二相違一樣直段致させ、每日代物拂、名主幷宿判形之請取慥に可レ取レ之、且又明日天氣能候はゞ論所へ罷出候間、名主年寄案內之者出迎、其外大勢出不レ申樣可二申付一候、小百姓ども多出候へば、口論抔仕出、見分の障に成事も有べし

一　論所へ致持參候品々、目安并返答書、立會繪圖、間竿、水繩、鎌、鍬覺書致候帳、或田畑之爭論ならば、水帳持參有べし

一　前方双口書と、見分之節相違之儀有之ば、不審打僉議致し候、用水場は水盛致し、溜池歟或山川谷水請候池、大成沼水等にて、水下之村々多、水元近き村より脇へ水引、遠村へは水掛り兼候爭論は、分水に極、田高割に樋伏候はゞ、小高の方へ定候樋口割合よりは寸法少餘計有べし

一　支配所代り候はゞ、古來の裁許帳口書等迄寫取重て心得に成べし

役人平日心掛之事

一　役人は平日早く朝し晏退け、勤事終日に盡がたし、晏く朝すれば急に逮ぶ、早退は事盡ず、翌日迄延び用重る時は、心外之不念越度と成べし、今日の用事を明日に延候事第一悪し

一　鄕村之事は國所の古例樣々有べし、功者に成ては水に容の移るごとく、國風に隨ひ了簡を加べし、初學の人も心掛よく古人の仕方を味、每物に氣を付馴ば、年來の人にもまさるべし、傳と工夫をはなれては、千日の功一日にしかじ、總て心鏡をみがき、貪を補ふ心有べし

一　萬事筋目正敷實にして人をえらまず、理を見て偏べからず、物ごと相談之上差支有べきことを僉議して、若古法不宜儀も理を以法を推さず、評定一決之上定べし。又理害とて理中に害あり、害中に

理あり、寄せ合多分を以極べし、頭役了簡あしければ、下役末々のもの難儀すべし、同役并下役とも能能示合、差支無レ之様に有度事也、下役は末々之儀委細存知申ものゆへ、氣の付所よき事もあり、頭役人了簡違ひ有レ之は氣にあたらざるやうに和に譯を申達べし、總て自分の利根に迷ひ、他の非を揚て嘲べからず、淺々敷もの也、己申出たる事よりも他の理能ときは則誤るべし、不レ誤してつのれば跡にて面目なき事もあり、又其役々にはまりて宜と存付たる儀は、ふみこみ相勤ざれば働も知れがたし、毎日の勤に直段付せぬゆへ、働在もなきも、精不精も無二高下一候得ば、人並と心得候は大なる僻言也、勤は人上之常、不レ勤は光陰之盗人也、然ば頭役人は下役の業作に心を付、善を取立褒美在度事歟、總て役人は人道を樂み敎、義仁勇を信にして、心をのびやかに樂べし、盤上に數寄入は用事缺る事あり、大酒致さず、閨門の常をまもるべし

一　算法に心得なき人は、諸事理疎きもの也、然ば田畑の境目形狀、畝歩の積實を求る法、或粮の多少、絹の長短、斤兩の輕重等變易を知、或高直下直の價、年貢收納幷物の混じたるを分け、人の戶ごとに粮を配り、官員俸祿の多少を理會し、或少を以廣を知り、縱を以橫を知り、歩數有て間尺を求、平立方の法、或廣、高、深を以堤の積を求、車力行程の功を求る抔、地普請の用たるべし、或戶數の多少、道里、遠近、車數、栗數の高下、直段によつて錢數の多少雇錢を求、知行分運賃等を知り、或人每に絹をわけ物を買、其總數隱雜して、價の過不足聞て數を知法、或諸物總合して繁を去り略せる

によつて主とす、行例において損益加減して、少を以多を減じて法實を求、或山の高低、水の淺深、道の遠近、其外種々無量の與儀を知事は鈎股弦術、總て算磨勘琢しては、混雜大乘幽間たりとも解易く、勿論平常の事においてをや、然るにいたづらに不精不根成もの、己が事業不足を覆ひ隱さんとて氣根費と見立、掛割置立算にて事濟と自免して、大極見明星の理、天元一算、胡椒の丸呑其味ひしらず、如ㇾ斯の人は勘違又役違の譯、或好有もの量り得事ならず、物ごとにあぐむ事多し、依ㇾ之算筆達者にして正路成役人は、其身案堵して他に恐る事なし、又帳面等は行儀よく、文字不ㇾ略つゞまやかに件の數迄定、心のかねをあてべし、又餘力有時は四書五經に通じ、聖賢の御意をさぐるべし、しかりといへども書籍讀たる人に僞多もあり、愚昧にて正直成もあれども、論語の端ものぞきたる人は、夫程の德は有べし

一　鄉村支配の役人、百姓より進物、金、銀、米、錢、糸類は一切停止たるべし、或菜、大根、樹木の菓子、濱邊の小肴品により少は苦間敷歟、あまり嚴敷いたし、百姓寄着ざれば善惡知がたし、又寄過ては大にあしし、親み厚きものにはたくまぬ用捨あり、中惡敷ものにはたくまぬ僻言を申ものなり、又心に恣り有時は下へ對して當り强成ものゆへ、押しづめ緩くなりたるとき物每了簡有べし、又憐愍深過ては勤缺る事あり、又不正直成役人諸品を請ざれども、私欲深く公民の中を掠事もあり、此表裏を考べし

一　米大豆賣拂候節は、關東、上方、近國所々の相場閒合、幷當作之善惡、古米の多少、或時の景氣を考、石數の多少、賣平均に功者有べし、又家中へ物成渡方、納所相應に一日も早が吉、所により大豆を高割に渡もあり、或百姓金銀納の割を以、高三分一か半分か、金銀渡事もあり

一　民は上へ遠故諸事疑ひあり、上よりも又下を疑事もあり、上下疑なきやうに諸事取はからひ、其身を愼奢なく、民の農業細に存知、御取箇念入、百姓の故なきかゝり物無レ之様に萬事精入相勤ば、末末迄無レ私、事業に不レ懈、おのづから民淳朴にして豐か成べし

一　金銀米錢請拂之儀、證文幷帳面に印形取レ之、少物にても書付目錄差添可レ然候、自然相違在レ之節、吟味之年寄能、當座書付迄も押切印判致遣候得ば、帳の付落も無レ之、重て其事におゐて疑ひなく、僉議すみやか也、總て外より胡亂に不レ見樣に心得べし、初心のうち功者にたより、自分の理を不レ立見習ふべし、又物に勘違間違齟齬と云事あり、自他一致ならずば、順列を押て斷考あるべし、初心人の了簡も品により氣の付所能事もあり、まづ人に云せて聞べし、新法成事は、末々害の程を幾重にも考量べし、常々隙の節は、古帳を見古事を知心掛よき人は、十年の功一年にあり、又年數役儀勤たりとも、甘辛の味もなくして初學のものを見こなし、鼻前の功者だては、畢竟古家に人なきがごとし、然ば前後の差別もなく事にふれての了簡は、平日まなんで工夫能人なるべし、勿論不案内の功者だては、假醫師の脉不レ考して違藥を用ひ、病人をなやますに似り、兎角先司教示の條目名儀を辨智して、地學

修行琢磨の功、規矩に向て畢を引志なるべし

井田和解之事

一　夫れ和漢ともに、民恒の産業なきものは飢寒に苦み、常の心も變じて惡事をなすべし、故に井田を正うして仁政を行ひ、年貢を程よく取て、上に畜臣なく、下に遊族なく、國に荒圃なく、政に苛制なく、國々の土地に應じ、稼熟して民散ぜざるべきか

一　夏の代には洪水のみにして、耕作すべき田地少し、故に一夫に五十畝與て別に公田もなく、其内より五畝の入とて十分一取れり、末世に至て貢法を用て、數歲の中を校へ定め、日本の定免と云如く取りし程に、豐年には民もよけれども、凶年には迷惑するなり、田地少きゆへ配當も少く取も强し、夫れを後世田地多き時代にも、其法に事よせて取は惡しとなり

一　殷の代に至ては田地やうやく廣くなり、始て井田の制法を定、六百三十畝（長三百歩 横二百十歩）を一井として、九區とて九に分けて每區七十畝、其眞中七十畝を公田として、殘る五百六十畝を八夫に與て、各七十畝を受て、八夫力を合公田を作り立て、其穀有次第出させり、是を助法と云、公田の中にて廬舍に十四畝引、（每夫廬舍一畝七十五歩）殘て五十六畝實の公田也、每夫私田七十七畝にして、此中より七畝の穀を納る程に、十一分の稅に當るとなり

一　周の代に至て田地多くなり、一夫に二百畝宛與て、一井九百畝（三百歩四方也）として、一國を百分にわけて、王城へ近き郷遂十六分は、國中として貢法を用ひ、一夫に田百畝を與て、其年の熟不熟に應じ、百畝の內より十畝の年貢を取り國家の諸用とし、是は運漕も近く田地も善きゆへ、年貢重けれども一井九百畝の中に公田を別に定めず、毎年檢見して其年の善惡に隨て十分の一を納る、夏の代一夫の受田五十畝の內より、五畝の稅を定免にて出したるよりは輕し、又城地に遠き都鄙八十四分は郊外として助法を用ひ、一井九百畝の中一夫に百畝づゝ與へ、公田百畝の內にて八夫の廬舍二十畝（一夫に貳畝半づゝ）を引、殘り八十畝實の公田なり、公私田ともに八百八十畝として、私田も初より彼是と分けず、一緒に耕作して其出來たる穀を割付、公田八十畝の分を年貢に取る程に、十一分の稅也、是を周の助法と云、殷の助法も十一分の稅は同じことなれども、公私田八夫一ッに耕作し、何事も睦くせり、如レ此一國に二法を用ひ、貢を徹、助も徹なりと云て、すべて周の徹法也、徹は通也、均也とて、八家互に合力して耕作するゆへ通也、亦秋になりて八百八十畝を甲乙なく分るを均と云と也、故に天下に困窮飢寒のものなし」

一　夫に上田は百畝、中田は二百畝、下田は三百畝宛與たとなり、上田は一年休て耕し、中田は二年休み、下田は三年休む程に、三百畝與て平均百畝宛與たつもり也、田の善惡をかえて毎年同じ田は作らぬぞ、夫の年二十歲になれば百畝の田を渡し、六十歲になれば田を公儀へ上るとなり

日本にても往古は休め作りとて、隔年に耕作仕付たる由、今は作物をかえて、大豆胡麻其外何にて

も作り、田地につひえなく休め、或右の類を蒔うなひて、田をてんじて作す

一　五畝の宅とて二畝半は公田にあり、是を盧舍と云て、春夏耕作するとき移り居るいほり也、亦二畝半は城下さては村にあり、是を邑屋とて農事仕廻て、城邑に歸て安居する在所なり、是も山川行路の三分去る一の內に入て年貢はないぞ、是を合五畝の宅と云也、二畝半と云屋敷は、日本の九間四尺七寸餘四方にあたる屋敷のまわりに垣をして、其まわりに桑麻などをうゑさせ、帛を調んため也、此類もうゑずうつけたる所は、科代に布帛を出させ、又工商も何の家職もなくして居れば、夫稅家稅とて一夫の出す年貢ほど出させ、農人の田を荒を屋粟とて、三夫の年貢を出させたとなり、是は民いたづらに、身持せぬやうに罰法を定て、更に課役に取てはないぞ、民をあわれみ飢寒に及ばぬための敎なり

一　祭祀の入用のために、圭田とて卿官より下の者には定りたる祿田の外に、一人に田五十畝宛、年貢なしに與たとなり、總領の外弟を余夫とて、父のゆづるべき田がない程に、幾人にても年十六歲になれば、公儀より田二十五畝與へ、年三十歲に成て妻室持ば、定の如く百畝に足てやると也、如此人多くなる程又新田をも開き、不足はないぞ

一　周尺は日本の曲尺にて六寸六分六厘三分厘の二とつもり、周步六尺四方は、日本の四尺四方としてつもり

傳曰、夏の禹は十寸を尺とす、所謂横黍尺此也、成湯は十二寸を尺とす、所謂商尺此也、日本のかねざしは商尺也、武王は八寸を尺とす、所謂周尺此也、依レ之商尺十二寸を以周尺八寸を除ば、六寸六分六厘餘となる

周の一畝は十步四方にして一步の物百なり、日本の法にして一畝七步八厘餘にて六間一尺四方也、高にして一斗二升六合二勺餘とつもり

日本の法一步を六尺五寸四方として、則一間四方と云、一畝を三十步とし、一反を三百步とし、十反を一町とす、田の上中下平均一畝を高一計とつもり、一反を高一石とつもりて

周の百畝は百步四方 則十畝四方也 にて、日本の六十一間三尺五寸四方也、則田にして一町二反六畝零七步餘にして、高十二石六斗二升三合三勺とつもりたる也

一 井田方三百步は則一里四方也、日本の法にして三町四間四尺四方とつもり、田にして十一町三反六畝二步餘、高にして一百一十三石六斗零九合四勺餘とつもりたる也

一 一井の田は九百畝にして民家八夫、每夫に百畝づゝなり、眞中百畝を公田とす、經界井の字の如く、後世に號して井田と云、縱横の筋のごとく溝をつけて九百畝に分つ

一井九夫九百畝也、夫の間に在ㇾ遂、遂の上に在ㇾ徑、井の間に在ㇾ溝、溝の上に在ㇾ畛

一　此圖にて縣都同も、段々四をかけまして准知すべし

一　鄉遂都鄙を造る法　九夫を井とし、四井を邑とし、四邑を丘とし、四丘を甸とし、四甸を縣とし、四縣を都とし、四都を同とし、（方百里也）四同を六鄉とし、

方二百里 十二同を六遂とし、二十同を邦縣とし、三十六同を邦都とし、則王畿なり

道法

徑 遂の上にある小道、一夫〳〵の通り道、やうやく牛馬の通る道か

畛 溝の上にある十夫の道にて、荷付馬のゆる〳〵通るみちか

塗 洫の上にある乘車の通る道にてひろきみちなるか

道 澮の上にある大きなる道、國々より大道へ出るみちなるか

路 川の上にある王畿に往還する道にて、日本の東海道に似たるか

溝法

遂 一夫百畝の間にあるみぞなり、深二尺廣二尺但たてみぞなり

溝 十夫井と井との間にあり、千畝の横にあり、深四尺廣四尺

洫 百夫丘と丘との間、方十里成の内縦にあり、深八尺廣八尺

澮 千夫方百里同の間に横に在、深二仞廣二尋(仞は七尺尋は八尺)

川 萬夫方千里の間にたてにある大きなる川なり

十夫の田千畝、其遂縦たるもの十一、横たるもの一、其溝横たるもの一、凡水路兩端は旱に備へ、兩端は潦に備ふ、其中は皆旱潦を兼ぬ、是は一段を以明ㇾ之のみ、其他皆相連て旱潦を兼るものなり、此を用に施は、各其地形にしたがつて徑界遂溝を作るべし

遂溝洫澮川の水道、亦徑畛塗道路の行路は、一夫十夫百夫千夫萬夫の間にあり、假令ば日本の東海道へ、國々より出る道、亦それへ一郡より出る道あり、溝も小溝より小河へ出、小河より大川へ流れ集るがごとし

日本にて廣野に初て新田開かば、水路のつけやう、勾配の法、又廬舍の地、其地形に應て、井田の法をも考合すべし

一　邑は方二里、則四井にて三千六百畝　民家三十二夫
日本の法にして六町九間一尺五寸四方の地なり　田四十五町四反四畝十一歩餘　高四百五十四石四斗三升餘

一　丘は方四里則四邑なり　十六井　一萬四千四百畝也　民家百二十八夫
日本の法にして（十三町八間三尺四方の地　田百八十一町七反七畝餘　高千八百十七石七斗餘）　丘に（戎馬一疋　甲士三人出　牛三頭　士卒十八人　牛は諸卒糧米をつくるか）

一　甸は方八里、則四丘なり　六十四井　五萬七千六百畝　民家五百十二夫
日本の法にして（二十六町十六間六尺四方　高田七百二十七町壹反餘　七千二百七十一石餘）　甸に（兵車一乗　戎馬四疋　牛十二頭　甲士三人　士卒七十二人　四馬の車とて車一ッ馬四疋宛にて引）
一甸六十四井方八里なれども、四方へ一里づゝ洫が加るゆへ、十里四方になるなり、洫を集て三十六井則三萬二千四百畝也、合百井にして九萬畝になるぞ、通十合たる成と同じことなり
方十里を日本の法にして三十町四十六間一尺四方也

一　縣は則四甸なり、方十六里　二百五十六井　二十三萬四百畝　民家二千四十八夫
日本の法にして五十二町三十三間五尺五寸四方　田二千九百令八町四反歩餘　高二萬九千令八十四石二升餘

縣二百五十六井は　方十六里なれども甸の洫が一方へ二里づゝます程に三十六井宛四ッ、百四十四井加るによつて、二十里四方になりて、四百井則三十六萬畝の地なるぞ（方二十里日本の法一里二十五町三十二間二尺四方）

一　都は則四縣なり　方三十二里　一千二十四井　九十二萬千六百畝　民家八千百九十二夫日本の法にして二里三十三町七間四尺五寸四方　田一萬千六百三十三町六反歩餘　高十一萬六千三百三十六石九升餘

都は方三十二里なれども、甸の洫が一方にて四里づゝ増程に五百六十六井加るによつて、四十里四方になりて、千六百井則百四十四萬畝の地になるぞ、（方四十里を日本の法にして三里十五町四間四尺四方なり）

一　同は則四都なり　方六十四里　四千九十六井　三百六十八萬六千四百畝　民家三萬二千七百六十八夫日本の法にして五里三十町十五間二尺五寸四方也　田四萬六千五百三十四町四反三畝余　高四十六萬五千三百四十四石三斗七升余

同は方六十四里なれども、甸の洫が一方へ八里づつ、又縣と都と洫と澮と集て兩方にて三十六里増す程に、五千九百四井加ふるによつて、方百里にして一萬井則九百萬畝の地になるぞ（方百里を日本の法にして、八里十九町四十一間三尺五寸四方になるか）

一　司馬法に百畝を一夫とし、三夫の受る田を屋として、三屋を井とす、井十を通とし、通十を成とす、成十を終とす、終十を同とす、同十を封とし、封十を畿として方千里也

一　通（十井なり）長十里横一里　民家八十夫　九千畝
日本の法にして長三十町四十六間一尺　横三町四間四尺　方にして九町四十三間五尺二寸餘　田百十三町六反二十八歩餘　高千百三十六石九升餘

一　成（則十通也）方十里　百井　九萬畝　民家八百夫
日本の法にして三十町四十六間一尺四方　田千百三十六町令九畝十四歩　高一萬千三百六十石九斗四升餘

一　終（則十成也）長百里横十里　千井　九十萬畝　民家八千夫
日本の法にして長八里十九町四十一間三尺五寸　横三十町四十六間一尺　方にして二里二十五町十八間三尺三寸餘　田一萬千三百六十町九反四畝二十歩　高十一萬三千六百令九石四斗六升餘

一　同（則十終也）方百里　一萬井　九百萬畝　民家八萬夫　卿大夫の采地兵車百乘の地
日本の法にして八里十九町四十一間三尺五寸四方　田十一萬三千六百零九町四反六畝餘　高百十三萬六千令九十四石六斗餘

一　封（則十同也）長千里横百里　十萬井　九千萬畝　民家八十萬夫　諸侯の采地兵車千乘の地
日本の法にして長八十五里十六町五十五間二尺五寸　横八里十九町四十一間三尺五寸　方にして二十七里一町五間餘　田百十三萬六千令九十四町六反六畝餘　高千百三十六萬令九百四十六石六斗餘

一 畿（則十封也） 方千里 百萬井 九億畝 民家八百萬夫 天子の地兵車萬乘の地

制軍賦 （兵車萬乘牛十二萬頭 戎馬四萬疋甲士三萬人） 士卒七十二萬人

日本の法にして八十五里十六町五十五間二尺五寸四方 田千百三十六萬令九百四十六町六反六畝

餘 高一億千三百六十萬令九千四百六十大石六斗餘

一 同は百公侯の采地、百乘の國也、一國を百分にして、鄉四成遂十二成、是を國中十六分とし貢法を用、一夫に百畝與て、九千二百十六夫より公田なしに、其年の穀を見立に、十分の一を年貢にして、國の諸用にす、鄉遂は山林陵麓多く、井田が思やうにならぬぞ、十夫に千畝與て、畛と云道をつけ、溝と云みぞをつけ、百夫に萬畝與て、涂と云みち、洫と云みぞをつけ、段々に組立て、又井田のなる所には、一井九百畝を九夫に與て、とかく其地形によりて、經界をしたとみへたり、さて五人づゝ組合て

鄉圖

比	五家
閭	五比二十五家
族	四閭百家
黨	五族五百家
州	五黨二千五百家
鄉	五州一萬二千五百家

遂圖

鄰	五家
里	五鄰二十五家
酇	四里百家
鄙	五酇五百家
縣	五鄙二千五百家
遂	五縣一萬二千五百家

軍圖

伍	五人
兩	五伍二十五人
卒	五兩百人
旅	五卒五百人
師	五旅二千五百人
軍	五師一萬二千五百人

如レ此五家を比とし、組上て一萬二千五百人を一軍として、常に五人づゝ言合、念比にして段々と組上げ、日本の五人組と云に同じ心なり

一　亦甸二十成、縣二十八成、都三十六成（一成は六十四井也）合て八十四成は郊外也、是を都鄙の地として、助法を用ひ、公私田八百八十畝の穀を十一に制、一分の年貢を取也、是を諸侯大夫の祿に與るなり、軍役も一井に八人づゝ出し邑丘甸として、段々四倍して則一成也、是より兵車一乘、戎馬四疋、牛十二頭、甲士三人、士卒七十二人出也、千乘萬乘も此もつり也、さて郊外は平地にして經界が思やうな程に、一井の內、徑と云みち、溝と云みぞを三夫毎につけて、是を屋と云、三屋を井と云、夫の間に遂あり、遂の上に徑あり、

一　同は百乘の國、一萬井則九百萬畝の地なれども、三千六百井の分三百二十四萬畝は、山川、沉斥、城池、邑屋、居園囿、行路を除き六千四百井の分、五百七十六萬畝を、公私の田として、民家五萬千二百夫也

六千四百井

日本の法にして、田七萬二千七百十町五畝餘、高七十二萬七千百石五斗餘

內

制軍賦　兵車百乘　牛千二百頭　士卒七千二百人　戎馬四百疋　甲士三百人

△七百十一井九の一、公田六十四萬畝也
日本の法にして田八千令七十八町八反九畝餘、高八萬令七百八十八石九斗餘
十二萬八千畝　廬舍の地毎井二十畝
日本の法にして坪數四百八十四萬七千三百三十七坪　高一萬六千百五十七石七斗餘
内
五十一萬二千畝　公田實地　毎井八十畝
日本の法にして田六千四百六十三町一反一畝餘　高六萬四千六百三十一石一斗餘
△五千六百八十八井九ノ八　私田五百十二萬畝、民家五萬一千二百夫
日本法にして田六萬四千六百三十一町一反六畝餘　高六十四萬六千三百十一石六斗餘
一　封は則十萬井にて九千萬畝也、則千乘の國にて、法は同の十倍につもりてよし
一　畿は百萬井にて九億畝也、則兵車萬乘、王畿の地也、割合の法は同の百倍、封の十倍につもりて
公田、實地五千一百二十萬畝にして、日本の高六百四十六萬三千百十六石餘に當る、私田は五萬一千
二百萬畝にして、民家五百十二萬夫也、日本の高六千四百六十三萬一千一百六十石餘に當るつもりな
り
一　大國公侯の國は方百里　一萬井にして九百萬畝

內

三千三百三十三井有餘にて三百萬畝　（山林川澤都邑涂巷之分ニ三分一引）

六千六百六十六井有餘にて六百萬畝　（三分ノ二實田）

日本の高にして七十五萬七千三百九十六石四斗餘

內

△六十六萬六千六百六十六畝有餘　公田毎井百畝

日本の高にして八萬四千一百九十五石一斗餘

內

十三萬三千三百三十三畝　廬舍に引

五十三萬三千三百三十三畝　實の公田

日本の高にして六萬七千三百二十四石一斗餘

內

君祿三萬二千畝　二千八百八十人食ふべし

日本の高にして四千三十九石四斗餘、是より末まで百畝九人の割

卿三人に九千六百畝　毎卿に君の十分一　二百八十八人食ふべし

日本の高にして一千二百一十一石八斗餘　毎郷四百三石九斗四升四合八勺

大夫五人に四千畝　毎夫卿の四分一　七十二人食ふべし

日本の高にして五百四石九斗三升餘　毎夫一百石九斗八升六合二勺

上士九人に三千六百畝　毎士大夫の半減　三十六人食ふべし

日本の高にして四百五十四石四斗余　毎士五十石四斗九升三合一勺

中士九人に一千八百畝　毎士上士の半減　一十八人食ふべし

日本の高にして二百二十七石二斗餘　毎士二十五石二斗四升六合五勺

下士九人に九百畝　毎士中士の半減　九人食ふべし

日本の高にして一百一十三石六斗餘　毎士一十二石六斗二升三合三勺

君祿より以下賦田

〆五萬一千九百畝　日本の高にして六千五百五十一石四斗餘

殘て四十八萬一千四百三十三畝

日本の高にして六萬七百七十二石六斗餘

是は國家の調度、喪祭、賓客等の費に供ふ、餘は則以凶荒不測の用に備ふ

五百三十三萬三千三百三十三畝有餘　農夫私田

日本の高にして六十七萬三千二百四十一石二斗餘

一　次國伯の地は方七十里にして七十四千九百井、則四百一十一萬畝也、君は十二卿の祿一、卿の祿は三ニ大夫一、大夫は倍ニ上士一、上士は倍ニ中士一、中士は倍ニ下士一、下士は與ニ庶人の在レ官者ニ同レ祿、祿足ニ以代ニ其耕一

徐氏の曰、次國の君の田二萬四千畝にて、二千百六十人食ふべし、卿田は二千四百畝にて、二百十六人食ふべしと也、此割合にて法は大國に准じて、卿大夫上中下士の祿を付べし

一　小國子男の地方五十里にして五五二千五百井、則二百二十五畝也、君は十ニ卿の祿、卿の祿は二ニ大夫一、大夫は倍ニ上士一、上士は倍ニ中士一、中士は倍ニ下士一、下士は與ニ庶人在レ官者ニ同レ祿、祿足ニ以代ニ其耕一

徐氏の曰、小國の君の田一萬六千畝にて、一千四百四十八人食ふべし、卿田は一千六百畝にて、一百四十四人食ふべしとなり、此割合にて法は大國に准じて、卿大夫上中下士の祿を付べし

一　耕者之所レ獲、一夫百畝、百畝之糞、上農夫は九人を食ふ、上の次は八人を食ふ、中は七人を食ふ、中の次は六人を食ふ、下は五人を食ふ、庶人の在レ官者、其祿是を以差とす

一　農夫一家五人にし、貢法の稅を出す者を考るに、一夫田百畝の粟十五石（但一畝に一斗五升づつ作り出す積りにして上熟の年は、一畝に三升づつ作りますつもり、百畝に十八石作り出す、内一石八斗年貢に出す、殘十六石二斗、此内九石九人の諸用に引、七石二斗を賣り、代錢二貫百六十文あり）

内

一石五斗　年貢
殘十三石五斗　農夫作德五人をはごくむぞ
内
九石　五人の一年の食物一人一日五合ぐひ、　四石五斗　賣り粟
代錢一貫三百五十文　粟一斗を錢三十文に代る
内
三百文　春秋祭祀に入ぞ
一貫五百文　五人の衣類に入ぞ、一人に三百文づゝ
〆一貫八百文入ゆへ、指引して四百五十文不足と見へたぞ、以上熟の年は、賣粟代二貫百六十文程なれば、指引して三百六十文程あまると見へたぞ
日本の田一歩に籾一升二合として一反に三石六斗あり、是半ずり米にして一石八斗也、十二ヶ月に割一斗五升なり、是を三十日に割一日五合ぐひにして、是を一人扶持と定、五人扶持なればば一ヶ月七斗五升にて、一年に九石と見へたり
此外ふと病わづらひ、死喪などの入用があれば、賣粟代不足なる故に迷惑するぞ、其子細は農夫の耕作を不精にすると、國を治るものゝ貢米の仕方による程に、民に農を敎へ、貢米に加減し、國中融通

して困窮せぬやうに差引したものぞ、米が貴過れば工商の萬民がめいわくする、亦賤過れば士農賣米代錢がすくない程にめいわくするぞ、其よき程にする仕方は、其年の稼熟の上中下を見て、我賣米を四ツに分けて、上熟の年は一ツ分うり、中熟の年は二ツ分うり、下熟の年は三ツ分うり、農夫の賣米とゆづり合、上下萬民の迷惑せぬやうにして、又國が飢饉するときは、年貢の取やう作徳に加減し用捨して、又救米も相應にやる程に、水損旱損風損にも民不ㇾ散、農夫も困窮せぬとなり、委細井田圖考に記す、今日本の法に四公六民の、或五公五民のとて、各別取箇強けれども、其代りには貢助のしかたとは違ふて、極りたる軍役をつとむることなし、是以和漢時俗の宜に叶ふ法を考合すべし、凡て此書は地方便蒙のため、其固陋を忘て聞觸見觸たることを班輯す、仍其錯誤多からん、識者補ㇾ之、後編を俟而已

勸農固本錄巻下 終

井田圖考

并和漢度量
權衡辨惑

万尾時春著

井田圖考　巻上

万尾時春　著

孟子曰、無二恒産一因無二恒心一と云り、恒産とは産業とて、常のすぎわいを云、恒心とは、常に固有する善心を云、和漢ともに民に常のすぎわいがなければ、困窮して、飢寒に苦み、恒の心も變じて、僻事をもし、盗賊をもするなり、貧苦飢寒に及べども、恒の善心を變ぜぬ者は、道を學んで義理を、わきまゆる者ならでは、守る事ならず、多は恒の産がなければ、恒の心を變ずるなり、此故に仁者位に有て仁政を行へば、民邪僻なく、盗賊欺僞離叛不忠不孝の惡をなさず、彼仁政のと云は、井田を正うして年貢をよき程に取て、君たる人の爲にし、亦民其餘りにては、父母妻子をはごくみ、とぼしからぬやうにし、さて其後に、暇日人倫の道父子、君臣、夫婦、兄弟、朋友の五典を敎へて、孝悌忠信を知すれば、君には忠をはげみ、父には孝をなすべき事をのみ思ふなり、先づ田地の經界不レ正ば、恒の産なうして、軍役をつとむべき嗜みもなく、武勇の心がけもなく、父兄につかへん事も思はず、妻子をはごくむべき便もなく、眼前に飢へ寒へ、死亡に及ほどに、孝悌忠信を行べき所までもなく、恒の本心もかはり、後にあらはれ死罪に行はるゝをもかへりみず、或僞りをたくみ、或盗をし、或人を殺す也、是を止んとて刑罰すれば、人恨を含んで終には亂世の本となるなり、然れば仁政の本は井田にあり、周

の代には田地の經界正くして、九百畝を一井とし、井十を通とし、通十を成とし、成十を終とし、終十を同とし、同十を封とし、封十を畿とするに及まで、均く分々の生業を勤め、春は耕し、夏は耘り、秋は收め、三時には民を不レ使、農業の時を奪妨ず、冬農隙を使ふ也、さて一國の內を國中と郊外を分け、國中の十六分は貢法を行ひ、一夫に田百畝をあたへ、其年の熟不熟に應じ、百畝の內より十畝の年貢を取り、國家の諸用とし、郊外八十四分助法を行ひ、九百畝を一井とし、八面の八百畝を八夫の私田とし、眞中百畝は公田と定て、一井九百畝を八夫として、合力して耕作し、さて公田百畝の內にて、八夫廬舍、二十畝を引、殘八十畝也、公私ともに八百八十畝として、出來たる穀を割、公田八十畝の分を年貢に取るほどに、十一分の稅として諸侯大夫の祿にする也、如レ此一國に二法を用る、皆周の徹法と云、故に天下に困窮飢寒の者なければ、盜賊邪僻のものなかりしなり、魯の宣公の時に、公田を定めて、それを取て、あとの私田に、十分一をとりし程に、十分の內を二分取ることを始められ是さへ大に禮に乖たることとなるに、秦の孝王の宰相に商鞅と云ものあり、此商鞅に至てなを〱亂りになり、次第に聖法を亡失せり、暴君汚吏は稅重く取る事を專とする故に、民恒の產なき故に困窮に沈み、恒の心を變じて邪僻をし、刑罰やむことなきは、網をはりて禽獸をとつて殺が如し、此故に仁君は其本に反て、井田の經界を正して、民に恒の產を致ることを尊也、不レ飢不レ寒して不レ教は亦禽獸の心にひとしき程に、暇日には孝悌忠信の道を敎るなり、論語曰「君子務レ本、本立而道生、孝弟也者、其爲レ仁之本與、」

然ば治る根本なるほどに、民農業ゆるがせにすべからず、經界を正うして農業を敎へ、年貢を取過ぬやうに道理に叶ふべし、聖人の古法になづんで、必古法の如く行はんとしては成し難く、亦害あるべし、唯聖賢の心を取得て、時俗の宜きに叶ふ法を工夫あるべきことなり、今私に日本の法に比考へみんとするに、上古の格式等の制法其正を知らず、間も町も里も田畠檢地法、高盛の乘法も或國國の古例、或代により改制まち／＼なり、尤混雜の內に正理もあるべけれども、それを辨得すべき便もなければ、强て正邪たゞすべくもなし、唯農夫番匠驛童等の諺を便りとして、道程は一間を六尺五寸とし、一町を六十間、一里に三十六町を以つもり、田地は一步を縱橫六尺五寸としたり、抑文祿年中に、秀吉公の命にて諸國檢地ありたるとなり、これは六尺三寸とやらん云ものあり、それとも信用しがたし、其道程とまぎるゝ程に、其まゝ六尺五寸を一步とす、一畝は三十步（五間六間）一段は十畝（三百步則五間に六十間）一町は十段（三千步則五十間に六十間）高盛の乘法は田地の上中下にて、是も甲乙あるべけれども、押平均考安きに從て、一步に三合三勺余、十步に三升三合三勺余、一畝に一斗、一段に一石、一町二十石として積りたる也、扨又傳曰、夏禹は十寸を尺とす、所レ謂權黍尺此也、成湯は十二寸を尺とす、所レ謂商尺此也、本朝之曲尺は商尺也、武王は八寸を尺とす、所レ謂周尺此也、依レ之商尺十二寸を以周尺八寸を除ば、六寸六分六厘三分厘之二となる、則周尺は本朝の鐵尺六寸六分六厘三分厘之二にあたる也、故に周の一步方六尺は、今の方間

尺とつもりたるなり

一　夏の代には洪水のみにして、纔に初て平なりし程に、耕作すべき田地もすくなき故に、一夫に田五十畝を與て、別に公田もなく、其内より五畝の入とて十分一取れり、末世に至て、貢法を用て數年の熟不熟を考て、日本の常免と云如くに極めおいて取しほどに、豐年には民もよけれども、凶年には作り出したる分にて不足するとも、彼常免程は收め取るほどに迷惑する、「稱貸而益レ之」とてかり調出すほどに、それに利がつき困窮に及び、父母妻子を養こともなりがたし、此故に龍子曰、治レ地莫レ善ニ於助一、莫レ不レ善ニ於貢一と云り、大聖たる禹の制法の悪きにてはなけれども、其時は洪水のみにして田地すくなかりし故に、配當もすくなく取る所もつよかりし、夫を後世田地の多き時代、其法に事よせ民につよく取べき便に用るは悪し、貢は袁氏明善曰、「上通ニ于官一之名」、又云、「貢者獻也、賜也」、日本にて年貢と云に同じ心なり

一　殷の代に至ては田地もやうやく廣くなり、さて始て井田の制法を定て、六百三十畝を以一井として、九區とて九ツに分て、其眞中七十畝を公田として、殘る五百六十畝をば、八夫に與て、公田は八夫の力を借て、助け耕し、公田に出來たる穀を、有次第に出させり、是を助法と云、助は藉也と云は此心也、七十畝の公田の中にて廬舍に十四畝引ば、殘て實の公田は五十六畝なり、是を八夫が分て作れば、一夫に七畝宛也、公私ともに七十七畝、此中より七畝の穀を出す程に、十一分の税に當るなり、周の

代に至て田地多くなりしに依て、一夫に百畝づゝ與て、一井を九百畝とせり、さて一國を百分にわけて、王城へ近き郷遂十六分は、國中として貢法を用ひ、是は運漕も近く地もこへやすき故に、年貢を重くせり、亦城地に遠き都鄙八十四分は郊外として助法を用ひし、是は運漕も遠く地も惡き故也、さて貢助の二法を借り用たれども、夏殷の仕形とは異なり、奥に委細にあれども爰にもあらましを云、先づ周の代に用る貢法は一夫に百畝を與て、一井九百畝に九夫を置て公田はなく、毎年檢見の者を廻して其年の善惡に隨て、十分の內より一分の年貢を出させり、野外よりは年貢重し、然ども夏の代に一夫の受る田わづか五十畝の內より、五畝の稅を出したるよりは輕し、又助法と云は、一夫に百畝を與へ、一井九百畝に八夫を置て、眞中百畝を公田とす、此內に廬舍ある故に、實の公田は八十畝也、公田私田ともに八夫として耕作して、秋になりて穀熟してより公私の九百畝を以計て、公田八十畝の分は公儀へ上げ、殘八百畝を八夫が八ツに分て取也、公田とて初より田を別にせず、私田々彼是と云こともなし、是を周の助法と云、殷の助法に似たれども、殷の助法一夫の私田七十畝は、めん／＼に初よりわかち置て耕作し、公田七十畝の內十四畝の廬舍を引けば五十六畝也、是を八夫として助作するなり、一夫に七畝づゝ、公私合て一夫が七十七畝に當る、此內より七畝の穀を出す程に、十一分の稅は同じ事なれども、一夫の受田が夏の代より多く、公田私田ともに八夫一ッに耕作するは違へり、とかく八夫は何事も合力し睦じくせり、周の法を徹と云、徹は通也、均也と云、一國に貢助の二法を用

られたる故、徹と云と遼氏張氏は云り、されども朱子の意なれば右の説はあしゝ、耕作するときは八家の者互に合力して作れり、是が通也と云意也、亦秋になりて八百八十畝を以甲乙なく、わくるが均と云意也、夏貢殷助の名は似たれども、制法各別なり、此故に國中の貢法も徹也、野外の助法も徹也、唯周に用る法をさして徹と云也

○方六尺は、則一尺四方のもの三十六なり

司馬法に曰、六尺爲步、步百爲畝、縱橫皆六尺、積三十六尺也

○皇侃疏曰、凡人一擧足曰跬、跬三尺、兩擧足曰步、步六尺也

○日本の法にして四尺にあたる、周の一尺は則日本の六寸六分六厘三分厘の二として

○方十步は、則一步の物百なり

○日本の法に積れば、六間一尺四方なり

○田にして一畝七步八厘餘

○高にして一斗二升六合二勺餘

○皇侃疏曰廣一步長百步謂爲一畝也、畝は母也、既長百步

可ニ種レ苗稼ニ有ニ母養之功見ニ也

百畝圖

一畝									一畝

方百歩　百歩　百歩

○百畝謂ニ之一頃ニ

○方百歩は、則一畝の物百也

○日本の法にして積れば、六十一間三尺五寸四方也

○田にして一町二反六畝令七歩

○高にして十二石六斗二升三合三勺なり

一　是一夫一婦の受田也、上田は一年休て耕す程に一夫に百畝づつ與へ、中田は二年休る程に二百畝與へ、下田は三年休る程に三百畝與へ、互に田の善悪をかへて、毎年同じ田をば作らぬぞ、百畝宛と云は、先づ上田を例にして云たと見へたぞ、夫の年二十歳になれば、百畝の田をわたし、六十歳になれば、田を公儀へ返し上るときこへたり

一　五畝宅と云は、二畝半は公田にあり、是を廬舎と云、春夏耕作するときうつり居るぞ、亦二畝半は城下さては村にあり、是を邑屋と云、ことごとく農事を仕廻て、城邑に歸て安居する在所なり、是も山川行路の三分去一の内に入て年貢はないぞ、是を合て五畝の宅と云、二畝半と云屋敷は、十五間
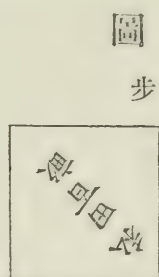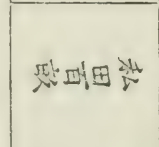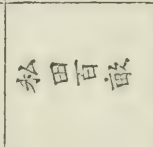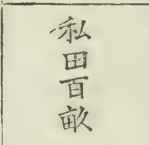
四尺八寸四方也、但し日本の法にして九間四尺七寸四方也、田中の屋しきに竹と木をうゆることはさせぬぞ、五穀の妨にならぬやうに、屋敷のまわりによき程に垣をして、其垣の廻りに桑麻などをうゑて、農婦の營とさする、是で帛を調へ老人を溫め養はん爲也、扨桑麻をうゑずしておけば、科代に里布とて布帛ごときの物を出させ、又諸職人商人とても、何の家職もなくして居れば、夫税家税とて一夫の出す年貢ほど出させ諸役をもさせたぞ、農人の田地をあらすものは、勿論屋粟とて三人分の年貢を出させたぞ、三夫を屋と云なり、とにかく民に恒の產を忘れさせず、いたづらに身をば持ぬやうにとのために此罰法を定められたこと也、更に課役に取べきためではないぞ、後世に民をせたげ取べきための法に用るはひがこと也、孟子曰、民のことをば不レ可レ緩也、詩曰、晝爾于茅、宵爾索綯、亟其乘レ屋、其始播二百穀一、此心も、萬民の身持を晝夜らかとせず、かやかり、なわない、冬は家の修理などをはやくしまい、早春に至て五穀の種をまくに妨にならぬやうに敎るは、民をあわれみ、飢寒に及ばぬやうにとの仁政也

一　圭田とて卿官より下の者には定たる祿田の外に、一人に田五十畝づつ年貢なしに與るぞ、是は祭禮の入用と云心ぞ、圭田は祭田也、祭のための田と云義なり

一　惣領の外、弟を余夫と云ぞ、弟は父のゆづるべき田がない程に、幾人にても、公儀より年十六歲になれば、田二十五畝與へて、年三十歲に成て妻室持は、定の如く百畝に足てやるぞ、かやうにして

田地がゆきたるまいかと不審したものあるぞ、先儒の云、年六十歳以上は子にゆづり、子がなければ公儀へ返し上げ、亦は死亡の上地もあり、人が多ければ、新田新開をもするぞ、天地ハ相應神妙不測なり、人があれば田地もあり、人がなければ田もなし、足も不足もない、爰は凡慮の及ばぬ事ぞ、只政道が善ければ、國富人も田も多くなるぞ、政道が惡ければ貧乏飢饉のものが多となり

井田圖

三百步則方一里也

○方三百步、則一里四方也

○民家八夫九百畝也

○袁氏明善曰、井田は始二於黃帝一、經界如二井の字一、後世因號して爲二井田一と云ぞ、縱横筋の如くに溝をつけて、九百畝にわかつて、是を一井とす

○六十步を一町とし、五町を一里とす、亦五尺を一步とするときは、五十步を一町とし、六町を一里とす、日本にて三十六町を一里とす

○日本の法に積れば、三百步は百八十四間四尺四方也○田にして十一町三反六畝零二坪餘○高にして百十三石六斗零九合四勺餘

一　一井九百畝を貢法は九夫に與へて、一夫が百畝づつ作る也、公田と云はないぞ、毎年司稼の官とて毛見する者が廻りて、たとへば米穀百石出來たときは十石公儀へ出させたぞ、助法より年貢が重けれども、夏の代の一夫に五十畝を與へて、常免に極めてとるとは違ふてかるいぞ、扨此貢法は國中十六分に用られたぞ、井田の經界は助法と異なることはなけれども、百畝ごとに一夫を置て五家を比とし、五比を閭とし、段々にして五人宛組合て、ひたとつもりたて、軍役をつとめさせたぞ、日本の町人百姓の五人組と云が如く也

一　助法は一井九百畝にして、八面の八百畝を私田とし八夫に與へ、眞中百畝が公田也、如レ此井田の經界は殷の代の助法のしかたを用て、助作が違ふたぞ、初よりわけつけば、八夫心に我他彼此(カタピシ)が出來、又は熟不熟の甲乙あるに依て、たゞ公私ともに九百畝の田を八夫として互に耕作して、穀熟してからわくるぞ、其わけやうは公田百畝の中にて二畝半宛廬舍がある、八夫の廬舍を二十畝引ば、殘て八十畝を公田とし、私田八百畝と合て八百八十畝を以出來たる穀をわけて、八十畝に有分は、公儀へ出し、八百畝にある分は、八夫として取る程に、十一分より一分を出すつもりなり、八夫が互に力出して通して耕作し、穀を分るも八夫均く等分にするを以助と云也、此助法は野外八十四分に用られたぞ、貢助の名はひとつなれども、夏殷のしかたとは、違ふたぞ、是が周の徹法也、今日本の法に四公六民の、或五公五民の、或六公四民のとて所によりまちまちありて、各別取箇强けれども、其代りには貢助の

しかたとは違ふて、きわまりたる軍役をつとむることなし、是を以和漢時俗のよろしきに叶ふ法を考へ合すべし

井十爲レ通圖

横一里

井
井
井
井
井
井
井
井
井
井

横一里

長十里

○長十里一里則十井○民家八十夫○九千畝

○日本の法にして　長三十町四十六間一尺、横三町四間四尺

通爲方圖

○十五町四十八間四尺一寸四方なり

○間にして九百四十八間四尺一寸四方なり

○里にして三里一分六厘二毛餘四方なり

○坪にして九十萬坪也

通爲方圖（日本の法にして）

○九町四十三間五尺二寸四方なり

○間にして五百八十三間五尺二寸四方なり

○坪にして三十四萬八百二十二坪

○田にして一百十三町六反二十八步餘也

○高にして千百三十六石九升餘なり

通十爲成圖

方十里

方十里

通 通 通 通 通 通 通 通 通 通

○方十里、則百井○九萬畒○民家八百夫

日本の法にして

○三十町四十六間一尺四方也○田にして千百三十六町令九畒十四歩余○高にして一萬千三百六十石九斗四升余

成十爲終圖

長百里

廣十里

成 成 成 成 成 成 成 成 成 成

○長百里橫十里則千井○九十萬畒○民家八千夫

○日本の法にして　長八里十九町四十一間三尺五寸、擴三十町四十六間一尺

成十爲終方圖

方三十一里六分二厘

○方にして百五十八町六間五尺

○間にして九千四百八十六間五尺四方なり

○坪にして九千萬坪也

日本の法にして

○方にして二里二十五町十八間三尺三寸四方なり

○間にして五千八百三十八間余四方

○坪にして三千四百八萬八千八十二坪

○田にして一萬千三百六十町九反四畝二十歩余

○高にして十一萬三千六百〇九石四斗六升余

終十爲同圖

○方百里、則一萬井

○九百萬畝

○民家八萬夫

○卿大夫の采地兵車百乘の地

日本の法にして　○八里十九町四十一間三尺五寸四方○田にして十一萬三千六百令九町四反六畝余○高にして百十三萬六千令九十四石六斗余

一萬井則九百萬畝

内

三千六百井

山川、沉斥、城池、邑居、園囿、行路を除く三分去一のつもりに近いぞ

三百二十四萬畝也

六千四百井

公私通じて田五百七十六萬畝

民家五萬千三百夫毎井八家

內

日本の法にして　▲田七萬三千七百十町零五畝二十四歩高七十二萬七千百石五斗八升

○制軍賦　兵車百乘　戎馬四百疋　牛千二百頭　甲士三百人　士卒七千二百人

邑圖

方二里

井	井
井	井

二里

○四井を爲ㇾ邑と、則三千六百畝也

○民家三十二夫

○日本の法にして　▲六町九間一尺五寸四方の地なり▲田四十五町四反四畝十一歩余▲高四百五十四石四斗三升余

丘圖

方四里

邑	邑
邑	邑

四里

○四邑を爲ㇾ丘、則十六井

○民家百二十八夫

○一萬四千四百畝

○日本の法にして　▲十三町八間三尺四方の地なり▲田百八十一町七反七畝余▲高千八百十七石七斗余

○丘に　戎馬一疋　牛三頭　甲士三人　士卒十八人

○四丘を爲レ甸即六十四井

○民家五百十二夫

○五萬七千六百畝

兵車一乘　戎馬四疋　車一ッを馬四疋づつにて引

○車一乘の法　牛十二頭　甲士三人　故、四馬の車と云、牛は諸

士卒七十二人　卒の粮米をつくるぞ

甸圖

方八里

丘	丘
丘	丘

八里　八里

甸、六十四井を一乘の法としたぞ、然ば百乘の地を六千四百井とつもつたぞ、さて車一乘を何とつもつて出したなれば、甲士三人、車一乘合四ッと、一丘づつより出したと見へたり、馬一疋牛三頭士卒十八人づつ一丘より出すこと也

○日本の法につもれば　二十六町十六間六尺四方也

甸は右の外に溢とて、三萬二千四百畝のみぞがあれども、惣高の內にて山川行路を三十六井引たるからは、爰へは入ぬはづ、それともには九萬畝也

○田七百二十七町一反余

○高七千二百七十一石余

○七百十　井九の一　公田也、毎井九百畝あり、則六十四萬畝也

○日本の法にして ▲田八千令七十八町八反九畝余▲高八萬令七百八十八石九斗余

十二萬八千畝　廬舎の地　毎井二十畝

○日本の法にして ▲坪數四百八十四萬七千三百三十七坪 ▲高一萬六千百五十七石七斗余

五十一萬二千畝　公田實地　毎井八十畝

○日本の法にして ▲田六千四百六十三町一反一畝余▲高六萬四千六百三十一石一斗余

○五千六百八十八井九の八 ▲私田也、毎井八百畝、則五百十二萬畝也▲民家五萬千二百夫▲毎井八家○日本の法に積れば ▲田六萬四千六百三十一町一反六畝余▲高六十四萬六千三百十一石六斗余

○長千里、横百里、則十萬井、則九千萬畝、民家八十萬夫

○諸侯の采地兵車千乘の地

同十爲レ封ト圖

長千里

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

横百里

○日本の法にして ▲長八十五里十六町五十五間二尺五寸▲横八里十九町四十一間三尺五寸

封爲方圖

方三百十六里二分二厘七毛

○十五萬八千百十三町五十三間二尺四方なり

○間にして九百四十八萬六千八百三十三間二尺四方なり

○日本の法にして○二十七里一町五間余四方也○田百十三萬六千令九十四町六反六畝余○高千百三十六萬令九百四十六石六斗余

方　同

一十萬井　則九千萬畝

一三萬六千井　山川、沉斥、城池、邑居、園囿、行路を除く三分去一のつもりに近いぞ、

則三千二百四十萬畝なり

公私通じて五千七百六十萬畝

六萬四千井

○民家五十一萬二千夫　毎井八家

○日本の法にして

兵車千乘　戎馬四千疋　牛一萬二千頭

田七十二萬七千百町五反八畝余

○制軍賦

甲士三千人　士卒七萬二千人

高七百二十七萬千五石八斗余

公田也、毎井百畝也、則六百四十萬畝也

七千百十一井九の一

○日本の法にして　▲田八萬令七百八十八町九反五畝十歩▲高八十萬七千八百八十九石
五斗三升余

百二十八萬畝　廬舍の地　毎井二十畝

○日本の法にして　▲坪四千八百四十七萬三千三百七十一坪余▲高十六萬千五百七十七
石九斗余

五百十二萬畝　公田實地　毎井八十畝

○日本の法にして　▲田六萬四千六百三十一町一反六畝余▲高六十四萬六千三百十一石
六斗余

五萬六千八百八十八井九の八　私田也　毎井八百畝

○五千百二十萬畝　○民家五十一萬二千夫　毎井八家　實は是より千乘を出すぞ

○日本の法にして　▲田六十四萬六千三百十一町六反二畝余▲高六百四十六萬三千百十六石二斗余

封十爲畿圖

千里

方千里

封	封	封	封	封	封	封	封	封	封

方千里

千里

○方千里則百萬井

○九億畝也

○民家八百萬夫

○天子の地

兵車萬乘の國

○日本の法にして　▲八十五里十六町五十五間二尺五寸四方　▲田千百三十六萬令九百四十六町六反六畝余　▲高一億千三百六十萬九千四百六十六石六斗余

一

百萬井　則九億畝也

三十六萬井　山川、沉斥、城池、邑居、園囿、行路を除く、三分去一のつもりに近いぞ、則三萬二千四百萬畝也

六十四萬井　公私通じて田五萬七千六百萬畝也

○民家五百十二夫　每井八家

○日本の法にして

○制軍賦

兵車萬乘　戎馬四萬疋　牛十二萬頭　田七百二十七萬千五町八反餘

甲士三萬人　士卒七十二萬人　高七千二百七十一萬五十八石餘

七萬千百十一井九の一　公田也　每井百畝　則六千四百萬畝也

○日本の法にして　▲田八十萬七千八百八十九町五反三畝餘　▲高八百七萬八千八百九十五石三斗餘

千二百八十萬畝　廬舍の地　每井二十畝

○日本の法にして　▲坪四億八千四百七十三萬三千七百十九坪　▲高百六十一萬五千七百七十九石二斗餘

五千百二十萬畝　公田實地　每井八十畝

〔日本の法にして　▲田六十四萬六千三百十一町六反八畝餘　高六百四十六萬三千百十六石八斗餘

五十六萬八千八百八十八井九の八　私田也　毎井八百畝　則五萬千二百萬畝也　民家五百十二萬夫　毎井八家　實は是より萬乘を出すぞ

〔日本の法にして　▲田六百四十六萬三千百十六町二反一畝餘　▲高六千四百六十三萬千百六十三石一斗餘

井田圖考卷上終

井田圖考卷下

造ニ郷遂都鄙ニ之法

井　九夫、方一里、九百畝

邑　四井、方二里

甸　四丘、方八里、又十里とするは旁ニ加一里ニ一成の地とす

縣　四甸、方十六里、亦二十里とするは旁ニ加二里ニ一成の地とす

都　四縣、方三十二里、亦四十里とするは旁ニ加洫四里ニ十六成の地とす

同　四都、方六十四里、亦百里とするは洫と澮と集て三十六里ます、六十四成の地也

六郷　四同、方百二十里亦二百里

六遂　同十二

家削　同十二

邦縣 二十八同　邦都 三十六同、則王畿也

道法

徑 在二遂上一小道、一夫〳〵の通るみち也、やう〳〵牛馬の通るみち也　畛 在二溝上一大車の通る程あるみち、十夫の道にて、荷付馬のゆる〳〵通る道也　涂 在二洫上一乘車の通る道じや程に、ひろき道也　道 在二澮上一、涂より亦大きなる道也、乘車二軌とほるみち也　路 在二川上一、王畿に往還する道也、乘車三軌通る道、遂之境也

溝法

遂 一夫百畝のあいだにあり、深二尺廣二尺たてみぞ也　溝 十夫にあり、井と井との間に千畝にあり、深四尺廣四尺よこみぞ也　洫 在二百夫一、丘の内にあるべし、深八尺、廣八尺、遂十溝十一洫一也、成の間だて　澮 在二千夫一縣の内にあるべし、深二仞廣二尋、七尺云レ仞、八尺云レ尋、遂九十溝十一洫十澮一也、方百里同のあいだよこ也　川 在二萬夫一、同の地にあるべし、但一川九澮、百洫千溝萬遂也、たてにあり

遂、溝、洫、澮、川の水道、亦徑、畛、涂、道、路の行路は、夫間と十夫百夫千夫萬夫の間にあり、縱ば日本にても東海道北陸道など云道あり、それへ國々より出る道亦一郡の道あり、行人相應にあるがごとし、溝も小みぞより小河へ出て、小河より大河へ流れ集るがごとし、日本とは違て其大小深さ廣さ亂りになかつたと見へたれども、其所に考あるべし

井法

畛
溝
一夫百畝　一夫百畝　一夫百畝
遂　徑　溝
畛　一夫百畝　公田百畝又一夫トスル　一夫百畝　畛
溝　徑　遂
一夫百畝　一夫百畝　一夫百畝
溝
畛

○一井九夫九百畝

夫の間に在レ遂、遂上に在レ徑、井の間に在レ溝、々上に在レ畛、三夫を曰レ屋、三屋を曰レ井

○方十里を日本の法にして　三十町四十六間一尺四方也

○一甸六十四井、則五萬七千六百畝　民家五百十二夫

○方八里なれども、四方へ一里づつ洫が加るほどに、十里四方になるぞ、洫を取あつめて、三十六井則三萬三千四百畝なり、合て百井にして九萬畝になるぞ、通十合たる成とおなじこと也、一成は百井也

縣圖

○縣は甸四ッ合たものぞ、十六里四方にて二百五十六井、則二十三萬令四百畝なれども、甸の洫が一方へ二里づつ增す程に、三十六井づつ四ッ、百四十四井にて十二萬九千六百畝加るゆゑに、二十里四方にて四百井、則三十六萬畝也

○方二十里を日本の法にして

一里二十五町三十二間二尺四方也

○洫を去て二百五十六井分日本の法にして

▲田二千九百令八町四反步餘

○民家二千四十八夫　每井八家

▲高二萬九千令八十四石二升餘

▲五十二町三十三間五尺五寸四方

一都は縣四ツ合たものぞ、三十二里四方にて千二十四井、則九十二萬千六百畝なれども、甸の洫が一方にて八里づつます程に、五百七十六井にて五十一萬八千四百畝加る故に、四十里四方になりて、千六百井にて百萬畝也

都圖

○方四十里を日本の法にして　▲三里十五町四間四尺四方也

○洫を去て千二十四井の分を日本の法にして　▲二里三十三町七間四尺五寸四方也▲田一萬千六百三十三町六反歩餘▲高十一萬六千三百三十六石餘

○千二十四井の分
民家八千九百百十二夫　毎井八家

一　同は都四ッ合たものぞ、六十四里四方にて、四千九十六井にして、三百六十八萬六千四百畝なれども、甸の洫が一方へ十六里、又縣都同の洫と澮とあつまつて、二十里合て三十六里一方へます程に、此分が五千九百井、則五百三十一萬三千六百畝加るゆゑに、方百里にして一萬井、則九百萬畝になるぞ

同圖

○方百里を日本の法にして　八里十九町四十一間三尺五寸四方也

○洫澮を去て四千九十六井分日本の法にして　▲五里三十町十五間二尺五寸四方也▲田四萬六千五百三十四町四反三畝餘▲高四十六萬五千三百四十四石三斗余

○四千九十六井分　民家三萬二千七百六十八夫

一同國中郊外總圖

方百里

成				都				成
	成			縣			成	
		成		削		成		
			成	遂	成			
都	縣	削	遂	成 郷 成 / 郷 王城 郷 / 成 郷 成	遂	削	縣	都
			成	遂	成			
		成		削		成		
	成			縣			成	
成				都				成

百里

百里

郷四成
遂十二成
〆國中十六分
削二十成
縣二十八成
都三十六成
〆郊外八十四分
合百成

一同は百公侯の采地百乘の國也、一萬井にして九百萬畝なれども、山川溝洫を三千六百井去れば、

實は六千四百井にして五百七十萬畝也、一成は六十四井也
○國中は十六成用二貢法一 則千二十四井也
九千二百十六夫　　每井九夫公田なしに十一の法
○野は八十四成用二助法一 則五千三百七十六井也
四萬三千八夫　　每井八夫公田あり九一の法
○合五萬二千二百二十四夫　此内千二十四夫は國中公田なき故に、助法より多し、每井一夫づつ十六成分也
三萬七千五百人　爲二三軍一是爲二三郊之賦一
內　一萬二千五百人　爲二一軍一遂之賦一
二千二百二十四人　爲二軍外之用一

鄉圖

比	閭	族	黨	州	鄉
五家	五比 二十五家	四閭 百家	五族 五百家	五黨 二千五百家	五州 一萬二千五百家

遂圖

鄰	里	酇	鄙	縣	遂
五家	五鄰 二十五家	四里 百家	五酇 五百家	五鄙 二千五百家	五縣 一萬二千五百家

軍圖

伍	兩	卒	旅	師	軍
五人	五伍 二十五人	四兩 百人	五卒 五百人	五旅 二千五百人	五師 一萬二千五百人

一國の內城地に近き十六分を國中として貢法を用、其內四分を遂とし、十二分を鄕としたぞ、一夫每に四百畝を與へ、公田なくして唯民の作り出した穀粟を見たてつもつて、十分の內一分の年貢を取て國の諸用にするぞ、國中城市に近く、田地もよく肥へ持はこぶ道も近い程に、年貢が重いぞ、禹の貢法は一夫に五十畝與へ、年々の熟不熟を平均して、常免にして十分一のつもり、五畝の年貢をとりたと似たことのやうにて違たぞ、國中を諸侯大夫の祿にせぬ子細は、每年見立にして十分一とれと云分にては、若取り過ることがあれば民が迷惑になる、依て國主の私欲をせぬやうに自分に納め取たぞ、扨鄕遂の國中は山林陵麓が多くして、井田が思ふやうにならぬぞ、唯一夫百畝づつ與て、十夫に千畝を與て畛と云みちをつけ、溝と云みぞをつけ、百夫に一萬畝を與て、涂と云みち洫と云みぞをつけ、段々にくみたて、亦井田のなる所は尤一井九百畝を九夫に與て、とかく其地の形ちによりて經界をしたと見へたり、扨五人づつ組合て五家を比とし、五比を閭とし、一萬二千五百人を一軍として、常に五人づつは物每合力し念比にして、せんぐりに組上たぞ、日本の五人組と云に同じ心なり

一　亦郊外八十四分は都鄙として助法を用、一井九百畝を八夫に與へ、此內百畝は公田也、廬舍に二十畝を引、實の公田八十畝として、秋になりて收る時に、八百八十畝を以割て、公田八十畝のあたりをとる也、具に前に記たぞ、是を諸侯大夫の祿に與る也、郊外は田地も惡く持はこぶ道も遠き程に、年貢を輕くしたぞ、其上貢法の如く見立にしても、給人に私慾があれば、見立の分料に諍論が出來る

程に、公私の差別なく、十一に割て一分年貢に取るやうにしたぞ、軍役も一井に八人づつ出る程に、井四ッを邑とし、四邑を丘とし、四丘を甸とし、則一成也、是より兵車一乘、戎馬四疋、牛十二頭、甲士三人、士卒七十二人出す也、百乘の國、千乘萬乘の國まで、此つもりにて組上る也、郊外は平地にして經界が思やうになる程に、一井の内に徑と云みち遂と云みぞを三夫毎につけ、是を屋と云、三屋を井と云、此故に夫の間に遂あり、遂の上に徑あり、具に前にあり

一　大國は地方百里、君は十二卿の祿一、卿の祿は四二大夫一、大夫は倍二上士一、上士は倍二中士一、中士は倍二下士一、下士は與二庶人在レ官者一同レ祿、祿足二以代一其耕一

徐氏の曰、大國は君の田三萬二千畝、其入可レ食二二千八百八十人一、卿の田三千二百畝、可レ食二二百八十八人一、大夫の田は八百畝、可レ食二七十二人一、上士の田は四百畝、可レ食二三十六人一、中士の田は二百畝、可レ食二十八人一、下士と與二庶人の在レ官者一田百畝、可レ食二九人一、至二五人一庶人在レ官府史胥徒也、大國公侯の國方百里、則九百萬畝也（府治レ藏、史掌レ書、胥徒民の服二徭役一者也）

一萬井　則九百萬畝也

三千三百三十三井之三之一　三分の一引、許氏曰、山林、陵麓、溝洫、城郭、宮室、塗邑を除く三分にして一を去り、後爲二田數一

三百萬畝

六千六百六十六井三分井之二　三分の二實田

六百萬畝日本の高にして七十五萬七千三百九十六石四斗餘

六十六萬六千六百六十六畝三分畝之二　公田毎井百畝

○日本の高にして八萬四千百五十五石一斗餘

十三萬三千三百三十三畝　廬舍に引　毎井二十畝

五十三萬三千三百三十三畝　實の公田　毎井八十畝

○日本の高にして六萬七千三百二十四石一斗餘

君祿三萬二千畝　二千八百八十人食ふべし

○日本の高にして四千三十九石四斗餘　是より末まで百畝九人の割

卿三人に九千六百畝　毎卿君の十分一　二百八十八人食ふべし

○日本の高にして千二百十一石八斗餘　毎卿四百三石九斗四升四合八勺

大夫五人に四千畝　毎夫卿の四分一　七十二人食ふべし

○日本の高にして五百四石九斗三升餘　毎夫百石九斗八升六合二勺

上士九人に三千六百畝　毎士大夫の半減　三十六人食ふべし

○日本の高にして四百五十四石四斗餘　毎士五十石四斗九升三合一勺

中士九人に千八百畝　毎士上士の半減　十八人食ふべし

○日本の高にして二百二十七石二斗餘　毎士十五石二斗四升六合五勺

下士九人に九百畝　毎士中士の半減　九人食ふべし

○日本の高にして百十三石六斗餘　毎士十二石六斗二升三合三勺

君の祿より以下賦田

〆五萬千九百畝　日本の高にして六千五百五十一石四斗餘

殘て四十八萬千四百三十三畝三分畝之一

○日本の高にして六萬七百七十二石六斗餘

是以供國家の制度、喪祭、賓客等の費、餘則以備凶荒不測之用、所謂國無九年之蓄、曰不足、無六年之蓄、曰急、無三年之蓄、曰國非其國矣

五百三十三萬三千三百三十三畝　農夫私田

○日本の高にして六十七萬三千二百四十一石二斗餘

一　次國地方七十里、君は十卿の祿、卿の祿は三大夫、大夫は倍上士、上士は倍中士、中士は倍下士、下士は與庶人の在官者同祿、祿足以代其耕也

徐氏曰、次國君の田二萬四千畝、可食二千百六十人、卿田二千四百畝、可食二百十六人

次國伯の地方七十里

四千九百井　則四百十一萬畝

千六百三十三井有奇　三分一引、論有レ前

百四十七萬畝

三千二百六十六井有奇　三分の二實田

二百九十四萬畝　日本の高にして三十七萬千百二十四石二斗餘

三十二萬六千六百六十六畝有奇　公田、毎井百畝

○日本の高にして四萬千二百三十六石二斗二升餘

六萬五千三百三十三畝有奇　廬舍に引、毎井二十畝

○日本の高にして八千二百四十七石二斗餘

二十六萬千三百三十三畝有奇　實の公田毎井八十畝

○日本の高にして三萬二千九百八十八石八斗二升餘

君祿二萬四千畝　其入可レ食二二千百六十人一

○日本の高にして三千二十九石五斗八升餘

三卿七千二百畝　毎卿君の十分一　可レ食二百十六人一

○日本の高にして九百八石八斗七升五合餘　毎卿三百二石九斗五升八合六勺

下大夫五人四千畝　毎夫卿の三分一　可レ食二七十二人一

○日本の高にして五百四石九斗三升一合　毎夫百石九斗八升六合二勺

上士九人三千六百畝　毎士大夫の半減　可レ食二三十六人一

○日本の高にして四百五十四石四斗三升餘　毎士五十石四斗九升三合一勺

中士九人千八百畝　毎士上士の半減　可レ食二十八人一

○日本の高にして二百二十七石二斗一升餘　毎士二十五石二斗四升六合五勺

下士九人九百畝　毎士中士の半減　可レ食二九人一

○日本の高にして百十三石六斗九合餘　毎士十二石六斗二升三合三勺

君の祿より以下賦田

〆四萬千五百畝

○日本の高にして五千二百三十八石六斗五升八合餘

殘て二十一萬九千八百三十三畝有奇

○日本の高にして二萬七千七百四十九石五斗四升餘

是以供二國家調度、喪祭、賓客等之費一、餘則以備二凶荒不測之用一

二百六十一萬三千三百三十三畝有奇　農夫私田

○日本の高にして三十二萬九千八百八十八石二斗二升五合餘

一 小國は地方五十里、君は十二卿の祿一、卿祿は二二大夫一、大夫は、倍二上士一、上士は倍二中士一、中士は倍二下士一、下士は與二庶人在レ官者一同レ祿、祿足三以代二其耕一也

徐氏の曰、小國君の田一萬六千畝、可レ食二千四百四十八人一、卿田千六百畝、可レ食二百四十四人一

小國子男の地方五十里

二千五百井　則二百二十五萬畝也

八百三十三井有奇　三分一引、論有レ前

七十五萬畝

千六百六十六井有奇　三分の二實田

百五十萬畝　日本の高にして十八萬九千三百四十九石一斗餘

十六萬六千六百六十六畝有奇　公田　毎井百畝

○日本の高にして二萬千三十八石七斗九升

三萬三千三百三十三畝有奇　廬舍引　毎井二十畝

○日本の高にして四千二百七石三斗五升八合

十三萬三千三百三十三畝有奇　實公田　毎井八十畝

○日本の高にして一萬六千八百三十一石三升餘
君祿一萬六千畝　其入可ㇾ食二千四百四十人一
○日本の高にして二千十九石七斗二升餘
二卿三千二百畝　每卿君の十分一　可ㇾ食二百四十四人一
○日本の高にして四百三石九斗四升餘　每卿二百一石九斗七升二合四勺
下大夫五人四千畝　每夫卿の半減　可ㇾ食二七十二人一
○日本の高にして五百四石九斗三升餘　每夫百石九斗八升六合二勺
上士九人三千六百畝　每士大夫の半減　可ㇾ食二三十六人一
○日本の高にして四百五十四石四斗三升餘　每士五十石四斗九升三合一勺
中士九人千八百畝　每士上士の半減　可ㇾ食二十八人一
○日本の高にして二百二十七石二斗一升餘　每士二十五石二斗四升六合五勺
下士九人九百畝　每士中士の半減　可ㇾ食二九人一
○日本の高にして百十三石六斗餘　每士十二石六斗二升三合三勺
君祿より以下賦田
〆二萬九千五百畝

○日本の高にして三千七百二十三石八斗五合餘

殘分十萬三千八百三十三畝有奇

○日本の高にして一萬三千百七石二斗二升七合餘

是以供二國家制度、喪祭、賓客等費一、餘則以備二凶荒不測之用一

百三十三萬三千三百三十三畝有奇　農夫私田

○日本の高にして十六萬八千三百十石三斗一升九合

一　耕者之所レ獲一夫百畝、百畝の糞、上農夫は食二九人一、上之次は食二八人一、中は食二七人一、中之次は食二六人一、下は食二五人一、庶人の在レ官者其祿以レ是爲レ差

一　農夫一家五口にして、貢法の税を出す者のすぎわいを考るに

一夫田百畝

此米十五石　是一畝に一斗五升づつ作り出すつもり也

内一石五斗　十の税とて、十分の一を年貢に公儀へ出す分

殘て十三石五斗　農夫の作徳也、是にて五人をはごくむぞ

内

九　石　五人の一年の食物、一人一日五合づつ入、五人には一ケ月七斗五升じや程に、一年に九石なるぞ

四石五斗　是を錢にうりかへてつかふ

代錢一貫三百五十文　米一石を錢三百文に代るつもり、日本の百錢の位にあてゝ錢を引るとみへたり

内

三　百　文　作徳の祭祀に入ぞ

一貫五百文　五人の衣類に入ぞ、一人に三百文つゝ

〆一貫八百文　食物衣類諸用に入らて叶はぬぞ

指引し四百五十文不足と見へたれども、食物等右の外雑米雑穀も用ひ、定る九石の内にも貢米が農夫のちからに應じてあり、又上熟の年は一畝二三斗づゝ作ります程に、百畝には十八石出來る、内一石八斗十分の一稅に出す、殘米十六石二斗、此内を九石五人の諸用に引て、七石二斗貢、代錢二貫百六十文ある程に、指引して三百六十文程あまる故、まかないがしやすいぞ

日本にても田一歩に粮一升二合とし、一反に三石六斗、是を半ずり米で一石八斗を十二ヶ月にわり、一月一斗五升にあたる、是を三十日にわり、一日五合ぐらひにして一人扶持と定、五人扶持は一ヶ月七斗五升にて、一年九石と見へたり

右の外不圖病わづらひ、死喪などの入用があれば、彌不足して迷惑するぞ、其子細は農夫の耕作を不精にすると、國を治るものゝ貢米の仕方による程に、民に農を敎へ、貢米に加減し、國中融通して困窮せぬ樣に差引したものぞ、米が米が貴過れば、工商の萬民が迷惑する、亦賤過ば士農貢米代錢がすく

ない程にめいわくするぞ、其よきころの賣にするを、善國を治る人と云ぞ、其能程にする仕方は、先づ其年の稼熟の上中下を見て、上熟の年は我賣米を或四ッに分て三ッをうり、又中熟の年は二ッを賣、又下熟の年は一分賣り、大熟の年は我賣米少ければ、農夫の賣米をたかくうる程に、萬民が迷惑するに依て、我賣米三分出すぞ、下熟の年は農夫の賣米なきゆへに、たかくうらせんために、我賣米を一分出すぞ、我賣米にて國中の迷惑せぬやうにして、亦國が飢饉するときには、其れ相應に作徳に加減し用捨する程に、水損旱損風損にも民不レ散、農夫も困窮せぬぞ、「然ば恒の産を散るが國を治るの本歟

井田圖考卷下 終

和漢度量權衡辨惑

漢律歷志曰、度者分寸尺丈引也、所二以度二長短一、本起二於黄鍾之長九十分一、以二子穀秬黍中者一黍之廣一度レ之爲二一分一、十分爲レ寸、十寸爲レ尺、十尺爲レ丈、十丈爲レ引、而五度審矣、又曰量者龠合升斗斛也、

所ニ以量ニ多少一也、本起ニ於黄鍾之龠一、用ニ度數一審ニ其容一、以ニ子穀秬黍中者千有二百一實ニ其龠一、以ニ井水一準ニ其概一、十龠爲レ合、十合爲レ升、十升爲レ斗、十斗爲レ斛、五量嘉矣、又曰、權者銖兩斤鈞石也、所ニ以稱レ物平施知ニ輕重一也、本起ニ於黄鍾之重一、一龠容ニ千有二百黍一、重十二銖、兩レ之爲レ兩、二十四銖爲レ兩、十六兩爲レ斤、三十斤爲レ鈞、四鈞爲レ石、五權謹矣

○度　分、寸、尺、丈引の積り

統宗曰、黄鍾之管、其長積ニ秬黍一、中者九十粒、一粒爲ニ一分一、十分爲ニ一寸一

一分　忽より起る、蠶の吐く之糸、十忽を爲レ糸、十糸を爲レ毫、十毫爲レ釐、十釐を爲レ分、十分を尺として丈引生る　考、本朝の大工の勾尺三分の二にして、則六厘六毛餘

一寸　十分にして　考、本朝の大工の勾尺、六分六厘三分厘の二

一尺　十寸にして　考、本朝の大工の勾尺、六寸六分六厘六毛餘

一丈　十尺にして　考、本朝の大工の勾尺、六尺六寸六分六厘六毛餘

一引　十丈にして　考、本朝の大工の勾尺、六丈六尺六寸六分六厘六毛餘

○量　龠同勺と、合、升、斗、斛の升積り

統宗曰、黄鍾之管、其長廣容ニ秬黍一、中者一千二百粒を爲ニ一勺一、十勺を爲ニ一合一

一分　四方六面　考、本朝の大工の勾尺六厘六毛餘六面也、然ば一厘六面の物、二百九十六坪二分九厘六

毛餘也

一寸　則十分四方六面にして、一分六面の物千也、又一厘六面の物百萬也　考、本朝の大工の勾尺、一厘六面の物二十九萬六千二百九十六坪餘、又一分六面の物にして二百九十六坪二分九厘六毛餘

一龠　粟より起る、則一粒の粟也、一六粟を圭とし、十圭を撮とし、十撮を秒とし、十秒を勺とするに及て、合升斗石生る、㪷の一分六面の物一千六百二十分として　考、本朝の大工の勾尺一分六面の物、四百八十坪也

一勺（廣一寸五分四方、深七分二厘）　本朝の（廣一寸四方、深四分八厘）

一合　則十龠也　周の一分四方六面の物一萬六千二百分として　考、本朝の大工の勾尺一分六面の物四千八百坪也

一合（廣三寸二分三厘一毛六糸、深一寸五分五厘一毛一糸）　本朝の（廣二寸一分五厘余、深一寸三厘四毛余）にあたる　本朝の京升七勺四秒餘にあたる

一升　則十合也、周の一分四方六面の物十六萬二千分として　考、本朝の大工の勾尺一分六面の物四萬八千分也　則本朝の京升七合四勺餘にあたる

升の法（廣六寸九分六厘一毛、深三寸二分四厘四毛）　本朝の（廣四寸六分四厘余、深二寸二分二厘九毛余）にあたる　本朝の京升（廣四寸九分四方、深二寸七分）　但一分四方六面の物六萬四千八百二十七坪也

一㪷（斗と同）　則十升也　周の一分四方六面の物百六十二萬分として　考、本朝の大工の勾尺一分六面

の物四十八萬坪也

一斗廣一尺五寸四方、深七寸二分　本朝の廣一尺四方、深四寸八分　にあたる　但一尺六面には、一分六面の物百萬分也京升一斗五升四合二勺余　本朝の京升七升四合令四秒餘にあたる

一斛石と同　則十斗也　周の一分四方六面の物一千六百二十萬分として　統宗又敬蒙に曰、古の斛法は以積方二尺五寸爲一石、謂、長一尺闊一尺高二尺五寸是也、解曰、斛有大小、尺有長短、古之度量與今不同、未有定則故也　此二尺五寸も是に異也　考、本朝の大工の勾尺一分六面の物四百八十萬分也

一斛廣三尺二寸三分一厘六毛余、深一尺五寸五分一厘二毛余　本朝の廣二尺一寸九分四厘、深一尺、三分四厘一毛　にあたる　本朝の京升七斗四升四勺三秒餘にあたる

釜六斗四升　庾一石六斗　斛一石　斞二釜半　鍾六石四斗　秉十六石　或二石とも云五秉とは十石

○衡　銖、兩、斤、鈞、石の積り

一銖　黍より起る、形ち大さ如粟、十黍を一絫とし、十絫を一朱とし、六銖を一分とし、四分を一兩と云、則重さ十錢目　考、本朝の秤目一分六厘六分厘の四

一兩　二十四銖にて、則四分也　但、本朝の秤目四匁也但本朝にては四朱を一分とし、四分を一兩とし、四十兩を一斤として百六十目也

一斤　三百八十四銖にて、則十六兩也　考、本朝の秤目六十四匁也　一秤十五斤を云、倍之鈞と云

一鈞　一萬千五百二十銖にて、則三十斤也　考、本朝の秤目一貫九百二十目也

一石　四萬六千八十銖にて、則四鈞也　考、本朝の秤目七貫六百八十目也

錙は六銖　鍰は六兩　鋝は二十兩　鎰は二十四兩　衡は十斤　鼓は四碩、石と同　錠は五錢貫

和漢度量權衡辨惑　終

行潦の杵を漂し、舟楫の及びがたきも、日暮を待ずして速に涸、瓶梅の黄鳥を來し、天地の春を管するも、連飲を終らずして長に萎は本なきが爲ならずや、國を治るの大本、民の產を定るによる事をさとらずして、その安寧をねがはんは、北に向て越に徂にいくばくかたがへる、されば時移り境異にして經界征賦の定大に同じからざるが如しといへども、源をさぐれば盡地の餘裔ならざる事なし、故に區區の地を司る者もこの道をわきまへざれば、繩墨によらずして丈尺をはかるが如し、然にその事は禮に出て、孟子の辨明かなれども、男文字しらぬ人のよみ得ざるを病るのみ、此書を見るに、誰がしわざかは知らず、詳略分明にして、遠に行の杖ならんことをふかく愛し、亥豕を正し乘除をわかちて、

莊寫する事しかり

享保丙午冬至　　　　山陰　万尾時春　記之

井田圖考 大尾

江戸日本橋南二町目　書肆　小川彦九郎板行

萬尾氏時春述作

規矩分等集　一冊

勸農固本錄　二冊

井田圖考　二冊

富貴草
たしなみ草

早川賢當著

富貴草序

人は天地の靈なれば、出生より己と正路などがなからん、諸々の書籍を學は皆貞心の道歌、いとしい子には旅、野山草木見ても悟有、時をわすれぬ色香こそ、養得ての花の父母、覆て外なく戴て棄ず、日月雨露の惠、此我國に御神木(みさかき)はへ立根本より、震旦に枝葉顯れ、天竺に華咲と儒佛の二教を視(みそなは)し、心に法の度(たび)の空、名所故實の種を得て、我國の根本に復り、片治(かたじけ)無しと信用すべし、君臣父子夫婦朋友の道も、我人今日家業にも、はへ立本を失はざるぞ第一なれ、こゝに早川氏何某書綴りたる物あり、凡農工商家の兒童訓たり、其言葉拙くとも、日本國風長歌を模樣す、珍文漢字を賴まねども、四十七字のいろは書、和人の通例事足れり、かせぐに追付貧乏なし、是和國自然の金言、天に口なければ成べし、神國とは何をかいはん、濟度方便の譬品々以て世のため也、愚予も風流(だて)して寒からんよりは、賢としてひだるからん事ぞ願ふ、祇(たゞ)今日君恩を存知御法令を守り、正直慈悲に富ん事のみ、よつて富貴草となん、實(むべ)なる哉

享保十一年午の年中の冬　　古田氏不才理喬叙レ之

諸人の業凡例

天が下四民のうちいづれか樂のみ暮さん、苦中に樂あり、樂中に苦あり

士は　智仁勇の三德をたのしみ、こゝろくるしむ、是分際の祿を得て、忠義をはげむ故也

農は　體を泥土にくるしみ、こゝろたのしむ、是定る年貢を奉りて、麁食する故也

工は　からだも心もくるしむばかりにて、たゞ名ををしみて、上手の譽れをたのしむ

商は　差有ども、體こゝろともにたのしむは商民也、能く三社の御託宣をおもふべし

但元來無祿の者なれば、富貴を得ても數代續く事かたし、況今日父母妻子を養ふ渡世に紛れて、小商の輩禮義を過つとも用捨にあづかるべきことなり、依レ之四列の下座たり

若思はず過せば陳じず、それなりに正直を立、天道の上覽にまかせ、已後を愼むべし〳〵、或福者の歳旦に、「若ゑびす只はたらけと御託宣」

富貴草

早川賢當 著

春の夜の一睡、千金にかへずといへど、現金に出して買ふたる人を聞ず、いふにならぬ願にたらぬ、足事をしるべき事ぞ、滿ればかぐる世のならひ、千差萬別人心、示す蟷螂斧なれど、車のくさび三寸よ、人も三寸舌あれば、いふて其甲斐あら玉の、改め憚る事なかれと、元より無學の商家にて、詩賦文章はしらねども、倩世間を觀ずるに、飛花落葉の風の前に、さとりひらきし其人も、喰ねばならぬ草の種、かせぐに追付びんぼうなし、親より讓與へたる、農工商をゆだんなく、一日にても大切に、千木や秤の目のさやを、はづして氣をば、正直の心をつけて精出さば、貧苦する事有まじく、及ばずながらおもひより、其言の葉を書集め、得たらん人のもしや又、笑ひ草とはをもへども、子孫に傳へ心得の、其ひとつ共ならんかと、あらまし筆にまかすとや、先は男は七ツより、手跡を習ひそれよりも、家に用る其業や、よみもの習ひ申とも、其身の程や我家業、應じて事を覺ゆべし、十露盤枕朝起は、第一家の祈禱なり、我一代に一時づつ、早く起なば其德は、六十年に十年は、長生なると心得よ、諸藝習はたゞ商人の、はまりて稽古すべからず、十人並に勝るゝと、譽そやされて身代の、皆に成のは隙いらず、それも宜しき人々の、無藝を見るめ笑止なり、其程々に樂て、心をくばり習ふべし、あし

き友には、ふつ〳〵と、寄そはぬこそ本意なり、とかくしまつを第一と、少の事より心がけ、氣をつけつゐへいたすまじ、たとへ身代大きくと、小さき事に氣をつけよ、少の始末無用とは、是は大きな相違なり、世間の義理も有なれば、入べきときは相應に、いかほど成と出すべし、つゐへとおもふそのときは、一錢にても氣をつけよ、分限相違の衣裳など、人のほめざる物ぞかし、それ世中の言の葉に、福はねてまて此事は、けふの家業をしまひつゝ、夜ふし休みて其時に、明日の工面や工夫して、考へ臥といふ事よ、自然と身代あしければ、女房のしらぬ不足いひ、云事絶ぬ夫婦中、びんぼの花と嗜て、外より內へ歸なば、機嫌能して一日の、留守の用事を調へよ、大酒大食不養生、たとへ上戶の酒に醉、女房は心やすきとて、わがまゝ出せば人しれぬ、世界の損の有物ぞ、一生つれそふ事なれば、中よくかせぎ第一の、先祖親への孝行と、しりて養生折々は、灸治をなして人づかひ、不便をくはへ人になせ、いかに主人と成とても、なげうちさんばう見捨もの、小者が父母も有ぞかし、食事の品も上下の、是なきやうに心がけ、平等にせば冥加よし、奉公人も大切に、主人の恩をあだにすな、利口をなして裏表、をまへ奉公鼻の先、なきを人とや申べし、影の奉公は日月の、惠にかなひ出世して、自分になりて其德や、災難來らん事としれ、我すぎはいの商賣を、よく〳〵見立いたすべし、一兩年の其內に、是は利德のなきものと、いろ〳〵もがき商賣を、仕かゆるときはそのたびに、元手のかねを諸道具に、仕あげて後は手と身とに、なりて世帶を破るもの、三年ゐれば石にさへ、あたゝまりく

る世の中に、随分晝夜かせぎ出し、仕似せる功で後々は、すぎはひ樂に成ぞかし、大の小を好む人、かへつて家を亡すぞ、小の大を好むもの、かへつて其身のあだとなり、一六あきないせぬものよ、ゐては先祖をけがすもの、家業の道具わすれても、足にかゝらばいたゞけよ、若年よりも佛神を、祈りて信心ある家は、福貴長久富さかへ、繁昌すべきと思ふべし、偖又女は七ッより、手習ひまひ縫ものを、心にかけて母親の、教を第一守るべし、外へ嫁しづくものなれば、つれそふ夫を大切に、無理を聞とも口答へ、言葉かへさぬ物ぞかし、男の親も我親と、心得孝行つくすべし、出入のものへ氣をつけて、朝はとふから髮を結、身をきよくして世帶をば、しまつつゐへに氣をつけよ、をごりをやめて物參り、見物ごとやはてな形、めつたにせぬが見事なり、たばこや大酒見ぐるしく、亭主の外へ出る夜は、歸らんまでは起て待、めつたに人をそしるなよ、法儀二ッにすべからず、一蓮托生ねがふなら、けんな女房と人々に、いはれぬやうにゐがほして、夫の談合さし出なよ、物をつべこべいはずして、何事なりと聞てゐよ、出入のものや物入は、年々多く成ものよ、是は繁昌本儀なり、何につけても心得べし、ことに子供のそだてやう、親のあまいはためならず、文盲なりとて親よりも、諸藝をましにならはすな、かんなんさせよ親の慈悲、ぬすみ色事ばくちわざ、是第一に申べし、とかく世界は一文高、無藝にしても人中て、金のひかりはありがたや、ぐどんなものも智恵ぶくろ、かしこやうれし親の恩、あだにやをもふ事なかれ、子をもちてこそ恩をしれ、家職は親よりみがくべし、是又家の寶也

善　ゆづり得ぬ子がこゝろにて

惡　萬貫目　此五文字よりよみかへせば惡

右の草紙は正路に富貴なる老人の常々申聞されし其言葉を取集め、今爰に一卷に綴り、我また子孫につたへ其の德をなさしめんと、商人富貴草と題號を改め、又同友なる人の德にも成ぬとをもひ侍る、願くは日々考へ守らむ事を云々

享保十一丙午歲青陽

早川氏賢當記之

富貴草　終

嗜草序

世に短慮と片意地ほど氣の毒はなし、皆是未練の相とて、我といふ物を先達故也、恐るべく嗜べき事ぞかし、早川氏富貴草と書集、其殘紙に嗜草と書て見す、予も又人のふりを見てわれを直さんと本づ

き筆を加へぬ、若あやまちて物に片よるとも、十が六はゆるし給へ、兎もすれば權を借て我意を振廻、法を貸て身勝を說、世わたるたづきさもあらん、愁ひかな利に闇き人、其物に付物をそこのふ、理、法、權の三ッに、時、所、位を辨へ及ばぬ迄も、中の字に行ふ事ならめ、忝も神道中臣の祓も、儒教の中庸も、佛敎の中道實相も、皆中分と見へたり、然に今時片向たる佛者の、市中に適我こそ神拜知顏に、天笠流か熊手性か手さきをふり廻し、異な所作なンどする故に、溫なる珠數中間を爪ぐり出され、朋友の懇を裁に至る、双方ともに是喈の一ッ也、抑本朝宗源の神拜は、深き旨有て謹て口決す、但傳受せずとも我正直一念の拍手打に、何ンぞ神慮に背べき、是をそしる人有べからず、愚案ずるに、別て商人の手を打は、則家業の宗源、正直段を極る道にあらずや、賣買互に貪利の迷をはらし、小欲知足の掌を和合して、打々と賣ヶ幸買ヶ幾是如何、喈給へ、穴賢

享保十一の歲午の中冬　　古田氏不才理斋　序之

たしなみ草

目には見ぬ、身にはおぼへの秋の夜の、明しかねたるひとりねに、蟲のこゑ〴〵うちしきる、ねられ

ぬまゝの筆の先、あやしきながら書つゞく、あみだも錢といふなれば、人を濟度し佛をも、光らすための富貴ぐさ、是行ふにたしなみの、草木もさすが平安の、繁昌の地は東北や、西南所々も豐にて、日夜朝暮におこたらず、見物門々數々の、妙藥すまふ萬日や、開帳の札彌增に、順逆糺す水上は、ながれもきよき加茂川や、三條河原にうち出て、みれば都の山々の、四方の氣色も一しほに、げにおもしろや旅人の、出入音も宿屋町、鳥の聲やにはとりの、とり〴〵なりし旅だちも、本國さして行もあり、愛宕叡山くらま山、おもひ〳〵の參詣所、わかれ〳〵の商人も、渡世のためと國々に、出店を出して西國の、かたは高瀨に乘かけの、馬もしやん〳〵鈴の音、東路さして行もあり、身を捨てゝこそうかむ瀨の、ふかき淺きはうまれつき、そのほど〳〵にゆだんなく、金もうけして親妻子、やしなひの種旅がよひ、若き時分にかせぎ出し、老ての後をたのしみて、心をつけて旅の空、世は情とて道づれに、少もゆだんせぬものぞ、寒氣の强きそのときは、宿へ着きなば食過て、湯をつかふべし夏の旅、よろづ食事に用捨せよ、無事でつきなば一通の、便きかせよ親妻子、安堵の本とおもふべし、しにせし家業家屋敷、居ながらゆづりうけとりて、旅がよひせず國々の、生れ住所で樂々と、暮する人はとりわけて、先祖の恩をうつかりと、あだに思ふな三代と、つゞかぬものぞ人ごとに、口にはいへど氣のつかぬ、あほうでなうて發明て、名をながす人數多し、親よりうけし其家督、預りものと心得て、諸式不足のなきやうに、我子に渡すその時を、先祖へもどすとおもふべし、人にはゆびをさゝれても、親

に安堵の法體や、身上仕あげて孝行は、我一代の手がらなり、とかくかせぎに氣をつけて、正直慈悲に心がけ、何事なりと打よりて、相談しての了簡は、文珠の智恵とたとへごと、浮世のわざや讀書を、おぼへて人をないがしろ、利口にまかせひとりだち、異見をきかてわがまゝに、さばきて跡に悔むこと、事知人は年の功、主の身もちのあしきこそ、家來たりとも異見せよ、家の爲には白鼠、忠孝ふたつに氣をつけよ、奉公人も前髮を、とるとそのまゝ身だしなみ、商すればその利德、引ぬきわが身の稽古事、ばくちあそびやいろぐるひ、あしき異見はせぬものぞ、かたじけなくも明君の御歌に

人おほきひとのなかにもひとぞなき
ひとになせひとひとになれ人

かやうなる有がたき御をしへ、人にも傳へ我も知れ、師匠の恩を忘れなよ、ひとり人にはならざるぞ、親の恩のふかき事、富貴の家に生れ來て、親のかせぎ出されたる、その末々の安樂と、世界にたれかわれひとり、こわいものない鬼がはら、巴瓦の丸どりの、棟をならべし家づくりを、手もおろさずにうばそだち、ゆづりあたへしおやの恩、少しもゆだんすべからず、是をおもへばいとけなき、愛にことよせ親のわざ、あまいまんぢうらの杉、木になるやうにそだてあげ、金は花壇の草の露、ずいきの葉にある白銀と、跡さきなしに尻もりの、する宮川や石がけの、くづるゝをとゝぽんと町、しらぬ縄手のほたる火に、松明あげて祇園町、みこしあらひやけづりかけ、出かけ〳〵の西の海、さらり〳〵

と三枚がた、松を大夫としめかざり、年の始の今朝よりも、禁曜に餅の皮むいて、雜煮にせよとわがまゝを、八百兩で請出して、かこひ置たる釜の湯は、りん〳〵たぎる分別も、色には智惠もさめはて、勘當じまひや分散の、はては有けりむさし野の、月見花見もむかしにて、去年まで乘し旦那さま、ことしは駕籠の片相手、見さじきものはばくち事、貴賤によらず人體の、あさまにみゆる手なぐさみ、子供寄りても布袋屋の、かるのかしたの馬買や、三枚あはせならよみは、うちわとしても心ねの、はづかしものぞむすめの子、としたけ男のそばへよら、同じ合せのこと〴〵に、毛なしに蟲がつくものぞ、しばゐ淨瑠璃物見事、かはり〳〵のそのたびに、親兄弟の目をしのび、くまがへ笠で一やうに、出立おどりの腰もとは、戀の中立音頭とり、取つくろふてそののちは、おどり子どもをこしらへて、親の緣組氣にいらず、ひよんな仕組の狂言に、少しもうその內證で、よくにいたゞきないかしら、する付〳〵のうばやばゝ、心見立て付置て、傍輩中のそしりごと、しやらくらいはぬこしもとに、出して人中見せしめの、ために隱居のそばに居て、ぬいはり念佛のしゆもく杖、殊勝に珠數を袖口に、ひら〳〵見せかけつまぐりて、打かけすがた若後家の、當座はかたき石びやの、さびしき身もち二三年、さすが岩木にあらざれば、かくし化粧や花の露、きりたる髮を見せかけて、日立るやうに物參り、寺の御坊の馳走ぶり、俗にまされる茶屋あそび、幅に成たる所化達の、ぼんなうぼだいと得手勝手、むかしは智識長老も、出來るはづなり我人の、中でおぼえや發明の、子供をよりて釋迦の弟子、今は子

どもハそのうちは、愚鈍なものや病者人、親の家業も奉公を、しかねる子をば親の世話、見立て髮を剃をとし、寺屋と申す商人に、仕立に今の繁昌は、佛法盛に後の世を、大事と思ひ無常氣に、成て奉加やつゝみがね、おもきがうへのさよごろも、色衣黑衣の其人も、ちらと見る茶のうす色に、大かた後住相傳茶、てうらいこうじて尼の腹、ふりさけみれば五月め、六月たらぬおろし子の、念佛題目手まへ物、彌陀の陀の字の阝のけて、妙の字の女戀しのぶ、銘々智恵の有たけに、世間をだます大坊主、元は支那野の國のもの、ひようばんものに成ぞかし、たしなみたまへ人々よ、身持は家業それぐに、氣をつけうちばにするがよし、相違な身持するゆへに、人の口には戸のならぬ、よき事聞ば佞人の、そねみてなほも評判を、するは浮世のならひなり、貧のぬすみに戀の歌、はまりて見だすそのときは、歌舞の道も高官の、位にまける町人は、身上つゞかぬものぞかし、代々つゞく兄弟や、一家の中も金ゆへに、不通になるはその家に、年よるものゝしめくゝり、ないからおこる無分別、親の身もちのあしければ、見ならふ子供のあそび事、朱にまじはればあかく成、かねのひゞきも東山、夜はほのぼのとあけにけり

右之草子は兒童のために綴レ之、寔に他寸を知て我尺を忘れけれど、善惡とも不二なれば、水の流にしたがひ、たしなみ草となむ筆を染侍る

享保十一丙午初秋　　早川氏賢當記之

享保十二丁未歳孟春吉辰

華洛書肆

衣棚通御池下ル町　萬屋作右衛門版

たしなみ草終

地方一樣記

葛間勘一著

序

夫地方は井田として聖人の法たり、町、反、畝、歩、畤、畔等迄、こと〴〵く書籍に見ゆと云、しかれども高を結法しるし見へず、扨は斗代の盛、並に貫積の斗代の法は、往古於二日本一井田の法を考、國々所々の地方を石積、貫積に高を積たる也、雖レ然其根元何れの故にも記見えずと云、且知れる者ありといへども傳て不レ漏故、廢絶して無二勘辨者一哉、只斗代は古來よりの押形を以高を積執行と見へたり、然所にいつとなく貫積の法すたり、近代は斗代石積の法を用ゆと見へたり、田畠山野川まで高に結といへども、其根元を押究執行の者なし、町反畝歩を都て石高となし、國々所々海陸の運送を量事軍役騎馬積年貢諸當の法あり、然時は無二其本一は不レ可レ有、予壯年の比より日々夜々監、春秋九ヶ年を經て、漸令二勘辨一一帖の覺書綴て一樣記と成なり、誠に文盲の思慮、實は不レ可レ正といへども、上方に三分一銀納と云法あり、關東に貳石五斗替、永の四割替、高に二割替、拾町百石などと云法有、是を鑑別はいづれの法も、本末共に一と見へたり、其外國々に法有といへども、何も同事なるゆへに一樣記と成なり、又貫積といへども永樂錢を以て、地方を積りたると皆人世話にも云、永の貫積とあれば永樂積とも云べし、併永樂錢は明の國の錢にて、永樂八年に鑄なりと云、日本にては應永十九年、後小松の帝源義滿公の武將に當ると云、義滿公明の國へ書簡を通、永樂錢を乞日本にて重寶として、

是を右のごとく、永四割替として執行たると見へたり、しかれども貫石の法は往古より有來、國々所所を石積又は貫積にも執行たると見へたり、永樂錢を以積究たりと一概には不レ可レ有、時代相違なり、北條時宗公青砥左衛門に三萬貫の地を下し給ふと云事、太平記評所々に有と云

地方一樣記目錄

地方一様記目録終

地方一様記

葛間勘一著

入部の節村見分の事

一　先其所の地形の高下を心に付べし、惣じて川上と川下にて高下を知るべし

一　東下西高の地は早稲物滿作なるべし、西下東高の地は晩稲物滿作なるべし、南下北高の地は諸作ともに常に滿作なるべし、南高北下の地は下地下村と知るべし、諸作共に常に下なるべし

一　用水おほく惡水仕自由成地、上村と知るべし、背レ之地は下村なるべし

一　商人おほく常に物を取村は、ほう免相高免なりとも不ニ衰微ニ者也、上田上地の所成共、又は常に

滿作の地成共、作德ばかりの村は、其意得有べき儀なり

一　田畠屋敷賣買の直段を以、跡々免相高下を可ㇾ知者なり

一　百姓貧なる村には、醫者出家牢人の類少なし、富貴なる村には諸勸進多し

一　春の祭賑ひを見て、其年の作毛を可ㇾ知、秋の祭賑ひを見て、其年の作毛を知るべし

一　百姓の風俗、屋敷屋作、寺社の修理、年忌月忌の執行、何神の開帳などと有に心を可ㇾ付事

土の善惡を知る事

一　土の善惡、たとへば沼田の地成とも、其淤沼干て重を上、輕きを下と可ㇾ知、小石交ても同事

一　眞土に小石まじりて上地なり、しかれ共其内に品々有、土にねばりあり、日に强土は上地なり、此土は草木色能、五穀味能者なり、小石交てもねばりなく、日に弱き土は中、萬苗等樹物等中なり、小石と眞土とおもひあわぬやせ地は、土色はつき日にはやくまけるゆへに、苗樹物等まで下なり、眞土に小石まじりの地は、能こやしきくものなり

一　黑眞土に色々有、眞雪色を上地と云、一切の草木快五穀色能く白味吉く、竹木力能くふ、し平也

檢見三段並色取檢見の事

一　大檢見は奉行郡代諸役人を引つれ、大廻りに見分して其年の作毛を考、代官の了簡と引合吟味之上、免相を極者也、大檢見委細にあらざる樣なれ共、たんれんあれば相違あるべからず

一　小檢見といふは耕地切に反別を書出させ、上中下の田にて、それ〳〵に何割引と極也、檢見の役人五三人出るといへ共、野にて其連衆打寄、見分の位を見合のために、反別上中下、作の出來上中下を吟味して、如レ此なる出來にてはいか程引に可レ極と、目がねの程を見合、扨夫より檢見に可二打立一、其連衆同道にて見分すといへども、相互に其了簡を不レ詰、引方を見せずしるし、宿に歸り其連衆の引を加合、其連衆の數に割極る事も有、又其連衆の中分の引に極る事もあり、時の吟味によるべし、尤耕地切の帳に心を付べし、扨其所の檢見仕舞以後、百姓の内おとなしき者五三人に神文致させ、耕地切坪檢見致させ帳面を可レ取、是百姓の檢見用にはあらずといへども、役人の檢見には耕地切上中下也、三四段を其位切に考へ、さし紙をも其通りに出す也、しかれば少々なる甲乙不同あるべし、就レ夫百姓の坪檢見帳を取其帳に役人方のを相談、いづれも判形を加渡也、たとへば役人方の帳には、一耕一位にて壹町歩も見捨有ば、百姓の見捨は、其耕地其位にて三町歩有べし、夫を役人見捨壹町歩に考合、如何程あたるとなして可レ納收一也、如レ此有ては耕地切檢見も、坪檢見同前なるべし、尤雨ふりの後朝晩書風吹の心得有るべし

一　坪檢見の儀所々勝手〳〵有といへども、籾の合を以極事能なり、先田の位上中下、稻の出來上中

下下々の三四段を、野にて五ヶ所も七ヶ所も舂法して、壹坪に籾の合いか程有と見屆、其分限を考也、就レ夫先達て田毎に札を立させ、其札に田の上中下、反別あざな、田主の名、幷に名主印形を加持置なり、其札を取反別と田の廣狹を吟味して、札の裏に籾の合を留、宿に歸り反別上中下を撰出し、水帳の反別と引合、相違なきを改、累年の免相を考、高取に成共反取に成とも、其位々にて宛、人別に帳を認め出す也

一　檢見に色取檢見と云ふ事有、たとへ上田成共出來惡きをば、中田成共下田に成共、其出來次第に入、又中田下田成共、稻出來能きをば上田の內に入、則上田の取を以免相を極、是を色取檢見とも、立毛檢見とも云、如レ此執行事は就中功者の入事也、稻出來ばかり考辨して、地性の差別辨あらずば相違有べし、子細は田畠土には其位多し、たとへば中田下田の出來、上田におとりまさりなく同前成る田、村々每に少々は有レ之者也、夫を舂法を以改に、籾の合も又束數も、上田出來次第同前成共、中下の地は地性ばつぐん劣たる故に、收納の後上田とは升目二割も不足あるべし、仔細は地性惡ければ第一米の性惡敷、青米死に米多し、しかれば升めも不足なるべし、賣かへも下直、上田出來少々惡敷共上田は根元地性能ゆへ、米として惡敷米なし、惡米なければ升目おほかるべし、如レ此有といふとも又折によるべし、下田成共能出來ば、上田の能出來同前なるもあるべし、大概は不レ可レ有、色取檢見と云事、古方にはなき事と見へたり、仔細は田畠上中下に隨て高取反取を以て免相を極、貫石の法を積

りたり、しかれば色取などと云事古方にはなき事と見へたり、然共悪敷といふにはあらず、何の道も、
たんれん功者次第成べし

一　かり田の跡を検見するは、稲苅かぶされい成は上出來也、不揃なる朽葉おほきは下作也、籾こぼれ多きは上作也、籾に筋有、其溝深きは下作也、淺は上作也、稲藁抔□す事有、上作と可ㇾ知、下出來の悪敷時はわらを結立置者なり

検地竿立次第横竿の秘事事

一　歩竿は長壹丈二尺貳分限と云、末三尺の內に目を盛、但し貳分の餘慶に口傳

一　竿持樣はたちたけの乳の通りに持、打樣は腕を脇に付て不ㇾ動樣にかため、腕先計にて打也、但歩行定事肝要也

一　山畑の検地登りに打てば、歩數相違可ㇾ有、下りざまに打たるがよし、山畠麤相なる地成とて、見分計にて歩を積事なかれ、おほきに相違有者也

一　繩打の節は諸事不仕置ならば、最屓偏頗私曲可ㇾ有、前廉なわ手の面々に神文可ㇾ然、但文言は樣樣有べし

一　竿立事は深田の地成共、無ㇾ遠慮ㇾふみ込地心を了簡して、竿延縮なきやうに打べし、風吹毛の上

檢地心得有べし

一　田畑當分地面狹とも荒畠野山など有ㇾ之か、又は當分廣とも水損山崩旁にて、次第に狹なる地も可ㇾ有、當分は上地成共林藪などにおされ、次第に日影になる地もあるべし、かやうなる地をも心よせ、地詰肝要也

一　檢地は如何樣成なりかたちの田畠成共、竪横十文字に二竿に打者也、依ㇾ之横竿に口傳祕事有也、入歩の事、是は三十歩より內の田成共畑成共、近所に有ㇾ之を其歩を量、肩書に入歩として結也、如ㇾ此有儀は畝より內なる故に、帳面に一かどしるす事如何かと云儀也、然共地主替りたるは各別也、然ば四十歩入、五十歩入などと有はあやまりなるべし、檢地には竿の立樣の法有、末に委細記也、先竿取の者は田畠の眞中に行指圖を可ㇾ請、依ㇾ之竪竿の奉行人は、田畠のなりを見屆竿を立、夫より其竿にむかい、是迄可ㇾ打とさしづをす、横竿の奉行人竪竿を立極たるを見屆、是又竪竿の眞中に横竿を立、是も奉行人共竿にむかい、是まで可ㇾ打とさし圖をす、扨竪竿より打はじめるもの也、但繩手一組に奉行三人、竿取三人なるべし、壹人は帳面書、壹人は替竿也、横竿は立樣少し違ても、歩數多く相違有者也、第一竪横共に竿筋違にならざるやう、めがねのたんれん肝要也、竪竿横竿田畠の眞中にて、十文字に打合するやうに打はじめる者也、依ㇾ之竿立やうに稽古の法有、又竿の立樣いかほど稽古ありとも、めがねたんれんなくては無ㆬ覺束ㆪ事也

一 検地に寸尺まで打帳に記事有、如レ此なる儀入念たるやうなれども、聊さやうにあらず、しさいは歩詰勘定に寸は用がたし、其上末代に至て地詰など有時、還而妨に成難レ改者也、又竪横共半にて留、半の内外は竿先にて指引ば、帳面も吉、歩詰も吉、末代に至てたとへ地詰など有と云共、疑敷事なし

一 検地は大歩に打たるが吉、竿立法稽古あらずんば、大歩の検地打事成がたかるべし、たとへ小歩成共竿の法を不レ辨ば無二覚束一事也、小歩は奉行人もつとめよし、百姓も好もの也、田畠の畴畔を其畠毎にて除おもふ故也、いかほど畦數有と云共、祓除畦と不除畦畔有者也、大歩の検地成共可レ除二畦畔一をば祓者也、小歩なりとも除まじき畔をば祓ざるもの也、大歩の能事は末代迄田畠の分明に知るゝ、就レ之地主も反別委細に覺るなり、然ば検見の節反別計出すに相違なし、納所の節壹人別疑敷事なし、旁能事おほし

田かち畑かちの村了簡の事

一 田かち畠かちといふ事別して用事あらずといへ共、第一高を結に入事也、并に免相検見の心得に入事也、依レ之田反別小成共、田かちの村も有べし、田畠等分なる反別は猶以田かちの村なるべし、田畠兩高を以知レ之、高盛順路か不順路かを考事肝要也

検地位付の事

一 田畠位付は上中下と三段に究たるが吉也、然共上中下下々などと四段は不㆑苦が、上々と有儀は不如此なる田畠を十文字二竿に、歩詰検地横竿口傳有

可レ有と見へたり、口傳に不レ及、田畠の土には其品々色々有と雖も、大方は上所、中所、下所とて、其土の位定り有者也、扨又上田の土は上田の土、中田の土は中田の土、下田の土は下田畠の土なるべし、其の外田方より畑方土能所も自然にあるべし、大槩は前のごとく成もの也、依レ之検地極るに、古來よりも上所に中少有分は上なるべし、中所に上少有共中なるべし、下所も其通りなるべし、但検地はつよくもなく、よわくもなく、但壹反三百歩成と云傳り、如レ此

傳世話に云檢地のかなめ付所也、田方畠方おとゝまさりは、上田を以上畑を用事も有、下田を以上畠を用事も可ㇾ有、中田を上畠に用事は中樣の心得なり

右ごとくなる田畑を、たてよこ十文字二竿に檢地いたさせ、いかなる田畠なりかたちにても、十文字に檢地不ㇾ成事

ならし竿口傳

如ㇾ此なる長いかほど有共、よこ竿にてならし竿口傳

石積貫積同様の事

一　地方を高に結法はいにしへ於二日本一、國々所々遲〻遠近を量考たると見えたり、しさいは上方に三分一銀納と云法有、關東に貳石五斗替と云法有、是上方關東共に、田畠に六歩違と云事見へたり、其外國々色々なる法有といへども、上方關東の法を以鑑時は相違なし、上方田畠六歩違、畑方三分一銀納と云法、石に四拾八匁、兩に壹石貳斗五升替と見へたり、關東田畠六分違、畑方に貳石五斗替と云法、兩に壹石五斗替と見へたり、是等高を結根元と見へたり、先高量には第一遠近遲〻□□旁其所を鑑事肝要也、是軍役騎馬積年貢諸當の本なるべし、總而高を結には田畠六分違と云事を考、高百石内五拾石田高、又五拾石は畑高として、物成田畠共に五ッ成として、上方畑方は三分一銀納と云法、關東は畑方二石五斗替と云法を以、たとへ田ばかりの地成共、畑ばかりの地成共、田半分畠半分と積也、永貫積の法是又盛の法同前違なし、永廿貫の地の内、田方拾貫畑方拾貫として、田畠等分にして四割替を以積也、これを貳拾貫百石と云也、然ば上方關東にかぎらず、國々所々田畠山野成共、高に結時は田半分畑半分と可レ結儀也と見へたり、物成も其ごとく也

地方貫積四割替の事

一　永貳拾貫の地　　　　　　　　村
　　此取五拾石　　但し四割替
　　　　　　　拾貫の地　　　　田方
　　　　　　　此取米貳拾五石　　但し四割替
　　　　　　　拾貫の地　　　　畠方
　　　　　　　此取貳拾五石　　但し四割替
　　　　　　　此永拾貫文
一　高百石　　右貳拾貫の地　　右同村
　　此取五拾石　　但し高に五ッ
　　內
　　　　　高五拾石　　　　田方
　　　　　此取米貳拾五石　　但し高に五ッ
　　　　　此永拾貫文　　但貳石五斗替

右是高を結法也、委細は末に有、田畑六分違と云根元なり、此法を以執行時は、田畠等分の地は不

レ及ニ沙汰一田過畠過、又は田ばかりの地成共、畑ばかりの地成共、山野海川成共、米金多少有地成共、同高同厘とあらば、過不足と云事不レ可レ有、是高に五ッと結法也、依レ之高を結斗代を考事、古反新反秣の芝間前々免相、或は船宿獵場、或は津出運送、諸事餘力を考事第一也、餘力には高に可レ考餘力も可レ有、高外にして民の様體により所務する餘力も可レ有、如レ此なる儀能々考辨して高盛を極事肝要也、尤田畠土に心を付る事専一也

斗代盛の次第の事

一　斗代盛次第は、田畑共に大概は段々下りなる者也といへども、其内又下り不順なる地も有べし、一概に心得べからず、大概は地面上中下の位各別なるはおそくは有べからず、然共所により田方より畑方劣たる地も可レ有、免相取箇も其ごとくなる者也、いかほど劣勝ある地なりとも、高を結は其地の位次第、田半分畑半分と結事尤也

斗代盛法の事

上方關東共に、田の反取の米を四を以割ば斗代と成、中田下田は上田斗代に二ッ下りなるべし、然共前に如レ記地面土性取箇次第なるべし、大體は段々に土の位有者なれば、二ッ下りと心得、畑方斗代は田

方に六分違成るべし、且つ斗代二ッ下りと云、依レ之田と畑とは二ッ下り也、さあれば中田の斗代に上畠あたる也、夫より二ッ下りに畑方を用也、然上は中田の斗代に六を掛け上畑斗代に用、下田斗代に六を掛中畠に用、下々田の斗代に六を掛下畑に用也、其位いかほど有と云共意得同前也、如レ此を中様の法として、地面地性甲乙により、上田を上畑に用る事もあるべし、又下田を上田に用る事も有べし、上方關東に不レ限、高を結事取箇を以極也、右是米永共に高の五石替、永の貳石五斗替と云法也、高に二割替共云べし、委は末に見へたり、奥州羽州などには三石貳斗替、又は五石七石替などと云法も有といへ共、關東上方の法を以考時は分明知也、其内上方と仙臺とは、一倍違と古來より云傳り、如レ此を考辨あれば、國々所々分明に知べし

上方と仙臺と知行騎馬物成平均一倍違の事

一　上方諸侍は高貳百石を騎馬壹騎と云、在所にて馬を所持□高三百石の諸侍在所にては勿論、在番の節馬を牽、勤□□り如レ此あれば、貳拾貫百石と云事關東同前也、しさいは仙臺は拾貫百石と云、仙臺と上方一倍違と云は、貳拾貫百石と云事也、關東、上方、西國、中國迄此缺事不レ可レ有也

關東貳石五斗替厘付の事

一　高百石　三ツ成と云は　米拾五石金六両

一　高百石　三ツ半成と云は　米拾七石五斗金七両

一　高百石　四ツ成と云は　米貳拾石金八両

一　高百石　四ツ半成と云は　米貳拾貳石五斗金九両

一　高百石　五ツ成と云は　米貳拾五石金拾両

右是關東田畠六分違貳石五斗替ノ厘付、多少田畠等分の法也、此厘付の法を以田畠多少の地米金多少有といふ共、同厘とあらば、物成過不足なきやうに考極るもの也

一　上方厘付關東に同事也、其内關東は貳石五斗替、但し壹石五斗替に成、上方は三分一銀納、壹石に銀四拾八匁替、兩に壹石貳斗五升直段成、如ㇾ此差引を勘辨あれば、國々所々厘付と有時は過不足と云事なし

關東厘付貳石五斗替算法の事

一　高六百拾八石七斗五升　村

此取三百九石三斗七升五合　但高に五ツ

内

米百五拾四石六斗八升七合五勺　　田方

永六拾壹貫八百七拾五文　　畑方

□□□高物成有レ之時、先永六拾壹貫八百七拾五文に六分違の法一五を掛、九拾貳石八斗壹升貳合五勺として有、米百五拾四石六斗八升七合五勺を加、貳百四拾七石五斗と成、是を匣付の法八を以割ば、三百九石三斗七升五合と成、是を右高六百拾八石七斗五升に割ば、高に五ッと當、但高百石に米貳拾五石金拾兩とあたる也

一　高六百拾八石七斗五升　　右同高の村

此取三百九石三斗七升五合　　但し高に五ッ

內

米百八拾七石五斗　　田方

永四拾貫文　　但貳石五斗替　畑方

右是は田過の村なれども、同匣なる故に、米金多少といへども、高百石に貳拾五石金拾兩とあたる

一　高六百拾八石七斗五升　　右同高の村

此取三百九石三斗七升五合　　但高に五ッ

內

米六拾石　　　　　田方
永百廿五貫文　　但貳石五斗替　　畑方

右同高同厘物成は、米金多少なれども、同厘成故に、高百石に米廿五石金拾兩にあたる

一　高六百拾八石七斗五升　　右同高の村
此取三百九石三斗七升五合　　但高に五ッ
米貳百四拾七石五斗　　田方

右□田ばかりの村也、物成如レ斯有といへども同厘成、依レ之高百石に米廿五石金拾兩に當る

一　高六百拾八石七斗五升　　右同厘の村
此取三百九石三斗七升五合　　但高に五ッ
此永百六拾五貫文　　但貳石五斗替　　畠方

右如レ斯畠ばかりの村也、物成永ばかりといへども同厘成、依レ之高百石に米貳拾五石金拾兩にあたる

此五ヶ村同高同厘同畠多少有、物成多少有、然といへども高に五ッと何れも同厘なる故、貳石五斗替と云法を以執行時は、過不足と云事なし、高百石に米貳拾五石金拾兩に此法を以執行時は、田畠等分の地は不レ及ニ沙汰一、田畠多少の地、山野海川成共、高を結時は田半分畠半分として極法也、然上は物成

多少ありとも同厘なれば、過不足と云事なし、是上方關東不ㇾ限、國々所々高を結意得同前成べし

關東　　六分違　　但貳石五斗替

田畠口斗代成法之事

上方　　六分違　　但三分一銀

口傳之事

上田關東十四上方十四　　中田十二十二　　下田十十　　上畠關東十二上方十二　　中畠十十　　下畠八八

右如ㇾ斯上方關東に不ㇾ限、國々所々斗代盛の法也、しかれども上々田上々畠と有儀は不ㇾ可ㇾ有と見へたり、右六分違三分一銀納と云法口傳有、上々と有儀はあやまりなるべし、上のうへに置字見へず

野米野錢高に結法の事

一　野米野錢其の外山野海川成とも、高に結法は前委記、厘付の法を考時は、分明に知、依ㇾ之法を不ㇾ出、いづれも田半分畠半分と高を結と意得あるべし

又云、山方など畠ばかり、しかも一毛作り、畠にて物成は少反別は多有地の村もあるべし、さやうな

る地の村は斗代盛にては高結がたし、如レ斯なる地は貫積の法可レ然歟、然上には水帳にも如レ斯有ては

高合何千何百石　　何村

此反別何百何拾町

内

上畠何拾町歩　　中畠何拾何町何反歩

下畠何百何拾何町歩　　下々畠何百何拾町歩

又言、右同前なる村に田なども少々有、畠方に能地も少々有、其外は右同前なる村も有べし、さやうなる地は年代にて結可レ然、所々は其通りなるべし、其外一毛作りの地は、是又右のごとく貫積りなるべし、尤水帳の末に其譯可レ記儀也、右同前成村毎年取を不レ付して、日損水損の地山畠など一毛作りあらじ、翌年は外之地を開發して是又其年ばかり作、二三年ほど宛之間を置、發返して作る地も有るべし、さやうなる地は有毛ばかりを記、見取場として此高の地もあるべし、又三反壹反と記、高を結地もあるべし、其所によるべし、此等の儀は水帳其譯可レ記儀也

諸家中諸侍知行物成平均之事

一　諸家中諸侍知行物成、藏米にても地方にても渡すと云に、上方關東に不レ限、其法極て可レ有儀と

いふ也、然處に近代はいづれの家中にても、高百石に物成五ッ成といへば米五拾石、四ッ成と云は米四拾石、三ッ半といふは米三拾五石など渡也と云り、如レ斯米ばかりにて執行事はあやまりならずや、高を結に田畠ともにその法を以執行なり、若此法を物成の法とあやまりたるか、又同所により田過なる地などは、民の勝手に畠にも米納の地も有と云、自然かやうなるを以あやまりよりなり、さやうなる家の地は各別にして、古法に田畠共米納と云事可レ不レ有と見へたり、然所に田畠米納の地にもなく、畠方夏麥秋大豆などと云、金納の地の家も給人知行、知行物成米にてばかり執行と見へたり、井田の法は聖人の法と云は、さやうに一方には不レ可レ有、殊に日本は畠の過地と見へたり、畠には米は不レ生者也、地方と云田畠也、然ば家中給人知行、物成米ばかりにて執行と云、田方ばかりの知行と云べきか、爰を以鑑にたとへば、拾萬石の家には人をすかすして人數少き成家成とも、拾萬石の家には知行の給人高五萬石は可レ有レ之也、然ば拾萬石の知行田半分畠半分にして、田方五萬石に物成米五ッ成にして、所務有と云共漸米貳萬五千石ならではなし、是を家中給人に高百石に米四拾石宛に渡す時は、米都て貳萬石渡なり、如レ斯ありては殘米五千石ならでなし、さやうにては無足人のふちかた漸□し、然上は物成は法を以執行候事かや、たとへ法を以執行時は、諸侍少もいたみならず、こめ計にて渡す同前也、しさいは家中給人は千石餘の諸侍成共、米ばかり渡すと云共、其米を翌年の春夏比迄かこひ置、高直成相場を見合拂にてもなし、其暮拂ふちかた米漸殘置事なるべし、夫より内に小給人は其暮拂ても、

勝手不自由成故にこれをかこわず、然則米金にても執行時は給人も吉、扨法のごとくにては殘米おほし、米殘るは京都大坂江戸其外津の能所に運送、自由成地は廻し相場を見合拂レ之、或は在江戸のふちかた米廻レ之、在所〳〵にても春夏は必直段高直なるべし、若知行の民種、夫食不二所持一節は種借し、夫食借に出レ之、さやうなる節關東米と云事あらず、旁兩樣共に能事おほし、米四拾石渡事、藏米知行物成之法と見へず、是は關東上方其外國々所々を、地方高に結厘付法也、依レ之四拾石は五ッ成と見へたり、然處に物成に執行時は、四拾石四ッ成と云、これはあやまりなるべし、物成惣て執行事は、領内の物成の員數を量、たとへ餘慶有と云とも可レ任レ法儀と云り、如レ斯なるも法のなきには不レ可レ有といへども、高を結五ヶ年拾ヶ年の物成平均にして、米の法四拾石を以結とや、然ば三拾五石貳拾八石など法にはあはずと云べし、さやうなる家は定て領内物成の員數不足と見へたり、此等之儀高盛不相應なる故なるべし、然れば高考辨ずる事は、古法を幾重にも〳〵考辨有度事なるべし、誠能不レ愼儀也云々

地方貫石の法起事

一高貳拾貫之地　　村

此取五拾石　　但貳石五斗替

内

貳拾五石は　　田方本米

貳拾五石は　　畠方六分違米

永拾貳貫五百文　　田方

此取三拾壹石貳斗五升　　但貳石五斗替

內

拾五石六斗貳升五合　　田方本米

拾五石六斗貳升五合　　畠方六分違米

內

此取米貳拾五石

永七貫五百文　　畠方

此取拾八石七斗五升　　但貳石五斗替

內

九石三斗七升五合　　田方本米

九石三斗七升五合　　畠方六分違米

此取貳拾五石　　但貳斗五升替

但夏麥秋大豆定として永納
右前貳拾貫の地同様　　村

一高百石
此取五拾石
但高に五ッ
田方
高六拾貳石五斗
前に有レ之拾貫の地
上中下平均十ノ盛
此反別六町貳反五畝歩
此取三拾壹石貳斗五升
但五ッ
内
田方本米
拾五石六斗貳升五合
畠方六分違米
拾五石六斗貳升五合
此取米貳拾五石
但高に五ッ
畠方
高三拾七石五斗
前在々拾貫の地
上中下平均八ノ盛
此反別三町七反五畝歩
此取三拾八石七斗五升
但高に五ッ
内
九石三斗七升五合
田方本米

九石三斗七升五合　畠方六分違米

此取貳拾五石　但高に五ッ

但夏麥秋大豆として永納

右是畠積、石積、反別付、取箇付、厘付貳拾貫百石と直同樣、斗代付永四割替高二割替、高五石替共、又は拾町百石と云法也、田畠六分違是也、此法勘辨あらば國々所々分明なるべし、上方三分一銀これ畠方直段銀に四拾八匁兩に壹石貳斗五升替と見へたり、關東貳石五斗替、畠方の法兩に壹石五斗替と見へたり、如ㇾ斯のわけ能勘辨あらば、國々所々分明なるべし

一　上方十二ノ盛　但反に四斗八升取四を以除

一　中田十ノ盛　但反に四斗取右同斷

一　下田八ノ盛　但反に三斗貳升取右同斷

一　上畠六ノ盛　但反に四斗取右同斷、此永百六拾取、中田同

中田盛田畠六分違と云法有故、中田盛に六掛上畠に用

一　中畠四八ノ盛　但反に三斗貳升、此永百廿八文、下田に同

下田八ノ盛也、田畑六分違と云法故、下田に六を掛、中畠に用永取

一　下畠三六ノ盛　但反に貳斗四升取、此永九拾六文取、下々田に同

下々田六ノ盛田畠六分違と云法故、下々田に六を掛、下畠に用永取

右是一より起る一は十の本也、此法勘辨あらば、何れの國成とも分明なるべし、是を以田畠土の甲乙の品々勘辨あるべし

上方田畠六分違斗代の起の事

一 上田十二ノ盛 反に四斗四を以除、關東同前　一 中田十ノ盛 反に四斗四を以除、關東同前

一 下田八ノ盛 反に三斗貳升四を以除、關東同前

一 上畠六ノ盛 反に貳斗四升三分一銀の法を以、銀納四を以除

中田十盛なり、但三分一銀の法を以、石四拾八匁と云直段を以銀納

一 中畠四八ノ盛 反に壹斗九升貳合、右同斷　一 下田三六ノ盛 反に壹斗四升四合、右同斷

下田八ノ圖關東同、但三分一同斷　下々田六ノ圖關東に同但三分一銀納右同斷

右是斗代勘辨關東同前、田畠六分違也、直段は關東貳石五斗替、上方は三分一銀四拾八匁と云法也、しかれども斗代上方關東同意也、兎相は上方土地たる故、大方二割も增べきやと意得べし

一 貫積の法は右畠斗代ばいして貫高と可ㇾ知、依ㇾ之石高の斗代は取に五石替と云、又二割共云、貫高斗代は四割替と云、是を永四割替と云儀也

高と厘とを知物成米金を知事

一　高と厘とを知、物成米金を知事は前にて知、しかれども茲に一通り記也、田方は高取に五ッあらば、高に四を掛れば則物成と知、畠方は米取ならば右同前、永取ならば高に四を掛、其上に一五と云法を左に置わればば物成知、幾ッ成と云ともこゝろへ同事也

一　貫積の法物成を知、右の心得同前也、總じて地方を高に結時は、田半分畠半分として結也、物成も其通なるべし、然ば厘付いかほど合ても二ッに割、壹ッは田一ッは畠として物成可ㇾ考、貫高畠方物成には二を割、其上を一五と云法を以割ば物成とや、右何とも高を結事は前に委細に在しごとく、いづれの國成とも田壹反より出來、米の限を量、入めを考、馬草其所の賑ひの體、其餘力の有無、土の善惡、旁考る儀肝要也

田畠六分違直段の法事

一　關東貳石五斗替直段壹石五斗と成　　一　奥州白川會津長沼三石貳斗替、壹石九斗貳升と成

一　福島七石替四石貳斗替と成　　一　仙臺五石替、三石替と成

一　出羽米澤六石替、半金納なけめん三石六斗と成　　一　下野國宇津宮三石替、壹石八斗替と成

一　上方畠方三分一銀と云法、石四拾八匁、兩壹石貳斗五升替

右何も心得同前

田畠六分違斗代、並反別付永四割替の事

永高五貫六百貳拾五文
分米貳拾八石壹斗貳升五合　十ノ盛

一　上田貳町八反壹畝七分半

此取拾四石六升貳合五勺　高に五ッ

此米拾壹石貳斗五升　反に四斗取

永高貳貫參百六拾貳文
分米拾壹石壹斗壹升貳合五勺　八ノ盛

一　中田壹町四反七畝廿歩　但高に五ッ

此取五石九斗六合貳勺五才

此取四石七斗貳升五合　反に三斗貳升取

永高四貫五百拾貳文五分
分米貳拾貳石五斗六升貳合五勺　六

一　下田三町七反六畝壹歩

此取拾壹石貳斗八升壹合貳勺五才　高に五ッ

此米九石貳升五合　　反に貳斗四升取

永高壹貫八百七拾五文
分米九石三斗七升五合　四八

一　上畠壹町九反五畝九步

此取四石六斗八升七合五勺　　高に五ッ

此永貳貫五百文　　反に百廿八文取

永高貳貫六百廿五文
分米拾三石壹斗貳升五合　三六

一　中畑三町六反四畝拾八步

此取六石五斗六升貳合五勺　　但高に五ッ

此取永三貫五百文　　反に九拾六文取

永高三貫文
分米拾五石　二四

一　下畑六町貳反五畝步

此取七石五斗　　但高に五ッ

此取永四貫文　　反に六拾四文取

永高合貳拾貫の地也　內田方拾貳貫五百文
畑方七貫五百文

此取五拾石

内

米貳拾五石　　但貳石五斗替

永拾貫文

石高合百石　　内田方六拾貳石五斗 畑方三拾七石五斗 平均十ノ盛

此取五拾石　　但高に五ッ

内

米貳拾五石　　但貳石五斗替

永拾貫文

永高六貫百八拾七文八分 分米三拾石九斗三升九合　十一

一　上田貳町八反壹畝八歩

此取四石四升六合九勺五才　　高に五ッ

此米拾貳石三斗七升五合　　反に四斗四升取

永高貳貫三百六拾八文 分米拾壹石八斗四升　九

一　中田壹町三反壹畝拾七歩

此取五石九斗四升　　高に五ッ

此取米四石七斗三升六合　　反に三斗六升取

永高三貫九百四拾四文五分
分米九石七斗貳升貳合五勺　七

一　下田貳町八反壹畝貳拾貳歩半

此取九石八斗六升壹合貳勺五才　　高に五ッ

此取米七石八斗八升九合　　反に貳斗八升取

永高三貫四拾六文四分
分米拾五石貳斗三升貳合　五四

一　上畑貳町八反貳畝貳歩

此取七石六斗壹升六合　　高に五ッ

此永四貫六拾貳文　　反に百四拾四文取

永高壹貫九百五拾八文
分米九石七斗九升貳合　四三

一　中畑貳町三反三畝三歩

此取四石八斗九升五合　　高に五ッ

此永貳貫六百拾文七分　　反に百拾貳文取

永高貳貫四百九拾五文壹歩
分米拾貳石四斗七升貳合　三

一　下畑四町壹反五畝廿五歩

此取六石貳斗三升七合五勺　高に五ッ

此永三貫三百貳拾六文七分　反に八拾文取

貫高合貳拾貫文の地　内 田方拾貳貫五百文 畑方七貫五百文

此取五拾石　但貳石五斗替

内

米貳拾五石

永拾貫文　但貳石五斗替

石高合百石　内 田方六拾貳石五斗 畑方三拾七石五斗 平均十ノ盛

此取五拾石　高に五ッ

内

米貳拾五石

永拾貫文　但貳石五斗替

永高三貫貳百六拾貳文五分
分米拾六石三斗壹升貳合　十二

一　上田壹町三反五畝貳拾八歩

此取八石壹斗五升六合　高に五ッ

此取米六石五斗貳升五合　　反に四斗八升取

永高四貫七百三拾七文九分
分米貳拾三石六斗八升七合　十

一　中田貳町三反六畝廿六歩

此取拾壹石八斗四升三合五勺　　高に五ッ

此米九石四斗七升五合　　反に四斗取

永高四貫五百文
分米貳拾貳石五斗壹合　八

一　下田貳町八反壹畝八歩

此取拾壹石貳斗五升五勺　　高に五ッ

此取九石　　反に三斗貳升取

永高貳貫百七拾五文
分米拾石八斗七升五合　六

一　上畑壹町八反壹畝八歩

此取五石四斗三升七合五勺　　高に五ッ

此永貳貫九百文　　反に百六拾文取

永高貳貫四百三拾七文五分
分米拾貳石壹斗八升七合　四八

一　中畑貳町五反三畝貳拾七歩

此取六石九升三合五勺　高に五ツ

此永三貫貳百五拾文　反に百廿八文取

永高貳貫八百八拾七文五分
米拾四石四斗三升七合　三六

一　下畑四町壹畝壹歩

此取七石貳斗壹升八合貳勺　高に五ツ

此永三貫八百五拾文　反に九拾六文取

貫高合貳拾貫文　内 田方拾貳貫九百文 畑方七貫五百文

此取五拾石

米貳拾五石

永拾貫文　但貳石五斗替

石高合百石　内 田方六拾貳石五斗 畑方三拾七石五斗 平均十ノ盛

此取五拾石　高に五ツ

内

米貳拾五石

永拾貫文　但貳石五斗替

右是田畑六分違貳石五斗替、高反別取ヶ付厘付、但貳拾貫百石と云儀也、拾町百石共云、高に五石替永四割替共云べし、高二割替共云、斗代は如ㇾ此勘辨有て積べき儀也、無ㇾ左ば高盛不分明成べし

一　關東高百石物成貳石五斗替にして　此永貳拾六貫六百六拾六文六分六厘六毛
一　上方高百石物成三分一銀にして六厘六毛　此永貳拾六貫六百六拾六文六分六厘六毛
一　會津白川長沼三石貳斗替して　此永貳拾六貫六百六拾六文六分六厘六毛
一　仙臺五石替　此永貳拾六貫六百六拾六文六分六厘六毛
一　福島七石替　此永貳拾六貫六百六拾六文六分六厘六毛
一　出羽米澤六石替なければ半金納　此永貳拾六貫六百六拾六文六分六厘六毛
一　下野宇津宮三石替　此永貳拾六貫六百六拾六文六分六厘六毛

右如ㇾ斯國々法有といへども、何れも一より起りたると見へて、所々直段高百石の物成同事也、是は予傳受たるを鑑て是也、然ばいづれの國々、いか様成法有といへども、別て替事あるまじく、一より起外なしと見へたり

地方問答

一　關東に貳石五斗替と云法有、其外國々所々に色々成直段の法有、是は古來米下直成、其節の直段

を例として今以用といへり、實さやう成や、答曰、聊さやうなる分にて不可有見へたり、地方は聖人の法と云り、然ば關東に不限、國々所々直段の法、古來の相場を例として用べからず、是聖賢の法成べし、地方に不限、萬物上古より末代まで、一天下に用といふ法は、聖賢の法になくては不可有然る上は上直下直などゝ、過不及なる法と見へず、就中五穀の類は、高直下直などゝ云法不可有、只これ頓路成る法なるべし、古來相場を例として用と云は、あやまり成るべし

一　問云、上方地性は關東地性とは各別成と云、大方二三割も違ふべしと云へり、しかる所に五畿内筋にても、斗代は十五十六は不過と云、關東にても能地は十五十六と見へたり、答曰、上方は上地なり、關東は下地といへども、斗代は大略同事執行といふ事、上方には三分一銀といふ法、關東には貳石五斗替と云法有、如斯の法を以地性の善惡の譯見へたり、しかれば此譯勘辨有ば委細に知る也、然共勝劣の了簡は口傳可有

一　問云、上方に三分一銀、關東に貳石五斗替と云法、是を以地性の勝劣を知といへり、答曰、何れも一より起たる、一は十の本也、一に心を付ればば分明なるべし

一　問曰、年貢諸當と云事有、御領私領共に別して替事不可有處に、國々所々私領は高免と云り、如此なるも私領高免の限あるや、答云、地方を高に結に、私領御領のわかちなし、然者年貢諸當の法も替事有べからずと見へたり、但諸當と云口傳有べし、高を結𢓇のほう勘辨あらば、分明なるべし

一　去人のいはれけるは、上總國埴生郡に、慶長年中の檢地帳有、地詰上田壹反歩長二、中田も貳反歩長三、下田反などにも或は何反歩長幾ッと有、畑方にも其通りなり、檢地壹竿は田にてもいかほど打申とも、一竿の分は長幾ッと有一枚一竿は長なし、又入歩も肩書に外貳拾歩入長一、外十五歩入長二などゝ有成、古來の檢地は念入たる事なりと云り、是末代に地押などゝ云時、明白に可レ知儀を以、如レ此認度事也と云り

一　問曰、地方は聖人の法と云、畑には米は不レ生もの故、畑方米納と云事は不レ可レ有と、此一卷所々に見へたりと云り、又上方三分一銀納と云事所々に見へたり、又奥州筋六石替半金納などゝも有、如レ斯あれば畑方米納といふべし、加一様南事也、答て云、上方に畑方は三分一銀、或は貳石五斗替、或は半金納などゝ云法有といふとも、米納夫を金銀を以相場次第所務するといふにあらず、高盛斗代を勘辨あれば分明に知べし

一　ある人問曰、年貢諸當限、國々所々に夫〳〵にあるやと云、答曰、民を仕に時を以てすと云り、然ば年貢諸當に上方關東に不レ限、其限可レ有儀也、是は上方三分一の法、關東貳石五斗替、高の二割替永四割替と云法を勘辨あらば、いづれの國所也なれ共、年貢諸當の積り分明知べし、如レ此なる儀を不レ辨ば、地方執行事は無二覺束一儀なり

右此一卷予心の重寶にもならんと、覺書までにして外へ一覽に及事、誠に笑草と存隱置候といへど、

も、御傳開あそばし候て達て執心故寫進入候、誠文盲の忍書と申、殊に予一分にて考たる事、別て他の重寶に可ㇾ被ㇾ成儀にあらず、必々御一自分の若御役にも達し於ㇾ申は本望に存候、他見御免可ㇾ被ㇾ下候、幾重〳〵にも世上笑草

元祿八年亥二月上旬

地方一様記 終

宮崎幸麿
小西武治
校

大正三年十月廿二日印刷
大正三年十月廿五日發行

日本經濟叢書　卷五　非賣品

不許複製
（印）日本經濟叢書刊行會

編者　瀧本誠一
發行者　佐藤卯兵衛　東京市神田區駿河臺鈴木町拾六番地
印刷者　中田福三郎　東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地
印刷所　株式會社秀英舍第一工場　東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

發行所　東京神田區駿河臺鈴木町拾六番地　電話本局三一八五・振替口座東二六八一〇　日本經濟叢書刊行會

理事　高木範之丞　鹽谷壽作　佐藤卯兵衛

CONTENTS

of the fifth volume

BIBLIOTHECA
JAPONICA
ŒCONOMIÆ POLITICÆ

VOL. V

TŌKIŌ
NIHON KEIZAI SŌSHO
KANKŌKWAI

1914.